日野市議会会議録

平成３年第４回定例会

第 27 号 ～ 第 34 号

12 月 5 日 開会
12 月 20 日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1761290

平成３年　第４回定例会日程

１２月　５日	（木曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
１２月　６日	（金曜日）	審査報告、議案上程
１２月　９日	（月曜日）	一般質問
１２月１０日	（火曜日）	一般質問
１２月１１日	（水曜日）	一般質問
１２月１２日	（木曜日）	一般質問
１２月１３日	（金曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
１２月２０日	（金曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1761290

平成３年
第４回定例会

日野市議会会議録目次

○12月５日　　木曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 7
諸　般　の　報　告 …… 94
散　　会 …… 95

○12月６日　　金曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 97
欠　席　議　員 …… 97
出　席　説　明　員 …… 98
議　事　日　程 …… 98
開　　議 …… 101

（請願審査報告）　　（厚生委員会）

請願　第３－20号　建設会社の廃材焼却に関する請願 …… 101

（建設委員会）

請願　第３－１号　大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情 …… 102

請願　第３－27号　多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願 …… 103

（議案上程）

議 案　第 86 号　日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 104
議 案　第 87 号　日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 105
議 案　第 88 号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規定を定める条例の制定について …… 106
議 案　第 89 号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について …… 106
議 案　第 90 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 114
議 案　第 91 号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 114
議 案　第 92 号　日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 117
議 案　第 93 号　平成３年度日野市一般会計補正予算（第３号） …… 121
議 案　第 94 号　平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） …… 138
議 案　第 95 号　平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号） …… 140
議 案　第 96 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号） …… 140
議 案　第 97 号　平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号） …… 142
議 案　第 98 号　市道路線の廃止について …… 145
議 案　第 99 号　市道路線の認定について …… 145
議 案　第100号　不動産の取得について …… 147
議 案　第101号　学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について …… 161
議 案　第102号　日野市一般職の職員の平成３年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について … 163
議 案　第103号　日野市防災情報室建築工事請負契約の締結について … 171
議 案　第104号　日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結について …… 171
議 案　第105号　日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について …… 171
議 案　第106号　（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結について …… 181
議 案　第107号　浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の一部変更について …… 184
議 案　第108号　浅川右岸第五処理分区（３－３）工事請負契約の一部変更について …… 186
（報　告）
報 告　第 9 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 187
散　　会 …… 189

○12月９日　月曜日（第３日）
出 席 議 員 …… 191
欠 席 議 員 …… 191
出 席 説 明 員 …… 192
議 事 日 程 …… 192
開　　議 …… 193
（一般質問）
馬場繁夫議員
１．平成６年度からの第３次基本計画は「真の豊かさを実感できる」街づくりをめざして …… 193
奥住日出男議員
１．再び問う！日野市の生活水準 …… 213
米沢照男議員
１．市内じゅん環バス路線の今後の計画について …… 235

２．南平丘陵公園の積極的な市民利用をめざして …… 241
３．空教室の積極的な活用について …… 246
鈴木美奈子議員
１．障害者に関する諸問題を解決するために問う …… 254
２．「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」と「老人保健福祉計画」策定について …… 267
沢田研二議員
１．障害者福祉（視覚・聴覚・車椅子）施策のより充実を …… 271
散　　会 …… 286

○12月10日　火曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 287
欠　席　議　員 …… 287
出　席　説　明　員 …… 288
議　事　日　程 …… 288
開　　議 …… 289
（一般質問）
板垣正男議員
１．ミニバス乗車は、シルバーパス同様に身体障害者手帳を持っている市民も無料とされたい …… 289
２．アンケート調査に基づく安全・便利な日野駅とするために …… 296
３．日野台１丁目広場（公園）計画の進捗状況について …… 299
福島敏雄議員
１．市民が要望する諸課題の前進を図れ …… 303
下村　功議員
１．市役所サービスの国際化について …… 316
２．再び「子ども議会」の実施を問う …… 324
天野輝男議員
１．日野駅周辺のまちづくりについて問う …… 328
簗野行雄議員
１．改正生産緑地法について …… 339
散　　会 …… 355

○12月11日　水曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 357
欠　席　議　員 …… 357
出　席　説　明　員 …… 358
議　事　日　程 …… 358
開　　議 …… 359
（一般質問）
谷　長一議員
１．土地税制について …… 359
高橋徳次議員
１．地域における環境整備等について …… 373
藤林理一郎議員
１．住みよい街づくりをめざして …… 384
竹ノ上武俊議員
１．青少年の市民要求実現のために努力を …… 389
２．道路の排気ガス悪化に対策を …… 396
３．中高層住宅に住むお年寄りのために手すりのとりつけを …… 400
４．多摩センター行きバス路線の新設を …… 406
散　　会 …… 410

○12月12日　木曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 411
欠　席　議　員 …… 411
出　席　説　明　員 …… 412
議　事　日　程 …… 412
開　　議 …… 413
（一般質問）
小川友一議員
１．公共事業について …… 413

田原　茂議員
1．寝たきり老人“ゼロ”を目指して …… 434
2．健康安心システム――健康カードの導入を図れ―― …… 452
古賀俊昭議員
1．総合体育館（武道館を含む）の早期建設のため、平成4年度予算に調査費等の計上を …… 456
2．新設バス路線「日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統」に朝7時台の運行便を …… 462
3．「防災情報センター」の不明瞭部分について …… 464
土方尚功議員
1．公共下水道の供用開始とゴミ・し尿処理施設計画について問う …… 478
一ノ瀬　隆議員
1．「高齢者憲章」の制定を …… 489
散　　会 …… 501

○12月13日　金曜日（第7日）
出　席　議　員 …… 503
欠　席　議　員 …… 503
出席説明員 …… 504
議　事　日　程 …… 504
開　　議 …… 507
（一般質問）
佐藤洋二議員
1．市営住宅の増戸計画および建替計画について問う …… 507
執印真智子議員
1．子ども達がのびやかに水と親しむためにプール授業の充実を！ …… 521
宮沢清子議員
1．小・中学生の補助教材費等の父・母負担の無償化をめざして …… 529
2．小児成人病予防検診について …… 546
夏井明男議員
1．近隣各市の街づくりと関連して日野市の事業を進めよ――多摩100周年事業と連動して―― …… 550
2．多摩川・浅川公園化構想――建設省の休憩所づくりと連動して―― …… 562
3．なぜ小学校・中学校のＰＴＡに先生は参加しないのか …… 565
散　　会 …… 576

○12月20日　金曜日（第8日）
出　席　議　員 …… 577
欠　席　議　員 …… 577
出席説明員 …… 578
議　事　日　程 …… 578
開　　議 …… 585
（訂　正）
議案　第100号　不動産の取得の訂正について …… 585
議案　第103号　日野市防災情報室建築工事請負契約の締結の訂正について …… 585
議案　第104号　日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結の訂正について …… 585
議案　第105号　日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の訂正について …… 585
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案　第86号　日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 585
議案　第92号　日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 585
議案　第100号　不動産の取得について …… 587
議案　第103号　日野市防災情報センター建築工事請負契約の締結について …… 588
議案　第104号　日野市防災情報センター建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結について …… 588
議案　第105号　日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生

空気調和設備工事請負契約の締結について …… 588
議 案　第106号　（仮称）日野駅西第5自転車等駐車場新設工事請負契約の締結について …… 590
議 案　第109号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 591
議 案　第110号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 591
議 案　第111号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 592
議 案　第112号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 593
（総務・文教・厚生・建設）
議 案　第 93号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第3号） …… 607
（厚生委員会）
議 案　第 87号　日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 616
議 案　第 90号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 616
議 案　第 91号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 616
議 案　第 94号　平成3年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） …… 618
議 案　第 97号　平成3年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号） …… 618
（建設委員会）
議 案　第 88号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規定を定める条例の制定について …… 619
議 案　第 89号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について …… 620
議 案　第 95号　平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） …… 621
議 案　第 96号　平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号） …… 621
議 案　第 98号　市道路線の廃止について …… 622
議 案　第 99号　市道路線の認定について …… 622
（請願審査報告）
（総務委員会）
請 願　第 2－32号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願 …… 623
請 願　第 3－13号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情 …… 623
請 願　第 3－28号　法務局の大幅増員に関する請願 …… 623
（文教委員会）
請 願　第 3－2号　2学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願 …… 624
請 願　第 3－15号　単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情 …… 624
請 願　第 3－32号　日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願 …… 624
（厚生委員会）
請 願　第 3－9号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願 … 625
請 願　第 3－24号　たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願 …… 625
請 願　第 3－35号　市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情 … 625
（建設委員会）
請 願　第 2－5号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願 …… 627
請 願　第 2－30号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願 …… 630
（取り下げ）
（文教委員会）
請 願　第 3－16号　日野市立幼児教育センター存続に関する請願 …… 631
（継続審査）
（総務委員会）
請 願　第 3－11号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に

関する請願 …… 632
請 願 第 3 －12 号 拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 632
（文教委員会）
請 願 第 3 －10 号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情 …… 632
請 願 第 3 －23 号 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 …… 632
（厚生委員会）
請 願 第 2 －20 号 日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願 …… 633
請 願 第 2 －24 号 「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 633
請 願 第 2 －25 号 中ホール建設に関する請願 …… 633
請 願 第 3 － 8 号 黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願 …… 633
請 願 第 3 －17 号 日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 633
請 願 第 3 －26 号 看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情 …… 633
請 願 第 3 －29 号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情 …… 633
請 願 第 3 －30 号 安心して飲める水道水の水質基準に関する請願 …… 633
（建設委員会）
請 願 第 2 － 4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 633
請 願 第 2 －28 号 大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 633
請 願 第 3 － 4 号 区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 633
請 願 第 3 － 5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 633
請 願 第 3 －19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 …… 633
請 願 第 3 －21 号 岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願 …… 633
請 願 第 3 －22 号 公園設置に関する請願 …… 633
請 願 第 3 －31 号 都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願 … 633
請 願 第 3 －33 号 山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願 …… 633
請 願 第 3 －34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願 …… 634
（中間報告）
特別委員会中間報告の件 …… 634
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 641
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 641
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 641
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 642
（請願上程）
請 願 第 3 －36 号 日野市民葬斎場建設促進に関する請願 …… 642
（議案上程）
議 案 第 113 号 平成 3 年度日野市一般会計補正予算（第 4 号） …… 642
議 案 第 114 号 平成 3 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） …… 644
議 案 第 115 号 平成 3 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号） …… 645
議 案 第 116 号 平成 3 年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） …… 646
議員提出議案 第25号 日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について …… 647
議員提出議案 第26号 日野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について …… 647
議員提出議案 第28号 暴力団排除宣言に関する決議 …… 648
議員提出議案 第29号 法務局の大幅増員に関する意見書 …… 648
議員提出議案 第30号 市街化区域内における市民農園の整備に関する意見書 …… 648

議員提出議案 第27号　国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法案反対の意見書 … 649
午後10時56分休憩後、再開に至らず閉会 …… 694

12月５日　木曜日　（第１日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第27号）

12月５日　木曜日　（第１日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	総務部参事	小林修君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成3年12月5日（木）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　行政報告
日程第4　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午前11時20分　開会

○議長（小山良悟君）　これより平成３年第４回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

24番　旗野行雄君

25番　古賀俊昭君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（旗野行雄君）　去る12月２日、本定例会の運営につきまして、議会運営委員会を開催しまして協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日より20日までの16日間と決定いたしました。

なお、細かい日程、あるいは議案の取り扱いにつきましてはお手元の資料のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月20日まで期日16日間と決定いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）

米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　会期の関係で一言、要望意見を述べておきたいと思います。

20日最終日には、御存じのように７時から地区労の解散レセプションが予定されております。したがって、この20日の日は定刻までに終わらせたい、という議会運営委員会内の意向が強かったわけであります。私も大賛成でありますので、既に配られた定例会日程表の13日午後５時が意見書ないし決議案の提出締切であります。この定刻どおりに意見書案何件か提出したいと考えております。最終日までにちょうど１週間ありますので、これまでのパターンですと、御存じのように最終日に各会派の意見書案の検討がなされる。したがって延々と休憩が続く、というようなことから、過去２年間にわたって

毎回、毎回、議会が流会ということで、提出された意見書案が廃案になるということであります。したがって、今回は最終日に定刻どおりに終わらせるということから、19日までに各会派の意見書案に対する検討、そして態度決定をしていただきたい、ということを強く要望しておきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ただいまの米沢議員の申し出でありますけれども、基本的には、議会運営でスムースに議会が運ぶように行うためには、各会派の協力も必要でございますので、そのことについては各会派、各議員とも十分承知していると思います。議長としてもスムースに議会運営が行くように願うところでございまして、その対応につきましては議運を通じて行っていきたい、というふうに思いますので、了解していただきたいと思います。

次に、日程第３に入る前に理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

助役。

○助役（砂川雄一君）　貴重な時間を拝借して申しわけありませんが、去る10月16日付をもちまして、組織条例の改正に伴います人事異動を行いました。それに伴いまして本会議出席の説明員に異動がございましたので、御紹介を申し上げます。

生活文化部長、糸川　滋。（理事者あいさつ）

環境部長、山口正夫。（理事者あいさつ）

なお、あわせて説明員として次の参事も出席をさせておりますので、御紹介します。

企画財政部参事、大崎茂男。（理事者あいさつ）

総務部参事、小林　修。（理事者あいさつ）

なお、企画財政部参事の大崎参事につきましては、市立病院、ＪＲ西豊田駅等を担当しております。それから、小林参事につきましては、職員の服務、労務、活性化対策、それから福利厚生対策等を主に担当しています。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　次に、教育長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

○教育長（長沢三郎君）　発言の機会を与えられましたことを心からお礼申し上げます。

私の不徳のいたすところといえ、昨年12月の議会決議を受けて以来、丸１年、議会に対しまして多大な御迷惑をおかけしてきた責任の重大さを痛感しております。回想録出

版につきましては時期尚早であった点を反省し、今後このような事態を引き起こさぬよう十分配慮してまいりたいと思います。

教育にかかわる諸問題が山積している中で、至らぬ点の多い私でございますが、適切な御指導と御助言を得ながら日野市の教育のため微力を注ぎたいものと考えております。私の気持ちを御賢察の上、特別な御配慮をいただけますようお願いし、おわびの言葉とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より平成３年第４回日野市議会定例会をお願いいたします。よろしく御指導のほどをお願いを申し上げます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より３件の報告を行い、他は提出資料をもって報告にかえさせていただきます。

１、市長の海外出張に伴う職務代理の設置について。

私は、去る10月21日から11月１日までの12日間、坂口福祉部長を伴って日本交通公社の主催する「欧州福祉サービス調査団」に参加し、公費で海外出張させていただきました。出張期間中、市政運営に遺漏のないよう地方自治法第152条第１項の規定を適用して、砂川助役に市長の職務代理者を任命し告示の手続きを行い、市議会議長にも御報告をいたしました。11月１日には帰任して、２日より正常勤務に復しておりますが、視察の所見につきましては、今後の市政に資していきたいと存じております。

議会と市民皆さんに感謝申し上げて報告といたします。

２、特別職報酬等審議会の諮問について。

特別職報酬等審議会は、必要の都度委嘱できるよう定めた諮問機関でありますが、本年10月15日、お手元の委員名簿の構成をもって会議をお願いし、議員報酬等の額の改定について諮問をいたしました。４回にわたる会議が持たれて、11月29日、審議結果の答申を受けております。今定例会に答申に基づく所定の議案を提案したいと考えております。

３、庁内チームをもって取り組む当面の行政事項について。

市政推進のための行政課題につきましては、担当部、課が当たるのは当然でありますが、近来は組織間にわたって検討すべき課題がふえております。このたび当面する５件

の行政課題について、その対策と推進のために組織間にわたるチーム編成と事業の取り組みを指示しております。一、二カ月のタイムリミットをもって方針を得たいと考えておりますので、項目を挙げて報告をし、御理解をお願いするものであります。

１．七生村土地改良区対策。２．リサイクル行政の推進。３．クリーンセンター用地拡張の対策。４．環境行政の推進。５．平山京王緑地防災対策であります。

以上の行政事項３点について議会の御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告について質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　３件、質問をさせていただきます。

まず最初に、去る９月定例議会で決算議会並びに本会議におきまして、私の方から指摘をし解決を迫っておりました市営住宅の入居基準を超える高額所得者の問題を最初に取り上げてみます。

公営住宅法等の規定に基づき市営住宅を日野市の場合には設置をし、市民の方に住宅を供給しているわけでありますが、さきの９月議会におきまして、収入基準を超える入居者がかなりの数に上っているということが明らかになりました。しかも、その中には本市の職員も含まれている、ということを初めて答弁されたわけでありますが、その後の適切な措置を求めていた経緯もありますので、その経過等をお聞きするということにいたします。

まず最初に、毎年１回、本年の場合には９月に入居者の収入調査が行われております。その結果に基づき、本来明け渡しに応じなければならない高額所得者の入居実態についてどのような結果になっているのか、お答えをいただきたいと思います。

なお、９月定例会において指摘をいたしました高額所得者のうち、市の職員の世帯に対しては、どのような対応をなされたのか、そのこともあわせてお尋ねをいたします。また、この市の職員の方については、他の高額所得者の皆さんも同じでありますが、過去何年にわたって収入超過の状態を続けてきているのか、つまり明け渡しに応じていないのか、その年数についても答弁を願います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

市営住宅の収入超過者に対するところの御質問でございますけれども、９月の議会で東京都等、いわゆる公営住宅を持っております団体の対応を調査いたしまして、今後、日野市がその処置をとっていきたい、というお答えをいたしました。この間、９月の議会以降、いろいろ調査検討し、また対応できるものはしてきたわけであります。

まず、この高額所得者の問題でございますけれども、現在、東京都がどういう形でやっているか、ということをまず御説明した方が御理解いただけるのではないか、というふうに思いますので、概略申し上げたいと思います。

東京都におきましては、現在、都営住宅を約、概数になりますけれども、24万5000戸所有しております。このうち平成３年度、いわゆる平成２年度の所得をもとにいたしまして高額所得者を出しております。これが約、全体の3.1％でございます。これらの方につきましては明け渡しの通知を出すとともに、この3.1％のさらに１割でございますけれども、呼び出しをいたしまして、公営住宅の趣旨、それから公社、公団住宅への斡旋、政府資金の、いわゆる融資の斡旋、民間住宅への誘導、とこういったものを行っているわけでございます。

それで、悪質といいますか、高額な入居者、いわゆる所得者につきましては、東京都都営住宅高額所得者審査会というものを持ちまして、これは法律の専門家を中心にいたしまして５名で構成をしております。この審議会に諮りまして都の対応を定めている、ということでございます。要するに、この審査会で明け渡しが可、とそういう結論が出ますと、６カ月の猶予を与えまして明け渡しをしてもらう。それでもこの明け渡し請求に応じないという者につきましては、これは民事訴訟に訴えまして明け渡しをしてもらう。これは、最終的には年、大体10件前後だそうでございます。最終的にはそこまで都も措置をいたしまして、公営住宅の趣旨に沿った管理運営をしている、という状況でございます。

それで、こういったものも踏まえまして、日野市の条例できちんと管理運営ができるのかどうか、その辺も今研究をしております。場合によりましたらば条例改正をしないと法的な、いわゆる準備といいますか、そういうものができない、というような感じもするわけでございます。この点につきましては早急に結論を出しまして、必要があれば条例の改正もいたしたい、というふうに考えているところでございます。

大変長くなりましたが、こういう形で東京都がやっているということでございます。本市の、いわゆる今の御指摘の問題でございますが、具体的な数字を申し上げますと、この明け渡しをする条件といいますのは、公営住宅法で定めた基準で算定をするわけで

ございますが、これが月の限度額にいたしますと33万9,000円、これは２年度も３年度も同じでございます。これを２年間オーバーした場合には明け渡し請求ができる、ということになっているわけでございます。これに該当いたしますのが、件数で申し上げますと27件でございます。

それから、この中に市の職員が入っているということでございますが、これは、議会の中でも先般申し上げました２件、入っております。ただ、このうちの１件につきましては平成３年度に収入超過者になった。あとの１件につきましては53年度から該当しているということでございまして、正確に申し上げますと、法律に基づきまして、いわゆる立ち退きの勧告ができますのは１件、ということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　東京都の事例はいいんですが、平成２年度の時点では、高額所得者として２世帯の市の職員が入居していた。それに対しては高額所得者という認定をされているわけですね。しかし、収入基準のオーバーの状態は引き続き平成３年度も続いているのではないかと思いますが、10月１日現在で発表されております、毎年、収入調査の結果を。その結果に基づくと、高額所得者の認定を受けている市職員世帯は１世帯ということでいいのかどうか。しかし、他の――平成２年度は高額所得者の認定を受けていたもう１人の市の職員の世帯については、引き続き収入基準超過ということになるのかどうか、その点、もう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、市長は、この問題についてどのようにお考えになっているのかをお聞かせをいただきたいと思うんです。

公営住宅法の趣旨は、申すまでもなく、この法律の目的というところにきちんと書かれているわけです。「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」ということになっております。

最近の市営住宅の応募状況を見てみますと、この入居者希望がかなり多いために抽選を行っております。ちなみに平成２年度の市営住宅の入居者、向川原団地の場合には、大体平均をして５倍、つまり入居できない、収入基準に合致をする低所得者の皆さんがまだ大勢待機をしていらっしゃる、という状態があるわけです。

こういう中で、市の職員の方ももちろん含まれるわけですが、他の高額所得者に対しても適切な法的措置を講じないということになりますと、他の入居者、または入居待ち

の皆さんに対して示しがつかない、ということになるのではないかというふうに思います。

さらに地方公務員法では、「すべての職員は全体の奉仕者として公益の利益のために勤務し」ということが書かれておりますし、憲法でも「すべての公務員は全体の奉仕者」ということが規定されております。こういうことからいたしますと、まずお手本を示さなければならないのが市の職員の方ではないか、というふうに思うんです。法的な位置づけは、もちろん同じでありますが、まず、そういうことが私は言えるのではないか、というふうに判断をいたしております。

この件に関して、市長はどのようにお考えになっているのか、今の答弁では、13年間にわたって高額所得者の認定を受けながら、明け渡しの請求を受けつつもこれに応じていない、ということが答弁ではっきりしたわけですが、市長のお考えもあわせてお聞きをしたい、というふうに思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　私の方から、市長のお答えの前に再質問につきましてお答えをいたします。

平成３年度、いわゆる高額所得者が27件と申し上げました。そのうち市の職員が２人いる。その２人おります１人につきましては、これは、先ほど申し上げました12年を、いわゆる２年以上を経過しておりますので勧告の対象になる。１名につきましては、平成３年度にこの高額所得者と認定をしたわけでございますので、法律的には勧告の対象にはならない、そういうことになるわけでございます。これは、あくまでも法律的なことでございます。

それから、先ほどの質問の中で、この市の職員２名に対してどういう措置をとっているか、ということでございますが、これは、ちょっと答弁を落としたわけでございますが、過日、２人を呼び出しまして、公営住宅の趣旨、それから先ほど若干申し上げましたけれども、融資の斡旋でありますとか、公社、公団の、いわゆる住宅への斡旋でありますとか、いろいろそういうものを説明をいたしまして、公営住宅の、いわゆる本旨に沿ったそういう形に戻したいということで強く要請をした、ということでございます。

それから、この市の職員以外でございますけれども、今後これらの高額所得者につきましては、先ほど申し上げましたけれども、若干の条例の整備等も必要になればそれを大至急いたしまして、きちんと対応をいたしたい、というふうに考えている次第でございます。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　９月議会、あるいは予算委員会の場で、その御指摘のことはよくお答えをした経過を存じております。数少ない公営住宅の中のまた市営住宅、市民からごらんになって、行政や、あるいは市の職員がモラルに欠けるようなことがあってはならないということは、もう言うまでもありません。

ただ、今回の該当者、市民であるとともに市の職員である。つまり――しかも共稼ぎでそういう所得基準になっておる、こういう事情を知りました。しかも職員の身分といたしましては、管理職や指導的な立場にある職員の位置としては、そういうことは大いに配慮しなければならないことだ、ということは言うまでもしりませんが、市の職員としましては単純労務の職員に位置しておる、こういうことでありまして、管理職であったらちょっとまずいな、ということは感じておりました。

結果、そういうことでありますので、本人にもそのことを伝えたという指導をしていることのようでありますから、推移を見守っていきたい、こういうふうに感じております。特に市民に対して説明をしなければならない、というほどの内容ではないんではなかろうか、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　市長、これは職種によってとか、その人のなにか立場によって、この法律の適用が異なるということじゃないんですよ。公営住宅法には、そんなことはどこにも書いてありません。法のもとには皆同じなんですよ。なにか指導的な地位にあるとかないとか、そのことをもって入居基準を超えて、しかも高額所得者の認定を受けている人に対して特別の配慮をするということになると、他の入居者に対する明け渡し請求はどうなるんですか。著しく不平等ということになるんじゃないですか。問題の意識が全然違うんですね。

市長はどの程度事務当局から説明を受けられたかわかりませんが、高額所得者というのは収入が33万9,000円を超える世帯、というふうに言われました。これは１人でも中に、ほかに収入のある人がいても同じなわけですね。この月額33万9,000円ということになると、そんなものか、というふうにお考えになるかもわかりませんが、これは一人ひとり扶養者については控除されております。実態は、実際に標準世帯３人で見てみますと、収入基準を超える、要するに明け渡さなければならないという基準は、33万9,000円の場合は、実際は収入としては57万5,000円あるわけです。年収にして約700万円、このクラスになると明け渡していただきますよ、ということになるんです。これは、どんな職業の人でも、どういう立場の人でも全く同じに適用されて明け渡しの要求の文書が行っていると思うんです。ちょっと市長の認識はおかしいんじゃないですか。

それから、もう一つ市長のお考えを再度お聞きをいたしますが、担当部局に私は経過をちょっと説明してもらいたいことがあります。

それは、毎年私どもに「日野市職員名簿」というものが渡されます。これは、いろいろな利用方法はあると思いますが、やはり職員間の、例えば年賀状を年末に出すとか、夏のあいさつ状を出す、というようなことに資するために、大体、年賀状を書く季節のちょっと前に毎年出されているものなんですね。この中に、私は、市営住宅に高額所得者として入居している市の職員の方があるという答弁がありましたので、約1400名のこの名簿をずっと見てみました。当然、市の職員の方で共同住宅、マンションやアパートに入っておられる方については、その共同住宅の名称がずらっと入っております。

ところが、この２世帯の市の職員世帯についてだけ共同住宅名が入っていないんですね。ですから、この名簿を見る限りにおいては、市営住宅には職員がいない、というような装いが凝らしてある。私は、いろいろ担当の方にも聞きました。いろんな理由を述べられたんですが、職員間のそういうあいさつ状の交換などを行うということであれば、当然住宅名を記するのが当たり前だと思うんです。住民異動の際に市民に対しては、住民基本台帳に登録する際にアパート名、団地名を書きなさい、という指導を市民に対してはしている。しかしながら、この職員名簿には市営住宅に入居しているということがわからないようにしてある。これはおかしい、というふうに私は常識的に思います。

平成３年度の名簿が、これからつくられると思いますが、これは訂正をすべきだと私は思います。今までなぜ記載されていないのか、そのこともあわせて答弁願いたい。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

まず、職員名簿でございますが、職員名簿は市の事務事業、いわゆる業務を遂行するためにそのサポート役になるような形で、趣旨でつくっているものでございます。場合によれば郵便等の住所の参考資料にもなろうかと思いますけれども、現在、ちょっと余計なことでございますけれども、年賀状等については、今、役所では職員間のやりとりの自粛を促しているような状況で、職員名簿は今申し上げましたような趣旨で使われている、ということで御理解いただきたい。

今、御質問の中にございました住所でございますが、早速、私ども内部で調査をいたしました。いわゆる職員課の中で履歴、経歴、住所等の変更、そういったものがあった

場合には、速やかに届け出をしてもらいまして、その台帳等の修正をしてる、いわゆるそういう手続きを取っております。その中で、今御指摘のありました２人についてどうかということを調べたわけでございますけれども、住民登録と、それから職員名簿と一致をしているということでございます。職員名簿の住所といいますのは、先ほど言いましたように業務の、いわゆるサポートということでございまして、場合によりましては給付関係、その他いろんな諸事務の中で住所等をきちんと正確に書かなきゃいけない、とそういう使われ方もいたしますので、住民登録と一致することを大前提にしてやっているということでございます。

確かに今御指摘のありましたように、最近におきましては建物の居住形態といいますか、構造が変わってまいりまして、平面的なものから立体的なものになりまして、いわゆる１階に住んでいた者が、３階とか４階とか20階とか住むような、そういう形態になりましたし、それから、いわゆるアパート形式というようなものも住宅の形態として変わってきているわけでございます。したがって、現時点で日常生活を円滑に進めるためには、いわゆる住所の中に肩書を入れないと、いろんな支障が出てくるということで、肩書を入れるような指導をしてきている、ということでございます。

この市営住宅に住んでいる２人につきましては、どういう経過でそういう住民登録をしたのか、ということでございますが、ちょっとその辺は、いま少し調べなければわからない。私ども総務部サイドでは、一応住民登録をしているということでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えしましたとおり、数少ない公営住宅に行政の上で、あるいは入居者の上でモラルに欠けておる、ということがあってはならない。そのことを基準にして、職員に対しましても一定の自覚を求めていかなければならない、こういう意味のことを申し上げたつもりであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　平成３年度の職員名簿はまだつくられていない、作成の過程にあるのではないかと思うんですが、住民基本台帳に書かれている記載のとおり職員名簿をつくらなければならない、という規定や基準は、どこにもないわけですね。この該当する方のところを見てみますと、前後には、例えば市営何々住宅とか、よその自治体の市営住宅はちゃんと書いてあるんです。しかも、そのすぐ下には都営住宅もちゃんと書いてある。ところが、真ん中に挟まれている日野市営住宅にいる職員の人のところだけ一切書かれていないわけです。これは、やっぱり指摘があれば平成３年度は、きちんと

お書きになるべきじゃないかと思うんです。住民基本台帳がどうのこうのという問題ではなくて、正確を期していくのが当然ですので、その点はいかがですか。ほかの方の分は全部出ているんですよ。新坂下住宅も出ていますし、その点どうですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

最近の、いわゆる市営住宅の入居につきましては、住所をこういう形で承知してほしいということで指導をし、いわゆる肩書を入れた形で住民登録をしてもらっている。

それから、これはちょっと私の管轄外になりますけれども、市民課等では、そういう肩書が落ちたものについては、気がつけばその場で指導いたしまして遺漏のないような処置をしている、ということでございます。

今御質問のありました件については、市営住宅管理者は日野市でありますので、いわゆる管理者の立場でこの該当する職員等、またこのほかにあるかもしれませんので、よく調査をいたしまして、いわゆる市営住宅の管理者の立場で指導をいたしたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長にもう一度お尋ねをいたしますが、市長は、先ほどの最初の答弁を訂正したのかどうか、つまり職種とか、その方の社会的地位によって、市営住宅の入居者が収入を超えた場合に、その取り扱いに差がない、というのが法律の趣旨ですし、当たり前のことなんですね。

しかし、市長はこの２人の場合には、なにか該当しないような、法の除外例のような趣旨の答弁をされた。その後は、また若干ニュアンスの違ったことをおっしゃったんですが、その点、答弁を訂正しておられるのかどうか、もう一度お答えをいただきたいと思うんです。

私が先ほど申しましたとおり、これは収入によって判断されるわけです。しかも高額所得者の場合には、今後、新たに他の公団とか公営住宅に入居する斡旋も受けられる。しかも、その人がもし新たに住宅を建設する場合に、その住宅建設の費用をローンで払えるかどうか、また新たに、例えばマンション等を購入する場合でもその支払い等に支障がないかどうか、そういうことも勘案して、適切にこの収入基準というのは法律によって決められているわけですね。だから、どんな仕事をしているかとか、そういうことは全く考慮の外にないと、市長は住宅の設置者としての責任を果たせないということになるわけです。この点をもう一度お尋ねをいたします。

それから、先ほど部長は10月１日現在の高額所得者の数を、市営住宅549戸現在あるわけですが、その中の27戸、要するに５％になるわけですが、この数字が、いわゆる平成３年の10月１日現在の数字ということで言われたと思うんですね。これは高額所得者ということで、つまり自治体が法的に強制手段をとっても、今後、裁判等を行っても全く問題がない、という認定を市がした人たちということになるわけです。

しかし、収入超過者というのは、もっとたくさん実はいらっしゃるわけです。その収入超過者の皆さんに対しても、明け渡しの努力をしてください、という文書を出しておられる。この収入超過者というのは全体でどのくらいになるのか、この数も忘れてはならない数字ですので、この点もお答えをいただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市営住宅に対して、入居資格に基づいて抽選等によって入居者が決まっておる、とこういう事情であります。その際に、だんだん社会情勢の変化によって所得もふえますが、現在の公営住宅というのは、いわゆる下限と上限の間が極めて現実の社会情勢に沿っていない、こういう恨みを平素感じております。そのことが指摘の事項を消す意味ではありませんが、職員も市民であることもまた一つの資格にはなっておるわけであります。一般的に言って高額所得、あるいは入居基準のオーバーということは、かなりの数があることでありますし、必ずしも強制的に明け渡しができる仕組みにもなっておりません。そういう意味のことを私は職員として、あるいは行政としてのモラル、というふうに申し上げたつもりであります。

法規上の基準をなるべく適切に守っていくということは当然でありますので、そのような考え方で入居者の方々――一応の付加家賃ということで猶予期間もあるわけでありますので、そういう考えで臨んでいきたい。職員については特にモラルに欠けない、こういう対応で指導する、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

ちょっと私、勘違いして、数字を間違えたかと思いますけれども、要するに平成３年度の高額所得者は28名でございます。さっき７と言ったかもしれません。28名でございます。そのうち、明け渡し請求をしなければならない件数が27でございます。

それから、収入超過者の数でございますけれども、これは180戸という記憶をしております。もし間違えましたら、後ほど訂正をいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　180戸で合っていると思います。

市長に、ちょっと私は理解の仕方が納得いかないんですが、収入の基準の設定が実社会のいろんな経済動向等に合わない、という意識を持っておられるようですが、これは先ほど申しましたとおり、いろいろな経済状況をそれこそ勘案をして適切に改められているものなんです。先ほど申しましたとおり入居基準オーバーの場合でも、標準世帯の方を見てみますと月収19万8,000円というふうに定められているわけですが、これを一見、見ると、厳しいなという気はするんですね。ただ、先ほど申しましたとおりいろいろな控除があるわけです。扶養者がいれば１人当たり35万円ずつ引くわけですね。なおかつ所得として今度は計算してきますので、収入からその分、また低くなるわけです。だから、実際には年収500万の人から該当してくるわけです。月収に直すと、12で割れば40万8,000円、これから下の方を公営住宅に入ってもらおうということで、法律は、ちゃんと低所得者の皆さんに住宅を国や公共団体が提供していく、ということを定めているわけです。実情に合わないという意識はどこから、私、来ておられるか、ちょっとその点、理解に苦しむところなんです。

公営住宅が、つまり今申しましたとおり低所得者の、いわゆる賃貸住宅として設置をされているということです。しかも、そこには多額の税金が投入されているわけですから、収入基準に合っていて入居できない人に対して、入居して収入が超えた人は出ていっていただく、ということがきちんとサイクルで確立されないと公平さを欠く、ということが、まず意識として持っていただきたいんです。社会正義に反する、という考え方があっていいと思うんですけれども、そういう意識が市長にはないのかどうか。ただ、公務員としてのモラルとかいう点だけでお考えになるだけでは、私は対応に不十分な面があるのではないか、というふうに思うんです。

それと、今申しましたとおり名簿のことに関しては、職員名簿ですね、これはだれがどう考えても今までは気づかなかった、ということで、これはもう済ます以外ないと思うんです。しかし、ほかの職員の人は、日野市以外は市営住宅の方は、他の自治体の市営住宅に入っている人は出ていて、都営住宅に入っている人もちゃんと書かれていて、この該当者だけ書かれていないということが指摘されたら、適切を期します、ということを市長はお答えになるべきじゃないですか。いろいろなそしりを受ける、ということになりかねないと思うんです、こういう作為的なことをなされば。この点も市長の判断で、ひとつお答えをいただきたいと思うんです。

それから、参考までにごらんになったかもわかりませんが、例えば、市営住宅を持っ

ております横浜市などは、やはり自治体職員がたくさん入居していたという、しかも高額所得者のかなりの数が挙げられておりまして、これからは、やはりその入居者に対して移転を、要するに転居を促すために全力で取り組む、というような表現もなされておりました。他の公営住宅についても同様の記事が出ておりました。やっぱりこういう措置をおそまきながらよそも初めているわけであります。議会で指摘があれば、市長のきちんとした、この公営住宅の趣旨に沿った取り組みをされる、ということでの答弁が、もう少しあってもいいのではないかと思うんです。

市長は、付加徴収料、割増し料金を収入を超えた人は取っている、というふうにおっしゃったんですね。これは0.4倍、0.2倍という、それぞれ大体規定で取っているんですが、この市営住宅の、今、市の職員の方が入居しております、この日野市市営住宅の場合は現行家賃が2,200円、月額。これは昭和42年に改訂されて、いまだに１回も改められていないんですね。これで付加徴収料を0.4倍取って、0.2倍課している。どういう数字にもならないわけですよ。もう一つの市営住宅については若干開きがありますが、２万5,000円、これも東京都の算定に基づく適切な料金というものでカウントしますと、２万5,000円は、昭和58年の東京都の方式では３万374円、先ほどの2,200円の現行家賃の市営住宅については、東京都の昭和58年の方式で見ても１万2,000円が妥当だ、これもかなり低目に見積もった数字なんですね。これに賦課徴収料を2,200円の家賃に課しても、それほど効果や意味というのはない、というふうに私は思うんです。

もう一度、その点お答えください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、住宅事情が非常に問題を多く持っている。何とか公営住宅で住宅政策を日野市でも展開をしていきたい。都営住宅、あるいは住宅都市整備公団等の住宅をなるべく賃貸で大量に供給できるような環境をつくりたい、こういう考えを持っております。

市営住宅も建替えの際に若干の増戸をしながら、代用市営住宅というような考え方も持って、特に低収入、若い方に日野市民として、やっぱり迎えられる、こういう考えを持っていないと将来の都市の人口増が大変活力に欠ける、というふうなこともあわせ考えておる。その範囲の中の御指摘のことに質問として受けておるわけでありますが、不勉強の部分もありますので、もっと住宅政策そのものを勉強して、福祉住宅その他も含めて取り組んでいきたい、こういうことを考えておるということは一応御理解をしておいていただきたいと思います。当面の御指摘のことにつきましては、お答えが不十分であったかもしれません。

それから、名簿のことにつきましても作為的であったかどうかちょっとわかりませんが、御指摘の根拠はなるべく正しく沿っていきたい、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今後の市長の住宅設置者としての、きちんとした正当な対応を期待をしておきたいと思うんです。

公営住宅に入居できない低所得者の人たちがまだ大勢おられる、ということをまず忘れちゃいけないんですね。しかも公営住宅は税金で建てられているものだ。付加徴収料を課しても、引き続きまだ家賃としては、かなり民間住宅等に比べれば著しく低いわけですね。そのことでよしとすることは絶対にあり得ない、ということです。これは事務的な改善もお願いしておきたいと思うんですが、収入超過者の人たちに対しては、市から家賃の請求と一緒に文書が行っておりますが、これは「収入超過者はみずから住宅を明け渡すよう努力しなければならない、と規定されておりますので、今後、住み替えについて積極的に御考慮をお願いします。また、ほかの住宅を希望する場合には斡旋もします」ということで書かれて、文書が出されているわけですが、あて名も何もないんですね。だから、一般的に収入超過者の方へ、ということになっております。

やはり、こういう文書は市長名で相手名も記して、あなたこれは市長から来ている文書ですよ、ということで、市長からまた市の職員に出すことも今回はあり得るわけですし、他の高額所得者や収入超過の方にも出すということで、その差出人とか――封筒にはもちろん書いてありますよ。しかし、肝心の文書には差出人もあて名も書かれていない。こういうことでは効果も期しがたい、というふうに思いますので、その点で今後事務改善していただきたいと思います。

また、これは高額所得者の認定についても同様でありますので、文書作成の際には、この公営住宅法の趣旨、このことが入居者に対してはっきりと伝わる、そして、引き続き公営住宅の適切な運営に市の方も積極的に取り組んでいただくようお願いをして、この質問を終わりにいたします。

名簿の件については市長の方からお約束がありましたので、この点も、まだぎりぎりで間に合うのではないかと思いますので、お願いをいたします。

次に、あと２件あるんですが、どういたしましょう。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時15分　休憩

午後１時32分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　２番目の質問をいたします。

11月15日号の広報「ひの」に「学校給食と地元産野菜」という１ページを使った記事が出ておりました。この中で私が大変興味を引きましたのは、中の見出しにもありますが、地元野菜を現在学校給食では使用しているわけですが、そのために「子供たちの食べ残しも減る」という見出しが真ん中にあります。記事の中にも、「地元産という親近感も手伝い、子供たちの野菜の食べ残しが減ってきているのが現状です」という記事が出ております。

私は、学校給食の残飯等の調査を行っていただきたい、と９月の定例議会、決算議会で市長に依頼をしました。今まで短期間の５日程度の残飯調査の資料は、その折りに出されたわけでありますが、年間を通して給食の食べ残しがどの程度あるのか、ということをぜひ調べていただきたいという趣旨のお願いをしたわけです。短期間の資料を見ましても、大体５日間で給食数8,380に対して、例えば牛乳などは3372本捨てられている、というようなことも示されておりました。年間どの程度の食べ残し、残飯が学校給食から出されているのか正確な数字を知りたい、ということで取り上げておりましたんですが、今回のこの広報を見ますと年間調査をこれから行う、というような答弁がありましたが、どこかで調査を行われたのかどうかわかりませんが、子供たちの給食の食べ残し、特に野菜について減少している、という記事が出ております。どのような調査結果に基づいてこの記事を作成されたか、その根拠を示していただければと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

残飯の調査等でございますが、学務課が中心になりまして栄養士会等に諮りまして、この調査を指示いたしまして、期間は一定の期間でございますけれども、毎日の残飯の量を牛乳につきましては本数、主食、副食等につきましてはキロ数という形で調査をしております。前年の同時期との比較で、去年とことしでどうか、というようなことも私ども比較をして見ておりますが、そう全体では変わってないところがあります。また学校によっては大分違っているところとか、内容には個々であるわけですけれども、調査

としては、そういうような状況で調査をさせていただきました。

それから、広報に載せる内容につきましては、学校教育部で、学務課が中心になりまして今回のものは用意をいたしたわけでございますけれども、当然栄養士会を中心にいたしまして資料をつくらせて掲載をさせていただいた、こういう状況です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は、この広報「ひの」を作成するに当たって、子供たちの食べ残しが地元野菜を使うことによって、特に副食については減ってきている、というふうに記事が出ておりますので、私が９月議会でお聞きしましたときは、まだ年間を通した残飯の量の調査を行っていない、ということでした。大変残飯が多いのではないかということで、市長にも話を当時したことを覚えているんですが、学校農園のようなものの場を設けて肥料として使うことも考えたい、というような答弁があったんですね。今までその数量的な調査はやってない、という９月議会の答弁だったんですが、この11月の15日の広報で子供たちの食べ残しが減った、というふうに書いてありますので、市長部局の方や教育委員会では、まだ調査は、これから、そういう年間を通したものをやる、ということをお答えになっていたのに、それは答弁が違っていたのかどうか、その辺がはっきりしないものですから、今お聞きしているわけです。そういう数量で、きちんと残飯の量の変化がうかがえる、知ることができる資料が整理されているのかどうか、ということをお聞きしたわけです。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　大変失礼いたしました。

実は、平成２年の１月の一定の期間、それから、また６月の一定の期間の調査の実績がございます。それから、一番最近また新しいものとしては、平成３年の６月と10月の一定の期間、一応調査した資料がございます。

この広報の中で申し上げています地元野菜を食べたときに減った、という根拠なんですけれども、これは栄養士会の中で、その地元野菜を使ったときに学校の給食室、または食堂等で野菜の納め方、地元の人がつくってくれたんだ、大事に食べよう、ということを栄養士さんがその学校、学校によって細かく説明してお配りして、そして食事に入っている。こういうようなときに非常に関心を持って、その日のものは栄養士さんの判断の中で非常に残飯が少なかった、とこういう経験の実話をもとにしてこの文章が書かれた、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　栄養士さんから聞き取りをして、その実話に基づいて、それを根拠として記事をつくった、というふうにおっしゃったんですが、であれば当然、今おっしゃった短期間の残飯調査の中において地元野菜を使った日、そうでなく一般の八百屋さんから野菜を購入した日の残飯を調べる、そういった項目を設けて調査資料をつくっていないと、減ったという断定的なことは――そういうお話もたくさん寄せられている、ということで補強することにはなりますが、事実を断定をして記事として載せるには不十分ではないかと思うんです。ちょっと私は広報の記事としては、ですから、どうかな、というふうに思ったんです。しかも議会の答弁では、まだそういう調査はしてない、ということが９月議会の答弁でしたから、地元野菜の評価を高めるためにあえてこういう内容のものをおつくりになったんじゃないかと思うんですが、やはりデータをちゃんとお取りになって示していただく方が、より説得力があるわけですね。

そこで、ちょっとお聞きをしたいんですが、地元野菜を教育委員会では、年間どの程度、金額にして購入しておられるのか、また日野市の農業生産のうち、出荷額というのはどの程度になっているのか、その点、ちょっと数字がおわかりでしたら今御答弁いただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　今、28校のうち18校が地元野菜を取り入れて行っていますが、野菜全体の中では総体的には約10％ほどになります。年間、金額にしまして昨年の例を見ますと、約820万円ということでございます。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　それでは、その他の御質問の点についてお答え申し上げます。

農業総生産高につきまして、想定ではございますが、七、八億というふうに想定してございます。そのうち出荷高は３億円でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　日野で野菜を出荷して生産農家が市場に出している野菜の年間の売上額、出荷額が３億。学校給食で１年間に地元の農家の皆さんから野菜を購入する金額が820万、３％にいかない数字ですね。しかも、今、学校教育部長のお話だと、大体地元野菜は１割程度だ、学校給食で使用する野菜全体の１割ぐらいを地元の生産農家から購入している。残りの９割が八百屋さんからということになりますね。

ということであれば、非常に調査をするに当たってもその辺のところをちゃんと踏まえておやりにならないと――学校給食に地元野菜が使われているということは日野の給食の大きな特徴で、これは今後も伸ばしていかなければならないいいところだと思うんですが、そのお題目が先行して、実態はまだほとんどが、９割が一般の八百屋さんから、市内の業者から買っている野菜ということになるわけですね。だから、その実態を踏まえた上で地元野菜を使ったときにどうであったか、ということがやはり調査されてないと、このように広報で、わずか全給食の１割にしか過ぎない野菜を使って断定をして、食べ残しがだから減っているという記事をつくるというのは、学校給食の評価を高めようとする意図や善意は、そういう意思はいいと思うんですが、残飯調査もこれからやります、とおっしゃっているときに、いわゆる学校現場の栄養士さん等のお話ももちろん貴重な情報だとは思いますが、数字でちゃんと示していただいた上でこういう記事は、私は構成すべきではないか、でなければ、この学校給食に関する記事については、そういう話も学校給食員の中では上がっている、というようなことで紹介をするような形をとる方が私はいいのではないか、というふうに思うんです。

広報を出しておられる、広報発行の責任者の企画財政部長は、こういう記事について今のやりとりをお聞きになって、どのようにお考えになりますか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えします。

確かに広報を担当する部署としては企画財政部でやっているわけでございますが、もちろんこの原稿等につきましては、先ほど部長からも説明があったとおりで、私の方の広報の方で取材する場合と、また原稿を各部局から出していただく方法、二通りの方法があるわけでございます。

今の御指摘の部分につきましては、もちろん広報を取り扱う担当部としても十分精査し、あるいはその内容も把握しなければいけない、というふうに思っております。今後この辺の掘り下げがなかった部分につきましては、私の方も、恐らく広報にしてもそこまで深く関与してない、というふうに思っております。十分注意して今後対応していきたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　最後に教育委員会にもう一度お尋ねいたしますが、この広報はもう発行されておりますので、別に訂正や取り消しを必要とするような記事とは思いま

せんが、今後、学校給食を担当する教育委員会として地元野菜を使った場合の残飯の量、それ以外の日の一般業者から購入した野菜を使用した日の残飯の量、それをやっぱり、ちゃんとデータでとって、そしてその比較を行うような残飯調査を今後やっていただきたいと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

また、先日、11月29日のある新聞に残飯のことがちょっと出ておりました。「膨大な食べ残し、有効利用法は」ということで、年間1,000万トン、米の生産量に匹敵する残飯が捨てられているということで、埋め立てに使ったり、養豚の方で活用したり、それから堆肥ですね、コンポスト工場に送られる、というようなことでいろいろ利用されているようなんですが、できるだけ残飯を減らす工夫は今後ともしていかなければいけないわけです。

そういう一つの背景があるわけですので、より正確なデータを取って地元野菜が確かに残飯を減らすことになる、有効だ、という数字をきちんと示して、さらに、わずか１割しかまだ使われてないし、全農家の出荷額のまだ３％にも満たない額ですから、それが果たして本当に効果があるかということは、もっときちんとした数字を出せれば、もっと、じゃあ使うようにしようとか、そういう、また別の効果が期待できるわけです。その点、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　昭和の58年度よりこの地元野菜の購入を始めまして、当時２校から始めまして、今やっと18校になったということで、これをどんどんふやしていくということで努力はしております。

それから、今議員さんがおっしゃいました地元野菜だけの部分の調査ということが、その日によって一部分だけ地元が入ったりするとか、全体の10分の１で、非常に困難な部分があるんじゃないか、と今、私、想定しているわけですけれども、極力、意に沿ったような調査はしたいと思いますが、また、新聞に載った例の一部で言いますと、例えば地元のトマトが取れた、そのことを、特にトマトのことを学校の栄養士さんがつくるお知らせ板の中で、食べる直前にお配りして説明をして食べていただく、というようなことが普段のときに比べて、ほとんど残りがなかった、というようなことで全体的な印象を与えていた、ということで大変恐縮に思いますが、また、議員さんがおっしゃっているように地元野菜の奨励をも含めた意味でこういうことを書いた、ということで、私どももそのままにこの掲載を認めてきているわけですけれども、今後、十分にまた注意したいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私の申し上げた趣旨は理解いただいたと思いますので、今後通年の残飯等の調査を行うに当たっては、そうした調査が可能ならばぜひやっていただいて、ただ抽象的に漠然とした、根拠もなしに、地元野菜を使ったから食べ残しが減った、というような記事の構成ではなくて、もっと説得力のある記事を作成するためにもぜひ調査方法を考えていただきたいと思います。

この件は終わります。

引き続いて広報についてでありますが、さかのぼって10月の１日号に「市長室から」ということで、市長のまた例によって顔写真入りのあいさつ文が出ております。「環境問題に意識改革を」ということで市長の文章が綴られているわけでありますが、その中に冒頭の部分ですが、「先進国においては高度の経済活動が、また後進国では人口増加と貧困の悪循環が」という記事があります。この「後進国」というのは、どこの国を指しているのか市長にお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報記事に「先進国、後進国」という使い方をしたということについて、差別用語に当たらないか、こういう反省は――そういうことを内部で反省をしたことはございました。一般的に開発途上国とか、そういう言い方もされておりますし、経済という物差しを当てて先進国、後進国とは新聞にも用いられておるようでありますから、特に非難に該当するということではない、という判断を持っております。どこということは、もう御承知のとおり東南アジアとか、アフリカ、中南米、あちこちに現実に開発途上に進んでおる国はあるわけでありますから、そのことが全く差別用語だ、というふうには考えなくていいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は、この後いろいろお聞きしようと思ったんですが、先回りして市長が答弁してしまったんで、10月１日号ということで、10月の６日が我が国の国際協力の日ということになっているんですね。戦後、昭和29年に日本が戦後復興を大体なし遂げつつある時期ですが、コロンボ計画という海外援助の協力の国際的な部隊に初めて参加したということで、これを記念して10月６日を「国際協力の日」というふうに定めているわけです。この10月６日を記念をして、各地で国際協力に関するいろんなシンポジウムなどが開かれております。

去る10月の、いわゆる６日ですね、国際協力の日の記念国際シンポジウムというのが

国際協力事業団と海外経済協力基金の主催で都内のホテルで行われております。この中で、今、市長がおっしゃった「後進国」という言葉が使われているかどうか、というのを、全部発言者の話を再録してありますので見てみたんですが、１個も使われてないんです。ある方は「被援助国」という言葉を使っておりますし、また別の人は「発展途上国」こういう言葉を使っておりまして、「後進国」という言葉を使っている参加者は、このパネリストの中には一人もいらっしゃらないんです。

ちょうど、その新聞記事の下の方に青年海外協力隊の募集記事が出ております。この中にもいろいろ、この協力隊はこういう仕事をやるんですよ、ということで選考試験の日時だとか、訓練の内容、派遣期間、こういうことがずっと記されておりますが、その中にも「後進国」という言葉はないんですね。「開発途上国」という言葉が使われております。

普通、新聞の編集や広報の編集に当たる人は――市長は、今までの感覚で「後進国」は差別用語ではないから構わないということで使った、という今発言をされたんですが、普通、担当は、これは書きかえた方がいいんではないか、というふうに判断するはずなんですね。しかし、広報課では市長の書いた文章には一筆たりとも手を加えることは許されてないのか、というふうに思うんです。普通、今申しましたとおり一般ではもう使われないんですね、「後進国」という言葉は。各新聞社に私、全部、用語のそういう担当の方に聞きましたけれども、使いません、というお話でした。その理由は、今、市長がちょっとお話しになったような、皆さんは御理解いただけると思いますが、使用しないんですよ。差別用語ではないから、ということで市長はあらかじめ居直って答弁されたんですが、ちょっとなにか反省なさった方がいいんじゃないかと思うんです。担当の広報課では、市長の文章には手を入れちゃいけないんですか。あれだけ広報に携わっている職員の人がいれば、この文章を見たとき一人ぐらいは、これは書きかえておいた方がいいですよ、ということをどなたかお感じになったんじゃないかと思うんです。でなければ、広報課の職員としての資質の問題にもかかってくると思うんです。

この辺のところは、どうだったんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりのことは、先ほど内部検討というふうに申し上げました。その用語について広報担当者も新聞社等にも問い合わせて、気にするほどのことではない、という結論でありました。

私も指摘をいただければ、なるべくこういう用語は、今後は用いない方が大切だろう、

とこういうふうに考えておりますので、そのように二度とは用いない考えでおります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　じゃあ、訂正記事はお出しにならないのかどうかです。

それと、市長の人権感覚とか、思いやりとか、よくおっしゃるんですが、口でおっしゃるほどは実が伴っていないな、ということがこれで、はしなくも証明されているわけですね。文章の中には、他人の迷惑に気配りをする反省の方が道徳的であるとか、信頼性につながるとか、思いやりとか意識改革とか、盛んにそういうきれいな言葉、美辞麗句は山ほど並んでいるんですが、おやりになっているのは、実際はこの程度だ、ということになる。

広報課の方で構わないという意見があった、というふうにおっしゃったんですが、しかし、そういう指摘があれば、ちょっと、やっぱり踏みとどまって考えるだけの素直さがあってもいいのではないかと思うんですが、おれが「後進国」だと書いたんだから余計なことは言う必要はない、というふうな空気があったのではないか、というふうに思うんです。やっぱり反省だとか信頼性だとか気配りだとか、市長もおっしゃる以上は、それこそ発展途上国や被援助国に対する思いやりとか気配りがあれば、今、多くのマスコミや、用語としては使われていない言葉をあえて使うというのは、ちょっといかがかなと思うんですが、訂正記事は、お出しにはなりませんか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報編集の段階で検討をした、というふうにはお答えをいたしました。

それから、人権感覚に欠ける、という御指摘でありますが、私はそう思っていないつもりであります。それよりも大切なのは、我が国は侵略国であるか、そういうことに対する態度こそ一番大切な部分だろうと思っております。特に外国から抗議を受けたこともありませんし、訂正をする考えもありません。

しかし、これからは気を使って御指摘があるようなことは十分注意をしたい、このようには考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　広報を編集する担当の部、それから課として、企画財政部があり広報課があるんですね。それは目の前に岩石のごとく森田市長という、なかなか理解してもらうことが困難な存在があるかもわかりません。しかし、やっぱり職務を担っている以上は用語の問題だとか記事の内容については、きちんとやっぱり責任をある程度

持つ、という意識をこれからも少し強く持っていただきたいと思うんです。

また、私が聞きもしてないことを突然何か発言されたり、何をお考えになっているのか、さっぱりわからないんですが、そういう方をコントロールまではいかないんですが、やっぱり間違っていることは間違っている、と担当部や担当課では指摘をして、それで市長のげきりんに触れたら、それはその部にいたことが運が悪いと判断するしかないと思うんですね、あきらめるしか……。担当の職員の人には、それだけのやはり自覚を持ってやっていただきたいと思うんです。これは、日野市の税金を使って市の広報として公に出されている印刷物ですので、日野市の市長はまだこういう言葉を使っている、というふうに結果的にはとられてしまうわけです。もう時代がかった言葉ですね、こういうのは。素直に反省を求めておきたいと思います。

担当の企画財政部、広報課においても、こういった件については今後十分注意をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（小山良悟君）　　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　　数点、お尋ねをいたします。

先ほど市長から行政報告がございましたけれども、３番目の「庁内チームをもって取り組む当面の行政事項について」ということで、５点、ここに掲げられているとおりのお話があったわけでございます。

その中で最後に、２カ月のタイムリミットをもって遂行していきたい、というお話で締めくくられたわけなんですけれども、今までの行政報告ですと、もうちょっと御丁寧な説明があったのではないか、というふうに記憶をしておりますし、また、私ども市民も大変関心を持っていることでございますので、もう少し具体的にお示しをしていただけないでしょうか。このことが１点でございます。

それから２点目に対しましては、清掃部から名称が改称されていまして、環境部へと移行されましたけれども、市民の皆さんも大変環境ということでリサイクルにも取り組まれていかれるんではないか、というふうに期待をしておるところでございますが、その環境部に対する取り組みといいますか、豊富をお聞かせをいただきたいと思います。

それから３点目でございますけれども、今年度予算に「ごみ減量市民会議」ということで会場借上料等を初め、こういったものを開催していくということで予算が計上されておりますが、現在、まだ開催されてない状況でございますが、この辺はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

それから、今、手元に配付をしていただきました、その庁内チームの編成でございますけれども、２点目のリサイクル行政推進チームということで、事務局が生活文化部に設置をされておりますが、この辺の経緯についてもお伺いをしたいと思います。

さらに、クリーンセンターの用地確保対策チームでございますけれども、これはリサイクル行政との関連づけというか、位置づけは、どのようにされていくのか、また中間施設をつくることも含まれているのかどうか、その辺も伺っておきたいと思います。

それから、環境行政推進チームでございますけれども、これの目的でございます。それから、この構成の中に建設部の公園緑政課、水路清流課等がチームの中に入らないのはどういうことなのか、また、この推進する目的に沿っていないから、こういった担当主幹が今回の場合は入っていないのかどうか、その辺を確認しておきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私の、今回、特に選んで行政報告をした事項の中に庁内チームによって取り組む事業の項目について申し上げております。そのことにつきまして、庁内チームの編成は企画財政部が中心になって、組織横断になるチーム編成はそちらの方からお答えをさせていただきたいと思います。

それで、御質問の中の主要な部分、そのごみ減量市民会議は、これは予定はしておりますので、これまで、どちらかといいますと清掃部が主管部になって取り組んでおりましたのを、もう少しリサイクル行政の推進という立場から検討をして、そして主管部を決めていきたい、こういう考えであります。したがいまして、実施は近いうちにやりたいと思っております。

それから、クリーンセンターの用地拡張ですが、これは、隣接地の建設省が街路樹の保養のために使っておられる、ちょうど合流点のクリーンセンターの東に当たる部分でありまして、何とかこの用地が半分でも日野市の公有地、あるいは借地として確保できることになりますと、クリーンセンターそのものを施設の拡張にも大変都合がよくなります、ということと、当面、少し、クリーンセンターの中でリサイクルの作業をやります際に、用地が今のところ不足でありまして、その場所が早速使えれば、極めていい仕事ができるのではないか、こういう考え方を持っております。

それから、環境行政推進チームでありますが、今回、生活文化部を分けて環境部という部を編成いたしました。しかし、環境行政というのは、今日、非常に幅広い範囲になっ

ておりますし、市の行政としては環境保全条例という条例はあるわけでありますが、余り機能をしておりません。したがいまして、それらのことも含めて、これは新しい環境部のこれから取り組む仕事ということで、より明確にしていきたい、こういう考え方のもとにチームで検討する、こういうことでありまして、公園課と、それから水路清流課が入っていないというのは、ちょっと自治体の環境行政として欠けてないか、という御指摘だと思っておりますが、公園緑政課、並びに水路清流課は、もう長い経験上、一定の行政領域の分野をほぼ明らかに持っております。環境部という新しい部の編成におきましては、クリーンセンターと、それから環境防災関係、これらのことについて、より明確にしていきたい、こういうことであります。

チームの組織編成につきましては、主管部からお答えをいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方から編成の概要につきましてお答えしたいと思います。

もちろん、この五つの推進チームにつきましては、一定の目的を持って推進するわけでございます。よって、ある程度創造すべき、またこれからやるべき当面の課題ということの中で各部とも協議を進めてきました。

一つ目の七生村土地改良区の対策推進チームにつきましては、当然、関連の部局がございます。大変大きな問題を抱えておりますので、そういう関係部の調整を図りながら課長、課長補佐含めましてのチームを編成させてもらいました。

同じように、２点目のリサイクル行政の推進チームでございます。あるいは、３点目のクリーンセンターの用地確保ということで市長からお話もありました。このクリーンセンターの用地につきましては、既にいろんな方向づけの中で検討を重ねてきております。最終的に用地を求める場所は、現在のクリーンセンターの浅川と多摩川の合流地点であろう、というようなことを考えますと、この用地は建設省の用地でございます。そういう意味合いを持ちまして建設省の交渉、あるいは関連の今までの経過もございますので、あるいは建設省との注文等も多少あるわけでございます。そういったことを踏まえますと、こういう関係部、課の組織で対応していきたい、というような基本的な部分がございます。それを基本としまして関係の部長とも協議し、責任部局を決めまして、各部の対応の中で課長、あるいは課長補佐というのは事務局の中での決め方をさせてもらいました。もちろん、まだでき上がったばかりでございます。まだ１回目の会合もやってない実情でございますので、当然この目的を明確にしながら、今後、問題の変化が出

た場合には、その都度、関係部の要請をする場合があろうかと思いますが、当面は、この推進チームの構成の中で一定の目的の中で決めさせた、という経過でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問で、タイムリミットを私が１ないし２カ月ということを申し上げております。つまり事務的スタートといいましょうか、なるべく早く来年の予算編成に間に合うように、ということもあわせて取り組みたいと考えておりますが、最初の予算化、事業化、あるいは対外的な行動の開始、これらは、ぜひ一、二カ月で着手したい、とこういう発想によるわけであります。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　先ほどお伺いしているんですけれども、清掃部から環境部に名称を改称されまして、市民の皆さんも大変関心を持ち、期待をしておるところですので、環境部としての抱負をお伺いしたい、というふうにお願いをしてございます。

その点を先にお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

抱負と申しますか、現在、もう発足をいたしまして、鋭意、連日、今までのデータを集めながら、新しく時の国民総関心を持っていらっしゃる環境問題につきまして、どんな形で市の行政として取り組んでいくのか、このことがやはり清掃部から環境部に変わった、一つの市の考えております姿勢だと思います。そういう中で、ここでもプロジェクトが出ましたし、それから多くの皆様方の御意見も聞きながら、みずから、どういう環境行政に取り組むべきかを定めていきたい。

それには、環境と申しますと、すべてが環境ということになるわけで、すなわち言いますれば家庭環境も環境でしょうし、環境緑政課という課も環境緑化協会というものもあるわけでございますし、すべて環境という言葉がつながるわけですが、私どもが組織の中で行います環境、これは今、公害問題から進みまして、環境部、環境防災課になりましたわけですから、もう一歩進んで、その環境行政に取り組んでいきたい。今までと少し方向を変えていく必要があるんではなかろうか、こんなふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ただいま御説明をいただきましたけれども、その中から数点、

再度伺っていきたいと思いますが、このリサイクル行政推進チームですけれども、事務局が生活文化部に設置をされて、生活課が中心になっております。また、構成メンバーとしては各部局も入っているわけなんですけれども、先般の９月議会の建設委員会におきまして指摘をさせていただいた件がございますが、あした、議案が上程されてまいりまして、商工振興費の中に再度、設置していくリサイクル容器設置工事のマイナス60万減額をされていることとか、空き缶回収器１台94万円設置ということで補正予算が計上されております。明日と再度また、私も建設委員でございますので、この辺はまた委員会の中で慎重に審議をさせていただきながらお伺いしていきたい、と思っておりますけれども、９月の議会のときに、この問題に関しましては相当な時間をかけまして、みんなで審議をさせていただきましたし、市長さんにも御出席をいただきまして御答弁もいただいたことでございますが、その中で私たちが指摘をさせていただきました、これからの要綱の中にあります2367ページの、日野市資源ゴミ回収事業開始支度補助金交付要綱でございますが、この中の第２条に「この要綱において団体とは、市民の住民が共同で公益的目的を追及するために結成した自治団体を言う」というふうに第２条で定義づけられております。この定義づけから申しますと、この補助金の交付に関しては、自治団体を中に位置づけて定義づけをされているわけなんですね。

そういったことで、これに関して商業振興費として傍ら交付する、ということは否めないわけなんですけれども、内容的なものをいろいろと検討していく中に、果たしてこの要綱の位置づけと合っているのかどうか、という甚だ疑問を感じましたので、建設委員会の席でこの要綱の整合性ということをお願いをいたしまして、市長さんからも見直しをし整備をしていきたい、というような御答弁をいただいておりますけれども、９月議会以降、この件に関してどのように検討され、要綱が整備されてきているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　９月議会の建設委員会の審議の場で御質問をいただき、私もお答えした内容があります。たまたま、多摩平中央商店街のことも明らかにいたしまして、空き店舗があるものですから公団と交渉して借りられる見通しは立ちました。

それから、今御質問の１点であります各商店街を対象に、つまり商店街のリサイクル事業も補助対象に当てる、該当させる、ということを来年の新年度からは実施していこう、多少のＰＲもいりますし、若干のまた補助金等が必要かもしれませんので、そのような取り組みで進める考えでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私どもは９月議会でお約束をしていただいておりますので、要綱の整合性というか、整備ができた段階で補正予算というのは計上されてくるんではないか、というふうに理解をするんですけれども、その考え方というのは、どのように考えていったらよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　各商店会にその意図を伝え、また商店街としての取り組みをお願いをする、こういう期間が多少必要だろう、と思っております。整合を図ったからには、即日、実施することも大切なことではありますが、ちょっとそのあたりの時間が必要ではなかろうか、こう考えておりますので、来年度実施に向けて取り組んでおる、とこういうふうにお答えをいたしました。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　先に質問を進めたいわけですけれども、私は、決して商業振興費とか商店の振興に対して云々ではなくて、今後のリサイクル事業の位置づけという部分から、しっかりしたものをつくって行かなければいけないんじゃないか、という思いがいたすわけで、その中からお伺いをしております。

やはり建設委員会では、ぜひ、それを整合というか整備をしていくので、この補正予算は、今議会では通していただきたい、というお約束というか、市長さんの御出席の中でのお話がございましたので、それならばそういう方向で十分検討する期間もあるだろうから、その予算に対しては賛成をしましょう、ということで全会一致で可決をさせていただいているわけなんですね。

ですから、やはりそういったものが一つ一つクリアされる中で、次から次へと、やはりお示しをしていただいた方がいいんじゃないかな、道理に合ってくるんじゃないか。また今後の委員会に付託をされる審議の中で、その辺でまた、ある部分では戸惑うというか、いろいろとまた質疑をしていかなければならない部分というのが出てくるんではないかな、ということを懸念するものですから、今、行政報告の中でお伺いをしております。

それから、もう一つ、あの席で私どもが発言というか提案という形で採択をする中でお願いをしたことは、リサイクル行政推進チームということで、こういうふうなお考えを持っていただくことは大変有意義でありますし、ぜひ、このことも進めながら、もう一方では、やはりこのリサイクルを進めていく中でのきちっとした位置づけというんで

しょうか、この中に行政推進チームができて、その後に、じゃあ今後、提案というかリサイクルに対する委員会みたいなのをつくって、市民だとか学識経験者だとか、いろんな人たちの御意見を伺うようにして、さらに充実させていくんでしょうか。その辺をちょっと確認をしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の部分の調整をして手間取っている、ということであってはなりませんので、現行制度の中に商店街リサイクルも適合できることをなるべく早く実施しなければいけない、このように、今伺って感じております。

それから、たまたま、リサイクル行政推進チーム、非常にリサイクルの仕事も取り組みようによっては広範でもあり、いたしますので、単純に清掃部だけの取り組みということではなくて、もっと生活文化という観点から広く市民運動に提起、問題をお願いをしていく、こういうことでありますので、御指摘のような市民参加の仕組みも十分配慮しながら、効果のある取り組みでいきたい、このようなことを考えております。それがリサイクル行政推進チームの、特にチームを編成した趣旨でもございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　もう１点、伺いますけれど、委員会の席で私たちは、ごみ問題に関して、リサイクルに対して生活課だとか、清掃部のごみ減量主幹を中心にしての旧の清掃部、それから産業経済課というふうに一つ一つがばらばらになっておりますので、ぜひ、このリサイクルを進めるに当たっては一本化できないか、そして、ごみを減らす課の設置くらいをしてはどうか、というふうに提案をさせていただきまして、そのときに市長さんも課に対する、設置に対するお話はなかったんですけれども、今後、リサイクルごみ問題を進めていくのには、清掃部で一本化していきます、というふうにきちっと御答弁をいただいているわけなんですね。

今、お話を伺いますと、生活文化部の生活課が主体になっていくんだ、というふうにおっしゃっておりますけれども、やはりごみの減量というか、ごみを減らし、ごみを生かすリサイクルですね、両方、やっぱり並行立ててやっていかないと、このごみ行政というか進んでいかないんではないか、というふうに考えるわけなんです。片や清掃課の方で一生懸命、それぞれの立場の方たちが御努力をしております。そういった中での本当の声というのは大事にしなきゃいけませんし、そこから本当のごみ減量というか、また、ごみを生かしていくという大きな力が生まれていくんではないか、というふうな考えのもとにそういったこともお願いをしまして、清掃課で一本化します、というふうに

お話をされているわけなんです。その辺がちょっと、若干食い違ってきておりますので、今後その辺は、今の御答弁のとおりで進めていかれるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それらの点をより組織的に明らかにすることと、仕事の効果を上げるということを目指してチームをつくるわけでありまして、現在これまでの清掃部が、かなり集まってくる、いわゆる生活廃棄物、ごみに対するリサイクル事業は鉄とアルミの選別機による分別、これらも実施しております。

それから、ごみ減量という観点から私どもの理解は、クリーンセンターというのは市民から排出されるごみをまず収集いたします。そして場内で焼却とか分別とかいう処理をいたします。最終に残る、いわゆる灰と、それから処理できないものを処分地に運びます。収集、処理、処分、こういう段階を経てごみ行政が成立しておる。

一番、終末処分場の問題は、各関係市から持ち込まれるごみが、どんどん近ごろふえますので、したがって予定通りの年次に対応できないかもしらん、こういう焦りがそこにあるわけでありますから、我々は少なくもガラスぐらいは、つまりカレットとして再生の道に乗せる、そして、なるべく処分地の負荷を少なくする、こういう考え方で取り組もう、ということでおります。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今、ちょっと私も、本来のリサイクルの趣旨というのは、一体何だろうかな、というのを考えるわけなんですけれども、クリーンセンターが建設されたときには、１日、610 グラムのごみを推定して建設をしているんではないかと思うんです。平成２年度には947 グラムと、ごみがふえてきております。年々ふえていく中で300 グラム以上のごみがふえてきております。これは、１人１日当たり排出する量なんですね。市民一人ひとりというのは、赤ちゃんの数までも入って、赤ちゃんからお年寄り、全人口に対する１人当たりの排出量でございますから、これはすごい量ではないかと思うんですね。

このごみに対する減量という手立てをきちっとしていかなければ、ごみ減量というのはできないんではないかなと思います。この辺の体系化というか行動計画が、ごみ減量に対する行動計画がきちっと策定されていかない限りには、ごみ対策、またはリサイクルというのは推進できないのではないか、というふうに考えるわけでありますし、また年々ふえていくごみの減量に対して、やはりその環境部が主体になって、そして横断的なチームをつくっていく、ということが一番大事ではないか、というふうに考えるんで

すけれども、先ほどのごみ減量市民会議に対しましても、環境部ではなくてほかの課で考えていきたい、というふうに方向転換をしているわけなんですね。

でも、やっぱり市民の皆さんというのは、環境部が中心になって環境問題を進めていくんではないかというふうに、あえてその名称を改称されたのは、そこに力点が置かれるんではないか、というふうに期待をしているわけなんです。ですから、その辺、もうちょっとどうなのかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの考え方も一応あるわけでありますが、いかに能率よく効果を上げるか、ということがリサイクル事業にも必要な問題でございますので、その効果を上げる仕組み、それから行政上の取り組み、これらをより具体化していこう、これがリサイクル行政推進チームの趣旨でございますので、御指摘のことも含めて、今後能率をよくするための努力をしていきたい、このように、きょうはお答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　市長の行政報告の３番の中の問題を取り上げて質問させていただきます。

日野市の防災情報センターの建設の請負の契約が今回出てまいりました。この問題については、再三、私、質問させていただきましたが、この中で私が特に気になる点と申しますのは、特にこの日野市の協和会と、建設協和会と防災のことで協力していただいております。そういう中で、実際私は、こういう事業を入札に出すとき、日野市の業者を出していただけたらな、ということを考えておったんです。

そうしたら、たまたまきのう聞きまして、日野市の中の公共事業の入札がだんだん変わってきておる、ということなんです。それで私も、そういうことなもんですから、ちょっと前から調べたんですね。そうしましたら、確かに金額も違いますけれども、これがだんだん――日野市の業者の単価の安いものは確かに落ちています。高い単価のものは少なくなってきておるという、こういう状況の中で、やはり、この日野市の中の業者を育てるということは、多少足りない部分があるかもわからないけれども、忍耐を持って育てていただきたい、というのがお願いなわけです。

そういう面で、ぜひ、実際この防災センターの入札に対しましては、この北野建設というのは長野では大きいですが、今回は初めて入ってきているんじゃないかな、という

ことを感じておるもんですから、このあたり、初めて入ってきて、そして工事を取ったわけですけれども、このあたりの説明をちょっといただきたいな、と思うわけですが。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

今回、追加提案をお願いしております契約議案の日野市防災情報センターの建築工事でございます。改めて契約の議案の中で御説明はするつもりでおりますけれども、北野建設が指名競争入札の結果、落札をしたということでございます。この会社は、本社が長野県にございまして、営業所が立川市内にあったと思います。それで、首都圏でもそういう営業を行っている、という業者でございます。

この北野建設の日野市内での公共工事の関係でございますが、過去に市立第三中学校の給食工事を請け負った、そういう経過のある、またそういう実績のある業者でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　かつて１回程度だと思うんですね。それで業者も変わってきておるということと、そして日野市内で業者を――私は再三このようなお願いをしておるわけですが、やはり日野市の中の業者を育てるということは、やはり、確かに工事の費用も大きい事業をできるところは数少ないわけですね、それはわかるんですけれど、やはり、そういう中で日野市の場合にはこの建設協会にですね、防災時に大変協力していただいておるわけですから、今後、またどういう形になってくるかわかりませんけれども、彼らの協力を見たなら、やはり彼らを育てるということが私はもっと必要じゃないか、ということを感じております。

そして、50年、55年を調べてみても、60％近い工事は日野市の業者に任せていたんですね。これがだんだん――規模の小さい仕事は確かに日野市でやらせておるようなんですが、大きい仕事は、ほとんど大手の企業に任せておる。こういう状態ですもので、ぜひ日野市の業者を育てるということで、もう少し方法をぜひ考えていただきたい、このようなことを申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、宮沢議員から質問がありました庁内チームについて質問をさせていただきます。

まず、市長にお伺いしたいんですけれども、この庁内チームをなぜ今の時期に、この

12月の今の時期に行政報告という形の中で提案されて進めていくのか、非常に意図がよくわかりませんので、この時期について。

そして、先ほどの答弁の中にありました平成4年度の予算編成に間に合わせるように一、二カ月でやっていくんだ、というような答弁がありましたけれども、どうも、この庁内チームによりまして新しい風を入れながら諸問題について積極的に対応していくんだ、という、そういうような方向性がどうも見受けられないな、と感じるんですね。時期の問題もありますし、この姿勢についても非常に不明瞭だ。それについて、まず市長の基本的な、なぜ今の時期にこの庁内チームを編成したんだ、ということを納得がいくような御説明をひとつお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　毎年の定例市議会に行政内部の状況を一々御報告するということは、あるいは必要ないことかもしれませんが、今回、特に庁内チームの編成ということで項目を挙げて報告をさせていただきましたのは、一番、当面の事業として指示はしてあるわけでありますけれども、なかなか前進がしにくい、という事柄がございます。今回挙げておりますようなのは、それに該当する要請事項でございまして、議会に御理解をいただくということと、なるべく早く一応の目安、方針を定めて、そして取り組み姿勢をより明確にしたい、こういう意図によるものでございます。

余り前例を持ちませんので御理解をいただくことに疑問が出される、このことも承知をしながら、こういう項目を挙げて現在行政として大きな取り組みの課題として存在をし、なお、ひとつ積極的な取り組みを進めたい、こういう意図を示した、というふうに御理解をいただきたいものだと思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもよくわからないんですね。その行政として大きな取り組みをしていく、ということであれば、先ほどの答弁の中にありました一、二カ月、一つの時期については一、二カ月限定がある。そして、平成4年度の予算要望にどうにか間に合わせるような、そんな変なニュアンスがある。本来、行政の大きな取り組みということであれば、やはり初年度からしっかりした形の中で出発していく、そして、それを次年度の予算に生かしていく。それなりの時間的な部分もあるだろうし、その辺が非常に不明確なまま、何か市長の意図がよくその辺については――一般論からいえばそういうふうに普通は考えるのかな、という気がするんですね。何か今の時期に、あわてて何か形だけと思わせるような感じもしないでもないな、という気がしてしようがないんですね。

ですから、本当にこの課題を行政として市長の方針としてやるんだ、というにしてはどうも弱いというか、納得がしにくいな。こういうような庁内チームを持つということは大賛成であります。しかし、今の市長の姿勢でいきますと、この内容が名目だけで終わってしまうのかな、という懸念がすごくあるんですね。

さきに、行政文化推進本部という本部ができました。名前だけなんですね。実際は動いてないんですよ。また企画倒れになるのかな、という気がするんですよ。その辺、もう少し、本当に多くの人が賛同して、諸問題を本当に解決していくんだ、という方向性をもう少し具体的にあらわしていただきたいな。

それから、中を見ますと非常に矛盾が多い。不明確なんですね。少なくともこういう庁内チームをつくるのであれば、当然、内容的にそれらの所轄の責任者、目的、期間、その他明確に文書なりに明らかにして、そしてその方向に、このチームの人たちは全力でその目的達成のために進んでいくのが当然だと思うんですよ。それの文書的な、要綱になるか、ちょっとわかりませんけれども、それについては何かきちっとしたものをつくり上げているのか、その辺をお尋ねします。もし、あるのであれば早急にそれを議員の方にも配付をお願いいたします。

まず、ちょっとそれについて確認をさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段で御指摘の部分の、何か形ばかりで内容が伴わないんではないか、とそういう懸念にならないように、これからの取組をより努力をしていくつもりでございます。

それから、チームは一応組織できておりますから、今後の行政執行について積極的に会合を持ちながら、なるべく早く方針をつけたい、こういうことでございますので御理解をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　非常に納得しにくい部分ですけれど、早急に内容を明確にした文書をいただくように、ひとつお願いします。これは、後でまた答弁をお願いいたします。

それから、あと、どうもよくわからないのは、今回、性格が文化部と環境部という新たな組織改革をいたしました。それで、先ほど環境部長の方から抱負ということを述べておりましたけれども、今までの清掃が環境部という部名に変更した趣旨が非常に名前

だけなのか、その環境というものを、じゃあ清掃部等がどういう位置づけの中で環境行政をやっていくのか、そこら辺が不明確である。ということは、部長が答弁しにくいのは、市長自身の方向性が不明確がゆえに部長も非常に大変な答弁だったのかな、という推測ができるんですね。

それと同時に、生活文化部等の位置づけが非常にはっきりしない。今回の庁内チームの中に非常に不可解なんです。リサイクル行政推進チーム、これが生活文化部なんですね、そして、この環境行政チーム、これが防災会議の入ったクリーンセンター、これがどういうふうな環境推進になるのか、非常にわからないんですよ。これは、あくまでも一般論からいいますと、普通、環境行政というふうに考えた場合、今の一つの社会的な時流から考えますと、当然これはリサイクルが前面に出た中の環境行政というのが、今の大きな社会的なうねりだと思うんですよ。この環境行政推進本部の中に、本来主体であるリサイクルということが明記されてない。そして生活文化がリサイクルになっている。これは、どうも一般論として、市民感情として常識論からいっても納得できない。なぜ、こう機構改革をしながら、機構改革をした内容と庁内チームをつくった内容がちぐはぐになっている。ますます不可解になっている。

やはり、もう少しこういうことは明確に整理していきませんと、行政が何をやっているか市民から見た場合、ますますわからなくなってしまう。これについて、しっかりした答弁をお願いしたいんですよ。市長、お願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の方では明確な意図を持って行政の、なるべく能率が上がり市民にもよく理解していただける、こういう組織、並びに行政の展開をいたしたいと思っておるわけでありまして、その意図がわからない、と言われると答えようがないくらいであります。

例として出されましたリサイクル行政は、これは清掃行政の範囲では、私はくくれない、こう思っております。清掃行政は出されたものを集荷し、先ほど言いました処理をし処分をする。市民生活というのは、ごみになる前に資源化するのが、これがリサイクルである、このように私は解釈すべきだと思っております。つまり、市民にそういう意識を持っていただいて、そうして、その仕組みを市が提供をして、そして紙でありますとか容器でありますとか、こういうものをごみになる前にリサイクル、つまり資源化のルートに乗せる、これが、私は本来のリサイクルの意味だろうと思います。

町田市では、早くから清掃部の仕事のことを「リサイクル文化センター」という名前

で呼ばれております。一つの言い方だろうと思っております。

ですから、生活文化というのは、まさに今の今日的課題は、環境を守る、ごみを資源化する、そのあたりにあるべきでありますし、全くの清掃行政というのは、これは市民から出される生活廃棄物を集荷し、処理し、処分をする、こういうふうに分けていくのがこれからのリサイクル行政の課題でなければならない、このように考えておりますので、間違っておれば直さなければなりませんが、先ほど申し上げましたように、なるべく能率をよくし目的を達成できるようにしよう、ということが当然の結論でございますので、よろしくひとつ御指導をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　よくわからないんですね、やっぱり。そういう市長の論法からいきますと、じゃあ、わざわざ今までの清掃を環境部に変えた意味がどこにあるんですか。わざわざ環境というふうに明確な方針をかえたとなれば、当然そこに現在のごみの処理行政とリサイクルというものを包含した中で考えるのが一般的ではないかな、という気がするんですね。ちっとも市長の考えがよく理解できません。時間がかかりますから、それはまた別の機会に、これについてはもう少しやりたいと思うんですけれども。

ただ、非常に、市長が議会に対する重大な発言をしているんですね。それは、先ほど宮沢議員の方から質問もありましたけれど、第３回定例会の中で建設委員会に付託された補正予算の中に、商工振興費としての位置づけの中に補正予算がありました。この補正予算について、委員会の中で今までかつてない長時間かけまして審議をしてまいりました。市長にも２回ほど出席をお願いして、答弁をお願いしたわけであります。

そのときに市長は、委員会としての質問に対して市長自身が答弁をされているんですよ。要するに「要綱の問題については、今、御指南ありました現在実施しています要綱を、これに新たに加える商工振興費のリサイクル事業に整合させる御意見と、リサイクル行政を清掃部に一本にしていくことは同感でございます。今後、取り組むことにいたします。」こう、市長は委員会での代表の質問に対して答弁されているんですよ。それで、この要綱の整合性とリサイクル事業の一本化、こういうことが市長の答弁の中にありましたので、委員会としては、随分長時間に審議をしてきた内容を市長のこの答弁によりまして、全員異議なく賛成をしよう、というふうになりましたいきさつがあるんですね。

市長、そうしますと、先ほどの種々な庁内チームの編成の方向性の中と、この建設委員会での市長の答弁とは随分隔たりがあるわけですよ。これは９月の時点の委員会答弁

ですよ、その後、この委員会での答弁と全く食い違ったことを今定例会に市長自身が、同じ市長が、同じ人間が、それも数カ月しかたっていない中に全く別な提案をしてくるんですよ。これはどうなっているんですか、市長。これは委員会に対して、議会に対して大変な問題ですよ。これについて、市長、答弁お願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御理解がいただけないで大変残念であり、また申しわけないと思っております。

その意図を変えたということではないと私自身も感じておりますので、今後の審議の中で御理解いただける説明と、また努力をさせていただきたい、こう思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　非常になかなか理解できない答弁でありました。この問題については、先ほどの建設委員の皆さんが、それぞれの腹の中で煮えくり返る思いがあろうかと思います。また、これは委員会の中で、今回補正等も出てきておりますので、それぞれ検討、それぞれの委員の皆さんから、それぞれの発言があるかと思いますので、とりあえずこの問題については、この辺で、時間もあれですから、また本題の問題がありますので、この辺にさせていただきます。

それでは、いよいよ本題の問題に入らせていただきます。

10月の30日、恒例の議会の研修会が行われました。残念ながら、私は南多摩斎場組合の視察のために参加できなかったわけなんですけれども、市長も海外出張という形の中で出席はされてなかったようでございます。

この内容は「公立病院の課題と展望」という、そういうテーマに沿いまして、青梅市立総合病院長の方から講演があったところでございますが、このとき、助役が市長の代行ということで出席をされたようでございますので、まず助役にお伺いしたいんですけれども、この講演会へ出席されまして、今、日野市が進めています二眼構想、こういう部分と講演の内容をお聞きになりまして、どう感想をお持ちになったか、お伺いしたいと思います。

それと同時に、当然、市長の職務代行ということでありますから内容は市長に報告はされていると思いますが、そこで市長自身は、この青梅市立総合病院の院長の講演の内容に対して、どう、今までの二眼構想との位置づけの中で、どうお考えになるか、それについてお考えをお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　お答えをいたします。

去る10月30日に行われました議員研修会に参加をさせていただきました。今御指摘がございました講演を私も拝聴させていただきました。公立病院が抱えておりますさまざまな問題点、こういった点について大変わかりやすく説明があった、というふうに思います。それに参加をさせていただきまして、私としても大変勉強をさせていただきました。そんなふうに感じております。

なお、この講演の中身そのものにつきましては、市長の方には、私は細かくは御報告は申し上げておりません。

以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今、助役から答弁をいただきましたけれど、なかなか助役の本音の部分というか率直な感想をお聞きできなかったことは、非常に残念であります。市長には、事細かく説明はされてない、ということでございますが、当然、市長のことでございますから、非常に市長自身も二眼構想ということを取り上げておりますし、議員の研修会の中で病院に関する講演であれば、当然助役のお考えを聞かなくても市長なりにどういう内容があったのか、当然これは大きな重大関心事としてとらえて、市長自身が積極的に情報を収集し、内容は当然把握した、と私も思いたいんですね。それだけに日野市の病院構想の大きな方向を決定していく非常に重要な内容であります。

ですから、そういう青梅の約500 床という病院の院長が、この病院問題の課題、展望について発言されていることは、当然耳を傾け、どういう方向の内容かということは、将来の医療行政を真剣に考える市長であれば当然かなと思うんです。そういう意味から市長のお考えをお伺いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議員研修でいろいろ勉強していただきまして、ありがとうございます。

いわゆる病院建替え問題を中心とする医療行政の課題は、今、日野市政にとりましても非常に重要な課題でございますので、この解決について何とか具体的な展開をしなければならないということで、日夜、私自身も頭を痛め、いろいろな工夫を進めております。一つの可能な考え方も今持ち得ております。二眼レフ構想という言い方も今までしてまいりました。一つの方法だ、というふうには思ってはおりますが、南部の地域病院ということの必要性も、これもその二眼構想との関連の中で、考え方をいろいろ持って

きたことは事実でございます。なるべく近い機会に、今到達し得ております市立病院の建替え問題、あわせて医療行政につきまして御相談、あるいは御理解の機会を得たい、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ちょっとよくわかりにくかったので、もう一度、市長にお伺いしたいんですけれども、今までは、市長は二眼構想を強く前面に出されてきました。ところが、今のお話では、どうも二眼構想について、少し訂正というか修正というか、変更するような発言かと感じるんですけれども、もう少しその辺を、どういう形の中で市長自身は日野市の病院改築ということをお考えなのか、ちょっと、その辺をもう少し具体的に表現をしてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　二眼構想と言われる一つの考え方の中に、市立病院をどこに建て直すか、増床という課題をどういう形で確保するか、このことが、たまたま高幡に南部地域病院として土地を確保し、その土地に一時、市立病院の建替えという形ができるんではなかろうか、こういう考え方の展開を考えたわけでありますが、高幡区画整理事業で、一応、市有地あるいは開発公社の所有地、これらを集合換地するということで、ちょっと地元の御理解に難点がある、ということも大切な解決をすべき問題でもあります。

いつまでも抽象論で具体性にならない考え方を持ち続けていくということも、これは行政の立場として適当でもない、というふうに思いますので、市の現実の持っております土地、それから現在の市立病院の病床数、それから、将来確保すべき病床の確保の問題、これらを順序づけて一番具体性のある方策をとりたい。こういうことに一つの検討を進めております。

ちょっと、そのことの内容を申しますと、南部の地域病院は、多少時間がかかりますが、これは市立病院の分院とかいうことは別にいたしまして、用地の確保を目指しながら増床の実現ということにもまたあわせていく、こういうことにいたしまして、現在の市立病院の周辺ということを展望に入れまして、一段階で多摩平中央公園との置きかえが不可能だろうか、できないだろうか、ということも検討いたしました。

それから、もう一つ、いわゆる四丁目３番地、この場所を現在あります行政機能の位置を置きかえて、そして、あの場所に建替え、それから、また将来の増床の可能性ということを検討をいたしました。現在あります多摩平第一幼稚園、この地積を使うことによって現在の病床数を、つまり212 ということになるわけでありますが、その病床数と近代的な、いわゆる病院の施設の近代化、あるいは機器の近代化、というふうなこともスペースとして保つことはできる、とこういう結論に検討が届いております。

したがいまして、他の機能、つまり保育園の建替えの位置、あるいは消防署の移転、これらのことを将来の病院自身の増設の部分にだんだん充てる、というふうに考えれば、いわゆる現在の病院の建替えは可能性がある、というところまで検討をつけております。

それから、南部の地域病院につきましては、用地の確保を目指しながら、なお若干の工夫も加えて、市立病院の分院という形でなくても日野市で実現できる方法でやれる方法があるだろう、というふうに考える。こういう状況でございまして、本来ならば、本会議場でまだ御報告できる詰めの段階ではございませんが、そういう考えを進めておる、こういうことでございます。これもまた検討内容でございますから、可能性ということの範囲の検討では十分詰めていく課題ではなかろうか、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　そうですね、二眼構想ということは随分市長が強く前面に押し出して、我々は、現実不可能な二眼構想については強く市長自身に変更を求めてまいりました。そういう意味では、多少、現実的な方向性に、市長自身がやっとわかっていただけたのかな、という気がするんです。そういう中で、この多摩平中央公園の置きかえなり、また四丁目３番地ですか、その辺につきましても、このベッド数については、病床数については今の段階の中では確定は言えないんでしょうけれども、この辺については大体どのぐらいを目指していくのか、この辺の大枠と、先ほど当計画にありました高幡の区画整理地域内の分院、この辺は、市長は将来的な部分はまだ分院としてあるようですが、もう少しその辺も含んで、ちょっとその辺はどうなるのか、もうちょっとその辺も詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡の区画整理事業で公共用地を集合換地したい、ということは、まだ関係の方々にぜひ実現をしていただくふうにお願いをしているわけでありまして、結論というところには、まだ至っておりませんが、現実をもっと詰めて御理解をいただくとともに、もう少し工夫をした考え方に発展をさせていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　そうすると、病床数は大枠として二つの案が検討課題にあるよ

うではございますが、この二つの案につきましては、おおよそ病床数はどの程度なのか、大枠として、もう少し詰めなければ具体的な線は難しいかもわかりませんけれども、大枠としてどの程度、この二つの案が上がった以上は、それなりのベッド数というのをお考えになっているでしょう。それについて、もう少し具体的にお示しください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　だんだん計画内容を、まだ未確定ながら検討内容ということでお答えをさせていただくわけであります。多摩平の四丁目３番地、地積が9000平米近くあるわけでありまして、その中の千数百平米、これは社会教育センターが契約によって使用しております。現在の病院は固有の市立病院の病床数、162 床、それから東部共立病院の伝染病床が50あるわけでありますから、あわせて212 になります。その病床数は、既に認可ということじゃありませんが、手続きを経て、つまり日野の市立病院の病床ということでカウントされて公式になっております。その病床数と、それから病院の内容を近代化する。またその病床数も、今は必要だと言われております60平米ぐらいの基準で計算をいたしまして、その病床確保は、先ほど言いました幼稚園の建替えの範囲で、幼稚園が今占めておる範囲でほぼ可能である。建物の高さも六、七階が可能だということでありますし、それから用途地域にも一応耐えられる、クリアできる、こういうことの検討内容はございます。

それから、他の部分の今後の移転とか、つまり病院を中心とする将来計画を持ちます場合には、300 床程度は可能だろう、とこういう積算は確認をいたしております。御理解をいただいておかなければなりませんのは、病床確保ということで日野市はなるべく現在、もう300 ぐらい増床したい、こういうことを東京都衛生局当局に申し出ているわけであります。

しかし、南多摩医療圏という今の医療圏構想では、なかなか難しいわけでありますから、やっぱり第一段階は、現在の病床数の将来性のある形で建替えをすることだ、それがスタートだろうと思っております。そのスタートは、ほぼ可能である。こういうことを一応確認をし得ておる、ということでございまして、南部に対しましては、ちょっとまだ公式の場では明らかにいたしかねます手順を確認しなきゃなりませんので、あちらにも病院として150 床ぐらいな施設はつくりたいものだ、ということの可能性は持ち得ておる、というふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　大枠として、だんだん見えてまいりました。それで、ちょっと

お伺いしたいんですけれども、現在162 床ある、その中で伝染病棟が50床ある、それも含んで212 床、そういう中でこの212 床のうちの50床については、非常に内容的に伝染病棟をすべてなくすことが可能かどうか、その辺は詰めが当然あると思うんですけれども、その詰めについてお伺いしたいと同時に、将来的に300 床という可能性があるんだ、ということを言われましたけれども、今の南部医療圏につきましてのベッド規制がありますので、非常にこの辺についての見込みが難しいのかなという気がするんです。それと同時に、平成２年の７月に現在の市立総合病院の増設ということで、88床増設して250 床ということで具体的に病院の開設の事前相談を行っておるところでございますが、このような状況の中で、将来的に用地からいって300 床は可能なんだ、ということでございますが、本当に可能なのか、そして、当面として212 床、これを全部一般病棟として位置づけが可能なのか、この辺、端的にお答えください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　伝染病床50床につきましては、これは３市で共同設置しておる施設でありますから、そういうことに対します調整も図っていかなければならない性質のものであります。今日の伝染病床が必要とする状況は、かなり変わっておりまして、ベッド数を伝染病には減らし一般病床にする、ということは、これは交渉次第で行政のそれぞれの判断の中で可能ではなかろうか、というふうには考えられます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　わかりました。

ともかく、この伝染病棟につきましては、ゼロということは非常に難しいのかな、50を30にするとか、そういうことであれば可能性はあるんでしょうけれども、その辺の詰めをしっかりやりませんと後で大変なことになる。そういう意味では一つの、最小限、出発するにしても200床のベッド数が最小限必要だろうし、将来的にやはり400ないし500床のベッド数がありませんと、なかなか地域の中核病院としての位置づけは非常に難しくなるわけです。その辺は、もう前回の研修会の中でも青梅市立総合病院長が言われておるところでございます。これについては、また別の機会でいろんな角度から質問させていただきます。

でも、ちょっと大事なことがあるんですね、大事なことが。これは何かと言いますと南部医療圏制度というのができまして、そして南多摩医療圏の中で8081のベッド規制がされた。その枠の中に現実的には当てはまらないと増床ができないんだ、この過程がわからないんです、過程が。ということは、少なくとも行政の担当者がいます。このベッ

ド規制については随分前から論議されてきまして、この法案が通って、そして、最初に東京都がそれぞれのヒアリングを通して最終的には決まってくるわけですよ。これは、もう当然その過程の中でベッド規制がどうなるか、というのは、当然、当たり前に行政のそれぞれの担当部署では周知しているところなんですね。日野市はそういう法律的な手順がずれているから、病院を二眼構想だとか250床に150床つくるんだとか、どうも一つの国の流れ、東京都の流れを配慮しないで勝手に考えてきた。

そういう中で、もう少し市長自身がやはり、それぞれの担当者の意向を聞きながら、病院というものを将来的にどうしていくんだ、ということを考えておけば、今こんなベッド規制であわてなくても滑り込みができたんですね、滑り込みが。そうすれば、400床なり500床というのが可能だったわけですよ。これは、やっぱり行政としては大変な問題なんですね。これについて、もう少し責任を感じていただきたい。

現にこの基本計画におきましても、ベッドの増床というのは具体的にうたわれているんですね。これは62年から68年までの７カ年の計画であります。そういう作業の中に、当然そういう問題はわかるはずですよね。そういうものを無視をして現在に来てしまった。そして、本来の中核病院としての位置づけとするならば200床程度、また300床に増床できるのは、いつのことか、まだまだ先が見えない。これは市長の責任であり、市長の行政手腕のミスにほかならないと思います。

きょうは時間もありませんので、具体的にもう少し詰めて、本来この辺を中心にやりたいな、と思っていたんですけれども、またそれは、いろんな角度から詰めてさせていただきます。

それから、あと駐車場の問題とか、何点か予定したんですけれども、それも一般質問の中に入れまして、させていただきますので、ただ、その辺の行政の責任については、しっかり市長も肝に銘じて責任を感じていただきたい。これは大変な問題ですよ。

そういうことで、とりあえず、きょうは終わります。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時27分　休憩

午後４時２分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　二、三点お伺いしたいと思いますけれども、まず１点目ですけれども、暴力排除宣言に関する件ですけれども、これにつきましては、日野防犯協会会長の名をして、各会派の代表が紹介議員ということで、これについては総務委員会で検討された結果、採択をし、議会の議場でも全会一致でこれを採択をしたわけですが、内容的にも日野市に暴力排除の宣言を求める請願でありまして、これにつきまして、市側ではどのように対応されて、その後進んでいるのかどうか、状況だけお伺いしておきたいと思います。

まず、１点目はそういうことで……。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

暴力排除宣言に関する件でございますが、ただいまお話がございましたように、本年の９月２日をもちまして日野市防犯協会会長から請願がございまして、この議会の中で採択をされた、ということでございます。

この請願の内容につきましては御承知のように、日野市においても暴力排除の宣言をしていただきたく請願をする、そういう趣旨でございます。この請願の採択を私ども受けまして、今後どういう取り扱いをしたらいいか、ということを検討をいたしました。それで、まず、各市がどのような対応をしたか、ということで調査をしたわけでございます。

その内容を簡単に御報告を申し上げますと、東京都は御承知のように都議会が決議をいたしております。それから、区の中では目黒、及び北区が宣言をしているということで、これは区がしたのか議会がしたのか、ちょっとそこまでは調査しておりません。いずれにしてもこの２区が宣言をしている、というような結果になっております。

それから、26市の関係でございますが、まず八王子市につきましては、平成２年２月22日付で宣言をしております。ただ、この八王子市につきましては市民大会を開きまして、いわゆる暴力追放宣言を行った、ということでございます。要するにこの大会の中で決議をした、ということでございます。それから調布市でございますが、調布市は請願がございまして採択をし、市議会が、いわゆる決議をしている。これは平成３年９月20日でございます。それから、この形態と全く同じでございますが、狛江市が同じく市議会の決議として平成３年９月25日に行った、ということで、この決議文の内容につきましては２市とも同じでございます。私の方も防犯協会からいただいております決議文

のひな形と照合いたしましたんですが、その内容と一致しているということでございます。他市の状況は、そういうことでございます。

これらのことも踏まえまして、内部検討をずっと続けてきたわけでございますが、今後この取り扱いにつきましては、市執行部局だけで、ということでなくて、やはり議会の方によく相談をいたしまして、今後、この取り扱いについて対処していきたい、とこう考えている次第でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　各市の状況まで踏まえて、それぞれ調査なさっているようです。私の方は、議会の方としては、あのときの総務委員会の考え方としては日野市においても、という日野市を行政というふうにとらえておりました。ですから、議会の方の決議ということではなく採択をした、というふうに私は理解をしておりましたので、いずれにしても、今は執行部と議会と調整をして、というふうなことで意見が出されましたので、いずれにいたしましても早い時点でこれの取り扱い方をお願いをできれば、というふうに申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

続いて、6月の議会のときですか、職員の服務規程の一部改正というふうなことで、これに伴って関連する規程、規則、こういったことが整備をされたようであります。

この内容の中で、特に時間休暇というか、1時間の休暇の問題、これについてちょっとお伺いをしたいと思います。

この制度ができて、まだこういった年度の途中で、ことしの場合、変則的に進んでおりますから、職員課としては集計そのものがなされてないかな、というふうに思うところですけれども、特段にこの中で時間休が傾向として――時間休というのは、要するに今までからすれば半休が柔らかくなった、一般の1日の休暇というものと比較して、傾向だけで結構ですけれども、時間休として有効に使っているのかどうか。また、もう1項目ふえた、要するに遅参という関係でありますけれども、大変、総務委員会等でも1分たりとも、というような、遅れた者、連絡のない者は、要するに遅参という形でそれなりの対応なりが取られる。いわば1時間休暇であれば事前に届けをする、というようなことで、そこら辺の取り扱いが大分注目をされたところなんですが、ここら辺についての状況といいますか、そんな点をちょっとお話をいただければと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　時間休暇につきましては条例の改正をお認めをいただきまして、新たな制度を発足させたわけでございます。審議の中でこの時間休暇というもの

が、いわゆる業務、あるいは休暇を使う上で有効に使われるように、また、これが逆に悪用されるようなことがないようにという、きつい御指摘を受けたわけでございます。これに対しまして、この運用に当たりましては全管理職を集めまして、この議会の指摘、それから私ども理事者として考えております事項について徹底をさせる、そういうお約束をしたわけでございます。この件については、7月29日でございますけれども、部課長を集めまして、ただいま申し上げました内容につきまして助役の方から指示をし、さらに私から留意点等について話をいたしました。

さらに7月の31日でございますが、担当者を集めまして、職員課の方からまた詳しく趣旨、及びその取り扱いについての説明をし、趣旨の徹底を図った、ということでございます。

今御質問のございましたこの休暇の状況でございますが、まだ8月からスタートした段階でございますので中間集計等はしておりません。これらの内容についての分析は年度末をもって切りまして、それでどんな実態か、ということになるわけでございます。そういうわけで、ひとつ、この件については、その辺の結果が出た時点で折りがありましたら御報告をいたしたい、というふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いをいたします。

それから遅参でございますが、これは先ほど申し上げましたように、要するに遅刻に類するようなことでございますけれども、服務規程の中では遅参については、うたわれているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、こういったことがないような努力なり管理職からの指導をしてほしい、ということを言っておりますので、実態としては以前よりは変化をし、また改善されているんではないか、というふうに思っております。

この件につきましても、これは12月、歴年で処理をするわけでございますから、この12月をもって整理をした後に、この内容についてのコメントというか説明をいたしたい、というふうに考えております。ひとつ、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　実は、この問題を取り上げた部分には、実は組合のストの問題で、29分ストというようなことでやっております。ストそのものに参加を――要するに理事者側といいますか、管理職の立場で、そこら辺が、たまたまストの日に遅参をしてきた者と、ストに参加をして要するに遅参という事態になった者、そこら辺の取り扱いの関係ですとか、たまたま時間休の場合には、1分、2分遅刻したときでも1時間休暇

だ、という形で対応するわけです。それも事前に連絡があって、ということですから、なければ３分、１分でも、その場合には制度の上でいきますと遅参ということになります。

単純に遅参ということでは、届け出、及び連絡をせずに、要するに１時間までに出勤した場合を言う。それから時間休の場合には、要するに１時間単位で受けようとするときに、その１時間ということで取り扱っていくんだ、ということで、事前に届けがあったかないかによって、もう当然遅参か時休か、ということになるわけですね。当然、私が考えるところによれば、１分、２分というのは相当いると思うんですよ。賃金カットの対象になるわけですね、積み上げをすれば……。

29分ストでやったときは、たまたま、これは29分ストはいいんだ、という組合の意識があって、あるいは給料の算定の中のカットの状況といいますか、そこら辺のところの兼ね合いが、今まで慣例できちゃっていますから、組合もああいう形でビラを堂々と、29分だという形を通常とっているわけですけれども、そこら辺の意識を少しこういう機会には見直しをするなりが必要があるんじゃないかな、という観点で、たまたまその遅参の中にも２種類あるわけですよね。29分ストにたまたま１回参加した、そして５分なり遅れた、ということになれば、もう１時間ですから完全に賃金カットの対象になるわけです。

そんなことを考えているときに果たして時間休で、本人が時間休だということになれば賃金カットの対象にはならない、ということになりますから、よっぽど管理的な立場の人がチェックをしないと――当然、タイムカードの整理規程の中でいけば、職員課あたりがチェックをするんでしょうけれども、毎日、毎日見るんだ、ということになっていますから、カードを打ってないということになれば、休みか何か適宜な判断で一応判は打っておく。後で訂正をする。こういうことがシステムにちゃんとうたわれているわけです。

そんなことを見ますと、どうも29分ストという関係が気になって、本質的に時間休と片や違うわけですから、なかなか理解がしにくい部分なんですけれども、片方３分遅れても問題に――要するに仮に事例がろいろありますから、３分でも遅れたときには１時間、普通なら休暇の形に回してしまう。賃金カットのときには、たまたま29分というような数字の使い方をする。要するにストのときですね。それ以外のときには、やっぱり同じように１分なり２分なりの遅参という制度があるわけですから、そういった積み重ねでいきますと、必ず相当賃金カットの対象になる今回の対応があるんじゃないか、と

いうふうに見るわけです。

そんなことを、今、総務部長も年度の制度が始まって、まだまとめができてないということですから、ぜひ管理体制の強化というんですか、組合では反発をするかもしれませんけれども、そういったところは、やっぱりそれなりのシステムは充実を図ってほしい、というふうに思います。

それから、あわせて、その組合のストが悪いとかじゃないんですけれども、午後の座り込みのときには時間休で、結局そのストを認めているわけですね。最初の朝の29分ストについては、たまたま29分だから、ということで実質的には認めてないんだ、ということになるかもしれませんけれども、現実にはそういう形で、29分の範囲は何とかという形でカットにもつながらない、ということを見ているんですけれども、だから、ストは違法なんだ、ということで思っていてもやむを得ないときている。午後の座り込みなんかで時間休で、午後の分も時間休をとっている、そのものがストに参加をするということを明記はしないんでしょうけれども、それなりに座り込みをすること自体をやっぱり時間休で認めているんですね。そこら辺に、どうも不都合な点があるんじゃないかということで、一応問題提起としておきたいと思います。

それから、特にそういった機会ですから、やっぱり組合の執行部なり、いろいろの役についている人はそれなりに、職免なり、当然休暇なり、いろんな形でやられていると思うんですけれども、大変、ビラを持った職員が歩いていたり、というようなことが目につきます。

ぜひ、そういうことも含めて管理体制をしっかり持ってもらいたい、というふうに思いますんで、市長の方、そこら辺を私は感じたんですが、細かいことは抜きにして、そこら辺に対して市長の考え方があれば、おっしゃっていただければと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員の服務規律ということから法規で定めた基準もありますし、それから、その解釈も特に公務員という立場からいえば厳正でなければならない、このように指示をしております。決して違法と言われるべき部分を認めておるということではありませんが、多少そのあたりに抵触する課題も残っておるということで、御質問の趣旨のきちんとした管理をするということで、市民にも御理解、御説明のできる状態を完成させたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今の件は、職務規程なり、またあるいは勤務評定の体制の見直

しといいますか、一律、これからまたボーナスの関係も出るようですけれども、そこら辺、一つのやっぱり差をつけるくらいの思い切った手段に及んでいただきたい、ということを申し上げ、この質問は終わります。

終わるつもりでいたんですが、先ほどの、実はこれは深いあれじゃなくて単純な質問になります。

庁内のチームの件ですけれども、リサイクル行政は、要するに事務局の件なんですが、生活文化部の生活課、これはいいんですが、クリーンセンター、要するにこの綴じでは３番目ですが、事務局が環境部、それから環境行政推進チームを環境部というのが事務局になっています。ほかのものの構成は、課長なり部長なり主幹なり係長ということになりますが、環境部という事務局では、ちょっと理解に苦しむ部分が――三つの課が事務局を持つということは――環境部の場合には三つあるわけですね、課としても。そこら辺、どこがこれを持つのかな、という、ちょっとこの表の上だけの感じで、あとはそれはお答えをいただいて、この質問は終わりますけれども、内容については、いずれにしてもこれからスタートをするんだ、ということでありますので、もっとほかにも庁内チームで取り持ってほしい、というようなものもあるんですが、抜きにいたしまして、それだけ、ちょっと伺っておきたいと思います。

それで質問は終わります。答えをいただいて……。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

確かに事務局を環境部ということだけうたってございます。環境部の業務につきましては、これからの用地確保の問題等を含んででございますし、これは環境部長というふうに、部長が事務局の責任者、ということにしておりますので御理解賜りたいと思います。（「事務局が部長ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

まず、クリーンセンター用地確保対策チーム、これにつきましてはサービス課が事務局になります。それから、４番目の環境行政推進チームでございますが、これにつきましては環境防災課が担当いたします。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　２点、質問させていただきます。

１点目は、日野市青少年問題協議会の件についてお伺いいたします。また２点目は、公共施設の開放の件についてお聞きしたいと思います。

まず、１点目でございますけれども、日野市青少年問題協議会が11月の28日に保健センターで開かれましたけれども、正しくは開かれたのかどうかもわからないのですが、実は、この中で２点お聞きしたいんですが、この青少協の委員の選出と招集方法についてお伺いいたします。

それから、もう１点目は、この青少協の組織の中の地区委員会と地区育成会との関係についてお伺いいたします。

まず、委員の選出と招集の方法でございますけれども、この会議の中で冒頭市長の方からごあいさつがありまして、あいさつの中で「きょう、お集まりの皆さんにぜひ委員として御承認をいただきたい」と、こういうあいさつがあったわけですけれども、本来ですと、市長が任命をして承認を受けた者が招集を受けて、会議が開かれて議決する、というのが本来の進め方ではないかと思うんですが、先ほど言いましたように、今回は市長が招集して会議がいきなり開催されて、その場で承認が依頼された、こういう手順だったように思うんです。この辺について、どうしてこのような手順になっているのかお伺いしたいと思います。

それから、あわせて、こういう流れでしたので、恐らく集まった方にはその委嘱状が出されていなかったんじゃないかと思うんですが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、この会議の中で私も市長のあいさつを聞いていまして、地区の地区委員会と育成会とがどういう関係なのか、よくわからなかったんですが、その場で聞くのもまずいかな、と思っておったところ、市民の代表で来られた方々３名から、やはり、この点について質問が出されました。その市長の答弁を聞いている限りでは、別なのか、置きかえたのか、全くはっきりしなかったんですね。したがいまして、その点お聞きしたいわけですけれども、そのやりとりがあるときに、市長が途中でその話を打ち切りまして、ほかの方へ話を振ってしまいまして、教育長の方から、今後の学校行政の中で週休２日制が進むだろう、とこういう点について問題提起をされまして、そちらの方に話が行ってしまった、要するにこの辺がうやむやにされてしまった、という経過がございますので、まず、お聞きしたいと思います。

まず、この点からお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

選出、並びに招集方法につきましてでございますが、これは、あらかじめ、通常の委員委嘱と同様、事務的に選出を行って、それによりまして、委嘱をお願いいたします委員さんに文書による御出席要請をお願いした、ということでございまして、市長のあいさつの中で、というお話がございましたが、改めて委嘱をお願いします、という趣旨かというふうに事務局としては理解しておるところでございます。

なお、委嘱状の交付ということでございますが、特段その委嘱状を交付するということではなく行った、という経過でございます。

また、最後の課題の地区委員会、それから地区育成会の違いでございますが、多分あの会場におきましても御説明申し上げた、というふうに理解しておるんですが、地区委員会は、青少年問題協議会の中の一つの活動部分としての下部組織という位置づけでございました。しかし、今現在、発足しております地区育成会につきましては、この青少年問題協議会の下部組織ではなく、独立した組織といたしまして存在するものでございまして、もちろん機能的には、青少年問題協議会が協議体でございますが、育成会は活動体といたしまして、当然にこれは連携をとった中で、それぞれの協議に基づく行動をとる。また、育成会独自に行動する中で、各種課題の生じたことについての協議をお願いする部分がございますれば、青少年問題協議会の方で協議をしていただく、というような関係になっておるわけでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　市長にお伺いいたします。ただいまの答弁のとおりでよろしいんでしょうか。確認をさせてください。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　決算委員会等で、日野市の青少年問題協議会条例が存在をし、その委員会を持たないのはどういうわけか、という御指摘はございました。青少年問題協議会は、私どもの総合行政として、かつては非行化防止、あるいは不良図書といってはいけないかもしれませんが、子供のためによくない文化をなるべく目の前にさらさない、このことを主眼として運動に取り組む団体でございました。

今日、いわゆる青少年の健全育成の問題で、時代の変化もございますし、また、コミュニティとか地域の住民意識ということにも変化もありますし、また期待をしたい面が多々

あるわけでありまして、70名という膨大な委嘱によって組織される性格ではありますけれども、任期の切れている状況の中で新しい青少年行政の展開を図っていきたい。その青少年行政は、コミュニティで地域の教育力を目指して取り組んでいただく、そういう考え方でございます。

そういう背景によりまして、今回は小中学校の校長、それから教育委員さんの全員、そういうところに――それに今編成ができておる地域の育成会の代表をされる方々、一応２名ということでお願いをいたしましたが、いわゆる青少年委員というのは委嘱制でございまして、委嘱することができる、という表現の条例になっております。だから、しないでもいい、ということじゃありませんけれども、青少年委員の方は委嘱をする対象ではなくて、むしろ育成会の骨組みになって地域活動のリーダーとして取り組んでいただきたい。このような考え方のもとに少し内容を今変えております。それを、未組織の学校区もありますので、またもう一方には小学校区という考え方もあってもいいんではないか、という地域の御意見もございますので、それらをもう少し経過措置をたどりながら、なるべく整った、そして実行力のあると申しましょうか、そういう市民運動に展開をしていきたい、こういう考え方のもとに、今回の青少協を開かせていただいたわけであります。

議会からも５名参加をいただいておるわけでありまして、あるいは今御質問のような不徹底の部分がある、ということも我々も承知はしております。もう少し移行期間を置いて、そうして整った形式と、それから運動のしいい、そういう仕組みにしていきたい、このように考えておりますことを御理解をいただきたい。こう思っております。

今の部長の答弁も概ねそういう趣旨にあると思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　今、市長の答弁をいただきましたけれども、市長の答弁全般が長過ぎるんですよね。そういうことを聞いているんじゃなくて、後半で若干触れていましたけれども、一番お聞きしたいところは、まず、委嘱状を出さなくていいのか、それから委任をちゃんとしたのかどうか、ということを確認したかったのと、それから、地区組織が育成会に変わったのかどうか、という答弁に対して、文化部長にお答え願ったんで、そのとおりかどうか確認したかったんですよ。

ですから、その前半の部分はいらないんですよ。そういう話になるんで話がわかりにくくなるんであって、この会議のときにも市民の方から質問されても市長の答弁が今の

ような答弁で――きょうのは、まだわかりやすいんですよ。本当にわかりにくいんですよね。

それで、結局組織が入れ替わったのかどうか、というのもわからないし、それから、改めてその場で委任を受けたのかどうか、ということもはっきりしないし、結局うやむやになって、市長の方でも今後半で言われましたように、まだ準備が十分でなかった、ということなんでしょう。恐らく答弁がきっちりできないもんですから、先ほど言ったように話題をほかへ振っちゃっているんですね。そして、それを受けて教育長が別の課題を提議していますんで話がそこで切れてしまった。こういう経過があるんですよ。

しかも、当日配られましたレジメを見ますと、まず冒頭で市長のあいさつがありまして、次に報告事項を行って、次に協議事項を行う、こういうレジメになっているんです。協議事項の中では、地区の育成会の活動について、とサブタイトルがついているんです。生活文化部長が、まず市長のごあいさつということで、市長があいさつをしたわけです。次に報告事項２ということで議事を進めようとしたんですけれども、今度は市長が「今のあいさつの中でわかりにくいことがあったら質問してください」とこういう投げかけをしたもんですから、報告事項に入れずに、また市長のあいさつの質問事項に入っちゃっているわけです。

先ほど言ったように質問が何点か出まして、うやむやになったときに、今度、教育長が発言したためにこの報告事項の方に自然に入っていっちゃったわけです。しかも、そのうちに、ある人が質問の中で地区育成会の活動報告に触れちゃったもんですから、これはいけないというので、ほかの方にも大勢、その育成会をやっている方がいたんでしょう。その方が私も私もという形で、自分のやっている育成会の活動報告に入ってしまったんです。したがって、レジメがめちゃくちゃになってしまったんですね。

やはり、こういう会議を開くときには議事進行の担当がいるわけですから、その人の指揮にまず市長は従っていただきたいと思うんです。また、それを無視するようであったら、その進行の部長はそれを制止しないといけないと思うんですよ。市長に進行を任せてしまったような形になってしまって、中がめちゃくちゃになってしまう。しかも、先ほどのように質問者に対しての答弁がきちっとできてないんですから、部長が今言ったような答弁をすればいいんですよ。そうすれば、きちっと質問のように地区の下部組織が育成会になったんではない、ということがはっきりするわけです。部長はそれをお答えにならなかったですね、これは……。

もう少し部長は部長らしく、そういうところで振る舞ってほしいんですよ。よっほどその場で言おうかと思ったんですが、それでは部長のメンツがないでしょう。恐らく市民の方もわからずじまいで帰ったと思うんです。今の部長のような答弁がなかったもんですから、私も、きょう来ている人は、まだ承認をしてない人が来ているかと思ったんです。承認もしてない人が――これから承認をもらう人を集めて会議になりますか。単なる関係者を集めたという会議でしょう、それは。青少協の平成３年度第１回の会議にならないんですね。ましてや、その前からつなげれば第16回になるみたいなんですが、いや、ならないんですね。今、部長の話を聞けば、ちゃんと承認されたようなことを言っていますから、これは16回になるのかな、とも思うんですけれども、しかし委嘱状が出されていない、これもふざけた話じゃないでしょうかね。やっぱり委任する以上は委嘱状をきちっと出した方が、私はいいと思うんです。

ただし、地区育成会のようなボランティアでやる場合には、そこまでやる必要があるかどうか……。育成会の方々から、ぜひそういうものを出してほしい、という要望がありましたけれども、それとこれとは、また違うと思うんですね。やっぱりそういうところは、きちっとやっていただきたい。

特に今回、これを出さなくていいと判断したのは、どなたですか。部長ですか、市長ですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新しい委員会の発足ですから、委嘱状を差し上げるということは当然の手順であります。したがって、学校長の方々その他には委嘱状を差し上げる対象である、ということは言うまでもありません。ただ地区委員会の方々には、まだ同じ方がかなり新しい育成会にも取り組んでいただいておりますから、そして、また２名の代表ということで御出席をいただき、一方にはまだ編成が整っていないというのが一、二校ある。こういう状況ですから、その育成会にかかわる代表の方々には確認をもう一遍したい、このようなことが事務的に残ったんではないか、こんな感じでおります。

今後、そういうことに対します疑義のないように進めていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　わかりました。

最後に、もう１点お伺いしたいんですが、部長の方からお聞きしたいんですが、まずこの協議会を開くに当たりまして、委員として調整された対象者は何人いて、事前に承認いただいた人が何人いて、当日何人参加したのか、ちょっと、その点についてお伺い

したいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

大変申しわけございません。現在資料を持ち合わせておりませんので、およその記憶にたどった概数を申し上げるようになるかと思います。全委員さんが65というふうに記憶しております。また、当日御参加いただきました方々38というふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　この65人というのは、承認された委員ということでよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　そのとおりでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、最後にこの65人の方々、あるいは、今市長のお話で、これからも70人以内をもって、ということになっていますので、ふやす考えもあるようですので、ふえた場合には、その方も含めて、ぜひ委嘱状を出していただきたい、こういうふうにお願いしておきたいと思います。

２点目に入りたいと思いますが、公共施設の開放の件について。これは９月議会のときに一般質問でお伺いした件でございますが、当時の生活環境部長、糸川部長の方から「３カ月程度の時間をかけて今後検討していきたい」という答弁がありましたので、その後の検討結果をお聞きしたい。

それから、学校教育部長の方からは、体育館を開放できないか、ということで「関係者にお願いしてある」という答弁でしたので、この件についても、その後どういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

最近、週休２日制が普及してまいりまして、それに伴いまして文化活動が大変盛んになってきております。そういう中で、行政の中で文化施設ということが非常にクローズアップしてまいりました。しかし、現在、日野市といたしましては、専門的な、各いろいろあります中のそれぞれの活動に対しましての専門施設がないということは、もちろ

んでございますが、文化施設そのものは大変少のうございます。

こういった状況下、種々、課題が生じてきておるわけでございまして、そういう中で御指摘のダンスというのもその一つか、というふうに理解しております。先般もお答えしたところでございますが、今後の施設づくりに際しましては、そういった時代というものを見た中での反映を図っていかねばならない、というふうに考えております。

しかし、当面、じゃあどうするのかということでございます。これにつきましては、申し越しの私どもの管轄下にあります２施設に対しまして、ハイヒールを履くということでございます。カバーをするなりの傷のつかない手立てを講じていただく中で御使用していただくほかない、という結論でございます。よろしく御理解のほどちょうだいしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　小中学校の体育館の開放の件について、お答えいたします。

校長会等にお話をいたしまして、体育館の開放について協力を得ました。そして、学校の体育館を極力壊さない範囲でやるという意味も含めまして、私の方でこの取り扱いにかかわる注意事項等の原案をつくりまして、体育課長の方へ差し上げました。そして体育課長の方では、今、日野市のスポーツダンス連盟の会長の方に、またその内容について打ち合わせ、相談等をやるということで伺っております。間もなく貸し出しができる状態になろうかと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　２点目の体育館の使用については、そういうことで使える方向にいってるということですので、そういうことで、ぜひ、よろしくお願いします。ありがとうございました。

１点目の方の施設の開放の件でございますけれども、もう少し検討させてください、というのかと思いましたら、ハイヒールのカバーなどをつけて使うしかないんだろう、ということなんですが、これは僕の方で言いました、例えば保健センターとか、あるいは東部会館とか、そういうところも含めてハイヒールのカバーをすれば使っていい、ということでよろしいでしょうか。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　私どもといたしましては、やはり施設をよりよい状態で維持管理をしなければならない立場もございます。そういう中で、極力損傷程度を小

さくしていかなきゃならない具体的なところがあるわけでございます。そういうようなところから、傷のつかないような手立てを講じていただいて、というふうにお答えさせていただいたわけでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　言っていることはわかるんですけれども、その中身がよく見えないんですよね。ハイヒールのカバーをして使えば使っていいのかどうか、そうすれば傷は相当減るはずなんですよね。全く傷つかない、ということはないと思うけれども、使えば汚れたり傷のつくのは当たり前であって、どこの施設だって傷つけていいという施設はないはずなんですよ。

その辺をちょっとお伺いしたいんですよ。簡単に答えてください。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　私の立場から申し上げられるのは、カバーをしていただいて、ということでしかないわけでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　困ってしまうんですけれども、カバーをすればいいというのは、使っていいということなんですか。もし答えられないんでしたら答えられる人にお願いしたいんですが、どなたでも結構です。責任を持って答えられる方に答えていただきたい。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もこれまで、カバーを用いて使っていただきたい、というふうに陳情等でおいでになる方には申し上げておりますので、カバーを使っていただければ、お使いいただける、それでよろしいと思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　よく確認をしないと、後のトラブルになりますので、もう一度、再確認させてもらいますけれども、それでは、ハイヒールのかかとの細い部分がありますね、そこにカバーをするのを皆さん持っているんですね。それで、例えば社会教育センターのフロアを使うとか、各地域の地区センターを使う、ということをしているんですけれども、それと同じ形で保健センターとか、あるいは東部会館のフロアについてもいい、ということでいいでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日のように、いわゆるソシアルダンスというんでしょうか、

高齢者の方々を初めそういう需要が生まれてくる、というふうには、数年前までは情報としては知りませんでした。そして、今、生活・保健センターの3階部分のガラスを張って、そして姿見がある部屋がありますけれども、あそこは、つまり何というんでしたか、白鳥の湖のようなバレーをするということを目的にして、床張りをしたり鏡を張って、バレーであれば床が傷むということは、もちろんないわけでありますから、新しいソシアルダンスには、ちょっとすぐには御使用していただくのに難しさがあるということで、たまたま、これも私の一方的なあれかもしれませんが、学校の体育館ならばかなり面積もありますし、役立つだろうと思って、学校の体育館の開放の中でお願いできないか、というふうに答えた経過もございます。ダンスは、また、大変気分を大切にすることですから、人によっては、そういう環境ではだめなんだ、と言われる方もあるようでありますけれども、将来そういうダンスの可能な、それを目的とする場所をつくるまでは、ちょっと、やっぱりカバーでもして使っていただく、このようにお願いをしたいのが現在の担当の見解でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ちょっと、よく、まだわからないんですね。今、話を聞いていれば、途中では使っては困るようなことを言っていたんですが、最後には、またカバーをして使ってもらう。そのカバーをして使っていいのかどうか、いいか悪いかだけ言ってくれれば済む話なんですけれどね。わかりやすくお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　傷のつかないカバーを用いて使ってください。こういう結論でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　傷つかないカバーがあれば、最初からこんなお願いしないでも済むんですよ。多少、傷つくんですよ。だから僕が言っているのは、ハイヒールのかかとへカバーをつけて――持っていますから、それをつけてやれば使っていいのかどうかなんですよ。

市長、招待すればいいんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一遍、担当者と結論をつけて、今会期中に正確に市民にわかる回答をさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　それでは、３点ほどお伺いをしたいと思います。

まず１点目なんですが、生産緑地制度の改定に関係する内容なんですが、これは一般質問の中で簇野議員が何か出されているようなんで、余り深入りしない範囲で簡単にお伺いしておきたいと思います。

これは、改めて申し上げるまでもなく、首都圏の住宅確保というようなことで改定をされたものなんですけれども、日野市の広報10月15日号でも、その辺が詳しく触れられております。

それで、簡単にお伺いしたいというのは、日野市でもそれなりの農地面積があり、また農家の人口もそれなりの数がいる。また農家の数もいるわけですけれども、このあたりが、現在日野市にどのぐらいの対象者がおられるのかということと、あわせまして、これは５年前、10年前、あるいは20年前というふうな形で大分変化が出てきている、というふうに思うわけですが、この辺のまず現状と、過去からの推移形態といいましょうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　お答え申し上げます。

まず、対象の農家の方が1,361名でございます。対象者がいらっしゃいます。これは、要するに農地を所有している方でございます。それで、この中で今回アンケート調査等を今行っておるわけでございますけれども、このアンケート調査にかかわる前段といたしまして、説明会等を10月から11月にかけまして、全体、それから地区別、それから個々の個別相談等を行って、このアンケート調査のまとまるのが12月10日でございます。

したがって、現在のところは、そのはっきりした数字はまだつかんではおりません。10日になりまして、それを受けまして、今後の希望者に対する対応を考えていきたい、というふうに思っておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　今言われた1361人ですか、これは世帯ではなくて、その対象の人員という解釈でよしいんですか。もし、できれば農家の数だとか、あるいは農地面積だとか、あるいは農業人口ですか、そんなことも含めて、もし、今ここでわからなければ後で資料でいただいても結構です。

それから、関連をしまして、要は、生産緑地に対しての希望をする農家が実際はどれぐらいいるのか、というのが最終的に聞きたいことなんですけれども、それが今言った12月10日にならないと数字が出てこない、そういう解釈でよろしいわけですか。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　そのとおりでございます。農業者の人口でございますけれども、これは私の方では、税の方で農地を持っている方を調査した数でございます。したがって、実際の農家の数というわけではなくて、例えば地目が農地を持っている方に対する内容でございます。これは、都市計画として調べた内容のものでございます。

それから、実際の生産緑地の指定の有無につきましては、現在のところ、まだ回収がほんの一部、200通程度しか来ておりません。そういうことで、この10日にならないと最終の数字は出てこない、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　　ちょっと今の新しいデータが手元にございません。昭和60年という、ちょっと古くなってしまいましたが、御参考までに申し上げたいと思います。

農家総数、60年におきましては638軒でございます。そのうち専業が37、兼業が601という内訳でございまして、人口といたしましては、農家人口2,984名ということでございます。耕地面積といたしましては、総数２万7421アールでございます。田畑等内訳を参考に申し上げますれば、田が１万806アール、それから畑が１万1,636アール、樹園地が4,979アール、以上、そんなような状況でございます。大変古いデータでお使いになれないかもしれませんが、恐縮でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　今、手元の資料が60年度ということで、新しいのもあるということでよろしいですかね。そうしましたら、後ほどで結構なんですが、新しいデータに基づいたものを出していただいて、12月10日以降になれば、この生産緑地の指定を希望

する人が全体の中でどれぐらいいるのか、ということも出てくるということでございますので、その結果が出てからでも結構でございますが、ぜひ資料をお願いしたいな、というふうに思います。

いずれにしましても法が改正をされて、その結果で本当にこの生産緑地というのがどんな形態で推移していくか、ということは、いろんな意味で関心のあることだろうと思いますので、ぜひ資料請求をしておきたいと思います。この件については終わります。

２件目なんですが、労働時間短縮とのかかわりでございますが、今、もうまさに１億総労働時間短縮といいましょうか、ゆとり、豊かさを求めるような志向が出てきております。これは国も認めているところなんですが、当初の計画では、1988年から５年間、92年までの間に1,800時間を志向していこう、ということで動いてきたんですが、その92年まで、あと１年ということで、現実は大分遅れてきてはおりますけれども、これは、新しい労働組合の協議体であります連合を中心にして、刻々とその方向に向かっていることも事実でございます。

そういう状況の中で、現在、完全週休２日制の中の月一度だけでも、まがりなりにも週休２日制をとっている企業というのは、全体の３分の２ぐらいはあると言われております。それから、完全な４回の土曜日もすべて休んでいるというのは、まだ11.5%程度ですから、まだまだ世の中全体としては、かなり遅れている状況なんですが、それで、特にここで申し上げたいのは、公務員、市の職員も含めまして、その方向を目指して今日野市の場合も試行をされているのかな、というふうに思います。完全週休２日制に向けてですね。

その辺は、どういう実態でどのような状況になっているのか、まず、そのあたりについてわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

労働時間の短縮、すなわち週休２日制、言い方によりましては週休２日制とか、あるいは４週８休とか言われているわけでございますけれども、これは、かねてから国の人事院からの勧告がございまして、公務員の勤務時間の短縮をしようということで、いろいろ関係機関で努力をされているところでございます。現在、一部の国の機関で試行を行ったり、あるいは東京都におきましても、一部の部署で試行を行っている、そういう状況でございます。

東京都、及び国につきましては、そういった試行を踏まえまして問題点を整理し、本

格実施をしよう、とそういう考え方でございます。

地方自治体におきましても、御承知のように労働条件等については国準拠ということでございますので、我々26市でも国都の状況を見ながら試行を行っておる、ということでございます。

現在、日野市でも試行を行っておりまして、この試行が終わりましたら、その試行の結果を分析し本格実施に向けて、さらに準備を進める、という考え方でいるわけでございます。

今、現在、国及び東京都におきましては、当初は来年度、いわゆる４月ごろから、ということを目指しておりましたけれども、いろいろ労使関係等の調整、その他問題点の整理等もございまして、これが来年度半ば、早くて半ば、そんなような、今、状況でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今、日野市でも試行をしているということで、その結果については特段報告できる状況ではないか、というふうに思いますが、その試行していく中でちょっとお伺いしたいのは、先ほど土方議員が質問したこととも若干関係をするんですが、今まで既存の労使関係といいますか、そういうルール、枠の中で、日野市の職員なりの規定みたいなものがあるかと思います。我々民間でもそうなんですが、新しい労働条件なりいろんなものを試行していく場合には、あるいは取り入れていく場合には、過去のある程度のものは整理しながら、そして進んでいくということが、これは、やっぱり新しい時代に対応していく最善のことではないかと思うんですが、そういったことも含めた今の試行をされているのか、従来の慣行なりルールというのは、全くそのまま置いて、そして労働時間を短縮する、ということだけの試行なのか、そのところをちょっとわかればお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　いわゆる公務員関係の、いわゆる４週８休、いわゆる週休２日制につきましては、これは３原則ということを言われております。要するにサービスの低下を来さない、職員の増は行わない、それから経費もかけない、そういう３原則をうたっておるわけでございまして、ただ、これは実際の定数の中でこの３原則をキープするということは、かなりの努力をしないとできないわけでございます。現在、試行の中では一応そういうことを前提にして今やっているわけでございます。

今後、この試行の結果の中でどういう対応をすべきか、というふうなことになるんではないか、こんなふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　今、御回答をいただいたんですが、私が指摘をしました現在まで続いている慣行といいましょうか、そういった中で公にされてない、といったらおかしいんですが、なぜこんなことを言うかといいますと、市民から見たときの市の職員に対しての評価といいますか、見方というのが、残念ながら非常にいい印象をもってないわけです。先ほど土方議員が言われたようなことも含めてなんですが、そういう、なんていうか色目というか真正面から見たくない、非常に同じ屋根の下に働く立場に立って、いや、そんなことはないんだよ、ということも言うんですけれども、なかなか市民にストレートに受け入れられていない部分もありますので、そういうことからしますと、やはり完全週休２日制というのは、これは世の中の大きな流れですから、できるところは大いにそういう方向で進んでいただくべきだろう、というふうに思いますので、それをやって、かつ市民からも評価を受けられるようにするためには、過去にあるルールの中で、やっぱり見直すべきところは見直しをしながら、そして完全週休２日制の形態へ持っていく、こういうことが必要だろう、というふうに思いますので、そういう勤務時間にかかわる規定が一覧表で、整理されているかどうかわかりませんが、そういうことも、やっぱりスタートしていって完全週休２日制の体制に持っていくためには、こういうこととこういうことは、やっぱり整理をしなきゃいかんとか、そういう視点では検討されているのかどうか、そこのところをちょっと、もう一回確認させてください。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　先ほど３原則という形で申し上げたわけでございますけれども、その辺をいわゆる一つの物差しといたしまして試行の結果を検討し、いわゆる今御指摘のありました、例えば市民サービスにつきましても現状より低下するということがないような、そういう方策を立て実施に入れるということじゃないかと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　どんなところでもそうなんですが、なかなか現状の枠の中で、かつ労働時間も短縮をして、その結果サービスが劣っただとか、いろんなことが生じてきたら全く意味がないわけなんですが、しかし、それはいろんな意識改革で、ある程度の範囲というのは、これはどこでも民間でもやっていることですし、また行政サイドといえどもサービスが中心になるわけですけれども、ぜひ、この３原則に基づいて、それ

が損なわれることなく進めていただきたいな、ということを申し上げておきたいと思います。

それから、特に先ほども言いましたように、これを検討していく中で、ただ今までのものは今までどおりにして、そして時間だけ短縮をするんだ、という姿勢ではなくて、やはり見直しを必要とするべきものは見直しをしながらやっていく、というようなことを心がけてやっていただくべきではないかなと思います。

その大きな過去の事例として、退職金の問題なんかがそうだったんではないかと思います。ある時期までは、例えば基本になる給与が非常に低かった。それに掛けることの月数何十カ月ということで来たわけですが、どんどん、その基本になる、ベースになる給与が高くなって、その月数をそのまま置いておいたことが結果として、ああいう日本の至るところでの異常な退職金云々というような問題になったんだろう、というふうに思うんですね。

あの時点で、じゃあ民間はどういうふうなことをしていたかというと、見直しをするたびに月数なんかを変更して、係数として何年勤続にはどのくらいが妥当だろう、とそういうことを常にやりながら現在に至っているわけでございます。

ですから、新しいルールは、どんどん市役所といえども採用すべきだ、というふうに思うんですが、その辺をきちっと一緒に見ながら進めていかないと、非常に後ででき上がってみたら、ゆがんだ結果になってしまう。そういったことがないように、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

ここに、ちょっとある新聞の切り抜きなんですが、日本の現状は、まさに三方ふさがり、行き詰まりの状況になっている、というようなことが書かれておりまして、これはことしの10月末にブリュッセルで開かれた欧州共同体と、それから日本の労働慣行に対しての国際会議があった、ということなんですが、この中でＥＣ側関係者から異口同音に日本の長い労働時間に対しての批判が相次いで出てきた、ということなんです。

御存じのとおり、日本は今、働けど働けどなかなか勤労者の資産形成もできないような状況にあるということと、その割には企業もなかなかバブルがはじけて儲からない状況になってきていますし、また一方では、外国からは貿易不均衡ということで、さんざんやられている。その貿易不均衡の背景というのは、何といっても労働時間の問題が背景にあるということですから、そういう意味では、市の職員におきましても、できるだけ時代を先取りする形で労働時間短縮を進めていただきたいんですが、ただ先ほども言いましたようなことが、後々に出てくることがないように、ぜひその辺も配慮しながら

進めていただきたいなと思います。

それから、もし、できましたら今の勤務規程といいましょうか、その時間に関する年休等いろいろ含めたようなもので整理した資料がありましたら、後ほどで結構なんですが、参考のためにいただければありがたいなと思います。

この件については、以上で終わらせていただきます。

それから、もう１点、これは、いわゆる先ほど天野議員から出された問題と若干関係をするんですが、これは地場産業の育成という観点も含めて、ぜひ検討していくべきではないかな、という観点で申し上げるんですが、日野市は、だれしも認める非常に工業生産の高い地域でございます。いろんな産業、工業があるわけですけれども、先ほど天野議員からも出されましたように、特に建設業関係などにおいては大手といわれるところはないわけですけれども、中小的なところが幾つかあって、それがそれぞれ組合組織をつくって、いろんな取り組みをされている。

また、当然日野市としても、そういう業者を使っていろんな工事を進めているということなんですが、やはり地場産業育成ということからしますと、ある程度その規模で十分こなせるような業務というのは有効に活用していく、ということが大事なことではないのかな、というふうに思います。

昭和60年の３月議会でも、「建設工事の地元業者への優先発注に関する請願」というようなことで請願が採択されている、ということも聞いているわけなんですが、やはり企業の大小を問わず、自分の企業だけが利益を上げればいいんだ、ということではなくて、必ずその地域のために貢献をしたいんだ、という志向というのは、必ず正常な企業であればあるはずですから、そういうことを含めて、この建設業関係につきましても、日ごろ、いろんな形で市に対しても協力をとっている、というふうに思うわけなんですが、その割には、先ほども話がありましたように地元を活用するということが非常に少なくて、今年度あたりですと四分六で、地元が４で外が６なんていう話も伺っておりますし、これはバブルで非常に手がないときの去年、おととしあたりは、逆にそちらの方が、日野の業者の方が多かったのが、ちょっと陰りが出てきて一番大事なときになると今度は逆な現象が出てきている、ということも聞いておりますので、この辺についてどんな方針といいましょうか、方針の中でこの意思決定をされているのか、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

本件については通告質問もございまして、その中でさらに私の方からお答えをしようかな、と思ってはいるわけなんですが、せっかくの御質問でございますのでお答えをいたしたいと思います。

公共工事の発注ということになりますと、これは私から申し上げるまでもなく、この工事費用といいますのは、どんな財源にいたしましてももとは、いわゆる市民の負担ということでございまして、いわゆる貴重な尊い財源を使うということでございます。したがって、そのでき上がった工事、いわゆる成果品については仕様書どおり、あるいはそれ以上の成果品を必要とする。それから、あと一つは、いわゆる会計年度というものを持っておりますから、当然工期というものが要求される。まず、こういう大きな問題をきちっとクリアをするところに工事等は出さなきゃいけない、というふうに基本的に考えております。

その中で、ただいま御質問がございましたような地場産業、いわゆる地元業者の育成ということを考慮をしていく、ということではないかと思います。

その育成の中にいろいろあるわけでございますけれども、一つ大きな背景といたしましては、経済的な、経済のいわゆる動向というものがあるわけでございまして、要するに発注量と受注量のバランスの問題でございます。これは、要するに発注量が少なく、いわゆる受注がなかなか旺盛というか、そういうことになりますと地元業者も、要するにある意味では手がすいてきますので仕事の消化もできる。これが逆に受注量が多く、また施行能力というもので発注量が多くて受注がなかなかできない、いわゆる工事消化ができない、という、そういうような状況もまた背景にはあるわけでございます。

そういうものを加味いたしますと、どういう形で工事を出すのが一番いいか、ということになるわけでございます。例えて言いますと、建築物で申し上げますと、通常の出し方は、いわゆる総合発注、ゼネコンで出すという、そういうことになるわけでございます。それを、さらに各業界の育成ということを考えますと、分離発注という方法も生まれてくる。さらには地元業者の育成ということで考えますと、ある工事につきましては、いわゆる共同企業体等をつくっていただいて、その中に地元業者を、工事にもよりますけれども、親の方に入る業者もあるでしょうし、また子に入る業者もあろうかと思います。そういう形のものを進めていく、ということではないかと思います。

さらには資金前渡金なんかの、前払金なんかの問題もあるわけでございます。今までのような、非常に景気がいいときには、企業から見ますと余り前払金については大きな期待は持たない。これから、少し発注量が減ってきたり景気が悪くなってくる、という

ことになりますと、受注企業の資金繰りが苦しくなるわけでございますから、前払金というのが非常に効果的になる、ということではないかと思います。

したがって、今後はそういったものを考慮いたしまして、地元企業、あるいは中小の企業が受注できるような、そういうことも積極的に考えていかなくてはいけないんではないか、そういうふうに考えている次第でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ちょっと通告が出ているのを気がつきませんでしたので――今回、たまたま建設関係の地場産業育成という言い方をしておりますけれども、やっぱり先ほども申し上げたように、日野にはいろんな産業、企業があって、そして、いろんな意味で市とともに発展をしていこうということで、日ごろから協力関係を持っているわけでございますので、その技術的なとか、あるいは能力的に無理なものは別としまして、そうでなければ極力そういういい意味での連携をとるということが、結果として市の発展にも大きくつながってくることになろうか、というふうに思いますので、ぜひ、ひとつ、今後ともこの辺に特段の配慮をしていただければ、というふうに思います。

それから関連をして、ちょっと1点だけ、これも検討をお願いしたいという意味合いで申し上げたいんですが、前払保証実施、前払保証の関連でございますが、26市のそれぞれの状況を見ますと、金額が1,000万であったり、安いところは50万とか、300万とか、いろいろある中で、日野市は3,000万以上でないと前払いをしない、という、そういうルールがあるようですが、大手であれば3,000万でも5,000万でも、さほど問題はないかもしれませんが、特にこういう地元のさほど大きくない業者の場合に、やはり、これあたりもきついんではないのかな、これ、決めた時期が昭和36年ということですから、まだ市になる前に決めたルールがそのまま、まだ30年も生き続けている、ということのようなので、これは、この辺もぜひ見直しを検討されてもいいんではないかなと思いますが、簡単で結構でございます。考え方がありましたら、ひとつコメントをお願いします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

私も総務部へ参りまして日が浅いわけでございまして、そう細かいことはわからないんですが、今までの感じでは、そう、この前払金にについての問題提起はなかった、というふうに理解をしております。

いずれにいたしましても、こういった制度につきましては、そのときどきの、いわゆる状況を踏まえて見直していかなければいけない、というふうに基本的には考えており

ます。今後の検討課題といたしたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ひとつ、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　行政報告の資料の中の1番目の、七生村の土地改良区の件で1点質問をさせていただきたいことと、確認をさせていただきたい件がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

この土地改良区というものは、土地改良法に基づいた中で農林省の方から一定の助成を受けて、その土地の農地としての抑制をしていこう、という中で管理区域が指定されて、その区域内においては一定の法の中で、都市計画法とか区画整理法が網がかけられないように私は記憶しているわけでありますけれども、昨今、この改良区の問題で南平、平山、高幡の地域の方から、いろいろ問題提起がされております。この改良区に関しては、私も何年も前からおかしいんじゃないか、ということで、再三、調べをしていた中であります。

たまたま、きょう、この対策推進チームがプロジェクトが組まれた、というふうな資料をいただいて、ちょっとびっくりしているところでございます。この対策推進チームのプロジェクトが、これから改良区に対してどのような対策推進をしていくのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

どのように進めていくか、ということでございますが、当面、大変歴史の長いことでもございます。そんな中で、所々に不都合な面が生じておりますもんですから、現状との関係部局との、また日野市関係部局との協議の中で、また調査を、まず現状把握をさせていただく。そして、どういう点で不都合が生じているか、その辺の突き詰めをした中で解決策を見出していきたい、ということでございまして、現段階では具体的にお答えを申し上げる状況にはございません。早速、何といいましょうか、メンバーを選定したところでございますので、しばらくお時間をちょうだいするようだと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　何をするかわからない中で推進をしていく、ということであり

ますけれども、もう議員の皆様も十分承知の中で、この質問をさせていただいているわけですけれども、基本的に私は指摘をちょっとさせていただきたいんですけれども、これは大きな問題だと思うんですね。要するに改良区として指定された管理区域内においては、一切、都市計画法に基づいた事業はできないんですね、これは、法的に、法的にはですよ。私は、南平体育館の周りとか平山地域、要するにあそこの組合施行で区画整理をされてきましたけれども、なぜあそこができるのかな、ということで非常に疑問に思って調べをしていたんです。また、あの近隣に住む改良区内の皆さんも、自分の土地が指定区域内にあることによって、臨時境界査定もできない。売買もできない。いろんな形で困っているんですね。

ですから部長さん、これは、そういうふうなことを明確に出して、要するに、この改良法に基づいた改良区の組織を再度見直すのか、どういうふうにしていくためにこの推進チームをつくったのか、明らかにしても、もういいと思うんですね。これは、突き詰めれば違憲になるんですし、要するに行政、市とも越権行為なわけです。法を犯していると思うんですね。そのことを突いても、今これからまちづくりを進めていくために、あえてそれを指摘して、今後のまちづくりが遅れてはしようがない時代の流れもあると思います。ある程度その辺も明確に出した中で、こういうふうな推進をしていきたいと思うんですけれども、私、この問題は、将来しっかりした形で指摘をさせていただいて是正をしていきたい、と思っていた案件でもありますし、法を守らなければいけない行政がみずから法を破っている事実は認められるわけですから、その辺だけは指摘をさせておいていただいて、今後のしっかりした対策推進をしていっていただきたい、このように思うんですけれども、私が、今お話しさせていただいたような内容のものを推進していくのかどうか、市長にお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　土地改良区につきましての私は明快な知識を持つというほどではございませんが、現実に、御指摘のとおりの開発でありますとか、都市計画でありますとか、これらのことと取り組んでまいりますと、このことにぶつかる、と言えましょう。

それで、建設担当、特に用水関係では水路清流課というのもあるわけであります。また一方に、その灌漑水利権に対してかかわっております産業経済課農産係、こういう仕組みがあるわけでありまして、どちらも、この組織としては主管を新しくするということが難しい状況があります。そこで、チームをつくろうという発想になっているわけで

あります。

それから、もう一つ、改良区そのものが実質に権利として存在するかどうか、これが大きな問題の一つであります。これから、私がこのチームに活動させる、行動させる突端は、組合に対して、ひとつ権利の主張を市に移管をしていただきたい。だから権利は存在しない。そういうふうに御理解をいただきたい、こんなふうに思っております。

そういうことで、いろいろ、また協議の課題が生まれてくると思っておりますので、まず、そういう働きかけをしていこう、その根拠を発足させたい、こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　市長が今お話になっていることは、よくわかるんですけれども、組織的に一定の手順を踏まれてない、ということも承知しております。要するに総会も、2年に一度総大会を開いて代表の承認を問うとか、東京都の方から監査報告を受けるとか、さまざまな、いろんな手順を踏まれてないという事実もわかります。

ただ、権利は権利であるんですね。要するに権利は存在をするわけです。要するに組織と権利とは、また違うんですよ。市長、これからこの問題を進めていくのであれば、その権利をよこせというのじゃなくて、行政が中に入ってその権利を譲り受けるなり、一定の手法によって、その権利を市の方に移管できるような方法をとらなければ、この問題は絶対解決しないと思うんですね。

ですから、せっかくこういうふうなプロジェクトが組まれたわけですから、ある程度日野市の公費を使っても、ある程度、市の方の支出を見込んだ中でこの問題に取り組まないで、1銭も金を払わないでそういうふうなものを、権利をしようとしても無理な話だと思うんです。市長は、その考えが非常に多いんです。

私、今度、以後やろうと思ったんですけれども、道路のセットバック部分なんかも同じなんですね。市にただでよこせなんて言っても、買ったものをなかなかこれはただじゃ渡さないですよ。それには、やっぱり一定の要綱なりなにかをつくって市が買い上げるか、補償するか、何らかの形でそれを金銭的に助成していく、ということを考えなければ、こういうふうな問題も、道路の問題も絶対解決しないと思うんです。

せっかく、いいプロジェクトができたんですから、ある程度支出を見込んだ形でこの問題を対応していきたいし、将来に向けて解決していっていただきたい。これは七生地区だけじゃなくて、日野の方でもいろいろある事情もわかります。もうその問題に触れていてもしようがないですね、時代は流れてきたんですから。ぜひ、これから前向きに

この問題は解決してもらいたい。南平の人たちも査定ができない、非常に困っている農家の方もいっぱいいらっしゃいます。ぜひ、この問題を最終的に市長の判断のもとで支出を、市の方の公費を使っても解決していっていただきたい、こんなことを強く要望して終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　11月15日と12月１日に発行されました広報の記事に関連しまして質問したいと思います。

この記事の内容は、９月から市が主催して行った憲法講座、この内容が６回のシリーズでもって今後掲載されるということで、ぜひ御一読いただいて市民の皆さんも考えてみてください、とこういう内容で掲載をされているところでございます。ちょうど今、国会で御承知のようにＰＫＯ法案が審議をされております。内容的には非常にタイムリーな記事でございますけれども、御一読してください、ということで読ませていただきますと、余りにも一方的な中身になっておりますので、これを掲載するに当たって、どのような考えのもとに市民に読ませようとしているのか、この辺を質問したい、というふうに思います。

と申しますのは、やはり広報を読みますと「さまざまな角度から日本国憲法を考察したい」というふうに書いてあるんですね。ただし、この講師は一橋大学教授の浦田一郎さん、この方がずっと６回シリーズで多分載せると思うんですよ。したがいまして、さまざまな角度からとなると、私が聞きたいのは、今こういう事態ですから、いろんな考えの方、護憲の考えの方、あるいは改憲を主張する考え方、いろいろございます。そういったさまざまな方々の御意見を、あるいはそういう考え方を載せて広く市民の方々に憲法をよく勉強していただくという、こういうことであれば、私は、特にいろんな考え方がありますから問題ないと思うんですが、少なくとも２回のこの広報を読みますと、余りにも偏った記事になっておりますので、これは、浦田先生がそのまま言われたことを載せておるんで手は加えてないと思うんですけれども、大変、内容は問題がある部分がある、というようなことで質問をしたいと思います。

このテーマは、第１回は「国際的貢献とは」というテーマなんですね。ちょうど今、国際的な貢献の問題をやっておりますけれども、そういうテーマでもって、経済大国と憲法について、という内容で講座が開かれた。この話の流れを私なりに整理をいたしますと、まず１番目に経済大国に至るまでの経過がるる書いてあるんです。次に、経済大国になった今日、日本は国際的にどんなことをすればいいのか、とこういうまとめ方、

最終的には、このまま行くと経済大国から軍事大国に進んでしまいますよ、と言い切った内容になって、果たしてそうなのかどうか、大変危険な内容でございます。

それで、経済大国に至るまで、というこの内容を読みますと、まず経済成長の条件ということで二つばかり書いてあるんですが、その中で経済成長の条件という中に、条件の一つに企業の労働者に対する締めつけがある、こういうふうに書いてあるんですね。この中の問題の部分、これは大変誤解をされているのか認識不足なのか、この先生を疑うんですけれども、勤務時間後も労働者が企業に忠誠を誓い、その結果が過労死につながっている。企業のために命を捨てる、というふうに決めつけているんですよ。こういうふうに整理されるんです、この講座の内容が。それで、行き過ぎた企業活動のもとでの経済成長であったことは否定できない、こういうふうに言い切っているんですね。実際にそうなのかどうか、大変問題な発言なんですよ、この内容は。勤務時間後も労働者が企業に忠誠を誓って、その結果が過労死につながるという、このことを先生は、そういうふうに思って書かれるんでしょうけれども、果たしてこれを載せた担当の方は、なにかこう、これは問題あるかな、というふうに考えなかったのかどうか。

この件については、９月議会でもって古賀議員の方から一般質問が関連でされております。そのときには、どうもこれは一方的な記事である。やはり違った、また考え方、反対の考え方もあるはずですから、双方を載せながら市民にいろいろと勉強をさせたらどうか、というような質問もございました。その後、多少見直されるのかな、というふうに見ておったんですけれども、なにか、こう非常に厳しい内容になってきておるんですね。

それでもって、経済成長の条件の一つにこういうことがある、という、こういうことを言っているんです。それでもって、どんどん進みますと、今度はその結果、経済大国に日本はなった。そこで問題になってきたのが経済力に見合った政治力、軍事力を持つべきである、という考え方が強まってきた、というふうに書いてある。さらに、日本の権益を守るために自衛隊を派遣すべきだという議論になってきた、という、これが今のＰＫＯ法案の論議の中心だと思う、こういうことですね。それで、経済大国にふさわしい国際貢献をすべきである、というふうに整理をされている。

ところが、この先生が言われているのは、ＰＫＯ法案の議論というのは、日本が軍事大国に進む上での通過点に過ぎないんだ、とこういうことを言っているんですよ。したがって、経済大国主義の反省が今こそ必要である。そのために労働運動の再建が必要である、ということをいわれている。

先ほど、沢田議員の方から連合というお話がございました。今、日本の組合を組織されている労働者の数は約1300万人、そのうちの７割近くが連合に加盟をしております。ここで自治労も連合に加盟する、というふうに決定いたしましたので、さらにふえるのではないかという、こういう社会の趨勢がございます。こういうことを考えますと、どうぞ市民の皆さん、一度来てくださいよ、この憲法講座を、というふうに言われて、一方的にこれだけが耳に入って、あるいは目に焼きついてしまうと大変危険じゃないか。市民の皆さんは大変利口ですから、こういう考え方もあるのかな、ということで終わってしまうんでしょうけれども、少なくともこういうことをそのまま載せることに何か抵抗がなかったのかどうかですね。

先ほど問題点を言ってみましたけれども、経済大国としての国際貢献ということで自衛隊の派遣ですね、これをこの先生は、はっきりと派遣ではなくて実質は派兵である、というふうに書いてしまっているんです。先生の考え方はそれでいいと思うんですよ、この浦田先生の考えは。私は、こう思います、ということですから。ただ、これは広報ですから、こういうことが出されますと、国会論議をテレビでよくごらんになっている方は、いろんな方がいろんな質問をしますから、それぞれ、野党の方が、与党の方だって、ちょっと問題があるんじゃないか、というふうに言っていますし、今のことが果たしていいのかどうかは別にしまして、若干、私は、ちょっと偏見に――異常ということはないですけれども、余りにも偏見的な先生の意見じゃないかな、というふうに思うんですね。

そのＰＫＯ法案について、日本が今後、海外でより大きな経済活動をしていくためには、その障害になるような動きを日本自身の軍事力で抑えたい、という考え方が出てきているんだ、とこういうことを言っているんです。浦田先生はそう思うから、それでいいんでしょうけれども、果たして、こういう内容を広報に載せていいのかな、と同時に９月議会の中で古賀議員から一般質問された、ああいったことを踏まえた上での記事とは思えないんですね。

ですから、今後、多角的に基本法、いわゆるこの日本国憲法、特にこの９条を中心に書いてありますけれども、これを皆さんで勉強しましょう、というふうに言っていますから、少なくとも来年あたりからは、全くこの方と考え方を異にする方が先生として呼ばれて出されるんではないか、というふうに思っておるんですけれども、少なくとも６回シリーズは、浦田先生が講演した内容を６回に分けて掲載するわけですから、私は、考え方は変わらないんじゃないか、というふうに思うんです。

ポイント、ポイントしか今発言しませんでしたけれども、こういったことを載せるに当たって、広報担当としてどんなふうに考えてこれを載せたのか、その辺のお考えをお聞きしたい、というふうに思います。

とりあえず、以上の点について御回答をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、お答えしたいと思います。

確かに今質問の中にありましたように６回シリーズでやっているわけでございます。１回、２回ということで広報に掲載いたしました。もちろん９月議会の中で、議員さんからも御指摘をいただいております。当然、私ども広報担当とすれば、浦田先生が今回は６回シリーズでございます。そういう中では、やはり１回目の掲載のときにも講師の先生の原文をそのまま持参しまして、先生ともいろいろお話を申し上げました。その中で、かなり修正部分、手を加えて講演した内容とは変わった内容で掲載したつもりでございます。

同じような２回目の中におきましても、その辺につきましてはできるだけ注意してやったつもりでございますが、これを記載するに当たっても、私の方は原稿を整理するというところまでいっておりませんが、やはり講演した内容を中心に先生からも強く主張もございました。そういう問題を含んで、担当としては理事者とも相談した中で掲載したということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　今、企画財政部長も、かなり手を加えて載せた、ということですけれども、当然、手を加えた内容は浦田先生に確認をして、いいだろうということで多分載せたと思うんですね。

市長にちょっとお聞きしたいんですけれども、私が問題の部分ですよ、と言った、働く者が勤務時間後も、いわゆる時間外勤務ですね、そのときに企業に忠誠を誓って仕事をしているんだ、その結果が過労死につながっているという、企業のために命を捨てるというんですね。

今、言いませんでしたけれども、これを経済大国から軍事大国にいくと、今度は国のために命を捨てる、ということになるんですよ、この考えでいくと……。今、そんな状態では絶対ないんですね。時間外勤務だって、御承知のように労働基準法第36条、いわゆる三分六協定というものを労使でもって結んで、その範囲内でやっているんです。し

かも、先ほども沢田議員が言ったように労働時間の短縮という総労働時間の中で、将来的には極力国際的にいきましょう、ということで、いろんな面で組合も取り組んでいる。忠誠を誓うなんていうことはあり得ない。しかも、その結果が過労死につながっているということは、問題な部分ですよ。今、労災という問題で、この問題がかなり社会的な問題になっていますね、労災に認定するかしないか。

しかも、過日、新聞に出たのは、トップまでがこういう問題で出ているんです。それはとんでもない、こういうことはあり得ない、ということで労基署は言っているんですね。それは、もう労働と仕事とは関係ないですよ、という、そういう因果関係を否定しておりますけれども、ここでは、はっきりと時間外勤務を企業のために一生懸命やるから死んでしまうんだよ、だから労働運動を再建しなきゃいけません、というふうに決めつけているんです。

この辺、市長として、そのとおりであるといえば、それでいいんですけれども、どのように受けとめていらっしゃるのか、ちょっとお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市は行政の大きなタイトルに「憲法を市政に生かそう」というふうことを掲げて、行政に取り組ませていただいております。そして、国民、市民が憲法に対する学習を絶えず高めていく、ということも自治の本旨をより市民に学んでいただくために大切なことだ、というふうに考えて市民自治学園を開き、その自治学園の特別講座として、ここ数年来、憲法講座を専門学者にお願いをしてきた、という経過がございます。

憲法に対します、特に11条でありますとか、今までの国民の基本的人権に大きく役立ってまいりました憲法25条でありますとか、こういう理解のしいい条項と、議会の議論の分かれる条項とあることも事実であります。

したがいまして、今回の浦田教授、あるいは前回の山内教授、日本の憲法学会に存在のある学者だ、というふうにも聞いております。そして、今御指摘の先生は、一橋大学という国立大学の、しかも正教授でもいらっしゃるということですので、恐らく大学の中でも学説として一つの立派な存在をなしておられる。このようには評価できると思っております。ただその方に、自治講座の中での憲法講座を依頼をして、そして、その憲法の講座内容を直接広報に、市民の方々の読み物として提供するということが適切であるかどうかということは、私の判断のする部分でもあります。いろんな政治上の今日の大きな課題でもございますし、また学説、あるいは国民の判断というものも、おのずから緊迫をかなりした中でも新聞報道等に我々もよく目を通す、国際的な今日的課題である、このように理解をいたしております。

奥住議員の御質問で、今、冒頭部分の、いわゆる労働と、それから企業と労働に対する、つまり経済成長と、それに大きく貢献をした労働との関係で表現が適切でない、というふうに御指摘だと思っておりますが、言葉が非常に短絡的で、指摘が当たった、というふうに理解をする人と、当たってない、という理解をする人と、おのずからあるだろう、こんなふうにも言えると思っております。私が論評すべき内容でもございませんが、特に日本国民に支障のある、自治体としての発表する文章に支障があるということが事実存在するならば、それに対する、また対応として判断をしていかなければならない、このようには思っております。

学説ということもございましょうし、個人の思想、信条ということもあるだろうと思いますが、講座の会場では、特に今質問なり何なりの議論をされた、というふうには聞いておりません。

御指摘につきましては、今後判断として考えていきたい、このように思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　この講師は、自分はこういうふうに考えている、ということで載せておりますから、私の言ったのは、ちょっとこれは認識不足であるな、という指摘をしたわけです。したがいまして、公正という面で、今後こういった偏った記事だけ載せるんじゃなくて、やはり、また違った見方をする方もぜひ講師として呼んでいただきたい、ということが根底にございます。

この中で、この浦田先生は「経済成長はほどほどにしろ」というふうに書いてあるんです。国民というのは、自分たちの生活をよくしたいということで一生懸命働いているんですよ。死にたいために働いているんじゃないんですね。より豊かな生活をしたいし、がんばりたいということで働いている。それを「経済成長はいいよ、その辺で。ほどほどにしろ。生産力をコントロールできるような社会をつくっていくことが重要だ」と書いてあるんですね。そのために見直すんだ、という。経済成長主義を見直せ、と書いてあるんですよ。

ですから、今、市長がおっしゃられるような「憲法を市政に生かそう」というのはいいんです。これは、もう当然ですから、いいわけでございますけれども、ちょっとこの国際的貢献というテーマの中で、企業がというより働く者が一生懸命がんばって、いい国づくりをしようということ、企業も社会的な責任を果たそう、ということで一生懸命

がんばってきている。企業を支えているのは、みんな人なんですね。ですから、それぞれが国をよくしましょう、ということでやってきた。結果的に経済大国となった今、日本はそれなりに国際的に何かできないか、こういうことが今ＰＫＯ法案の中で、るるいろんな方から言われているんです。

昨日の宮沢総理の御答弁だと、自衛隊は派遣できない。派兵はできない。ただ、現在の憲法の中で日本が国際的に貢献するのにどんなことができるのか、それを皆さんで考えましょう、という、こういうようなことなんですね、今、政府の方で答弁しているのは。――それはだめだよ、あんなものはうそだよ、必ず日本は軍事大国に進みますよ、日本特有の軍事力でもって抑えるんだ、という、こういうことを一方的に言っているんです。もう言ってしまったんですから、この先生は書かれていますから、これをどうこうしようといっても無理ですね。

ですから、今後要望として、また違った見方をする、現代的な見方をする――憲法は変えられませんから、みんなで変えれば変えられるんでしょうけれども、現在の憲法、例えば９条なら９条の中で何ができるのか、これを、私はこう思います、私もこう思いますよ、違った方は、いや、そうじゃない、私だったらこうするんだけれども、こう考える、こういう方がいろいろいると思うんで、その辺の講師を今後また御検討して、さまざまな角度から考察します、というふうにここで言っていますから、そういった先生を呼んで憲法講座を開かせていただきたいし、また開いていただきたい、こんなふうに思うんですけれども、その辺については、市長、どのようにお考えですか。最後にそれだけ、ちょっと。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　論議は多面的に行われて、そうしてみんなの意思によって決定する、というのが民主主義ではありますから、そのように努めていきたい、このようにお答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　終わります。

○議長（小山良悟君）　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時４分　休憩

午後６時25分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市川資信君。

○26番（市川資信君）　二、三お尋ねいたします。

私の質問しようと思っていた点の重複質問もありますので、それらは極めて簡潔にお尋ねします。ポイント、ポイントの質問をいたしますので、答弁も簡潔に、ひとつ明瞭にお願いしたい、かように思います。

まず１点目でございます。

ことしも第４回の定例会が、きょう始まって20日には終わるわけで、もう既に来年度予算の編成に当たって、いろいろと税収等の予算の立て方について担当部局では、それなりに苦労をされていることと思います。

そこで、今さら申し上げるまでもなく昨年から続いた、いわゆるバブル経済の崩壊、景気の減速で税収の落ち込みが予想される中で、先般の日刊紙でございますけれども、地方交付金が、今年度も5,000億円を上回る地方税の特別減額をしたわけですが、来年度は、先般の新聞によりますと１兆5,000億円以上の圧縮を、財源不足で地方交付金を減額するようではないか、というようなことが載っておりました。

そういった中で、今、日野市は、近隣市にもまさる、いわゆる区画整理事業、下水道事業、都市基盤の整備事業に着手したところで、この財源不足等に大変憂慮するところでございますが、見通しはどうなのか、どの程度の見通しの予算を現在組んでいられるのか、なおかつ法人市民税、あるいは市民税の数値等はどうなっているのか、その点、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの御質問につきましてお答えしたいと思います。

平成４年度の予算編成に一定の方針を11月７日付で各部課長、あるいは関係者に指示をいたしました。当時の見込み、例えば国の一定の状況の中では財政規模を、当時の規模としては5.9％の伸びだろう、というふうに言われておりました。

しかし、なかなか厳しい状況下の中で、大変、変動もしております。また、東京都におきましても総合計画の中で、来年の見込みとしては2.5％というような状況下にあるわけでございます。よって、この状況等を踏まえながら2.5でも、今、質問者の中にもありましたとおり法人と――東京都の中でも法人関係につきましては0.63というような

減額でございます。よって、その2.5のカバーにつきましては基金の取り崩し、あるいは他の方法を考えての予算編成に臨む、ということでございます。

当市におきましても、当然、今御質問の中にありましたとおり、法人のマイナス部分につきまして、また、やや同額という程度にとどまるんではなかろうか、というような推定をしております。しかし、市民税の個人部分につきましては、例えば土地分離譲渡所得の所得割の関係につきましては、かなりの落ち込みがあろう、というふうに思っております。

ただ、当市におきましては当然基金等もあるわけでございますが、今、基金を考えないで、７％ないし８％というような伸びを試算しております。まだ具体的な税収の中では、なかなか厳しいものがあるわけでございますが、今の現行の試算の中では、そういう見込みを立てながら新年度の、今新規事業の調整に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今、企画財政部長の答弁ですと、日野市でも国並みではなくとも相当の落ち込みは予期しなければならない、ということでありますが、たしかに財調基金等の取り崩し等を図れば何とかなるかもしれませんけれども、余りにも、やはり本年度の一般会計予算400億を上回る中で、区画整理、あるいは下水道事業等を勘案したときに、福祉関連もやはり、ほぼ同額のパーセントで行っているわけですが、今、企画財政部長の中では、まだ具体的に――今、都の数値は示されたわけですが、まだ日野市としては個人、法人市民税等の伸び、減額等の予測というものは、まだ立てられないんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま市民部とも調整を図っておりますが、当然、法改正に基づく今回の土地等の問題があるわけでございますので、具体的には現在試算中でございます。よって、今の財政レベルでは７％か８％の伸びがあろう、というような推計でございます。

よって、これを基本にしまして、当然、質問の中にありました実施計画に基づく５本の柱を中心にして、環境整備に努力していきたい、そういう考え方でおります。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　概略理解できたわけですが、年々下がる市税の割合でございますが、ことしは、ついに64.7でございますが、中で市税の割合等の目標というものは、

まだ試算されておりませんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　今、企画財政部長もお話ございましたけれども、市税の今年度の状況でございますけれども、ざっと申し上げます。ここで、12月に追加で出ると思いますけれども、若干の市民税の補正をさせていただくことになっております。特に個人につきましては、本年度は土地の長期譲渡が非常によかったわけですね。したがいまして、当初予算に組みましたよりは６億ぐらい恐らく伸びてきているんだろう、とこのようなことで年間を通して考えております。

ただ、法人につきましては既に11月時点で２億ぐらいの減収、そして９月の決算がちょうど今、各会社から提出されております。その様子を見ても、さらに２億5,000万ぐらい、トータルしますと本年度で、恐らく当初予算から５億ぐらい減るんではなかろうか。そういうことで、当初予算に比べますと、個人、法人を相殺しますと、大体とんとんぐらいで上がるかな、というような状況でございます。

ただ来年度につきましては、今、企画財政部長も申し上げましたとおり現在検討を進めておりますが、分離譲渡は、ことしみたいに伸びるということは全く予測ができません。ただ、個人の所得が相当上がっておりますので、市民税個人分については、かなりの10％近い伸びがあるんではなかろうか。ただ、法人は、さらに来年、本年度の５億にプラスアルファで落ち込む。したがって、法人はことしの当初予算に比べますと15％ぐらいは減じるんではなかろうか、というような予測でございます。

それで、個人と法人をあわせますと、市税全般で大体７％前後、と財政部長が申し上げました程度の増というふうに見込んでおります。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　概略理解できました。やはり、日野のみならず、特に日野市の場合には御存じのように、大変、法人市民税に依存する予算というものが、市税に占める割合が非常に高い自治体でして、法人市民税の落ち込みということは、大変痛いわけですが、ひとつがんばっていただいて、来年度予算編成に当たって十分配慮した中で組み立てをお願いしたい、かように思います。

その件につきましては、以上で結構です。

２番目でございますが、先般の新聞に、これは立川と府中市でございますけれども、水道水の水がトリクロロエチレンと、それからジクロロエチレンというものが、立川と府中で基準値を上回る事態がここずっと続いておって、ようやく、それを取り除く除去

作業といいますか、それによって基準値以下になったので、また使用可能になった、というようなことが載っております。これは11月の23日ですから、まだ最近でございますが、これに関連して、やはり千葉県でも同じような事態のことが１月ほど前の新聞にも掲載されておったわけですが、また、きょうの新聞にも、これは地下水なんですが、都市水道にも――今、机の上に置いてきて、ここに手持ちはありませんけれども、載っておるわけですが、特に私が今質問したいのは、千葉県も地下水なんですね。それから府中も立川も地下水の部分でそういったものが検出された。日野市も、御存じのように12本ですか、11本ですか、今、使用可能な水源を使用しているわけですが、そういった問題は、今まで発生したという経緯、推移というものはなかったんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　それでは、お答えいたします。

これは、どこの市でもそうですけれども、地下水源を使っている市におきましては、水道法で決められております水質検査を定例的に行っておりまして、今までのところ日野市の場合には、飲料に障害を起こすような水質基準の数値は全く出ていない、というふうな状況にございますので、お答え申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　別に、日野市で井戸水にそういったものがなければよろしいわけで、関連ですから、もう１点だけ、ちょっとお尋ねしますが、いわゆるもう一つはアスベストなんですが、日野市も大分古い石綿管ですか、使っているわけですが、今のところ、それを何年年次で取りかえていくとか、そういった方法は、現在どういう推移になっているのか、ちょっとわかりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　平成２年度末でございますけれども、日野市の老朽の、いわゆる石綿管というふうな水道管が40年代までの間、使われて埋設されているわけでございますけれども、これが２年度末におきまして、約10万弱、９万メーターございます。これは、いわゆる地震対策ということが一つございます。それから、もう一つは漏水対策といいますか、管が老朽化することに伴いまして漏水事故が多発してくる、というふうなことで、限られた水をできるだけ有効に使うということで、節水対策の上で東京都が平成７年度を目標に石綿管の布設替え工事を進めている、というふうなことで、日野市もそういうふうな東京都の方針に伴いまして、現在、工事を進めているわけでございますけれど、それが日野市の場合には、先ほどお話ししましたように９万メーターある、

というふうなことで、これを７年までに一応消化をする、というふうな今努力を続けておるということでございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　平成７年という理解でよろしいですね。ありがとうございました。この件は、これで結構です。

最後の１点でございますけれども、これは先ほど土方議員が質問しております。私もこの件については、当初から質問したいと思っておりましたんで、ダブることでございますが、ひとつ、さらに積極的な答弁をいただきたい、かように思います。

それは、暴力排除宣言に関する請願でございます。これは９月13日に総務委員会で全会一致で採択していただいて、９月27日に本会議で可決されたということで、各代表の方々が署名をしまして、本来ならば異例ともいうべきスピードで、防犯協会から依頼された暴力排除宣言についてのスピード審議の中で採択して、いわゆる理事者の方へ送った。一日も早い宣言を市から出していただきたい、という熱意でこのスピード審議をいただいたわけです。

にもかかわらず、先ほど土方議員の質問に対して総務部長の答弁は、ちょっと私どもの期待をはぐらかすというか、ちょっとずれていたんじゃなかろうかと思うんですが、周囲の状況の報告がありました。できることならば、日野市が一番早く宣言、決議ができればよかったな、と思っていたんですが、今定例会に、私は上程されるんではなかろうか、というふうに期待をしておったわけですが、残念ながら現在のところ提案される様子はない、ということでお尋ねしたいと思うんですが、これをせっかく議会で緊急に処理して採択していただいて理事者に送りつけた――それも各派代表者全員の署名のものが、意に反して今定例会に上程されなかった、ということに対してどのように受けとめていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ただいまお話がございましたように請願が出され、請願が議会で採択をされて、いわゆる市長部局の方に送付されたということでございます。これは言うまでもなく議会の採択でございますので、私ども尊重し取り扱わなければいけない、というふうに基本的に考えております。

各市の状況を先ほど申し上げたのは、各市でも日野市と同じ内容の請願が出てまいりまして、それを多分採択されたんだと思いますけれども、その上でどういう取り扱いをするか、ということの協議が議会と、それから執行部の間でされたんではないか、とい

うふうに考えております。

既に、八王子市は例外といたしまして、調布市、及び狛江市につきまして宣言をしているということでございますけれども、この両市にその経過を照会したわけではございませんけれども、この調布、並びに狛江市につきましては、議会の決議という形で取り扱っている、というようなことでございます。

先ほど土方議員さんからの質問につきまして、こういったものを念頭におきまして、今後、議会の方に御相談申し上げましてこの処理をしていきたい。そういう考え方で申し上げたのでございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　狛江、調布が議会決議だということで、既にこれを決議されているところが２市あるわけですが、八王子市については市民大会で宣言されておるということで、日野市に出されましたこの請願要旨を見ますと、この機会に日野市においても暴力排除の宣言をしていただきたく、というふうに名前が日野市においても、という、これは請願を書く人の日野「市」において、ということが書いてありましたんで、私も当初は、これを署名するときに議会決議でもよろしいんではないかな、というふうに思っておったんですが、しかし、請願の要旨には「日野市」となっておりますから、日野市の方に送付して、一日も早いその対策というものを講じていただきたい、という願いを込めてやっていただいたわけです。

したがって、これは一日も早い方がいいわけなんです。と申しますのは、御存じのように日野市にも、私の住んでいる町にも、今、逮捕されて警察に入っておりますけれども、一人はピストル事件ですし、もう一人は麻薬ですし、特にそれを取り巻く環境、日野市駅周辺、高幡にも、一暴力団の組織ではなくて二つの暴力団の組織が混入してきている中で、あの暴走族グループが予備軍にいるわけですから、こういったものに対する対策というものを一日も早くとっていただくということが、いろんな面で効果があるわけでして、そういう面を考えると、この宣言を一日も早く乗していただきたいと思うんですが、目安はいつごろ出していただける見通しなのかどうか、その点についてお答えをいただきたい、かように思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　取り扱いについては警視庁筋といいましょうか、東京都市長会に共通の要請が出されておりまして、市長会では、各市でなるべく足並みをそろえよう、というふうな一応の意思決定がございます。我々もばらばらの自治体よりも一緒にやる形がいいのではなかろうか、こんなふうにも考えております。

それから、もう一つ加えますと暴力団追放都民センター、仮称でありますが、これを結成させよう。それで、基金30億円を都負担、それから23区負担、それから多摩の市長会、町村会、これらの負担に伴ってその金額まで、発起人代表ということで前横田副知事の名前で各自治体に通知をされてきております。

このことにつきましても、また発起人に各市の首長が承諾書を求められて、私も就任をする旨の回答をいたしております。来年の当初予算に、日野市の負担は、たしか数百万円程度の金額になるのではないかと思っておりますが、こういう実力――財団を設ける、そのような運動体をつくっていこう、こういうことでございますので、また、こういう宣言という市民的な決意の事項もございますし、こういう実力のある運動体を組織化していく、ということがございますので、その点もあわせて市長会で適切に対応しよう、ということでありますことを追加してお答えをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今、市長から答弁で、市長会の方のこれに対する携わりの経緯を初めてお聞きしたわけですが、そうすると、そういった財団をつくっての、基金をつくっての本格的な取り組みである、ということになりますと、それには多少の時間的なタイムラグというものが、多少のずれというものが生じてくると思うんですが、我々が意図する、いわゆる宣言、決議というようなものは、もし、それが多少時間的なタイムラグが生じるならば、議会として決議を優先するような形で持っておった方がいいかな、とも理解するんですが、その点、市長は、いわゆる市として宣言できる見通しの時期等は、いつごろとお考えなんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　性格の趣旨からいいまして、そう先送りしていいということではないと思っておりますけれども、この実務的なセンターのことと伴って、だんだん決まる方向になってくるんではなかろうか、こう思います。

議会でそういった決議をしておいていただく、ということも適切な手段の一つではなかろうか、こんなふうに思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　概ね理解できました。

ただいまの市長の答弁も踏まえまして、議会としても代表者等に再度諮って、そういった形の方向へ進められるものかどうか、ということをさらに進めさせていただきたいと

思います。

以上で結構です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　１点は、今、奥住議員の方から広報「ひの」の787号と788号に関連した話がございましたので、このことについて申し上げたいと思います。

企画財政部長の方で、講演をされた内容を原稿に書かれて、それを、かなり講演者の意思に率直には沿わないような形のことまで踏み込んだのか、踏み込んでないのかわかりませんが、広報「ひの」という市の公の機関紙に載せるのにふさわしいかどうか、という企画財政部長の頭の中の判断の基準で、この率直な講演者の表現方法まで相談に乗っていただいてやった、ということ自体が、私は非常に無理があるというふうに思います。

恐らくこの浦田先生という方は、非常に温厚な方だったと思いますが、やはり自分の思想、信念、学説に信念を持って生きられている方であれば、一つ一つの表現についてもかなり厳しいのが普通であります。そういうふうなことまでして広報に載せるのはどうか、というのが第１点であります。

やはり先生によっては、いろんな考え方があるわけですから、それはまさに思想表現の自由ですから、これは当たり前のことですけれども、しかし、先ほど奥住議員がおっしゃったように、自分の考え方と違うものがそれはあるのは当然ですけれども、それがいわゆる税金という形のもので、いわゆる広報という紙面で配られてくるということに私は問題があると思うんです。だからこそ、広報「ひの」を利用される市民の方にも政治的なものについては御遠慮願いたい、という項目を設けて市民の声のコーナーまでつくっております。

そういうふうな精神からいきますと、やはりこの憲法講座を、講座として開くのは私はよろしいと思うんです。要するに、そこにこういうふうな講座がありますよ、ということで市民の方が自主的にそこに参加をして聞かれるということは、市の行政の範囲内としては、私は市民の納得が得られるところだろう、というふうに思います。

ただ、しかし、やはりいろいろな意見の学者の方をその場合でもお呼びをしてやるという、そういうふうなことが私は必要であろうと思います。まして憲法講座ですから、憲法即政治的な問題になりますから、先ほどＰＫＯの話がありましたけれども、公明党としてもそれなりの考え方を持って行動をいたしております。しかし、先ほどのお話の内容ですと、我々と違う話であります。こういうことが、その広報として全体に流されるということは、非常に不愉快であります。要するに個人的に不愉快であります。そう

いうふうなものは、自分のお金で自分で出版をする、公選活動をするという領域の範囲の問題であろう、というふうに思います。私は、いろんな憲法講座の講師の方をお呼びしてこの紙面に載せるたびに、この問題は絶えず出てくる問題だろう、というふうに思います。

それを考えますと、やはり憲法講座を開いて、そこで講師の方に肉声で公開をして話をしていただく、という場面と、それを原稿に起こして全員に配るという場面と、それを厳密にきちっと整理をされる必要があるんじゃないか。厄介なのは、どういうふうな方に講演をしていただくか、ということが、まさにそれでも問題としては残るわけですから、その辺ぜひ検討をしていただきたい、というふうに、これはお願いをしておきます。

それから、次に移りますが、先般、私の方に「親子劇場」というチラシが来ました。要するに私の子供を通じて来ました。これの主催は連合ではない、労働組合傘下の東京都教職員組合南多摩支部日野地区協議会婦人部、この方々のつくられた内容のチラシが要するに担当の学校の先生を通じて生徒に配られました。

それには、教育長の方にも教育部長の方にも既にチラシとしてお渡ししてあると思いますから、それを見ていただきますが、その中には二つありまして、これが一般のチラシだと思います。それに別に、もう一つこういうものをつくりまして、親子劇場の入場券申込書というものが各生徒に配られてきております。ここには、何年何組、名前、大人何枚、子供何枚という注文書になっております。右に控えがありまして、申し込みの控え、これに何年何組、名前、大人何枚、子供何枚。この控えは担当者の手元に置いてください、ということですから、学校の担当の先生のところに置くというものです。

さらに注意書きとしては、担当の先生にこれを持っていって申し込んでください、こういうことであります。その上の方には、この案内がありまして「入場券の欲しい方は下の申込書に学年、組、名前、希望者数を記入し、担当の先生に申し込んでください。入場券を受け取りましたら代金を封筒に入れて担当の先生に渡してください。」――こういうことであります。ちなみに、これは１月の25日に日野の市民会館の大ホールで行うんですが、大人が1,200円、子供が1,000円であります。

私が一番問題にしますのは、恐らくこれを主催をされる方は子供のために、子供の教育のために将来の素養といいますか、そういう広い形の中でさまざまな文化を提供したい、という気持ちで私はおやりになったと思います。その目的は、私は正しいと思いますが、しかし、手段が社会的な常識を欠けるような手段であれば、私はまずいというふ

うに思うわけです。

その手段はどこにあるかといいますと、要するに一つの教職員組合の、労働組合の婦人部が、要するに小中学校のまさに組織を使ってそれを申し込みをされているという事実、これは厳密だろう、というふうに思うんです。

厳密だろう、というふうに思うことはどういうことかといいますと、私はＰＴＡの役員をしていましたときに、ＰＴＡのお母さん方の教養講座ということで、１年に１回、どこかを見学したらいいんじゃないか、ということがＰＴＡの運営委員会で話し合いがありました。そのときに、ある企業さんが、一つの啓蒙的な社内のＰＲも兼ねたような催し等をやっている。そういうものに合流して教養を深めてもどうか、というふうな意見もあったんです。そのときにそのお母さん方の中では、要するにＰＴＡとしては、教育の父母の集まりである。だから、一つの、それは企業としては社会に貢献するということで、そういう場面を我々に案内として提供はしてくれているとしても、企業のＰＲの部分もあるんだから、そこは慎重にすべきではないか、というふうな議論もあったぐらいなんです。

これは、要するに政治の場面ではありませんが、要するに企業の営利性というところから、恐らくそういうふうな意見も出たんだと思うんです。これが親の常識ですし、その辺のことは皆さん考えておやりになっているわけですね。

ですから、例えば、ある団体が子供に、要するに伝統芸能とかそういうことをぜひ知らせてあげたい、ということで入場料を無料にしまして、例えば、その内容については素晴らしい内容だということで、日野市、また教育委員会の方から後援をいただいて、そういう場合には各小学校、中学校にお願いをしてそういうことができるのかどうか、私はできると思うんです。こういうことができれば……。

その辺、私は、今、日野市の教育委員会、長くずっと運営を見ていますと、非常にその辺がきちっとしたものがない。むしろ、その辺が非常に問題があるんじゃないかと思いますが、この辺、きちっとした説明をしていただきたい。学校の運営の規則があればどういう規則に基づいてどうなのか、お話をしていただきたい、こう思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　御質問にお答えいたします。

つい先ほど、私もこのパンフレットを見せていただきまして、早速情報の集めに数分かけて戻ってきているわけですけれども、まず一般的に学校の校長先生方、校長会等を通しましては、基本的には、この組合の行事とか活動等の部類に入るものについては、

学校を通して、子供、生徒を通して、というようなことにつきましては、基本的にはするべきでない、という指導を行っております。

これについては、規則とか何とかというものは、今現在、特にないと思っておりますが、そういう指導をしているところです。

それから、きのう、たまたま、ある学校の教頭から、このことにつきまして問い合わせがあった。それで、その中で指導室長の方からその件についても、学校から生徒を通して配るということは、よくない、ということで、その学校では配らなかったというふうに聞いて、今来たわけですけれども、こうやって配った学校があるということを伺って初めて知ったわけですが、最終的にこの内容やいろいろなことを判断して、どうするか、ということを決定するのは当然学校長になりますが、教育委員会の指導の中では、これは今議員さんがおっしゃったように、これはどの部類でも、何でも学校を通してできるような形になると、これはいろいろと大変なことも起こります。そういうことで、指導としてはそういうふうになっております。

たまたま、どこかの学校でこれが起こったということで、私どもも、このことを踏まえまして、今後の対策に、さらに一層、校長会等を通して指導していきたい、というふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　従来の説明ですと、そういうふうな説明をされているんですよ、従来ですね。私は、今おっしゃったのは、ちょっと、学校の恐らく校長先生、教頭先生にお願いをして承諾を得てやった、というふうな内容じゃないと思うんです、恐らく。学校の管理運営形態、それ自体、根本的なことが問われてしまっているんです。それを現場の校長先生の判断でございます。――しかし、その前に教育委員会としてこうなんだ、というものがありますよ、それは……。今の答弁の中では、それが欠落している、というふうに思いますよ、ここまで事態は来ているんですから。

私は、恐らく、学校の先生ぐらいおやりになる方ですから、社会的な常識――法律は知らなくても、教育通達は知らなくても、その辺の程度の問題はわかっていると思うんですよ。それは私はわかっていると思うんです。だから、そういうふうな問題が私は出てくると思うんです。これからも出てきます。というのは、これは今回始まったことではなくて、ことしは、というふうに書いたんです。ことしは例年の演劇ではなくて、毎年行われるんですね。

ですから、要するに私が今ここで明確にお聞きしたいのは、これはやっていいのか、

やってよくないのか、というのは常識の問題だ、というふうなお答えなんですね。もしも、要するにこれが黙認されるんであれば、例えば、目的が子供のためであれば我々もどんどんお願いをして、担任の先生がいやだと言われれば、先生、ちょっと部屋が終わったら、担任の先生、ちょっと、はずしてください、こどものためにいい講演がありますので、持って行ってください、というふうに教室の中で我々もできるわけですよ。担任の先生ができて、要するにほかの市民の方ができない、ということはないんです。要するに担任の先生が、その場を乱用していると思いますよ。私は乱用だと思いますよ。地位の乱用だと思いますよ。

そういうことをやるのであれば市街に出て、それで自分たちがチラシを持って、駅で配布をするなりするべき話なんです。これは大事ですよ、要するに子供を使っているんですから。子供を憎らしい親はいませんから、こんなに一番いい、手っ取り早い方法はありません。

今まで私がチラシをお渡しして、気がつかなかったとしたら問題ですよ。要するに気がつかないこと自体問題ですよ、過去に何回もあるんですから。情報として得ているんですから。得ていません、というふうには言わせませんよ。これは、きちっとさせなければだめですよ。むしろ文書で、ここの団体に対して、労働組合に対して文書できちっとしたものを、私は教育委員会の名前で出すべきだと思います。回答をもらった方がいいです。もしも、これが許されるんだ、要するに表現の自由なんだ、言論の自由の一部なんだ、ということであれば、ぜひ、それは論争してもらいたいです。小さな問題じゃないですよ。

その辺、ぜひ、これからも私も注意して見ていきます。しかし、これは教育の中立性を、長期的には内部から崩壊させる問題だと思っております。その辺を指摘して終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければ、これをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後７時８分　散会

12月６日　金曜日　（第２日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第28号）

12月６日　金曜日　（第２日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	簗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	監査委員事務局長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成3年12月6日（金）
午前10時開議

（請願審査報告）

日程第1	請願第3－20号	（厚生委員会） 建設会社の廃材焼却に関する請願
日程第2	請願第3－1号	（建設委員会） 大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情
日程第3	請願第3－27号	多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願

（議案上程）

日程第4	議案第86号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第87号	日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第88号	日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規定を定める条例の制定について
日程第7	議案第89号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第90号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第91号	日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第92号	日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第93号	平成3年度日野市一般会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第94号	平成3年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第95号	平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第96号	平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第97号	平成3年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第98号	市道路線の廃止について
日程第17	議案第99号	市道路線の認定について
日程第18	議案第100号	不動産の取得について
日程第19	議案第101号	学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負

傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について

日程第　20　議 案　第 102 号　日野市一般職の職員の平成３年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について

日程第　21　議 案　第 103 号　日野市防災情報室建築工事請負契約の締結について

日程第　22　議 案　第 104 号　日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結について

日程第　23　議 案　第 105 号　日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

日程第　24　議 案　第 106 号　（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結について

日程第　25　議 案　第 107 号　浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の一部変更について

日程第　26　議 案　第 108 号　浅川右岸第五処理分区（３－３）工事請負契約の一部変更について

（報　告）

日程第　27　報 告　第 9 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

本日の会議に付した事件

日程第１から第27まで

午後１時17分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより請願第３－20号、建設会社の廃材焼却に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

請願第３－20号、受け付けは平成３年９月４日、件名は建設会社の廃材焼却に関する請願でございます。請願者は日野市落川1471番地の１、伏見　正さんほか178名の方から出されております。

請願の要旨といたしましては、この土地にあります建設会社が、付近の住宅近隣に各種の公害をもたらしているということで、日夜そのために大変困っているということで５点について要望が出されております。一つは、防火上安全な焼却炉を設置していただくこと。また、煙突は周辺の家屋の屋根よりも２メートル以上高くしていただくこと。また、廃材を焼却するときには、必ず従業員をつけてそばに水を用意していただくこと。４番目に、焼却する廃材が１メートル以上の大きいときには、処理業者に任せず工場内において焼却する時間を１時間から２時間に限定していただくこと。最後に、会社内に火元責任者を定めて明示していただくこと、というこういう５点でございます。

当委員会といたしましては、現地調査を行い、そして、その後審議に入りましたが、市の担当の方も、この請願を受けて建設会社と話し合いを行い、会社もその指導を受けて解決の方向の努力がなされまして、その確認書を結ぶということでございますので、当委員会といたしましては、採決の結果、全会一致採択と決した次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－20号、建設会社の廃材焼却に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－１号、大坂上２丁目「（仮称）日野マンションの」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　請願第３－１号、大坂上２丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情について、委員会の報告をいたします。

みすゞ建設株式会社代表取締役　宮下利通さんから提出された陳情でありまして、平成３年第１回定例会で委員会に付託されたものであります。３月19日、現地調査を行ってまいりました。要旨といたしましては、店舗つきマンションの計画で日野市の指導要綱に従いまして、公共公益施設負担金6,028万6,000円を平成元年12月に納付いたしまして、審査を経まして、東京都の建築確認申請が平成２年10月25日に許可されているものであります。当初計画では、擁壁をアースアンカ方式で近隣住民の了解が得られず、市道へ地中打ち込みのロックボルト工法で日野市管理課の事前の了解を得まして、東京都に申請が出されて許可されているところでありまして、建設許可がされても着工ができず、早急に市道の占有使用許可の陳情要旨であります。

今、住民等の話し合いの中では、住民側としましては、市道から見まして５階建てを２階下げまして３階にすることを了解してもらえば、アースアンカ方式で認めるという住民の要望と、事業者側は、アンカ工法で５階を１階下げまして４階にするということで、３階にはできないということで、現在、並行状態になっているところであります。

４回の審議におきまして、主な質疑としましては、ロックボルト工法、アンカ工法等の安全性について、出入り口、子供の遊び場について、それから用途地域の変更の必然性、プライバシー、駐車場の問題等々、多数の質疑がされました。11月１日に結論を出すということになりまして、結論ということで、二つの方に割れましたので、一つは、法的にクリアーをしているので、市道の占有許可については何ら問題ないので採択。もう一つは、合法的であっても住民環境を著しく変化させるので反対であるということになりまして、挙手採決になりまして賛成多数で採択と決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって請願第３－１号、大坂上２丁目「（仮称）日野マンションの」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第請願３－27号、多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　請願第３－27号、多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願の建設委員会での審査報告をいたします。

日野市輪業会長の猪鼻要次さんより提出されたもので、平成３年第３回定例会におきまして、建設委員会に付託されたものであります。要旨は、多摩川・浅川堤防の舗装が未整備箇所を早急に整備促進を願うものであります。

委員会としまして、11月１日現地調査を行ってまいりました。

主な質疑としましては、百草の程久保川との接続について、南平の霞堤について、平山橋左岸の堤防部分の接続について等々の質疑がされました。説明ないし答弁としましても、多摩川未整備箇所2,850メートルについては、建設省と協議中でその中で実施を図っていきたい。また、浅川の堤防部分のかさ上げの指導がされていましたが、固定物以外、認める方針に変わった等の説明がありまして、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－27号、多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、「罰金等臨時措置法」の改正に伴い、罰金の額を１万円から２万円に改めるため日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、詳細について御説明申し上げます。

改正をお願いする点につきましては、先ほど提案理由にもございましたように、「罰金等臨時措置法」の改正によりまして、地方公務員災害補償法の第73条に規定されている罰金の額が改められたことに伴いまして、条例に定めております罰金の規定の改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明申し上げます。恐縮ですが、４、５ページをお開きいただきたいと存じます。

第23条でございますが、第19条第１項に定めてある実施機関または審査機関に対する報告、出頭等に応じなかった場合の罰金の額を「１万円」から「２万円」に改めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の額を改めるため、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　それでは、議案第87号につきまして御説明申し上げます。

議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてでございます。本議案につきましては、平成３年９月26日災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正をする法律並びにこれに関連する政令が公布施行されました。この改正に基づきまして、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表６ページ、７ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第５条の関係でございます。これは市民が災害により死亡した場合の弔慰金の額の引き上げでございまして、「300万円」を「500万円」に、「150万円」を「250万円」に改めるものでございます。次に第10条でございます。これは、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったときに一定の障害があるときに支給する災害障害見舞金の額につきまして「150万円」を「250万円」、「75万円」を「125万円」に改めるものでございます。次に、第13条でございます。これは、災害により被害を受けた市民に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う際の限度額を改めるものでございます。

８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第１号アからエまででございますが、これは、世帯主の負傷があり、なおかつ家財や住居の損害がある場合で、最高「250万円」を「350万円」に引き上げるほか、記

載のとおりの所定の改正を行うものでございます。第２号アからエにつきましては、世帯主に負傷がなく、かつ家財や住居に損害がある場合で、それぞれ所要の引き上げを行うものでございます。第３号につきましては、第１号、第２号で特別な事情がある場合の読みかえ規定でございます。それぞれの所要の引き上げとなっております。

恐れ入りますが、議案書の２ページ、３ページに戻りまして、付則について御説明申し上げます。この条例は、公布の日から施行いたしますが、改正後の第５条及び第10条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害より適用し、改正後の第13条の規定につきましては、平成３年５月26日以後に生じた災害より適用するものでございます。　以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第88号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました２議案について、提案理由を申し上げます。

議案第88号。本議案は、西平山土地区画整理事業の施行に関し必要な事項を定めるため、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例を制定するものであります。

議案第89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、下水道管理運営経費の財源の健全化を図るため、下水道使用料の改定を行うものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長が説明いたしますので、よろしく御審議

のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第88号、日野市都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について御説明申し上げます。

土地区画整理事業を市が施行する場合、土地区画整理法第52条に基づきまして、施行規程と事業計画を定めることになっております。事業計画につきましては、設計の概要について都知事の認可を受けることになっております。施行規程は、同じ土地区画整理法の53条によりまして、市の条例で定めることになっておるものでございます。

条例の内容説明に入る前に、西平山の区画整理事業の概要を先に申し上げます。

施行者は日野市でございます。施行区域、主な区域でございますが、東側は平山橋の都市計画道路の３・８・18号線でございます。これは、その道路をはさんで東側の方が豊田土地区画整理事業でございます。それから、北側につきましては、ＪＲの軌道敷をずっと通りまして浅川まででございますが、この区間に一部既存の団地がございます。この団地は除外いたしております。そして、浅川沿いに浅川をずっと下りまして平山橋まででございます。この区間にも既存の団地がございますけれども、これは除外をいたしております。この区域の面積は約92ヘクタールとなっております。また、現時点での事業費でございますけれども、約378億円と見込んでおります。減歩率につきましては、26.9％ということでございます。

また、目指すまちづくりといたしましては「快適でゆとりのあるまち」ということで進めておるわけでございます。また、この事業の中に含まれております主な都市施設でございますけれども、都市計画道路が６路線、幅員は48メーターから12メーターという幅員でございまして、全体で4,710メートルございます。その他、公園緑地といたしましては、近隣公園、これが１カ所でございます。２万500平米。これを含みまして、全体で３万5,000平方メートルを予定いたしております。さらに、公共施設といたしまして（仮称）西豊田駅前広場、それから小学校用地１校分を計画いたしております。

なお、本事業につきましては、２年の12月６日に都市計画の決定がなされております。その後、事業計画の決定につきまして、鋭意説明会等を行っておるところでございます。認可の予定でございますけれども、４年の４月を目標といたしております。

それでは、条例の内容に入らせていただきますけれども、現在、市施行として行っております万願寺、それから豊田南、高幡地区、それから万願寺第二地区と、この条例につきましては、ほぼ同じ内容でございます。したがって、内容の一部変わっている部分

につきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず、３ページをお開き願いたいと思います。事業の名称でございますけれども、先ほど申し上げました日野都市計画事業西平山土地区画整理事業でございます。それから、施行地区に含まれる区域の名称、第３条でございますけれども、日野市西平山一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、それから東平山の一丁目、二丁目、三丁目のおのおの一部でございます。

続きまして、５ページをお開き願いたいと思います。第４章　土地区画整理審議会ということでございます。第10条で委員の定数が15名となっておるものでございます。それから、このうち、学識経験を有する者から選任する委員の数は３名ということでございます。

続きまして、９ページをお開き願いたいと思います。基準地積の更正等、第20条でございますけども、この項につきましては、換地を定める場合のもとになる地積を定める条項でございます。現在、先ほども申しましたけれども、日野市では万願寺、それから豊田南、高幡地区とやっておるわけでございますけれども、これらの経験から、一部文言の整理をさせていただいております。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。第６章　評価でございます。評価員の定数、第22条でございますけども、定数は５名ということになっております。

続きまして、18ページをお開き願いたいと思います。付則でございます。この条例は、事業計画決定の公告の日から施行するということになっております。したがいまして、今の予定では、４年の４月ごろを予定いたしております。

以上でございます。

続きまして、89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

日野市は、御承知のとおり昭和57年から本格的に公共下水道の建設に着手をいたして、20年後の平成13年度に全域の供用開始を目標として努力をいたしております。南多摩処理区２ヘクタールにつきましては、平成元年の７月をもってほぼ全域が供用開始。そして、水洗化率でいいますと96％という形になっております。また、浅川及び秋川処理区につきましては、東京都が流域幹線と、それから処理場の建設を進めております。いずれも平成４年度中に完成、または供用開始する予定となっております。今後、市のこの対応といたしましては、処理場の稼働までに汚水管の敷設した区域の水洗化の促進と、それから下水道の普及率を少しでも前倒しできるような方法で、計画的、効率的に整備

を進めていくことが重要だというふうに考えております。

今回の下水道使用料の改定は、昭和62年の第４回の定例会で御審議いただきました原則を踏まえまして検討いたしました。平成４年度を初年度とし、向こう４カ年の財政計画を立てたわけでございます。この改定の内容につきましては、２ページの表のとおりの改定率でございまして、率で申しますと12.1％の上昇ということになっております。実質改定率でまいりますと10.9％でございます。なお、一般家庭の排出量を月平均25立法といたしますと、現行の料金で計算しますと1,550円でございます。これを改正しますと140円の増額ということになりまして、1,690円ということになります。率で申しますと、９％の増ということになるわけでございます。また、この改正によりまして、平成４年から７年までの４年間で約２億3,600万円の増収を見込んでおります。

さらに、今回の改正で２ページの備考欄の下の方のただし書き以降を追加をいたしております。これは、公衆浴場の定義を明確にしたものでございます。

以上、議案第88号、89号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　議案の89号の条例の制定の件ですが、今のお話で概略がわかりましたが、財政計画を平成４年から平成７年、約４カ年の財政計画を立てたということですが、前に結城都市整備部長の時代に、下水道事業の全体の完成年度に投資する予算はどのぐらいかということで、本会議で答弁いただいたことがあります。平成13年まではどうかというふうなことは言えませんが、今の財政計画平成４年から７年までのトータル的には、どのぐらいの日野市内における下水道の普及率を見込んでどのぐらいの予算規模を投入するかのことが、数字的にお話ができればしていただきたいというふうに思います。それが第１点です。

今回のその間の２億円の増収を見込むということですが、前回の議会のときに、補正予算の下水道に占める額についての数値をお尋ねしたことがございますが、そのときに、下水道の工事の、いわゆる格上げ的な部分で従来よりも工事費が単価的に高くなるというお話も承ったわけですけども、今回のこの条例の改正は、そのようなことも関係をして決められてきた経緯があるのかどうか。それとは関係がなく改正をしたのか。その辺、基本的な考え方をお聞きしたいと思います。特に、聞くところによりますと、従来の下水道の工事、１割高あるいは15％以上の工事費がかかるというふうなことも聞くわけですので、その辺を踏まえてお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の平成４年から７年までの、要するに全体の事業費ということでございますけども、ただいまその増収部分につきましては、その計算根拠等のあれも持っておりますけれども、いましばらく時間をいただければ、後ほど資料で提出させていただきたいと思います。

それから、２点目の格上げの関係でございますけれども、この格上げによって費用的なものは、実質的にはむしろ東京都の方が流域幹線という形になるものでございますので、その部分が東京都が直接施行するという形になるわけです。したがいまして、事業の費用的なものについては、むしろその費用のその幹線の箇所の工事費が下がってくるということでございます。東京都が直接施行するということになるわけですので、その分は市施行から除外されてくるということでございます。

また、期間的には格上げされることによりまして、その下水道は流末から基本的にやっていきます。その幹線が流域幹線として上がることによりまして、その沿線の途中からでも公共下水道として工事ができるわけでございますので、期間的には短縮されるということでございます。

大変申しわけございませんけれども、１番の件につきましては、後ほど資料で差し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　前半の方はよろしくお願いいたします。

後半の部分ですが、ちょっと私の質問の仕方が誤解を受ける言葉を使いましたのであれなんですが、格上げというのが、ちょっと間違ったんですが、多摩川のあそこの部分が、いわゆる格上げになって、都で直接にやるという話は聞いておりますが、今、私がお尋ねしているのは、一つ一つの工事をするときに、いわゆる23区内の工事方法と三多摩の住宅の少ないところとでは、工事の積算方法が違うということであったわけですけども、それが、いわゆる難工事とは言わないまでも、東京都におけるような対策を立てた工事費で三多摩の方の地域もやるというふうな、積算の方法が変わったというふうに建設省の関係で出ていると思いますけど、そうしますと、その方法でいきますと約１割から15％ぐらい従来の工事費よりも負担が増になるわけですけども、それをそのことをちょっと今、お尋ねしているわけで、そうしますと、従来下水道事業に投入する予算額が総体として、私はかなり変わってくるだろうというふうに思いますので、前回の第３

回の定例会のときにその金額を補正として、ちょっと金額が私は８億というふうに読んだんですが、記憶違いであればあれですが、そういうことでかなりぐっと工事費が増になっていますので、そういう点から踏まえると、かなりこれからのいわゆる下水道に占める費用が財政の全体的な規模からいうと、当初よりもかなり負担になってくるんではないか、とそういう見通しがあるかどうかということと、実際にそれを見込んだ上での今回の条例改正であるというふうに考えていいかどうか、その辺です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この前のたしか議会だったと思いますけれども、下水道に対する東京都のこの地域の積算の基準が変わりましたというふうな御説明申し上げたと思います。その積算の基準は、市街化区域内の地域におきましては、御指摘のとおり工事費、その他が上がっております。その上昇した部分を含めて、今回見直しを行っておりますということでございます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　それでは、議案第88号の西平山区画整理事業の施行規程のこの条例に絡めてなんですけども、西平山のまず区画整理事業のスケジュールの中で、先ほどの部長さんのお話の中に、来年の４月に事業認可を予定しているという、こういうお話があったわけですけども、まず第１点目は、来年の事業認可までの間における住民との話し合いについては、今後どのようものを持たれようとしているのかというか、スケジュール的なもので住民との話し合い的なものが何か持たれる予定があるのかどうかということが１点。

あと、事業認可後のその後の順調に行って来年の４月に事業決定がされたとして、その後のスケジュールを簡単にちょっとお教えいただきたいということです。

あと３点目としては、この西平山の区画整理事業については、対策協議会があるわけですけども、最近会長さんもかわったみたいですけども、この対策協議会の中で、やはりまだ強硬な意見を持っておられる方が何人かいらっしゃるということですね。こういった、いわゆる地元住民のそういう対策協議会を通しての方々、特に強硬な意見を持っておられる方々に対しての、今後の市の対応というのはどういうふうなことをお考えになっているのか。つまり、そういったものは、もう全く無視して突っ走っていくのか。それともじっくりまだまだ話し合っていく、説得なりする方向、もしくは多少なりとも市の方でまだ譲歩する予定があるのかどうかというか、その辺のところを含めてそういった対策協議会といったものに対しての市の対応、今後どのようなお考えを持っているのか

というこの３点についてお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　まず第１点目の住民との話し合いでございますけれども、今回までこの西平山地区につきましては、回数で言いますと相当数の説明会等を話し合いを行っておるわけでございます。また、その説明会のみならず、地元にまちづくり事務所、これは９月から１週間、夜８時、遅い日は夜の12時ごろまでかかりましたけども、こういうまちづくりの事務所も設置して個別会談等も行っております。したがって、特にこの個別相談、それからまちづくり事務所の設置、こういう中での個別の話し合いの中に、全体として出席していただいたのが三百数名いらっしゃるわけですけれども、この中では基本的には反対という、明らかにあくまでも反対だという方が３名いた。それ以外はある程度は御理解していただいた、とこういうふうに考えておるわけでございます。それから、そういうことを踏まえまして、その都度また自治会の要請等で説明会、話し合い等も順次行っておるというのが実態でございます。

今後、認可をとった後におきましても、当然そういう話し合い等は行って、できればあの地区の中にそういう事務所を開設して、常時日を定めましてそういう相談コーナーをやっていきたい、とこういうふうにも考えております。

それから、２点目の今後の認可後のスケジュールでございますけれども、認可は一応予定を、来年の４月を予定をいたしております。認可になりますと次に来るのが、要するに審議会の選挙ですね。これが出てまいります。この選挙にかかわるいろんな手続関係がございます。名簿の縦覧とか借地権等の申告、それから、これとあわせまして事業の方では条例にございますこの地積の確定の準備、それから測量等が入って並行してやっていくという形になるわけでございます。したがって、地元との話し合いにつきましては、市の方から正規に話すのは、そういう説明会等になろうと思いますけれども、事務所等が設置できれば、ある程度の必要に応じて、その都度相談は可能であろうというふうに思っております。

それから、特に強い反対者というふうなことでございますけれども、今までのまちづくりの臨時まちづくり等の中で、または説明会等の中でそういう強硬な反対というのは、どこまでも反対というのは３名程度というふうに私の方は踏んでおるわけでございますけれども、なかなかその区画整理全体の最後までの説明というのは、段階的でないと、なかなか説明し切れないわけでございます。したがって、そういう不安の面から反対という形もありますので、できるだけそういう方たちとは接触を持ちながら理解を深めていきたいというふうに思っております。その都度、必要に応じて話し合い等は行っていくということでございます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　大体わかりました。

実は先日も地元市会議員を囲む会というのが、対策協議会の主催であったわけですけども、以前に比べてそのトーンは下がってきているという感じはするんですけども、まだまだこの一部かもわかりませんけれども、かなりまだ市の対応というものが、同じものをするにおいても、やはり言い方とかまたは態度というんでしょうかね、そういったものに対して、すごくお上的なやり方だという、俗にそういうお上的な仕事というんでしょうかね、そういったものがかなりあるというような意見が、この３名だけじゃなくて、それこそその集まった方々、異口同音にそういうようなことをおっしゃっていたということがありますので。

で、随分前進はしてきているような感じはして、やはり住民側もかなりそういった意味では現実的な対応をしてきているんじゃないかなというふうにも思うわけなんですが、最終的な詰めの中で、やはりもう少し市の対応としてもそういった面の、同じものを決めるとか同じものを提案するにしても、本当にあくまでも住民本位だ、というそういった意味での姿勢というものを貫いていく中で、そういうおつもりはないんでしょうけども、ついお上的な思考というんでしょうかね、上から決まったものを押しつけるみたいな、そういったものというのは、本当に住民側からすると、同じものを受け入れるにしても反発をしたくなるようなそういったものもあるんじゃないかなというふうにも思いますので、やはり今後の対応としても、その辺のところを住民本位ということを貫く中での対応を、さらにお願いしたいということを要望して終わります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第88号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、東京都の医療費助成実施要綱の改正により支給対象が追加されたことに伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定は、条例第２条第５項に定める支給要件児童に３歳以上の義務教育就学前の児童を加えるため、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例でございます。２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

別表４の項の支給対象の欄中「強直性脊椎炎」の次に「、進行性核上性麻痺」を、「重症性膵炎」の次に「、突発性大腿骨頭壊死症」を加えるということでございます。ただいま市長の方から提案理由の説明がございましたとおり、東京都の医療費助成制度に係る特殊疾病の対象疾病に、この二つが加えられましたので、これを受けまして日野市の心身障害者（児）福祉手当支給条例の第２条第１項の別表に加えまして、対象者に対しましては、手当の支給をしていきたいというものでございます。

それから、付則でございます。この条例は公布の日から施行するということでございます。それから、この進行性核上性麻痺を加える部分につきましては平成３年の10月１日から、突発性大腿骨頭壊死症につきましては平成４年の１月１日から適用するものでございます。

次に、議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。２ページ、３ページお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、条例第２条第５号中「義務教育在籍中の児童」を「３歳以上の義務教育就学前の児童及び義務教育在籍中の児童」に改めるというものでございます。これにつきましては、多子世帯児童養育手当の支給期間は、第４子以降で義務教育在籍中の児童というふうに規定されております。しかし、平成４年の１月１日から、御承知のとおり児童手当法の一部が改正されます。この中で児童手当の対象者あるいは支給期間、これらが改正されまして、第２子以降が第１子からということでございます。また、支給期間につきましては、就学前児童から３歳未満あるいは支給額の引き上げが行われているところでございます。このため、児童手当が打ち切られた後、この養育手当の支給を受けるまでの間に大きなブランクができてしまうということで、このため、養育手当の支給期間を「義務教育在籍中の児童」とあるのを「３歳以上の義務教育就学前の児童及び義務教育在籍中の児童」に改めまして、支給期間の拡大を図ることによりまして、このブランクを解消するものでございます。

それから、付則でございますが、この条例は４月１日から施行するものということでございます。２項の経過措置でございますが、児童手当につきましては、３歳未満ということになりますが、現在の５歳児、４歳児、３歳児につきましては、それぞれ経過措置がございまして、暫定的に支給されるということもございます。そのため、この児童手当を暫定的に支給されるものについては、今回の改正後の条例の支給要件を満たしていても、これらについては支給しないという規定でございます。３項の付則でございますが、これにつきましては、読みかえ規定でございます。これにつきましても、今までの既存の条例では、それぞれ認定を受けたあるいは請求を受けた翌月から支給となっております。これについても、児童手当の支給が打ち切られた後、ブランクのないように翌月からこの養育手当等を支給していくというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議案第90号について質問いたします。

以前、この席でもって特殊疾病の追加ということで、ぜひ支給対象にしていただきたいということで、容血性貧血症、いわゆる赤血球が溶けていく難病なんですけども、これを何とか東京都の方に具申をしていただいて、その特殊疾病の中に加えていただきた

いという要望をしたことがございますけども、今回二つの特殊疾病が追加されたようですけども、この二つの病気の患者の発生率、もしわかりましたらお聞かせいただきたい。

それと、前回要望いたしました、ただいま申し上げました容血性貧血症、これについて、その後どのような意見具申なりあるいは要望等を東京都の方にお上げしていただいたかどうかについて、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの質問につきまして、お答えしたいと思います。

今回二つの特殊疾病が新たに加えられたわけでございます。この発生率につきまして、東京都の衛生局の方に問い合わせたところが、その発生率はまだ十分担当の方では把握してないということでございますが、少なくともこの現在日野市の条例、別表に掲げてあります51の特殊疾病については、日野市においても12病種については該当している。総数で、約408人の方が該当しているということでございますが、今回の進行性核上性麻痺、これらにつきましてはこの原因、あるいはもう一つの突発性大腿骨頭壊死症、これらについても薬の副作用、特に突発性大腿骨頭壊死症等については、副腎ホルモン剤、これを大量に用いた人に多く見られるということですので、かなりの数がふえてきてるんではないかなということが推測できるわけでございます。

それから、前回のときにも御指摘受けたんですが、容血性貧血症ですか、これについてもその時点で東京都の方へいろいろ問い合わせしたところが、まだそれらの病気等については、疾病というような適用の中身はまだ入ってきていない。非常に奥住議員さんの方からも御指摘あったように、発生率が非常にまだ少ないということで、そんなような関係から、東京都の方でも医療費助成制度にのってきてないんではないかというふうに思っておりますが、またここでさらにその後の経過についても東京都の方へ、また問い合わせ、できるだけ制度にのせるような要請もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　今、部長の方の御答弁で、今回追加されました二つの特殊疾病については、発生率がわからないというような大変患者さんにとっては不安な御答弁なんですが、なぜそういったものを、発生率がわからないものをそういった支給対象にするのか、その辺がよくわからないんですね。じゃあ、日野市に何名ぐらいこの患者さんがいるのか、その辺がもしわかればお聞かせいただきたいんですが。

容血性貧血症、確かに発生率は100万人に4人という大変低い数字なんです。ただし、日野市民にいるんですよ、そういう方がね、かかってる方が。これはステロイドを飲まないと、どんどんどんどん赤血球がなくなってしまいますから、いずれ命がなくなるという大きな特殊疾病になるんですけども、少なくとも追加をされるんであれば、支給の対象になるんであれば、どのぐらいの発生率でもって市内にはこのぐらいの患者がいるとか、その程度の数字というのは、私はもう基本的なことでありますので、つかんでおくべきではないかなと、こんなふうに思うわけでございます。

ただいま、部長の方から容血性貧血症については、東京都の方に申し出をした。ところが、まだ発生率が非常に少ないからというようなことで支給対象にはならないようですけども、ただいま51の特殊疾病が、今あるという話です。この容血性貧血症というのは、厚生省でもって55番目に難病として認知をされている、いわゆる難病なんです。ですから、あと四つですか、順番からいったら、五十今一ですから、あと55番まであと四つあるのかなと。相当先になるのかあるいはある程度光りが見えてきたのか非常に判断の難しいとこでございますけども、いずれにしましても、発生率程度はきちっと税金使うわけですから、こういう状態で今どんどんふえている、今部長のお話では、かなりふえるんじゃないかというような抽象的なことでございますけども、少なくとも具体的な数字ぐらいは挙げてもらわないと、非常に理解ができませんので、こういう難病の患者さんにしてみると大変なことでございますので、ぜひその辺を今後強く東京都の方にも申し入れをしていただきたい。このように要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、監査委員の職務権限の一部が拡大強化されたため、日野市監査委員に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、監査委員事務局長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　監査委員事務局長から詳細説明を求めます。

○監査委員事務局長（小山哲夫君）　それでは、議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部改正につきましての詳細につきまして、説明をいたします。

先ほど理事者の提案理由にもありましたとおり第120国会におきまして、地方自治法の一部改正が行われまして、それに伴いまして監査委員の職務権限の一部が拡大強化されたことに伴いましての条例の一部改正でございます。大変恐縮でございますけれども、条例の４ページ、５ページの新旧対照表を御参照願いたいと思います。

改正する箇所につきましては、条例の第３条と第５条でございます。監査委員の職務権限につきましては、法改正前におきましては、地方自治法第199条第１項におきまして、監査委員は地方公共団体の財務の執行並びに地方公共団体の経営の管理に関する事業について監査をするというふうになってございましたけれども、今回の法改正によりまして、第199条第２項に監査委員は、必要と認めた場合におきましては、地方公共団体並びに行政委員会の事務監査についても監査をすることができる。いわゆる行政事務についての監査規定が設けられました。したがいまして、この条例の中に事務監査という項目を新たに設けること。それから、第199条第２項が新設承認されましたために、従来からございました第199条第２項が第３項に、第３項が第４項に、以下条項が１項ずつ繰り下がってまいりましたので、条例中にありますところの項目の改正をお願いするものでございます。

第３条関係につきましては、いわゆる表題が従来定期監査というふうに書いてございましたものを事務監査が入りますので、「（事務監査及び定期監査）」というふうに改めるものでございます。それから、第３条にあります第199条第３項につきましては、いわゆる定期監査でございますけれども、これが１項目ずれるために、改正案によりますと、地方自治法第199条第２項及び第４項に改めるものでございます。

それから、第５条関係につきましては、改正箇所につきましては２カ所ございます。いずれも項目の改正でございます。改正前の第199条の第５項につきましては、監査委員は主務大臣、都道府県知事あるいは地方公共団体の長から、地方公共団体並びに行政委員会におきますところの事務監査について請求があった場合には、監査をしなければならないという規定でございますけれども、これが改正によりまして、第199条第６項に改めるものでございます。それから、現行の同条第６項と申しますのは、いわゆる監査委員が必要と認めた場合、または普通地方公共団体の長の要求があったときには、普通地方公共団体が補助金、負担金、交付金、貸付金等のいわゆる財政援助を行った団体に対しての監査規定でございますけれども、この第６項が第７項に変わるものでございます。

なお、付則といたしましては、この条例につきましては交付の日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の御説明で、監査委員の権限が強まる法律のもとでというお話はわかったんですが、この時代背景ですね、この制定の時代背景、どういうふうな時代背景でこういうふうにしたのか。その辺の背景の説明をお願いしたいということと、これについて市長はどういうふうに御感想をお持ちなのか、その２点お尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（小山哲夫君）　それでは、第１点目のいわゆる監査委員の職務権限の拡大の背景ということでございますけれども、近年、いろいろと財政規模も予算の関係等で大分膨大になってまいりましたし、それから、住民の行政に対する執行に対しては非常に関心が高くなってきたわけでございます。従来の監査でまいりますと、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる財務の執行と経営にかかわる管理ということでございますので、事務監査がその中に入ってないということでございますので、特に事務の内容につきましては、いろいろと行政運営の非常に大きなウエートを占めるわけでございます。そういう意味での住民の監査請求、その他業務の膨大あるいは事務内容等についての監査が、今までの法令の中に入っておりませんので、そういったことを踏まえまして、今回の監査委員の職務権限の拡大強化を行うということでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先日、当市の監査委員の２名の方が、直接私のところにおいでいただきまして、今回の当市の条例改正のことでごあいさつをいただきました。地方自治体といたしまして、監査委員さんは従来、会計監査という領域で活動していただいたわけでありますが、我々も事務面で監査の対象になるということは、より自治体としての事務事業により責任体制が伴う、こういう意味に当たると思いますので、適切な措置だろう、とこのように感じております。

あわせて事務量がふえるということも伴いますので、事務局員の数もふやしてほしい、とこういう要請もございました。人口25万以上の自治体では、常任監査委員が置かれるわけでありますが、我々の自治体としましては、まだ定期監査という範囲で御苦労をお願いするわけであります。努めて事務、また会計等を正確に行って、余り造作をおかけしない、そういう努力もしなければなりませんし、御要望にもこたえなきゃならない、とこういう気持ちでごあいさつを受けた。こういうことがございました。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　事務監査ということになりますと、当然権限が拡大するわけですし、必要に応じてということになるわけですけども、今の市長のお話ですと、監査委員の監査の対象が広くなるんで、将来的には人的な対応も考えなければいけないし、定期的なものとは違って、常時ということも必然的に入ってくるというお話にもちょっと受けたんですけども、条例でこういうふうな形で明確に規定をしていきますと、これによって当然監査委員の責任の範囲といいますか、監査における責任の負担といいますか、そういうものも当然出てくるというふうに、私は理解をしているんですが、その辺のことと事務監査ということになると、妥当性というんでしょうか、そこら辺まで数値的な数値合わせというふうな形だけではなくて、そういうふうなことも当然入ってくるのかなというふうに理解するんですが、間違いであればそういうことではないというふうに明確にお話をしていただきたいんですが、その辺、もう少し詳しくお話をしていただければと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の執行機関といたしましては、経理並びに事務事業に精巧を期する。これは当然のことでありますし、また監査制度によってその監査を受けた結果が公表される仕組みでもございますので、行政側の立場といたしましても、もちろん日常、緊張をもって事務事業に当たるという相互関係が成り立つものだ、とこう思っております。先ほど申し上げました、なるべく御迷惑をかけないといいましょうか、住

民監査請求等も出ない、そういう行政こそ本来の任務だと思っておりますので、領域がふえても仕事が余り御迷惑をかけないようにしなければならない。そのことがとりもなおさず、執行機関側の緊張と、それから事務の精巧を期するということに反映をできるものというふうに感じております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ７億9,193万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を434億9,270万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず予算書の１ページでございますが、ただいま提案がありましたとおり、歳入歳出の補正額は７億9,193万7,000円を追加するものでございます。よって、それぞれ総額としましては4,349万2,070万4,000円という数字でございます。

それでは、２ページ、３ページをお願いしたいと思います。

平成３年度の補正予算第３号であるわけでございますが、既にかなり当初予算等の順

調に事業が進んでおります。よって歳入部分につきましては、この財源につきましては国庫あるいは都の補助金の確定あるいは法改正に伴う歳入増というふうに御理解をいただきたいと思います。

13の繰入金でございます。今回の補正の中で５億4,000万の基金の繰り入れをお願いしているわけでございます。用地の取得費ということで、大きな基金からの繰り入れを行いたいというものでございます。

なお、14番の繰越金につきましては、前年度の繰越額から２億1,036万4,000円を崩すものでございます。歳入部分につきましては、先ほど申し上げました補正額、総額７億9,193万7,000円でございます。支出につきましては、後ほど詳細を説明申し上げますので、３ページの中段のところで、８の土木費の中で４の都市計画費でございます。補正の大半が７億618万という歳出部分でございます。この中には５億7,000万強の用地取得費が入っているということだけつけ加えておきます。

それでは、８ページ、９ページをめくっていただきたいと思います。

まず、８ページ、９ページでございます。歳入の部分で簡単に申し上げましたが、まず９の国庫支出金でございます。１の国庫負担金、１の民生費の国庫負担金、これは説明欄記載のとおり、法改正が来年の１月１日から行われることによりまして、増額部分でございます。

なお、２の国庫補助金でございますが、３の土木費の国庫補助金でございます。３節の住宅費の補助金でございます。これにつきましては、全く新しい制度としてここに国庫の歳入を導入いたしました。説明欄記載の中に、地域特別賃貸住宅共同施設整備費ということを書いてありますが、これにつきましては、国の住宅政策の中で民間の住宅を借り上げるということで、民間住宅をつくる場合に、こういう共同施設の整備費の補助金がつくということでございます。従来は、都市整備公団あるいは住宅供給公社等には、こういう制度が対象になっていたわけでございますが、地方公共団体の中で制度化されるのは初めてでございます。特に、共同施設部分の通路あるいは保安施設に対する補助金ということで、今年度分の３カ月分として国庫の基本額から３分の１の補助が入るものでございます。

なお、10ページ、11ページでございます。

10の都の支出金の中で１都の負担金につきましては、特に説明申し上げるとこはございません。

２の都の補助金でございます。３の衛生費の補助金の中で、１節の保健衛生費補助金

でございます。合併処理浄化槽整備事業費でございますが、既に下水道日野市内全域につきまして、下水道認可がおりております。それまでには一部残っていた部分につきましては、東京都の補助制度の中で合併処理浄化槽の整備の補助金制度があったわけでございます。よってそれまでの認可になるまでの現在の申請が、既に市の方に提出されている中で18基の不足を生じるということでございます。補助率は３分の２でございます。なお、５の土木費補助金でございますが、３節の住宅費補助金でございます。先ほど国庫の中で説明申し上げましたが、東京都からも補助金が来るということで６分の１の補助率でございます。

12ページ、13ページをお願いしたいと思います。

13の繰入金でございます。２の基金の繰入金、３の環境緑化基金繰入金でございます。先ほど申し上げました１節の環境緑化基金繰入金からここで緑地を取得するために５億4,000万の取り崩しを繰り入れをさせてもらうものでございます。緑地の購入費としては５億7,000強でございますが、端数等は繰越金の中で整理しまして、緑化基金の繰り入れとしては５億4,000万ということでございます。

なお、14の繰越金につきましては、ここに繰越金を計上させていただきまして、歳入歳出分を合わせたということでございます。よって前年度の繰越額の残が1,483万4,000円残っているということでございます。

なお、14、15ページの15の諸収入でございます。

６の雑入、５の雑入ということでございますが、説明欄記載のとおりでございますが、二小学童クラブにつきましては、豊田区画整理に関連しての移転の補償料でございます。なお、一番下の下欄部分でございますが、全国市長会の学校災害賠償補償保険金につきましては、歳出との関連もございますが、一定のプール事故等におきます生徒事故の和解の歳入部分でございます。

なお、16ページ、17ページ、歳出に移らせていただきます。歳出部分につきましても、先ほど来、説明を申し上げておりますが、用地購入費が大半のものでございます。なお、事務費及び事務関連経費の不足額をここで補正をお願いするものでございます。

まず歳出部分、款では２の総務費、１の総務管理費でございます。14の諸費、23節の償還金、利子及び割引料でございます。2,500万をお願いするわけでございますが、当初予算に一定の見込みを立てまして4,500万強を当初に計上しております。しかし、これでは現行では足りないということで、３月までの見込みを立てましてお願いするものでございます。

なお、２項の徴税費でございます。２目の賦課徴収費でございますが、この補正につきましては、生産緑地に関係しての改正部分、調書類の整理等を行うための11の需用費から13の委託料までの関連でございます。

なお、４の選挙費につきましては略させてもらいます。

次のページ、18ページ、19ページでございます。

款の３の民生費、項の１の社会福祉費でございます。３目の精神薄弱者福祉費でございます。節は17節、公有財産購入費でございます。説明欄記載のとおりでございますが、生活寮建設のために220平米の土地を購入するものでございます。なお、４目の心身障害者福祉費でございます。19節の負担金、補助及び交付金。この通所施設の増築補助金につきましては、かざぐるまの通所訓練施設92平方メートルの増設をする考え方でございます。なお、６目の老人福祉施設費でございます。13節の委託料193万2,000円でございますが、説明欄記載のとおりでございますが、具体的には（仮称）多摩川苑福祉ゾーンというふうに申し上げておりますが、石田の土方英世氏の所有の用地につきまして、調査及び整備構想の中で調査を行い、報告書の作成に当たるものでございます。

なお、それ以外は省略をさせていただきます。

20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

一番下の下欄部分でございますが、４目の保育園費でございます。11の需用費でございますが、ここに記載のとおりでございます。野菜等の物価上昇等に関連しての賄費の不足によるものでございます。

なお、22ページ、23ページでございます。

６目の学童クラブ費でございます。15節の工事請負費の内容につきましては、説明欄の一番下にあるわけでございます。先ほど歳入でも申し上げました第二小学校学童クラブ移転工事費に関連して、移転を行うものでございます。それとあわせまして、トイレの改修工事も行っていきたいというものでございます。

なお、24ページ、25ページをお願いしたいと思います。

１項の保健衛生費、６目の公害対策費でございます。補助金の歳入に関係して、19節負担金、補助及び交付金でございます。３分の２の補助金をいただきまして、３分の１を市が負担してここに計上するものでございます。

なお、３項の病院費、１目の病院費でございますが、ここに19節負担金、補助及び交付金の中で減額をお願いするものでございます。外来収益の増によるという内容の中での減額の補正でございます。

なお、26ページ、27ページ。

１項の商工費、２目の商工振興費でございます。15節の工事請負費60万の減額でございます。９月議会に一定の計画を提案し、御承認をいただいておりますが、リサイクル容器置き場の設置工事で60万を計上させてもらいました。この工事の関連では、なかなか工事ができないということで、工事を減額しまして、18節の備品購入費ということで、空き缶の回収機をそこに設置するという補正をお願いするものでございます。

なお、28ページ、29ページでございます。

特に４項の都市計画費、１目の都市計画総務費でございます。13節の委託料でございますが、説明欄記載のとおりでございますが、この生産緑地地区調査業務委託料というふうに記載をしております。当然、これに対する意向調査あるいは指定図等を作製する内容でございます。なお、２の区画整理費でございますが、28節の繰出金１億2,128万7,000円の中には、主には土地購入費が含まれてございます。

なお、30ページ、31ページでございます。

６目の公園管理費でございますが、南平丘陵公園に関係しての問題でございます。台風による被害が起きたことによって、暫定的な処理をしておりますので、ここに工事費を補正するものでございます。なお、７目の公園整備費でございます。17節公有財産購入費。場所につきましては南平、公簿上は8,430平方メートルでございますが、実測では１万791平方メートルを公社の方から緑地として、ここに公有財産としての予算計上をして買い入れるものでございます。

なお、５の住宅費でございます。１の住宅管理費につきましては、先ほど来説明をしておりますが、ここに地域特別賃貸住宅の供給事業経費として、総額を歳出するものでございます。

なお、32ページ、33ページは略させていただきます。

34ページ、35ページでございます。

おのおの２項、小学校費あるいは３項、中学校の中で学校管理費がございますが、説明欄記載のとおり、おのおの需用費の不足によるものでございます。なお、２目の教育振興費でございますが、22節、補償、補塡及び賠償金でございます。歳入の中でも御説明申し上げましたが、生徒の事故に係る損害賠償金、プール事故でございますが、和解が成立しておりますので、ここに予算計上するものでございます。

なお、５の社会教育費、１目の社会教育総務費でございます。13節の委託料につきましては、説明欄のとおりでございますが、特にこの下から２番目のところに乗鞍高原日

野山荘の管理運営委託料でございます。管理運営ということでございますが、一つは、マップをここで作製をしたい。当初予算に計上をしておりますが、除雪作業に関連する一部補正がございます。マップの代金として180万ということでございます。なお、その下に乗鞍高原の組合関係の負担金ほかと書いてございますが、これは開設をしたときから加入するということで、現在まで交渉を重ねてきております。ここで一応開設した時期から入るということで、この補正をお認めいただきまして、加入していきたい。組合以外に２件ございます。その額が71万5,000円でございます。

なお、次のページの36、37ページでございます。

特に６項の体育費でございます。３の市民クランド費でございます。15の工事請負費810万、多摩川クランドが台風の被害によって多少土が流されております。暫定的には活用しておりますが、シーズンオフの中に工事をするという予算でございます。なお、18の備品購入費につきましては、ここに記載のとおりでございます。淡水区の跡地、万願寺の区画整理街区でございますが、多目的グランド、近く完成を見るわけでございます。そういう中で、サッカーボールあるいはバックネット、物置等の、こういう説明欄記載の備品を購入したいというものでございます。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　23ページの二小学童クラブの便所改修工事ということがあるんですが、これは具体的にどういう改修なのか。大変古い施設でもあって、トイレの改修をお願いしたいということも、過去にお願いした経過もあるんですけれども、簡易水洗みたいなような形の改修なのかどうか、その辺のちょっと内容をお聞かせいただきたい。

それからもう１点、35ページの一番下の方の、先ほどちょっと説明もありましたけれども、温泉旅館組合負担金ほかということなんですが、この温泉旅館組合に加入するということは、温泉を引けるというか、なんかそういう絡みがあるのか、単に地域的なおつき合いでの加入という意味なのか、その辺の中身もちょっと教えていただきたい。

以上２点でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　第二小学校の学童クラブ、これの移設に伴う補正予算でございますが、当初から便所改修工事を見込んでおけばよろしかったんですけれど、ちょっと落としてしまいましたので、ここで追加してお願いしたいということでございます。内容的にはくみ取り便所でございますので、この移転の際に、簡易水洗にして持っていきたいということでございます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　35ページの乗鞍高原温泉組合の加入でございますが、現在御承知のとおり、温泉は引いてございません。したがいまして、御質問の後段でありましたとおり地域的なおつき合いというふうなことで、現在入るわけでございます。

（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　26ページ、27ページの商工振興費の減額補正についてお尋ねをいたします。

３カ月前の９月定例会で、リサイクル容器設置工事の補正予算を可決をして、事業が実施されるというふうに私ども思っておりました。９月定例会でもかなりのいろいろなやりとりがあったわけでありますが、ここでそのままこれを全額減額補正をして、事業の見直しが行われているということであります。一体、それでは９月議会の提案は何であったかということになるわけでありますが、この点、変更の理由並びに今回の助成の方法等、どのようなことが行われるような事業計画になっているのか。また、３月議会で全額補正というようなこともないとは限らないわけですが、もう一度細かな説明をお願いをいたします。

それから、市立病院に対する補助金でありますが、通常、市立病院に病院会計の赤字補塡のために出されております一般会計からの膨大な補助金は、年度末に調整が行われていたと思いますが、ここで約１億近い減額補正を行う。異例のことではないかと思います。単に、今御説明のあったような理由だけで済むことなのか。これだけの大幅な予算の変更でありますので、もう一度詳しく、この点について御説明をお願いします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答え申し上げます。

まず、このような変更といいましょうか、補正をお願いする不手際、大変申しわけなくおわび申し上げたいと思います。

９月議会におきましての説明の中で、特にリサイクルの点につきまして、その収集、確定しがたいところであることをお話し申し上げた次第でございます。また、そういう説明の中で、特に空き缶をつぶすという行為につきましての扱い者の安全性ということも、御指摘をちょうだいしたところでございました。その後におきまして、調査を進め

る中で、きょうお願いしておりますこのような変更の中での空き缶回収機設置という形態に置きかえさせていただきたいということでございます。これは、一口に申し上げまして、自販機のような形態のものでございまして、缶を口から投入いたしますと、中におきまして、自動的に缶をつぶしましてスチール、アルミと分別してストックする形態のものでございます。あわせまして、９月では明確になっておりませんでしたもう１点のこの缶、投入に伴います補助券といいましょうか、何らかのサービスという点におきます補助券の交付、これが缶を投入すると同時に、補助券が出てくるという仕組みの回収機でございまして、そういうようなものでございますので、当初、お願いいたしておりましたストックすべき容器並びに容器置き場の覆蓋ということの工事費につきまして、大きく変更を生じたところでございます。

大変不手際申しわけなく、おわびを申し上げると同時に御理解をちょうだいしたいというふうに思うところでございます。

また、助成の内容ということでございます。これにつきましては、９月補正におきまして、１商店会30万ということで、当面想定しております多摩平中央商店会に対しまして30万の助成をしたいということでございます。この助成の内容といたしましては、今申し上げました補助券、シールという呼び方をさせていただきます。これを100枚なりのものを一定の台紙にお張りいただいて、後に商品購入の際に、それを提出していただくことによっての、お客さんに対するコストダウンといいましょうか、サービスをしていくという仕組みを想定しておりますので、そのシールを張ります台紙の印刷というようなものを１点として、その印刷代等考えておるところでございますし、またやはり前回御説明申し上げましたリサイクル商店会であります旨の表示としましてののぼり旗あるいはその取り組みに係る経費に使用していただくというような目的を持っての補助金であるというふうに説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　ただいま御質問の病院におきます一般会計に対する補助金の返還の理由でございますけれども、基本的なことは、例年確かにおっしゃるとおり３月の年度末に精査いたしまして、一般会計へお返しするなりあるいは一般会計から補助金をもらいつつ繰り越しが残るという、いわゆる経理上変則がございますので、できるだけ年度途中に精査いたしまして返すものは返し、それで一般会計の方でいち早く使えば使う方が筋だろうという基本的な考えを持ちまして、幸いに外来収入が５カ月で当

初予算の51％に達しております。金額で申し上げますと、既に４億9,100万という51％に達しておりますから、あと７カ月ございますと、優に当初予算を超えるであろうという意味で裏づけもございます補正でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　リサイクルの関係予算の減額補正については、率直に今、検討不十分だったということをお認めになったわけですが、十分なやはりそれこそ検討がなされて９月議会に出されてきていなかったということになるわけですが、今、環境部ができたり、それから資源の再利用ということで、まさに行政のそういう仕事に取り組むということで、一種のブームといってもいいような各自治体間のさまざまな知恵の競争があるわけです。いち早く事業化を行うということで９月議会に出されたということは、一定の評価はできると思うんですが、３月をたたずしてこうした大幅な見直しをせざるを得ないということは、やはり内部検討を、今後いろいろな分野にわたってされるに当たって、十分反省材料にしていただきたいと思うんです。これに対する市長の所見を承りたいと存じます。

また、９月補正で計上いたしておりましたリサイクル容器99万と、それから今回提案されております空き缶回収機94万、これはどのような差のあるものというふうに理解すればいいのか。同じものではないというふうに思うんですが、この点についての説明をお願いいたします。

それから、商店街に対する育成補助金30万円については、シールの台紙を印刷する費用だということであります。これは、別に補助金という形で出すということで妥当かなという、私、今ちょっと感じがしたんですが、市の方で印刷をしても一向に構わないというふうに思うんですが、何か商店街を育成するための補助金という名目からすると、30万円の印刷代というのは、ちょっと看板と内容との間に開きがあるのではないかというふうに思うんです。この点について、もう一度、私が理解できるような説明をいただければありがたい存じます。

それから、病院の方なんですけど、悪いことではないんですが、そういう説明があれば、今度は次に私は、じゃあなぜ当初51％もの収入予測の開きが出るような見積もりをしたのかということを聞かざるを得ないわけですが、この点いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　補正につきまして、検討不十分ということの御指摘もあるわ

けでありますが、御承知のとおり、この事業の該当させようと思っております商店街は多摩平中央商店街であります。今、管理者の公団当局と折衝をいたしまして、12店舗の中の4店舗が空き家になっておりますから、できるだけ4店舗をお借りしたい。つまり、歯抜けの状態をなくしたいということを申し出ております。商店を募集して補充するという計画は、建てかえとの関係でないようでありますから、日野市に多分、無償で借りられる可能性があるというふうに、担当から聞いております。したがいまして、屋外に置く容器よりも店舗の中を使ってそのようなことが、ある程度の集積等もできるんではなかろうか。あるいはリサイクルショップと言えるようなものを、消費者運動の方々の力によってできないだろうか。このようなことを、今検討を進めております。

したっがって、今生活文化部長も答えております容器費の減額は、建物の中に屋内でその仕事をしよう。したがって、外部に置く容器は不必要になる。そのかわり、屋外に設置できる缶の破砕機のようなものを、これは既に製品がありますので、これを買って屋外に設置をする。そして、また地元の商店街にはシール制による振興に寄与しよう。、こういう考えが進んでおることに伴っての予算の組みかえということでございますので、検討不十分はないわけではもちろんありますが、そういったスペースの可能性があるということで、私はこのような形を認めておる。こういう経過がございます。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　なぜ当初予算からということでございますけれども、基本的に申し上げますと、病院は発生主義をとっておりまして、なかなか把握は難しいわけでございますが、最近の傾向5年間見ますと、外来の患者数がふえている。2％ずつ年々ふえているわけでございますが、前段申し上げましたように、発生主義的要素のある病院でございますので、安全を期しまして、前年に倣っての基礎数値で当初予算を組んだ。例えば、1日1人当たりの収入を、例年に倣いまして6,100円が、現状では6,300に行くであろうという中においての5カ月の収入状況で、ならば年度末で精算するよりも、年度中において精査でき、またある程度把握できるものならば、お返しする分はお返ししていきたいという考えを持って、今回減額補正したわけでございます。

よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　病院の方は特別会計のこの後、病院会計の提案がまたなされますので、そのときに質問なさる方もあるかと思いますので、この点は結構です。

今のリサイクルの関係、商工業助成経費ですが、私、今お聞きをした質問のうち、リ

サイクル容器とそれから空き缶回収機、これは予算は非常に同額に近い金額でありますが、違うのか同じものなのか、この点いかがですか。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　今、御指摘の点につきましては、9月お願いいたしました備品購入費との差額をお願いしておるというふうにとらえてお答え申し上げます。この機械は、設置工事費込みでもって200万という値のものでございます。9月にお願いいたしましたリサイクル容器、これは6種のもの2個ずつということで99万、そして空き缶つぶし機、これは足踏み式でございました。7万、お願いしたところでございます。これを合わせまして106万でございますので、200万との差額の94万、今回お願いしたい、こういう趣旨でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長の方から、今、必ずしも検討不十分ではなかったという強気の答弁があったんですが、その理由として、従来屋外に設置を予定していたこの機械を、今商店街の中で空き家状態になっております4店舗を無償で借り上げられるようになってきた。スペースの確保が可能になってきたというふうな理由を挙げて、この変更を妥当なものというふうにお答えになったと思うんですが、これは間違いなく無償で借り上げられるということに、交渉の結果変わってきたのかどうか。決まったことなのかどうか、この点いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事務担当者が、私も指示したわけですが、シャッターをおろした商店が多くては振興になりませんから、振興の手段としては、シャッターを上げる。その施策として、産地直販とかいろいろ工夫をしよう。こういうことで、住宅公団当局は、商店として開店者を再募集する意図はない。そこで、日野市がうまい使い方をしてくだされば、話に応ずる、とこのような状況になっておるというふうに担当から聞いております。いずれ、私も近く出向いて、そのことをはっきりと約束してまいりたい。その店舗のスペースを確保した上で、またいろいろ活用の手段がある、とこのように考えております。いわゆるリサイクル物資、これをいっとき屋内に保管する。こういうことも可能だろうと思っておりますので、そういう理解で今回の補正をお願いをしておる、とこういうことであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は何もけちをつけるつもりはないのですが、これから交渉し

て、店舗借り上げの話を決着つけたいというふうなお話なんですが、今後まだ変わる可能性もあるというふうな受けとめ方も、逆に私どもできると思うんです。それから、ストックをしばらく、この店舗を使って行うということになりますと、今度はこの空き家のいろいろ改修工事といいますか、整備をするための予算が必要ではないかと思うんですが、そういったものは、今回は提案をされていない。じゃあこの事業がすぐにスタートできるというふうには、今思えないんですが、少なくとも年度内には始めたいというふうに、市長お考えになっているのかどうか。

また、大幅な予算の組みかえ等、変更を生じるようなことも、場合によってはあるというふうに判断せざるを得ないと言ってしまってはまずいかもわかりませんが、その他のまだ関連する予算の計上が必要ではないかと思うんですが、この予算が今回可決されれば、年度内にこの事業はスタートできるということなのかどうか。その点いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　補正でお願いするわけでありますから、年度内に事業を開始する、とこういう考えでありますことは、もう言うまでもございません。

それから、何か途中で大きな変化がという質問もあるわけでありますが、一番大切なのは、借りられるということが一番大切なポイントですから、借りられる可能性があるというふうに聞いておりますから、これを借りるというところまで進めることが、若干の日時を要する、とこういうふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　また、これは委員会で当然審査されるわけでありますが、予算を計上して、しかも年度途中の補正予算であります。そこに提案される事業が、今度交渉の課程で内容の変化を、また生じかねない状況であるということになりますと、予算計上の方法として、事を急ぐ市長の気持ちはわかるわけでありますが、また何がしかの変更を余儀なくされるということも十分考えられるわけです。「聞いております。」というふうに市長はおっしゃっておりますが、聞かせた側の御意見はいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　今、大要市長の方からお答え申し上げたとおりでございますが、私ども事務部門としましては、そういう方向で進めてまいる体制に、今ございます。きょう、図らずも地元商店会の方へ行きまして、細かい説明あわせて打ち合わせをする段取りになっているところでございます。状況としまして、一言お伝え申し上

げます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　資源の再利用化と商店街振興という、まさに一挙両得の施策ではありますので、やる以上は完璧に近い検討と、それから準備を行った後に予算措置を行うという、言ってみれば当たり前のことでありますが、そういった手順をきちんと踏んでいただき、実効上がるものにしていただきたいと思います。

がしかし、今お聞きをする範囲では、まだ不明確な、まだ検討されていない部分も散見されると思いますので、委員会において精査をお願いしたいと思います。

最後に一つだけ、もう再質問いたしませんが、お聞きをいたします。空き缶つぶし機１台７万円はその場所に置かれるのですかどうですか。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

いえ、これは置かれません。これらにかえまして、要するに、今お願いしております回収機は、すべて機械そのものがつぶし、そして分別しまして、かつシールを発行する。こういう機能を持ったものでございます。したがいまして、９月にお願いいたしました足踏みのつぶし機はないものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　再質問はしないというふうに、今申し上げたんですが、当然置かれるというふうに、私はこの予算書を見たら思ったんですね。置かないものは９月議会で可決しておりますから、減額補正しなくてはいけないんではないでしょうか。これ、事業別の予算になっておりますので、平成２年度から予算書の組み方が変わりました。こういうことがよくわかるわけですね、この予算書ですと。置かないものは、病院事務長のように早くお返しをするという姿勢がないと、事務監査の対象として今後問題になってくるわけです。この７万円はどこに、今行ってしまうというふうに我々は理解すればいいのか。いかがですか。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

補正の考え方といたしまして、同じ備品購入費でございますものですから、今先ほど御説明申し上げたように、200万の機械と置きかえるということなものでございますの

で、その差額をお願いした、こういう経緯でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　あとは委員会にお任せいたしますが、私どもは９月定例会でこの予算を可決をした。当然、可決をした我々議会の側は、空き缶つぶし機１台７万円はまだ生きてるというふうに判断するわけです。その場所に設置されるというふうに判断せざるを得ないわけです。説明欄にそのように書いてあったわけですから、機械200万円云々ということは、私がお聞きをしたから初めてその会計上のやりくりは、その内側が見えてきたわけですが、こういった予算措置、計上の仕方で果たしていいのかどうか。委員会においても、ひとつ取り上げていただければと思います。

終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっと一言関連ですが、今リサイクルの話ですね、これは多摩平の中央商店街のことなんですが、商店街の振興に、まさに商工業助成にどういうふうになるのか。どういうふうに振興策として役立つのか。それは商店街の何軒かがありますけども、具体的にどういうシステムで振興策になるのか。そこだけの対象なのか。それともも少し広がって、その周辺の商店街も含む考え方なのか。その辺、ちょっとシールの話ばっかり頭にあるんで、どういうシステムで具体的に商店街が繁栄をするのか、その辺の仕組みを教えてください。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

この助成事業の対象は、あくまでもこの件につきましては、多摩平中央マーケットでございます。現在、その商店会は11店舗あるうちの４店舗が店を閉じておる状況でございます。これらの状況を踏まえまして、商店会を再度振興したい、復活させたい、こういうふうな考えのもとに、それではどのような振興の仕方があるだろうかということで、考えられたことがらがあるわけでございます。

第１点としましては、今表見上お耳に達しておりますリサイクル、ちょうど昨今の状況におきましてリサイクル、大変大きな問題になっております。そういったものをとらえた中で、こういった手法を講ずることによって、消費者の方、お客さんを商店へ導こうというのが一つでございます。

もう１点は、その空き店舗につきまして、何らかの当面はイベントにいたしましても、あるいは対象が生ずるならば、常設の店舗誘致という形の中で振興を図っていきたい。

こういった物の考え方から、この事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　これは、恐らくリサイクル事業として日野市内全域でどういうふうに取り組むかということの一つのケースですから、非常に大切なことだと思いますので、お聞きしますけど、今の部長さんのお話ですと、この対象は多摩平の中央商店街です。それをどういうふうに繁栄させるかというと、その空き家のところに、今の市長のお話のように、機械を中に入れて、スチール缶とかアルミ缶を持っていって、そこでつぶしに行きます。そこに、自然に人が寄ってくるだろう。人が寄ってくるんで、そのついでに買い物をしていくだろう。これが振興につながるんじゃないかということを、今一つ聞こえたんですね。

あともう一つは、空き家があるということは、確かに商店の中で空き家が出てくるということは、景気といいますかね、雰囲気的に非常によくないですから、市長のおっしゃるとおり、あけて何か商いをするということは大事だと思うんですけども、今の部長のお話ですと、市長のお話とちょっと違ってると思うんですが、何か新しい店を誘致するというんですか、公団は常設的なものはだめだというんですが、その辺がよくわからないんですね。

ですから、要するにこれはどこに比重が置いてあるのか。場所の問題、そこがたまたま場所があいてたんで、そこをお借りをして、付近の方にリサイクルの啓蒙運動を兼ねてそういうふうにやるということで、そこでやるということなのか。そうしますと、あえてその商店街の振興策というのは、もう少しこれは詰めないといけないんじゃないかと思うんです。もう少し話ししてください。よくわからないんです。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。口足らずで申しわけございません。

それでは、その空き店舗の使い方ということについて、少しお話し申し上げたいと思います。一つには、あの商店会で現在、何か生活３品というんでしょうか、通常言われている店の種類がございます。それは、野菜、それから肉、それから魚というこの３品だそうでございます。ところが、現在、あの商店に残されておりますのは野菜だけでございます。そんなようなところから、とりあえず何かその３品のうちの一つを引き込むことによって、客足を集めたい。そんなふうな考え方でございまして、現在、これは話を進めておるところで、まだ確定はしておりませぬが、たまたま沼津の海の家制度にお

きまして、関係を持っております沼津市、ちょうど海のまちでございますので、魚の産直という形で進められはしないかということで、現在、とりあえず常設のような形で進められればよろしいんですが、イベントという形ででもとりあえずはとりかかりたい、そんなふうな一つの考え方をしております。

また、そのほかにも、現在これといって思い当たるところはまだ定まってないんでございますが、今後においてさようような商店を導きたい。

それから、リサイクルということでございます。これは、やはり缶つぶしの方と連動した物の考え方、一つはございます。現在、市民運動といたしまして展開されておりますリサイクル団体、消費者団体、これらによりまして、リサイクルショップといいましょうか、たまたまこれは先方に伺った際に、そういったリサイクルショップというようなものも客を引くに大変いいんではないかというような御意見も出ておった経過もございまして、現在、団体の方に話を進めておるところでございます。そのような使い方、あわせて、また市長が申し上げてるとおり、一つのストックヤードといいましょうか、そんなような使い方の余地も生まれ出てくる、とそういうふうな考え方で、現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　非常にこれ、違った要素の話を強引に結びつけているということがよくわかりました。要するに、今のお話は、地方の土地行きますと、スチール缶とかそういうのをつぶして、家といいますかね、商店の空き家みたいな倉庫に入れて、看板にはリサイクルの事業に御協力下さいなんていうような看板が出まして、そこへ持ち寄ってくるような形のものを見たことがありますけども、恐らく空き家になっている４軒の中の一つか二つぐらいの部屋を、一つはそういうふうなスチール缶とかアルミ缶を持ってきた人のをつぶして、そこ置いておくんだろうと思うんです。あと、恐らく今お話の二つぐらいのところには、確かにあそこには肉屋さん、魚屋さんですかね、ありましたから、それがないので、恐らく今、魚、肉、野菜という日常生活のものが欠落してますから、そこへ今度はリサイクルとは別に、市の方で直営なのか公社なのかセンターなのかよくわかりませんけど、お始めになる、とこういうことですね。それで、要するにあそこの中央商店街の中を活性化に結びつけようと。

ですから、シールという話は、ちょっと私は頭の中で非常にこびりついてたもんですから、そのシールが１個やっても10円ぐらいのシールで、どこに振興、景気よくなるのかなというのがわからなかったものですから。あそこの並びには電気屋さんもありますからね。何万円の品物を10円引いてもらっても、これは買いに行くわけじゃありませんから、その辺ちょっと具体的に考えてたもんですから。

そうすると、要するにあそこにそういうふうな場所がありますよ。それ入れると10円いただけるのか10円券いただけるのか、近くで10円負けてもらえるような券を１枚ずついただけるということで、そこへ皆さん足を運んでくださる。そのついでに、そこに人が寄ってくるんで、皆さんにそのついでに買い物をしていただけると、これが振興策の一つではないか、とこういうことですね。わかりました。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小川友一君。

○４番（小川友一君）　関連して、一言意見を述べさせていただきたいと思います。補正にしても新規予算計上にしても、公有財産を利用して事業を起こす場合には、ある程度の市長の独断で結構だと思うんですけども、今回のこの案件に関しても、公団のものを利用した中でこの事業が計画されたと思うんですね。当然、補正にしても新規事業にしても、予算を組む以上、ほかの権利者のある程度話し合いとか承認とかが得られた中で、予算を計上するのが当然のことで、これはあくまでも行政が計画のないままに進んでいるということを露見してることだと思うんです。

また、違う観点から見ますと、今までの中で工事関係でも言えることですけども、当然、都に帰属する財産、また国に帰属する財産をある程度話し合いがないままに計画して予算を計上した。そしたらば、都とか国が、いやそれはちょっと使用は不可能だ。いや、それは認めない。こんな話になって、せっかく計上したものが、今度は不用で戻されているケースが幾つかあるんです。こんないいかげんなことは、普通の民間じゃ考えられないことなんですね。これからは、もう少しほかの、要するに公有財産以外のほかの財産に関連する事業に関しては、要するにその権利者ともう少し十分話し合いをして、ある程度見込みがついた段階で予算計上をしていただきたい。このことだけを意見とさせていただきます。（「そのとおり」「そうだ」と呼ぶ物あり）

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般、及び歳出のうち総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生

費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時35分　休憩

午後４時17分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政部長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変、先ほど議案の第93号で提案の説明の中で、申しわけなく思っております。御審議もいろいろいただいたわけでございますが、一部訂正をお願いしたいと思います。

お手元に配りました補正予算でございます。26ページ、27ページの資料をお配りさせていただきました。２目の商工振興費の中で、18節の備品購入費でございます。補正額は94万ということでございますが、18の空き缶回収機１台94万を200万に御訂正をお願いすると同時に、９月の補正２号でお願いしましたリサイクル容器99万の減額、空き缶つぶし機の７万円の減額をお願いしたいと思います。

大変皆さんに御迷惑かけましたことをおわびいたしまして、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これより議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ241万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億1,259万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

今回の補正額につきましては、241万5,000円でございます。

６ページ以降で御説明申し上げたいと存じます。

６ページ、７ページでございますけれども、歳入、繰越金でございます。その他繰越金を241万5,000円計上いたすものでございます。今回の補正の歳出に充てるということで、前年度繰越金１億7,184万1,000円ございましたけれども、そのうちの241万5,000円を計上させていただくということでございます。

次の８ページ、９ページでございます。

歳出でございます。１の総務費のうちの総務管理費でございますが、これにつきましては、乾式複写機の使用料が若干不足をしてまいるという見通しになりました。４万9,000円の補正でございます。

項の３運営協議会費でございますが、23万8,000円をお願いいたすものでございます。当初予算では６回の協議会開催を予定しておりましたけれども、本年度、来年度におきまして国保税の見直しを諮問いたしました。その関係で、さらに２回ほど会議を開きたい、このように思います。したがいまして、２回分の報酬を計上させていただくものでございます。

次に、下段の６諸支出金のうち、償還金及び還付金でございます。これは一般被保険者並びに退職被保険者にかかわる税の還付金でございます。重複納付あるいは税の更正等、当初予算に比較しまして、若干ふえる見通しでございますので、合わせまして212万8,000円を増額させていただくという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会

計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第96号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億2,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億404万4,000円とするものであります。

議案第96号。本議案は、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,026万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億8,638万4,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号について、御説明申し上げます。

今回の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ１億2,306万円を追加するものでございます。内容につきましては、事項別明細書に基づきまして説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。

一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金として、これは万願寺第二区画整理の事業費の繰入金でございます。１億2,128万7,000円でございます。これは万願寺第二で

ございますが、今年の５月の17日に認可になり着工いたしておるわけでございます。面積が46.4ヘクタールでございます。この事業費でございます。

次に繰越金でございます。繰越金につきましては、ここに記載のとおりの、特に説明はございません。

次に歳出でございます。18、19ページでございます。

１款の区画整理費のうち、２項の万願寺区画整理費でございますけれども、これは審議会の報酬でございます。当初、７回計上させていただきましたけれども、不足を生じますので３回分追加させていただくものでございます。

続きまして、２項の高幡区画整理費でございます。同じく審議会の報酬の補正でございます。今回、これも３回分を補正させていただくものでございます。

続きまして、５項の万願寺第二区画整理費でございます。万願寺区画整理は、先ほども申し上げましたとおり今年度から着工になっております。その事業用地購入費として１億2,263万4,000円補正をお願いするものでございます。なお、これにつきましては、当初で１億円計上いたしておりますので、それと合わせまして日野市の土地開発公社から用地を購入するものでございます。

以上でございます。

続きまして議案第96号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号について、御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,026万2,000円の追加をするものでございます。内容につきましては、事項別明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願いたいと思います。

繰越金でございます。前年度の繰越金1,026万2,000円でございます。

続きまして歳出、28、29ページをお開き願いたいと思います。

２項の建設費のうち、１目の公共下水道費でございます。説明欄のとこに管きょ建設事業費、減額１億5,973万8,000円でございます。これは15節の浅川処理区管きょ埋設工事、これはもう既に工事をしておるところで、取りつけ管等の追加、それから舗装復旧等の追加が必要なための経費でございます。続きまして、22節の水道管等移設補償料でございますけれども、当初の予算で、本工事費の10％を一応計上させていただいております。しかし、今回の工事箇所には、予想以外に移設等が不要ということで、この金額を減額させていただくものでございます。続きまして、３目の都市下水路費でございます。管きょ建設事業費で１億7,000万の増額でございます。工事請負費、神明上都市下

水路整備工事でございます。本工事につきましては、本年度で一応全部神明上都市下水路は完了するものでございます。現在施行中でございますが、ちょうど、場所は国道20号線の下でございまして、約地下８メーターのところを管きょを入れておるわけでございますが、非常に水圧が高くて水がとまらない、とこういうことで工法の変更をする必要が生じたもので、この経費が必要となるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第96号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号であります。

収益的収支及び資本的収支の予定額には変更ありませんが、収益的収入の医業収益に8,732万円を追加し、同額を医業外収益から減額したものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは、議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について、御説明申し上げます。31ページをお開き願います。補正内容といたしましては、第２条、収益的収入の医業収益に8,732万円の増額補正をするものでございます。その結果、医業収益の計が21億1,470万5,000円となるものでござ

います。

それに伴いまして、第３条において一般会計からの補助金をその同額8,732万円を減額いたしまして、補正後の計が７億3,906万3,000円とするものでございます。この医業収益の増額内容につきましては、ページ34、35をお開き願いますが、外来収益において、患者１日１人当たりの収益が増額が見込まれますので、年度途中でございますけれども、ここで補正したわけでございます。今後、病院会計におきましては、発生主義で把握は難しいわけでございますが、予算計上する際は、よく精査した上で計上していきたいということを申し上げます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　先ほど一般会計の関係で、古賀議員から質問あったようなことを、私ども特別会計の方で質問しようという予定もありましたので、そこら辺の意を察していただきまして、後ほどということで古賀さんも引き下がっていただきまして、ありがとうございました。

実は、私も今まで事例としてはないなあというふうに思っておりましたから、特段にそういった質問をしたいというふうに思っていました。先ほどの質問で、十分精査をしたというふうなこと。そして、今も収益が上がってきたということでありますけれども、実は医業収益、確かにこの説明のとおり金額にして200円、それから１日当たりの平均の患者数が30名ということで、これについては、確かに行政報告書の一番後ろにありましたとおり、大体外来者は560人程度だなということで十分わかります。つまり、30人ふえたということが、ここで全くもって精査をされてるというふうに理解いたします。

しかし、実は医業収益の中には、外来だけじゃなくて入院の関係があります。入院の方を見ますと、実は患者の単価は私もわかりませんけれども、いずれにしても、入院患者数が130人ということで見込んでいるところが、大体占床率も64％から70％というようなとこの行き来があるように、つまり人数にすれば100人から120人程度ということで、大分患者数が下回って、要するに入院をしている患者が少ないわけですね。つまり、そういったことで、入院収益については、十分そこら辺を勘案されていると思いますので、そこら辺の、後の質問につながりますので、当面、今見ている内容というものをお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　御質問の御趣旨のとおり、入院患者が年々下がってお

まして、また占床率も下がっているわけでございますけれども、一応ただいま現在の入院の収益勘定は、これは５カ月でございますけども、４億2,403万3,000円ございまして、現行の当初予算、構成比見ますと43.2％の収入に達しているわけでございます。あと７カ月ございますと、逆算いたしまして、ほぼ横ばいに入るんじゃなかろうか。ただ、先ほど申し上げましたように、外来も入院もそうなんですけれども、患者あっての収入ということで、その点、把握難しいわけでございますが、入院についてはそういう収入把握ですから、今回は、そういう横ばいですから手をつけなかったということでございます。

よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　つまり、今のお答えで十分わかりました。医業収益については、そういった見通しが十分立ったということでありますけれども、発生主義ということが一つあって、今までも年度の末にすべて調整していた。先ほど、有効的に他の事業に使ってもらうんだというようなことがありました。それはそれで考え方結構ですけれども、今までのあれですと、大体年度末に様子を見て補助金も調整されて、そして対応していた。これは事実だと思います。ですから、そういったふうに見てたとすると、たまたまこの時期に、こういう形でよっぽど自信を持ってやってるんだというふうにも思いますけれども、もしこれで不足を来したというときには、どのような対応をするつもりでいるのか、その辺だけを伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　例年、病院につきましては例えば昭和60年度、一般会計から５億円近くちょうだいしたわけでございますが、繰越金が２億1,300万。それから、昭和61年度においては４億円いただきましたけれども、繰越金が１億3,000万。また昭和62年度においては、４億円近くいただきましたけど、繰越金が6,200万。事実上、赤字であるわけでございますけれども、できるだけいわゆる精査いたしまして、現実の姿に計数整理するのが筋であろう。また、年度途中でお返しすることが、一般会計において有効に使えるんじゃなかろうかということで、今回試みた。万一、赤字の場合は、ただいま現在、私どもでは年々利益なるものをいろいろ剰余金に積み立てているわけでございます。例えば、減債積立金あるいは利益積立金あるいは建設改良積立金等々に積み立てているわけでございます。特に、利益積立金に１億9,377万円、きょう現在計上されているわけでございます。もし万一赤字の場合は、赤字を落とします。しかし、剰余

清算金で、いわゆる年度明けて４月に、この利益剰余金を持って赤字補填するという形をとっていきたいと思います。

また、ある意味においては、生意気な言い方かもしれませんけれども、親方日の丸的な発想のないように、医局全員が緊張感を持った形で今後病院の経営をやらないと、ますます赤字を増長するんじゃなかうかという院長初め、医局、我々もそうなんですけど、そんな気持ちもございまして、今回は減額という思い切った措置をしたわけでございます。　よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　十分取り組みについての意はわかりました。ぜひ、それだけの自信をお持ちなもんですから、これからの推移を見守るとともに、その他病院の問題については、いろいろあるわけですから、その自信をもう市長にもろにぶつけて、新しい病院も建て直すというぐらいの熱意を持って取り組んでいただくようにお願いして、質問終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第98号、市道路線の廃止、議案第99号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第98号、市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

本議案は、道路用地のつけかえによる財産処理のために、A19－４号線ほか２路線を、道路法第10条第３項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第99号、市道路線の認定について。

本議案は、道路用地の交換手続が完了したO25－13号線を道路法第８条第２項の規定に基づき、認定するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第98号、市道路線の廃止について、御説明申し上げます。

廃止路線は、３路線につきましてお願いするものでございます。

番号１につきましては、A19－４号線でございます。起点は栄町三丁目２番22地先です。終点が栄町三丁目５番６地先でございます。延長は61メーター71で、幅員が１メートル82でございます。次に、番号の２でございます。A19－５号線でございます。起点は栄町三丁目５番10地先で、終点が栄町三丁目６番17地先でございます。延長は56メートル16で、幅員が0.91メートルでございます。次に、番号３につきましては、L11－７号線でございます。起点は南平八丁目５番29地先で、終点が南平八丁目５番12地先でございます。延長は52メートル02で、幅員が0.91メートルでございます。その図面につきましては、２ページ、３ページをごらんになっていただきたいと思います。

３路線の廃止の理由は、既に現況は廃滅し、道路としての機能を失われておりますので、民有地との交換による道路のつけかえ処理を行うため、今回、市道路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第99号、市道路線の認定について、御説明申し上げます。

路線名はO25－13号線でございます。起点は三沢1217番８地先で、終点が三沢1217番２地先でございます。延長は10メートル43で、幅員が４メートル60でございます。その図面につきましては、２ページをごらんになっていただきたいと思います。

認定の理由は、平成元年の第４回定例市議会で道路廃止をし、日野市の財産となった用地について、民有地との交換処理を進めておりましたが、その手続がここで完了いたしましたので、新たに道路用地となった部分を、今回市道認定をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第98号、市道路線の廃止、議案第99号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第100号、不動産の取得の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　説明に先立ちまして、一言お断りを申し上げておきます。これまで防災情報センターと仮称して、予算書あるいは議会等の発言の中で申しておりました施設を、庁舎管理の一環として防災情報室という名称に11月１日付決裁をもって決定いたしました。したがって、今後関係の名称につきましては、防災情報室ということにいたしますので、よろしく御了承をお願いしておきます。

議案第100号、不動産の取得について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市防災情報室附属施設として神明一丁目11番地の20に所在する建物を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき、提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第100号、不動産の取得につきまして、御説明を申し上げます。

まず目的でございますが、日野市防災情報室附属施設でございます。所在地は日野市神明一丁目11番地の20でございます。建物の構造及び階数でございますが、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建でございます。それから棟数でございますが、１棟でございます。床面積でございますが、１階、２階は記載のとおりでございまして、合計が467.24平方メートルでございます。取得価格でございますが、7,215万6,420円でございます。相手方でございますが、日野市神明一丁目12番地の１、日野市役所内、日野市土地開発公社理事長、砂川雄一でございます。

附属施設の位置等につきましては、添付書類のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今の関係で２点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、１点は、今、市長の方から説明がありましたセンターという名称を今まで仮称としてというふうに、今説明がありましたけれども、予算の中では、すべて我々はもう仮称じゃなくて、予算書、これ見ていただいて、先ほどの訂正ではありませんけれども、訂正したのは、私の方から申し出をして、先ほどの予算書訂正の背景になったんですけれども、我々はしっかりこういったものを見てまして、日野山荘というような、要するにああいったものは仮称できたものはああいう形になりました。しかし、このものは、仮称じゃなくて、もう最初からすべて防災情報センター建設経費ということで、明らかにその建物を、要するに庁舎の一環であろうと何であろうと、いずれにしてもその建物は防災情報センターということで、すべて認めてるんですよ、我々が予算をつけたとき。要するに、それを求めた市長も防災情報センターとして出したんですよ。それを一方的に決裁をして室にかえた。全くもっておかしな話だと思うんですがね。そこら辺を１点、明らかにもう少し詳しく話をしていただきたいと思います。

２点目です。防災情報センターの問題は、当初予算からして、この金額が建物は7,070万という予算であります。それが取得をした時点で7,215万6,420円。こういうことで、我々に予算を示したときと数字が変わってきた。こういう現実があります。これはたまたま土地開発公社の問題を、前回のときに一般質問してますから、システム上は、私はわかりますけれども、そこら辺の答えが出てくるんでしょうけれども、どのようにしてこういうふうに変化をしたか。明らかに土地は幾ら、建物は幾らということで予算書を出してあります。

それで、当初のときにたまたま誤りがあったということであれば、またその後に補正予算で、またこれも7,070万でまた改めて出てきました。ところが、実際に取得を市がするときには7,200万ということになりました。ここら辺の背景を説明を明細をいただくとともに、どのようにしてこういうふうになったのかということを含めて、御回答いただきたい。ミスプリというわけじゃないですよ、これ。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の名称のことで、確かに御指摘の御趣旨はよくわかるわけであります。これまで防災情報センターという無電の受信をし送信をする、そういう

拠点でありますので、一見センターという用語が該当できる、とこのように思っておりましたが、本来、センターというのは、市民の方々が使用される場所、そういうのが建前だというふうにも存じますので、今回、庁舎管理上からも室という扱いで統一をしていきたい、こういうことに理由があるわけであります。御不信の点は、まことにごもっともでもありますし、我々もその点では不手際であった、とこう感じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　用地の取得につきましては、総務部用地課が、一応事務の委任を受けまして行うわけでございまして、そういう関係で、私から御説明を申し上げます。

予算計上の当初予算につきましては、節の公有財産購入費、この金額は土地、建物合わせまして11億799万5,000円でございます。これを当初予算に組み、さらに９月の議会に補正第２号としてお認めをいただいたということでございます。その中の説明欄でございますが、建物購入費7,070万、それから用地購入費10億3,729万5,000円と記載をしたわけでございます。この点につきましては、私も当初予算及びこの補正の段階で気がつけばよかったわけでございますが、後刻、いろいろこの建物を購入すると、その実行の準備に入って精査をいたしましたら、この内訳に若干狂いがあったということでございます。

この内容につきまして申し上げますと、土地開発公社の決算の中でも記されてはいるわけでございますけれども、この土地、建物につきましては、既にこの所有者が媒介を依頼をしていたということで、土地、建物の売買の媒介を依頼をしていたという物件でございます。したがって、この物件を日野市土地開発公社が取得する場合には、媒介料を払わなければいけない、とそういうことになるわけでございます。この媒介料につきましては、市の基準がもちろん公社の基準があるわけでございますけれども、東京都を初め公的な団体のこういった制度を十分検討いたしまして、その制度に乗りまして媒介手数料を支払ったというものでございます。この手数料につきましては、土地、建物の取得費の２％ということでございます。

それから、この手数料につきましては、消費税がかかるわけでございます。これは数字的に申し上げますと、媒介手数料が2,149万7,630円でございます。これに消費税３％が加わったものが媒介手数料ということになりまして、この手数料の金額が2,214万2,558円ということになるわけでございます。

この土地の取得金額に媒介手数料を足し、公社の一応譲渡基準でございます公社手数料１％を加えまして、日野市の方に譲渡をする、とそういうことになるわけでございます。これを全部合わせますと、先ほど申し上げましたけれども、端数なしで申し上げますと、11億799万4,298円となるわけでございます。予算でございますから、100円単位の数字は切り上げてあります。したがって、最後の数字が5,000円となるということでございます。

これ、あえてここできちんと訂正をして取得したというのは、財産管理上、この取得価格がいわゆる帳簿上、きちんと今後出てくるわけでございます。したがいまして、予算書の説明欄とは若干違いましたけれども、あえて正確な数字で取得をするということにしたわけでございます。いずれにいたしましても、この説明欄の記載の誤りにつきましては、私どもの注意不足でございまして、今後十分このようなことのないような検討なりチェック体制をとっていきたい。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　まず１点目の市長のお答えでありますけれども、市長は市民が利用される場所をセンターと言うというようなことでありますけれども、そこら辺は市民が利用すると、その市民というのはどの程度のことだかあれなんですけど、防災情報センターも市民が利用するわけですね。当然、消防団員だとかそういった者は市民ですから、そういった者が会議に来たり、情報の伝達、実はどの程度の明細かというのわからなかったんです。私も消防委員長ですから、本来ですと、消防委員会の方から図面もらうところですが、実は、電算の、要するに財務システムの関係で会議に出て、初めてこの図面もらいました。この平面図持ってますから、事務室が当然あったり安全対策本部というようなことで予定、通常はその本部を開かなければ、そこの場所が会議室に使ったりなんかするということありますし、地下も耐震の貯水槽になりますから、そういった意味で40トンのそういったものはできるし、主要は、やっぱり防災といいますかね、そういったこととあわせて情報を流すということで、私もちょっとそういう立場を、議員の方からの立場でいくと、どうも電算室の方に、要するにひさしを貸して母屋をとら

れたような感じで、実は会議に臨んだんですけれども。それはそれとして、そこの図面のときも防災情報センターなんですよね、実は。そん中に電算の関係がありますということですから。

実は、今市民が利用される場所で、あそこはないんだというような判断でセンターという名称をかえて室にした。そんなことありますかね。我々は議員にすべて議会事務局の方から配られた広辞苑じゃありません、これ現代国語例解辞典。これによれば、センターというのは中心、また中央、または専門的、総合的施設や機能が集中しているところなどの意をあらわす語がセンター。つまり、センターではおかしいということは全然ないんですよ。初めて仮称できたものをこういうふうにしましたというならともかく、最初から予算書の方でも、あるいは前からそういった形で説明がされているんですよね。

今、公社の問題もありましたけれども、公社で先ほどありましたここの場所は情報センターとしては、資産として明記してないわけです。駐車場等用地ということであります。

で、実は先ほど、両方ちょっと絡んじゃいますけども、財産管理上の仕分けをしたということですけど、逆に言えば、土地開発公社は財産管理上、建物と土地を明確化しないで一本化して取得をして載っちゃってたわけですよ。そのことは、前回の質疑のときは私しませんでしたけれども、そういうふうに予算の上じゃ間違いはあるわ、名前は変えてしまうわ、全くもってこの問題は不可解な問題で、これは古賀議員が一般質問でまた出ると思いますけれども、やっぱり消防委員長いただいている立場からすれば「何を言ってんだ。」この一言に尽きるんですよね。少なくとも、この名前は市長の裁量の範囲かもしれないけれども、そこのとこは、もとの最初からの意思を貫くわけにはいきませんか。

それから、質問が両方ダブっちゃってますから、切りかえが難しいんですけども、先ほど細かく財政部長の話、7,215万6,420円の7,070万は建物として、はっきりしてると思うんですよね。で、媒介手数料の３％――いや３％は消費税ですから、それから公社の事務手数料が１％、事務手数料といいますかね、通常乗せるその経費ということで１％、そこら辺の内訳を、これに限っての内訳を7,070万の以外はすべてということじゃなくて、やっぱり媒介手数料が幾らという形になると思うんですよね。土地と家屋分けるんですから。ちょっとそこら辺がはっきりすれば、数字であらわしてもらいたいと思います。

以上２点です。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　前段の名称のことにつきまして、大変扱い方が不手際であったということは、おわびしなきゃならないと思っております。独立をして条例設置をする施設ではございませんし、庁舎にごく近い位置でもありますので、庁舎管理の一環として、行政施設であるというふうに御理解をいただく。そのためには、やはり室という名前の方が適当だという判断に結論づけたものであります。この中には、災害発生の場合は、災害対策本部も設ける位置にもなります。行政施設の全体としては、極めて行政の一環の中で、今後、管理運営をしていきたい、こういう考え方でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　それでは、土地と建物に分けまして……（「いや、建物だけで」と呼ぶ者あり）建物だけでよろしゅうございますか。それでは、申し上げます。

まず取得価格でございますが、これは7,000万。それで、媒介料が手数料と、これはいわゆる消費税が加わります。これ合わせますと、144万2,000円でございます。これに、公社の手数料71万4,420円を加えるわけでございます。そうしますと、これを合計いたしますと、7,215万6,420円ということになるわけでございます。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　　市長の方ですが、私の方は、不手際であったという程度のことじゃ済まされないんですよね。市民にも大体我々の普段話しするときに、こういう情報センターができますということで、今までもうほとんど情報センターで通用してきているんですね。市長、ぜひ不手際を取りやめて、この案件を出したのが不手際だったと、こういうふうに変えてもらえませんかね。

つまり、それはその行政の管理の一つがそこにあるということです。ほかの施設は、だって、みんな行政の管理の一環でしょう。場所はたまたま離れているけど、市内のもの。あるいは日野山荘にしたって、行政の管理でしょう。普通財産と行政財産と分けて、そこら辺だってあるでしょうし。つまり、そういった意味の、今の市長のそれは単なるもう自分の意思を通すだけで、通常一般市民は見ればあれじゃないですか。建物、全然別なとこなんですから。防災情報センターというふうにして、ちっともおかしくないと思うんです。市長の単なる思いつきみたいな形で、単に今まで決めてきたことをぽこっと変えて、我々に説明したことを根底から覆すんじゃないですか。再考を、ひとつお願いをしたいと思うんです。でなきゃ、これについては、私はもう皆が賛成しようが、私

はあくまで反対をするという貫き方をしたいと思います。

それから建物ですけど、我々はもともとの数字が結局つかめませんでしたから、7,070万が予算できてたんで、それがすべて建物だと。で、媒介手数料なりそういったものを乗せていくんだという、今初めて7,000万というような建物で、70万というのは、通常、じゃあ１％乗せて単にいた。ところが、媒介手数料が乗ってなかった。極端なこと言えばですね、そういったことで、金額が変わってきた。こういうことだと思うんですね、今の説明聞きまして。初めて、その7,000万という価格を知ったんですけれども、どうも予算の上でまずいなという感じが、これはあると思うんです。今後、一般的に精査をしてという形を、先ほどの病院の事務長ではありませんけれども、今も精査ということが出ました。どうも本当に精査してるのかなという感じを、これだけいろんなとこから出てきますと、疑わざるを得ない。これは今後、全面的に努力をしていただくということで、私の方、これは一歩下がりますけれども、市長の方、ぜひ何とかならないでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　こちらからよろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　　こちらからぜひよろしくお願いしたい。そういう答えをぜひいただきたいと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　余計なことをつけ加えて、かえって失礼に当たってはいけないとは思いますけど、将来の防災行政を考えます場合に、いわゆる危機管理という時点におきまして、防災本部を設ける。そういう場所になるわけでありますし、庁舎全体をひっくるめて、また防災本部の組織活動もしなければなりません。一概に言ってはいけないと思いますけど、日野市の例といたしましては、センターというのは条例設置をして市民に提供する場所と、一般的にそういうふうに理解をしておりますことと、あわせまして、防災対策本部を設置する庁舎の分室であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　　話は十分わかるんですけれども、条例設置云々とかと、いろいろ問題あって、これは条例設置じゃないから、市長の裁量でいいんだということでありますけど、そういえば、今度クリーンセンターの問題なんかも、別に条例の上ではクリー

ンセンターと設置はしてないわけですよね。下へ降りてきてから、初めてクリーンセンターという位置づけをしている。つまり、条例設置なんかしてないんですよ、クリーンセンターだって。あるいは、幼児教育センターの場合には、位置づけをして、これはもういずれにしても発展的解消ですから、婦人センターあるいは緑化センター、生活保健センター、福祉センター、シルバー人材センターも市立の、要するに建物としては市立ですから、そういった形のセンター、ということで今幾つかありますけども、条例設置してないものだってあるんじゃないですか。ほかにもあるとは思うんですけど、ちょっと調べてませんから。

そこら辺、市長の持っていき方の中で、こういうやりとりの場ですから、私もあんまり頭のいい方じゃありませんから、こうだこうだという指摘はできないんですけれども、余りにも、かえって逆に新しい発想で、隣にあったって機能は、確かにその内部との連携いつもとってるわけですよ。ただ、対市民に向けては、建物として分室、分室とかとなればはっきり、ああ市役所の分室だな、とこうなるけれども、機能がもうほとんど情報に絡むもんでしょう。で、ああいう塔が立って、それこそ遠くの方から見えたり、いつも音が聞こえる。「どこなんだ。」「いや防災情報室。」防災情報室なんて言うよりは「防災情報センターから出てるんだ。」と、こういう方がすっきりするんじゃないですか。どうですかね。もう一度だけそういうことで伺います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かなり内部討議もいたしました。条例設置でないセンターという名称を使っているのにクリーンセンターがございます。クリーンセンターの場合は、これは市民の方々のなるべく親しみやすい場所というふうな位置づけで、ごみの搬入もありますし、いろいろ見学していただく。ごみ問題の勉強場にしていただくという意味があるわけでありますが、この情報センターは、市民に開放するということは、ほとんど予定をしない場所でございます。そういう意味で、センターの名称と室とは使い分けをした方がいいんではないかというふうに感じております。理屈を言うことで、何か正当づけようということではございませんけど、我々の内部討論の結論であるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　終わるつもりでいたんですけども、防災情報と、普段忘れてはならない、つまりどっかの心の片隅にそういったものをそれぞれ市民が持ってなければ、いざとなったときに、市長はすぐ逃げればいいんだと。まず身が安全だ、それはわかりますよ。だけど、そういったことを普段みんな市民に知らしめてもらって親しみやすい、それこそそういう施設がこういったとこにあるんだ、センターがあるんだと。そして、普段の防災に向けた心がけをしてもらう。見学してもらっていいんじゃないですか。こういった方向で、こういったことがやられているんだ。2階の情報室なんていうのは、もう外から、要するに一般の人が入れないように鍵かかっちゃっているわけですから。防災情報室の建物を見て、あるいは中へちょっと入って見てもらったっていいんじゃないですか。そこら辺の発想があって、市民を排除するんじゃなくて、大いに入ってきてください、市の建物です、そういう発想にした方がより親しんで、要するに防災の関係の意識高揚、こういうことだと思うんですよね。見解の違いですから、どうしようもありませんけれども、いずれしても、内部検討云々だということではなくて、今までもともと内部で検討されて、防災情報センターということで出てきたんですよ。あえてこの時期に市長のワンマンの中から、防災情報室と変えたんではないんですか。こういうことを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は一般質問で、この名称のことも通告しておりますので、そこで触れてもよかったんですが、今土方議員の方から、私と同趣旨の考えだと思いますが、それに基づく質問がありましたので、ちょっと確かめておきたいことを幾つかお聞きをしておきます。

市長は今、センターというのは、市民が訪れる。つまり、来訪して何らかの形で行政サービスの状況を見てもらう。そういう建物をセンターと名づけるという、今説明だったように思うんです。今、土方議員のお話のように、これからもう何か大きな戦争に日本が巻き込まれることは、まずないというふうに思います。もし我々の生命とか財産が、日常の生活が脅かされるとすれば、これは大規模な自然災害ということになると思うんですね。ということになりますと、こういった市民施設を市民の方に、やはり見ていただく。そして、市の方はこれだけの万全の体制をとって日々業務に励んでいるという姿を、市民に対して知らしめることも、非常に有効ではなかろうかというふうに私は思います。

東京都の今度新しくできました新都庁舎、立派な施設がいろいろ組み込まれておりますが、その中の、やはり目玉であります防災システムが集中しております、これも防災センターと呼んでるんですね。しかも、通路はすべてガラス張りになっておりまして、自由に都庁舎を訪れた人が、大型スクリーンに写し出される、その防災情報センターの

中の画像等、また会議の模様が見れるようになっているんですね。これは、マスコミ報道関係者等に披露する。取材を容易ならしめるということも多分あるだろうなというふうに思うんですが、しかし、日常でも都庁舎を訪れた人は、あの新型のハイテクの機器を駆使した防災情報センターの活動状況が、だれでも見れるようになっているんですよ。そういうことを考えますと、これから例えば防災についてのいろいろな知識を普及するために啓蒙活動を行っていく上で、さまざまな展示を行ったり、それから、非常の持ち出しのための用具を展示をしたり、用途は幾らでも考えられると思うんですね。むしろ、市民に見てもらった方が、こういった施設をつくる意味合いというのは、大きく私は上がるんではないかというふうに思います。何か市民が普段は来るべきところではないという市長の発想は、ちょっと私には理解、全くできないですね。この点、ひとつ反論めいたことがあれば、お聞きをしたいと思います。

それから、この用地の――用地といいますか、不動産の取得の目的でありますが、用地は、これは別としまして、今回のこの「アピア神明」といった民間のこのプレハブ住宅、これは防災情報室附属施設ということになっているんですね。一番最初のこの建物の取得の目的は、この建物そのものが防災情報センターだ、と市長は最初おっしゃった。しかし、これは耐震構造等に無理があるということは、もう何度も指摘をし、結局新しい建物を建てるようになったわけでありますが、附属施設というのはどういう意味かということになるわけです。防災情報室があの用地の中に、建物として用意をされて、それに附属をする施設ということになると、この建物は防災情報室なのかどうかということですね。この点の考え方はどうかということをお尋ねをいたします。

それから、この建物の中には、電算管理課、電算課が入るということになっておりますので、建物の鉄塔を含む２階建てのこの施設を防災情報室と市長は名づけたいと。その中に、この防災の担当課と電算課が入るということになるんだろうと思うんですね。ということになりますと、電算を担当する課がこの中に入っているというのは、この施設名称のどこに含まれるのかということですね。私たちは、防災情報ということは、一つの四字漢字熟語としてとらえているわけですが、この電算課が入るということの意味合いは、この施設の名称の中に入ってないというような感じもしてくるんですけど、この点はどうなのか。今、三つの点について、私質問したつもりなんですが、的確なお答えがあれば、答弁を願います。

また、先ほどの取得価格なんですが、今までの予算の提案の仕方に問題があったということは、総務部長お認めになったんですが、二度まで、当初予算で否決をされて、そ

して、この民間アパートに入っていた残りの入居者がすべて退去をなさった。そこで、また補正予算が出てきて、私ども予算を審査をして可決をした。じゃあ、そのときの示された金額は、一体何だったのかということになるわけですね。この建物を取得をするための費用は、手数料や消費税や、その他の売買に伴うさまざまな関係経費というのは、もちろん含まれて取得するということになるわけですから、それが後になって含まれていないということを理由に、我々が議会で審査をし可決をした予算の額が変更するということは、何のための予算審査をしたか。あのときの数字は、じゃあ何であったのかということになってくるわけです。経過をお聞きすれば、それなりの事情、理由があったということは、それなりにわかるわけですが、すべてトータルでこれだけの金額になる。内訳はこうだと。その額が予算額として出されてきたというふうに、私たちは理解していたわけですね。

こういった点、ちょっと今後先ほどのリサイクルの予算のところでもそうでしたが、もしリサイクルのつぶす機械が７万円がどうなのかということを、私お聞きしなければ、で、機械全体が200万円するということがわからなければ、あのまま行ったと思うんですね。こういう、やっぱり議会に対して数字をならべて資料として提出する以上は、それなりのちゃんとした積み上げがあった数字を間違いのないように出していただきたいと思うんです。

これは指摘をしておきますし、もしこのことに関して何か回答があれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　決して反論ではございません。理解をいただくための説明ということになるわけでありますが、今回の議案の対象になっております財産の取得、つまり、元集合住宅の建物があるわけでありまして、この建物は、防災情報室という考え方の中の災害時の職員の待機寮にするという考え方で、決着をつけたいと思っております。今、防災対策、東京都等でも必要最小限の職員の宿舎をつくって、そして、一定の居住命令をする、とこういう仕組みもございますが、日野市の場合、直ちにそこまで考えておるというわけではありませんが、いわゆる災害対策本部を設けます場合、その前後の待機寮としての施設が必要だろう、とこのような考え方を持っております。ただし、常時あけておくということも、あるいは無駄ということもありますので、管理をする主管課から多少借りるということで、何か物を置くとか、あるいは会議の場に使うとか、そういう程度の利用方法は考えてよろしいんではないか、とこのように思っております。

電算室につきましては、これはたまたま防災情報室の自家発電装置を、非常の場合に備えて持つものですから、この自家発電装置をまた電算という電気が切れたら機能を失いますので、その際の切りかえにも使える。こういう意図をもって、庁舎の狭隘のことも含めて電算室を置く、とこういう一つの利用形態であります。電算室も同様にそう市民に常時、まあ見学は結構でございますが、開放して使用していただくという場所ではございません。そういう意味に……（「いや、電算室を見せろと言ってんじゃない」と呼ぶ者あり）いや、ですから防災情報室も市民の使用に供するという性格のものではございません。見学をしていただくことは、極めて望ましいことでありますから、そういう意味での機能はあっていいわけでありますけど、使用していただくという性格はないわけでありまして、そういうことも多少系統的に考えて、そして、庁舎の一機能として、一分室として位置づけたい、こういう発想でございます。

今まで、そういうことをなぜ考えなかったかということになるわけでありますけど、いよいよ事業に取り組むに当たって、より将来に対して明確にしておきたい。こういう意味で、今回の御理解をお願いをする発言になったというふうに御理解をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　じゃあ、一般質問のところでも聞くわけですが、その前段としてわかりやすく、頭の中を多少整理するために、今質問をしているつもりです。

この防災情報室に含まれるんですか、この建物は。防災情報室の附属施設ということは、防災情報室に含まれるんですか。それと、電算課が入っているということは、この名称の中に、何かその名称をつけたゆえんとして、何か含まれているんですかね。含まれるというか、電算課もある建物だと、防災のための課も入っているし、市の電算業務を行う課も入っているという、その意味合いがどこかに、これ含まれているんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　電算室をこの名称の中に含まれておるかという御質問の部分については、内容的には存在するわけでありますが、電算室そのものを見学をしていただくということを許否することはありませんけど、何か市民施設として使用していただくという性格のものではありませんので、たまたま今回の建物をつくるに当たって、共用できる――共通に利用できる自家発電装置ということに、大きなウエートが伴っておるわけでありまして、そういう意味で、設計の中に一回加えてということになりましょう

か、そういう庁舎の全体の活用の仕方を考えておる内容だというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　じゃあ、この附属施設は防災情報室なんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災情報室には、先ほどから申し上げておりますとおり、災害発生時には防災対策本部、つまり市長が本部長になります、かなり警察や消防も参謀に入っていただく、消防団の指揮、監督をする。それから、全体のいわゆる防災対策本部と、こういう機能に使う部屋が用意されることになります。そういう意味で、待機寮ということで必要な職員も、そこに何日か居住できる、とこういう条件を持つことは、極めて必要でもあり有効であるという考え方でありまして、いろいろ経過があったわけでありますが、そういう考え方で管理の体系化を図っていく、とこういう見解でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ちょっとまだよく納得できないんですが、もっとわかりやすくするために、こういう聞き方をした方がいいかもわかりません。市民に対して、公共施設には必ず名板がつけられるわけですね。この施設名称はこういう名前ですよという、いわゆる看板がつくわけですね。日野市企業公社にも、ちゃんとかかっております。この建物の入口か門扉に当たる部分には、日野市防災情報室という看板が下げられるわけですか。ちょっと一応記録に残しておきます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問になるべく的確に答えたいと思っておるわけですが、そういう名称の施設の看板を掲げる、とこういう考えでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは、先ほどのまた質問に対してお答えがなかったものですから、もう一度お聞きをしておきますが、この防災情報、私どもはセンターというふうにずっと理解をして、予算書にもすべてそう出ておりましたから、先ほどの指摘のとおり、私もいまだに理解をしてるわけですが、今回の名称、市長がつけておられる防災情報室の防災ということと情報という言葉は、一つの言葉として理解していいんですか。四字漢字熟語の一つの言葉として理解していいんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　　行政の持つべき機能の中に、危機管理業務、つまり防災対策業務が、常時背景にあるわけでありまして、当初の情報の発端は、東京都の本庁舎が建てられるに当たって、日野市のこの庁舎の屋上に20メーターの鉄塔を立てて、それで日野市に情報を送る、とこういうことでございました。建物そのものが相当重量なものに耐えられるかどうかということもありますし、ちょうど日野市といたしましては、隣接の場所に庁舎の不足を補う。つまり庁舎内に収容できない、そういう機能を隣接地につくる。その機能が最もなくてはならない、いわゆる防災情報ということであります。つまり、東京都から無電が送られてくる。その無電を正確に受信をして、そして適切な、また市民向けの送信をする。この機能がこの施設の一番の中心機能であります。そしてまた、その受信そのものは活動の本部として、防災対策本部というかなり組織だった本部体制をつくります。その本部室をここに設けた。こういう意味で、二つの大きな機能を担当する、とこういうことになるわけでありまして、そのような御理解の中で、ひとつ機能のこともお認めいただきたい、とこんなふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　はっきりした私の質問に対する答弁としては、ちょっと私自身は、今わからないんですね。つまり、防災情報ということになりますと、これは防災センターでもいいんですね。東京都の場合、防災センターと呼んでますね。情報が入っているということは、もっと何か市長の一つのそこの理念みたいなものがあって、防災情報というものを一つの言葉としてとらえ、それを住民に対して適切に伝達をしていくということで、防災情報という言葉を、今使用しておられるというふうに理解すればいいわけですね。

この情報という言葉は、私は電算課もここに入るわけですので、そういう行政情報を一括管理をするということで、そういった意味も含めて情報という言葉もあえて使っておられるのかなという考え方に、途中から私はそういう理解をしてたんですね。最初は、電算課があそこに行くということは、全然わからないことですからね、その防災関係の仕事だけをする、しかも優れた無線システムを使って、住民に情報を提供する。で、混乱を防いでいくということですから、防災情報でもいいし、防災センターでもいいと思ってましたが、しかし、途中、電算課も入るということになって、その情報という意味合いは、電算課が入るということで、またあえてそこに意味づけもできるのかなあ、市長はそういうお考えかなあという気もしてたんですよね。

ところが、施設の名称をこの建物は、防災情報室という建物ですというふうに、市長

は看板を出すとおっしゃった。と、そこにはこれはあくまで防災に関する情報を提供し、また東京都から受けたりする。その建物であって、この施設名称の中には、電算課があるということは、一切含まれてないわけですよね、市長のお考えだと。ということになってくるわけです。つまり、建物の１階部分は、いわゆる防災情報センター、２階部分に電算課が入るとなると、鉄塔は上に40メーターぐらいあるわけですけど、しかし、建物自体は半分は電算課が使うわけですね。だとすると、そのことも何か含んだ名称にしないと、この建物の名前は防災情報室ですよという命名には、ちょっと不足があるんじゃないかというふうに思うんですけど、どうですか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いつ発生するかわからないその災害時に対する対応というものは、満ちておれば満ちておるほどいいという性質を持つわけでありますが、防災情報というのは、要するに通信であります。無電の受信をする。そしてまた、市内に送信をする。その意味で、無電情報のセンターである。こういうことでありまして、電算室は同居することになるわけでありますが、（「居候みたいなものだ」と呼ぶ者あり）はい、それはやむを得ないと思います。つまり、自家発電装置を使うという意味で、ここに置くことが適当である、とこういう判断でありますし、また庁舎の活用の仕方である、とこのように御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第100号、不動産の取得の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第101号、学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第101号、学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平山中学校生徒の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　御説明を申し上げます。よろしくお願いします。議案第101号でございますが、学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額についての案件の御説明でございます。

まず、事故の名称でございます。事故名でございますが、学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負傷事故。お願いします和解の相手方でございますが、東京都日野市西平山一丁目17番地の６、被害者の親権者、菊地富代様。損害賠償の額でございますが、1,000万円。事故の内容でございますが、平成２年の７月16日、日野市立平山中学校１学年生徒が体育の水泳授業で、飛び込み練習中、プールのそこに頭部を強く打ちつけ第５頸椎圧迫骨折となった事故で、被害者の親権者である菊地富代様より損害賠償を請求されたものでございます。

当日、７月の16日に府中の恵仁会病院に即入院をいたしまして、そこで安静治療等を受けた後、この病院の先生方の御意見を保護者、親権者等と相談いたしまして、より精密な治療ができる病院にということで、武蔵野赤十字病院に８月の４日に転院をいたしまして、８月の15日に手術を受け、その後12月の25日に退院したというものでございます。この間、勉強等につきましては、日赤病院の中にあります特別学級等に対応していただきまして、武蔵野市と協議をし、そちらからの学校の先生の派遣等、進めてきました。そして、今年度に入りましてから、平山中学の２年生に復帰いたしまして、その後、この夏には水泳にも参加されるようになりました。

平成３年の７月末に、親権者より代理人である弁護士を通じまして上申書が提出されまして、損害慰謝料として1,500万円の請求がございました。その後、３回にわたる話し合いの結果、こちらに提示してございます示談書（案）のとおりの条件、1,000万円で和解することとなりました。

御審議の上、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第101号、学校管理下における日野市立平山中学校生徒の負傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第102号、日野市一般職の職員の平成３年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第102号、日野市一般職の職員の平成３年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条第２項の規定にかかわらず、平成３年度12月期における期末手当の支給率を100分の210とする特例を定めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第102号、日野市一般職の職員の平成３年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

恐縮ですが、２ページをお開きいただきたいと存じます。

第１条につきましては、この条例の趣旨についての規定でございます。先ほど提案理由にございましたが、給与条例の第16条第１項の規定に基づいて、平成３年12月期の期末手当の支給率について、給与条例の特例を定めるものでございます。

第２条につきましては、給与の支給率の特例に関する規定でございます。その支給率は、給与条例第16条第２項の規定であります100分の200にかかわらず、100分の210とするものでございます。

なお、付則につきましては、平成４年３月31日限りで効力を失うというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　先ほど全協が開かれまして、全員協議会の場で少しやりとりをいたしましたが、この加算措置についてもう一度担当より、市長でももちろん結構ですが、考え方をひとつお聞きをしておきます。

まず、この加算は役職加算であるべきだというふうに、私どもは考えておりますが、その考え方はこのボーナスの支給の回数を経るごとに薄められてきているわけです。市は役職加算という考え方をとるのかとらないのか、この点をまず質問の一つとしてお尋ねをいたします。

それから、先ほど全協の場で私がお聞きをして、その中から多少見えてきたことでありますが、つまり、役につかない一般の主事と呼ばれる職員の人たち、非役つきというようなことでも呼ばれておりますが、この職員に対しても７％、それから５％ももちろんあるわけですが、10％、三つのランクの加算が行われているということであります。そして、まず係長相当職に対しては７％と10％ということでありますので、ここでまず一つの矛盾を見る思いがするわけであります。つまり、後で出されましたこの配られております資料を見ますと、係長の職にある人の合計は168名ということになるのではないかと思います。そのうちの７％の加算の適用を受けている人が106名、全体の約３分の２になると思います。この人たちよりも、役につかない。つまり10％の課長補佐相当職の加算を受けている人が、この表を見ますと193名ということになります。つまり、係長という職務を責任のある一定の仕事を果たしている人よりも、多くの役につかない人に10％、106名に対しては７％、役につかない一般の非役つきの職員の人には193人に対して、はるかに多い数の職員に対して10％の加算が行われる。

これは、やはりどう考えても不自然ではないかということを私は感じます。しかも、課長補佐相当職のこの10％の適用を受けるということになりますと、課長補佐は管理職です。管理職と同じ加算を役につかない職員に対して同じ加算を行う。しかも、役職であるところの係長を上回って多くの人たちが加算を受けている。これは、本末転倒だというふうに、私は思うんです。胴体がしっぽを振るのはわかるんですけど、しっぽが胴体を振るような感じがするわけです。

このことに対して、市長――助役でも結構ですが、私はいわゆる一般の市民感覚、民間の感覚からすると、これはおかしいのではないかというふうに感ずるわけです。これに対しては、どういうお考えをお持ちなのか、この点をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問について、お答えをいたしたいと思います。

これは、いろんな言い方をしますが、職務段階別加算措置という形で申し上げておりますけども、基本的には、それぞれの職務段階に応じて、一時金の支給時に傾斜して加算措置をとるというのが、この基本的な制度でございます。したがいまして、基本的には、それぞれ役に応じて傾斜して配分をしていくというのが、基本的な性格でございます。ただ、その場合にそれぞれこれは国の場合でも都の場合でもそうでございますが、それぞれの役及びその役相当職ということで、それぞれ適用範囲を広げているのが現実でございまして、この点について、今御質問の中で一つのお考えをお示しになったというふうに思いますけども、この点についての考え方のあるいは相違があるかと思いますが、いずれにしましても、国及び地方公務員等の今の給与の制度のもとで言いますと、相当の知識及び経験を必要とする相当職というような言い方をする場合には、基準は何かということになりますと、例えば資格を要する職については、それぞれ資格が必要でございますけれども、そうでない場合には、やはり基本的には、経験年数といいますか、その職についての経験年数、別の言葉で言えば年齢ということになるかもしれませんが、それが一つの重要な指標になってまいります。

そういうようなことで、その相当する職というその職の解釈につきまして、いろんな解釈が成り立つわけでございますけども、私どもとしては、例えば採用後25年、30年を経過して、その間、職務に精励をした職員については、やはりそれなりの措置をとることは、必要なんではないかというふうな考え方を持っておりますので、基本は、あくまでその職でございますけども、それに相当する職ということで範囲を拡大し、そこにそれぞれの傾斜加算をするという形で、私どもとしては、現在考えているわけでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長から答えがありそうな気配もありませんので、質問をしますが、私が今具体的に指摘をしましたこの全員に配られておりますこの資料を見ましても、役につかない一般の職員の人に10％の人がいて、しかもその人の数は193名というふうに出てます。しかし、役の一つである係長相当職でこの加算を受けている人の３分の２が７％。これは、やはりちょっと不自然ではないかということを私、具体的にこの数字を挙げてお聞きしているわけですね。このことは、今助役がおっしゃる基本的には役に応じて傾斜をして配分しているという考えとそぐわないと思うんですよ。基本的な考え方は、もちろんそれでいいんですが、実際やっていることは、ちょっと違うんじゃないか。私どもの理解をちょっと超えた、ちょっとというか、非常に理解しがたい内容になっているというふうに私は思うんです。

そのことについて、具体的に、いやこれはどうしてもこうやって仕方ないんだというふうにおっしゃるのか。つまり、日野の場合には、通し号俸をとっていますので、年齢、つまり勤務年数に応じて給与の評価をしていくということに、どうしてもならざるを得ない現状はあると思うんですが、仕事の内容もいろいろ千差万別です。しかし、相当な、やっぱり勤務経験を積んで、初めてできる仕事というふうに言えば、どの仕事でも言えるわけですね。しかし、それはいろんな主観的な評価が異なってくるから、やはり役に応じて、責任や職務に応じた形で給料を払うべきだというのが、私どもの主張です。つまり、これは通し号俸とは全く相入れない考え方なわけです。もちろん生活給はきちんと最低保障していくというのは当たり前です。しかし、せめて、こういう加算措置を講じるならば、こういう矛盾は、私は解消した方がいいんじゃないか。通し号俸はやめたいという市長の表明もあるわけですから、国がどうとかそういうことじゃなくて、日野市として、やはりもっとはっきりすっきりした形に、部長職は20％、課長職15％、課長補佐10％、係長７％、そして一般の職員の役につかない人については５％とすれば、非常にはっきりするし、いわゆる職務給の考え方がボーナスにも確立されるということになると思うんですよ。

だってどう考えてもおかしいでしょう。課長補佐は管理職ですよね。管理職の人たちに10％の加算があるというのは、これは制度としてわかります。しかし、そこに係長のほとんど３分の２の人が７％であるにもかかわらず、これを飛び越えて、その数を上回る193人の人が、役に全くつかない人が、この管理職相当の10％の適用を受けるということは、よほどのきちんとした説明がないと、私を初め一般の人もわからないと思うんですよ。市長はわかりますか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　今、御質問の中でも出ておりましたけれども、私どもとしても、今国が進めております職務に応じた給与体系をつくるべく、私どもとしても努力をしているところでございますが、現在の少なくとも日野市の給与体系のもとで、国が昨年度の人事院勧告の中で、この制度を勧告をして、それが現実に適用される。で、国での適用の仕方、それから都での適用の仕方、標準的にはこれに従って私どもとしても基本的には考えていくということで、現在まで来ているわけですが、それぞれの違いもございますので、例えば国なんかの場合ですと、一つの職務について複数の等級が与えられているというようなこともございます。それがかなり絡んで、例えば係長でも課長補佐より上の級に格づけされるとかいうようなことも、現実問題としてございます。

これが、なぜそういうことがあるかというと、一つは、やはり現在、国及び地方自治体での給与制度というのは、もちろん職務給ということでの、一つの体系は持っておりますけども、基本的には、年功賃金ということが、やはり基本の流れとしてございますので、若い役つきよりは年をとった非役つきの方が給与が高いというのが、実際の給与体系の中でございますので、そういった中で、それぞれの役及びその役相当職ということで、それぞれの相当職について傾斜して加算をするという制度を採用しているわけでございますけども、現在の日野市の俸給体系の中では、そういうような形にならざるを得ない。

そういう点で、確かに矛盾と言われれば、完全な整合性を持ってすべてが機能しているということでは、確かにないわけで、そういった点での問題点が、考え方によっては当然出てくるとは思いますが、その辺について、我々としてもまだ新しく動き出したばかりで、国及び東京都でも部分的な手直し、その他も当然ありますし、それから、日野市の行政組織として、例えば役づきの職務の規定の仕方、そういったところも、まだ未整備なとこもございますので、そういったところについては、国及び東京都等のそういう職務名等を、私どもとしても今後検討して、そういったものも採用する中で、そういうこの加算制度の持っている、例えばいろいろ細かい矛盾等については、いろいろ御指摘をいただいているような矛盾等については、そういった中で順次、解決できるものであれば解決をしていきたいというふうには考えています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私の考え方に対して、矛盾と言われればそれを半ば認めるということでもありますが、職務給的な考え方がここで復旧をしてきたというふうにおっしゃ

る。であれば、余計にこういう役職加算を導入するに当たって、職務給の、いわゆる給与システムの中身を、この中にこそ含めて実施をすべきだと思うんですね。当初の役職に対する加算だという言葉は、もう使わなくなってきてるわけですよ。

結果的には、期末手当のこのボーナスの支給額を見ましても、課長職の最低の方が133万、役につかない一般の職員の人でも148万の人がいらっしゃる。課長補佐よりも係長よりもボーナスの多い一般職員の人が、現に市役所にいるわけですね。これは、その人が特別な技能だとか抜群の何か功労があったということで、このボーナスに評価されるというんだったら、私はよくわかりますし、うんと弾んで出してもいいと思うんですよ。しかし、こういった逆転や、この加算の課長補佐相当職に200名近くの一般の役につかない人に10%の加算をして、係長の大半が10%以下だというのは、このボーナスの逆転とともに矛盾だというふうに、市長は思いませんか。私は矛盾だと思います。市長、答えてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国から給与改定の考え方が進められて、傾斜配分という管理職を中心とした制度が適用してよろしいといいましょうか、適用せよという形になってまいったわけでありまして、一方には、これは全協の場では申し上げたわけでありますが、交渉の中で一応の決着を見たという経過がございますので、全く理論的に完全無欠だというふうには言えないかもしれないということは、御理解をお願いしたいと思います。これからなるべく努力をする一つの課題であるというふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長も内容は、私が指摘している内容は、おわかりになりますよね、言っている意味は。じゃあ是正の意思はあるということで受けとめていいですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後の課題にしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この支給額の最高最低を見ましても、それから、この役職加算という考え方が全く、今骨抜きにされてしまっている。こういうことは、言葉に出してはなかなか職員は言えないと思うんですね。「おれは、いやだ。」とは言えないですよ。「おかしいと思う。」とは。そういう何か積もり積もったものが、市役所の中に満ちるということは、非常に怖いことだと思うんですね。

是正の意思があるというならば、もとの役職加算という考え方に戻って、こういう支給額の逆転が少なくともなくなるような、だれだって普通、部長、課長と来れば、まさか課長の中に課長を上回る役につかない一般職員の人がいるというのは、ふつうは考えないですね、どんな組織でも。しかし、日野市役所はそのことがもうここずっと私が議会に来てこういうボーナスの時期に資料をいただくと、必ずあるわけです。一向に解消されない。こういう目に見えない職員の士気を阻喪するような給与システムというものは、ぜひ改めていただきたいと思うんです。

市長は、矛盾ということも認めておられるし、また是正をすべきだという私の問いに対しても、努力をする旨のお話はなさっているんですが、いやだとは言えないもうこれだけのあからさまな現実があるわけですから、そういう答弁はもう当然だと思うんです。あとはやる気があるかどうか。そのことに尽きると思うんです。また、年に２回のボーナスの支給がありますし、今後、役職加算についてだけでも通し号俸という給料表が変えられないなら、まずこのボーナスの時期の加算だけでも、きちんとした職務給に基づく、いわゆる役職に応じた加算が、すっきりした形で支給されるように、ぜひ取り組んでいただきたい。このことをお願いしておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今もう意見も少し申し上げたところなんですが、今回のボーナスのこの支給の実態見まして、私は市長の仕事に対する熱意とか責任感、使命感に、やはり指導者として欠如があるということを指摘せざるを得ないわけです。今のやりとりでも、そのことはおわかりいただけるのではないかというふうに思います。つまり、市長の市民に対する態度と職員組合の活動に対する、労組に対する態度が著しく違っているというふうに感ずるわけであります。職員組合も、ただ給与のために働くという労働者としての意識を優先させるだけではなくて、また決められたノルマをただこなせばいいというような考え方ではなくて、やはり仕事を通して、まちづくりにも寄与する、ま

た、まちの発展、行政の展開を左右する大事な仕事をしているということを、ぜひ自覚をしてもらいたいと思うわけです。つまり、仕事に誇りを持つということが大切だと思います。そういったことを考えますと、この給与制度をぜひボーナスを含む制度の是正を今後取り組んでいただくことをお願いをしておきます。

また、全協でも触れられておりましたが、ストライキ、この自治労の違法ストライキについても指摘をしておかなければなりません。いまだに多くの民間企業や事業所は、まだ週休２日も実施してないところは多いわけですね。今度平成３年の10月だと思いますが、発表された東京都の給与に関する報告と勧告、人事委員会の資料を見ますと、民間における週休２日制の実施状況については、小規模事業所については、まだ半分行っていないところがあります。実施しているのが46.4％という数字が出ております。こういった民間企業の実態等もぜひ理解をしてもらいたいというふうに思うわけであります。給与も大体ほどほどに高くて、また仕事の内容も、いわゆる世間で言うところの３Ｋというような仕事をほとんど全員の人がやっているというような状況ではない。夏は冷房が入っている。そういう職場でほとんどの方が働いてらっしゃる。民間の、やっぱり実態というものも十分に理解をする必要があると思います。

にもかかわらず、組合の闘争という、いわゆるストライキという違法行為が、職場を放棄したり、庁舎にビラを張ったり、また赤旗が立てられたり、今も立っております。庁舎内に座り込む。こういう民間の感覚からすると、まさに殿様ストのようなことを繰り返し行っているのが、現在の実態であります。断じて、自治労の違法ストを許さない、というそういう姿勢を理事者には持っていただきたい。このように思うわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういう違法ストに対しては、厳罰をもって臨む、そういう姿勢を強く求めておきます。それを行わないことは、理事者としての怠慢であります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）例え、29分以内というストライキであっても、違法ストにはかわりがないわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）参加者はもちろんのこと、理事者も含めて同罪と言わなければなりません。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）今回のボーナスの支給を通して、多くの問題が明らかになっていると思いますので、是正に向けての一層の取り組みを、またその自覚を促して、意見といたします。（「いい意見だ」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第102号、日野市一般職の職員の平成３年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時12分　休憩

午後６時30分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第103号、日野市防災情報室建築工事請負契約の締結、議案第104号、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結、議案第105号、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　実は、説明をいただく前で申しわけないんですけども、きょう初めて担当の参事ということで、それぞれ出席がその場によって、先ほども監査委員会の事務局長も見えました。実は、私たちが承知をしてる中では、こちらの防災情報センターの特命で参事がいらっしゃるというふうに、私は承知をしています。特段に、市長の方でこれからどういう質問が出るかわかりませんけれども、そこら辺の対応については、今現在の出席者で対応ができるかどうか、我々わかりません。そういう中で、きょうから始まった制度であって、担当参事がいてその方が出席をしていない。こういったことが、今見受けられるんですけれども、そこら辺について議長の方も承知をされているかどうか。場合によっては対応が必要かなというふうに、今あくまで予測ですから、何とも言えませんけれども、そこら辺についての見解があれば、先に求めておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　議長としては、この議事日程が決まっておりまして、理事者側

としては，どの議案が来るか十分承知しております。その上での答弁体制をとっているというふうに思っておりますので、それ以上のことについてはもう理事者側の対応でございますので、議長としてはそういう見解でおりますので、議事を進めたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第103号、日野市防災情報室建築工事請負契約の締結。

本議案は、日野市防災情報室建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、４億2,127万円で北野建設株式会社が落札いたしました。

議案第104号、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、１億3,905万円で濱坂電機株式会社が落札いたしました。

議案第105号、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、１億4,008万円で富士電機総設株式会社が落札いたしました。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第103号、日野市防災情報室建築工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

契約金額でございますが、４億2,127万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年12月15日まででございます。契約の相手方でございますが、長野県長野市大字南長野県町524番地、北野建設株式会社、代表取締役、北野次登でございます。

次のページでございますが、入札の関係でございますが、現場説明を11月20日に行いまして、12月３日に入札を執行いたしました。その結果、ここに記載してございます北

野建設が落札をしたわけでございます。

工事の概要でございますが、まず工事の場所でございます。日野市神明一丁目11番地の16でございます。工事内容でございますが、鉄筋コンクリート造、地下１階、地上２階でございます。各フロアーの施設につきましては、記載のとおりでございます。次は面積でございますが、まず敷地面積でございます。1,388.94平方メートルでございます。建物の建築面積でございますが、450.11平方メートルでございます。床面積が984.72平方メートルでございます。各フロアーの面積につきましては、記載のとおりでございます。

あと図面が添付されておりますが、内容につきましては省略をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次が議案第104号、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結でございます。

契約金額につきましては、１億3,905万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年12月15日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市旭が丘三丁目２番地の５、濱坂電機株式会社、代表取締役、門下萬壽雄でございます。

入札の結果でございますが、現場説明を11月20日に行い、入札を12月３日に行いました。入札の結果は、９番目の濱坂電機が１回目で落札をしたということでございます。

次は工事の概要でございますが、まず工事場所でございます。日野市神明一丁目11番地の16でございます。工事内容でございますが、詳細は記載のとおりでございますが、受変電設備、幹線、動力設備、以下、記載のとおりでございます。

次は議案第105号、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結でございます。

契約金額は１億4,008万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成４年12月15日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都中央区日本橋三丁目12番２号、富士電機総設株式会社、代表取締役、今野昇でございます。

入札の経過でございますが、現場説明を11月20日に行い、入札の執行は12月３日でございます。入札の結果、10番目の富士電機総設が記載のとおり第１回目で落札をいたしました。

工事概要でございますが、まず工事場所は神明一丁目11番地の16でございます。工事

の内容は給排水衛生設備、空気調和設備でございまして、内容につきましては、記載のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○4番（小川友一君）　1点だけ確認と質問をさせていただきたいと思います。

もう通告をさせていただいております公共事業の件で、いろいろ資料等を集めていた経過の中で、今回議案として日野市防災情報室建築工事請負契約書が上程されたわけでありますけども、たまたま私は市長の基本政策の中にある、要するに地元業者の育成という観点から立って、今回、一般質問を組み立てておりました。市長の10大基本政策の中に、第7項に商工業の活力と魅力を生み出す施策を展開します。その欄に、市の公共事業の発注、物品購入は地元を優先し、中小規模業者の育成を強化しますというふうな施策がうたわれているわけでありますけども、当然、そういうふうな観点に立って、この上程の議案を見ておりましたところ、俗に大手業者、指名10社の中で地元の業者が1社も入っておりません。

きのう沢田議員からの質問の中で、なぜ地元の業者が入っていないのかの質問に対して、総務部長のお答え3点いただきました。工事量が消化できない、仕様書どおりにできない、工期が問題、この3点が、総務部長からのお答えであったと思います。この3点で間違いないのか確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　私からお答えをいたします。

先般、私が申し上げましたのは、市が工事等を出す基本姿勢として、そういうところにまずポイントを置くということを申し上げまして、市内の業者がそういう能力がないとかあるいは工期を守らないとか、そういうことを申し上げたわけではございません。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　それは一般的な判断の中で、そういうふうなお答えが出たという判断で結構なんですけども、私たちがなぜ地元の業者が入っていないのかという質問に対して答えられた答弁である以上、そういうふうな中で判断がされたというふうな形で理解をしたい、とこのように思っているんですけども、再度返答がありましたらお願いします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　私がお答えをいたしますのは、このように申し上げたと思

うんですが、いわゆる貴重な財源、これはどんな形であろうと財源は、もとはいわゆる市民の負担である。そういうことで、若干言葉が足りなかったかもしれませんけれども、まず工事を出す場合には、できるだけ安い値段でできる。それが第1点。それから第2点目は、仕様書どおりに最低限度できる。場合によりますと、実際にはそれ以上の成果品をいただく。それからあと3点目は、いわゆる会計年度の問題あるいは物によりましては、補助金、起債、そういった財源を充てるわけでございますから、工期を守ってもらう。そういうことが大事だと。そういう上で工事を発注をする。これは基本的な問題でございまして、そのほかに、地元企業の優先でありますとかいろいろそういうものは、また別の問題だというふうに私は考え申し上げたということでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　今、総務部長のお答えは、もうお答え要りませんけども、一般質問の中で取り上げたいと思いますけど、要するに安い値段でできる。工期が問題だ。こんなものは、建設省の方の建築を発注する際の中にうたわれていて、要するに適正な価格で適正な工期をもって発注しろという項目があるわけでしょう。そんなことは、いまさら言えたことじゃないと思うんですね。この件を、再度今いただいたお答えを踏まえて、一般質問の中で取り上げさせていただきたいと思っております。

お答えは要りません。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それでは、質問をさせていただきます。

先ほどの議案第100号の中でも土方議員と古賀議員が触れておりまして、また、今回の当初予算の中にも予算計上された中でも、この用地取得におきまして、なかなか理解しにくいなというんですかね、特に当初、土地、建物を取得するときに、その建物については、そこに防災のセンターを建物の中に設けるんだという中で、その土地及び建物を購入するというような位置づけの中で購入をされた経緯が記憶にあるんですけど、その後いろんな指摘の中でその建物が構造上、耐震性の件で非常に懸念があるという中で、防災の建物を新しく建物、建ってきた。

そういう経緯がありまして、非常に計画性というか、日野市としてどういう基準を持ちながら土地を取得していく。将来計画の中で位置づけしていくかというは、非常にこういう例を見ても不明瞭であり、非常に先ほど部長が、市民の財源からという趣旨のお話がありましたけど、本当に市民の血税ですから、それについては、やっぱり長期的な展望に立ちながら有効に活用していくのが当然ですけど、どうもそういう姿が見えませ

ん。また、それについては、古賀さんが一般質問等で触れるでしょうから、この点については今質問いたしませんけど、１点、確認方々、方向性についてお教えいただきたいのは、今回、この建物ができまして、電算が入ります。また、防災関係の部署が入ってまいりまして、で、庁内につきましては、その分だけスペースがあいてきます。そうしますと、そのあいたスペースの活用の仕方と同時に、今後、この建物をつくるときには、たしか人口18万程度の予測の中で設計されたのかなと記憶はしているような感じするんですけど、そうしますと、将来的に分庁舎ということが発生するのか。もし、発生するとしたらば、どういう時点、いつごろの時点で分庁舎というのが発生するのか、それについてお考えがあれば教えていただきたい。

また、この建物を具体的に計画する時点におきまして、そういう予測も十分踏まえてお考になったのか。と同時に、この建物については増築が可能なのか。そういうことも考えたのか。その辺、ちょっと基本的なことですから、お聞きいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の答えるべき部分について、今の質問に説明をさせていただきたいと思います。

機能上、本庁舎が手狭になっているという事情が一つございます。かつて、この庁舎を建てた当時は、現在の２階部分が４階まで増築をできるという条件下にありました。その後、建築関係の法規の改正あるいは日影条例等が制定されまして、この本庁舎自身がもうその増築の余地がない。こういう事情になっております。いろいろこの周辺の用地をなるべく確保して、将来の行政需要の拡大あるいは行政執行の機能化のために、分庁舎というべき、そういう建物も見通しておかなければならない。こういう今日の事情にあるわけでありまして、そのことを周辺の土地の所有者の方にも、処分をされる機会が生じました場合は、役所の方にぜひ情報をお伝えいただきたいということをお願いをしてまいっております。

結果、若干の情報もいただき得ておるわけでございますので、将来展望に誤りのない手立てをとりながらやっていきたい、とこう思っております。

たまたま今回の本庁舎の分室というべき防災情報室を思い立ちまして、緊急時の対応をしなければならない。この庁舎では、これまでに災害対策本部あるいは本部に準ずるべき対応をしたことがございますが、２階の2011室をその用に当てておりますけど、部屋も狭いわけでありますし、機器を設置するにも庁舎内では、もう不十分であります。したがいまして、今回の機会をもって設置すべき機器あるいは今まで持っておる機器の

配置の場を得たというふうにも考えておるわけでありまして、将来展望は、絶えず広い範囲で配慮をしながら取り組んでいくべきものだというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　よく相も変わらずわかんないんですね、市長の答弁はですね。（「わかるわよ」と呼ぶ者あり）少なくとも市長自身は、この庁舎の増築状況の法令が変わってきた。で、将来的には増築が難しくなってきたんだ。それで、将来的には、分庁舎的な部分の必要性があるという、そういう将来見込みがあるんであれば、今回の提案されている建物を建てるにつきましては、当然ここに集約するということは、当然将来計画の中で具体的に踏まえた上で、第１期工事、第２期工事というふうな形が自然であります。そうすると、建物を見ますと配置の問題、建物等の内部的な動線の問題から見て、何らこれは増築ということは全く考えられない建物ですね。当然、分庁舎になれば、分庁舎が将来的に点在していけばいかに使いにくいかということは、市民サービスの上からも非常に不適切になってまいります。こういう庁舎のすぐ接近した好条件の場所が、当然入手されている以上は、最大限の将来計画を考えただけの位置づけとともに建物の設計というのは当たり前だと思うんですね。何らそういうことは考えてないわけですよ。すべて場当たり式なんです、場当たり式。すると、ますます不便さが増してくるわけですよ。その辺について、市長のもう一度答弁お願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　場当たり式と指摘されることには、大変つらいわけでありますが、十分、将来に対して配慮をしながらできることを適切、着実にやっていくということが、当面のいただいておる任務であるというふうに自覚をいたしております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　よくわかりませんけど、第３回定例会の一般質問で「南平地域に図書館、児童館等の設置を」という題名で、一般質問をさせていただきました。これは、南平小学校、南平四丁目なんですけど、この東側に市有地が約500坪ありまして、その複合施設に活用ということが、最終的な質問になりました。そのときに、市長は庁内では、将来、庁舎の一部を分ける。そして、分庁舎用地として考えていきたい。現業の事務所、公園事務所、そして環境緑化協会事務所等を設けたらどうか、そういう発想で考えているという答弁があったわけですよ。もし、そういう将来構想があるならば、この議案第103号に出ております神明一丁目の11番地の16、この場所に、当然そういう将来計画の構想を持つなら、当然増築予定というふうな、当然あって当たり前であろう

し、南平四丁目のあの庁舎から随分離れました場所にわざわざそういう分庁舎を設けること自身がどうも理解ができないし。ですから、場当たり主義だという発言をさせていただいたわけです。もう少しこういう大きな一つの仕事をする場合、将来的な部分も当然組みながら考えていただきたいわけですよ。

非常に市長の今の種々な計画にしても、いろんな面で今議会におきましても、市長が提案した件につきまして、随分いろんな問題点が発覚いたしました。ますますそれが多くなってきている。非常に行き詰まりの状況になってきたわけですよ。その辺をもう少し市長自身もしっかり認識をして、やはり自分自身でその辺を反省していただきながら、今後、行政運営に努めていただきたいと思います。

また、この件については、別な機会にまたいろんな角度からやらせていただきますので、本日はこれで終わります。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　103号の方なんですが、先ほど小川議員の方からも質問されておりますので、若干重複する部分は避けますけれども、ここで10社の社名が出ておりますけれども、これを大中小といいましょうか、そういう規模で分けるとすると、この10社はどんな感じで区分けされるのかということを、念のためにお伺いをしたいなと。

それから、見かけるところ、地元業者というのはこの中に入っていないようなんですが、この規模の建物をつくるということに対しては、現在日野市の、いわゆる地元業者の能力で見たときに、対応可能なのか無理という判断なのか。そのこともあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

簡単に言いますと、指名をする基準でございますけれども、格づけでございますとか、それから近年の公共事業の実施状況、あるいは市の事業の過去の施工、市の工事をどの程度やって、その結果がどうかとか、あるいは市内業者であるか準市内であるか、いわゆる完全な市外であるか。それから、現在受注をしております、いわゆる日野市からの工事を請け負って工事をしている、いわゆる現在抱えている受注量、これが量と工期をあわせてどの程度か。それから、あと一つは、いろんな事件といいますか事故といいますか、そういうようなものも実際に業者にあるわけでございまして、場合によりますれば、国の工事でありますれば国の処分があったり、都についてもそんなようなこともあるわけでございます。そういう情報を収集をいたしまして、あらゆる角度から業者を選

定するというものでございます。

それで、その業者を選ぶ場合、格づけと言いましたけれども、これは国も都も同じでございますけれども、例えば建築工事でありますと、建築のいわゆる設計金額、これに見合う格づけの業者を当てるというのが、まず原則でございます。今回の建築工事につきましては、格づけで言いますと、Ａクラスの業者を選定をしたということでございます。

それから、市内業者の中でこの工事が施工可能か否かということでございますが、これは可能な業者もあろうかと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたようないろんなその持っている業者の工事の内容でありますとか、いろいろそういうものを勘案した中で選定をしたということでございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　いろんな角度からいろんなことを検討されて、こういうふうなことの形になってきてるわけですから、そのことについては特に問題はないわけですけれども、ただ残念だなと思うのは、そういう能力を持った業者も地元の中にはあるんだということであれば、せめて指名業者の中には１社ぐらいでも入ってほしかったという感じはしないでもないんですが、それで、そのことよりもきのうも行政報告の中で、地元業者育成ということから、いろいろ今後検討すべきではないかということを申し上げたんですが、先ほど小川議員の質問に対して、発注に当たっての基本的なことが三つほど挙げられました。その中で、当然市民からの大事な税金を使っていろんなものをつくるわけですから、より安く、そして技術的によりすぐれたものをというのは、これはもうだれしも望むところでありますので、それは問題ないんですが、ただ、もう一方そこで考えなければいけないのは、その大事な税金の中には、地元業者であれば、それなりの法人税だけに限らず、いろんな形で貢献をしているということも、やっぱりその考慮の中に入れていく必要があるだろう。その上で客観的に見て、どうしても問題があるということであれば、これはもう公平な裁きですから何ら問題ないと思いますが、特にコメントは結構でございますけれども、そんなことを幅広く考慮する中で、検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ちょっと私の答弁が不足しておりますので、誤解を招くといけませんので、少し追加をさせていただきます。

先ほど私は３原則を申し上げました。それで、いわゆる発注に際してのいろんな考慮

については、これは別問題であるというふうに申し上げました。それで、ただいまの質問の中で、いわゆる格づけということで、この工事についてはＡクラスでございますので、Ａクラスの業者を当てたということでございます。しかしながら、市内企業の育成ということで、この格づけをきちんと守っていたんでは、いつまでたってもその格の仕事しかできないわけでございます。過去の実績、いわゆる市の受注工事の成果等も考慮して、格づけより高い工事を市内業者にも積極的にお願いをしているというのが実情でございます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑ありませんか。市川資信君。

○26番（市川資信君）　沢田議員の発言に関連いたしまして、ただいまの総務部長の答弁を聞きまして、私もかなり長い間、議会に出させていただいて、常々そういったことを感じていて、この程度の金額の受注を市内業者でどうしてできないんだろうということを、常に疑問に思っておりました。で、今、沢田議員の発言に対して、総務部長の答弁は、この程度の仕事だったら市内にもできる業者はあるんではなかろうかということに対して、あると思う。ただ、他の仕事の受注関係から見て、地元の業者では今回はこれに入らなかった、とこういうような答えをいただいたわけですが、ならば、過去にこの金額で地元の業者でとった業者はあるでしょうか。ちょっとその点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ちょっと調べないとわかりませんが、ちょっと時間をいただいて調べないとお答えできないので、後ほどお答えするということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　調べなければちょっとわからないということで、それはそれで結構です。ただ、私の記憶には、恐らくないんではないかなという、それほど記憶に薄いんですね。

もう１点、私は、きょうも私どもの部屋に地元の業者の組合の役員の方々が見えまして、いろいろと資料等を置いた上で、お帰りになられたわけですが、きょう聞いたわけじゃないんですけども、私どもいろんな機会にお話聞くと、市内の業者で日野では、例えば２億5,000万の仕事っきり、うちはもらえないんだ。相当の実力のある、まあもちろんこの程度の仕事はやっているわけです。ところが、東京都では日野の２倍以上の仕事を受注しておる。なのに、地元ではその半分の金額っきり受注できない。一体、これはどういうことなんだろう。ほかの市では地元、今の格上げというんですか、例えば資本金なり過去の実績のプラスαというものをハンディをつけてあげて、こういったＡクラスの中に入れているのに、日野ではそういったシステムをなかなかとってくれない。非常に残念だというようなことを、私はかつて聞いたことありますし、また今はもう退職されました山崎総務部長の当時、私は総務委員会へ属してるときに、その契約案件について質疑したときに、山崎総務部長は、直ちにそれからＪＶ系統というものを、非常に積極的に取り上げていきましたね。それはＪＶがいいとか悪いかは別としましても、あれは明らかに市内業者のいろんな意味の器量のあるいは技術のいろんな意味の大手から学ぶ点が多かったんではなかろうか。大手にしてみれば、なかなかこれは逆に大変だったかもしれませんけれども、しかし、これは日野に限らず他の自治体もやっているわけなんですが、そこら辺のところを今後十分に配慮した形の中で、こういった受注関係の契約関係を積極的に展開していただきたいということを要請しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第103号、日野市防災情報室建築工事請負契約の締結、議案第104号、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結、議案第105号、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事の請負契約を締結するもの

で、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億197万円で株式会社　加藤鉄建が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

まず、契約金額でございますが、１億197万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成４年７月31日までででございます。契約の相手方でございますが、日野市栄町一丁目21番地の14、株式会社　加藤鉄建、代表取締役、加藤善己でございます。入札の経過でございますが、現場説明を11月20日に行いまして、12月３日に入札の執行を行いました。その結果、４番目の株式会社　加藤鉄建が9,900万円で落札をいたしました。

工事の概要でございますが、工事の場所でございますが、大坂上一丁目９番地でございます。工事の内容でございますが、屋内駐車場鉄骨造地上２階建、755台収容でございます。１階、２階、屋上につきましては、記載のとおりでございます。この屋内のほかに屋外駐車場がございまして、コンクリート舗装で115台収容するということでございます。附帯設備は記載のとおりでございます。面積関係について申し上げますと、敷地面積でございますが、543.54平方メートルでございます。屋内駐車場につきましては、建築面積が321.50平方メートルでございます。延床面積は683.13平方メートルございまして、各フロアーの面積は記載のとおりでございます。

図面等が添付されておりますので、説明は省略いたします。御参照いただきたいと思います。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　これは、ちょっと市長にお聞きしたいんですけども、市長、配置図を見ていただきますと、これ私の記憶間違いでなければと思うんですが、前にこれはたしかＪＲの関係の土地で、建設部の方で苦労されて、よくもまああの土地を確保できたなというふうに私はびっくりしたわけですが、それで、一番心配しますのは、この配置図を見ていただきますと、私の記憶違いでなければ、左上の方が大坂上都営とか日

野自動車がある方だと思うんですが、右下の方が日野駅があるところへ出てくると思うんです。それで、この公道が歩道を含めて８メーターということで、反対側には歩道がありますが、いわゆる屋内駐車場の手前の方には歩道がちょっとあって、もうこれ消えてるわけです。消えているというか、ないわけですね。そうしますと、道路幅がこれ6.8メーターの車道と歩道との混合してるところを通って日野駅の方へ行くわけですけども、前に日野駅の方のそばに行きますと、いわゆるＪＲ線側の方には歩道が、御存じのように消えている、ないわけです。

今の都市整備部長のお話でも、この自転車の台数が880台収容ができるわけですけども、人の流れとか日野駅周辺の誘導するということも含めて、いずれにしても、ここは相当そういう方の利用が多くなってくると思うんです。現在でも、ここは実践女子大の学生さんも通学のときは使いますし、それから、日野駅を利用される方も入ってくるところで、従来からＪＲの側の方の敷地をお借りしても、歩道をつくる必要があるんじゃないかということを、私は提案をさせてもらったことあるんですが、現在こういうふうな駐輪場ができますと、ますますいわゆる退社時間、通勤時間帯が日野駅の出口のあたりで相当危険度が高くなるというふうに、私は見ているわけですけども、そういう意味で何らかの対策を、やはりこれだけの施設をつくる以上は考える必要があるんじゃないかというふうに思いますので、市長、この辺お気づきだと思いますけど、どういうふうに進めるか、基本的なお考えを一言承りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことは、配置の中で一応の検討をしたという経過がございます。混雑、あるいは朝の忙しいときの公道でありますから、確かに歩道のない中で万全だという言葉も言いがたいわけでありますが、ここの管理の立場から道路上にも出るぐらいな案内の仕方をもって、事故のないことを期していきたい、こういうふうに考えておる。その一方には、なるべく台数を収容能力を高くということと、あわせこういう配置並びに設計になった経過であるというふうなお答えをもって、御理解お願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　実は、ちょっとその辺が私は考え方をもう一歩変えていただければと思うんですが、というのは、恐らくこの駐輪場を使われる方は、日野駅のＪＲを使って通勤される方、通学される方が多いわけです。三多摩の市長会でも、要するに本来、これはＪＲのお客様でもある。ですから、そのお客さんが中継地点として自転車で

来られて、それでＪＲを利用して行かれる。そういうことであれば、本来ＪＲの方でも、この辺、通勤通学者のために何らかの工夫をしてもいいんではないか。その駅を利用するということの延長線で利用者のそういうことがあるわけですから、何も100％、日野の財政でこういうことを設けてやることもどうかということで、むしろ東京都、ＪＲの方にも協力を願って、駐輪場をつくっていただきたいということが、私の記憶違いでなければ、市長会でも要請が出ていると思うんです。

これは、私はそうだろうと思います。時代がこういうふうな時代になってきていますから変わってくるわけですが、幸い、この駐輪場の建物の下の方には、市長も何回もあそこを通られているからわかると思いますが、ＪＲの敷地があるわけですね。そこの敷地は、まだ余裕がありますから、その部分を歩道といっても、ゆったり歩道をつくってもまだ土地が十分ありますので、そこら辺、私はＪＲと交渉をされていく余地が十分あるんじゃないかというふうに思うんです。そこを削ったからといって、電車がおっこちてくるような際どいところまでの土地の提供じゃありませんので。

ですから、今その公道の部分まで交通の整理が出てというふうにおっしゃいましたけど、ここは非常に道路が狭くて、対向車関係でも非常に危ないとこですから、むしろ整理員が外へ出たら、この人、事故を起こすと思います。ですから、そこまで私は実際には、運用の中ではできないと思いますので、実際、これが始まってみなければどういうふうな人の流れになっていくのかわかりませんけども、長期的にはやはりここの危険度というのは高くなることは事実ですから、そういう観点から、ぜひＪＲと交渉をしていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第107号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の一部変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第107号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、吉原建設株式会社と締結しております浅川右岸第六処理分区（３－１）工事の請負契約について、契約金額及び工期を変更するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第107号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の一部変更につきまして、御説明を申し上げます。

まず、契約金額の変更ですが、変更前につきましては9,960万1,000円でございます。この金額を１億2,264万9,310円に変更するものでございます。工期につきましては、変更前が平成４年３月17日までででございますが、変更後は平成４年３月27日までに変更をするものでございます。変更の理由でございますが、東京都が施工中の流域下水道浅川幹線工事の進捗に整合させるため、工事区間の延伸が必要となったものでございます。

次のページでございますが、現在の契約の内容でございますが、これは記載のとおりでございますので、省略をいたします。

変更工事の概要でございます。管布設工でございますが、変更前、変更後とございますが、このうち900ミリの変更前、延長67.6メートルを91.2メートルに変更するものでございます。この下の図面を見ていただきたいのですが、旧七生支所のところの交差点でございますが、この川崎街道に並行いたしまして、現在、東京都が流域幹線の施工をしております。この幹線に日野市が公共下水道で行っております本管を接続をするというものでございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第107号、浅川右岸第六処理分区（３－１）工事請負契約の一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第108号、浅川右岸第五処理分区（３－３）工事請負契約の一部変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第108号、浅川右岸第五処理分区（３－３）工事請負契約の一部変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、村本建設株式会社と締結しております浅川右岸第五処理分区（３－３）工事の請負契約について、契約金額を変更するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第108号、浅川右岸第五処理分区（３－３）工事請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

変更の内容は、契約金額でございますが、変更前が１億5,656万円でございます。変更後は２億2,485万2,090円でございます。変更の理由でございますが、京王線軌道敷の横断工事が市施工で可能となったことと、交通対策においても工事区間の延伸が必要であるということで、変更するものでございます。

契約の内容は、次のページにございますが、省略をいたします。

工事の概要でございます。まず管の布設工でございますが、800ミリの管でございますが、変更前の延長は171.6メートルでございました。これを246.8メートルに変更するものでございます。さらに350ミリでございますが、変更前はゼロでございます。変更後、延長20.6メートルということでございます。それぞれ同じく推進工法でございます。

ちょっと図面で申し上げますと、京王線を横断した道路に点線で印がついております。これが、さっきの理由の中でも申し上げましたけれども、当初は京王帝都に委託をして、管の埋設をするという予定でおりましたけれども、話し合いの結果、市の施行で施工が可能ということになりましたので、現在行っている工事と同時に布設をすると、そういう変更でございます。さらには、南の方の点線でございますが、これはこの北野街道を流域幹線が通っております。その流域幹線の上を、いわゆる市の公共下水道が建設をされる。その市の本管に接続をするというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第108号、浅川右岸第五処理分区（３－３）工事請負契約の一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第９号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第９号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、報告第９号につきまして、御説明を申し上げます。１ページの番号１、２につきましては、総務部所管でございます。３番につきましては、建設部の所管でございますので、建設部長から御説明をいたします。

まず、２ページをお開きいただきたいと思います。

事故名でございますが、日野市多摩平一丁目３番９地先路上の事故でございます。和解の相手方は東京都立川市曙町三丁目３番地の18、笠木登志子さんでございます。事故発生の状況でございますが、平成３年７月30日午前10時30分ごろ、納税課職員が滞納整理のため庁用車を運転し、日野市多摩平一丁目３番９地先の路上駐車場に駐車する際、駐車中の車両の前部バンパーに庁用車左側ボディーを接触させ損傷を与えたものでございます。損害賠償の額は２万8,531円でございます。

それから次の事故でございますが、事故名は、日野市神明一丁目12番地の１、日野市役所本庁地下一般駐車場の事故でございます。和解の相手方は日野市百草1006番地の２、杉野百草苑107号室、安井慶博さんでございます。事故の発生状況でございますが、平成３年９月19日午後９時30分ごろ、土木課職員が台風18号による被害地への土のうの運搬のため庁用車を運転し、作業完了後帰庁、地下一般駐車場に駐車する際、駐車中の車両の後部バンパー及びボディーに庁用車の右側ボディーを接触させ、損傷を与えたものでございます。損害賠償額は６万6,538円でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　報告の第９号の番号３について、御説明を申し上げます。５ページ、６ページをお願いいたします。

この事故にお遭いになった方は小西浩彦様でございます。東京都青梅市長淵四丁目272番１号、セゾン敬和205にお住まいの方でございます。事故の発生の日時は、平成３年の８月の21日午前０時ごろでございます。事故の場所は、日野市日野本町二丁目10番13地先の道路上でございます。この事故の状況でございますけれども、小西浩彦様が平成３年の８月21日午前０時ごろ、国道20号線から幹線市道１－９号線、これ日野市役所の方へ来る道でございます。この方向に乗用車で走行中、日野市日野本庁二丁目10番13地先の市道を幹線市道１－14号線、日野駅方向に右折する際に、左の後輪のタイヤが道路中央部のはずれたマンホールに落ちた。このときは、台風12号によりまして大雨で、雨水管のマンホールのふたがはずれていたということでございます。そこに落ちまして、タイヤを破損したということでございます。これにつきましての支払いを申し上げる額は３万900円でございます。なお、この損害賠償額につきましては、道路賠償責任保険に入っておりますので、こちらの方からお支払いをするということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　報告第９号の和解の相手方の方は、夜の９時半ごろ日野の市役所の地下駐車場に車をとめておられたということですが、どういう要件で市役所に置いていたんでしょうか。２番目の事故です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　大変恐縮ですが、ちょっとそこまで確認をしておりませんので、調査をいたしまして後刻申し上げます。（「何かよく聞こえないんです」と呼ぶ者あり）失礼しました。今、御質問の内容につきましては、内容を把握しておりませんので、後刻調べまして御報告を申し上げます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第９号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は12月９日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時38分　散会

12月９日　月曜日　（第３日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第29号）

12月９日　月曜日　（第３日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	総務部参事	小林修君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年12月9日（月）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時11分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、平成6年度からの第3次基本計画は「真の豊かさを実感できる」街づくりをめざしての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、10月5日に行政報告の中で代表者会議等のいきさつもありましたので、何点か積み残しをしたりしましたので、若干そのうちの1点だけについて最初に触れさせていただきます。

それは、駐車場問題についてでございます。今までも何回かにわたりまして駐車問題等を触れてきたわけでございますが、今回につきましても、再度触れさせていただきます。

平成2年の12月1日付に「市長室から」ということで、公営駐車場の発想ということが連載されておったんですけれど、その中におきまして、一つは、区画整理進行中の高幡不動駅広場の地下、そして豊田駅南口広場地下に駐車場を施行しまして、国の補助金を受けて地下駐車場を設置をして有料化するんだというのが一つあります。そしてその二つ目としては、既存の公園地下に駐車場を施行して、例えば多摩平第一公園グラウンド、そのほか可能な公共広場の地下利用。そして3点目として、市有地の利用と、用地を確保して駐車場を開設する。そして4点目として、民有地を借り上げる方策によりまして、市内で適当な民有地を契約して公営駐車場を開設する。こういうような内容であります。そして、この駐車場に関しては、日野市の企業公社が行うというような内容であります。

そういう中で何点かの質問に入りたいと思いますけれども、まず第1点目は、ここで市長が言われております、民有地の借り上げ、また市有地の利用、また公園の地下駐車場等につきまして、具体的に今後どういうふうな方策の中で進めていくのか。また、現状についてはどうなっていくのか。それついて、まずお伺いします。

2点目としては、この公営駐車場の設置基準。民有地を借りるなり、市有地におきま

して公営駐車場を何カ所か設置しているようでありますが、この公営駐車場を設置する場合に、日野市のどういう基準をもとにしながら進めているか、それについて、まずお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　総論的部分につきましてお答えをいたしたいと思います。

今日、車の数がふえて、路上駐車とか、いろいろな地域社会に迷惑を与え、あるいは交通行政に支障があり、市民個人としては違法性な車になる。こういう事例が多々あるわけであります。それらを総合的に改善をするために、交通行政を担当する警察の立場から、これは警視庁の立場と言った方がいいかもしれませんが、市長会にも各自治体は公営駐車場を積極的に設けてほしい、こういう要請がございました。そのことと私どもの発想は、時期を同じくする形で日野市内にも公営駐車場の考え方を今後展開をしていきたい、こういうことを広報記事として市民の理解をいただく手段に供しました。

都市計画事業として行います豊田南、高幡駅前、これらにつきましては、既に設計等の形で国の制度補助金を受け入れる仕組みで事業を進めております。

それから市有地は、できるだけ近い所は公営駐車場の形で使っていきたいということで、その管理を企業公社にゆだねまして、一部発足をしております。

それから、今御質問の民有地を借り上げて、公営駐車場の用に供する、こういう例も今、具体例として幾つか案件に上ってまいっております。借地等の基準ということも伴うわけでありますが、今までほかの事業のために借地をするということの例もありますので、それらとの整合を図りながら、今比較的具体化の方向で進んでおりますのは、向川原市営住宅に対します契約駐車場の提供ということで、ちょうど幸いに近い所に、かなりの台数を収容できる民地があります。その民地の交渉をしている。できれば、企業公社が直接そういう行為ができれば幸いと思っておりますけれど、まだそこまで進んでおりませんので、市が借りて造成をして、日常管理を企業公社にゆだねる、こういう形式になろうかと思っております。

特別の基準というものは個々に定めていきたいと思っておりますが、原則は有料で収入支出が経営として成り立つような仕組みにしたい、こういう考え方であります。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

今、おおむね市長の方から答弁いただきました。ただ、非常に今、駐車場問題が社会問題になっておりますし、昭和45年当時、第１次交通戦争と、そして昭和63年代になりまして急にまた、交通事故により死亡者が大変ふえてきた。その中で第２次交通戦争というふうに指摘されてまして、そういういきさつの中で、非常に路上駐車の問題が社会的な問題になっておるわけであります。そして、こういう一つの行政が駐車場というものを取り組むということは、その時代の趨勢から言って適切だと思うんです。

ただ、今の基準なり、もう少し具体的に行政がどういうような形の中で駐車場を上がっていくのか、また、その民間にどういうふうにゆだねて、民間自身の活力を生かしながら駐車場問題を取り上げていくのか。その辺をもう少し方向性を明確にしていきませんと、せっかく行政が駐車場を持ち出しても、結局は、市内の駐車場に大きく方向を変えていくというか、駐車場は民間の活性化を促しながら、駐車場がふえるということがなかなかそこまで至っていかないような今の状況のような気がするんです。

ですから、せっかくやるんであれば、行政としてはどういうような対応をしていくのか、そして民間に対しては、どういうような、場合によれば助成ということもあるだろうし、何らかの駐車場を誘致しやすいような条件づくりをしていく。もしくは今回、日野市の方で南平の向川原公園の方を積極的に進めているわけでございますが、特にその団地周辺ですね、団地周辺は、非常に駐車の状況が厳しい。そしてそれと同時に、単に住宅が密集している地域についても、駐車場確保が難しいということで、どうしても路上駐車になってしまう。何か災害があった場合のいろいろな問題点、またその交通事故等の問題を引き起こす可能性も多くなっている。

そういう中で、もう少しそういう市内の中で駐車場が確保しなきゃいけないという重要なそういう地域を指定して、その指定した地域の中においては、何らか助成措置なり、民間への誘発するような流れをつくっていくことによりまして、日野市が進めていくその駐車場が一つは一段とこう、駐車場対策に寄与していくんではないかなという気がするわけです。

今度、３大都市圏におきまして税制改正とか、生産緑地法の改正によりまして、保全する農地と宅地化する農地ということが来年度、平成４年度までに決めなきゃいけない。平成４年12月31日までに決定しなきゃいけないんだ。それが一つの大きな流れの中で、そうしますと非常に土地を確保しやすい、また、いろんな地主さんの協力も得やすい、そういうような一つの路上の背景もありますので、市としてはもう少し、公社だけがやればいいということじゃなく、市内をじゃあどういうふうにすることにより、その駐車場を確保し、そういう路上駐車を解決できるのか。非常にその辺がもう少し具体的に明確にしていただきたいと思うんです。それをまた要綱なり、何らかの形で明確にして、

それをもとに行政としては進めていくことが、今後の駐車場問題としては非常に重要になろうかと思います。それを早急に策定してほしいということについて、まずお考えをお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　現在、都市整備部で駐車場の整備計画を策定中でございます。この駐車場の整備計画といいますのは、日野市の３大商業核でございます日野駅、それから豊田駅、それから高幡駅周辺を軸といたしまして現在進めておるわけでございます。平成３年、４年で用地の整備計画を策定する予定でございます。

そこで、今御指摘の何点か、民間に対するもの、それから市が設置すべきもの、こういうものを、要するにその周辺の駐車需要台数ですね、これをまず現時点で予測をしているという段階でございます。この予測に基づきまして、当然、公共団体だけでこれを全部賄うということは、不可能でございます。したがいまして、民間にその大部分をゆだねていくというものもあるわけでございます。この整備計画の中で定めるのは、公共が持つべき台数、それから民間にお願いする部分、これは民間にお願いする部分につきましては、条例等で付置義務条例という条例も定めて、建物をある一定以上の建物をつくる場合においては、当然それを義務づけていく。こういう条例も今後、現在検討をしておるところでございます。

ちなみに、現在の検討の中で予測されている、ちょっと資料持ち合わせておりませんけれども、高幡については全体でたしか800台前後――駅前周辺については――だったというふうに記憶をしております。それから豊田につきましては1,000台程度というふうに記憶いたしております。それでこの中で市の方が、公共が持つべきものは、約高幡は200台程度、それから豊田につきましては約300台程度というふうに記憶いたしております。そういう形で今後進めていく。それから民間については、付置義務条例をつけて、条例を制定をいたしまして、それに対する今後の補助対応、そういう面につきましても検討を現在しておるという状況でございます。現時点ではそういう状況であるということでございます。

これは、ここで先ほども議員さんの方から質問にもございましたように、国の方の駐車場に対する一部見直し等が行われております。それで、この国の制度が一部中間答申という形で出ております。その中間答申に基づきまして、今年度予算措置がされおいる。豊田につきましては、今年度その一部実施設計までやる補助金もついている。これは国庫補助でございますけれども、ついておる、こういう状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

高幡と豊田の地下の駐車場については、何度か質問させていただいた中で、その方向性が見出してきましたので、これについては結構なんですけれど、問題は、そのほかの地域については、国の補助という規定もなかなか対応しておりませんので、そういう高幡及び豊田地域外に具体的にどういうふうに民間の活力を生かしながら駐車場対策をしていくか、この辺の方向を、ある程度今調査の中で数値が出てくれば、それに基づいて具体的な要綱なり、条例になるかわかりませんけれど、きちっとしたものをつくりながら、多くの人に協力をしていただきながら、駐車場問題が解決できるようにこれは進めていただきたいと思うんですけれど、その辺についてのまた一つの考え方というか答弁をいただきたいと思うんです。

それと同時に、今、日野市が企業公社に委託をして進めていく場合においても、確かに市の用地を活用するということは非常に重要なことでありますけれど、問題は、場所によっては、なかなかその過程の道路が狭隘の部分があるとか、いろんな中で駐車場が、公園としての位置づけの駐車ができることが果たしてどうなのか、という懸念する場所もあるんですね。そういう場所については、やはり地域的な多くの市民の皆さんの意向なり、また、その狭隘道路の対策というものを十分とってから進めていきませんと、やはりいろいろと問題点も出る可能性が出てまいります。

具体的に申しますと、南平駅の北側っていうんですか、南平六丁目の部分で、今第１駐輪場がある場所なんですけれど、これは前回も触れさせてもらったことがあるんですけれど、その辺についてももう少しこう、地域住民の対応ということも十分対応しながら、進めていただきたい。それについて、この２点についての考えをちょっとお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁をお願いします。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　今御質問の場所は、南平駅の所の北第１駐車場でございます。これについては、利用率からいきますと0.3％ということで、非常に少ない利用の所でございまして、前回でも御指摘がここの点については出ておりました。現状は違法の駐車ということで、自動車がそういう所に置かれているというのが現状でございまして、ここを何とか活用した方がいいんではなかろうかということでございまして、企業公社の方に管理運営をするということで、ここについて駐車場を設けるということで今、事務を進めている段階でございます。

今御指摘の中で、狭隘道路というようなことがございます。現状の赤道の幅員は1.8メートルでございますけれども、あとの部分については、用地を提供していただいて4メートルの道路が現在あるというのが現状でございます。ここについては、やはり御指摘のとおり、この点の買収なり、寄附なりをこれから積極的に進めていきまして、その運営に支障の来さないような方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、ここの駐車場でございますけれども、この用地については水路用地ということで、東京都の方にも占用を出しまして、一応、許可を得ているということでございます。なお、駐車台数については、ここは今予定では20台自動車を置ける。また、自転車を全然置かせないというようなことは基本的にできませんもので、自転車の置ける場所のスペースも30台という形をとりまして運営をしていきたいという考えで、今進めている段階でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは私の方から、公社に関連しての問題をお答えしたい思います。

今、公社が駐車場経営をやっている問題につきましては、現在土地開発公社が持っている土地を暫定的に公社が駐車場としてやっている状態でございます。その内容としては、現在6カ所で30台の駐車場の場所を確保して運営に当たっております。もちろん、これは各地域の市民要望、あるいは警視庁等の問題を含んでの対応をしているわけでございますが、今議員さんの方からも御質問がありましたとおり、今後の問題にしては、いろんな現在民間の問題を含んで、これからの駐車場対策につきましては、当然、都市整備部長の方のお答え、あるいは建設部長の方のお答え、そういったものを含んで今後調整した中で、対応すべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

それで、南平につきましては、具体的に道路を拡幅してから駐車場として使うのかどうか、その辺、ちょっと確認をさせていただくと同時に、市が公社を通して駐車場を設置するわけですね。一つのガイドラインをつくる必要があると思うんです。一つひとつの公共的な部分としての駐車場をする場合は、当然、道路の幅員の問題とか、台数と幅員のいろんな関係が出てまいりますから、その辺をしっかりとした基準を持って対応し

ていきませんと、あといろんなトラブルのもとになりますし、また、総合的に考えますと、その地域の中で公園とか、いろんな子供の遊び場なり、地区広場なり、非常に不足している地域もあるわけです。その中で、行政が行う場合としては、当然駐車場も大事なことですけれど、果たして全体から見た場合に、緊急度というか、地域性を考えた場合、どちらが得策かという、その辺の総合判断をしっかりとした基準を持って考えませんと、ただ、安直に駐車場に走っていっても困りますから、その辺をしっかりとした明確な方針なり、一つのガイドラインを明確していただきたいと思います。それについて、今現在ありませんので、きちっとした基準づくりを早急にこれはつくっていただきたい。これが1点です。

それで、今後、市内の全体的な駐車場問題を解決するために、行政が関与する部分と、また民間にゆだねていく部分と、また民間の駐車場形成においての誘発的な方法がとれる、助成等を含んだ中で、その辺についての方法の部分と、そしてまた、例えば2階、3階建てという今新しい手法の中の立体駐車場も出てきましたので、それに対する指定した区域については一部助成するとか、何とかいろんな方法というか方策を、もう少し具体的に市としても考えていただきたい。

それと同時に、先ほど触れました農地ですね、農地が農地法の改正等によりまして、やはり宅地化する農地のある程度地域性を踏まえた中で駐車場を、大きな駐車場等ができることによって、その地域に駐車問題が解決できるんだということの可能性のある場所については、何らかのモーションなりかけるような、総合政策の駐車場対策ということを取り組んでいただきたいと思いますけれど、これについて市長の答弁をいただきたいと思うんです。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　駐車場問題、いろいろな社会問題まで含んでおるわけでありますので、従来の駐車場のことは、所有者が解決をするという原則があるわけでありますけれど、一歩踏み出して駅前とか公共施設、あるいは公営住宅、これらについての駐車場のことを公共事業として考えていきたい、こういう発想でございます。まだ詰めが足りない点も多々ありますし、また、土地を持たれる方、あるいは事業として誘導するための施策もあるいは必要かもしれません。少なくもひとつ、市が持っている、あるいは市の所有の範囲で事業のことを考えていきたい、これが大前提だと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

ともかく社会的な問題であります駐車場問題が、この市内につきましては解決できるようなこれは公共の部分もしくは民間なりが協力しながら、問題解決を図れるような施策を具体的に押し進めながら解決に邁進していただくように強くお願いを申して、この駐車問題は終わりまして、本題に入ってまいります。

第３次基本計画策定の質問に入ってまいります前に、第２次基本構想に基づき、昭和62年より平成５年までの７カ年間の第２次基本計画も後期４年の中間地点へ到達いたしまして、余すところあと２年で終わることになります。いよいよ第３期計画へ本格的に取り組むべき時期になってまいりました。

ここで第２次基本計画　目指す都市像の「緑と文化の市民都市」及び計画全般についての市長の自己分析としての評価及び課題、また反省点について、市長のお考えをまず先にお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　昭和45年のころだったと思いますが、地方自治法の第２条の項目の中の一部改正がなされまして、「各自治体はそれぞれにおおむね10カ年間の方向の将来目途を持って基本構想を定めるように」という、そういう改正内容でございます。

日野市ではそれに基づきまして、47年に第１次基本構想が持たれて、また、ちょうど10年目のころに第２次基本構想を定めたのが現在のものであります。急速な都市化に対して、どのように取り組むかという基本理念を指示したものだと思っておりますが、第１次のときの内容では、目指す都市像に連帯する住宅都市というふうな表現がなされております。そして当時の人口急増の勢いの中で、10年後には十六、七万の人口になる、このような想定がされておりましたが、実質的には人口の急増、それを迎える宅地造成ということにつきましてもいろいろな非常に変化がありまして、各自治体では開発指導要綱を定めて、開発に対する一定の基準を開発指導のために設けた。人口移動も一定の鎮静がありまして、ちょうど当時、実質的には昭和五十七、八年のころには、人口がちょうど15万程度であった、このように記憶しております。第２次基本構想の間は、もう既に人口が、まあ人口移動が要するに鎮静をして、今日の人口はちょうど16万数千ということでありますので、極めて微々たる増加傾向におさまっておる、こういう期間でありました。

人口急増時は、まさに一番優先施策になります教育現場、つまり学校づくり、あるいは幼児に対します幼稚園や保育所づくり、こういうことに忙殺された期間でありましたが、第２次基本構想の期間は、ややそれらを計画的に取り組む、こういう経過になった

ように評価をしております。

今日のこの社会情勢、経済は一定の成長を持って推移しておりまして、また、労働時間の短縮のためのいわゆる週休２日制でありますとか、労働時間の短縮という傾向の中で、つまりゆとりの時代、余暇の時代ということに突き進んでおる今日の情勢である、このように思っております。

余暇時代に求められるものは、やはり地域社会で人間性を豊かにするいろいろな諸活動、自分が参加し、また自分で選択をして一つの日常生活の中に生きがいをつくっていく、こういう必要性が生じておるわけでありまして、そのために文化、スポーツ、レクリエーション、こういう領域に自治体行政が一定の方針を持つ必要がある、こういう時期に入ったという感じであります。

日野市は、まだ都市基盤整備を鋭意行っておるわけであります。この基盤整備に区画整理事業におきましてもなお10年ぐらい、下水道も年々相当な率で普及率が高くなってまいりますが、最終的に到達できるのはやはり10年ぐらい、そういうことであろうというふうに推測ができます。これらを合わせながら基盤整備事業と、それから時代の要請に伴う余暇時代の行政ニードといいましょうか、スポーツ、文化、レクリエーション、そしてよりレベルの高い福祉施策、こういうことに進んでいくだろうと思うわけでありますので、そうテーマを大きく変更する理由は、ないように思っておりますけれど、新しいまた市民の共通の理念づくりにも一定の時代的な変化が必要だろう、このように思っております。そういう社会動向の中で、地方自治体としての、日野市としての性格をより明確にしていく、こういう施策が第３次基本構想の骨組みになるだろう、このように感じております。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　随分市長も先走りをしまして、第３次基本計画に触れてまいりましたけれども、私が質問させてもらったのは、第２次基本計画についての自己反省もしくは評価という視点でお話をお伺いしたわけでございます。第２次基本計画の都市像としましては、皆さんも承知のように「緑と文化の市民都市」というように定義づけているところであります。３要素としては、「緑と清流と太陽の都市」、二つ目として「文化とうるおいの都市」、三つ目として「人間尊重、自治参加、連帯の都市」と、この３要素と５章43節から構成されているわけであります。

「緑と文化の市民都市」は、非常に私、個人的には好感を持っているところであります。その都市の達成目標としての都市像「緑と文化の市民都市」、このイメージ及び達

成形態が、ちょっと不鮮明であるなという気がするわけです。それと同時に、各施策が都市像に連動性が大変こう、極めて低いのかなあという感じがしてならないんですけれど。特にメインである都市像の「緑と文化の市民都市」、特に市民参加ということですね。この３要素が具体的にいろんな施策の中での重点施策として、具体的に目標なり優先順位等、政策の中の特色が余り出てない。他のいろんな政策とほぼ同一的にとらえているような気がしているんですけれど、そんな感じがありまして、この都市像としての「緑と文化の市民都市」というものをつくり上げていくんだという、そういう行政の中心課題が非常に不明確になってしまっているのかなあというのが、今の基本計画を見た感想であります。

特に緑につきましては、いろんな市の方でも政策をしているところでございますけれど、緑地保全について土地を購入したり、地域を指定したり、また信託制度を設けたり、南平丘陵公園を設置したり、部分的にはいろいろと評価もできるんですけれど、特にまたそういう面では、いろんな面で担当者も大変努力をされているところであります。市の骨格的緑地を保全して、公共施設、また企業、農地等の緑と丘陵等を街路樹で結び、点と線、今度線と面をネットワークしながら緑化効果を促進していく。また、学校の森とか、公共施設の緑とか、企業民間の緑の量的な計画、つまり緑被率、また目で見る緑視率というような具体的な目標を定めて、その日野市の目指す都市像に向かって、緑をどれだけふやしながら、この緑の効果をあらわしていくという、そういうふうな政策的な部分が明確になってないんですね。

ですから、本当に緑については、政策として位置づけた以上は、都市像のメインとして設置した以上は、もう少し具体的な、緑についてはいろんな発想を持って、またいろんな施策を持って積極的に、他と比較しまして明らかにそのメインというものを達成するためにやっているんだという、努力的な方向性がどうも今の行政政策を見ましても、感じられないような気がしてならないんです。

特に今の緑化行政というのは、区画整理で公園をつくりまして、そしてその公園の管理、またその街路樹の管理というのが、大枠として日野市の緑化行政のように見えて仕方ありません。もう少しその辺については、また創造的な部分とか、新しい施策を踏まえながら、この都市像の緑については、やはり積極的に対応していくことが必要だったなのかなあというふうに感じているわけです。

文化については７節、８節、９節が中心になっているんですけれど、特に７節におきましては、多角的な生活文化の創造。これは、公民館とか市民会館等の充実というよう

な位置づけになっております。８節におきましては、図書館サービス活動の充実。９節は、郷土の歴史と伝統を現代に生かす、こういうようなものが日野市の文化としての中心的な位置づけとなっているわけであります。これは、文化施設を利用し、また活用する部分と、昔からの郷土伝統文化の発想がどうも中心的になってまいりまして、都市像としての文化を位置づけた、そういう割には、文化創造の貧困性というか、主体性というのは感じられないんですね。

ですから、この辺については今後の課題になってこようかと思うんですけれど、特に、今までも何度か一般質問等で触れさせていただいたんですけれど、一つは文化行政の総仕上げとして考えた場合、一人ひとりが美や風景、デザインの価値観が、また、そういうものが判断できるような市の資質ですね、行政組織になっていくことが行政の一つの文化化ではないかなあと考えているんですけれど、その文化行政の総仕上げとして目に見えるものの一つとして都市景観があるのかなあという気がするんです。そしてまた、都市景観については市民が率先して都市景観をつくることはなかなかできないものでありますから、これはやはり行政が導入していく、指導しながらそういうようなものをつくり上げていく。これは文化の一つの形としての都市景観というような位置づけもできるんではないかなあと思うんです。

そういうのを考えますと、行政の一つの文化としての方向の中で考えることは、箱的なそういうような発想から、文化創造の発信基地となれるような行政、これが本当の文化行政になっていくのかなあという気がするんですね。

そういう意味から見ますと、市長もよく言われるところですね。「住むことが喜びであり、誇れるまち」というような形に、こういうようなプロセスで進んでいければ、そういう誇れるまちに変身していくんだと思うんですけれど、そういう文化については非常に位置づけが、都市像に文化をメインに持ってきたという割には、非常に貧困性が感じられます。

それから「人間尊重、自治参加、連帯の都市」、特にこれは市民参加という視点になるかと思うんですけれども、これについても第５章になるんですけれど、「参加と連帯でつくる市民自治のまち」、１節では「市民自治と市民参加」、また二つ目として「市民自治の強化、市民参加の充実」、３節に入ってまいりますと、「市民相互の連帯を広げるコミュニティ活動」というふうになっておりまして、三つありまして、一つはコミュニティの基盤づくり、二つ目がコミュニティ活動の促進、三つ目がコミュニティ施策の総合的展開、こういうようなのが市民自治というような位置づけのメインになっている

わけです。

これを見ますと、本質的に見ますと、行政が施設を整備して、また情報を提供して、こういうふうに感じるんですね。ですから何か一方通行というか、行政が建物を建て、そしてそれをただ市民が使っていく、そのまた情報を提供することによって、市民がそれを活用すると、これがどうも市民自治というような感じを受けてしまうんですね。この基本計画の内容から、基本的な部分はそういうふうに見えるというわけです。市民とともにとか、市民が行政に参画という、そういうような発想は生まれてきてないんですね。今までも、いろんな角度でコミュニティ等も質問をさせていただいたんですけれど、結局は施設をつくって、ここに市民が使ってもらう。市が何かをしてあげる。そういうような発想が、今、日野市の基本的な発想の基本になっている。そして市民自治とか、「人間尊重、自治参加、連帯の都市」という、この三つのメインのタイトル、また都市像の掲げているという視点から見ますと、どうもそれが名目と現実がかなりかけ離れているというのを感じてしょうがないんです。

で、平成３年の第３回定例会におきましても、日野市の「市質」をハードから「ソフト型市政」に転換を、という一般質問をさせていただきました。その中で、まず懇談会制度について若干触れさせていただいたわけです。

懇談会制度は、戦後、行政の民主化を図るため、外部の声を行政に反映させようとしてきた審議会制度の変形とされているところであります。この懇談会制度は、一般論として好みの人選が可能であるし、反対者は最初から除外できるなど、都合のよい結論を得られる可能性も高い。委員に連ねる常連の学者たちは心得たもので、決して結論に反対する態度をとらない。しかも自治体の外部に対しては、専門的視点で市民の代表の意見を聞いていることと同じだという理由づけがあるなど、種々の考え方、問題点を各方面から指摘されているところであります。

これは私が言ったんじゃなくて、そういういろんな今の専門家たちが、懇談会制度についてこういう懸念もあるんだということを指摘されているわけです。

そういう状況下の中で、懇談会が悪いということでなくて、この懇談会制度をどういうふうに活用していくのか。また、今日野市の市政、都市像のモットー等から言いますと、こういう懇談会制度だけではなく、市民の代表者の意見を聞いたと同じというような感じの、そういう懸念がある懇談会制度だけで物事を進めていくということは、どうもまずいのかなあという気がするんですね。特にコミュニティというか、市民参加ということが非常に重要な課題になっているんですね。コミュニティ施設の整備等々、これ

は市民の皆さんに積極的にそういうコミュニティを考えていくという場合は特に、市民の多くの方には、この施設をつくることの計画、設計の段階、管理運営まで対応することによって、そこで市民自身のコミュニティの意識が高揚していく。市民みずからが連携をとりながら、連帯しながら地域の輪が広がっていく。そういう意味では非常に重要なコミュニティという形になるんですね。こういう大事なコミュニティの場に懇談会制度ですべて片づけるという、それが市民参加なんだという論点は、この本質論からいいますと、少し日野市の行政がおやりになっていることが、ちょっと名目倒れになってしまっているということを、基本計画から推測しまして、強く感じるわけであります。

また、基本計画を基本としながら、常に変化している社会の動向、市民ニーズ等を認識し、フィードバックをしながら計画達成を促進していくことが、これはすべて行政の基本であると思うんです。

日野市は、特に市長の急転直下型の発想、非常にこれが多発しているんですね。言いかえますと、市長自身が基本計画である、また実施計画であるかのような錯覚さえ受けてしまう。これが、今、日野市の一番課題なのかなあ、というふうに究極的には考えられないような感じもするわけです。

これは今まで何点か、大枠５点について現在の基本計画、第２次基本計画について指摘もさせていただきました。なかなか生意気的な部分もあるかもわかりませんけれど、これについて市長の、ほかの人は結構ですから、市長の、先ほど自己分析、自己評価とかいうふうに質問させていただいた関連として、反論でも結構ですから、何かあれば答弁をお願いいたします。なければ結構です、先に進ませていただきますので。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自己評価ということは極めて難しいことでありますし、私がまた評価するよりも、いろいろな市民の方々の評価あるいは理解から、いろいろ提言をいただいております実践の評価、いろいろあるだろうと思っております。一々御指摘のことに反論を考えることはもちろんありませんし、謙虚にもう一遍勉強させていただきたい、このように感じております。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　内容的に触れるのを避けたというふうな感じがあるかなあと私は解釈しているところでございますけれど、それはそれとして結構でございます。

それでは、ここ数年、日本の人口１人当たりのＧＮＰが名目で302万6,000円を超えまして、1986年以来アメリカを追い越している。世界一の純債権国家、貿易黒字国として

いるわけでございます。戦後の廃墟から生きていくための必要最低条件の衣食住を求めて、戦後40年、勤勉な国民が頑張ってまいったおかげで、このような日本というのがつくり上げられてきたという感がするわけでございます。

人々の量の追求から質への視点へと豊さの尺度も大きく変化してまいりました。個性に合ったものを選択する選択需要が変化をし、ライフスタイルや、生活意識をますます多様化し、個人の価値観の選択する尺度も高まりまして、個人の領域を超えて道路や公園など生活環境、社会資本、社会保障制度などの充実、さらには、精神的な豊さを支えるゆとりが生まれてこないと真の豊かさは生まれてこない。そういうような機運が近年は高まってまいったことは周知の事実であります。

これから21世紀にかけて、情報化、技術革新、国際化の進展も一段と進んでまいりますし、市民意識のさらなる多様化、高度化、また、精神的な安らぎを求める本格的な真の豊かさを求めていく、また、超高齢化社会へ進んでまいるところでございます。このような状況の中で、日野市の位置的には八王子市、立川市、多摩市という大きな商業圏に取り囲まれながら、ここで埋没することなく、市政の個性、特徴を発揮させながら、市民にとって、真の豊かさを実感できるようなまちづくりを進めていくことが、平成6年度よりの第3次日野市基本計画策定になってまいります。今後、この第3次基本構想もしくは第3次基本計画の今後の方針、もしくは今後策定の時期、また策定方法について、どう市長自身がお考えになって、予定されているか、まず、この辺の基本的なことをお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それではお答えしたいと思います。

ただいま議員さんの方からも、第3次の基本構想あるいは基本計画に当たっての考え方等のお話があったわけでございます。もちろん、行政としても、第3次の基本構想、基本計画を立てるに当たっては、大変最近の社会環境の大きな変化、あるいは週休2日制の普及、余暇時間の増大等も当然あるわけでございます。その中では、また、高齢化社会の問題、国際化の問題、高度情報化社会の今後の対応の問題の中でも、行政施策を、大きな課題である、というふうに認識しております。

当然、21世紀に向かっての日野市の展望した中で、新しい時代に向かっての第3次基本構想、基本計画を立てていく、現在準備中でございます。

考え方としては、具体的には、まず庁内に基本計画の策定委員会の発足の準備を現在しております。もちろん、これに合わせまして、基本計画の策定のプロジェクト、これ

は第2次基本計画、あるいは基本構想をつくったときと全く同じような方法をとっていきたい。現在準備中でございます。当然、並行しながら、基本構想に対する市民の意見を求める場と申し上げましょうか、そういったものも参考にしながら、基本構想を立てるに当たっての基礎調査等も進めていきたいというふうに思っております。

もちろん、庁議の中におきましても、各部におきましては、第3次基本計画、基本構想に当たってのある程度、準備をお願いするという意味のこともお話ししてあります。この委員会の発足と並行しながら、各部局の調整を図りながら組み立てていきたい。今年度は、基本的には、計画の策定委員会、プロジェクトというような庁内の委員会を発足していく予定でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、企画財政部長が答えた範囲のことを、当面、取り組みとして踏み出しておる、こういう状況でございまして、だんだんこれに討議を経て肉づけをしながら、事務当局の案が進む、こういうふうに受けとめております。その進行の間に、これまでもたくさんの市民情報をいただいておるわけでありますし、時代の変化等を十分反映をさせて、最終的には議会の審議にもゆだねるわけでありますから、その審議にたえられるものをつくっていくということは、当面の重要な仕事になってくる、このような認識でおります。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

ちょっと部長にお尋ねしたいんですけれど、先ほどの答弁の中で、第2次基本計画と同じようなプロジェクトをつくっていくんだ、そういうような趣旨の答弁がありましたが、これは、基本計画の発足の策定委員会、プロジェクトについてはもう少し具体的にお教えください。

それと、大体時期的に、どういう行程というか、日程を踏まえて第3次の基本計画を策定するのかということも、あわせてお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　まず、現在の準備段階としては、基本計画の策定委員会として、課長職を中心とした構成をしていきたい。第2次のときには13名の委員を委嘱し、策定委員会を設定したわけでございます。もう一つは、基本計画の策定プロジェクト、これは、当然、各部局に関係する問題でございますので、具体的な問題をやはり

議論するということで、係長クラス、あるいは課長補佐クラス等で21名のメンバーの構成を行いました。現在、人数は当然、これは２次の大体の目安の人数でございます。第３次につきましては、なお多くの市民要望、あるいは議会の要望等もあるわけでございますので、このメンバーの構成につきましては、最低この程度で、また人数がふえることが予測できるというふうに思っております。

このプロジェクトを少なくとも１月のうちには編成していきたい。よって、年度内にはこれに関連する各部の事業等の一定の考え方の提出を求めたいというふうに思っております。平成４年度のやはりある程度９月ないし10月ごろまでには一定の基本的な部分の方向づけをしていきたいというふうに考えております。ちょうど後期の部分の計画部分が５年度でございます。やはり、５年度の早い時期にまとめて６年度の２期計画の中で当然それを反映していくということを、基本的に考えているわけでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　わかりました。

何点か指摘もさせていただきたいと思います。一つは、この策定のための、基本計画の策定のための委員会なり、プロジェクトと。第２次基本計画と同じようなスタイルだと。この辺を、少し今後の政策の中でやっぱり変えていってほしいなあという気がするんです。これはちょっと後でまた、もう少し触れさせていただきますが。

それで、まず第３次ということを考えた場合、一つのキーワード的にちょっと私なりに何点か考えてみたんですけれど、一つは、その高齢化社会の大きな変化になってまいりますので、この高齢化社会をどういう位置づけをしていくか。特に、在宅福祉を中心とした医療保健、福祉というのを連携としたネットワークしながら高齢者にサービスを提供していく、不安感をなくしていく、また寝たきりの方をなくしていくというような中で、地域福祉の実現ということが、厚生省、また東京都等の中で、計画の中で策定されているところですが、この地域福祉という位置づけをどう具体的にしていくかというのは、非常にこれから大きな課題になっていくのかなあという気がするんです。これに伴いまして、人的な部分がマンパワーを組んだ地域的なコミュニティを超えて助け合い、介護の地域ブロックの福祉を確立することが、今後、高齢化社会における地域福祉の成功の否かにかかってくるのかなあという気がするんですね。今まで行政の財政だけでは解決できない諸問題が今後たくさん深まってまいりますから、そういう意味からの地域福祉という体制で、新しい流れになってきているのかなあという気がするんです。

ですから、ここをどう地域計画等含みながら、基本計画の中でここにどう整合性というか、関連性を持ちながら、全体として福祉というものをつくり上げていくのかなあというのが、課題になってくるような気がするんです。

それと同時に、この地域福祉の基本となる助け合いなり、介護となると、どうしても人的な要因が非常に高まってくるわけです。そうなると、今の日野市では、コミュニティにすら体制ができてないということで、非常におくれているのが今の実態だと思うんですね。で、もう国なり都というのは、地域ブロック制というコミュニティを超えてという新たな流れになってきたわけです。ですから、そういう意味で日野市も、コミュニティという市民参加、市民参画というものをどう深めながら新しい地域の助け合い、介護等を含んだ、そういう市民的な意識を深めていくかということが、非常にこれからは大きな問題になるのかなあという気がします。今までのおくれを早急に取り戻して、そういう市民の皆さんに認識をしていただくためには、行政として、まず行政が変わり、そしてそういう市民の皆さんにも認識を持っていただくいろんな動きをしなきゃいけないと思うんです。この辺をどういうふうに対応していくのか、これは大変な大きな問題になるのかなあという気がします。

そのためには、一つ考えられるのは、今、リサイクルということが非常に大きな社会問題になっています。ですから今後、そのリサイクル型都市というか、循環都市ということが非常に、この第３次の中でも重要な位置づけになってまいります。

何か市長のこの間の行政報告の答弁では、ちょっとリサイクル的な視点が、ちょっと視点が変わってましたけれど、そのリサイクルの基本は、まずごみを出さない。出すことを減らしていく。で、出すときには上手に分別して出していく。その分別して出した資源を、どう市が回収をして、それを再利用していくか、また、市民の方がいろんなごみが出てくる、その中から資源ごみをどういう、まあ中間施設ということが重要な課題になるでしょうけれど、中間施設を設置しながら、どう分別して、それを再利用していくか。また、新たに高分子――プラスチック利用ですね――今後、どういうふうに対応していくのか。そういう非常にこれから大きな、リサイクル型都市となると、そういう大きな問題になるわけです。そうすると、生活課が担当というような視点ではないのかなあ。もっと大きな全体的なリサイクルというものをどう位置づけをして、その中で生活課がどういう関連をして進めていくか、こういうような視点になるかと思うんですね。ちょっとその辺が市長と認識が違ったんですけれど、そういう大きな社会的なリサイクルという中で、非常に多くの人たちは、このリサイクルについては関心もありますし、

ですから、この市民の皆さんにどう分別していただくか、そしてこの辺の中で多くの市民の皆さんに協力していただく、これを一つはコミュニティもしくは将来的な地域のカラーというか、お互いに助け合い的な部分に認識をできる一つの大きなうねりになるかなあという気がするんですね。

そういう意味から見ても、このリサイクル型都市をどう活用しながら、市民自治を深めて段階的に移行していくかということが、一つの方法としては考えられるかなあという気がするんです。そういう意味では、お互いが相互依存し、連携しながら、新しい流れができるのかなあと思うんです。

それと同時に、質の高い住宅都市、住宅環境というんですか、ただ区画整理を進めればいいんじゃなくって、じゃあ日野市として、日野市の全域をどういうイメージの都市にしていくのか。また、部分的にどういう特色を持たせながら質の住宅地域を形成していくのか。そういう意味では、都市景観という視点が非常に大事になってくるんですね。都市景観的な意味合いを深めながら、大枠として流れを考えていただきたい。と同時に、今、農地についても、非常に重要な都市の農地の位置づけ、生産と同時に緑という提供もありますし、避難という提供もあります。そういう多角的な農地の位置づけということももう少し今後明確にしながら、対応もしていただきたいなあという気がします。

それから一番大事なことは、市民参加、市民参画、これを今までのような閉鎖的な一方通行ではなく、相互通行しながら、この市民が行政に参加し、どこまで参画をし、そしてそれを通して、どう市民自治を深めていく、そしてそれが、行政のいろんな部分にプラスになっていくし、協力体制にもなってまいりますから、今までの発想からまるっきり展開しなきゃいけないわけですね。

それと、この都市像を今後明確にする場合、最初にシンボルという都市像を掲げるわけですね。そして、それについての各種の政策等が有機的に関連しながら全体としての体系化を図っていく、都市像をつくり上げていく、それを実現してく、そして部分的なそれぞれの施策が一つひとつのその中で目的を果たせるようにしていくというふうに、全体感と部分感が関連づけながら進んでいくようなことができるような基本計画を策定していただきたい。そのためには、何が何でも一番根本的な大事なことは、内部の職員の皆さんのどれだけの多くの職員の皆さんに、この新しい第３次基本計画に携わっていただいたか、また、確かにいろんな制約がありますから、全員というわけにはいきませんけれど、結局は、それを一つの課長、係長、いろんなそういう役職的な位置づけの中でやることも、当然必要でありますし、それは大事なことであります。それと同時に、

この枠を超えて職員のそれぞれが大体興味を持った人はどんどん参画できる、また、いろんな自分のそういう日ごろから職務を通じて知り得た新しい発想、ユニークな発想をどんどん出していただける、また、出していただけるようなそういうようなシステムというんですか、また、もう少し言い方をかえますと、第３次基本計画は、一部の人がつくるんじゃなく、市職員がみんなでつくり上げていくんだという、そういう発想を持ったつくり方、そうしていくならば、非常に第３次基本計画が策定したときは、職員一同が、私たちがつくったものだと、私たちが考えたものだという、非常に愛着が出てまいります。愛着が出たときには、非常にそれに対して協力的になりますし、また、非常に知恵が出てまいります。そうした中で、非常に市民本位の新しいものができるのかなあという気がするんですね。

そういう意味から、今までのような第２次基本計画的な部分の発想から展開するんじゃなく、開いていく、開かれた基本計画を策定していただきたい。三鷹市においても、いろんな角度で市民の参画、また職員の参画も積極的に行った。そして、第３次基本構想というのを三鷹市もつくり上げております。

ですから、今後、この第３次基本計画が、いかに新しい市民ニーズ、また、将来予測できるもの、将来、いろんな急速な変化のものを的確に予測していけるためには、より多くの知恵を結集して、この第３次基本計画をつくり上げていくことが、一番基本になろうかなあと思います。ですから、今までの発想の枠を少し変えまして、このようになっていただければなあ。そうしますと、約２年弱という非常に短い作業ですから、これは精力的にまずどういうような日程を、日程というか、スケジュールというか、行程を組みながら、機能的にやっていきませんと、時間的には難しくなるかなあという気がします。そして、市民の多くの方にも、どんどん情報を提供し、そして市民の意見も聞ける場を積極的にふやしていただきたい。

例えば、三鷹市におきましては、市民の皆さんに向けていろんなまちづくりについての勉強会というか、市民の皆さんに知っていただくための学習会を形成しているんですね。それを通して市民からの意見も、今度はそれを通して皆さんにそういう認識を持ってもらって、それをまた市の方にフィードバックしてもらうというようなシステムを導入しております。ですから、一部の人がつくり上げた基本計画であれば、それがやはり、なかなか市の大枠の目的達成のために稼働しにくいという部分がありますので、いかに多くの職員の皆さんが参画していく。で、これを通してやっぱり、こういういろんな視点、いろんな見方ができるようになるし、そういうことを通しながら、市の職員の皆さ

んはさらなる資質の向上、また、日野市の将来についてそれぞれがいろんな思いを寄せながら、語っていく。また、それに対して情熱を燃やしていく。市政に責任の深まりが高くなっていく、そういうふうになってまいります。そういう意味から、こういう手法というのを、100％は現状は難しいですから、今まで以上にこの手法をどう現実化できるか、市長を初め担当部局の方で英知を結集して、そういう流れをつくっていただきたい。そういうことが基本的な市長へのお願いであります。

で、こういうことはどうかと思うんですけれど、日野市は、これから未来永劫にわたって続いてまいります。市長は、また我々は、それぞれの年代とともに、それぞれの年代の中で生涯を閉じていくわけですね。ですから、そういう意味では、もっと未来的な、将来的なことをしっかりと市長自身も予測をして、将来に恥じることのないような、市長という一人の自分自身の我を超えて今後の基本計画づくりに邁進していただきたいと思うんです。自分が市長だから、自分の思いのまま、という発想は市長はないと思いますけれどね。ないと思いますけれど、今までの市長のいろいろな視点を見ますと、急転直下という非常に大変な問題を抱えているわけですね。ですから、そうしますと、基本計画そのものが何ら意味がなくなってしまいますから、ここのところはやっぱり改めてほしい。そして、できることであれば、市長自身が余り口を出さず、レールをしっかり敷いていただいて、あとは職員の英知を結集してつくり上げていく。ここがどうも一番いいものができそうだなあという気がするんですね。ですから、その辺について、市長の御意見があればお聞きいたします。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘、御提言、まことにそのとおりと、日常も考えておるところとそう格差はないつもりでございますが、まだ至らない点も多々あって、何か意に沿わないとおっしゃるその御意見もわかるような気もいたします。努めて御提言を尊重しながら、これからの一定の期間になるべく市民の御意見、議会の御意見等を広く取り入れて、将来に支障のないといいましょうか、将来に悔いのない、こういう今日のまちづくりを広げておくということが一番大切なことだろうと思っております。従来の政策は、緑と清流という言葉で表現されておる施策は、とりもなおさず将来の日野市の発展のために、一番基本的な条項ではなかっただろうか、こんなふうにも思っております。ちょうど時代の傾向に適合できた、こういう感じは持つわけでありますので、またその点も御了解いただきたいものだと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

本当にそういう意味では、世界のいろんな動向を見ても、大きな時の変換期になってきたのかなあ。いよいよ日本においても、本当の質の高い民主主義の入り口にきたのかなあという気もしてならないわけですけれど、特に今後の第３次基本計画を策定する中の策定のキーワードは、多くの職員参加、そして市民意識の高揚が大きな成否のかぎになるのかなあという気がします。そのために、今後、その外部の学者等をあんまり登用しすぎないように、できる限り段階的に、この職員の皆さんの資質を深めながら、できることであれば、庁内で考える機能は強化できるような流れをつくっていただきたいと思います。

それと同時に、そのためには、それぞれの部局での企画力の充実、そして現在の企画財政部における企画についてのより強化、そういうことがこれからの日野市の将来に当たっては、重要な部分になろうかと思いますので、その考える機能を強化ということを、そして職員の皆さんが喜んで参画をしてまちづくりをできるような機運というか流れを、それを市長にお願いしたいということで、なかなか難しい面もあろうかと思うんですけれども、かなり市長自身の意識変革がすべてのかぎでありますので、やっぱり将来の、また未来の方から、市長自身が讃歎されるような基本計画を策定していただくように強くお願いを申しまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって１の１、平成６年度からの第３次基本計画は「真の豊かさを実感できる」街づくりをめざしての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後１時３分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の１、再び問う！日野市の生活水準の通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

経済企画庁が先月の19日に発表しました生活白書の豊かさ指標、これで都道府県の順位が示されたわけでございますけれども、その後、この順位をめぐって大きな反響があったというふうなことがマスコミで報道されました。

内容を若干読んでみますと、１位にランクされた山梨県からは、職員がわざわざ経済企画庁までお礼にかけつけた。対照的に最下位にランクされた千葉県では、県民の所得など経済的な面が抜けている、というような反論をした。さらには、他の各県も、何が悪くて下位にランクされたのか説明をしろ、という、こんな押しかけ的な苦情もあったということで、担当の国民生活調査課の職員は、１週間ほど振り回されてしまったというふうに報道はされておりました。

しかし、豊かさとは何なのか。自分たちの住む地域が、豊かなのか、豊かでないのか、目標や基準がはっきりしてないために、なかなかつかめないというのが、今までの実態であったわけです。そういった意味では、今回発表されました豊かさ指標の順位、問題点が多くあったというふうに聞いておりますけれども、私は、一石を投じた点で、意義が大きかったんじゃないかな、こんなふうに理解をしているところでございます。

私も、日野市の豊かさはどの程度なのかということを、自分なりにつかみたくて、昭和62年の第４回定例会、ちょうど４年前の12月議会ですけれども、「日野市の生活水準について」と題しまして一般質問をさせていただきました。それからちょうど４年がたったわけですけれども、この間、行政側の努力、あるいは市民の協力等によりまして、日野市の目指すべき都市づくりに向けまして、大きな前進を見ていることも事実でございます。今、国会で、時代の要請は、国内では「経済大国から生活大国づくりへ」ということが大きなテーマになって、さきの国会でも多くの議員から質問が出たことは記憶に新しいわけでございますけれども、私たちの大切なまち日野市においても、豊かさを実感できる生活実現のために、なお一層の整備促進を冒頭、要請しておきたいというふうに思います。

そこで、今回は、日野市の社会的な生活水準を再度把握いたしまして、自分たちのまちが今どのように整備され、今後、どんな形で整備されていくのか。それを確認させていただきまして、私なりに日野市の豊かさの指標をつくりたい、こういうことで取り上げたわけでございます。質問は、主な事業を概略６項目に分けまして、それぞれ具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

午前中の一般質問で、公明党の馬場議員が質問した内容と若干ダブる面もございますけれども、しつこいなと言わずに、ひとつ忍耐で御答弁をいただきたいというふうに思

います。答弁の内容は、基本計画に該当する項目につきましては、その到達度なり、充足率、これを数字的に、ぜひお願いしたいというふうに思います。

午前中の質問の中で森田市長の方から、社会的な動向の中で日野市の施策を明確に今後していきますよ、また、行きたいというような御答弁がございました。今おくれているのは都市基盤整備、これをきちっとやり遂げて、次に時代の要請であります余暇活動の面に対する施策を十分に練っていきたい。さらには、高レベルの福祉社会を実現させていく。こういった筋書きの御答弁がございました。その辺も十分踏まえながら質問をしていきたいというふうに思います。

まず、第１点目でございますけれども、都市基盤の整備についてお伺いをしたいと思います。６項目だけ全部挙げます。その後、御答弁をいただきたいと思います。

今、生活全般の豊かさ、ゆとり、これは感じられないというふうに言っておりますけれども、その最大の理由が、基盤整備のおくれではないか、こんなふうに考えるわけでございます。そこで、下水道事業の整備状況は今どのくらいになっているのか。それと区画整理事業の整備状況、さらには、計画道路の整備状況についてお答えをいただきたいというふうに思います。

先ほどの市長の答弁の中で、区画整理はあと10年ぐらいかな、下水道も同じぐらいかかるんじゃないか、こいうことでございますけれども、全体の流れで目指すべき都市づくりを今まで進めてきた。その中で都市基盤整備は、こんな形で今、推進されています。現状はこんな状況に仕上がってきている。今後、どんな形で仕上げていくのか。こんなストリーでお答えをいただければ、大変幸いだというふうに思います。

２点目でございます。勤労者の生活条件整備についてでございます。御案内のように今、勤労者を取り巻く諸環境が、大きくさま変わりをいたしまして、今日、労働と余暇をうまく組み合わせる、こういった成熟した労働形態が求められておるわけでございますけれども、その余暇も、ただ単に休養として消極的に時間をつぶせばいいということじゃなくて、生活全般の中で活力を需要するという、こういう形で積極的にとらえられておるわけでございます。今後、週休２日制の普及等によりまして、自由時間がふえることを考えますと、余暇活動の条件整備、これは積極的に今も推進されておりますけれども、さらにピッチを上げていかなければならない大きな課題ではないかというふうに思います。同時に、住環境の整備も、豊かさを実感する上で、重要だというふうに思います。

したがいまして、この二つ目の中では、体育、文化、それとコミュニティ施設の整備

状況、それと住環境の整備としまして市営住宅の建てかえ計画。前にも質問したわけでございますけれども、それが今どんな形になっているか。具体的には、この市営住宅、２点ばかり質問したいんですが、それは、今の入居基準、これが収入が実態とちょっと合ってないんじゃないかな。例えば、20の若い人が世帯を持つ。二人は共稼ぎでやってますと、日野市の住宅には入れないわけです。その辺をどのようにお考えになっているのか。議案の上程の中で、今回、補正予算が一般会計に出されまして、その中に住宅費として、いわゆる住宅管理費として地域特別賃貸住宅供給事業経費として1,113万4,000円ですか、管財課の担当として出されているわけですけれども、これが聞くところによると、民間家賃と市営住宅の家賃の中間ぐらいの家賃のものを市で借り上げて、それを働く者に貸すという、こんなふうに聞いておりますけれども、この辺の具体的な内容、これが何戸ぐらい建って、将来どうなるのか、この辺についてお伺いしたいというふうに思います。

それからもう１点、これは具体的になりますけれども、お礼を申し上げながら質問したいんですが、11月の18日におかげさまで、長い間の懸案でございました日野台地域に市内連絡バスが開通をいたしました。市長からも、その後の反響はどうでしょうかという問い合わせをいただきまして、大変皆さん感謝してますと。ぜひ市長にお礼を言っていただきたいということがありましたので、この席をおかりして厚く御礼を申し上げます。絶えず十数人乗ってまして、若干苦情もいただいておりますけれども、それはそれとして、今、８時台から５時ということで、若干、朝晩の通勤時間帯に、もう少しバスを走らせていただけないかな、こんな要望がありますし、私もそう感じておりますので、その辺も勤労者の立場から質問したいというふうに思います。

それから、３点目でございます。保健医療面の整備状況についてということで、今、高齢化社会を迎えまして、健康に対する意識が住民からかなり高くなってきています。そういう意味で、日野市が目指しておりますこの医療面の整備、こういう施策を今計画実行しているけれども、これが全体の中でどうなのか。進んでいるのかおくれているのか。この辺も合わせたお考えをお聞きしたいわけでございますけれども、総合的な保健医療サービス、これを受けられるという、こういう体制整備は急務だと思いますので、ハード、ソフト両面からお伺いをしたいというふうに思います。

それから、４点目でございます。高齢者の福祉施策でございますが、これも、今さら私がここでどうこう言うあれじゃないんですけれども、日野市の場合に、いろいろと９月議会でも市長の方から行政報告の中で、ああいった立派な施策が述べられまして、あ

る程度の理解はしておるところでございますけれども、その整備状況について、さらには、高齢者の自立的な社会参加、あるいは生きがいの場、こういう場を提供することはもちろんですけれども、家庭、地域、行政、これをうまく連携がとれてないような気もしないわけではないんですね。その辺がちょっと気になりますので、そういった体制整備が今、どの程度進んでいるのか、これをお聞きしたい。

それから、５番目でございますけれども、障害者の福祉施策について、日野市の場合には、基本計画の中で、かなりこの障害者の施策については、他市に勝る点で、私は評価をするわけでございますけれども、一方では、未認可ということで、かなりお母さん、お父さん方が苦労している面もございます。そういった面で、今の福祉政策が障害者についてどの程度整備をされているのか。それと、そういった団体、あるいは地域住民から、何か基本計画とは別に要望が来ているかどうか、その辺もあわせてお聞きしたい。

それから、最後６点目でございます。青少年の健全育成体制の整備、これは私どもの会派から毎年、予算委員会あるいは決算委員会の中で意見として申し上げてまいったところでございますけれども、青少年問題というのは、私どもの日常生活の中に問題と解決がございます。そういった面で、家庭、学校、地域、それぞれ役割を持ってやっておりますけれども、やはり、これも行政との連携プレーが大変重要ではないかなというふうに思います。今、この辺のことについて、市として、我々行政側ににおんぶに抱っこじゃ困るわけでございますけれども、やはり教育をする場、あるいは育成体制がどうなっておるのか、そういう活動内容も含めてお答えをいただければありがたいな、こんなふうに申し上げたいと思います。

以上６項目について、数点の内容で通告をさせていただいたわけでございます。要は冒頭申し上げましたように、今日野市がどんなふうにまちづくりを進めているのかなあと。市民にとって、日野市というのは本当に豊かなのか、豊でないのか、大変難しいところでございます。他市と比較をすればいいってものじゃないし、日野には日野の基本計画がございますから、そういった中で、できれば他市との比較も絡み合わせながら、御答弁をいただければありがたい、こんなふうに思います。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは第１点目の、都市基盤の整備状況ということについてお答え申し上げます。

日野市のまちづくりは、区画整理事業を基本として道路や公園等の基盤整備を行っておるわけでございます。現在、区画整理事業によって、10カ所、約508ヘクタールが既に整備完了いたしております。さらに６地区、287ヘクタールが現在事業が進められているわけでございます。それとさらに、市並びに組合施行で12地区、226ヘクタールで現在計画を進めておるところでございます。これは、日野市の市街化区域2,240ヘクタールの約1,022となるものでございまして、市街化率に対する46％が区画整理事業に整備されるということになるわけでございます。現在、これらの計画されている地域を積極的に進めているところでございます。

また、下水道事業でございますけれども、日野市の下水道に着手したのが、57年でございます。その中で南多摩処理区につきましては、60年度より供用開始をいたしまして、２年度末でほぼ全域が終わっております。開始いたしております。また、浅川処理区と秋川処理区につきましては、東京都が現在事業を進めております２地区の処理場が４年度中に稼働するということになっております。市ではこの稼働に合わせまして公共下水道の整備に現在、全力を注いでおるということでございます。ちなみにこの処理場の稼働時で、浅川処理区では約34％、それから秋川処理区では約87％が供用が開始可能というふうに考えております。また、これを市域全体で見ますと、約51％の供用開始ということになるものでございます。

また、都市計画道路でございますけれども、現在、都市計画道路として決定されている路線は全体で27路線ございます。総延長で約60キロございます。２年度までに整備が終わっておる延長でございますけれども、約20キロということで、率にいたしますと34.7％が完了しておるということでございます。今後の計画は、63年に作成をいたしております都市計画道路基本計画で、前期分、これは平成７年までででございますけれども、この27路線の未着工の部分の77％を着工もしくは完成をさせていきたい、こういうことで現在、その着工するものに向けて努力をいたしております。

ちなみに近隣市の状況でございますけれども、東京都全体では、この平成２年度の集計でございますけれども、50.5％道路の完成率、それから多摩地区では36.3％、こういう形になっております。ほぼ多摩地域の平均に現在は日野市がいる、こういう状況でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　公営住宅の関係につきましてお答えをいたします。

御承知のように、日野市は公営住宅を現在549戸所有をしております。26市の中では第３番目の所有でございます。26市の全体を100にいたしますと、日野市が11.7％を占めているということでございます。この市営住宅につきましては、26市の中での一番建てかえ計画が進んでおりまして、建物の更新も計画的に行っているということでございます。

現在、今後の計画でございますが、高幡、下田、それから東光寺、城址ケ丘、こういった古い住宅があるわけでございまして、この建てかえ計画を本年度、補助金をいただきまして、計画を策定をしているということでございまして、この確定ができますれば、計画にのっとって順次建てかえ計画を進めるということでございます。

そこで、今御質問の市営住宅の入居基準が、いわゆる所得階層からいいまして、少し低過ぎるんではないか。いま少し基準が高くてもいいんではないかということでございますが、これは国のいわゆる住宅政策の中で、公営住宅に入居するいわゆるエリアといいますか、資格をある程度決めております。これは専門的には、収入分位と言っているわけでございます。要するに、所得がゼロから最高100ということで、現在、公営住宅については、収入分位で言いますとゼロから33、これを公営住宅で補う。で、これから外れた33以上につきましては、主には公社公団住宅のような形で住宅を使わせる、そういう考え方になっているわけでございます。したがって、この公営住宅の家賃については、建設費のほとんどが補助起債でできるわけでございますので、かなり厳しいいわゆる基準を規定をしているということでございまして、日野市の公営住宅も、申すまでもなく公営住宅法に基づきまして入居資格が定まっているということでございます。したがって、独自の、市でこの家賃の収入基準を上げるというわけにはいかないということでございます。

そこで、御質問にもございましたけれども、それでは公営住宅のいわゆる２種の上位から、これは収入分位でいいますと、大体20から60ぐらいの分位の層でございますけれども、これを地域特別賃貸住宅で救えないかということが構想として出まして、昭和61年に建設省がこの制度を取り入れたということでございます。これを簡単にいいますと、２種類ございまして、日野市が土地を買って、自治体が土地を買ってやる方法と、地主さんがアパートをつくりまして、そのアパートを自治体にそっくり貸し、自治体がそのアパートを、入居者を募集して入居させる、そういう制度でございます。これは、助成関係の制度若干触れますと、例えば供用部分でございますけれども、階段とか廊下とか、そういう部分でございますが、そういう部分については、建設費の補助を国が２分の１、

それから東京都と市が４分の１ずつ、そういう負担をする。そうしますと、全体的には、建物全体では１割ぐらいの補助をしたということになるわけでございます。それから、いわゆる拠出部分でございますけれども、これは良質な制度資金の導入が図られるというものでございます。それで、そういった制度のもとにつくったものを市が全部借り上げまして、今度は政策家賃といいますか、一定の家賃をいわゆる国と、それから市で補助をするということで、したがって、普通の民間住宅よりは安い値段で入居できる。要するに、先ほど申し上げました収入分位でいいますと、市営住宅の１種の上の方から、それから60ぐらいまで入居できる、そういう制度でございます。今回、補正予算に計上させていただきましたのは、その供用部分に対するところの本年度の補助ということでございます。今計画しております戸数は、18戸でございます。

今後、この事業を市も積極的に取り入れまして、例えば市営住宅の今いろいろな問題が出ておりますところの高額所得者でありますとか、収入超過者の誘導も可能になり、また、新たな中堅所得者の住宅の確保にもなるということでございます。今後の計画は、いま少し具体的に詰めた中で、数字的なものは公表したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　同じく２番目の質問の中の、体育の文化施設の関係につきましてお答えを申し上げたいと思います。まず、前回御質問をいただきましたその後の経過につきまして、年次を追って御質問にお答えをしたいと思います。

まず、体育の施設のことでございますが、昭和63年度には、旭が丘中央公園のテニスコートの全天候化に開始をいたしました。それから平成元年度におきましては、三中の校庭の夜間照明施設、同じくクラブハウスの新築、それから多摩川総合グラウンドの管理棟の新築等がございました。平成２年度におきましては、北側グラウンドの整備、平成３年度におきましては、浅川スポーツ広場の整備、四中の夜間照明施設の設置、同じくクラブハウスの設置等でございます。それから平成４年度からは、市民プールの改修に入りますが、今まで第２次の基本計画に定められておりました三中並びに四中の夜間照明並びに市民プール等につきましては、来年度から改修がされるというふうな経過になっております。

それから文化施設の方の関係でございますが、生涯学習の観点から、その後の状況につきまして整備がされたものでございますのは、昭和63年度ふるさと博物館が開設されております。平成元年度におきましては、文化財の整理保管室の開設、２年度におきまして

は、百草図書館の開設、中央公民館の全面開始、３年度におきましては、林間宿泊施設としての乗鞍高原日野山荘の開設、それとただいま大成荘の改築が進行中でございます。

以上が主な施策の成果でございますが、今後ともハード、ソフトの両面におきまして市民ニーズにこたえるべく努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

２点目の勤労者ということでございますが、勤労者の生活条件の整備と申しますれば、勤労市民にかかる諸問題のすべてということでございまして、市政全般にわたる行政施策が該当いたすものというふうな観念でおります。御指摘にございますとおり、体育、文化、コミュニティ施設、また市営住宅、バス路線、さらには、３点以降にございますとおり、高齢者福祉、あるいは環境問題など、幅広い範囲にわたっておるものでございます。

さて、生活文化部の生活課での対応におきましては、基本計画も第５章、参加と連帯でつくる市民自治のまち、そしてその中の第５節、勤労者の力量を生かす施策が中心となるわけでございます。その施策の体系で、行政参加のための条件整備、２点目として、行政参加の機会の充実を兼ねております。具体的には、市内勤労者の市政に関する意向を総合的に把握しまして、円滑な行政を図るために、他市に先駆けまして昭和56年でございました。日野市域勤労者協議会を設置いたしまして、市政に対する各種の提言がその場においてなされてまいって、今日に至っておるところでございます。また現在、この協議会におきましては、勤労者福祉行政の体系化につきまして、現在、協議を進めてまいり、答申をまとめつつあるところでございます。これらがまとまりました暁におきまして、これらを内容を踏まえましての今後の検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、コミュニティ施設につきましては、昭和63年度に日野市生活健康センターの開設がございます。続きまして、元年の11月に東部会館の開設をいたしまして、その利用に供してまいってきておるところでございます。そしてきめ細かな配置で、他市に例を見ない地域の基礎的集会施設とも言うべき地区センターにおきましては、60館構想のうち、本年度事業を含め、既に57館の配置を見ておるところでございます。

さて、平成元年度版の国民生活白書は、「人生70万時間、豊かさの創造」という副題

がついております。国民１人当たりのＧＮＰなどで見ました経済力の高さにもかかわらず、豊かさを十分に実感できない理由の一つに、生活のゆとりのなさが挙げられております。豊かでゆとりある生活を実現するために、高齢者や、また女性の社会参加を促進し、働き過ぎの中年層の負担を社会全体で和らげることの重要さを指摘され、豊かな生活をつくり出すために、労働時間短縮等を通しましての社会の仕組みを変える努力が提案されております。

このような社会の流れの中で、市行政レベルでの余暇に対する取り組みが期待されてきておるところでございます。行政の各分野での取り組みを初め、生活課におきましてのレクリエーション係の新設と相まって、これらの課題に対しまして研究、努力を今後も努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは２番目の、最後と思いますが、バス路線の関係で御回答申し上げたいと思います。

先ほど、勤労者の立場でということで、私の方も当然、このバス路線の開発につきましては、日ごろ努力をしているところでございますが、何とか11月18日に、日野駅から日野台経由豊田までの路線の新設が実現できたわけでございます。現状の中では、８時から５時までという時間帯でございます。そういう中での御質問だと思っておりますが、当然、勤労者に対しては、もう少し前後を早く遅くというような御質問と認識しております。この路線につきましては、18日以降今日まで、約１日平均311名のお客さんが乗っているわけでございますが、１便では11.9という数字でございます。しかし、開設後今日では、１日400弱の数字に至っているという経過があるわけでございます。もちろん、日野台路線の時間の延長の問題、あわせて地域全体の不便地域の問題、あるいは新路線の開発、市内連絡バスのなお一層の増便等の問題もあるわけございますので、今後の日野台路線の時間延長につきましては、十分勤労者の立場も理解できますが、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御質問につきましてお答えしたいと思います。

第４点目の高齢者福祉施策についてでございます。基本計画におきます施策の整備状況、実施計画の項目に沿ってお答えしたいと思います。

まず、前期の実施計画につきましては、市の地域福祉の風土をつくる項目にケアサービス事業の実施がございます。昭和62年からあそこで発足いたしまして、現在では、供給会員、Ａ会員と申しておりますが、143名、需要会員のＢ会員、これが150名が登録されております。平成２年度の活動状況につきましては、派遣世帯数で56世帯に対しまして、3,669回の派遣を行いまして、前年と比較いたしまして21％の増ということで、順調に目的を達成しているところでございます。

２点目の、生きがいのある老後の保障の項目でございますが、特別養護老人ホーム、在宅ケアセンター、高幡福祉センターの複合施設の新設でございます。これにつきましても、予定どおり平成２年５月に浅川苑が開設されまして、定員50名の特養老人ホームということで、目的を達したところでございます。

それから、ひとり暮らしの安全対策といたしまして、特にひとり暮らし老人緊急通報システムというものを導入いたしました。平成元年度に５台、平成２年度に６台、計11台が現在設置済みでありますが、平成３年度におきましては、10台の設置を予定し、準備を進めておることろでもございます。この制度は、東京消防庁への登録、あるいは協力員３名の確保が必要であります。近隣の住民にも協力を依頼した中で、積極的に進めていることろでございます。

それから、生きがいの対策でございます。高齢者センターの新設、これにつきましては平成元年12月に完成し、現在、シルバー人材センター等で使用しているところでございます。

次に、後期の実施計画の新項目につきまして御説明いたします。中央福祉センターの開始につきましては、平成２年12月から翌年の３月にかけまして、内部の改修を行いました。障害者用のトイレの新設、あるいは浴室等の改修等がございます。

それから、次に地域の高齢者住宅計画でございます。これをことしの３月に完成いたしました。今後、10年間の目標といたしましては、必要とする高齢者住宅550戸ということの確保の方法が示されていることろでございます。これにつきましては、公的な住宅、いわゆる公団、公社、あるいは公営住宅と言われます都営、市営、そのほか、借り上げ住宅、こういうもので550戸確保していくという方向でございます。高齢者住宅の借り上げにつきましては、平成２年度に２名の方の地主さんの協力をいただきまして、16戸２棟、32戸借り上げることができました。平成３年の３月には、32戸入居が完了しております。平成３年度の借り上げ事業でございますが、当初、１棟15戸を予定しておりましたが、今回、東京都の補助制度の改正がございました。融資条件等の変更、ある

いは専用面積の変更等がございました。また、今までは東京都の福祉局でやっておりましたものが、今回から住宅局の方の指導に変更になっております。こういうようなもろもろのことから、ことしは地主さんと協議をしてみましたが、時間がかかりまして、今年度の予定が困難になっております。したがいまして、平成4年度には、これを合わせまして15戸ぐらいの2棟借り上げていきたいというふうに考えております。

基本計画に該当する項目につきましては、以上でございます。

それから、今後の高齢者福祉策でございますが、今後とも高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らせるように、高齢者向けの住宅、あるいは現在行っております老人給食サービスの充実、在宅福祉サービスの充実、このようなことで一層の推進を図っていきたいと思っております。

特に、今後の施策といたしましては、福祉、保健医療の一元化、体系化ということでございます。特に、施設サービスにおきましては、今議員さんから御指摘ありましたように、多摩川苑福祉ゾーンの整備計画、ここにおきましては特養老人ホーム、一番研究課題であります特養老人ホーム、それから保健施設、あるいは在宅サービスセンター、総合福祉センター、こういうものを今後計画していきたいというふうに考えております。

在宅サービスにつきましては、施設サービス等もするんですが、特にマンパワーの確保ということでございます。これが在宅サービスの中で占める比重が非常に重いわけでございます。そのことでこれからもマンパワーの確保に努めていきたいというふうに考えております。

それから、給食事業につきましては、現在、年間で4万食、これは365日の給食ということで、全国的にも余り例のない給食サービスを行っておりますが、これも4万食が限度に来ておるということから、最近では、浅川苑のサービスセンター、あるいはかしの木荘によりまして、地域の給食サービスを行っているところでございますが、今後とも、これらの事業の充実を図っていきたいというふうに考えております。

それから、平成元年に国の10カ年戦略、いわゆる福祉推進計画、ボードプランが作成されました。それを受けまして、平成5年中には日野市の福祉の基本構想とも言うべき地域福祉推進計画、この策定を行っていく予定でございます。これにつきましても、およそ10年の目標を掲げまして、それに伴います実施計画、この中には障害者一同も含めた全体の地域の福祉推進計画を作成しいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、障害者関係でございます。障害者関係につきましては、後期の施策化された事

業は五つの事業でございます。心身障害者の在宅緊急一時保護事業、これにつきましては昭和63年度から実施しまして、後期についても現在継続中でございます。平成3年度、延べ44人の障害者がこの制度を利用しているところでございます。また、同じく障害者の緊急一時施設保護事業につきましては、前期、平成元年度に計画どおり実施、後期も計画中でございます。そのほか、障害者の在宅給食サービスにつきましても、老人給食と合わせた運営の中で実施しているところでございます。

それから、未認可通所訓練等の充実、整備でございますが、これについて父兄からの要望等があるかということでございますが、施設の拡充、あるいは事業の運営費の助成、あるいは建設用地の確保、建設費の一部助成というような要望がございます。そういうような中で、それぞれ対応しております。運営費の助成についても、かなり他市に比較いたしまして、レベルの高い所の運営費の助成をしているところでございます。また、用地の提供につきましても、あるいは建設費の一部助成につきましても、要望にこたえるよう努力していることろでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

大変失礼いたしました。第3点の保健医療面の整備状況につきまして申しおくれましたことをおわびいたします。

それでは保健活動につきましてお答え申し上げます。健康で安心して暮らせる保健医療に関しましては、実施計画におきます基本検診、これは高齢者と成人がございます。毎年、基本計画によりますれば、800人増で計画しておるところでございます。また、がん検診といたしましては、肺がんが100人増、胃がんが200人増、大腸がんが300人増、乳がんが500人増、また子宮がんにつきましては300人増というような計画によりまして、現在予算化されておるところでございますが、これが実施につきましては、予算の範囲で希望者全員が受けられるよう配慮しておるところでございますが、しかし、科目によりましては、それを超える、計画を超えます大きな受診者が出ておる経過もございます。例えば肺がん検診につきましては、およそ倍、420名のところを816名という申し込みがあった経過もございます。そのようなときには、こと市民の保健、健康の問題でございますので、全員が受けられるような措置を講じてきておるところでございます。

また、生活保健センター内の機能訓練事業に関しましては、本年9月から開始いたしまして、寝たきり者在宅機能回復訓練の実施について、充実を図っておるところでござ

います。

さらに、今年度は、老人保健法が改正され、御承知のとおり、特に在宅老人訪問看護に重点が置かれたこともございますし、基本的に日野市の対応を検討しておるところでございます。

次に、これは都の関係でございますが、一言申し添えたいと思います。多摩南部地域病院、仮称でございますが、これが現在、財団法人東京都保健医療公社の手によりまして建設が進められておりまして、多摩市落合の中沢、いわば多摩センター駅西側に位置したところでございますが、そこで平成５年７月、一部開設、６年５月完成という中で、現在計画が進められております。この病院の診療科目は16科に及ぶものでございまして、特に重点医療といたしましては、救急医療、がんの医療という２点でございます。規模といたしましては、病床が300床、そのほかにＩＣＵ、あるいはＣＣＵ、６床含めますと306床。それで外来でございますが、１日当たり500人を想定しておるところでございますが、医療機関からの紹介患者につきまして診療するということで、これは紹介、予約制をとっておるものでございます。診療後には、紹介をしてまいりました医療機関への報告、また紹介でなく、直接お越しいただいた患者さんに対しましては、症状によりまして適当な医療機関への逆紹介といいましょうか、していくという計らいでございます。また、病床でございますが、これはオープン化いたしまして、地域医療機関からの入院依頼に対応するとともに、退院時は地域医療へ患者の返送、あるいは逆紹介を行う、こういう仕組みでございます。

もう１点申し上げるところは、東京都の保健医療計画の見直しでございます。平成５年度、この見直しを控えておりまして、現在、第２次保健医療圏、５市代表の保健所が中心で意見を述べ合っているという現在、段階でございます。まだこの点につきまして、当市といたしましても、毎々病床制限にかかわりなく、日野市としての病床数獲得のために、再三申し入れをしてまいってきておりまして、確約というところまではまいっておりませんが、日野市の実情を都として認識し、かつ、都、国に対して、日野市の現状を上申してくれているという状況がございます。

なお、東部といたしましては、今後、一層協力なる病床の拡大を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　３番目の、医療面の整備の件について答弁申し上げ

ます。

医療の施設につきましては、日本国内ではどちらかというと、自由診療といいますか、民間が主流なわけでございます。そういう中で、日野市の場合は、開業医さんの診療施設、また病院、いずれも若干平均より下回っている施設の数と言えます。ただ、行政の区域内に施設があるなしの診療圏ということで、通える距離にあればいいというような考えもございますが、行政の区域内に限れば、下回っているというのが実態でございます。そんな中で、特に病院が少ない、ベッド数が少ないということは、先ほどの医療計画の要請にもございましたけれども、日野市の場合は、医療計画の算出でいけば、半数に満たないというような状況でございます。そんな中で、基本計画の施策の方向では、現在の市立病院を整備、充実するということを一つ出しておりますことと、それから、南部地域に病院を設置したいという二つの点を施策の方向で出しております。

その中で、市立病院のまず建てかえでございますけれども、これにつきましては、先般、先週の５日の日に市長の方からもお話がございましたけれども、一応、仮病院というような考えももちろんあるんですが、もう少し具体的な検討もしてみたいということで、現在の多摩平の病院の周辺の所も考えに入れて、ただいま検討しているということでございます。

なお、病院の建てかえについては、準備金というようなことで基本計画の中に40億を目途に積み立てることになっておりますが、平成３年度積みますと20億ということで、ちょうど50％に到達するということになります。それから南部病院につきましては、高幡の区画整理の所の土地というようなことの中でも、いずれにしても市立病院とか、民間病院ということを直接ここでは考えておりません。ただ、南部に病院の土地を手当てしたいということで、区画整理区域を含めて検討しているというような状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　第６点目の、青少年の健全育成体制の整備につきましてお答え申し上げたいと思います。

生活文化部での青少年育成事業につきましては、既に御承知のとおり、昨年、青少年問題協議会の地域組織でありました地区委員会が、住民の自主的な団体であります育成会に移行いたしました。次代を担う青少年を心身ともに健やかに育てることは、大人一人ひとりの、また社会全体の責務でございます。それで基本構想におきまして、青少年の健全育成体制の充実を、豊かな人間性を育てる教育と文化のまちづくり、市民相互の

連帯を広げるコミュニティ活動の一環として位置づけ、さらに青少年の健全育成活動を、家庭、学校、地域社会が連帯して推進していくとしております。地域ぐるみで育成活動を推進する地区育成会は、地域の人々の理解を得ながら、それぞれの地域ごとの特殊性を生かした活動が行われております。さらに、地域の力が高まり、育成活動が定着するよう、支援をしてまいりたい、そのように考え行ってまいってきております。

青少年の健全育成は、行政の他の分野でもその取り組みが行われております。地域では、それぞれのいわばサッカー、あるいは野球といった目的を持っての育成活動をする団体が多くございます。育成体制の整備という面では、数多くある育成団体であります少年野球、少年サッカー、子供会、ボーイスカウト、ガールスカウト、そして育成会等、地域の参加団体同士が連絡調整、情報交換を行えることが望ましいと考えております。そのためには、地域の各育成団体が自主的な形で活動の核となるような連合協議体を組織いたし、互いに連携できる状態が生まれることがよいのではないかと考えるところでございます。そのような方向での支援を検討して今後まいりたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　同じく６点目の、青少年の健全育成体制の整備につきまして、社会教育部関係についてお答えを申し上げたいと思います。

青少年の健全育成につきましては、今年度は、桑園跡地を利用いたしまして開設いたしました自然体験広場、これを一つの活動の拠点といたしましてジュニアリーダー講習会、指導者上級講習会、あるいは少年団体の育成講習会などの活動を展開してまいりました。体制といたしましては、子供たちを直接指導できる日野市の青少年を中心といたしまして、各子供会の指導者、それから福祉部所管の児童館、あるいは生活文化部所管の育成会の方々との連携のもとに推進をしてまいったわけでございます。今後とも、子供たちの地域でのリーダーとなれるような小学生、中学生、あるいは高校生、青年リーダーとのそれぞれの段階に応じた一環した地域のリーダーの育成に努めてまいりいたいと思っておるところでございます。

また、社会教育委員会におきましては、来年度から実施が予定されております学校週５日制の実施に伴う社会教育面での受け入れ体制に焦点を絞りまして、現在調査なども実施をしております。検討を進めているところでございますが、いずれにいたしましても、家庭、学校、地域との連携ができる体制づくりを精力的に進めて取り組んでまいりたい、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

質問した内容が広範囲にわたりますので、なかなかうまく整理できないところは仕方ないんですけれども、今、御答弁をお聞きしまして、基本計画にのっとって目指すべき都市づくりは進めてきました。その結果、各事業施策の整備状況は、今こんなふうになってますよ、こういうことも言われました。今後、こんなふうにやっていきたいということで御回答いただいたわけですけれども、数字的に御回答がいただけるところ、あるいはそれが無理なところ、これはよくわかりますので、それなりに理解をするところでございます。

何点か再質問をして、最後に市長に総括で１点だけお聞きしたいんですが、１点目の都市基盤整備の中で確認をしたいんですが、下水道事業の整備状況、供用開始51％というのは平成４年度だと思うんですが、区画整理事業が、今組合施行が12地区ですか、進められているというふうに変えていただいたんですが、組合施行の区画整理が進みますと、やはり下水道事業が当然おくれると思うんですね。ですから、その辺も加味した上での51％なのかどうか、これを１点だけ御確認させてください。

それから、市営住宅の件で、部長の方から今、18戸計画している。今後についてもう少し詰めたいということでしたけれども、この18戸というのは、どこにいつごろ完成――完成というか、借り上げて、どんな形でもって募集をして、入居を進めるのか、もしできれば、その辺もお聞きをしたいと思います。

それから、最後の青少年の健全育成の問題でございますけれども、これに関連しまして、行政報告の中で私どもの内田議員の方からも、何点か質問がされております。その辺をダブらないように確認だけしたいんですが、今、地区育成会、８個あるわけですけれども、うまくいっているというような部長の御答弁でございました。本当ですか、というふうにちょっと聞きたいんですけれども、私が把握している中では、中学校単位でございますから、かなり広範囲でございまして、本当の一つの地域、本当に何ていうんですか、いつも集まる方が中心になってやられて、必ずしも私は、地区育成会うまくいってないんじゃないか、こんなふうにつかんでいるところでございます。例えば、一中地区である女性の方から、これは育成会の役員さんだったんですけれども、20万のところを100万になっちゃった。どうやって使っていいかわからない。かといって、事業を５倍にするわけにいかないんで、ということで、弱ったというような悩みも聞いたし、あるいは二中地区の方では、研修会と銘うって、研修会の役員さんが１泊でもって研修旅

行――研修旅行って言っちゃいけないよって、私言ったんですけれども、旅行じゃ困るんで、青少年の健全育成をしてもらうんですから、役員さんでもって、一泊でもって研修に行ってきたというような、そうやらないと使い切れないんですよ、というようなニュアンスの話も出てます。それと場所的には、一つの中学校単位で小学校が幾つかありますから、近い所はいいんですけれど、遠い所というのはなかなか参加しないというような実態もありますので、そういった所を整理しますと、地区育成会、余りうまくいってないんじゃないかなというふうに感じましたら、今、部長が、連合体を結成したらどうだろう。そういうことがいいんじゃないかな。そうすれば、支援もしますよ、というような御答弁でした。

これは、行政側、当然いろんな面の支援でしょうけれども、じゃあ、だれがリーダーになって、そういう連合体を結成していくのか、そこまでお考えになっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、実は私ども、11月の初めに会派の研修ということで、社会党さんと市民連合さんと一緒になりまして、福岡の大野城址に行ってまいりました。その中で青少年の健全育成について勉強をさせていただいたんですが、大変、しっかりした活動をされております。きちっとした組織図もございまして、まさしく今部長が御答弁になった連合体ということでやられている。しかもこれも、スクラム作戦ということで、パート１、パート２ということで進めてきているわけで、それなりに非行化が減ってきてますよというような、かなり多くの団体が入って、例えば市議会とか警察とか、あるいは消防団だとか、子供会とかＰＴＡだとか、青少協とか、あるいはＪＣだとか、老人クラブ、体協とか、かなりの団体が一つの部会を結成しているというような、文字どおりまちぐるみでやっている連合体なんですね。今、部長の御答弁は、地域ぐるみでということですから、８個あればそれをきちっと整備されればいいんですけれども、この地区育成会ができたときに、私も質問したんですけれども、そのとき、市長答弁の中で、今後は、地域でもって青少年を指導育成していただきたい。みんなでやりましょうよということで、考えは大変立派なんですが、どうもなかなかうまくいっているところと、悩んでいるところが見受けられますので、まだ歴史が浅いですから、これからの課題でしょうけれども、その辺をもう少し詰めてお聞きをしたいな、こんなふうに思います。

あとは、ある程度、今までの議会の中、あるいは委員会の中で報告もされてますし、よくわかってますので、ダブりますので、それは結構です。

以上の点についてお答えいただければと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいまの下水道の普及率が51％、こういうふうに申したのは、あくまでも処理場が稼働した時点の予測でございます。したがって、先ほども申し上げましたけれども、秋川処理区では34％、それから秋川処理区では87％が生まれるだろう、こういうことでございまして、この浅川処理区の34％と低い部分が、先ほどの区画整理との絡みがあるわけでございます。区画整理12地区、こういうふうにお話ししたのは、これは市、それから組合施行も含めて現在計画中が12地区、こういうことでございますので、今後、計画しているこの区画整理事業との整合を積極的に図っていかなければ、この処理場の浅川処理区の整備率が上がっていかない、こういうふうになっているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　１点目の、地域特別賃貸住宅につきましてお答えをいたします。

現在予定しております場所は、高幡地区でございます。高幡不動駅の南東でございます。駅から約四、五分の場所でございます。三、四分ですかね、その場所でございます。

それから建物の構造でございますが、壁式、プレキャスト、鉄筋コンクリートづくり、３ＤＫでございます。３階建ての18戸。この今回運営しております補正予算が決定いたしますれば、着工ということになりまして、完成は来年の９月ないし10月の予定でございます。それで、先ほど申し上げましたように、これは全部市が借り上げまして、入居者を選定し、入居させるわけでございますので、大体、先ほど申し上げましたような階層といたしましては、収入分位25から60ぐらいのところということで、４人の標準世帯でおよそ年収が430万から680万円ぐらいの世帯ということで、この完了に向けて時期を合わせながら市の方がこういった募集人員を行っていくということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　それでは、青少年健全育成につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、地区の関係でございます。現在、おっしゃられますとおり、中学校単位で編成しておるわけでございますが、これは後期に当たりまして、従前の地区委員会との兼ね合いの中で、当面、地区の単位を中学校区と定めたものでございます。御趣旨のとおりならば、これは小学校単位という形の中で、やはり最も生活圏の一つの圏域といたしましては、小学校区が望ましいとは感ずるところでございます。この点につきましては、

今後、地区育成会の活動の中で、いろんな形態が出てこようかと思います。そういった小学校区単位ということも当然に一つの変化として出てこようかというふうに考えておるところでございます。また、補助金100万が多過ぎるということでございます。これにつきましても、やはり自主的な取り組みをしていただく中で、当面、自由なその育成を行っていただくための一つの目安として１地区100万という設定をしております。現在におきましても、100万を使っていただかなければということではなく、一つの基準として置いてあるものでございます。現に申請におきまして、100万を下回った申請というものもあるわけでございます。私どもも、十分まだその辺の趣旨の決定が欠けているやに思われますので、十分御説明申し上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、連合協議体の関係でございます。これは、現在まだ確定はしておりません。一応、２月の中旬をめどに検討しておるところでございますが、青少年育成の市民交流集会といいましょうか、実行委員会形態においてそれをしていきたい。目的といたしましては、そういう青少年の育成に取り組んでおります関係団体が一堂に会しまして、それぞれの活動について、交流の中で青少年育成活動についての共通の理解を深め、また課題等について協議することによって、お互いの連携を深めよう、こんなような趣旨で取り組んでみたいということでいるわけでございます。その実行委員会の呼びかけといたしましては、市Ｐ協、あるいは子供会、ボーイスカウト、ガールスカウト、少年サッカー、あるいは少年野球、青少年委員会、もちろんこの地区育成会も含めまして、まだ詰め切っておりませんが、それらなどなどの方々、団体に呼びかけてやっていきたい、そのような考えでおるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

今、最後の生活文化部長の、100万円が多過ぎるんじゃないんですね。使い方がわからないんですよ。ですから、補助金をいただきまして、本来ならば、出すときに、当然、今連合体の話が出ましたけれども、そういったものを先につくるような準備をまずしていただいて、結果的にそうかと。それじゃあまあ、20万じゃちょっとあれかなというんで、もう少し増額していきながら、じゃあ、このぐらいでどうでしょうかと。それを皆さんで、ひとつ育成のためにお使いいただきたいというような形に持っていけば、ある程度わかったということになるんでしょうけれど、いきなり５倍になったものですから、

一つの団体でもって事務をどうやるんだろうというふうなことになって、戸惑いを見せているということですから、決して多いとは言っておりませんので、減額なさらないように、ひとつこれだけは要望しておきます。

最後に、市長に総括的に御見解をお伺いしたいんですが、４年前に私が、日野市の生活水準どうですかと言ったときに、結論的には、下水道事業を除けば、他市と比較しても遜色ない、まあまあいい線をいってるんじゃないか。平均点はあげられるというような結論でございました。今、それぞれの各まとめ的なところを挙げさせていただいて、私なりに、ああ、今こんなふうに進んでいるのか、このぐらい整備されているのかということで、私はある程度のところはつかめるんですけれども、市民から見た場合に、果たして日野市が裕福なのか、あるいは豊かなのか、豊かでないのか、この辺がよくわからないと思うんですね。

ですから、そういったところを本来ならば、もうちょっと分析をしていただいて、何か一つの指標でもって他市との比較の中で、まあ基本計画ですから、隣まちとかなにかと比較するのはどだい無理なんですけれども、ただ、住民というのは、隣にあってうちにないよというと、必ず不満になるんですね。グラウンドをとっても、何回も言うように、立川、八王子にはあんな立派なのがあるじゃないか、日野市にないよ、こうなるんですよ。日野は違いますよ。それは将来課題ですよ。今こういうことをやっているんですから、というふうに言われれば、我々は理解できるんですけれども、住民の方からは、なかなか理解できない。こういうことは当然、行政側としても十分御認識だと思うんですけれども、そういった面を含める中で、市長自身が今、先ほども午前中、馬場議員が言われたように、残すところあと２年ということですから、今こういう時期になって、どのぐらいの仕上がりですね、まあまあ御満足いただけるんではないのか、あるいはちょっとまだ申しわけないけれどもおくれているよ、こういうふうにどっちかなるんでしょうけれども、市長の実感では失礼ですから、行政のトップとしてどのようにお考えになっているのか、簡単で結構ですから、御見解がありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、この日野市の生活水準というテーマなんですが、１個の自治体として、当然あるべき状態といいましょうか、市民要望には一応こたえているというふうに、ある状態を水準の一つの基準にしたらよろしいんじゃないかと日ごろ考えております。水準ですから、一番数値で出るのが科学的で明快なわけですが、な

かなか数値であらわすことは難しい。都市基盤整備の下水道の進捗率、あるいは区画整理事業の進捗率、これらははっきりと数値で出せる事業であります。福祉でありますとか、あるいは教育、特に市民の選択によらなければならない医療費につきましては、なかなか水準ということを明らかにすることは難しいわけであります。奥住議員の前の質問に対して、私は多分、市民の方の日常生活の上の満足度ということで一つの基準が出るんではなかろうか、というふうなことも申し上げたことがあります。東京都では、安心とか、生き生きとか、ふるさととかいう指標を持って、努めてそれに施策が展開されておりますし、我々も五つの柱という言い方で仕事を展開してまいっておりまして、むしろ議会の方々からは、いろいろその足りない点も御指摘をいただく、こういうことで水準が高まってきた、こういうふうに言えるんではなかろうかと思っております。

一施策、一行政区分、今それぞれの部長がお答えをいたしましたとおり、一定の到達度もありますし、またこれからの見通しもあるわけでありまして、むしろ水準は、議会の方から御指摘をいただく、この方が我々としては手前勝手でなくていいんではなかろうか、このように思っております。アンケートでもとって、いわゆる満足度という形でお伺いをすれば、かなりの数字は出てくるんではなかろうか。これはどこの自治体でもある程度、今自分のまちの特色を発揮しながら理解をしていただいておる。今日、市民意識も、非常に多様化しております。また、価値観もいろいろ複雑になっておるわけでありまして、満足をする人、満足をしない人、当然あるわけでありますが、日常のいろんな情報を聞きながら、特に評価しない、理解しないという言い方の情報は余り受けておりませんので、ある程度の到達度ではなかろうか、このように考えております。

また、自治体は、悠久でありますから、その時期その時期の一つの到達度というものがあるわけでありますが、我々の自治体は、まず都市としての基盤整備、つまりこれはアメニティーの基準になるものだと思っております。基本的な基盤整備を行うことが、将来のアメニティーの確保、つまり住みよさの確保ということにあるわけでありまして、それにはとりわけ日野市の自然環境の特色として、緑の保全と、それから清流の回復を図っていくと、これなどが一番市民に共感の持たれる課題であり、また、そのことを指摘して行ってまいりました行政は、一定の日野市の特色を発揮し得ておるというふうに解釈しております。

足りない点も多々あると思いますが、これから到達度をますます高くして、地方自治の行政が進展をしていくと思っております。先ほどの青少年健全育成のことで、確かに御指摘のことがあろうと思っておりますが、地域の教育力を高めるということを、総合

的な眼目として取り組んでいきたいと思っております。いろんないい活動団体も参加ができる、そうして地域社会の活性化はまさに子供のためにある、というふうになれば、これは高い到達度だと言ってよろしいかと思っております。そのような考え方で取り組んでいきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって２の１、再び問う！日野市の生活水準の質問を終わります。

一般質問３の１、市内じゅん環バス路線の今後の計画についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　市内じゅん環バス路線の今後の計画について、質問をいたします。

市内循環バス路線の実現による市民の足の確保、この問題は、長年にわたる重要な課題であるということは、言うまでもありません。私も、二昔前からこの路線の実現を叫んできたような気がいたします。市民の足を確保するためのバス路線の実現は、道路拡幅整備を計画的に推進しながら、その前提として関係地主との折衝、あるいは関係交通機関への働きかけなど、その条件整備が必要なわけであります。計画することは容易であっても、その具体化ということになりますと、多くの障害、困難が伴うわけであります。

例えば、一番橋通り２・２・５号線の東豊田への接続、この道路計画は、地主との交渉など約20年かかったと、私は思っております。また、御存じのように、高幡不動駅から豊田の南口の間、バス路線がありました。これは道路事情等によって、ワンマンバスが走らせられない。したがって、交通機関側にかなりの負担がかかるということから、路線の廃止の問題が持ち上がった経過があります。その時点で、東京都を中心に道路の拡幅が計画されたことがありますけれども、結果的に関係地主の同意が得られないということで、最終的には、このバス路線は残念ながら廃止のやむなきに至ったわけであります。こうして一つ二つの例を取り上げましても、バス路線を実現していく上での道路の整備の難しさが端的にあらわれているわけであります。バス路線の新設、そして延長というのは、さまざまな障害があると、私も認識をいたしております。

その上での質問でありますけれども、先日、ある懇談会の席上で、百草、落川地域に住む市民から、市内循環バス路線の必要性が訴えられました。市立総合病院に行くのに、京王線を利用して八王子の駅へまず出る。そしてそこからバスを乗り継いで、ようやく病院に行く。帰りは、その逆コースになるわけでありますけれども、病院へ行くのに１日がかりだということで、いわゆる毎々から指摘をされている南北の交通網が、特にバス路線が現状、整ってないということからくる市民の足の不便さといいますか、その点が指摘されたわけであります。

そこで、この質問になるわけでありますけれども、今不便地域と言えば、かなり列挙することができますけれども、例えば今言った、百草、落川地域、それから南平の二丁目、四丁目、八丁目、九丁目、つまり北野街道沿いのあの地域、平山の一部地域、そして西平山、そのほか、まだ浅川以北にも、まだまだ不便地域があるわけでありますけれども、今指摘したこの四つの地域、川崎街道沿い、そして北野街道沿い、さらには、西平山、この地域のいわゆる不便地域への不便さの解消といいますか、市民の足の確保、これは道路整備が当然伴うわけでありますけれども、今日の時点で、どういう見通しが立つのか、まず１点、伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、このバスに対する、市内循環バス路線の今後の計画ということでございます。お答えしたいと思います。

今、具体的に地域を指定して御質問があったわけでございますが、現在の京王のエリア圏の中で、市内のバス路線が運行されているわけでございます。現行の中では、市内を通過する路線としては、市の補助金を出しての２路線を含んで23路線ということでございます。具体的に今御質問のあった、落川、百草地域、あるいは南平、京王線に沿っての川崎街道の路線につきましては、全く実情、路線が開発されてないのが実態でございます。これにつきましては、再三、議会の中で、また一般市民の要望も数多くあるわけでございますが、京王の開発すべき路線の中では、京王沿線と並行しての路線開発がなかなか交渉に難航を極めております。全く京王側では、その並行した路線は走らせないという考え方を基本に持っているわけでございます。

こういう状況の中で、我々も再三、路線と電車のお客さんとの違いの問題等を含んで説明をしてきております。しかし、まだまだ現状としては見通しがついてないのが実情でございます。現在、新しい路線としては、京王の自主路線として高幡から三沢台を通って百草を通った聖蹟桜ケ丘への、これは京王の自主路線、いろんな面で、今御指摘のように、道路網の問題、あるいは警察の条件整備、やっとこの路線もかないました。多摩との交渉の中でのガードレールの撤去、停留所の問題、しかし、一番残っているのが、今市内の部分で停留所の問題が非常に難航しております。よって、現在まだ開発できてないというのが実情でございます。そういう中で、この今御指摘の地域につきましては、何としても実現したい。それには今の市内連絡バス、高幡から日野駅経由、豊田、平山城址公園ということで、61年の８月から開始しまして、当初、４往復しかなかったものを、倍の８往復に63年にしたわけでございます。しかし、これでも８往復しか通ってない。よって、今の地域の方の南北路線、あるいは市立病院に行くというような問題には、大変不便な状況があることは十分認識しております。私の方も、この市内連絡バスにつきましては、８路線から路線の増便を現在京王にお願いしているところでございますが、なお一層、努力はしたいと思いますが、今のこの百草、落川、南平、平山を通っての京王線に沿っての路線の開発がなかなか難航しているということが、現在の状況でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

今の答弁については、また後で触れたいと思いますが、再質問の１点は、数年前に南平のみなみが丘、あるいは鹿島台団地などを経由したバス路線が一時、企画として持ち上がった経過があったと聞いております。多分、総論賛成、各論反対というようなことから、その実現ができなかったというふうに思うんですけれども、その後の経過はどうなっているのか。つまり、一部反対があったので、もうそのまま計画は断ち切れになってしまったのか、あるいは行政側として、その実現に向けての努力がされているのかどうか、この点、１点伺っておきたいと思います。

それから、今豊田の南口は、御存じのように区画整理事業が進められつつありますけれども、それとの関連で、先ほど申し上げた高幡不動駅と、豊田南口の間のかつてあったバス路線、この復活の見通しといいますか、これは、京王線と中央線を結ぶという点では、非常に大事な路線であったわけですけれども、結局、道路事情によって、あるいは経営上、採算がどうしても合わないということからくる困難さから、廃止のやむなきに至った、そういう経過があるわけですが、近い将来、区画整理事業の進行に合わせて、こうした昔あった路線の復活が努力目標として据えられるのかどうか、その点も伺っておきたいと思います。

それからもう１点は、一番橋の通り、先ほどちょっと触れましたけれども、南平から東豊田、そして市役所と、今進捗中の工事が完成の暁には、こうしたコースが路線としては成り立つわけですけれども、この点についてのバス路線の実現の見通しなどについて、今この時点でお答えいただける範囲で結構ですけれども、伺っておきたいと思います。

以上、３点について再質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

１点目は、みなみが丘路線ということでございます。過去には、高幡不動から鹿島台、みなみが丘との経路で、これは京王が自主路線で計画した経緯があるわけでございます。その後、この路線がいろいろ住民とのやりとりがありまして中止された経緯も御報告、過去にしたとおりでございます。よって、今質問者の議員さんの方から、みなみが丘路線ということで、私の方も、現在京王とは交渉を継続的に続けているわけでございますが、高幡不動から高幡橋を通って市民プールの前から一番橋経由のみなみが丘路線ということで、それの折り返しでございます。これは、同じように一つの計画の中で自主路線で開発してほしいということで協議を進めております。当面、日野台の問題、三沢台の問題、この２点の解決後は、よりこれを第３の順番としては積極的に対応していきたいというふうに思っております。

なお、２点目の豊田からの高幡不動をつないだ豊田南口の関係でございます。過去の経過につきましては、今御質問者の方からあったとおりでございますが、この路線につきましても、京王側に対して、どこの場所をどうすればいいのかということで、具体的に路線開発に関連しての改良事項、改善事項等を出していただきました。その中身は、第二小学校の用水路を挟んで約向こう100メーター程度の距離でございます。よって、この解決ができませんと、路線の開発はできないということで、いろいろ交通対策特別委員会の中でも御審議いただいた経過があるわけでございます。しかし、なかなかこの路線の開発するためには、その条件が用水であり、また都道であるということの難点もあるわけでございます。今御質問者の方からありましたとおり、当然、この豊田の都道に並行して、区画整理事業で現在道路計画もあるわけでございます。この見通しを早くつけて、今後、高幡から市民プール、あるいは豊田の過去の路線とは多少、違うコースではございますが、やはりこれが一つの高幡、豊田を、京王線、中央線を結ぶ路線の過去の路線復活に努力したいというふうに思っております。

なお、３点目につきましては、一番橋に関連して、現在工事をやっている道路計画、あわせて市役所に、ということだろうと思います。当然、道路ができ上がることによりまして、公共施設、役所に市民の利便性を考える中では、自主路線でぜひ京王に開発してもらいたいということで、幾つかの点を含んで今後の要請事項にしていきたい。また、これを実現するために、努力もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今の答弁を踏まえて、要望申し上げ、そして最後に、市長から一言、答弁をいただきたいと思います。

最初の、川崎街道、そして北野街道沿いの市民の足の確保の問題でありますけれども、前々から答弁にありましたように、京王沿線に沿ってのバス路線、電車に乗る客がバスに移るだけ、こういうことで、京王電鉄側は、前々から非常にこの路線については難色を示してきた経過があります。今も考えは変わらないんだろうと思いますが、さっき指摘しましたように、市民からの訴えにもありましたように、市立病院、あるいは市役所等に出向く場合に、八王子経由でなければバスが乗り継げないという、大変不便さがあります。そういう解消という点では、やはりこの川崎街道や、北野街道沿いを経由してのバス路線の循環が将来どうしても必要になるわけで、この点については、引き続きひとつ努力を払っていただきたいと思いますし、あわせてみなみが丘コース、これは京王電鉄側で計画した経過があるわけですが、これまた、一部もちろん反対があって実現できなかった経過があるわけですけれども、今申し上げたような不便さという点でいきますと、要求も大変強いわけでありまして、この点についても引き続き、努力をお願いしておきたいと思います。

さらに、高幡不動駅、豊田南口間の、このかつてあった廃止された路線の復活、道路事情等、この整備が前提にはなりますけれども、これも目標として掲げ、引き続き努力をしていただきたいと思いますし、あわせて南平の四丁目の一部西側地域ですけれども、区画整理事業が今進行中であります。あわせて一番橋から東豊田に抜ける道路の整備も、今進捗中であります。したがって、コースとしては市役所へのコースがたどれるわけで、これもぜひ、その実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

いずれにせよ、この市内循環バス路線の課題は、大変長期にわたっての重要な課題であります。しかし、同時に冒頭申し上げたように、地主との折衝一つとっても、大変な日時のかかる問題、障害もそれなりに多いわけで、なかなかスローガンとして掲げ、努

力してもなかなか目に見える形で実現が図れないというもどかしさはあるわけですけれども、この問題、大変大事な課題であります。引き続き努力をお願いしたいと思います。

最後に、市長から一言、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内循環バスという一つの政策は、私も多年にわたって掲げてまいった経過がありますので、現実にかんがみて、市民生活から見ると、かなり不十分だというふうに感じております。今も挙げられた３路線、それぞれ理由といいましょうか、つまり、日野市の全域を独占免許の立場にある京王バス、京王電鉄の中のまた子会社でございますが、本来ならば、市民の利便のためにということで、高い公共性があるわけでありますけれど、それに伴って、一方に採算性のことが企業としては伴うものですから、なかなか思うようにならない。これが悩みの現実でありまして、今回、日野台路線を協力してくれたということになりましたし、電鉄とまた並行して走らないというのも、身勝手と言えば身勝手な、自分の方の原則にはなっておりますけれど、交通会社というものは、あるいはそういうものかもしれません。

それから、南平のこの各団地を横断する路線は、これはかなり自主的にも、バス会社の自主的に開発をした計画でありますから、今、問題点をもう一遍よく洗い出して、市からもその解決策を提案をしてみる。こういうことで、なるべく早く実現にこぎつけたいというふうに考えております。

それから、豊田－高幡線、これはかつて、バスが走った路線バスコースなんですが、採算性のことと、バスが大型になって、道路が狭く、事故を起こしかねないというバス会社側の理由によって、これは廃止ではなくて、一時休止ということであります。したがって、認可の項目にも入っておりますから、責任免許企業としては、条件が整えば復活をしなきゃならない、こういう立場にあるというふうに理解をしております。

いろいろ工夫をして、市民生活に本当に便利になったというふうに感じとられる路線を、いろんな工夫をしながら開発をしていきたい。今までの我々の提案の中には、地元のタクシー会社の協力を得て相乗りタクシーという発想もありますし、それから、たすき型の右回り、左回りの路線を組んで、何か均一料金で市内が運行できないかというようなことも提案はしてみておりますが、現実には、陸運局からもまだ必ずしも相談に乗ってもらえない、こういう事情もあるようでありまして、一層ひとつ、御指摘の点にも努力をして、１本でも具体化を進めていきたい、このように取り組んでまいりたいと思いますので、また、適切な御指導、御協力もお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　引き続いて積極的な努力をお願いをして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって３の１、市内じゅん環バス路線の今後の計画についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時51分　休憩

午後３時17分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の２、南平丘陵公園の積極的な市民利用をめざしての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　南平丘陵公園の積極的な市民利用をめざしてについて質問をいたします。

御承知のように、南平の丘陵公園、開設されて１年半が経過をいたしております。「緑と文化の市民都市の」スローガンにふさわしい、自然と緑を生かした公園として、また、市民に安らぎとうるおいを与える公園として、多くの市民の期待と関心を集めてきたと思っております。一つ、まず最初に伺いたいと思います。個々の入園状況については、特に記録がないようですので、これまで団体等による利用の状況、それから野外授業場と、それからミニコンサート場、これなどの利用の状況はどうなのか、まず最初にこれを伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの御質問、団体等の利用状況と、野外授業場、ミニコンサート場の利用状況という御質問でございます。この公園につきましては、先ほど御質問者から出ましたように、平成元年の５月の15日に開園をいたしました。平成元年度と平成２年度、平成３年度の状況をお答えいたしますけれども、主団体は、財団法人日野緑化協会が使用しただけでございます。

まず、平成元年度では、身近な薬草についての園芸講座を開きました。それで５月には、同じく南平丘陵公園の植物等についての自然観察会等を開きました。11月には、親

子炭焼教室というものをやりまして、それぞれ参加人員トータルいたしますと、約200名ばかりの参加人員がございました。平成２年度では、やはり環境緑化協会が薬草についての園芸講座をまた行いました。参加人員は36名ということでございます。また８月には、南平丘陵公園の植物等についてということで、自然観察会が行われております。これが平成２年度でございます。平成３年度については、７月には、夏休みの親子教室を開き、参加人員も34名でございました。また秋には、親子炭焼教室が開かれまして、102名の参加者がございました。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これも、先ほどの市内循環バス路線と同じく、ある懇談会の席上で、この南平丘陵公園、もう少し市民の利用があっていいんではないかということで、積極的に市民が自然と緑に親しみながら、一つの憩いの場としての活用を行政側としても工夫すべきではないか、という意見が出され、この質問をするわけであります。

御承知のように、当初、この南平丘陵公園の造成に際して、基本計画が示されました。ここでは、整備の方針として、一つは、この自然が市民にとって貴重な財産である、こういう認識からスタートをして、市民に愛される公園づくりを目指す。市民活動の活性化のために利用されるそういう公園、さらには、高齢化社会への対応として、高齢者のための休養、レクリエーション施設の整備などが、方針として打ち出されました。内容としては、炭焼き小屋、これは今、御答弁がありました。で、シイタケ栽培場とか、デイキャンプ場、野外授業場兼ミニ野外コンサート場、管理事務所を兼ねた資料館などが、当初の基本計画の中では示されていたわけであります。

開設された際のパンフレット等を見ますと、当初の計画が若干縮小された形でスタートしたわけでありますけれども、この点について、当初の出発点に立ち返って、今御答弁があったような市民の利用状況からして、どうだろうか。大変山あり谷ありといいますか、あそこを一巡してみますと、大変自然の形態をそのまま利用した形でコースが設定をされ、大変ユニークな公園になっているわけであります。それだけに、当初の計画が、より市民から利用される方向で、もう少し中身の充実が図られないだろうか、こういうふうに私は考えております。この当初の基本計画に照らして、これまでの実績といいますか、その辺、どうお考えか、まず１点、再質問ですが、伺いたいと思います。

それから、再質問の２点目は、ハイキングコースとの接続が計画されているわけですが、そのハイキングコースとの接続が、今どこまで進行しているか、状況について伺っ

ておきたいと思います。

再質問、２点質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　二つの再質問でございます。

まず、１点目でございますけれども、先ほど御質問者の方から出ましたように、当初、基本計画をつくったときと、実際の運営の中で、変わりの問題でございますけれども、簡単に変わった点だけをまず先に述べさせていただきますと、まず一つは、沿路の問題が基本計画の中にはうたわれておりましたけれども、若干、沿路の現状を合わせた中では、地形的な問題ございまして、カットをさせていただいたという背景もございます。それから、シイタケの栽培場というのも基本計画に出ておりましたけれども、これにつきましても、実際のプランと現地合わせた中では、こういうものの栽培場をつくるという適地もございませんもので、これもカットをさせていただいたということでございます。あとは、デイキャンプ場、それから展望台広場、トイレというようなものがございました。デイキャンプ場については、入り口の所に若干スロープになっておりますけれども、５メートル、５メートルぐらいのテントであれば、設置が可能であるというようなことで、これは基本計画どおりにセットをさせていただいています。展望台については、尾根の一番上でございますから――所でございまして、一応、それはつくりましたけれども、まだ基本計画にのっているようような十分な施設となっておりませんけれども、そういう形での問題点はありますけれども、設置はされているということでございます。トイレについては、こういう公園の中でございますもので、いろいろと検討した結果、管理事務所内にトイレを設けたというようなことが、この基本計画の中で変わってきた点でございます。

それでは、質問の中の運営の方法、それから等が出ておりましたもので、その点についてお答えをさせていただきたいと思います。この公園の管理の運営については、内容からいたしますと、森の環境を形成する維持管理と、人のコミュニティ活動を活性化させる運営管理、と分かれているわけでございます。この公園の開園以来、維持管理についてはさほど問題なく来ております。人とコミュニティ活動を活性化する中で、まだまだ二つ目の問題については努力が必要であるというところでございます。特に、この公園の大きな目的であります、市民活動の活性化の寄与としては、利用者の立場、それから、それをやって集めていく中のイベント等の運営が、一番の問題ではなかろうかということを思っております。こういう点については、これからの管理の中では、この問題

に対して努力をしていかなきゃならないというふうに感じております。

いずれにしても、こういうせっかくの自然を生かした公園でございますもので、市民に使っていただかなければならないものでございますので、まずすぐできる問題と言えば、この公園のＰＲが、まず今までは若干欠けていたんではなかろうか。こういう点について、積極的にこれからやっていきたいと思います。また、なおかつ、この中では、周辺の自治会の方々、また老人会の方々の御意見も聞きながら、何かあそこにメインイベントのものができるかどうかというものも聞きまして、今後においては、そういうイベントも強化していきたいというふうな考え方でおります。

それから、２点目の、ハイキングコースの状況でございますけれども、ハイキングコースの整備につきましては、平成２年度で基本計画を作成してあります。平成３年度の事業では、現在、実施設計を発注するための問題点を整理しているところでございます。まだ若干、東京都との協議が残っておりますもので、それが済み次第、実施設計を出して、これに当たっていきたいというふうに考えております。こういうハイキング道路もでき上がり、なれば、また、先ほど御質問者の御指摘のとおり、活性化の一つにもこのハイキング道路は検討いたしまして、できるんではなかろうかというふうに思っておりますので、ぜひ、この点についても早急に、ハイキング道路ができるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　さらに、質問をいたします。

一つは、今部長からも答弁ありました。当初の計画からいきますと、多少縮小された形で開設されてきているわけですけれども、市民の入園といいますか、あの公園で、自然と緑に親しみながら、憩いの場として利用するという点で、ある市民からも、もう少し積極的に利用を呼びかけ、そのための改善も必要じゃないかという指摘がありました。そういうことで、一つは、もちろん、ＰＲの必要と合わせて、周辺の自治会や、あるいは老人クラブ、あるいは子供会等々、地域の諸団体にアンケート調査といいますか、意向調査をして、それに沿った内容の改善や、運営がされたらどうか。その点について、そういう調査活動をやってはどうかという提起を１点はしたいと思います。

それから、２点目は、今年度中に実施設計を行うという答弁でありました。その実施設計を踏まえて、その先の計画は具体的にはどういうことになるか、あわせて前々から議会でも何回か取り上げられてまいりましたけれども、このハイキングコースとの関連

で、多摩動物公園の南平口の開門、これも東京都が相手ですので、市独自でなかなか実施に踏み切れないという問題があります。このハイキングコースの来年度以降の取り組みの内容、そして、それとの関連での南平口の開設の見通し等についても、２点目伺っておきたいと思います。

最後に、ちょっと市長からも一言、当初計画と、これまでの経過の中での市民の利用の状況等々、今この時点で市長としてどういうお考えかを、伺っておきたいと思います。

以上３点、お伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目の自治会、老人クラブなどにアンケート調査はできないかどうかということでございます。この点については、本公園の利用の活性化をするために、平成４年度の中で周辺の自治会、老人クラブ、それから小学校、中学校、公園のそばに高等学校もございますもので、こういう所へアンケート調査をいたしまして、先ほどの御質問者のような、いろんな公園についてのあり方、そういういろいろのものをこのアンケートでいただきまして、この活性化のために実施したいというふうに考えております。

それから、２点目の、ハイキングコースのこれからの計画ということでございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、平成３年度では実施設計と、平成４年度で考え方とすれば、それに対しての工事を実施するというような形で進みます。

それから、裏門の開設ということでございますけれども、私の方は今回、一つには、このハイキングコースを接続させていただく中で、東京都の方でも、裏門の開設については非常に時間がかかるというようなことも言われております。そういう中で、順位からいたしまして、まず、ハイキングコースに接続する工事をまず先にさせていただいて、その完成後に、本来のその裏門の開設についての話し合いをしていくというようなことで、東京都ともそういうスケジュールで来ておりますもので、その形で今後も進んでいきたいということでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、その南平丘陵公園、せっかくつくったが、まだ市民の使っておられる状況が不十分ではないか、こういう御指摘も伺っております。今、公園という形で一応の完成を見たわけでありますが、その前をちょっと比較して考えていただきたいわけであります。つまり、まさにあの地域は、南平高校の今建っておる場

所とともに、全く日野市の開発の恥部と言える場所でありました。一応、持ち主との地域に対します施策の中で、現在の南平高校にでき上がっております部分、それをまた残地として南平台――今の住宅でありますが、まさにごみ捨て場の状況でありました。一段階それらのことを、市が土地を所有することによって、一応の解決を見た。つまり、あの地域の恥部が改まって、大変公共度の高い場所になったという一つの解決でありまして、その場所に加えて今後、いろいろな施策も可能でありますので、将来は日野市の特色のある動物園との関係におきましても、特色のある地域、あるいは公園ということになってくることは、もう間違いない、このように思っております。

多少、これからの取り組み経過を要するわけでありますが、ハイキングコースとつなぐこと、そして今御指摘の動物園の南平門を開いてもらうこと、これにつきましては、動物園当局には申し出ておりますけれど、動物園だけで解決はできないということでありまして、本局の建設局当局にも市の意向ということでお願いはしております。日野市が動物園から出た後の駅との関係のコースを開発すれば、話に十分乗っていただける、こういう現状の把握であります。

それから今、もう一つ、隣接地を市で確保することになりました。そこにできる一つのあてがあるわけでありますけれど、将来市外からも、あるいは海外からも相当な人たちが見える、そういう場所になり得る。また、その一環の中で、この公園の利用ができる。あわせて、地元のかねがねの希望でもあります、何かそこに集会所が欲しいということもありますので、この用地もほぼ見通しができておる、こういう状況になっておりますから、景色を見る上からも大変いい位置がありますし、日野市の自然保護運動の一環として、地域がすばらしい役目を果たすということも見通せる状況でありますので、それらのことも総合的に来年あたりは、ある程度具体的な見通しができるような、そういう取り組みで進みたい、こう考えております。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

今後の積極的な取り組みを要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって３の２、南平丘陵公園の積極的な市民利用をめざしての質問を終わります。

一般質問３の３、空教室の積極的な活用についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　空教室の積極的な活用について、質問をいたします。

この空き教室、つまり余裕教室の活用について、日野市の基本計画の第２章「豊かな

人間性を育てる教育と文化のまち」、３の施策の方向として、余裕教室の有効利用について次のように述べられています。「児童生徒数の減少によって生じた余裕教室を、学校教育、社会教育を中心に幅広く活用するための検討を進めるとともに、必要な整備をしていきます」、こううたわれています。

そこで、最初に一つ伺っておきいたと思いますが、この方針に沿って積極的な活用が検討されてきたと思います。そこで、空き教室の現状と、有効利用の状況について、最初にまず伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　空き教室の積極的な活用についての中で、空き教室の現状、その利用状況についてお答え申し上げます。

平成３年度現在、小学校の余裕教室は148教室になっております。特別教室とか図書室、会議室、資料室、準備室、またはランチルーム等に使われて、ほとんどがいます。それから中学校においても、パソコン教室等が今回は入ってきましたが、そのほか、48の余裕教室がありますが、小学校と同様に、これから学校の中で活用されるというのが実態でございます。

それから、余裕教室の有効利用ということでございますが、今申し上げましたように、学校の中での問題といたしましては、このランチルームを初め、特別教室、音楽室の１室ない場合には第２音楽室とか、またはそれぞれ図工室とか理科室とかそういうようなものがこの特別教室として充てられ、そして、今もお話受けました、この社会教育的な面という面でございますが、例えば、陶芸窯等につきましては、屋内にあるものにつきましては教室の中にその陶芸窯をつくり、そしてそれのまた地域の方への貸し出し等もやっております。それから屋外にあるものにつきましても、もちろん、屋外のものを貸すのと同時に、これの粘土を練るとか、乾燥するとか、保管するとかというような問題がございます。そういうようなことでもこの空き教室を使っている。

そのほか、滝合小学校におきましては、地域の住民に準地区センター的にも使わせるという意味で、冷暖房設備もつくり、またはちょっとした炊事場もつくった中で、地域の方に利用してもらうようにつくってあります。また、平山小学校におきましても、ちょっと変わった部屋にはなっていますが、畳の上でいろいろなちょっとした会議やなにかにも使えるようになっております。そのほか、空き教室を、これからも多くなるわけですけれども、この活用の上の中では、学校の方を第一優先といいますか、そういうような考え方の中で学校の不足している部分を補い、そのほかのものについては、地域社会も

開放する。要するに社会教育面といいますか、そういうような考えで進めているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

前もって普通教室の一時転用状況調査表というのを資料としていただいております。これに沿って、ちょっと再質問いたしますが、この一時転用状況の一覧の中に、それぞれ特殊学級や、特別教室、図書室、コンピューター室等々、ずうっと書かれております。この中で、ちょっと補足的に御説明いただかないと、内容がちょっとわからないのがありますので、二、三聞かせていただきたいと思います。

この空き教室を利用してあれこれに活用されているわけですけれども、その中で多目的教室というのがあります。小学校だけで12教室が、この多目的教室に使われております。これはどういう内容のものに使われているか、ひとつ伺いたいと思います。

それから、体育室、格技室と、こうあります。これには４教室が使われております。この格技室というのは、具体的には何に使われているのかですね。それから準備室等もあります。準備室、教材室とこうありますが、これが14教室使われております。この準備室というのは、具体的には何に使われているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

それから、潤徳小学校は、余裕教室が16教室もあります。あれこれに使われておりますが、この使われている中で、その他６教室となっております。で、潤徳小学校のその他６教室というのは、何に使われているのか、伺いたいと思います。

さらに伺いたいのは、日野市の基本計画、冒頭紹介しましたけれども、幅広く活用するために、検討を進め、そして必要な整備も行うんだということで、相当市民からも期待されていたわけですが、実際、こうやって見てみますと、各学校ともかなりの余裕教室がありますけれども、実際は市民が利用するというよりも、むしろそれぞれの学校であれこれの目的に使われていて、この表で見る限り、社会教育等に一般市民が使える教室は一つもない、こうなります。全部ふさがっているということになっているんですが、これは各学校とも余裕教室がふえればふえるに従って、あれこれの用途に使っていくということで、積極的につまり学校教育に対応しているわけですが、したがって、当初の基本計画でうたわれたこういう幅広い活用というのは、実際にはされてないのが実態ではないかと、私は思うんです。それはやはり、各学校とも積極的な意味合いで自校、つまり学校内のあれこれに使うということに主眼が置かれていて、地域の社会教育には、

実際には使えない状況になっているのかなあ、こんなふうに私思うんです。この辺が、社会教育への積極的な活用、そして必要な条件整備を行うという、これは学校内だけでなくて、学校外の人にもその空き教室を活用していただくということになれば、それなりの学校管理等の条件整備には当然必要です。そのことをこの基本計画ではうたっていると思うんですが、そういう当初の方針に照らして現状の活用はどうなんだろうか、２点目の質問として伺いたいと思います。

以上２点、再質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

まず最初の、多目的教室というところでございますが、これは学年の集会とか行事、または学芸会のときに、講堂が幾つものクラスで使っている場合に使うとか、または雨が降ったときの運動会のちょっとした準備とか、本当に多目的といいますか、いろいろ。または雰囲気を変えて、先生が子供に本を読んで聞かせるというようなときに、多目的なところにある教室では、下に敷物といいますか、じゅうたんほどではないんですけれども敷物をして、そこで座った中で本を読めるように使うとか、いろいろに使っているのが多目的教室でございます。

それから、体育、格技室という分類をしておりますが、これにつきましては、一部卓球に使っている所もございます。それから中でマットを敷きまして、器械体操だとか、そのようなことに使ったり、中学の方では、畳を敷いて改修して柔道に使っているとか、こういうように使っているものもございます。

それから準備室でございますけれども、この準備室は、理科とか美術等の教材などの整理、保管とか、そういうようなものに使っております。

それから、潤徳の６教室というものでございますが、これにつきましては、日野市教職員研究資料室というものが、ここに置いてございます。で、そのほかに、相談学級という情緒障害の子供たちを対象とした学級が置いてございます。この研究資料室におきましては、講座室だとか会議室だとか、またコンピューター室だとか事務室とか、そのほか、都職の先生方の嘱託員の先生方が、いろいろの仕事をするのに待機している部屋とか、このように使われているのが、この６のうちでございます。

それから、幅広く市民にということで、実際には余り社会教育の方へ使われていないんじゃないかという御指摘でございます。今までに条件整備は毎年最低500万から1,000万円近くをかけて毎年１校ずつを、条件の整備ということの中の一部をやらせていただ

いておりますが、例えば、先ほど申しました滝合小学校におきましては、貸し出しができる場所という空き教室というのは、１階の極力出入りのしやすい端の方というような学校等検討しまして、その中に冷暖房の設備とか、湯茶の接待ができるようなものとか、または会議用の机、いすだとか、そういうような整備にお金をかけているところです。また、平山小学校におきましての部屋につきましては、学校の雰囲気を少し変えるようにという意味で、古い農家といいますか、そういう所の壊した家の一部を利用いたしまして、それをいろりとか畳とか、そういうようなものも使ったりして、これもやはり、1,000万円に近いようなお金をかけまして貸し出せる、またいい場所の所に用意をしております。また、今年度も、また高幡台小学校等に用意しているところでございます。

で、その他の所でもこれからもまた考えていくわけですけれども、空き教室がちょうど１階の部分で、できるだけ出入り口に近い所というようなものを考えませんと、なかなか貸し出しが管理上不便であるということで、例えば、学級の編成のときに３クラスになるか２クラスになるかというような微妙のような問題があるようなときにつきましては、学年を続けて同じフロアに置くとかいうようなこともあったりして、実際の空き教室が出た場合でも、外部への貸し出しにちょっと適さないような問題とか、いろいろ条件があったりします。安定した学校についてそういうことを考えていきたい。それから、このできている施設の利用状況が、私ども、広報でもＰＲしたりはしていますが、まだまだ非常に低くなっております。

それからそのほかに、地域の方々から学校長の方に申し出て、例えば今の陶芸窯もそうですが、木工室とか、または家庭科の部屋、こういうようなものをお料理とかなにかで使いたいとかいうことがあった場合には、これはまた、学校でできる範囲の中で御相談に乗って、自主的に開放というようなこともやっております。ぜひ、ひとつ地域の学校に申し出て、相談もしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今の答弁の中で、相談学級ということもちょっと触れられました。ちょっと確認ですが、相談室というのが、この転用状況の一覧にあります。小学校では３教室、中学校では４教室が相談室ということで使われてますが、この相談室というのは、今御答弁のあった相談学級と同じことなのか、また別の相談室なのか。

そして、その相談学級というさっき答弁されたこの中身ですが、例えば、わからないでお伺いしているんですが、登校拒否の児童と親が付き添って、そして教師といろいろ

この対策といいますか、どう登校させていくかという、そういう相談する場とこう理解していいのか、また別の目的なのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　各学校にあります相談室の場合には、学校の範囲の中での担任教師との、今議員さんがおっしゃったようなことを含めた相談、その他の相談、または生徒とだけの直接の先生との相談関係も含まれてございます。それから、こちらの資料室の中にあるこの相談室につきましては、これは、登校拒否をも含め、いろいろのことでお悩みの御父兄と、もちろんお子さんを伴っても見えますし、単独の場合もございますが、学校に相談している範囲以外のこと、もっとそこには専門の先生がいるわけですが、そういうようなことでここで相談を受けると。これは、私どもの研究資料室の規則の中の仕事の中にも含まれているところでございます。

そして、下の相談学級といいますのは、１階にありますのは、前の学童クラブにしていた部分のところを今使っていますものは、これは七生中学校の校長先生の管理下にあります相談学級ということで、要するに情緒障害、登校拒否等をしているお子さんたちがおいでになるような方々を募った中で、先生方の奨励や、父兄との相談の結果の中、普通の学校へはなかなか行きにくいけれども、ここへなら来られるというような方が今、６名から８名ぐらいでございますけれども、そういうようなことでこの教室を使っているという状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後にちょっと、こういうことが検討できないかということで提起させていただきたいと思いますが、この余裕教室を利用してこういうことができないかという幾つかですね。一つは、障害者の体育活動のために、こういう余裕教室を活用するということについてはどうか。

２点目は、音楽の練習、ちょうど防音校舎ですから、夜など、祭日・日曜も含めてになりますけれども、楽器の練習や、コーラスその他音楽の練習などにこういう余裕教室を積極的に利用していただくということも、検討されていいんじゃないか。

それから、卓球の話もさっき出ました。これは単に校内だけではなくて、地域の諸団体、自治会だとかいろいろあります。そういう地域の市民に卓球場として利用していただくということも一つの活用の方法ではないか。さらには、老人クラブや、自治会、その他諸団体のサークル活動等にもその場を提供するということなども検討していいのではないかと、私は思います。

冒頭触れた当初の基本計画では、社会教育を中心に幅広く活用するための検討を進め、そして必要な整備をしていきます。こういう方針に沿ってこれまで、可能な限りの努力が払われてきたと思いますけれども、さらに、今申し上げたような用途に活用するということについて、検討できるかどうか、この点、ちょっと伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　１点目の、障害者の体育活動に空き教室というような、まず御意見でございます。今、相談学級の、先ほど申しましたこの潤徳の６教室の下の方につきましては、今現実には、この相談学級の隣の空いている部屋に卓球台を置いて、この障害児の方々に卓球をやらせたいな、ということもやっております。そのほかの例えば、三小であるとか、平山台小学校が特に、この障害児がおります。そのほかには、一般地域の障害者という意味においても、含めた中でこのことが将来――将来といいますか、御希望、特に使いたいという御要望が強いということになれば、また私どもの方も検討していきたいというふうに思います。その前にもし、体育館でも卓球台が置いてあったり、貸し出しとか、こういうことは同じ教育委員会の中でできると思いますが、特に教室でということになると２台ぐらいっきり置けないのかもわかりませんが、そういう御意見があるならば、またそれは今後検討させていただきたいと思います。

これは音楽室につきましても、毎週どういう日だとか、いろいろあるのかもわかりませんし、また突発的かわかりませんが、比較的突発的なものであれば、また今のある音楽室のものを学校に相談の中でお貸しするということもできると思いますが、頻繁にお使いになるということであるならば、これは例えば防音工事をするとか、ピアノを置くとか、そういうようなことをしなきゃなりません。やはり貸す場所の問題もありますが、これは、そういうどこの地域ということもないことが多いので、比較的利用がたくさんあるという地域が、御希望がもしあれば、これはさらに検討を進めたいというふうに思います。

卓球の件についても、同じというふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に、市長の意見を伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口急増期に営々としてつくってきた小中学校に、今逆の減少として、年々空き教室がふえつつある。この空き教室の活用の仕方ということについては、これからの地域社会としての大変な可能性の課題である、このように考えております。学校は本来、文部省の補助が行われたり、つまり、全く文部省の行政施策の文部行政の対象でありますから、近く文部省からも、空き教室の用途について、社会教育的な使途を積極的に進める施策が公認され、あるいは経費も伴うということになるんだろうと思って期待はしております。

ただ、現状は、各学校とも、これは校長の権限のもとの、また責任のもとの管理下にある。教育委員会の指導が、またそこに適切でないとうまく機能はできない、こういう仕組みであります。先般、「地域の教育力を高めるために」という大きなテーマで、地区育成会の会合の機会を持ちました。学校長に全部、委員として出席をしていただく仕組みにいたしました。つまり、我々の意図が学校に直に届かないと、なかなか施策になってこない。一般論といたしましては、教育管理のもとの学校でありますから、まず第一義的には、その学校の教育のために、ゆとりを含めて十分機能させてください。なお、それに余裕がある場合は、ＰＴＡ活動等の地域の社会教育の場として機能することをお願いをいたします。このような原則的なことは、いつも教育委員会にお伝えはしてありますが、教育委員会もどうも思うようにならない感じがいたします。つまり、結論が出てないのか、あるいは基準がまたつくり得ないのか、そのあたりの点をより具体的にしていかないと、いけないんではなかろうかと感じております。

学校の空き教室、学校自身が、できるだけ潤沢に活用してもらうということは、当然だと思っておりますからそれはそれなりに結構ですが、すべての空き教室が何か物置にまで使われるということでは、本来の教育効果のためには、もっと有効な使い方もあろうと思いますから、そういうことを基準において、特に学校の校長さん方にもその気になっていただく、これが一番のもとではないかと思っております。直に校長とお話のできる機会も、教育委員会とともに青少協のメンバーになっていただいた意図は、そういうところにおきたい。そういうことでございますので、今後、校長管理はある程度分離をする。責任を解除する。これがまた施設としての模様がえ等を行っていくに必要な面になっていくだろうと思っておりますので、これから何ならば、具体的に、あるいは多少年次的に、地域別に、そういう施策を行っていく、そういう時期に到達したんではなかろうか、このように感じております。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　どうもありがとうございました。

今の市長の意見、そして私の先ほどの提起も含めて、ひとつ教育委員会が中心になっ

て積極的に、市民への余裕教室の開放という言い方、不適切かもしれませんけれども、積極的に社会教育に活用するという方向で努力をしていただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって３の３、空教室の積極的な活用についての質問を終わります。

一般質問４の１、障害者に関する諸問題を解決するために問うの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、ただいまから質問を行わせていただきます。

障害者に関する諸問題を解決するために問うということで、４点にわたって質問をさせていただきます。

きょう私は、毎日新聞を開きましたところ、９日は障害者の日を前にして、昨日の８日、車いすの障害者約1,000人が全国14カ所で電車、バスへ乗り込んだ。障害者インターナショナル日本会議の呼びかけで行われた、だれもが使える交通機関を求める全国大行動だということで、東京都のＪＲ新宿駅に約40人の障害者が集まって、駅にエレベーター、スロープをと訴えた後、駅の２階にあります中央線のホームへ行き、約40人の駅員がそれぞれ五、六人がかりで、重さ約50キロの車いすを持ち上げたという、こういう記事です。そして、その一人の立川市の野口俊彦さんは、「駅員の多い新宿のような駅は、まだいい。小さな駅では、ホームに上がっても、電車との段差に乗るに乗れず、たとえ乗れたとしても、降りるに降りられず、ということがある。人に優しい交通機関であってほしい」と話していたということで、写真が添えられまして、きょうは「障害者の日」だなあということを、改めて私も認識を深くしたわけでございます。

私は、土曜日の日でございましたが、12月７日の土曜日午後７時30分から、やはりこれも「障害者の日」に合わせて、スペシャルということでドラマや「社会参加への挑戦と地上110センチのリポート」などが放映されて、多分、多くの方がごらんになったというふうに思います。私は仕事があったものですから、夜の９時過ぎからこれを見ることができましたけれども、本当に感激を新たにし、やはりもっと多くの人たちが、障害者の身になってこのまちで暮らしていく、そのことも必要ではないかというふうに思いました。24歳で難聴となった女性の教師が、困難にかかわらずここでお習字を教えたり、そしてその中で、子供たちの授業の様子が、本当に子供たちの表情も豊かにテレビにも映りましたし、また一番感動したことは、全校の音楽発表会では、子供たちも先生も一

緒に、手話をやりながら合唱をやったということです。この先生が、この音楽会に参加できなかったのでないかということから、こういう手話の大合唱となったことは、本当に私も一緒に、この感激を味わいました。

そしてその後、障害者がまちに出ていくために、多くの壁があるということも紹介されたり、最近、皆様も御存じのように、エレベーターの中に一晩閉じ込められたというあの女性の方も、テレビにも出て、その様子が生々しく放映されたわけでございます。本当に私たちの意識をもっと変えて、この地域の中で、ともに障害を持っている人たちが生きていく、このことをつくっていかなければならないというふうに思いました。

「国際障害者年」の10年は、いよいよ来年、最終年を迎えます。臨調行革のこの10年と重なったために、障害者だけでなくて、福祉の後退で、お年寄りにも大きなしわ寄せが寄せられてきております。しかし、障害者と家族の方々が、全面参加と平等、この「国際障害者年」の中心スローガンを目指して、本当によく頑張ったというふうに私は思います。

そういう中で、大いに活動を展開し、障害者の問題のことが、国民の関心の高まりつつありますけれども、先ほど述べましたように、まだ車いすの人が１人で外に出るには多くの壁があるということが、新たにこのテレビなどでも感じておりますし、また、１人で自立することについても、生活することが日本においては困難な状況があるということも、認識しているところでございます。

私は、先般の昨年のあの湾岸戦争で、110億ドルもお金をぽんと出すそういう政府であれば、アメリカに言いなりに出しているわけですから、じゃあ、障害者のためにも、本当にアメリカの障害者法という法律がつくられて、これは多く評価があるところでございます。雇用や公共サービス、そしてまた、障害者に対する一切の差別を禁止する。施設の設備を障害者が活用できる。そういう可能のものにするという、こういうアメリカでつくられた障害者法の法律は、日本の中においてもこれをつくらせていかなければならないというふうに思います。現在の日本においては、養護学校を卒業しても、働く場も与えられない。そして大学に行きたくとも、障害を持っている人が進む道はほんのわずかで、そしてそれが可能になると、それがマスコミに取り上げられるという、こういうことなのです。こういう特殊なものとしてではなくて、当たり前のこととしてこれが取り上げられていくべきだというふうに思います。

私は多くの方々から、いろいろと御意見を聞きながら、この質問を始めていくわけでございますけれども、ぜひ、日野市の中においても、「障害者は、その人間としての尊

厳が尊重される。生まれながらの権利を有する」という、こういう障害者の権利宣言の理念が具体化されるように、これから四つの点について質問をしてまいります。

その一つは、車いすタクシーでございます。車いすタクシーが走るようになってから、４年が経過をいたしました。寝たきりの方、あるいは車いすに乗っている方、この方たちがこれによって、まちに出ていくことが可能になりました。しかし、三つの会社がタクシーを走らせていることに、本当に私どもも、感謝も申し上げ、そして運転手さんたちが大変親切であるということを、利用をしている方からもお話を聞いております。私の友人の、二人の子供を持つ女性の方も、これのタクシーを利用して、女性たちの集いにも２年にわたって参加することができました。しかし、この方が来年の11日に利用するこの日のために、もうことしの10日過ぎにはもう申し込むということで、１カ月前にならないと、もしかして利用できないかもしれないということで、もう申し込むの、という話をしたんですけれども、そうでないと間に合わないということです。病院に行くにも、お話をしますと、同じ病院に別々のタクシーが２台行くというんです。そういうことでなくて、１台のタクシーに２人の障害を持っている人が乗っていけば、１台で間に合うわけですから、そういう点なんかも、やはりこれからは考慮する必要があるのではないかというふうに思います。

それから、運転手さんは大変御親切で、これは皆さんも感謝していらっしゃいます。そして私は、運転手さんへの財政的な援助がもっとやれたらいいのではないかというふうに思うんです。ちょっと聞いたところによりますと、普通のタクシーの運転手さんと、この車いすタクシーの運転手さんの賃金の差がかなりあるというふうに私、タクシーの運転手さんから聞いておりませんので、はっきりそれがそうか、どうかということは言いませんけれども、車いすタクシーに乗った方から、タクシーの運転手さんから聞きましたということを聞いておりますので、これに対する援助などももっとやる必要があるのではないかというふうに思います。

それで、具体的に質問してまいりますが、車いすタクシーの年間の利用率が出ておりますけれども、かなりばらつきがございます。車いすタクシーの運行月別についても、A、B、Cのこの三つの会社のばらつきがございますけれども、これについては、どういう理由なのか。一つのところは1,599件、一つは2,111件、一つは2,325件で、合計6,035件、これを利用しております。このばらつきがどういうところから来ているのかという点と、それから、この車いすタクシーを利用する人が大変多くなっておりますが、３台で本当に間に合うというふうに市の方は思っているのかどうか。

それから、先ほど述べました運転手さんへの援助が具体的にもっとできないのかどうか。

四つ目には、基本料金以外は自己負担となります。ある方から聞きますと、お嬢さんが小平の方の学校に行っている。往復１万円かかるというんです。これには本当に財政的な援助、基本料金だけでは私は、月６枚の券が配布されますけれども、施設に入っている方は４枚です。基本料金ですと、わずか650円ぐらいだというふうに思います。私はあんまり乗りませんけれども、豊田の駅から市役所まで来るのでも、基本料金を上回るというふうになっておりますので、ぜひ、このタクシーの自己負担をもっと少なくして、無料のところもあるというふうに言われておりますけれども、無料というのも財政的な面もございますので、もっと補助を出す必要があるのではないかと思いますので、それについてお答えをいただきたいと思います。

次に、豊田駅のエスカレーターの設置でございます。豊田駅は、１日３万5,000人、お仕事で日野にいらっしゃる方、それからこれからお仕事に出かける方、こういう方が乗り降りするわけでございます。その前に、豊田の駅がとても汚いんです。朝、私は７時から８時までの間ですけれども、夜も時々見てまいりますと、塀がながく囲われて、そこに汚いポスターが張られていたり、朝は……（「だれがポスター張ったの」と呼ぶ者あり）政党には関係ありませんから、御心配なく。そういうごみが散らばっていたり、たばこの吸い殻があったりということで、大変汚いですので、豊田の駅頭は玄関口でございますので、まず本当にここをきれいにしていただきたいと思います。そして豊田駅を、障害を持っている人がたくさん通ります。私が１時間立っているだけでも、足の不自由な方、左半身不自由な方、目の不自由な方、いろいろな方たちが、このわずか１時間の間でも通ってまいります。ここにエレベーターがあったらいいなあという思いを私はするわけでございますけれども、施設のエスカレーターの設置は約１割足らず、障害者用のトイレの設置は３割以下、車いす用の改札口の設置をしてない駅がまだ57、これは東京都内です。これは上田耕一郎参議院議員が調べた調査の結果でございますけれども、そういう中で、週に１回、毎週小平にある学校から乗りかえて、そして豊田の駅に降りて、自宅に戻るというこういう高校３年生のお嬢さんもいらっしゃるわけです。

私は、ひまわり号の10周年記念のシンポジウムが豊島公会堂にあったときに、伺いました。そして、私、本当に一番ケ瀬さんのお話にも感動いたしましたけれども、元アメリカ国連大使のマクドナルドさんが出席をなさって、その言葉が大変印象に残りました。「日本は、世界一の経済大国と言われている。エレベーターをつけるくらいのその力を

活用すれば、すぐにできることだ。使い方が間違っているのではないか」。この短い言葉の中に、私たちが思っていることが、本当にずばり言われたんです。みんなそうだそうだという思いをしました。豊田には、多くの障害者の方が利用いたしますので、ぜひ、私はエスカレーターが必要だというふうに思います。この高校３年生のお嬢さんは、左の手で電動の車いすをようやく動かして、そして国分寺の駅で乗りかえて、豊田の駅まで来ます。駅員が待って、３人から４人、私も昨日ちょっと見ましたけれども、なかなか重たいんです。駅長さんもはあはあ言いながら、きのうは２人しか駅の方が来られなかったんですけれども、これも分割民営化の影響で職員が減らされている、このことから、職員が本当に手伝いたくても手伝えないような人数で配置されているからだと思うんです。しかし、今は、声をかけて「車を持ち上げていただけますか」と言えば、本当に気持ちよく皆さんが協力してくださるんです。それくらいなっておりましたけれども、でも、ぜひ、豊田駅にエスカレーターを設置して、駅長さんも駅員さんも「エスカレーターがあるといいね」と、その少女に話をしておりました。市長も担当もぜひ、この状況を調べて、エスカレーターの設置を日野市としても取り組む、そしてＪＲにも働きかけていただく、このことをお答えをいただきたいと思います。（発言する者多し）不規則発言はやめてください。

○副議長（福島敏雄君）　静粛に願います。

○20番（鈴木美奈子君）　次に、日常生活用具、装具について質問いたします。

成人のこういう日常生活用具、装具は本当に障害を持っている方にとっては、生きていくために必要なものなんです。しかし、現行制度の用具の給付は、１世帯１種目１件ですね。そういうふうになっているために、２人自宅にいらっしゃる障害者は、利用できないというこういう状況がございます。これは日野市だけの例ではなくて、全体的な例を私は申し上げておりますけれども、そういう中で、たくさん日野市でも15にわたる日常生活用具を給付しております。利用者も大変多くて、15件の中で75件これを利用している。あるいは補聴器だとか車いすだとか、車いすも一番利用者が多くて17件にもなっております。

こういう中で、私はきょう質問することは、めがねの問題なんです。昨日もこのお話を伺いに参りました。障害を持っている子供、その方はもう27歳になっておりますけれども、目がよくはっきり見えないということを、お母さんも知らなかったというんですね。目が見えないということを言わなかったからわからなかったけれども、目の検査を、今大変、医療が高度になって、寝たままでほかの器械で大体視力がどれくらいあるかということがわかったというんです。それによって、もっと早くわかればめがねをかけることがなかったのに、ということでございましたけれども、目の手術をして、そしてめがねをかけるようになった。そのお子さんの言う言葉は、今まで目の前がガラス越しに――明るいガラスでなくて、曇りガラスがありますね。そういう曇りガラスのような中でお母さんの顔を見ていた。そのことを聞いたときに、私も本当に、もうちょっと早くこれに対するいろんな援助ができればよかったなあというふうに、お母さんと２人で話したわけですけれども、眼内レンズがお年寄りの皆さんの運動によってできましたけれども、眼内レンズができないという、そういう状況です。めがねをつくるのに、10万かかるという。私たちもめがねをやりますと10万以上かかりますけれども、そして動きますので、めがねを二つ持たないと、もしぶつかって壊れたら、全く見えなくなってしまうので、めがねを二つ用意しなければならない。今は若いから、お母さんたち、お父さんたちが働いて、そしてめがねを購入することができるけれども、自分がなくなった場合に、これからどうなるんだろうということで、大変深刻に悩んでおられました。そして、障害を持っているその障害年金だけで、めがねは買えなくなるのではないかというから、ぜひ、市の独自の援助は私はできないかというふうに思います。

これは、ほかにも目の手術をした、もう70近い方もいらっしゃいますけれども、いろいろと眼内レンズができない方は、めがねをかけなければならないわけですから、ぜひ、これは市の独自の運動として実現させて、さらに東京都や国の方にも働きかけていただきたいというふうに思います。そのことを質問としていただきます。

それから、４番目には、障害者にも給食サービスをということです。日野市の給食サービス、大変お年寄りの皆さんから好評で、全国的にもこのことについては知られて、随分たくさん問い合わせも私どものところにもありますし、視察にもこの給食にはいらっしゃるわけです。これは、先般も私、多摩平団地の中で給食サービスを受けたいということで、じゃあ、聞いてまいりましょうということで、福祉事業団のところに参りましたら、「希望者が多くて、今20人くらい待機しているんですよ」というふうに言われたんです。その上にまた、障害者もやっているということでございますけれども、さらに障害者にも給食サービスをということは、困難さを承知の上で、私はぜひ、外にお買い物にも出ていけない、そういう障害者にも希望する方がいれば、ぜひ給食サービスを実施していただきたいという、こういうことでございますので、以上４点について、御回答をお願いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

第１点目の、車いすタクシーの件でございます。御承知のとおり、昭和62年の２月から、障害者車いす生活者、または寝たきり生活者の対象にしたところのタクシー、リフトカーつきのタクシー、これを市内業者に委託したわけでございます。当初は１社ということでお願いしたんですが、その後、２社からも協力をいただきまして、現在、３社、３台で運行しているところでございます。御指摘のとおり、各タクシー会社の利用状況を見ると、ばらつきがあるようでございます。この辺については、どうしてこのようなばらつきがあるのか、実際にまだ調査してございませんが、たまたま１社が多いわけでございますが、これにつきましては、車いすを利用される施設等のためではないかというようなことが推測をされるわけでございます。これから調査をしていきたいというふうに考えております。

こういう中で、２点目として、３台で現状間に合っているかどうかということでございます。実際のタクシーの利用状況から見ると、現在３台でどうにか間に合っているんではないかなという感じがいたします。ただ、それはですね、実際に、ふだん空いているときも実際自分が使おうとしたときに、たまたま使っているというようなことがあって、その辺の全体を通しての利用度からいけば、足りているんではないかなということが考えられます。これは売り上げ等から見ても、大体、タクシー券、あるいは現金での利用状況から見ても、大体、年間700万程度というようなことでございますので、３台でこの程度ということですと、割合とあいている時間もあるんではないか。特に夜時間等もございます。そういうようなことで、なかなか需要と供給がうまくかみ合わないときがあろうかもしれませんけれども、全体を通してでは間に合っているんではないかというようなことが考えられます。

それから、運転手のいわゆるタクシー会社の運転手への援助ということでございますが、直接運転手へ対する援助は、これは当然、市としてもできないわけでございますけれども、今申し上げましたとおり、全体の３台で、年間でこの程度の売り上げということになりますと、一般のタクシーに比べて、非常に稼働率といいますか、利用率が悪いわけでございますけれども、その辺については、やはりタクシー会社全体の経営の中で、ぜひ、企業努力といいますか、そういうことでやっていただきたい。また、これらについては今後とも、タクシー会社との協議はしていきたいというふうに考えております。

それから、基本料金の問題でございます。現在、車いすタクシーについては、大型車の基本料金ということで、初乗り料金月６枚ですか、施設の入所者については４枚とい

うことで、券を発行しております。これが足りないんではないかということでございます。特に、車いすの場合には、遠くに出かけることも多いんではないかというようなことを考えまして、この辺については今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

それから、引き続きまして、３点目の問題でございます補装具の関係でございます。たしかおっしゃるとおり、身体障害者でありながら、なおかつ、重複して目が悪いということで、目の障害も適用できるということになりますと、障害者手帳が一つでございます。そういうようなことで、なかなかそれら買収にならないというのが実態でございます。これは御指摘のとおり、制度上の問題もあります。また、それらについては国への働きかけについても、今後、ちょっと検討していきたいというふうに考えております。十分な回答になりませんけれども、そのようなことで回答させていただきます。

それから、給食サービスでございます。これについては現在、ひとり暮らしのお年寄り等、なかなか食事のとれない方、これらを対象にやっているところでございますが、現在、立川の至誠老人ホームにお願いいたしまして、365日給食ということで、これは本当にほかの市に見られない、充実した給食内容でございます。現在、３台の車で４万食、365日配食しているわけでございます。これも、もう配食数に限界が来ております。そういうようなことで、今年度から浅川苑のサービスセンターの中での給食、配食ですね、それから在宅ケア事業の中の会員さんにお願いいたしまして、かしの木荘、ここでも近隣のそういう方たちの給食をしております。全体の中で約20名ほどの障害者の方にも給食しているところでございます。これは、制度的には打ち出してございませんけれども、現在行っております老人給食の事業の中の運営の中で行っているところでございます。

そんなことで、特に障害者について、ひとり暮らしという方は非常に少のうございます。そういうようなことから、今後とも、全体の中で取り組んでいきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、２点目の、豊田駅にエスカレーターの設置をという質問にお答えしたいと思います。

御承知のとおり、ＪＲの各駅に各市、また関係者から一番要望の多い問題は、エスカレーターの問題でございます。当市におきましても、過去にこの議場で他の議員さんか

らも日野駅の問題、あるいは豊田駅にエスカレーターをということで御質問を受けた経緯もあるわけでございます。私たちも、市としてもＪＲに対して強く過去から要請はしております。もちろん、豊田駅につきまして、先ほど来、お話のありますとおり、確かに障害者があの階段を上がりおりすることについては、大変苦労があろうかと思います。一つは、そのときにもお答えいたしましたが、ＪＲというよりは運輸省の中で、一つの鉄道における整備基金、整備の指針があるわけでございます。そういった基準の中で、ＪＲでは当然、この前のときにもお答えしておりますが、委員会の設置をして、いまだに検討をしている状況でございます。その内容としては、なかなか現状のＪＲの駅の問題につきましては、簡単にエスカレーターが設置できない、また、駅を改良と同時にエスカレーターをやるような状況下にあるというような問題を含んで、まだ結論が出てないのが状況でございますが、豊田駅につきましては、市としてもなお一層、努力、要請をしていきたいというふうに、現状では考えております。

○副議長（福島敏雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

車いすタクシーについては、ぜひ、アンバランスのないように利用できる状況をつくり出していただきたいと思います。申し込みが早くしないと不安になるという、こういうことがないようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、基本料金の問題では、検討するということでございますので、来年の予算編成時期に入りますので、ぜひ、この障害者の方たちのためにも、車いすタクシーを利用できる状況をぜひつくっていただきたいというふうに思います。このことについてもまた後で、予算との関係でお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、エスカレーターは私、ぜひこの豊田の駅は、エスカレーターがないと、大変不自由をする方が多いんです。毎朝、左半身不自由な方が通りますけれども、豊田駅の真ん中のつかまる所に、ポケットからハンケチを出して、そして滑りよくするために右手でそのハンケチを触りながらずっと降りていくんです。冬も夏も同じです。だから、冷たいからそこに手をやるんじゃなくて、やっぱりそうしないと降りていかれない。滑りながらずっと降りていくわけですから、そして、もう乗降客が多い豊田の駅ですので、

私はぜひ、エスカレーターをつくるために、もっと努力をしていただきたいというふうに思います。

用地については、昨日もいろいろ見てまいりましたけれども、可能な用地はあるわけです。その障害を持っている方たちの家族の方も、ここにつけたらいいんじゃないかというふうな具体的な提案もされておりますので、ぜひ、そういう方たちの意見も聞きながら、私はこれをやっていただきたいんです。

なぜ、こんなに私はエスカレーターの豊田駅のことにこだわるかといえば、１週間に１回、小平から左の半身、指先だけで電動車いすを使って、おうちに戻ってきて、そのことがきっかけとなって、その子供が非常によく成長していく。その姿がありありとよく出てくるんですね。そして、そのことがまた次のステップとなってまちに出ていくという、こういう状況を私はお聞きすることができました。初め、ちゅうちょしていた車いすを使っていた方が、今度は自宅の、南平の方の自宅から百草の駅に行って、聖蹟桜ケ丘の駅でショッピングをして、なかなかショッピングをするにもポシェットというのを持って、そこからもお金を出してもらったり、お買い物をするのは私大変だと思うんです。私も本当に申しわけないと思うんですけれども、こちらが一方的にお話をしてそうよねと言うと、はいというそれだけで、あちらからお話しすることが、私は聞き取れないことが本当に悔しいなあということを感じているわけですけれども、そういうふうにして、うちの中にいる人たちが、車いすによって、もし電動車いすであれば、本当に手が不自由でも動けるわけですから、それによって、もっともっと視野も広がる、ショッピングもできる、そういうことになるわけですから、私は、車いすの方たちが外に出るのは、本当にこれはもう大きな前進だというふうに思いますので、後でまた市長にも、南口との開発との関係も、駅はございます。その点についてもお尋ねしたいと思いますが、今すぐ私、できないのであれば、まだ私見てないんですけれども、高幡不動駅には、車いすがキャタビラでなくて……（「キャタビラ」と呼ぶ者あり）キャタビラですね。キャタビラ、その上に車いすが乗って、階段を降りてまた上がるという、そういうのがあるそうなんです。

私、高幡不動駅割と行きますけれども、見たことないので、今度はぜひそれを見たいと思いますけれども、それをぜひ豊田の駅などにも置いていただいて、そして障害者の方はそれによって利用できれば、私は当面は間に合うのではないかというふうに思います。駅員さんも、駅長さんみずからが出てきて、４人がかりで持ち上がるんですよね。そのお嬢さんはまだ高校生で、子供用の車いすでも50キロ、そして30キロ近い体が乗る

わけですから、電動車いすというのは、重たいんですよね。そしてもう一つ、もし電池がなくなったらということで、またそれを車に乗せるのが、今ちょっと度忘れしましたけれども、バッテリー、それを一つ持ちながら、そしてバッテリーが車いすの中に置いて、そして走るわけですから、これはもう、駅長さんみずからが、ああってきのうも唸りながらね、持ち上げてました。ですから私は、その方たちの本当に気持ちになって、ぜひ、行政の方も手助けをしていただきたいと思うんです。来年は「国際障害者年」最終年ですので、これをぜひ、ＪＲの豊田駅にも働きかけたり、また市の方でも、貸し出すとどれくらいの金額になるのか私わかりませんけれども、こういうこともぜひ、ちょっと御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、３番目の用具の問題については、本当にこれは日野市独自ではできない問題だというふうに思います。いろいろと厳しい規制がありますので、しかし、その中でも私は、先般の本当に全国的に広がったお年寄りの眼内レンズのこの問題は、一つの自治体がどんどん運動が広がって、日野市の中においても補助ができるようになりました。そして今、東京都も来年度から補助を出すというふうになったんです。ですから、やはり私は、こういうことにもあらわれるように、また、お年寄りの医療費が無料化になったときのように、一つの自治体で声を出していけば、必ず私はこれはできるというふうに思います。

今までの「国際障害者年」のこの10年の中で、どれほど障害者の方たちが、また家族が、前面に出てやらなければ、政府が何もやらなかったということもあるんです。本当なんです。ですから私は、ぜひ、このことは日野市の中においても声を出していただきたいと思います。

それから、給食については、20人の方が約受けていらっしゃるということですので、ぜひ、希望する方があったら、これをふやしていただきたいというふうに思います。

以上、この点について、市長からも含めまして、市長の方からもぜひ、豊田駅のエレベーターのことについては、積極的な動きを持っていただきたいと思いますので、回答を……（「エスカレーター」と呼ぶ者あり）エスカレーターです。エレベーターは一般の人があんまり使いませんので、エスカレーターの方がやっぱりいいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。不規則発言が多いものですから。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　「完全参加と平等」ということをテーマに、国際障害者年がきっかけとなって、障害者に対します福祉行政を一つの画期的な役割の年であった、機

会であったというふうに考えております。日野市でも、つばさ学園でありますとかその他の施設を積極的につくってまいりました。ただ、我々の一番当事者から伺う情報こそ、障害者福祉の解決にぜひ必要だというふうに日ごろ感じております。健常者ではちょっとはかりがたいことが、障害者の方の具体的な状況なり、提言になりによって、なるほどというふうに気がつくということが、しばしばこれまでもございました。そういうつもりで今、お話のことを大切な情報として伺っておるわけであります。それぞれに努力すれば、可能性があるというふうに受けとめておりますので、それなりの努力をひとつやっていきたい、こう考えております。

豊田駅ということで、エスカレーターをということが、具体的な状況から御提案をいただいているわけでありまして、早速、ＪＲ当局との日野市の関係で交渉をしている項目の中に加えて、要請をしていきたいと思います。また、間に合うかどうかわかりませんが、学校の階段を上がるのに、リフト方式――リフトじゃなくて、何というんでしょうか、方式が一応できておりますから、ああいうものが利用できるかどうか、そういうことも検討していきたいと思います。

補装具につきましては、これは貸し出すということで整備をすることも不可能ではないというふうに思いますので、眼鏡店などともよく相談をしてみたい、こんな感じで伺っております。

車いすタクシーのことは、日野市の新しい方式として、市内タクシー業者の方の本当に貴重な御協力が実を結んだということでございますが、なお、これをより皆さんに利用していただくために、また、これから高齢化時代に向かうに連れて、いわゆる車いすタクシーがもっと需要がふえてくるに違いない、このように思いますので、業者の方といろいろ工夫をして、極力要請に間に合うようにしていきたい、こう考えて伺いました。

給食のことも同様でございますが、可能な限り、ひとつ要望にお答えをする。すべて情報を行政が積極的に聞くということから、施策の解決が生まれるというふうに考えておりますので、よりまたいろんな機会に当事者の方々にも情報を知らせていただけるような、そういう方策も考えなければならない、こう受け取りました。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　市長から具体的な提案もされまして、ＪＲとの日野市との項目の中に、ぜひこの問題も入れて、エスカレーターのことをやっていくというお話や、また、新しい学校で利用する階段のこの問題についても、いろいろとやってくださると

いうことで、私もこの質問をやるに当たって、全部のところをお話を伺って、そして具体的にきょうは、この点で質問させていただいておりますので、ぜひ、情報もつかんでいると思うんですけれども、やっぱり細かなところまでには情報もつかみにくい点もあると思いますので、私どもも、ぜひこれからも、そういう障害を持っている方たちの情報を市の方にもお伝えをしたいというふうにも思います。

で、私はこの後からも質問をいたします中にも入ってまいりますが、これから在宅福祉をつくることについて93年の４月から義務づけられております。その中に障害者家族の声を反映させて、安上がりでなくて、人権保障の視点に立った計画をつくらせていく、このことも私は、これからの地域社会の中では必要だというふうに思っております。

来年が「国際障害者年」の最終年ということでございます。きょうは、車いすのことを主に私言いましたけれども、まだ全国の駅で4,689のうち、車いすで改札を通れるようになったのは、まだ19％なんです。子供の車いすですと楽に通れますけれども、大人の車いすだと本当に通れない。ひまわり号も日野市でも何回か通って、立正佼正会のお庭を借りて、そしてＪＲの駅を通って100人に近いボランティアも含めて通りますけれども、本当にこの日の朝は大変な思いをしながら、車いすを階段の下までおろす。そして、さらに今、先ほども言いましたように、国鉄の民営化、人減らしの背景の中で、人員が少なくなっていく。そして盲人の方が、ホームからおりて、視力障害者の方が事故が起きているというこういうこともありますので、本当に私は、もっと多くの方たちが、障害者に対する関心も高めて、障害者年にふさわしい最後の年を、私は、この日野市がやっていただきたいというふうに思います。

最後にちょっと私は、この家族の方の詩を読んで終わらせていただきます。これは、この少女のおじいさんがつくった詩です。これは、名前はちょっと言いません。名前が最初に出て、「小平市の新しい空の下で、新しい出会い、新しい友達や先生と優しく楽しく言葉をかけ合い、楽しい一日を、豊かな青春を、生きろよな」。

これは、今まで行っていた学校を転校してこの小平に行くということから、おじい様がつくった詩で、そしてその後また、この少女がつくったのは、電動の車いすに乗れるようになって、私は次の新しいステップとしてこの詩がつくられたんだなあというふうに思います。

これは「冒険」　「友達が帰る　電動で送っていく　いろんな話　笑いとともに歩く　長い道　話は弾む　あれ、バス停だ　じゃあね　またね　手を振る　バスは走っていく　電動で帰る私　心のつぶやき　急がなくっちゃ　日が暮れる　最高速度で走る　またつぶやく　後ろを振り向いてはだめ　前だけ向いて進もう　ちょっぴり怖い　これが私の冒険　ある日の出来事だった」。

ということで、障害を持っている方たちも、後ろを向いちゃだめということなんです。前の方を向いて進もうということですから、私たちが本当にこれにこたえる、そういう行政を私はぜひ、来年度の予算の中にきょう提案したことを、私は入れていただきたいということを最後にお願いして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって４の１、障害者に関する諸問題を解決するために問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の日程によりまして、きょうはどうしても５人をやらせていただきたいと思います。したがいまして、ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時２分　休憩

午後５時17分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の２、「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」と「老人保健福祉計画」策定についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、二つ目の質問として、「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」と「老人保健福祉計画」策定についての質問を行います。

高齢化社会が進む中で、寝たきり老人や、痴呆性老人などを介護する、そういうことが非常に多くなっているにもかかわらず、今日の国の在宅福祉の対策が余りにも不十分だということで、ひとり暮らしのお年寄りや、老夫婦の世帯の方たち、また、介護者の高齢化などで、いろいろと悩んだ末に、家庭が崩壊したり、あるいは御夫婦の自殺など、こういう悲劇が多くあることは、新聞報道などでも御存じだというふうに思います。そういう中で、たとえ本当に体がきかなくなっても、住みなれた家で、そしてこの土地で老後を送りたいというのは、どなたでも高齢者の方は願っていると思いますし、また、家族の方も同じような気持ちだというふうに思います。

老人福祉法は、「老人は多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で、安らかな生活を保障される」、こういうふうに定められておりますけれども、これがなかなかできないということから、自分勝手に生きていったらいいとか、あ

るいは、できないなら家族で面倒見なさい。自立自助、こういうことが今、高齢者のところに押しつけられているわけでございます。

今回のこの質問に当たっては、自民党政府の10カ年計画と老人福祉法改正についてのことでございますが、89年の12月に、高齢者保健福祉推進10カ年戦略を政府の方では打ち出しました。この背景には、消費税の導入などがあって、国民の怒りが高まった中で、老人福祉センターなど第１種の社会福祉事業、ホームヘルパーなどの在宅福祉サービスなどを、消費税の課税の対象外とする、こういう見直しや、また、消費税を実施するために、来るべき高齢化社会への対応という、こういことで趣旨を唱えてきた。それだけに、国民の大きな期待があるわけです。その期待にこたえるためには、どうしてもこの10カ年戦略をやることが必要であり、そしてまた、衆議院選挙を控えて、消費税に対する国民の世論をかわしていこうというこういうねらいがあったことは、もう、私は明らかだというふうに思います。

そういう中で、自民党政府が掲げる10カ年戦略では、在宅福祉推進10カ年事業、寝たきり老人ゼロ作戦、長寿社会福祉基金の設置、施設対策推進10カ年事業、高齢者の生きがい対策、長寿科学研究推進10カ年事業、高齢者のための総合的な福祉施設の整備などが設けられております。高齢者保健福祉の公共サービスの基盤を整えていく、こういうことがこの中に盛り込まれるわけでございますけれども、政府の計画は、10カ年の総事業費は６兆円の規模で行って、あとは６兆円でやって、国の負担がわずか２兆円で、あとは高齢者の自立自助の意識、これを高めて、そしてさらには、地方自治体と国民、私たちとの負担で賄う、こういうことがされているわけでございます。この10カ年戦略がもうすぐ地方自治体でもこれを決めていかなければならないというこういう中では、障害者の方ももちろんですけれども、日社協の障害者部会の中でも、これをどういうふうに進めていったらいいか、私たちの声がどれくらいこの10カ年戦略の中に入っていくかということで、大変不安に思ってもいますし、ぜひ、障害者の声も聞いていただきたいということや、お年寄りの団体からも、ぜひ、私たちの声をぜひ入れるような、こういう策定をしていただきたい、こういうことが私どものところにも寄せられております。ぜひ、社会福祉八法の改正によって、都道府県や市町村の老人保健福祉計画が定義づけられておりますので、このつくるために、日野市はどういうふうにこれからやっていこうとしているのか、また、国のこういう問題に対して、どのように考えているのか、その２点について、まず質問をさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

10カ年戦略と老人保健福祉計画の策定についてという御質問でございます。ただいま御指摘のとおり、平成元年の12月に、高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールデンプランが策定され、発表されたところでございます。また、それを受けまして、それぞれの法律の整備ということで、昨年の６月ですか、老人福祉法等の改正があったところでございます。この老人福祉法等の改正によりまして、特に在宅サービス、これについては最も身近な市町村でやるべきである。またそれが一番効率的であるということで、これらについての義務づけといいますか、そういうところが位置づけがされたところでございます。

また一方、最近におきましては、老人保健福祉法の改正がございました。これによりましては、老人の保健福祉計画の策定、また老人福祉法では、老人福祉推進計画、片方では保健計画、この二本立てで義務づけられたところでございますが、これらを受けまして、市といたしましては、これら両方、福祉と保健と医療、三つの連携のもとに今後、日野市の地域福祉計画を策定していきたいというふうに考えております。また、この２本を一体とするところの老人保健福祉計画策定指針の骨子が、つい先月、発表されました。それによりますと、その福祉計画の策定体制といたしましては、行政機関の内部、あるいは学識経験者、保健医療関係者、それから福祉関係者の参加を求める体制をつることとなっております。また、住民の参加につきましては、特に高齢者の意見や、ニーズを十分把握するということになっています。

そんなことで、今後のスケジュールといたしましては、平成４年度中にこれが国あるいは東京都の方から、市町村の職員を対象としたところのヒアリング、計画の策定のマニュアル等の作成が出てまいります。これらによりまして、法律の上では、計画策定の時期は平成５年度中ということになっております。それに向けまして、今後平成４年におきましては、老人福祉協議会、あるいは庁内のプロジェクトにおきまして検討委員会を設置して、その平成５年度からの策定に向けての準備作業に入っていきたいというふうに考えております。もちろん、これにつきましては、昨年、東京都で発表されました東京都の地域福祉推進計画、これとの整合性、あるいは10カ年ゴールデンプランも整合させた中で、平成５年度から策定に当たっていきたいというふうに考えております。

一方では、社会福祉協議会、いわゆる社会福祉事業法の改正によりまして、ここにおきましても、地域の福祉活動計画の策定ということが発表されております。民間におけるところの地域福祉活動ということで、恐らくこれについては、社会福祉協議会が中心

になってこの計画の策定に当たるかと思います。恐らく、社協においても、日野市の行政の方の福祉推進計画と整合した中で、これらの地域福祉活動計画を策定されていければいいんではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

この策定に当たっては、多くの方たちが注目をしております。そして、私たちがこれから生きていく上で、この地域のこの問題は、大変重要なこれからの指針になりますので、ぜひ、多くの御意見、学識経験者とかそういう方ももちろん必要でしょうけれども、地域で活動しているいろんな団体の代表の方たちも入れて、その中で地域福祉計画をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、国の方では、福祉公社や民間の活動、こういうものをやりたいということが、一層強まってくるというふうに思いますが、その点で、日野市においては、福祉事業団がございます。この福祉事業団との関係は、どのようになっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁をお願いします。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　日野市の福祉事業団におきましては、今までは第１種の社会事業ということで、施設の管理運営、これが主体でございました。一部在宅ケア事業も行っておりましたが、これらについては、今回の改正によりまして、第２種の社会福祉事業ということで位置づけられておりますので、今まではこれら助成の対象にはなっておりませんでした。しかし、今回の改正によりまして、これら事業団においても、第２種の福祉事業ができるということになっております。今後、在宅サービスのみに限らず、これからもいわゆる施設サービスについても重点的に整備をしていく中で、これから福祉事業団にお願いするいわゆる施設の管理にあわせまして、在宅ケアサービスの充実を図っていただくような、そういうような方向で進んでいくんではないかというふうに感じております。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは市長に、最後に答弁お願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、いち早くと言ってもいいと思いますが、福祉事業団という新しい発想を持って社会福祉法人の認可をとり、既に多くの事業を行ってま

いっております。福祉公社というちょっとあいまいな性格よりも、事業団という名称を選んだというのは、まさに行政の福祉諸施策を実質的に実行できる、こういう機関に仕立てたいということで、着々と言っていいと思っておりますけれど、事業の担当を進めております。将来、マンパワーということが最も重要な課題になってまいります。マンパワーも、福祉事業団のなるべく正規に近い職員として位置づけたい、こういう考え方で取り組む予定でございます。ちょうどこの時期に適合できるそういう具体的な行政と相ともに取り組める仕組みだというふうに育成をしていく考えでございます。

○副議長（福島敏雄君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、ぜひ、これからの老人保健福祉計画策定については、自治体の責任を持って日野市における、こういう福祉の問題にかかわるわけですから、この革新自治体の中で、いいものをつくって、ホームヘルパーの方たちの身分の保障、今ちょっと言われましたけれども、こういうことや、中身のいいこういう計画が策定されるように、ぜひ要望して、私の質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって４の２、「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」と「老人保健福祉計画」策定についての質問を終わります。

一般質問５の１、障害者福祉（視覚・聴覚・車椅子）施策のより充実をの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

たまたま福祉の問題が連続をするわけですけれども、できるだけ冷静に進めていきたいと思います。

福祉という極めて身近な一つの言葉ではございますけれども、大変に幅が広く、また奥行きも深くて、なかなかその全体像を見極めていくことが難しいというのが正直なところでございます。その概略だけを見ましても、生活保護福祉であるとか、低所得者福祉、あるいは老人福祉、児童福祉、また障害者福祉等々と、いろいろございます。そして、この障害者福祉というこの一つだけをとりましても、さらに大変多くの障害に区分をされるわけでございますけれども、今回は、特にその中の視覚、聴覚、そして車いす生活者のそれぞれの障害に的を絞って質問をさせていただきたいと思います。

本題に入ります前に、日野市の福祉に対する流れといいましょうか、経緯といいましょうか、そんなことについて若干触れてみたいというふうに思います。日野市の行政の中でも、誇れるべきものというものが幾つかあるように思います。その両翼をなすのは、

何といっても図書館行政であり、また福祉行政ではないかというふうに思うわけです。これらの内容について、詳細、ここで事例を私が紹介する必要は全くないというふうに思いますので、その部分については省略をいたしますけれども、あえてその中の一つだけ関連する、あるいはそれを裏づけるといいますか、そういう事例として紹介をさせていただきますが、ＮＨＫのある番組の中で、これは福祉関係の番組でございますけれども、「福祉行政については、日野のようにはなかなか行くものではない」というような、そんな表現が使われたということでございます。このこと一つとりましても、日野市の福祉に対するといいましょうか、福祉の水準といいましょうか、レベルの高さというものが、ある面では推しはかれるのかなあというような気がいたします。

また、日野市が発行しております冊子の一つに、「日野市の福祉」という大変立派な、福祉全体をまとめた冊子がございます。この刊行に当たりまして、市長の言葉の中に、要約をいたしますと、「自治体行政というのは、住民の幸せ、すなわち幸福につながるものでなければならないというふうに考える」。こういうような表現が文の中にございます。これは要約したものですけれども、これはまさに、森田市長の福祉に対する基本的なポリシーといいましょうか、考えておられることを端的にあらわす言葉なのかなあというふうに理解をするところでございます。

また、きょうの朝一番の馬場議員の質問、あるいは奥住議員の質問の中でも、日野市基本計画について触れられましたけれども、この中にも、目指す都市像というとで、それは「緑と文化の市民都市」の実現である、というふうにうたっておられます。これを実現するに当たって、基本的目標として五つの柱を掲げておられます。その五つの一番目に、「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」ということで、この５本柱のトップに、やはり福祉行政を位置づけているわけでございます。これを見ましても、福祉行政への意気込みといったものが感じられるところでございます。そしてさらに、こういった指針であるとか方針、あるいは目標といったものだけではなくて、さらにこれを数字の面で見ましても、例えば、会計予算の中での福祉に関係する予算でございますが、平成年度だけ二、三年をピックアップしましても、平成元年度は、一般会計予算357億に対して、福祉にかかわりのある民生費、これが94億ということで、比率にしまして全体の中の26.4％というのが福祉関係予算でございます。同じように平成２年が、391億の一般予算に対しまして88億、比率では22.4％。それから平成３年度、これは当初予算でございますけれども、419億の予算に対して95億の民生費、比率にしまして22.8％。およそ４分の１前後がこの福祉に費やされているということでございます。

以上のような実態であるとか、また、先ほどちょっと紹介をいたしましたＮＨＫの事例にもありますように、森田市政が約20年近くの歳月をかけて営々と築き上げてきたこの福祉行政というのは、ある面では一つの大金字塔とも言えるものであるのかなというふうに思います。そのことに自体については、市民からも大変大きな評価を得られているところでありますし、私自身としても、率直にその面についての評価を申し上げるところでございます。

ただ、しかし、福祉行政の充実に対して、これ自体を反対を唱える人はだれもいないわけでございますけれども、しかし、実態として、まあ犠牲という言い方は好ましくないかもしれませんが、その陰になって大幅にバランスを欠いた行政分野も生じているということを忘れてはならないんではないのかな、というふうにも思う次第でございます。

ちなみに、そのバランスを欠いた行政分野の事例についてでございますが、一、二点あえて挙げますならば、きょうの馬場議員、あるいは奥住議員の質問の中にも出てきましたような、例えば、都市基盤の整備が十分ではないということ、これは下水道事業、あるいは道路整備なども含まれてでございます。こういった面でも、顕著にそのおくれが出ているのではないかなというふうに思います。また一方、これも、私自身も過去にも一般質問の中でも取り上げさせていただいておりますが、スポーツ行政などについては、極めて福祉とは逆に、近隣他市が認める、おくれている分野の一つだなというふうにも思います。

また、まちづくりの活力でもあるべきその商工関係に対する助成不足といったことも、このバランスを欠いた分野の一つとして挙げられるのかなあというふうに思います。限られた予算枠の中でバランスよく配分をする御苦労というのは、私どもの予測を超える御苦労があるんだろうというふうには思いますが、しかし、限られた予算額が故に、高い視点に立ってバランスよい行政を行っていくことが、本当の意味での政治手腕ということが言えるんではないかというふうに思います。ちょうど今、平成４年度の予算編成時期でもありますので、そのことも含めて今後の予算運営に生かしていただければという視点に立って、一言申し添えさせていただくところでございます。

若干、本来の通告しておりますテーマから話がそれたような印象もありますけれども、要は、よりよいバランス感覚の上に立って、福祉施策のより充実を推進していただきたいということでございまして、同時に、より充実のためには、その裏づけが必要であります。その一例として、もろもろの充実もあわせて必要という観点で申し上げているということを、ぜひ御承知おきいただきたいと思います。

具体的なテーマに沿って質問をさせていただきたいというふうに思います。最初に申し上げましたように、大きく三つの項目で質問させていただきたいと思います。

まず１点目は、視覚障害者に対しての補助行政についてお伺いをしたい。それから２点目は、聴覚障害者に対しての補助行政についてお伺いをしたい。それから３点目は、車いす生活者に対しての補助行政に対してお伺いをしたい。車いす生活者とあえていたしましたのは、下肢の障害者ということだけではなくて、今日のような高齢化を迎え、また、これからさらに進むという状況の中では、下肢の障害者ということだけではなくて、いろんな要因で車いす生活をせざるを得ないというような方も当然ふえてきている実態でございますので、そういった視点も含めての質問でございます。この三つの項目に沿いまして、さらに三つの視点からお伺いをしたいと思います。

その１点目は、それぞれの今の挙げた項目の障害者の数、これは全体の中の数と合わせまして、基本的に質問申し上げたいのは、その在宅生活者を中心とした補助行政という視点でとらえていただきたいわわけですけれども、例えば、対象者の数という意味では、全体がどのぐらい、その中で在宅生活者というのはおよそどれぐらいだというようなとらえ方でお答えいただければ、というふうに思います。

それから２点目でございますが、テーマにも沿っているわけですが、現在行政として行っている具体的補助の内容についてお伺いをしたい。これは非常に区分けが難しいかというふうに思います。国が行うべきこと、都が行うべきこと、あるいは市が行うべきこと、それぞれの兼ね合いもあるかと思いますし、また、その中でも日野市が特に独自性を発揮して行っていることというようなことがあると思いますので、その辺がある程度わかるような形で御説明をいただければありがたいなと思います。

それから３点目でございますが、行政サイドとしての当面の問題点と、それから今後の課題といいましょうか、あるいは計画といいましょうか、要は問題意識と改善策といったような視点から、それぞれ先ほど申し上げました三つの障害者といいましょうか、在宅障害者に対しての策をお答えいただきたいと思います。

とりあえずこれについてお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

障害者福祉ということで、特に視覚障害者、あるいは聴覚障害者、車いすというような内容でございます。まず、これら障害者の施策につきましては、国、都の制度を中心にいたしまして、医療、手当、年金、税金、交通、住宅、職業、公共料金、日常生活の

援助、コミュニケーション、余暇、こういうような多項目にわたりまして障害の程度、あるいは所得、年齢等によりまして、いろいろ対象が異なる中で、非常にきめ細かな制度、施策が展開され、また取り組んでいるところでございます。この項目は非常に多うございますし、また、三つの視覚、聴覚、あるいは肢体不自由児、下肢不自由者というようなことで、共通した項目がそれぞれございます。

そういうようなことで、まとめてこの辺について御回答したいと思いますが、ただいま申し上げました個々の項目によりまして、障害の程度、所得、年齢、これらによってある程度の制限は加えられるものはありますけれども、総体では176の施策がございます。例えば、視覚障害者の１級、２級に該当する施策、あるいは３級、４級に該当する施策とか、いろいろそういうような障害の程度にきめ細かに分かれております。そういう関係で176の施策がございます。このうち、大部分が国あるいは東京都の制度を中心としたところの施策でございます。

あえて日野市の独自性といいますか、単独でやっております施策といたしましては、特に視覚障害者につきましては、ガイドヘルパーの派遣事業でございます。これは、視覚障害者が病院あるいは買い物等に行くときに、どうしてもガイドが必要だというようなときには、現在、12名の方がヘルパーとして登録されております。こういう方たちの手を借りまして、買い物、通院等に通っているというようなことで、そのほかに、聴覚障害者については、手話通訳の派遣も行っております。これについても、年間50回ぐらいの派遣でございます。ヘルパーについては、大体、月８回分、半日単位で８回分、月に助成をするということでございます。大体、半日で半分ぐらいの報酬を払うというようなことになりますので、そういうことでやっております。これらはいずれも、目的としては社会参加、あるいは生活圏の拡大、こういうものを目的として、こういう施策の展開をしているところでございます。

そのほかには、車いすタクシー、先ほど鈴木議員からも御質問ございましたが、車いすタクシー、あるいは福祉タクシー、ガソリン券、これらは選択性で、どちらかということで選んでいただいております。そのほかに、それぞれの障害者に対する福祉手当、これらについては、国、東京都の制度から漏れた方ですね、いわゆる該当要件を持っているけれども、例えば所得制限で漏れるとか、年齢要件で漏れる、そういうものを救う意味で、市が単独でそれらの人たちの助成をしている。また難病についても、実施しているところでございます。

それから、３点目の、当面の問題点と課題、計画ということでございます。現状では、

今申し上げましたとおり、それぞれ障害者の程度に対応したところのきめ細かな施策を展開、取り組んでいるところでございます。障害者全体をとらえた中では、特に現在、障害者であって、授産施設等での訓練等実施し、充実に向かって努力しているところでございますが、その経過を見てみますと、そこから自立していかれる方はほとんどゼロに等しい。本来、授産訓練施設でございますから、通過施設でございますね。養護学校等卒業して、それからそういう通所施設、授産施設等で訓練して、それから社会に参加していく、そういう本来の通過施設であるにかかわらず、ほとんどの方がなかなか自立していかれない。また、最近では、こういう障害者の保護者、これの高齢化、またそういうところに訓練している人も、当然、そういう施設から出ていけないということになると、本人自身が高齢化してくるというようなことで保護者の亡き後も、そういう障害者の育成が非常に不安でございます。そのようなことから、今年度思い切って、他市に余り例のない生活寮の建設もしたところでございます。ここでは、現在就労している人、あるいは授産施設に通っている方、こういう人たちを指導員のもとで24時間体制で生活の訓練をしてもらう、あるいは金銭感覚を身につけてもらう。現在では保護者がいますから、何とか就労したり、施設に通所できる状態でございますが、老齢化に伴って、保護者がいなくなったとき、果たして１人で自立できるかどうか。そのための訓練を主体にやっていきたいというふうに考えております。

特に、障害者に対する国、東京都の取り組みについても、最近の老人福祉対策に対しましては、比較いたしますと、まだまだ乏しい施策でございます。そういうようなことから、国、東京都に対しましても、制度の充実というようなことを期待するとともに、今後とも、社会参加、平等、あるいはノーマライゼーションの理念のもとにプライバシーの確保、こういうことの中から、これからも施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

三つの視点の中で、それぞれお答えをいただいたわけなんですが、１点目の対象者の数という意味は、それぞれの項目がございますけれども、もし、おわかりでしたら、そういう市当局として押さえられている数という意味で、ちょっと教えていただきたいんですが。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　失礼いたしました。第１点の視覚障害者の対象者の数でございます。平成３年４月１日現在、276人。このうち、在宅生活者221人でございます。それから第２の聴覚障害者でございますが、代表者の数232名。このうち、在宅生活者225名でございます。それから車いす生活者でございますが、申しわけございませんが、お年寄りの車いす利用者については、ちょっと資料持ち合わせございません。一応、肢体不自由者ということで回答させていただきます。対象者の数、1,409人でございます。そのうち、在宅生活者1,400人。車いす等の交付台数、これは一応、昭和61年から５年間で239台、これは補装具として給付しているところでございます。そのほかに、お年寄り等については、車いすの給付もありますが、リース、あるいは社会福祉協議会を通じての短期間の貸し出し、こういうものも行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

それでは、少し内容に入ってお伺いしたいんですが、視覚障害者、あるいは障害者も共通する部分があろうかと思いますが、日常生活の中で、例えば行政側と障害者当事者といいましょうか、それから障害者当事者同士、あるいは健常者と障害者といいますか、こういったところのコミュニケーションというのはどんな方法でとられているというふうに掌握されているか。これは、行政側と当事者というのはこれはわかりやすい、日常やられていることなんであれなんですが、それ以外のコミュニケーションというのは、当然、在宅で一般者と同じようにといいましょうか、生活をしていれば、それなりのコミュニケーションというのが必要になるわけですけれども、その辺はどういうふうな掌握をされているか、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　障害者の日常生活におけるところのコミュニケーションでございますが、行政と障害者につきましては、それぞれいろいろな手続、あるいは相談等ございます。そういうような中で、行政とのコミュニケーションが若干でありますけれども、図られているんではないかというふうに考えております。健常者と障害者のコミュニケーションというのは、一般的には余りないんではないかというふうに考えております。

ただ、社会福祉協議会でいわゆる障害者等の社会参加の一環、啓蒙活動として、年間１回でありますが福祉祭りやっておりますが、そういうときには、障害者と健常者との

かかわり合いを持つというようなことで、そういうようなイベントの中でのかかわり合いは、あるんではないかというふうに考えております。

それから、障害者同士でのコミュニケーションでございますが、これは年に１回ですか、年に２回ですか、障害者のスポーツ大会等がございますので、日野市からもそういうところにかなり参加されておりまして、障害者同士とのコミュニケーションはあります。

それから、あと各種団体でのそれぞれ活動あるんですが、正式には把握してないんですが、例えば視覚障害者ですね、26市で例えば年に１回、各市持ち回りで視覚障害者同士のカラオケ大会、芸能大会ですか、こういうようなことも実施しているようでございます。昨年も日野市で実施したわけでございます。そんなことで、コミュニケーションかどうやって全体図られているかということは、十分把握してませんので、申しわけございませんが、以上の回答にさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ちょっと質問の仕方がまずかったのかどうかわかりませんが、視覚障害者であるとか、聴覚障害者が、在宅で生活をしているということは、当然のことながら、障害者と健常者というのは、それは家族の場合もあるでしょうし、あるいはそうでない中でのコミュニケーション、触れ合いというのは当然あってしかるべきでして、余りないんではないかというふうな今回答があって驚いたんですが、生活をしている以上、当然そういうことはあり得るわけですから、そういう視点に立って、やっぱり行政というのは行うべきではないのかなと思うんですね。

例えば、具体的にじゃあもう少しあれしますと、視覚障害者の場合は目が見えないわけですから、当然、その通信手段としては、電話で通信をするとか、あるいは点字でコミュニケーションとるとか、いろんなケースがあると思います。それから聴覚の場合は、これは電話というわけにいかないわけですから、ファクシミリだとか、そういうものを使って、それでこれは聴覚障害者の場合は、よくファクシミリが世の中に出回ってきたときに、そういうものをいち早く個人で買い求めて、お互いのコミュニケーションを図っているとか、あるいは健常者とのコミュニケーションを図っているとか、そういうことが現実としてあるはずなんですね。ですから、その辺を行政サイドとしてどこまで掌握をされてて、それに対してどんなサポートをしてますかと、そういうことをお伺いしたいんですが、もう１回お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　失礼いたしました。コミュニケーションといたしましては、例えば、視覚障害者におきましては、福祉電話、こういうものの貸し出し、あるいは補助をしております。当然、通話料についても一定の通話料を補助することによって、これだけ視覚障害者についてはコミュニケーションを図っていただいているということでございます。

現在、貸し出し、補助と合わせまして34台設置しております。この福祉電話については、視覚障害者のみならず、いわゆるひとり暮らしで外出困難な重度の身体障害者ということで、肢体不自由者、あるいは内蔵疾患の方でも、該当している方もございます。そういうようなことで、34台設置しております。

それから、次に聴覚障害者については、電話というわけにいきません。これは、日常生活用具の給付ということでファックス、いわゆるこれもおひとり暮らし、外出困難な方というようなことで設置しております。現在、全部で給付あるいは貸与ということで、25台設置しております。このうち、そのほかに、手話通訳者、これについても８台設置いたしまして、いろいろ生活相談等については、こういう方たちと手話通訳者の間でのファックスのやりとりもあるということでございます。そのほか、昨年ですか、消防署にもファックスを設置いたしました。これについては、現在、ファックス給付、貸与者の中の17世帯が消防署とのファックスの連絡ができております。このファックスについては、火災、あるいは病気、あるいはガス漏れ、この三つに限って消防署との連携をとっている、コミュニケーションを図っているというところでございます。

そのほかに、いわゆるひとり暮らしで外出困難の人については、緊急通報システム、これは、やはりこれもコミュニケーションだと思いますが、緊急の場合には、いわゆるこれは民間のそういう専門の会社との契約でございますが、そういうようなことで、緊急に通報できる、そういうような器具を取り付けて、そういうような整備も行っておるところでございます。これについても、肢体不自由児、あるいは視覚、呼吸器等の問題のある方、こういうものを合わせまして13人の方が設置しているところでございます。平成３年度については、これらについてもさらに17台設置してみたいということで、現在進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今の関連をしまして、もう１回お聞きしたいんですが、例えば視覚障害者でいいますと、在宅の方が221名おられると。しかし、福祉電話は34台だと

いうことだと思います。それから聴覚障害者に対しましても、在宅者225名に対して、ファックス25台という回答だったと思いますが、この数との兼ね合いが、いろんな資格要件がまたさらにあるのかなと思いますけれども、これは資格が厳しいからこの程度なのか、それともその辺はどうなんでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

これについては、あくまでもひとり暮らしということでございますので、御家族がいれば、設置されなくても足りるということで、一応、必要な方は、申請していただくという中でやっておりますので、実態として必要な方はこの程度ではないかというふうに考えております。

なお、ファックスについては今回、さらに17台、さっき緊急通報システムと申し上げましたかもしれませんが、間違いでございます。今年度、17台新たに設置する予定でおります。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ひとり暮らしを限定して、基本的には限定をしているということなんですが、例えば、日常、家族がおられても、昼間だとか、障害者だけが一人残されるというケースも当然考えられると思うんですけれども、そういう方に対しては、もし当事者なり、あるいは家族から要請があれば、それは対応可能なんですか、それともあくまでも今の制度の枠の中では、基本はひとり暮らしですよということなのか、そこをちょっと、もう１回確認します。

それから、あわせまして、今の基準を再検討といいましょうか、枠を広げていくような、そんな考えはあるのかどうか、含めてお答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ひとり暮らしが前提でございます。

それから、枠を広げていくのかどうかということでございますが、これは制度的には東京都の制度でございますので、この枠を広げるということは現状ではなかなか難しいんではないかというふうに考えております。それともちろんこれは、所得の制限もございますので、現在では、ほとんどの方がひとり暮らしということですので、所得があったとしても、ほとんど自己負担がないような形での給付になっております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは、視覚障害者に対しての件でもう１点お伺いをしたいんですが、これは視覚障害者に限らず、健常者であれ、だれにもプライバシーということがあるわけなんですが、今のような助成なり、方法でその辺の保護というのは十分守られているというふうな判断をされるのかどうか。例えば、先ほどちょっと何か回答が十分じゃなかったような気がするんですが、行政側から当事者あてに何らかの通信連絡をする、これは視覚障害者であったり、聴覚障害者によって内容が違うわけですけれども、直接本人にその意向を伝えられる場合と、第三者を介してその内容が伝わる場合という、いろんなことがあるというふうに思うんですが、こういう行政側との兼ね合いでは、さほどプライバシーということは心配しないでもいいのかもしれませんが、要は世の中の一般的な意味合いでのプライバシー保護という観点からすると、むしろ健常者以上に障害者に対しての配慮が必要ではないのかなと思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えなのか。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　行政からの連絡につきましては、視覚障害者に対しては、電話等でできるわけでございます。聴覚障害者については、一部の方についてはファックスというようなことで、特に、障害者については、プライバシーの確保、保護ということが一番大切なことでございます。私ども福祉に携わる者としても、常にそれを念頭に置いて取り組んでいるところでございますが、現在の状況でいった場合、必ずしもプライバシーが守られているかというと、若干不安でもございます。そのようなことから、これからは、やはり何らかこのような日常生活用具、あるいはそういうものの中で、少しでもプライバシーが守れるような福祉機器ができてくればいいな。また、それを早く情報をつかんで、そういう福祉機器の導入について積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　私も、余りいろんな分野を知らないんですけれども、例えば視覚障害者の場合、点字パソコン、これは通常のパソコン感覚で打つことによって、それが点字が打ち出されてくる。これは健常者が打てば、健常者も打つことができるし、また視覚障害者の方も使えるというような、そういう点字変換パソコンというものが世の中に出ている。既に近隣他市ですでに入っている所も一部あるわけでございますけれども、こんなようなものを採用することによって、今申し上げたようなプライバシーの保護というようなことも、かなり改善をされるし、また、時間をかけて例えばこの点字一

つつくるにしても、相当な専門知識を持って時間をかけないとできないというような状況から、だれでもそういうことができるというようなことで、かなりの効果が発揮できるんではないかなと思うんですが、この点については、何か検討されたことがあるのか、あるいはそれについて採用するような意向に対してはいかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　視覚障害者に対する福祉機器としての点字パソコンというようなお話紹介いただきましたが、私も初めて聞く機器でございます。早速、点字パソコン等について検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ひとつ、よろしくお願いをしたいと思います。

それからファクシミリについても、いろんな収入基準だとかというものがあるのは当然やむを得ない部分もありますけれども、現状についてもう少し検討されて、その立場に立った行政ができるようにお願いをしたいと思います。

それから、３点目といいましょうか、車いす生活者に対しての助成に関することなんですが、現在、たしか個人住宅の場合に、改造するときは、それなりの金利負担といいましょうか、何かそんなような形での助成策があったように思いますけれども、例えばこれが集合住宅のような所の場合、特にこれから新しくつくるものに対しても、市としての行政指導的な要綱があったかと思いますけれども、既にでき上がっている住宅というのがもう、相当たくさんあるわけですけれども、こういう集合住宅の言うならば改造のようなものに対しての助成、補助、こういったことについてはどのようなお考えを持っておられるか。車いすが独自の力で出入りできるように、要するにスロープみたいなものをつくるとか、そういう意味合いですけれども、伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　肢体不自由者ということで、車いす等の利用者についての住宅改造でございますが、個人の住宅については、いわゆる給付というような形で実施しております。それから集合住宅については、建設のときに、これは日野市の施設整備要綱によりまして、特に車いす等障害者に配慮したところの指導は行っているところでございますが、要綱等のために、また、建てられる方は、必ずしも障害者を対象としてないということから、なかなかそのような徹底した指導ができないのが現状でございます。ただ、現在建っているところで入居後、そういうような障害になられた場合、これは建て主さんの了解が得られるんであれば、その人のためにそういうような改造の給付

ができるんではないかというふうに考えております。もし、そういうようなことがあれば、私の方も行政の立場で積極的にそういうふうな指導をしていきたいと考えているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　先ほど御質問ございました点字パソコンのことについて、ちょっと補足をさせていただきます。

点字パソコンにつきましては、図書館が視覚障害者に対するサービスとしまして、録音テープの提供、それから対面朗読の実施ということで、今までずっとサービスをしてきたことがございます。その中で、点字を作成してほしいという希望も実際に視覚障害者の方から出されてきたということもありまして、パソコンで通常の文字から点字に転換をして打ち出すプリンターつきのソフトが開発をされまして、ハードとソフトが開発をされまして、それを、点字パソコンを図書館に現在入れてありまして、実際に点字の御希望者に対しては、それを使って点字で打ち出してサービスするということを実際に実施をしています。これについては、六点の会という点字を打つボランティアのサークルがございまして、図書館と、それからその六点の会のボランティアの方々が中心になって、そういう視覚障害者の御希望に対しては対応しているということでございます。これは図書館でちょっとやっているものですから、ちょっと今、福祉部長お答えなかったんですが、一応、補足でお答えしておきます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　私がイメージしているといいましょうか、申し上げたようなものとほぼ近いような感じがしますけれども、今は図書館にあるということで、じゃあ、福祉用にはまだ用意をされてないという――まあ福祉用といいますか、もちろん、その対象者は福祉にかかわる人ですけれども、福祉分野の人がそれを活用するということにはなってないわけですね。例えば、障害者本人が使いたい、あるいは一般市民がそういうことで借りたいというシステムではないわけですね。要は、ある広報を点字化するだとか、何か特定な目的の枠の中で使われているのか、その辺ちょっと、もう１回確認させてください。

○副議長（福島敏雄君）　助役

○助役（砂川雄一君）　これは、具体的に障害者の方から出された希望にこたえておりますので、特に行政用で作成するものでだけを、それを使ってやっているということで

はございません。障害者からの希望に基づいて、例えばこういう本を点字化してほしいとかいうような希望に基づいて、図書館側でも、それから実際に六点の会の方々、これは福祉に携わっているボランティアのグループでございますので、そういった具体的な個々の希望に応じて対応しているというのが実態でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　わかりました。

図書館ではそれなりの活用目的に応じて使用されているわけですけれども、例えば、社会福祉協議会のような場所にもおいて、かなりそれを幅広く活用していったことの方がある意味ではもっと一般的な普及になるのかなあというふうに思いますので、そんなことを含めて御検討いただきたいというふうにじゃあ、させていただきたいと思います。

それから、集合住宅に対するスロープでございますけれども、現状では、そういう助成策といったものが考えられていないようでございますけれども、これは、障害者がそこに入るとか入らないとかということだけではなくて、先ほども申し上げましたように、高齢化を迎えていく中で、そこに今まで住んでいた人が、高齢化に伴ってやむを得ず車いすを使用せざるを得ないという、そういう時代を今、迎えてきているわけですから、そういうことからしますと、個人住宅に入っている方も市民でありますし、また同時に、集合住宅に入っている方も、これは間違いなく同じ市民でございますので、個人と集合住宅ということで、そこでその色分けをするというのも、どうなのかなと。これはもう、個人の資格でやるべきものだといってしまっては、もうなにもなくなってしまうわけでございますので、ぜひ、その辺についてもお考えをいただきたいわけなんですが、市長ですね、いろいろ福祉部長から説明もいただいたんですけれども、市長の方から新たな考え方、あるいは補足を含めてありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。全体について。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ具体的な指摘をいただきまして、これから取り組んでいくべき課題をいただいたように思います。

最初の言葉で、ＮＨＫの番組で、日野市のようなことはやれないと言ったという、まあ、どういう企画であったかよくわかりませんが、そんなことはないはずであります。やろうと思えばやれると。また、やらなきゃいけないということが自治体の、当然どこでもやっていることではなかろうかと思っております。それで、いわゆる社会福祉という領域は、社会保障の上に成り立つ。だから、社会保障こそ最も国が国民の生活を守るということで、既にいろいろな施策が行われておりますし、福祉はその上に具体的な個人個人の、また障害者にはケース・バイ・ケースのそういう施策を展開をしていく。国の方針であり、また都道府県もそういうずっとつながった形での充実を目指しておるわけでありまして、市町村自治体は、なおそれに具体性を伴わせる。一人ひとりの面倒まで見ていくというぐらいな意気込みこそ、末端というわけじゃありませんが、市町村の立場でなければいけない、こんなふうに思っております。

したがって、一人の泣いている人も放置しない。一人の人権が守れなければ、全体の人権を守れないということの意味で我々は基本的に意識を置いているつもりでありまして、多分に欠ける点はまだあると思いますし、これから具体的な情報を教えていただかないかと、届かないという点もあろうと思っておりますので、謙虚にあらゆる情報に耳を傾けて、可能なことは積極的にやっていくということで取り組む仕事こそ、地方自治の福祉だ、このような考えでおります。それに伴って、具体的な障害者の場合の事例を指摘をされ、提言もいただいておるわけでありますので、なるべく十分にといいますか、満足される状況に進めていきたい。この考えのもとで、欠ける点は積極的に補っていきたい、こう考えておりますので、よろしく、いろんなことを御指摘していただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

最近、よく、地球に優しい行政であるとか、あるいは人に優しい行政ということが盛んに言われるわけですけれども、この要素の一つに、私は福祉の充実というのも加わっていると見るべきではないのかな、あるいは加わっていてしかるべきではないのかなというふうに考えるわけでございます。それは、市長も言われているような、福祉というのは、いわゆる幸福への道だという観点もありますので、一般的に地球に優しい行政という意味合いの中身は、温暖化の問題だとか、あるいはごみの対策だとか、自然環境の問題だとか、そういったことが主体的に使われるわけですけれども、あわせて福祉の充実ということも、この優しい行政という中に欠くことのできない意思項目として加えておくべきではないのかなというふうに思うところでございます。

ちょっと話それますが、今回、宮沢政権がスタートいたしまして、これはいつでもそうなんですが、大体、新しく政権がスタートして1カ月ぐらい経過をいたしますと、恒例の政権の支持率であるとか、あるいは期待する政策等についてのアンケートが実施をされます。今回もそれが、つい先日、出されました。支持率の件は別といたしまして、

その中のどのような政策を望みますかという、こういう設問に対する答え、いろいろ政治倫理の問題だとか、あるいは環境政策の問題だとか、土地問題、税制問題、景気政策、いろいろありましたけれども、その中で群を抜いて多かったのが、福祉の充実ということでございました。福祉の充実が46.5%、あとは30%台前半。もちろん、小さいものもありますけれども、そういう状況でした。特に、この福祉に関しては、男女ともそれぞれトップ、また年齢別、いろんな年代ありますけれども、それぞれの分野でもトップクラスに位置づけをされているということでございまして、そういう意味からしますと、国民全体の総意の一つということも言えるのかなあというふうに、これを見て、改めて感じるところでございます。

ただ、福祉の充実については、冒頭申し上げたように、日野市の場合は、幸いにしていろんなところから「福祉なら日野を目指せ」「福祉を語るなら日野を見ろ」というぐらいに、非常に現状、レベル高いところにあるわけでございますけれども、ただ、まあ、個々に見たときは、まだまだという部分も、きょうの指摘をさせていただいた中でも感じられるところでございます。そういった面では、ぜひ改善をしていただきたいということを強く申し上げたいわけですけれども、これもまた、冒頭申し上げたように、ただ福祉だけが行政ではないということも、これもまたしかりでございます。そういった意味では、他の行政分野でも著しいおくれのあるものも、これもまた事実というふうなことでございますので、そういったものも十分含めて、何を優先すべきかということをきちっと整理をしながら、市民の皆さんだれもが、あるいは各階各層の日野市民の皆さんが、本当に日野市民であることで胸を張れるような、そんなバランスのとれた行政をぜひ行っていただきたいということを期待しまして、もちろん、その中には、本日指摘をさせていただいた三つの項目も含めてのことでございますけれども、バランスのとれた行政といったことを期待をさせていただきまして、私からの質問を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって５の１、障害者福祉（視覚・聴覚・車椅子）施策のより充実をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時27分　散会

12月10日　火曜日　（第４日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第30号）

12月10日　火曜日　（第４日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原茂君	４番	小川友一君
５番	高橋徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	総務部参事	小林修君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成3年12月10日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、ミニバス乗車は、シルバーパス同様に身体障害者手帳を持っている市民も無料とされたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

ミニバス乗車は、シルバーパス同様に身体障害者手帳を持っている市民も無料とされたいという題で質問を行ってまいりたいと思います。

今議会でも既に議場で発言もございましたように、11月の18日から日野台二丁目経由のバス路線が新しく開設されまして、関係者の皆さんの御利用が現在進められているわけでありますが、関係する住民の皆さん、大変歓迎する言葉を言っている方々が多いわけでございます。昭和17年から日野台二丁目に住んでおられる方のお話を、直接伺いましたけれど、当時から最近まで本当に交通の便のことが、生活上最も大きな課題だというふうにおっしゃっておりました。日野の駅あるいは豊田の駅あるいは市内の商店街、その他、必要に応じて各地域に出かけることが当然多いわけでありますけれど、その際の交通の利便ということが必ず頭の中にあって、そのことを解決する。あるいはバス路線を開設してほしいという、こういう願いと要求を持つ続けたものを、今度の開設によって、本当に夢のような気持ちであるというふうなことをおっしゃっておられるわけであります。

長い間の住民の方々の要望が実現したわけでありますが、この間の経過は、既に議会やあるいは市当局において、事細かく説明もされ論議もされてきたところでございますので、繰り返しはいたしませんけれど、何といっても住民の皆さん方のこれまでの粘り強い要望が市を動かし京王帝都を動かして、今回のバス路線の開設というふうになったものと考えております。利用率も大変高いようでございますし、それだけこの路線に対する今後の一層の改善方を要望する声も当然出てくるわけでありますから、こうした声に耳を傾けていただきまして、今後の改善方をお願いをしておきたいと思うわけでございます。

一つは、既に一般質問でも発言が行われておりますけれど、朝夕の時刻の延長であります。日野駅で言えば8時始発でありますし、最終が5時台ということになっているわ

けであります。出勤あるいは退社、帰宅等にかかわる時間ですと、もう少し朝の時刻、始発をさきに延長する。そして、夕刻はもう少し遅くできないかと、こういう要望が強いわけであります。これは、バス路線に対する期待が大きいだけに、こういう要望も強いわけでありますから、ぜひ今後の検討課題として、鋭意京王帝都側との折衝を強めていただきたいと思います。

二つ目に、行き先の表示がわかりにくいということがございます。例えば、今度開設いたしました日野駅・豊田北口間の、このミニバスのバスの行き先が、日野駅から出る場合は、豊田駅北口というふうに表示されております。どこ経由なのかというのがわからないというわけですね。どこを回っていくのか。「日野台二丁目経由」というのを、ちょっと入っていれば大変わかりやすいという御意見でもあるわけでございます。それから、豊田駅にしても日野駅にいたしましても、なかなか表示が複雑でわからないという利用者の声もございます。私も実際、バスを利用いたしまして、バスを待っている際に、いろいろと時刻表や料金表、行き先案内などを見ました。一目でわかるという状況にはないということは、これは、だれしもがうなずけるんではないかと思うんです。もう少し単純にわかりやすく表示をしていただくような工夫を京王帝都にも要望していただきたいというのが、２点目でございます。

３点目は、これも時刻表が非常にわかりにくいというようなことなどもございます。ぜひわかりやすく、字を大きくするということですね、要するに。字を大きくして、だれが見てもわかりやすいようにしていただくということがございますので、改善方お願い申し上げておきたいと思います。

４点目は、コースとコースをつなぐ時刻の調整が必要になってくるわけでございます。私、以前このバス問題を取り上げた際に、今後路線バスがふえてまいりますと、すべての路線を一本のコースでつなぐということにはなかなかなりにくいでしょうから、その際、乗り継ぎの時刻を調整いたしまして、そう多くの時間を待たずに次のバスに乗車できるというこの時刻の調整を行って、一層の利便を図っていただきたいというのが、４点目の要望であります。現在、ミニバスは、今申し上げましたような日野台二丁目経由の新しい路線と既に走っております平山城址公園、高幡不動、日野駅、市役所経由の路線があります。もう一つは、万願寺方向を回りましての日野駅、高幡不動駅を結ぶコースがあるわけでありますから、こういったことの調整など図っていただいて、市役所あるいは駅等の利便を一層高めると、こういうふうに努力をしていただきたいと思うわけでございます。

質問に当たりまして、ミニバス現行の運行されていることへの改善点や今後の課題を申し上げたわけでございます。ぜひ、今後も努力をしていただきたいと思うわけであります。さて、質問項目にございますように、身体障害者の手帳あるいは愛の手帳を交付されている市民もかなりの数にのぼっておられるわけでございますが、現在、東京都の無料バスの補助制度というのがございまして、シルバーパスを持参されている方は、都営バス、民営バスを問わず無料で乗車をできるという制度でございます。これは、例えば都内などは都営バスもかなり走っておりますから、民営バス、都営バスを問わず乗車の機会がたくさんあるわけでございまして、その恩典を利用される機会というのは、大変多いことと思うわけであります。ところが、三多摩の各市を見てまいりますと、都営のバスというのは、非常に少ないのではないかと思われますし、日野市内で申し上げますならば、一つもその路線がない。乗りたくても乗れないという実態にあるわけであります。地下鉄は皆無でありますから、全く乗る機会はないということになるわけであります。恐らく東京都もいろいろ考えておられることと思うわけでありますから、障害者あるいは愛の手帳を持っておられる方にも同じようなこうした無料制度を適用できる方向で検討もされているんではないかと推測もするわけでありますけれど、しかし、現行そうなっていないというところに問題点があるのではないかと思うわけであります。

それで、私は今回、一般質問の質問項目に取り上げましたように、京王帝都の路線バスは市内を走るとは限らないわけであります。八王子にも路線が伸びておりますから、行政区が二つまたがるというようなことはあるわけであります。しかしミニバスの場合は、日野市内を走るということに限ってのものでありますから、市内のミニバスを利用される市民にも、このシルバーパスと同様に身体障害者の手帳を持っておられる方、愛の手帳を持っておられる方にも適用できる工夫はできるんではないかと考えたわけであります。これはまた、非常に障害者の皆さんの強い要望でもあるということが、私も教えていただいたわけでございますが、全都的な運動も展開されておりますし、そういう全都の障害者の方々の希望を実現するという意味でも、日野市からその実現方第一歩を踏み出すということが望まれると思うわけでありますし、私もそのことを強くお願いをするわけでございます。現在、市はどういう対応をされようとしているか。その点について伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方からお答えしたいと思います。

障害者に対する質問でございます。今、御質問の中にもありましたとおり、ミニバス

二つの路線を開発したわけでございますが、当然、市内連絡バスあるいは日野台路線につきましても、御承知のとおりシルバーパスの適用、あるいは障害者に対しても、全く東京都が制度を行っている状況の中で負担をしているというのが、実情でございます。確かに、今質問の中にありましたとおり、ミニバスにつきましては２路線、市が財政負担をして開発してもらったものでございます。今後の課題としては、それをどう取り組むかという障害者に対する問題が残っているわけでございますが、現状としては、そのような対応の中で運行をしているのが実情でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　質問は、現行どのようにして行われているかということではなくて、障害者手帳、愛の手帳を持参されている方への無料を、ぜひともお願いしたいということなんですね。ちょっと勘違いされたかもしれませんけれども、もう一度お願いしたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　乗車券等の割引につきましては、経済負担の軽減あるいは自立を目的といたしまして、交通機関の利用に対しましては、それぞれ優遇措置がとられているところでございます。例えば、今お話のございました老人の場合、これはシルバーパスでございますが、70歳以上の方で所得が扶養義務者を含めまして、基準以下の者につきましては無料ということでございます。ちなみに、日野市の現状を見ますと、8,350人、このうち無料のパスを受給されている方が6,075人でございます。また、一定の所得をオーバーした方につきましては、有料ということで１万7,500円の負担をいただきまして、275名の方が給付を受けているところでございます。適用の範囲につきましては、都内の都営、民営の各交通機関が、これは無料でございます。無料でございますが、この費用負担は、当然東京都の方で負担しているわけでございますが、無料分につきましては、約93億8,800万、これは平成３年度でございます。それから、有料部分については８億円、これ、それぞれ東京都が各会社との契約に基づいて費用負担しているところでございます。

障害者の場合につきましては、今申し上げましたとおり、経済の負担の軽減と自立を目的といたしまして、都営交通機関の利用につきましては無料でございます。私鉄民営に対しましては、都内に限りまして50％の割引でございます。当然、市内の京王バスあるいはミニバス等についても、これらが適用されているところでございます。また、ＪＲにつきましても特に第１種の障害者につきましては、介護人、付き添いがある場合については50％の割引、また介護人についても、やはり同率の軽減が図られているところでございます。そのほかＪＲにおきましては、１種、２種で単独で利用される方については、100キロを超える場合について50％割引ということになっております。

障害者の場合につきましては、日野市におきましても、これは市の独自の事業といたしまして、やはり生活圏の拡大、自立を目的といたしまして、タクシー券、これ540円初乗り料金でございますが、約708人に対しまして年間72枚支給しておりますが、大体利用率からいきますと65％ぐらい方が――全体でですね、発行券数の65％が利用されているという状況でございます。そのほかに、車を利用される方については、ガソリン券といたしまして、これも500円券72枚等を支給しております。そのほか施設に入所されている方についてもタクシー券を支給しております。もちろん車いす等についても同様でございます。

また、生保・児童扶養手当の受給者につきましては、ＪＲの定期券の割引３割というような制度もございます。

シルバーパスと同様の優遇措置についてという御質問でございます。老人障害者の全体を通じての均衡を配慮した中で、今後検討していきたい、課題にしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日野市独自の身障者への対応が、ただいま説明ありましたように福祉タクシー券というのがあるわけですね。この福祉タクシー券の基本料金の補助の対象というのは、障害認定の１級、２級、３級までが対象だと思うんですね。それから、愛の手帳の場合は３度までが対象ということになりますから、それ以下の障害程度の方には適用されないということに、今なっているわけです。昨年の実績で申し上げますと、障害手帳を持っておられる方というのは、１級から３級まで1,537人おられるんですね。４級から６級の方が881人おられるわけですよ。この方は、福祉タクシー券を残念ながら利用できないという状況に、今あるわけですから、わずか月６枚ということであったとしても、それを利用できるかできないかというのは、やっぱりかなり大きな違いがあるんではないかというふうに思うんです。

この福祉タクシー券も１カ月６枚の支給になっておりますから、往復で使えば３回ということになるわけでしょう。例えば、病院に通院した。で、行きと帰りにそれぞれ使

うと３回利用ということになるわけですね。外出の回数というのは、月３回しか外出しないということはないと思うんです。これは障害者の方々も日常生活、いろんな形で外出する機会があるかと思うんですけれど、そういうときにミニバスの利用が、もっともっと利用しやすいということであるならば、私はもっと現在よりも外出する機会を多くつくることはできるんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、単なるこの料金の負担が軽減されるということだけじゃなくて、外に出る機会をもっと多くつくることができるという、そういう障害者にとって大切なことがらが、より機会を多くするということができるわけです。

だから、そういう点も考えていただいて、私はこのミニバスの無料というのをシルバーパス同様に行うということは、私大変重要なんじゃないかということを感じているわけであります。そして、ミニバスであれば、日野市の考えなどによって、その可能性が極めて大きいというふうに判断されるわけですから、ぜひとも努力をしていただきたいと思うわけであります。

障害者の方々の声などを聞いてみますと、バスに乗って料金を支払うわけですね。あの入口のところで、自動の改札のところにお金を入れると、おつりがあるような場合は、特にわかりにくい場合があるわけですけれど、なかなかそのことがスムースにいかない場合が多いわけですね。無料ですと、例えばその手帳を見せるだけでさっと座席に座ることができる。そうでない場合、あの入口でもたもたしていると、まだ後から人が何となく早くしろみたいな雰囲気になってきますから、そういうこともあると、余計バスにも乗りにくくなるということに、またなっていくわけであります。そういうことなどよく考慮されて、ぜひ実現を図っていただきたいと思います。

東京都には身体障害者団体連合会というのがございまして、これ社団法人になっておりますが、これが各市町村、各地区ごとに連合会を構成する身障者団体があるわけでありますけれど、これが今大変大きな運動を起こしておりまして、東京都知事あてに民営バス無料化の葉書の要請行動を行うとか、あるいはさまざまな機会を通じて、都政にこのことを反映されるように運動を展開されているということも伺いました。平成元年９月都議会に、民営バス無料化に関する請願も提出されまして、ずっと運動を今日まで展開されておりますし、葉書の要請行動を行ったその葉書なども、私も見せていただきまして、身体障害者が皆さん力を合わせて今、東京都に向けての運動を展開されているところであります。

ことしの９月11日と13日の両日、金平副知事に面会されまして、障害者の切実な声をお話しされ、民営バス無料化を訴えたというニュースなども拝見いたしました。都障連――東京都身体障害者団体連合会も来年度予算編成の動きを見ながら、今運動を進めているということを聞かされたわけでありまして、一歩先んじて、日野市のミニバス無料化が実現すれば、東京都への一つの力になって、大きな身体障害者の運動を励ますことはできるんではないか。このように思うわけでございます。ぜひとも今後の検討課題に取り上げていただきまして、努力を行い実現方、強くお願いしておきたいと思うわけであります。

私は、できましたら、もう今すぐバスは走っているわけですから、今月からでも適用していただきたいぐらいの気持ちを持っております。遅くとも来年の１月から、これが実施されるというぐらいのめどを持って、京王帝都との交渉にも当たられるだろうし、庁内的な検討も行っていただきたいということを要望しておきたいと思うんです。

最後に市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　体にハンディのある方、その度合いに応じて社会生活、社会活動をなるべく健常者並みにできる要件を整えるということは、一つの行政課題として、今までも取り組んでいる状況があります。たまたま今回、多年の念願でありました日野台路線、京王バスによって運行することになったという機会が生まれたわけでありまして、地域の方に喜んでいただくということは、一つの課題解決でもありますし、また次の早朝とか夕刻に増発をせよという、そういうことにもなっていく意味もよく理解できます。ミニバスあるいは市内循環バス、いずれも京王バスに協定によって依存しているわけでありますが、都政という観点から、早い時期に老人パスと、つまりこれは都バス、民営バスを問わず無料パスが給付されている。障害者に対しては、障害の度合いに応じてという取り扱いかもしれませんが、一般的な論議として老人パスの所得制限の拡大でありますとか、身障者の方の障害の度合いの規制をもっと拡大する。そういうことは、福祉の総合的な前進として大切なことだと思いますし、都が今までやってありますので、それに依存をしておる。日野市民もそれに頼っておる。こういう状況で今まで推移しております。

ですから、新しいバス路線ができたからということは、別の問題ですから、日野市内を運行されているすべてのバスが当然該当する範囲でありまして、ミニバスだけで物を考えるということは、今のところは順序が少し合わないんではないかというふうに伺っております。

しかし、全体論として、もっと障害者の方々に広いそういった施策を広げるという意味では、当然あっていいはずでありますから、日野市がやるとしてもミニバスだけを対象にするというわけにはまいりません。全バス、その他の交通機関も通じてということになりますし、今行っているのが車いすタクシーでありますとか福祉タクシーという形で、基本料金の部分を枚数を定めて一定の社会活動への協力をしている。こういう状況でありますので、全体を考えながら、御指摘の部分に対しても考え方を広げ、当然交通会社との交渉ということにもなってまいります。そういう配慮のもとに進めていく課題だというふうに承知をしておりますので、努力はいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今後の一層の取り組みを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって６の１、ミニバス乗車は、シルバーパス同様に身体障害手帳を持っている市民も無料とされたいの質問を終わります。

一般質問６の２、アンケート調査に基づく安全・便利な日野駅とするための通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　２番目の質問でありますアンケート調査にもとづく安全・便利な日野駅とするためにということを質問を行ってまいりたいと思います。

日野駅の問題については、これまで議会でたびたび取り上げられてまいりました。その都度、改善が進められてきたと考えております。最近の例で言えば、駅前の歩道トンネルの実現や駅舎の改善、駅トイレの水洗化などが行われてまいりまして、利用者の要望がその都度実現し、改善もされてまいってきたという経過をたどっているわけであります。しかし、本当にあの駅を毎日利用されている方々の御意見などをきめ細かく伺ってまいりますと、まだまだたくさんの要望があり、改善を要する点などがあることに気がつくわけでございます。議会でも継続されて取り組まれているものもございますが、新たに気がついたというものも、私などもあるわけでありますが、私個人のことでありますけれど、利用者に対するアンケート調査などを行いまして、今、本当に利用者が日野駅に対する考えや要求をどの辺に強く持っておられるのだろうかということを、正確に掌握するために調査を行ってまいりました。まだ、その調査もごく限られた期間、回答を寄せられた者もごく一部でございますので、全般的な調査結果についての御報告は、まだ時期尚早でございますが、中間的な集約を行ったものに基づきまして、市側の考え

などもただして、より駅の安全、便利を目指す質問にしていきたい。このように考えております。

私がこれまで駅利用者の方々から、いろいろな機会に駅の改善の御要望を伺ってまいってきたわけでありますが、それらを14項目にいたしましてアンケート調査をとりました。そのうち、最も要望が高いものといたしまして、日野駅ホームの防風壁をつけてほしいというのが、一番高い要望になっているということがデータ的に出たわけであります。高いホーム、雨、風、大変電車を待つ方々の共通した要望として、もう何年来、この防風壁の設置を求めていたことでもあるわけでありますが、これがもっとも高い割合だったということ。そして、ほぼ同じくらいの割合で、ホームの東京寄りに上屋をつけてほしいということや、エスカレーターの設置などがほぼ同じくらいの割合であります。それともう一つ、せっかくの水洗トイレ化はできたものの、大変トイレの中汚れているということで、もっと清潔にしてほしいという回答が非常に高かったという点もつけ加えておきたいと思います。その他、駅舎の改善計画はいつごろになるのか。いわゆる南口にも改札口を設置してほしいとか、券販機をふやしてほしいとか、ラッシュ時の定期券その他購入する窓口をもう１カ所ふやしてほしいといったような細かいことなどがたくさん要望として寄せられております。

これらを最終的にまとめまして、市側にも参考資料に提出してまいりたいと思いますし、何よりもＪＲ当局と交渉を行いまして改善方もお願いしたいと、このように考えております。

そこで、日野市は全面的にこの駅舎の問題、改善方実施するということにはならないと思いますけれど、将来的には駅舎の改善計画、周辺の再開発なども含めた計画などもあるわけでありますから、必ずしも無関係ではない。何よりも市民の安全や利便を向上させるという点でも、日野市のＪＲ当局への強い要望も、また大切ではないかと思うわけであります。

昭和62年の３月、日野本町北地区整備計画策定調査報告書というのがつくられまして、私どもにも配付をされておるわけであります。調査報告書ですから、必ずしもここで述べられたものがすべてこのとおり今後計画にのるとは限らないと思うんですが、特に日野駅の場合はＪＲとの関係がございますから、いろいろ折衝などを行わなければならない難しさもあろうかと思います。しかし、この調査報告書の中にも日野駅に関する整備のことがうたわれているわけですね。で、幾つかの案も提起されておりますので、こうしたことなどを十分参考にしていただいて、駅の利便や安全を図っていくということが

大切だと思うわけであります。

きのうも鈴木議員、豊田の駅のエスカレーター設置問題など取り上げまして、市側にも具体的に要望を行っているわけでありますが、階段昇降機、片びらつきのそうした機械の設置なども含めて、当面する対応などもぜひとも豊田駅、日野駅問わず、今後強く要望していただきたいと思うわけであります。

今、私が申し上げましたようなことなど含めて、市の対応の一つとして、やはり担当者を決めていただくということが、私は大切ではないかと思うんです。かつて、歩道トンネルを進める際に、特命事項として、部長クラスの担当者を決めていただきまして、この問題取り組んだ経過がございます。そのことによって、かなり事態を進展させるということができたんではないかと判断しておりますので、これからの日野駅あるいは豊田駅も含めたさまざまな改善点を進める上で、特命事項として担当者を決めていただいて取り組んでいただくということを質問していきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方からお答えしたいと思いますが、一つは、日野駅の改良の問題につきましては、各議員さんからいろんな数多くの要望をいただいているわけでございます。今日まで駅舎の改良の問題あるいはホームの風水害対策の問題、エスカレーター等の問題があるわけでございます。この大きな問題につきましては、ＪＲ当局に対しまして、企画財政部を中心として、今回担当参事もいますので、ともに要請しているのが実情でございます。しかし、細かい幾つかのアンケートの内容等を含んでの御質問、御指摘もあるわけでございますが、細かい部分につきましては、駅長にも我々は話しながら、一つは駅の中にコンコースのところがあったわけでございますが、これは大変危険だというような住民の話もお伺いしました。まだ１カ月たっておりませんが、その改善に努めたというような経過もあるわけでございます。もちろん日野駅、きのうの豊田駅等の駅、ＪＲに対する要望事項あるいは市民の使う駅でございます。そういう立場に立てば、当然大きな課題を抱えているというふうに考えております。

今後、企画財政部を中心にし、担当参事と十分調整しながらＪＲに積極的に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　大体今の企画財政部長の説明でわかったわけでありますが、今

後もぜひとも取り組みを詰めていただきたいと思います。

確かに、最近駅通路、いわゆるスチールの棒といいますかね、歩行者にぶつかって危ないという意見が、再三にわたって駅当局にも寄せられていたものでありますけれど、それが撤去されたということで、一つの改善点が、ごく最近のものとしてはあるわけでございます。市側の努力は、大いにそれは認めておりますので、今後も引き続いてこうしたことについての取り組みを強めていただきたいということを申し上げまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって６の２、アンケート調査にもとづく安全・便利な日野駅とするための質問を終わります。

一般質問６の３、日野台一丁目広場（公園）計画の進捗状況についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　ことしの３月の議会でありますけれど、同趣旨の質問を行ってまいりました。住民のこれまでの長い間の地域の広場の計画設置の問題でありますが、市側も十分その要望については承知をいたしているところだと考えているわけでございます。その後、どのような状況変化と申しますか、可能性の道が開かれているかというようなことなどについて、伺ってまいりたいと思うわけでございます。

御承知のように、長谷工コーポレーションによりますマンション計画が一丁目地域内に計画されました。自治会を中心といたしまして、マンション建設反対運動が展開されてまいってきたところでございます。しかし、マンションの計画もこうした地域住民の強い反対によりまして、現在、建設計画が進んでいるというふうには見られないわけでございます。むしろ、マンション建設は断念したのだろうかというふうにも思えるわけでございまして、どのような事態にあるかということを、市は掌握されているかということが質問の１点でございます。

それからもう一つは、機会があれば、広場、公園等についても考えてまいりたいというのが、市長の考え方であり、答弁があったと思います。そこに私たちも希望を持ちまして、市側の対応を見守ってまいってきていたわけでございます。用地の問題が、とりもなおさず大きな課題になるわけでございまして、このマンション建設予定地をどのように処理するかということにもかかわってきたことではないかと思うわけでございます。これらの事態の進行と申しますか、市側の今日の対応などが、どのように３月時点から変化しておるかなどについて、２点目として質問を行ってまいりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、お答えをいたします。

日野台一丁目１番７の土地でございますが、面積は公簿で1,385.09平方メートル、実測面積が1,406.57平方メートルでございます。この土地は、もと工場用地でございまして、その後、名鉄不動産株式会社が用地取得をいたしました。それで、この土地利用といたしましては、マンションを建設したいということで市の方にいろいろな相談があったわけでございます。この土地につきましては、いろいろ今、御質問の中にもありましたように、経過がございました。現時点での様子を御報告申し上げますと、平成３年11月初めでございますけれども、ただいま申し上げました所有者であります名鉄不動産株式会社から市へ用地を譲渡したいという申し出がございました。現在、市といたしましては、買収交渉に応ずる。時期、価格については、十分検討する時期もほしいということで、現時点では、今この問題の土地の調査及び評価等を行っているという状況でございます。市の準備ができますれば、地主に買収交渉に入るということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいまの説明によりますと、土地所有者である名鉄不動産から11月初め、市に土地を譲渡したいという申し入れがあったというわけですね。そして、市はそれに応ずると、で、今後検討したいというふうに答えたんだろうと思うんですが、現在、評価等について検討を進めているということだろうと思います。

これは、例えば年内にこれらの手続や相手方との交渉を終えたい、あるいは終えるだろうということなのか。あるいは年度内、来年の３月いっぱいぐらいまでにはそれを契約締結したいというようなことなどの見通しは、どのように現在持っておられるか。再質問したいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

用地の取得作業といいますのは、まさに交渉でございます。それは速やかに取得できるのがいいわけでございますけれども、いろいろ手順なり微妙な交渉があるわけでございますので、今の時点では取得の時期までの見通しはついていない。また、今この場でいつごろまでというところまではお答えできないというのが現状でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　土地の譲渡を申し入れに来たということは、当初建設計画を持っておりましたマンションの建設は断念したというふうにとらえてよろしいんでしょうか

ね。あるいは市はそういうふうにもうとらえていると。したがって、土地の譲渡を申し入れに来たんだと、その辺いかがですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　これは、市の方に買ってほしいということでございますから、この申し入れは、当初考えておりましたマンション計画は、一応白紙といいますかなくなったと、そういうふうに理解をしております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　土地の交渉ですから、今後どういうふうに話は進むか、なかなか詳しいところまでは報告できないといいますか、説明できないということは理解できるわけでございますので、余り立ち入ったこともこの場では、私も控えたいと思います。

当初、予定いたしましたマンション建設計画を白紙に戻して、土地の市への譲渡を申し入れたということは、今の説明にありましたように、マンション建設は断念したんではないかと思われます。しかし、これは最終的にそうなったということでは、もちろんないでありましょう。今後の土地の価格交渉等でどのような話の進展になるかわからないわけでありますから、今後なお、私どもも、また住民の皆さんもそうだと思いますけれど、交渉を注意深く見守っていく必要があるのではないかと思います。

最後に、市長に考えを伺っておきたいんですが、日野台一丁目に広場なり公園の設置、広場をつくるという見通しは、抽象的になるかもしれませんけれど、土地の譲渡の申し入れがあったということで、かなり可能性が出てきたと、こういうふうに私どもは受け取ってよろしいんでしょうか。市長はいかがお考えか聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野台一丁目地域は、用途上では工業地域ということで、工場、住宅混在をし、都市計画事業を行っておりませんので、道路が昔の狭隘のまま今日、市街地ができてしまったという、住民にとっては、行政の配慮がなかなか届きかねたということで、申しわけない点もあるわけであります。そこで、たまたま民間の開発事業として、駅に便利がいいものですから、マンション計画が出てくるわけでありまして、地元の強い反対運動があり、市もその反対を指示する立場に立ちまして、その事業計画をとうとう断念をさせたと、こういうことになっております。そのときに、地元からも広場、公園にしてほしいという御要望がありましたが、開発企業の後始末をするという形で土地を取得し処理をすることは、本来の計画的な仕事ではないわけでありますから、地主が、ぜひ何か日野市の公共事業に買ってほしいということを言い出した時点から、

そのことに取り組む順序になりますというふうに申し上げておりました。

いわゆる地主の名鉄不動産が公式に市に何とか買い取ってほしいと、こういう要請でありますから、新たに計画を起こして、将来は公園にしていこうと、こういう考えを内々立てております。作業の順序といたしましては、そういった取得交渉を持って、我々の土地開発公社が取得いたしますが、その後の計画としましては、都市計画決定を行って公園に仕立てていこう。こういう行政上の手順を経たいと思っております。

ですから、地元とされましては、期待はしていただく事柄ではありますが、集合住宅を建てようというような計画はほとんど起きる余地はない。このようにお答えをしてよろしいと思っております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　現在の状況とそれから市側の考え、特に、今市長からもかなり明確な考え方が示されたと思います。用地の譲渡の申し入れがあった時点から、公園計画を進めるべく土地所有者とも協議を、現在しているんではないかと思いますが、将来、公園をつくるという考え方を示されたものだと思います。

マンションの建設を断念したというふうに、市側もとらえておるわけですから、まさにこれは住民の大きなマンション建設反対運動の一つの成果と申しますか、結果のことではないかと、私は思います。詳しくは申し上げませんが、私も自治会一丁目の皆さんの集まりに御案内いただきまして、御出席をさせていただいた際の４月29日付で、メイツ日野台建設問題についての特別報告というのがなされておりまして、このメイツマンション建設にかかわってきた経過などが、詳しく御報告をされたことがございます。資料もその際いただいたわけでありますが、ここの中に４月の時点でありますけれど、ここまで到達した要因ということで、二つ大きな項目として挙げられているわけですね。自治会が総力を挙げて取り組んできたことが、第１の要因だというふうに述べられているわけです。住民の皆さん、自治会長初め本当に自治会の皆さんが総力を挙げて、マンション建設反対運動に取り組んできたことが、大きな要因だというふうにおっしゃっているわけです。

それから二つ目には、対策委員会が決めたことを、会員の皆さんが積極的に協力していただいたことだと、こういうふうに述べまして、この１年間の取り組みの中で大きな山場が三つあったというふうにおっしゃっております。第１回目は、日野市議会に建設反対と申しますか、合意を得るまで建築確認をおろさないようにという内容のものだったと思うんですけれど、700名からの署名を集めまして、一気に社会問題化することにできたというふうにおっしゃっているわけです。二つ目には、解体工事問題に対する対応で、過去２回の協議を上回る皆さんの参加によって、解体工事そのものを事実上、中止させることに成功しましたと述べております。そして、第３回目は、公園設置を求める陳情、署名運動が行われて、約2,000名を超える方々の署名が、あの日野台一丁目地区で寄せられて、市への陳情も行ってきたという経過が述べられておりまして、本当に地元の自治会の皆さん、マンション建設反対運動を展開されまして、それを阻止したということになるかと思います。住んでおります住民の力によって、こうした大きな問題を起こしかねないマンション建設を断念させて、そして広場、公園計画の策定へと、今後の大きな可能性を生み出すことができたんではないかと、私は考えているわけでございます。

今後も日野市の慎重な対応と、そして長年の日野台一丁目住民の皆さんの御要望にこたえるべく、公園計画、広場の計画が必ず実現できますように、大いに取り組みを強めていただきたいことを最後に申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって６の３、日野台一丁目広場（公園）計画の進捗状況についての質問を終わります。（拍手）

一般質問７の１、市民が要望する諸課題の前進を図れの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（福島敏雄君）　副議長の立場で質問するということで、恐縮をしておりますが、お許しをいただきたいと思います。今回質問した内容は、実は私、市民からいろいろお尋ねを受けて、現在の状況がよくわからない。そして、積極的に推進すべき課題であるということにつきましての５点の問題につきまして、主に現状どうなっているのかということと、じゃあ課題はどこにあって、これからどうしていこうかということについて質問をさせていただきたいと思います。

それで、１点目は、西豊田駅の建設に絡んでの問題であります。

これは、私も勤め先が近いもんですから、「本当に建設できるの。」と、こういうふうに聞かれるわけでありますが、「あそこの駅はどんなことがあってもつくらなくてはいけないと、こういう立場で議会も行政も取り組んでおります。」こういうふうに答えております。そこで、現在、そのＪＲとの話し合いの内容はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。さらに、課題として、どういうものが克服しなくてはできないのか。その辺のところについて、御説明をいただきたいと思います。

それから２点目は、これは高幡踏切の立体化でございまして、もう用地買収は終わったのかしらというような話も聞きますが、私といたしましては、これは時間がたてばできる課題だというふうに理解はしているわけでありますけれども、ぜひ早くあそこを立体化して交通渋滞を解消してほしいという市民の願いを早くかなえるという意味から、ぜひ頑張っていかなくてはいけない課題だと思います。したがいまして、現状では、いつ完成するのかということを、端的にお聞かせをいただきたいと思います。

それから３点目は、市立総合病院の建てかえについてでございます。

先日の行政報告で、馬場繁夫議員の質問に答えまして、市長の方から多摩平四丁目３番地に建設をするように、今考えていると。で、構想といたしましては、病床数は現在の市立病院の162プラス50、これもあそこにある病棟のを足しますと212ということになるというお話でございました。さらに、構想といたしましては、現在の新しい病院としては、１ベット当たり60平米というんですか、こういった床面積を確保したい。そのほかに南部の病院については、ぜひ用地を確保して、引き続き建設するために努力をしたいと、こういうようなお話でございました。

馬場繁夫議員も指摘されておりますように、市長の考えが少し変わったかなという感じがしております。で、この内容について、さらに細かくお尋ねをする方がいいのかどうなのかということがありますけれども、私としては、この市長構想に対しても、まだ吹っ切れないところがあるわけでございまして、ここでお尋ねをしたいのは、日野市立総合病院を多くのお金をかけて何のために建てかえるのかということについて、先日の市長のお話では、まだその辺、市民の要望と合っていないんではないかという感じがいたします。

私がこの市立総合病院の建てかえを望む幾つかの気持ちがあるわけでありますけれども、一つは、やはり特殊な病気を除いては、普通の大体の病気であれば診察をしてもらえて診療がしてもらえると、そういう病院になってほしい。それからいま一つは、夜中に急病になったりあるいは交通事故に遭ったりというようなときに、「今だめです。」と言わない病院であってほしい。したがって、24時間急病の皆さんにも対応していただける病院であってほしい。で、まあ欲を言えば、できるだけ一般会計からの補塡を少なくして運営できる病院を建設してほしい。これが、恐らく多くの市民の皆さん方の、今の市立病院じゃあまずいよということについての、こうあってほしいという病院のたたずまいだと思うんです。

そういう面からいきますと、先日の市長の構想は、特に２番目に私が申し上げました

24時間急病患者に対応できる病院にはならないんではないかという感じがしております。これは、先日の10月の下旬でしたか、青梅の市立病院の院長さんのお話を聞きましても、ある程度のお医者さんの数がなければ、常時、お医者さんが宿泊体制とれないというお話を伺いました。この辺のところからいえば、四丁目３番地、212床。さらに広げていくことができるのかどうなのかはわかりませんけれども、そういったところで、まだ課題があるんではないか。したがって、ここでお聞きをまずしたいのは、何のために市立病院を建てかえなきゃいけないのか。そこについての基本的な考え方をお尋ねをしたいと思います。

それから、４番目が都立美術館の誘致についてでございます。ことしの２月だったでしょうか、東京都知事が日野にお見えになったときに、議長、さらに市民代表の皆さん方と鈴木都知事に会いまして、そのときに、日野市としても都立美術館の誘致ということについて、ぜひお願いしたいというお話をさせていただきました。また、いろんな期成会ですとか、あるいは議員諸氏もいろんな立場で、この東京都立美術館の誘致について努力をしている、そういう経過があるわけでありますけれども、今、この誘致の問題について、どういうような状況に置かれているのかお尋ねをしたいと思います。できれば、どういう運動も行われているのかということについても、お答えをいただければと思います。

５点目は、浅川公会堂についてのその後について、どうなっているのかというお尋ねをしたいと思います。

懇談会の報告があったわけでありますけれども、これは委員の意見を並記した形になっているというふうに、私は理解をしております。したがいまして、この懇談会の報告を受けた後、市側は、この浅川公会堂というものについて、どうしようとしているのか。この辺をお尋ねしたいと思いますし、具体的には平成４年度の予算には、どういう考え方でこれに取り組もうとしているのか教えていただきたいと思います。

以上５点でありますけれども、主に現状についてとその後の展望についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　それでは、御質問の第１点についてお答え申し上げます。

御質問の第１点は、西豊田駅の設置の件でございます。西豊田駅が必要であると、できるというような市民への議員さんのお答えであるわけでございます。その中で、西豊

田駅の現在の状況、交渉状況あるいは課題ということでございますが、西豊田駅につきましては、西平山区画整理を市施行で始めようというような段階、昭和60年ごろから、その設置について要望しておるところでございます。要望書もかなり出しましたし、それから、市長を初め担当も再三再四、要望に行っておるところでございます。その間、その駅設置のための問題整理といたしまして、調査資料の提出も行いました。

それで、あとはＪＲの方の結論待ちということでございますけれども、その結論がなかなか返ってまいりませんので、督促をしておる状況でございますが、現在でも、まだ回答を得るに至っておらないわけであります。それでも話し合いの中では、その結論に至るまでの件について、いろいろ議論しておりますが、ＪＲ側といたしましての課題といたしましては、特に利用客の数、これが決定的に数が多ければ結論づけが早いんですが、なかなかその数が見通せないというようなことでございます。しかし、駅と駅との間の距離が長い、八王子・豊田間が長いというようなこと、あるいは今後の利用客、市民サービスを考えれば、利用客がちょっと予測値が少ないからといって、だめというような考えはない。ただ、区画整理等の事業の進捗状況といいますか、今後、来年４月に事業認可を予定していますが、そういうような事業の内容、進み具合なども考えに入れて、総合的に判断したいというような内容でございます。

したがいまして、結論が出るには、まだ時間がかかるのではないかと思いますが、今後とも結論への督促といいますか、お願いを続けてまいるつもりでございます。

次に、私が担当いたしております第３点の方の件について、お答えさせていただきます。第３点目は、市立病院の建てかえでございます。御質問では、市立病院が４－３ブロックあるいは仮病院というようなことでなく、なぜ建てかえがまず必要なのかというような原点についての御質問でございます。

御存じのように、御質問の中にありましたように現在の市立病院ではだめだというような声も、確かにあろうかと思います。だめだというようなことにつきましては、やはりハードとソフトがあるとは思いますが、特にハードの面では、余りにも老朽化の部分が多いこと。それから、狭くて十分なサービスができないというようなことがあるわけでございます。そういうような中で、建物の構造的なことも実態といたしまして、やはりよりよい医療サービスをするには建てかえたいというようなことでございます。一方で、医療につきましては、必ずしも自治体設立でなくてもよろしいわけですが、日野市の場合は、民間病院が少のうございます。そういう中では、今まで30年来ございました市立病院の存在価値というものは、かなり大きいわけでございますので、民間がない中

では、やはり、この建物の老朽化状態はそのまま廃止というわけでなく、さらにグレードアップして建てかえたいというようなことが、建てかえの目的でございます。

その建てかえるに当たりまして、どういうような病院かというようなことでは、やはり公的病院といたしましては、いつでもだれもが安心してかかれる病院が一番よろしいわけでございます。それにはお話にもありました、かなり医師、ドクターの数がなければ24時間体制ということは難しいわけでございますが、そういうような24時間体制、特に救急医療について対応できるような病院を目指しつつ、中での計画を検討していきたい。ただ、それには300床とか400ベッドとかいうお話もありますけれども、一方には医療計画がございまして、現在のベッド数以上には、今のところ、許可ができないという枠もございますので、建てかえにつきましては現状をどうするか、どう建てかえるか。それから、将来を見越してどうするかというような二つの点から、建てかえることが必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、２点目の高幡の踏切の立体化について、御説明申し上げます。

この立体の区間でございますけれども、これは都市計画道路の３・４・８号線という区域にあるわけでございます。現在、新井橋から程久保橋、これは高幡団地の入口までございますけれども、1,335メーター、これについて平成２年の６月に東京都がもう認可を受けておるわけでございます。それで、現在、用地の買収を行っておりまして、この認可区域全体で言いますと、買収の率が35％ということになっております。ただ、この区間の中で、特に議員さんの御質問のこの踏切の立体区間が急ぐという形で、この立体区間480メーターにつきましては、優先的に買収を進めておるということで、この区間につきましては、約80％が確保されるということでございます。それで、この立体箇所でございますけども、非常に複雑な箇所でございまして、地下に道路と、まあ車道部分ですね、それから歩道が入る。それから、平面は京王線が通る。その上にモノレールの軌道と、それから駅舎ができると、こういう構造になっているわけでございます。したがって、この箇所の構造は、すべてが一体的な構造という形で、現在進めておるわけでございます。

現在、この道路の施行体でございます東京都がモノレール会社、それから京王電鉄、それからこの区域は高幡の区画整理の区域にも入っておりますので、高幡の区画整理と、

こういう関係の機関と、現在調整をしておりまして、これを３年から４年にかけての前半にかけまして、これらの調整を終わると同時に、詳細設計まで４年の前期で終わらすという形になっております。それから、４年の後半からこの立体の箇所の一部工事に着手をしていきたい。

なお、この完成の目標年次でございますけども、道路部分――下を潜る部分ですね、道路部分については７年度をもって、一応完成させる。こういうことで、現在進めておるところでございます。これは、あくまでも施行者は東京都でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、４点目の都立美術館の誘致関係につきまして、お答えしたいと思います。

経過等につきましては、ごく簡単に申し上げたいと思いますが、61年に東京都の新美術館構想の懇談会からの知事への答申、それを踏まえまして、建設の意見、要望等につきましては、議会あるいは市長名におきまして、知事あるいは都市計画局、建設局、総務局というような行動をやってきた経過があるわけでございます。なお、それにあわせまして、日野市の関係する文化人の署名等も行いました。そういう運動を展開しながら、63年には都立美術館誘致日野期成会をつくりまして、署名運動等を重ね、運動の展開をしてきたわけでございます。東京都は本年「91総合実施計画」を発表しております。その中では、既に区部の建築を進めております都立美術館を７年度開設ということで、明確に発表をしているわけでございます。多摩地区の美術館建設の年度別の計画につきましては、平成４年度検討を開始し、平成５年度に用地を選定するという具体的な発表を初めてしたわけでございます。現在、市の運動としては、期成会を中心として、この美術館実現のために４年、５年に向けて精力的に、やはり展開すべきだろうというふうに思っております。

これにつきましては、誘致期成会を中心に、市民運動の展開とともに行政あるいは教育長を中心として、担当を教育委員会の方で東京都が所管しておりますので、特に教育長にもお願いし、精力的に現在、運動を展開しているのが実情でございます。なお、今後も引き続き努力したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　それでは、５点目の（仮称）浅川公会堂の建設につきまして、お答え申し上げたいと思います。

（仮称）浅川公会堂の建設に当たりましては、既に皆様方、御承知のとおり懇談会を持って検討を進めてまいり、７回にわたる協議を行ってまいりました。しかし、非常に残念ながら、全委員の意見の一致を見るに至りませんでした。このことにつきましては、既に資料を御提供した経過でございます。意見の一致を見られなかった最大の問題点は、いわば、そのホールの規模として600席の是非に関する問題で、この点で一致が得られなかったものでございます。その後、種々内部検討を重ねてまいりましたが、この問題点が本計画の基本にかかわる問題であるがために、一致点を見出すための具体的な方策を、いまだ立てられる状況に至っていないというのが現状でございます。しかし、計画の実施を前提といたし、なお一層一致点を見出すための調整努力を積極的に進めてまいりたいと考えるところでございます。

また、予算措置につきましては、先ほども触れましたごとく、まだまだ意見一致には時間を要するものでございますところから、ある程度の事態進行を見た点で措置させていただきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　答弁、それぞれありがとうございました。

再質問というよりは、かなり要望じみた話になるわけですけれども、これ五つのうち、まず一番初めの西豊田駅と都立美術館の誘致、このことが何か似たような感じがいたしますので、ひっくるめてお尋ねをしたいと思います。というのは、相手がＪＲ、そし美術館の方は東京都ということに対して、それぞれ早くから運動を展開をしてきたわけでありますけれども、今、ここが運動の正念場に差しかかったかなという、答弁からすればそういう感じがいたします。

特にＪＲの西豊田駅建設については、西平山の区画整理が、来年４月が事業認可という、今答弁がございました。ただ、駅の方の建設については、結論は先になるよと、こういう担当参事のお話でございましたけれども、やっぱりそれじゃあ、ちょっと具合が悪いんじゃないか。もっと、何と言うんですか、もっとピッチを上げて、西豊田駅の建設というものについてやんなくちゃいけないんだということだと、私は理解をしておりますので、そのためには、何を今しなくちゃいけないのかということについて、もっと担当参事だけが汗をかいているのかもしれませんけど、全市民的な運動にしていく必要が、私はあるというふうに思います。

したっがって、ＪＲがどういうことを言って、これに難色を示しているのかといえば、

よくわからないんですね。利用客の数がもっとあればいいのか。あのところはカーブが多いから、ちょっと技術的に無理なのか。あるいはＪＲ独自の営業の方針として何か必要なのか。その辺幾つかあるんじゃないかと思うんですけれども、そういった問題に的確にこちらが対応するということが必要だと思うわけでありますけれども、今までの話し合いの中で、特にこのＪＲの言い分の中で日野市に要望していることは何なんですかね。日野市がどうしてくれれば駅が建つよと、駅ができるよと、こう言ってんですかね。その辺を、特にこの西豊田駅のことについては、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　ただいまの西豊田駅に対するＪＲの市への話でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、一番のポイントは利用客でございます。現在の区画整理の開発予定は、人口8,000人台でございますが、それとそのほかの従前の市民あるいは最寄りといいますか、駅勢圏からのお客を考えて少ないという数字が出ておるわけでございますが、この少ない数字をどう少しでもアップするかということにつきましては、やっぱり土地利用を図る以外はないというようなことで、ＪＲとしては、日野市に、できればＪＲとしての開発、土地利用といいますか開発ができるような、言ってみれば、人口を少しでもふやして利用客をふやす。あるいは軌道敷以外の事業も考えていきたいという中で、土地のあっせんといいますかお世話をいただければ、また一つの条件として考えられるというようなことでございます。

ただ、一番の決め手はそんなところでございますけれども、時期につきましては、やはり駅が先か、区画整理が先かというようなことになりますと、ＪＲとしてはまだ区画整理のために駅をつくるというような一つの条件といいますか、担保はまだ出せないというような答えでございました。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　これ、やっぱり市長にお尋ねした方がよろしいかと思うんですけど、ＪＲの要望していることについて、市長もお聞きになっていることだと思いますけれども、日野市として、大変のみにくいという話なんでしょうか。その辺のところについて。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅の誘致に関しましては、経過を一応持ってまいっております。そして、東日本株式会社の責任者も交代をされたりしておりますので、私ももう一度面接をしたいということを申し出ておるわけですけれども、なかなかその機会

を調整し得ておりません。過去の経過というのは、設置することのＪＲ側の判断という期間があったと思っておりますが、必要であるという認識は持つと、こういうふうに前の代表者の方からは聞いておりましたし、それから、日野市に求められる何か条件があればということも話してまいりました結果が、駅前に相当規模の用地をあっせんしてもらえないかと。それは、市が提供ではなくて買収しいいんだと、こういうことでありますから、１街区程度のそういった配慮は可能である。街区の規模にもよりますが、駅前のそういう１街区程度の規模は可能なような区画整理事業を進めますと、このようにも答えてあります。

早くできることは望ましいわけでありますが、日野市は、また駅を誘致するという前提のもとに、この区画整理事業では、既に駅前広場の位置、面積も決定してまいっております。一つの別の判断でありますが、運動の必要なこともちろんでありますし、それから、区画整理事業の中でもっと具体的な説明もしたいということもございますが、ＪＲ自身の経営体制が、まだ投資段階に入っていないという感じがいたします。駅とか構築程度の事業は、もちろんやられておるわけでありましょうが、要するに投資をして、そして経営のいろんな条件の培養をするという意思決定まで、どうも進んでいないような感じがいたしますから、西豊田駅あたりを一つのきっかけとして、経営という面からの判断に、ある程度寄与できる状態をつくる。こういうことを今後の説明の中では提供していきたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

今、市長のお話の中で、区画整理と切り離して、後からでもいいようなお話がございまして、そういう理解で、区画整理の責任者としての都市整備部長、よろしいわけでしょうか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　基本的には、その前段でそういうものが確定をするということは理想であろうかと思います。しかし、これだけのこういう事業でございますので、区画整理事業は、また年数が相当長い間かかりますので、現在のその事業が完了するまでの間に確定をしていただければ、その段階である程度煮詰まった段階で、今の駅前広場、それからアプローチの道路ですね、こういう道路の都市計画の決定をしていけると、事業の内容としてはそういう事業でございます。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

要するに、区画整理の進行に際しては、必ずしも先に決まらなくてもいいという答弁だったように思います。そういう面では安心したところでございますが、いずれにしましても、早く決まった方がいいにこしたことはないわけでございまして、このことについては、実はもっと進んでいるのかなという認識を私自身持っていたんですけれども、余り何年も前と変わっていないという感じがいたしますので、これは担当参事を中心に、できるだけいろんな力を結集して早くその結論を見出すような努力をしていただきたい。そういう要望、意見を申し上げておきます。

それから、似たような課題の都立美術館の誘致につきましては、特に多摩地区は５年に用地を決めるという東京都の方針があるというお話でございました。５年ということは、もう来年が４年になるわけでございますので、今が正念場ということだと思います。このことについては、誘致期成会を中心にというお話でございましたけれども、それもいいとは思いますが、ぜひもう少し広い運動の取り組みを考えていく必要があるのではないかというふうに思います。議会も私見ではございますけれども、これに対して何かできることがあれば対応していくべきではないかなというふうにも考えますので、市側におきましても、市長以下最大限の努力をお願いをしておきたいと思います。

それから、順番が狂いますけれども、高幡踏切の立体化につきましては、特に立体化に必要な480メートルの用地については、80％の用地が買収完了したということでございまして、４年の後半から工事に着手されるということでございます。７年完成を目指して、今進んでいるということでありますが、ぜひとも東京都の事業でありますけれども、日野市で協力できることはしていくという前提で、一日も早い完成に向けて努力をしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

それから、浅川公会堂につきましては答弁をいただきまして、残念ながらホールの規模の600席で意見が分かれて一致点を見ずに、今何もできないでいると、こういう答弁でございました。大変残念なことだと思います。一致点を見つける努力をして、来年度の予算編成に何がしかの反映をしていきたいと、こういう答弁でございますが、やはり私といたしましては、ここでも先ほど病院のところでお話ししましたように、文化施設、このことについて市がきちっとした考え方を確立するということが一つ重要じゃないのかなというふうに思います。

そのことを申し上げますと、もう１年前にも、私この席で申し上げたことがあるかもしれませんけれども、やっぱり市民施設としての文化ホールなりそういう施設はどういう配置が望ましいかという議論をまずする。それから、中学校区単位につくろうとしております文化施設については、それぞれどういうものをその中に組み入れていくかというのを、ある程度考えていく必要があると思います。

馬場繁夫議員さんは、いつも地域のことは地域に任せろとこういうふうに言っておられまして、私自身もある程度の骨格を示して、あとは地域に任した方が地域施設はいいのではないかという感じがしております。このことについては、一般質問でも図書館行政を問えば、図書館長時代に今の助役さんは、あの地域に図書館もほしいし、分館ですね、新町栄町の方にも分館がほしいと、こういうようなお話でありました。やはりその地域、地域につくる文化センター、会館、これについては、必要なものというのは、ある程度もうわかっていることだと思うんですね。そうしたようなものを入れていくというような考え方をつくって、できれば、ホールの600席で意見が分かれているということであるとすれば、これは、残念ながら地域の方々の声を優先させる方向で調整をしていくということが、私は大変重要なことだろうというふうに思います。やはり地域の人が使うということでありますし、600席の市民ホールというのは、私は地域施設ではないというふうに感じております。これは、市民のための施設だ、市民施設だというふうに考えますし、あそこに区画整理の中につくる浅川公会堂という名の文化センターについては、基本的には地域施設だというふうに私は理解をしておりますので、ぜひその辺は難しいことかもしれませんけれども、600席の必要な団体というのはかなりあるとは思いますけれども、それは市民会館の使用料で、多少いろんな学校とかいうところも便宜を図っているわけでありますから、文化団体、そういったような登録団体の使用については、使用料を少し見直すとかいろんなようなことで、私は一時しのげるんではないかなという感じがいたします。

したがって、市民ホール600席規模というのは、昨年もここの席で12月に言わせていただきましたけれども、豊田南口平山区画整理、あの辺のところにできれば大変地域の中でも誇れる施設として、一番初めから計画をしていくというようなことでやっていただければよろしいんではないかなという感じがしておりますので、見解があれば、後ほどこれも市長の方からお聞きをしたいと思います。

それから、市立病院の方につきましての意見を申し上げますと、私は、やはり日野に住んでいて病気になっても不安がないという感じにしてもらいたいというのが、市民の意識だし私自身の気持ちであります。したがって、一番初めに、そういう観点からどういう病院ならできるかというところで詰めていただきたいというふうに思うわけであり

ます。

ですから、先ほど来の市長の４－３ブロックの212床の構想について、青梅の市立病院長さんのお話では、その程度のものであれば大変難しいというふうに言わざるを得ないわけでございまして、ただ、そこに工夫をして、さらにその救急医療を追加できるというようなことがあればそれでよろしいのかと思いますけれども、市長の方からぜひ、私が言っております急病患者を24時間診る病院、このことについて入れていくという考え方について、一言御見解を承りたいと思うわけであります。

そうした意味では、市立総合病院の建てかえについてと浅川公会堂について、私の意見に対して市長の考え方をお聞きして、質問を終わりにしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　見解ということでございますので、お答えをしたいと思います。

市立病院の建てかえ問題に関しまして、先日、行政報告の中で図らずも、今内部検討をしております一部分のことを、まだ内部検討の段階ではございますという前提のもとに少しお話をいたしました。市立病院の建てかえは、現在私どもが受けとめております市政の中でも、かなり重い課題でございますので、いろいろとこれまでの経過をたどっております。二眼レフ構想ということで一つの構想として発表をし、南部地域病院ということもかなり重要視をして、二眼レフ構想という言い方をしてまいりました。今度の我々の考え方が、その二眼レフ構想を全く無視するということではありませんが、建て方の順序をまず第１に、具体性の一番可能なことで市立病院の建てかえを検討し、今ある程度の検討段階の可能性があり得るんではないかという状況に到達をしているというふうに申し上げました。

それから、市立病院の建てかえのことを、ちょっとこの間公表というわけではありませんが、検討段階のことを少し説明をさせていただきましたが、多摩平四丁目３番地のいわゆる日野市の行政財産の部分、地積が約9,000平米ほどあるわけでありまして、その中の現在の幼稚園部分を何か工夫をすれば、つまり幼稚園をどっか仮の場所に移し、その用地をあけて、そして仮に病院を建てるとすれば、現状のものは病床の数とそれから機能の近代化と、必要な今言われる機能をそれぞれ一応の付加した形で、整えた形で可能性がある。幼稚園の部分だけを使うわけですから、今後、他の保育園や支所、その他の部分もあるわけでありますから、その他の地積は今後の拡大ということで、可能性が

ある。こういう言い方を申し上げたわけでありまして、試算の結果では300床ぐらいの１単位の規模を保つことは、用地の完全利用をすれば可能である。こういう検討内容であります。

それから、現在のあの地積の中の大切な機能でもありますが、幼稚園部分の面積を使えば、現在の病床数と、それから、何回も言うわけですが、内部を近代化をしたり新しい機器を入れたりする、そういうことは可能である。駐車場や、それからある程度の空間のことなども考えて、四丁目３番地という場所をより一層検討も深めなければなりませんが、現在規模の建てかえと、それから将来規模の――何と言いましょうか、300ベッド程度の規模の病院には完成させることの可能性があると、こういうところまで到達をしたということを申し上げておるわけでありまして、それには伴う問題が幾つもありますから、なおより検討を深めていかなければなりません。

それから、南部につきましては、高幡の区画整理地域で市有地並びに公社の所有地を、これを集合換地をしたいという考え方は、依然として御理解をいただきたいと、こういうことを基本にして、ある程度のまた現実的なことも考慮していきたいと、このように思っておる。こういうことを、ちょっとお答えをしたということでありまして、しかるべき公式の場をもって、特別委員会のようなところで資料を出して、今後説明をさせていただく機会があれは幸いだと、こう思っております。

特に言われた救急機能、これは公立病院が持つのは当然でありますから、救急医療を持つということは、もう当然率先をして実現をしなければならない。これは、もう大きな使命だと思っております。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

市立総合病院の方につきましては、市長の答弁で、特に特別委員会の方に資料を提示しながら、また御説明したいということでございますので、ぜひ市民のためにいい病院建設に向かって、特別委員会での御討議をよろしくお願いしたいと思います。

浅川公会堂につきましては、見解なかったわけですけれども、ぜひ、簡単に言えば市長の一番初めの考え方をちょっと譲るのが解決の一番早道かなという感じがしております。たまには一歩譲るというのも、私は悪いことではないというふうに思っておりますので、そうした状況の中で前進を期されることを要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって７の１、市民が要望する諸課題の前進を図れの質

問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時１分　休憩

午後１時７分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、市役所サービスの国際化についての通告質問者、下村　功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　それでは一般質問をさせていただきます。大変早い招集なんで、まだ心の準備もできておりませんので、お聞き苦しい点がありましたらおわびいたしておきます。

近年、外国からの労働者の問題が、我が国で大変クロースアップされてきていることは、皆様も御承知のことと思いますけれども、いまや我が国が世界第２位の経済大国になったと言われて、国内的には本年、バブルがはじけたということで、経済成長の落ち込みを懸念する声も出ているわけですが、諸外国にとっては、やはりまだ今後も魅力ある経済市場であり、また外貨獲得の場であり続けることは間違いないことだと思っております。

今年度の労働白書によれば、昨年の就労目的での新規入国外国人は９万4,868人だそうです。５年間で約2.2倍となっているそうでありまして、合法的な在留者の増加だけではなく、在留目的以外の活動として、労働等を行う資格外活動事犯や不法残留事犯も増加してきていると指摘しております。外国人の不法就労問題については、近年社会問題化しておりますけれども、今回の質問とは一応関係がありませんので置かせていただきますが、こうした外国人労働者の我が国の雇用の状況、これは同じく労働省の「産業労働事情調査」という冊子がありますが、によりますと、中小企業よりも大企業の方が外国人労働者を雇用している率が高いんだそうで、従業員5,000人以上の企業では、66.3％もの多くの企業が外国人労働者を雇用しているようであります。

日野市にも幾つかの大企業関連の工場がありますから、日野市でも外国人労働者の増加については、この傾向とは決して無縁ではないわけであります。

ところで、日野市に在留しております外国人について、前回の９月議会で高橋　徹議員が医療との関係で御質問をされております。私も時節がら、まことに時を得たものと思っておりますけれども、私は視点を、今後ますますこうしてふえるであろう外国人と市役所サービスという点について、今回は御質問をさせていただきます。

さて、外国人ということで最初に考えますのは言葉の問題だと思います。されば、我が国にどんな国の人が多く訪れてくるのか。どういう推移をもってきているのかについて、私なりに調べてみました。理事者の方には議長の御許可を得て、資料を配付させていただいております。その資料を参照していただきたいと思いますが、我が国への入国者の推移、これは「出入国管理統計年報」というのに記載されて、毎年出されております。また、在留外国人についての登録につきましては「在留外国人統計」というものにも出ておりますし、日野の詳細については「とうけい日野」に記載がありますので、それに基づいて資料を作成しております。

まず、我が国への入国者数の推移、これを地域別に見たわけです。アジアから始まってヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカ、アフリカ、オセアニア、ソビエト、そういうふうに地域別に分けた場合に、どの地域からの入国者が多いのかということについて見てみますと、これを1970年から1990年の20年のレンジでとってみますと、1970年当時は、やはりアメリカ合衆国を中心とする北アメリカ地域の方が多かったわけですが、これは、昨年の1990年、１年間においては、何とアジア地域の人がこの20年間で10倍もの入国者数にのぼっておるようであります。特にそうした率的に高い地域としては、次いで南アメリカの6.7倍、ソビエトの5.2倍という形で、主にこの３地域の増加が目立っているようであります。

次に、それではアジア、南アメリカといったところの増加が目立つということですので、どの国からの入国者が多いだろうかということについて調べてみますと、アジア地域においては、韓国及び朝鮮民主主義人民共和国、これは言語ブロックで考えて朝鮮としておきますけれども、まず朝鮮、それから中国――中華人民共和国、それから台湾、この二つを合わせて中国としておきますが、この中国、それからタイ、フィリピン、こうした国からの入国者が増加しておるようであります。また、南アメリカにつきまして見てみますと、ブラジルやペルー、こうした国からの入国者が急増しておるようでございます。

そういうところから、最後に実際に外国人登録をしている外国人の国別の統計というのを見てみますと、これを全国、東京、日野という形で分けてみますと、やはり南アメ

リカのブラジル、ペルーというのが、近年母数は少ないですが、かなりの増加の傾向を示していることがわかるわけであります。そして、また朝鮮や中国といった伝統的に在留者の多い国、これにつきましては、頭打ちであるということがわかるわけであります。

以上のことから、今後外人登録をなさる外国人がどういう国の方が多いだろうかということについて、言語ブロック的に見てみますと、従来の英米語、それからハングル語、中国語圏などに加えてスペイン語圏の、外国人の登録も増加してきているということがわかります。すなわち多国籍化も進んでいるということだと思います。

ところで、市役所内で実際にそうした外国人登録を受けつけるのは市民課の窓口になるわけですが、こうした急増する登録者数、また先ほど申しましたように他国籍化しているということについて、現状どう対処なさっているのか。まず、この点をお伺いいたします。

次に、日野に外国人登録をした外国人や、何かの用事で日野に立ち寄った外国人が、日野市内のことについて聞きたいとかパンフレットを要望した場合には、やはり市役所に来ると思われますけれども、そうした市役所に来訪した場合の市側の対応体制について、お聞きしたいと思います。

これは、一つは窓口の点でありまして、１階に市民相談もありますけれども、実際どこで対応するのかということと、果たして市役所内の対外的なパンフレット、いろいろ私たちももらうわけですが、そうしたものが何カ国語に対応できているのかどうか。それについて、お答えをいただきたいと思います。

そしてもう１点、日野市在留の外国人就学児童の受け入れについてであります。これは当然に言葉が通じないわけですから、何らかの対策が必要だと思われますけれども、現状においてどう対処なさっているのか。この３点、主として現状についてお答えをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、最初に外国人登録関係の対応についてお答え申し上げます。

ただいまお話ございましたとおり、ここにきて大変外国人の登録がふえております。平成元年度で日野市の場合には、38カ国753名おったわけでございますけれども、平成３年現在では、その２倍に当たります大体56カ国で1487名、これが正式な登録人口でございます。そういうことで、ここ１、２年非常に外国人登録にお出でになるお客さんが、窓口におい出になるわけでございますが、仕事の方の量的な問題と語学上の問題、この

２点があるんではないかと、このように思います。

これは、量的な問題としましては、その登録件数がふえれば、当然に事務量というのは増大してまいります。１日平均で大体、ことしに入りましてから新規登録あるいは転居等を含めまして8.8件、１日に処理されております。そういうことで、今までは戸籍の仕事と１人の人が両方持っていたわけですけれども、かなり１人で専任になってこざるを得ないということです。それと、来る日が非常にまちまちでございまして、この10カ月で一番多いとき56件、１日に来ました、新規登録が。そういうことになりますと、事務的に大変でございまして、それと手帳の交付というのがございますから、即日処理が、一応原則になっております。そういうことから、市民課の職員が全員で総動員いたしまして、その仕事を処理しているというような現状でございます。

それと語学上の問題でございますけれども、おっしゃられましたとおり、平成元年度ごろまでは中国、韓国、英語というのが大体主流になってきたわけでございます。英語につきましては、内部で職員でかなり会話ができる職員もおりますが、あるいは中国語、韓国語等につきましては、外国人登録そのものが漢字とアルファベットが多いわけですので、何とかそれはお互いに通じておったというのが現状でございます。しかしながら、最近おっしゃられましたとおりスペイン、ポルトガル語ですね、これらを使うお客さんが非常に多く来られることは見受けられます。ただ、外国人登録の場合には、来庁する目的が非常に明確でありますので、外国人登録だけのことでいらっしゃいますので、それほどたくさんのお話ができなくても事欠かないというところでございます。

それと、日野市に在留しております外国人でございますが、その中に日本人を配偶者に持つ人あるいは定住者、永住者、留学生、これらは大体850名ぐらいいらっしゃいますけれども、その方たちにつきましては、ほとんど日本語が理解できるということでございますし、また企業に研修でお出でになっている方あるいは就労にお出でになっている方、これらの方につきましても、事業側の担当者が大体引率して来られますので、ほとんど日本語でもってその登録ができるということでございます。それに外れた方が年に何回かお出でになるわけですけれども、その方につきましても、手続的には外国人登録というのは、大体その90％は旅券、パスポートで大体記入できますので、そういうことからしますと、そういう方においてもそれほど大きな問題は生じておらない。これといった外国語ができなくて、事務的にミスがあったとかあるいは問題を生じたということは、今のところございません。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　就学児への対応は適切であるかという件について、お答えいたします。

日野市では、就学対象の外国籍児童・生徒に対しても、国籍を問わず就学通知書を発送しています。また、外国籍児童・生徒が編入、入学を希望した場合はに児童・生徒の状況、保護者の考え、学校長の判断を総合した上で、原則として区域の学校に学年を定めて許可をしているところでございます。その際、本人の日本語の習得状況、子供の適応状況等について判断し、東京都の嘱託員か当該言語のできる臨時職員を充てて、言語指導等、適応の指導を図っております。日野市では、昭和59年から中国の帰国子女が市内に就学してきましたが、その際も時間講師や都の嘱託員を配置したり、中国語のできる臨時職員を配置したりして、対応を図ってきました。外国語のできる臨時職員につきましては、平成２年度より自給3,000円で週８時間として、現在は市内の２校の小学校にスペイン語と中国語の臨時職員が勤務をしております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方から総合的にお話ししたいと思いますが、もちろん質問者のお話の中にもありましたとおり、進展する国際化に対応すべきまちづくりを総合的に進めるために、庁内組織を平成２年の８月に発足いたしました。内容的には、日野市国際化推進庁内委員会でございます。11名の各課の職員で構成した内容でございます。これにつきましては、国際化の諸課題についての検討を行うということが重要な課題でございます。もちろん、この外国人に対しての市民サービス面を重点的に考えての問題でございます。

一つは、いち早く91年度版では市勢要覧の中で、英語を取り入れての要覧の発刊をまず手始めにしたわけでございます。今後、新年度予算の中では、まだ新しい事業の要求は、各部局から出ているわけでございますが、具体的に精査はしておりませんが、一応この国際化推進庁内委員会の中では、中間の答申を報告し、今後案内等に関係する部分も含んで、英語を含めた３カ国語程度の対応を考えていきいたいというような答申をしております。よって各部には、当然サービス面の向上を含んでの問題でございますが、そういった新しい国際化に対応すべきパンフレット等の作成等の予算に対する対応のお願いを指示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

現状については大体わかったわけでありますけれども、まず窓口業務の問題でありますが、部長よりのお答えでは、外国人登録に際しては、数は相当ふえてきておるようですけれども、現状のところ、通訳なりだれか日本人が付き添ってきて手続をするということで、今までのところ、余り不自由はないというか問題は起きてないというお答えでございました。ただ、今後も外国人登録の外国人というのは、ますます多国籍化することが予測されますし、件数もふえ続けてくると思います。先ほども１日に56件処理しなければならない事態もあったということですので、そのときには、窓口のほかの担当の人も相当手をやいたようなお話もありましたので、できれば、担当の窓口、登録の窓口に何カ国語かの対応マニュアルを用意しておいてはいかがかと思うわけです。そうすれば、窓口担当者が、例えばほかの件で忙殺されているときでも、ほかの人がかわって登録の受け付けをしてあげることができるということで、事務の効率化も図れますし適切な対応ができるのではないかと思われますんで、その辺の御検討はいかがかどうか、後でお聞きしたいと思っております。

それから、そのときにせめて、先ほどありましたように非常にスペイン語やポルトガル語という今までにない言語圏の方がふえておられますので、そうしたことも加味して英米語、中国語、ハングル語と言いましたけれども、スペイン語も含めた数カ国語は、最低そうしたマニュアルを用意しておく必要があるのではないかということも、あわせて御提案をさせていただきますので、後でお考えをお聞きしたいと思います。

次に、庁内文書の問題、企画財政部長から現在、庁内組織で御検討中だということをお聞きしましたけれども、これにつきましても、さきの高橋　徹議員の質問にもありましたように医療施設といったものについては、緊急性を要するものもございますので、在留外国人に関係する制度の説明書などの文書については、急ぎ何カ国語かの対応が必要ではないだろうかと思われます。３カ国語というお話もありましたが、これは先般、視察で福岡に行ったときのホテルに、ホテルのインフォメーションが、たしか５カ国語か６カ国語で書いてありました。ああいうホテルなりいろんな国の人が逗留するところでは、ごく自然なのでしょうけれども、まことに親切だなという感を持ちましたので、ぜひ日野市役所でもそうした何カ国語かの対応での文書をつくられてはいかがかと、そう思います。

それから、外国人就学児童の教育の問題でございますが、非常にこれは大変なことだと。言語的にも習慣的にも教育程度の差ということも考えて、そういう児童を受け入れ

ていくということは、確かに大変なことだと思いますが、ただ、やはり外国人登録などをすれば、それで担税義務、租税負担があるわけですから、当然の権利として当たり前の教育を受けることができるわけですので、言葉の問題や教育程度の差はあるでしょうが、万全の体制での教育をしていただきたいと思っております。これは、そう要望しておきます。

それで、話は戻りますけれども、窓口でのマニュアル化の問題と、それから文書的に早急に何カ国語かで対応できるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　先ほどお答えしましたように、外国人登録の最小限の事務はなされておると。ただ、それで決していいとは、私どもは思っておりません。そこで、現在、職員の中でも御提案ございましたとおり、数カ国語の、いわゆる会話ができる。あるいは会話が、もしお話しできない場合にはそれを提示して言葉が通じるようにできるような小冊子、いわゆるマニュアルですね、これをつくろうではないかということの話は、もう既に出ております。早急に内部で検討いたしまして、それらが整備できるように努めてまいりたいと、このように思います。

なお、またそれにあわせまして、窓口職員の外国語の研修等は、もうぼつぼつあちこちで行われております。それらにも参加して、できるだけサービスの向上に努めたいと、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問にお答えしたいと思います。当面の課題として、市民サービス面では、英語、中国語、ハングル語の３カ国語で中間報告をしているわけでございます。しかし、全体的なパンフレット等の作成につきましては、当面、この３カ国語でやって、今もちろん多くの外国語の表示をする方が、なお一層いいわけでございますが、当面は３カ国語で進めながら今後の庁内の検討委員会の中でも十分協議して、できるものの簡単な部分につきましては、なおおのおのの課でも作成をお願いしたいというふうに考えているところでございます。今後の検討課題にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

市民部長からのお答えでマニュアル化を図っていきたいということですので、ぜひそ

れはお願いしていきたいと思います。

それから、企画財政部長の方からも検討していくということのお話がありましたけれども、やはり３カ国語よりは４カ国語ということになりますので、どういう外国人がふえてくるかという先の見通しも持った中で、検討をお願いいたしたいと思っております。

それから、市民部長から重要なことが言われたわけですが、職員の外国語研修の件であります。これは、民間の企業では一般的に広く行われておると思いますけれども、日野市役所でも希望者でよいわけですから、費用の一部あるいは全部を市で負担する形で、ぜひこの外国語研修は、制度として実施していっていただきたいと思っております。また、あわせて職員の海外研修、これについても特にこれからという若い職員に広く海外を学ぶとともに、国際性を身につけていただくように、これも市の制度としての実施を要望いたしたいと思います。

以上の点について、また今後の対応の基本的な考え方、国際化に対する基本的な考え方について、市長から何かあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、国際化傾向がますます進み、海外から外国人が多数入国をされ、また目的によっては地域に分散をして、自治体の窓口に住民登録を行うという人も、現実にはふえておる状況であります。いろいろ今御提言もいただきまして、これからの対応については、より日本の理解と、また地域社会への交流のために、市役所の窓口からいいサービスを受けたという対応が、理解のために極めて重要な役目を果たす。こういうふうに感じております。マニュアルづくりも結構だと思いますし、市民の方々にそれぞれの外国語に堪能な方を、あらかじめ希望を募って登録をさせていただき、ちょっと事前に報告をしてもらわないと、早急の対応には間に合わないかもしれませんが、何かそういうことも考えながら、窓口事務に訪れる外国人に対する対応を手際よく、またいい印象を提供できるようにやっていきたい。このような考え方で御質問を聞いておりました。確かに課題になることだと思っておりますので、いろいろ検討を詰めていきたい。このようなことをお答えしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

この質問をしました趣旨というのも、もし私が外国に行きましたならば、言葉が通じなかったり風俗や習慣の差というものに、私も本当に困惑するであろうということを想像にかたくないわけでありまして、そんなときに、適切で適宜な日本語のインフォメー

ションでもあれば、心から安心することができるだろうと思われますし、ひいてはやはりその国や国民を尊敬することにもつながっていくと思います。

外国人が日野市に在住したことを、本当に日野市はいいとこだ、よかったなと思える日野市を目指した日野市サービスの国際化を体系的にぜひ行っていっていただきたいということを切に要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって８の１、市役所サービスの国際化についての質問を終わります。

一般質問８の２、再び「こども議会」の実施を問うの通告質問者、下村　功君の質問を許します。

○８番（下村　功君）　私はことしの３月の議会で、やはり同じ一般質問で「こども議会」の開催についての提案をさせていただきました。その趣旨の一つは、議会を体験することによって、議会制民主主義への深い理解を子供のうちから養い、ひいては将来の市民としての政治的な関心を促すといったものでありました。また、もう一つは、子供の人権といった観点から、子供の意見表明権を具体的に実践する場の提供というものでありました。後者の子供の人権については、これも昨年の９月の議会において、やはり一般質問させていただいておりますけれども、世界的に批准が進んでいる子供の権利条約を日本政府が批准をするのかどうかという形式的な問題よりも、むしろ日野市の教育の中にどう実践的に組み込んでいくかという方が、私としては重要ではないかと思うところであります。

こうした私からの提案に対して、学校教育部長から、実施に向け前向きな御答弁をいただいておりますし、さらに市長からは、教育委員会が行うのかあるいは市民自治学園が行うのか。いずれにしても不可能なことは全くなく、予算を伴うようなことがなければ、なるべく早い実施も検討するとのお答えをいただいておったわけであります。

あれからはや半年がたちましたけれども、「こども議会」を日野市が実施したという話は、まだ聞いておりません。この「こども議会」は議長の御理解を得て、また議会事務局、御当局からも御協力の意向をいただいておりまして、予算というほどの費用を伴うものとは思えませんけれども、その後どう検討されたのか。また、何か問題点があるのかどうか。それについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　ただいまの御質問に対してお答えいたします。

児童・生徒が体験を通して、議会政治への関心を高め社会の形成者としての資質を高

めることは、おっしゃるとおり大切なことであると考えております。そこで、小学校３年生におきましては、社会科見学で市全体の様子や議場などを見学しています。また、議会の働きなどを学習をしています。小学校６年生は国会議事堂の見学や社会科の学習で、議会政治の仕組みについて学習をしているところでございます。

御指摘のように、「こども議会」を通して議会政治を実践的に理解させ、議会政治への関心を高めることは、意義があるというふうに考えております。平成元年12月に実施いたしました「新春中学生フォーラム」では、中学生が地域の活動や自治会活動に意見を出したり、子供会の活動の援助をしたいといった声も上がったりしているところでございます。さまざまな場で、子供の意見を大切にし健康でしかも心豊かな人間の育成に努めなければならないと考えているわけです。

ところで、今年度「こども議会」を実施できなかった理由でございますが、各学校には学習指導要領に示された内容に基づいて、それぞれの学校の教育課程を編成し実施いたしています。この教育課程は、学校が主体的にそれぞれの総意を生かして作成する基本となる教育計画であり、授業や学校行事等は、この教育計画に基づいて実施されます。したがって、教育委員会からとか行政から指示するというようなことは、できないというふうに思っております。するという学校側の決定に対しましては、今、議会の御理解、議長様初め、そういうことの面、また私どもの方でこの生徒たちのここへ集まる手段とかそういういろいろのことでは、いつでも協力をするという姿勢をとっておるところでございます。

「こども議会」の意義については、今後とも検討を進め、御指摘の趣旨を学校教育に反映するように、さらに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　今、学校教育部長からお答えをいただいたんですが、どうもよくわからないわけであります。いろいろな教育課程の中で議会を学んだり、社会科の中での一環として見学をされたりするということもよくわかっておりますし、私も子供がおりますので、実際そういう見学などをさせていただいておりますけれども、それと、「こども議会」の開催とがなぜ組み入れられないのか、その中にですね。

それで、今、教育指導要領の中で、なかなか教育委員会の方から言うことが難しいというお話があったわけですけれども、例えば、こういうことは全然またここと関係ありませんけれども、日の丸、君が代問題で大分もめたわけですね。それで、日の丸を拒否

した教師に対して、たしか教育委員会が処分をすることもあるわけですね。私、教育委員会というのは、そういうこともできるのかなと思っておったわけですけれども、その教育課程のことに関しては、一切口が差しはさめないんだというようなニュアンスに受けとめたので、その後でまた検討なさるということがあったわけなんで、どういうふうにできないものをどう検討するのか。その辺の矛盾について、再度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　大変説明が簡略にしましたので、わかりにくかったというふうに思います。大変失礼いたしました。

例えば、小学校の学習指導要領の中で、当然今おっしゃいますような「こども議会」をも含めたようなもろもろの社会科という科目の全体的な目標が定められてございます。その中には、必要な公民的資質の基礎を養うということで決められておりまして、さらに学年ごとにその目標が定められております。そして、その目標とその内容の中に、当然、今おっしゃいましたようなことも一部入っているわけでございます。全体の社会科の学科を１年間にこなしていく過程の中、これが先ほど申しました教育課程の編成ということになるわけですけれども、それぞれの学校、担任の先生がグループになって、中心になってこの１年間どういうものを取り上げていくか。例えば、国会議事堂を見学に行く１年間に与えられた時間数というものは決まっております。それらを総合的に判断した中で学校で組み立てを行っているわけでございます。

私どもが、この「こども議会」を学校の方でやるということであれば、万全を期して議会にもお願いし、またその他の面で協力するから使うときにはぜひひとつ使ってほしいというような意味での指導等は申し上げているところですが、学校でそのことを組み入れるということが決まりませんと、どうしても組み入れろというような指導は、ちょっとこれはできかねます、これは、学校長の権限に所属しているものですから。そういう意味で申し上げたわけでございます。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　それでは一言だけお聞きするんですけれども、そうすると、教育委員会の方からないしは学校教育部の方から、各学校に対して、そういうことをやることを検討したらいいですよということは言ってあるわけですね。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方からお答えさせていただきます。

今、部長の方が申しました教育過程の編成権というもの、これは学校管理規則に基づきまして、学校に編成権がある。当然、学校が教育課程を編成した時点の中では、教育委員会に届け出るその義務というものを学校は持っているわけでございまして、そういう状況から行きますと、毎年１月から２月ごろにかけまして、各学校では、次の年度の１年間の教育課程、いわゆる学校行事等も含んでの内容をまとめまして、それを教育委員会の方に届け出てくる。で、その届け出てきた内容に基づきまして、１年間の学校での事業あるいは教育というものが展開されていく。そんなような過程になっておりまして、ことしの３月議会ですか、下村議員さんの方からお話がありましても、その時点で本年度の教育課程というのは、各学校ほとんど決定されている。そういう状況の中で、学校時点としては、非常に持ち込み行事的なものは、どちらかといいますとできるだけ避けたい。年間の計画に基づいた指導というものを実施していきたい。そういうような状況もございまして、実は今回の時点ではまだ６カ月しかたっていない状況の中で、そういう形での学校での対応というのがとれていなかったということが、一つの大きな原因だと思います。これから各学校から教育課程を受け付けるような時期が参りますので、そういう中で、実施できる学校等含めながら検討していきたいと、こんなように考えております。

それからもう１点、この「こども議会」というような形で、もしこれが各学校の代表の方々が集まって、この議場でやるというような形になりますと、連合行事というような形になってまいります。連合行事というような形になってまいりますと、１校だけの問題でなくなってまいりますので、各学校の共通理解、こういうものを受けなくてはならない。そういうような問題もございまして、若干決めるとすぐ実施できるというような状況になかなかならないということを、まことに申しわけないんですけど御理解願いたいと思うんです。

以上です。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

私がくどくど本当は１回ですぐやめるつもりだったんですけど、何回もお聞きしましたのは、３月議会に言ったことと今と随分違うんだなということを感じたわけであります。３月議会のときの議事録をお読みいただければわかりますが、かなり前向きに検討するし、すぐにもやりたいようなお話があったので、12月にもなってまだやっていないのはなぜかということをお聞きしたわけですけれども、今のお答えを聞きますと、非常

に否定的な気持ちすらいたすわけであります。

別に「こども議会」をやらなければ、うちの子供が死んでしまうとかそういうわけじゃありませんので、それは結構なんですけれども、しかし、非常に私は正直言って、日常的に教育委員会というのが非常に魔物であってよくわからないわけです。今もいろいろくどくど言われましたけれども、そんなら日野市の教育委員会というのは何のためにあるんだろう。学校から上がってくるものでなければ、こちらから何も指導できないというのであれば、何のためにあるのだろうということも言えないわけではないわけで、やはりもう少しいいものはいいと、もっと簡単に物事を考えていいのではないかなと、私は思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それで、非常に子供というのは社会の中では意識的に利害から切り離されておりますので、こんなことをここで言うのは何ですけれども、こうした議会で私たちが質問するのとまた違ったものが得られる。それも、やはり市政の中で組み入れていくことも必要ではないかというつもりで私は「こども議会」を提唱しているわけであります。（「それを早く言えばいい」「『こども議会』の構成がわからない」と呼ぶ者あり）市長を初め理事者の方々にもどきっとするような質問が出てくると思いますけれども、（「代表者会議一任だ、これは」「自席待機、自席待機でいい、もう」と呼ぶ者あり）そうしたことが日野市のために、私はなるんだろうと、そういうふうに思っております。

３月議会での答えが、12月で後退してしまったということについては、はなはだ遺憾に思うわけでありますが、私自身も自分で失われたものを取り戻すきっかけとしても、「こども議会」を聞いてみたいと思っておりますし、楽しみにもしておりますので、ぜひ実施の方向で検討していただきたいと思っております。

終わります。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって８の２、再び「こども議会」の実施を問うの質問を終わります。

一般質問９の１、日野駅周辺のまちづくりについて問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（天野輝男君）　日野駅周辺のまちづくりについて、質問をさせていただきます。

日野駅周辺の地盤整備が進捗する中で、先日、四ツ谷前区画整理事業の説明会が行われたと聞いております。また、日野駅本町の再開発が当然考えられるわけであります。また、中央線、都道日野３・４・17号線をいかに取り組んで基本計画に策定していくか

が、大切なことになってまいります。また、日野駅を中央線のどの位置に設定するかが大きな問題であります。現在の位置に駅を考えていきますと、再開発のために莫大な金額が必要となってまいります。そこで、駅舎をどこに設定するかが今後の課題になってくるのではないかと、私はこのように思うわけです。日野駅の再開発をどの部分を中心に進めるか。それで、柱となる部分をどのように考えていくか。これらを真剣に考えなくてはならないと思います。

日本全国で、駅周辺の再開発を完成させている地域は、残念なことにありません。今後は、戦後間もなく開発された建物は、現在の経済にふさわしくなく、近代的な建物に変わりつつあるからであります。また、駅周辺の再開発は時間をかけて地域の住民の意識を高め、勉強会や説明会を通して協力を要請することが必要であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日本全国では、日野市の再開発、駅前のまちづくりについての参考になるようなものは見当たりませんでした。そればかりか、駅前の再開発の事業はどの市でも20年も30年もかかって、ようやく事業に着手しているのが現実であります。

今回は、仙台市の再開発の方針を取り上げてみたいと思います。仙台市は、戦災で焼け野原となったまちであります。戦後間もなく復興いたしました。そして、その建物も現在に至っては老朽化する部分があり、そして県庁所在地ということで、新しい近代的な建物が計画されております。そして、この仙台市の市街地再開発事業の進め方は、柱として良好な都市環境の整備、都市機能の充実を図ること、この目的達成のために昭和49年から50年にかけて、再開発のマスタープランが策定されました。その中で、再開発方針という形で都市計画に位置づけし、それを指標としながら積極的、かつ計画的な官民一体なまちづくりを推進して取り組んでまいりました。

昭和53年度末には、第１号の「仙台駅東第一・２号地区」の再開発ビルが完成しました。総事業費は22億円であります。昭和56年度末に「中央一丁目第一地区」ベデストリアンデッキを接合した再開発、総事業費38億円、昭和57年度末には「仙台駅東第一・２号地区」の公共文化施設を導入した再開発ビル、総事業費41億円が完成しました。昭和61年度末に「一番町４丁目第一地区」再開発ビル、総事業費76億円が計上され完成しました。

現在では、特に取り残されております仙台北側の地域、国鉄官舎跡地が戦略地区として位置づけられ、主な公共施設である幹線道路の整備をあわせながら、地域の一体的な開発事業を促進し、都市機能の更新と土地の高度利用を図ることを目的に行われております。

昭和59年度、「仙台駅北部第一南地区」を実施し始めました。総事業費は320億円であります。昭和63年度より「花京院一丁目第３区」総事業費95億円、「長町３丁目地区」総事業費16億円。平成２年度より「河原町一丁目西地区」総事業費75億円、「長町駅前第一地区」総事業費75億円の総額683億円であります。

そして、この再開発でありますために、約１万5,256坪の坪数の事業であります。

仙台市は21世紀の新しい東北の中枢都市づくりを目指して、副都心形成のための整備地区として「長町駅前第一地区」地域拠点形成のための整備地域として、「河原町一丁目地区」「北仙台駅前地区」等の開発が現在も進められております。また、このほかに宮城野通モール計画が、仙台駅東口広場より宮城野原運動公園まで、約1,490メートルにわたってのまちづくりが進められておるわけであります。

仙台市のまちづくりは、再開発を通しての新しい魅力ある都市づくりを通して、県庁所在地としての21世紀の業務都市づくり、また宮城野通周辺地区のまちづくりとして、市民が参加してショッピングに遊びに健康に文化にスポーツにエンジョイできるニュースタイルのまちづくりがなされております。そして、仙台市がこれらのことに成功した大きな理由としては、先ほども申し上げましたが、再開発の方針という形で都市計画に位置づけし、積極的かつ計画的な官民一体の事業に取り組んだことにあると、私は思うわけであります。

日野市の周辺の地盤整備を考えましたときに、用地の確保はもとより中央線の線路の土盛りした部分を高架にして有効に利用するとか、そのような作業を考えなくてはならないと、私は思うのです。また、都道日野３・４・17号線の都市計画道路の位置づけ、また都道３・４・８号線の市内循環道路の位置づけ等が、日野駅周辺の再開発のかぎとなってまいります。そのためには、ぜひともＪＲ中央線の立川・高尾間の複複線の事業計画の申請を積極的に要請すべきであると、私は思います。これらは、いずれも国や東京都と協議をしながら協力できるような組織づくりから始めなくてはならないと思うからであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私はこのあたりの困難な問題を真剣に取り組まない限り、日野駅周辺のまちづくりはないと思うわけであります。ＪＲの複複線の予算計上となりますと、具体的な計画が必要であり、当然八王子との共同作業も考えなくてはなりません。それらの作業の進め方が、国や東京都の事業として発展させて、初めて可能になってくると思うからであります。日野駅周辺は、中央線東京駅から高尾間を見ても、一番おくれている地域であります。そして、このおくれを取り戻す作業が、今日一番大切なことではないかと、私は思うわけです。

そして、今回四ツ谷前区画整理事業が始まります。そして、この中で日野市で考えておりますその計画はどの程度になっているか、私もまだ調べてないからわかりませんけども、これらの中で、日野市でどのような形で位置づけしていかなければならないか。これは、やはりもっと地域の住民に選択する自由を与えなければいけないと、私思うんです。勉強会をしたり学習会をしたり現地の視察に行きながら、そして自分の土地をいかに生かさなければならないか。生かしていく方向が大切であるかということを、しっかりと学ばさなければならないと、私はこのように思うわけです。

私も日野駅前の再開発を訴えて選挙をやりましたために、「日野駅前の再開発をいつやっていただけるのですか。」というような地域の人の声がございまして、私も忙しくてなかなかできませんでしたが、ことしの８月にお集まりいただきまして、有志の人に集まっていただいて、都市計画部長と課長に来ていただいて話し合いを設けました。そのときにはもう愚痴が出るだけなんです。この地域は日野の中で一番遅れておる。税金払うのいやだ。これらのところを何とかしてほしいという、そういう声がたくさん出てきたわけであります。

その中で、私は若い人から相談を受けておりました。何とかやってほしいというその人たちがその席に来ていただいていたことが、私は大変うれしかったわけであります。そして、ああ私は彼らのためにも頑張らなければいけないということを強く感じておるわけであります。そして、この再開発の問題に対しても、やはり私は今後はもっと地域の皆さんと話し合いを持ちながら、そして７年ぐらい前に、この再開発の話があったそうです。そして、途中でこれつぶれてしまった。そういう経過がありますもので、地域の人たちは半信半疑でおるということがわかりました。そういう中で、私は、今皆さんに呼びかけておるわけです。皆さんと一緒にやりましょうよ。そして、少しでもいいまちにして、次の世代に残そうじゃありませんかという話を、今私は進めているわけであります。そういう中で、私も日野市で生まれ育ったわけであります。それだけに、これらの日野駅周辺のまちづくりについては、私は全力で取り組まなければならないということを強く感じているわけであります。

そういう面で、私も一流の設計士と相談しまして、（「すごい」と呼ぶ者あり）そして、近いうちに日野にも来てくれるでしょう。そして、見ていただいたら、これはやり方によっちゃ、面白いまちになるよと。それには、まず勉強会しようじゃないかという話になっておるわけです。そういう人に来ていただきながらお話を進めて、そして私は皆さんが合意できるような体制をつくりたいと、このように思っているわけです。

今回の質問は、四ツ谷前区画整理事業の中で、これらの事業の中で当然、都道の日野３・４・17号線が通るわけです。この都市計画道路の位置づけをどういう形でしておくのか。そして、この区画整理事業内に大きい何かショッピングセンターとかそういうものを考えておるのか。そして、先ほど申し上げました中央線の、今土盛りしておるところのこの国鉄の用地を利用するような方法も、将来考えるのかどうか。このあたりわかる範囲内で結構ですから、まず教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず日野駅周辺の中で四ツ谷前土地区画整理、これに絡んで都市計画道路３・４・８号線、３・４・17号線ですか、これがどういう位置づけになっているのかということであろうかと思います。

御承知のとおり日野駅でございますけれども、日野駅は後背地には相当の住宅地を持っておるわけでございます。日野市の駅の中では、比較的駅勢圏が広い方ではなかろうかと、こういうふうに思っているわけです。したがいまして、やはり魅力的なまちをそこにつくれば、当然人も集まってくる。こういう駅の要件を持っておるというふうに考えております。そこで、そういう人を集める要素として必要なのが、やはり基盤整備であろうかというふうに考えておるわけでございます。

そこで、現在、駅前につきましては、もう既に神明上という事業で完了しておるわけでございますけれども、その駅の北側の一部分、新坂の一部分でございます。これは、現在約３ヘクタールでございますけども、ほぼその地域の権利者の同意が得られて、現在、その組合設立のための準備を進めておると、こういう段階でございます。

それから、先ほども出ました四ツ谷前でございますけれども、これは12月の４日でございますけれども、組合の設立総会が終わっております。そこで、この組合の中で実現される主な都市施設の中に、都市計画道路の３・４・８号線と、それから３・４・17号線、これは20メーター道路でございます。３・４・８は幅員が16メーター道路でございます。この２本があるわけでございます。それで、この３・４・８号線につきましては、用地をこの事業の中ではあける。それで、東京都が直接国鉄の横断、これを含めて工事をすると、こういうことになっているわけです。ただ、問題は３・４・17号線、これは将来、市道という形になっておりますので、当面、その前後の宅地利用ができるような仮道にしておきたい。こういう考え方で、現在、進めているわけでございます。

この事業は、いずれにいたしましても、組合施行、議員さんが今いろいろ住民にＰＲということでございますけど、住民みずからが行う事業でございます。組合施行という

形で、市が積極的に協力している事業でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　都道３・４・17号線は、とりあえずは市道だという形だと思いますけれども、これはやがて用地が確保できたときには、恐らく格上げにあるんじゃないか、都道にですね、格上げになるんじゃないかと思いますが、このあたりをお教えいただきたいということと、中央線の、要するに横断するその中央線の３・４・８号線が下をくぐるのか上を通り抜けるのか。このあたりがわかりましたら教えてください。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この３・４・17号線でございますけれども、現在、昭和63年に道路基本計画ですか、見直しをしております。この中で将来の管理者、将来、管理というものを一応想定をいたしております。この中では、将来ともこの道路につきましては、市道という位置づけになっておる路線でございます。

それから、３・４・８号線でございますけれども、これは、現在もＪＲの線路が非常に高いわけでございますので、道路が線路の下をくぐると、こういう計画でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　わかりました。

この３・４・８号線が下をもぐるということになりますと、当然、その道路の位置をどのあたりから下げてくるかが、当然これは問題になってくると思うんですね。特に、本町の方は高いわけです。そしてまた、栄町の方は田んぼで低いわけですから、どうにでもなると思うんですね。そして、今本町周辺はもうこの３・４・８号線の両側には家がびっしりと詰まっておるわけです。そして、この住民が当然、今後車を車庫に入れようとしても、なかなか難しくなってくると思うわけです。そういう、やはり今後は少なくとも、これは東京都の事業として進んでおるとしても、これらの地域の皆さんに説明会なりを開いて、そして説明しないことには、この平成７年度にこの中央線のガード下もできるという形でありますけれども、それ前に進めないことには、この作業は、私は進まないと、このように思うんです。そのあたりのことは、東京都と当然相談をしながら進めなきゃならないと思うんですが、それらの話し合いをなるべく早い時期にやっていただけるのかどうか、このあたりを教えていただけませんか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　現時点では、この道路そのものが東京都が直接施行をやります。それから、この用地については、当然この事業費で四ツ谷前の区間につきましては、四ツ谷前に用地買収相当額は補助金で出す。こういう内容になっておるわけでございます。今後、この工事の、問題はそこの立体の部分、ＪＲの下を通る設計でございますけど、現時点でまだできておりません。したがいまして、今後この四ツ谷前の区画整理も事業がスタートをしたわけでございますので、早急にこれらの詰めを、これからやっていきたい。

それから、当然その前後に、ただいま御指摘の車の出入り、こういうものについて、この道路の構造等についての説明会、これらは関係するその周辺の住民はもちろんでございますけども、四ツ谷前区画整理の方とも十分協議をして決めていくと、こういうことになると思います。現時点では、まだいつの時点でどういう説明ということは、ちょっと決まっておりません。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　平成７年度にこの道路ができるという目標年度あるわけですから、これはやはり説明というものは、なるべく東京都の方にお願いしながら早い時期に進めていくということが、作業の進め方としては、一番よろしい方法じゃないかと、このように思いますもので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。　また、先ほど私が御質問した中で、ちょっと聞き取れなかったのかもわかりませんもんで、再質問の中で、この四ツ谷前区画整理事業を行う中に、大きい将来的な建物が、デパートとかそういうものが考えられているのかどうかということを、先ほど申し上げたんですが、そのような考え方があるのかないのか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　大変失礼しました。

区画整理事業は、あくまでも土地の基盤整備でございます。したがって、今後そういう大店舗なりまたはその土地利用につきましては、日野の駅周辺ということで、できるだけそれにふさわしい土地利用をしていただきたい。そういうことで、まちの街区の状況もそういうまち割りになっております。

したがって、今後そういうふうな有効な土地利用をしていただくというふうな誘導はしていきますけども、これはあくまでも区画整理は個人の用地そのまま現位置換地という原則のもとで置いていくわけでございますので、そこら辺のところは、今後この四ツ谷前の区画整理の権利者とよく話をしていきたいというふうに思っております。具体的なそ

ういう大店舗云々というものはございません。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　私はそのあたりで、先ほど仙台市の例を挙げたのは、やはり行政側がある程度積極的に、この地域の地権者に説明をしながら、このまちづくりを進めていったそのために、この再開発ができた部分があるわけです。やはり、この取り残された部分の区画整理をしていただきたいというのは、地権者であれば当然そう思うわけですよ。そして、その区画整理終わったそのところを何するかということは、まだ農家の人ですから、当然考え方はないわけです。そして、今後当然、この地域が商業地域に格上げになれば、税金だってもう莫大なものを払わなければならない。こういう計画の中で、少なくとも日野市でもいろいろなとこへ網を張って、民間、そして民間の活力を導入しながら作業を進めていくということが、私は今後日野市で一番大切なことではないかなということを強く感じておるわけです。

そういう面で、あえてこういうようなことを主張させていただいておるわけですが、私はそういう面で、先ほど中央線の線路の土盛りした部分を高架にして、そしてこの部分を有効利用するためには、やはり立川・高尾間の複複線の事業計画をしなければならないということを申し上げたわけあります。そして、この国鉄用地は広いんです。そして、下ののり面から大体１メーターか１メーター30ぐらいあるんです、のり部分が。だから、その部分からこの高架にして複複線にしても十分間に合うところの土地はあるわけであります。そういう中から、私は日野市の駅周辺のまちづくりをどのような形で進めていくかという形を考えましたときに、まず中央線の複複線の問題を取り組まなければならないと、このように思うわけです。

午前中の質問で平山駅のことが出てまいりました。その問いもありました。そして、私まあ失礼ですが、聞いていながら、日野市でやっておる作業というものは、果たして国ですんなり受け入れてもらえるような手続なのかどうかということを強く感じていたわけであります。やはり、国の力を動かす、東京都の力を動かすという形になりますと、文書で要請したり、少し１回、２回行ったぐらいでそんなに簡単に問題が解決するわけはないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そして、少なくとも国会の先生のところにお願いしに行きながら話を進めなければ、これらの事業はできないのであります。

そういう面で、私はぜひこの中央線の複複線、立川・高尾間の作業を一日も早く取り組んでいただきたい。そして、これらの問題を解決するということが、日野駅周辺のまちづくりの中でも一番大切なことである。これらのものができるならば、当然あの距離

は恐らく都道日野３・４・８号線のところまで大体200メートルは優にあります。二百二、三十メートルはあるんじゃないかと思います。この距離をもし商店街等をつくって有効に利用できるならば、私はすばらしいまちができてくるのではないかという期待感を持っているところであります。そういう面で、これらの問題も一日も早く解決できるように市長みずから御協力をお願いしたいと、このように思うわけであります。

現在、この日野市の本町周辺は４月より都道日野３・４・12号線が両側２車線となりました。市民の森スポーツ公園内が通過できるようになりました。今日では通勤時間帯には、大変な混雑があり危険な箇所があちらこちらにあります。地域の住民から何とかしてほしいという苦情が絶えません。また、交通量の増加によりまして、道路の路面が破損して、大変雨が降ったときなど、車から泥をかけられる被害が出ているということを私のとこへ言ってきております。そういう面で、これらの道路問題も狭隘な本町周辺の道路問題を解決するためには、どうしてもこの都道の３・４・８号線の循環道路を通過させるということが、交通渋滞を解消するためにも重要な位置を占めてまいります。

また、都道の３・４・12号線のこの道路の日野用水から先の部分を今回、都市計画道路として位置づけしていただきましたけれども、これらの道路を開通することによって、初めて本町周辺の道路網が幾らか整い、被害が少なくなるのではないかと、このように思っておるわけであります。

こういうことを考えましたときに、やはりこれからのまちづくりというものは、ある程度先を見通したところの計画を立てて、そしてしっかりとしたところの技術者を要請するなり勉強会を通して、しっかりとしたまちづくりのためのプロジェクトチームをつくっていかなければ、これらの問題は解決できないのではないかということを強く感じているわけであります。どうか、私はそういう面で、若い職員もたくさんこの日野市に入ってきております。そして、この若い人たちをしっかり育てていくことが、私は市長の役目ではないかと、このように思うわけです。そして、日野市の将来的なまちづくり、そして特に日野駅周辺の一つ核ができてまいりますと、活力が私は出てくると思うのです。その活力を見出すためには、どうしても先ほど指摘したところのまちづくりをしなければならないということを感じております。

そのあたりで、市長にこれらの考え方の中から、何か参考になることがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅の周辺のまちづくりということで、非常に遠大な内容

のある御質問をいただいておるというふうに受けとめております。

たまたま何年来の懸案ではありましたが、四ツ谷前区画整理事業が、先ほど事業認可を経て設立総会が進められ、いよいよ事業に第一歩を踏み出すということが決定いたしました。それに伴って南北、それから東西、二本の都市計画道路も見通しが、その区画整理の範囲では整ったわけであります。天野議員さんは、その中央線の立体交差をする部分について、いろいろ御心配を持たれているということだと思いますけど、これは東京都が直接所管をいたします３・４・８号線の事業の中に位置する事業でありますから、これの促進はぜひお願いをしていきたい。こう考えております。それから、同時に、余り先走るということはないと思いますけど、ようやく御承知のとおりＪＲ中央線の三鷹・立川間のいわゆる立体交差、複複線化が東京都の決断によりまして、おおむねの負担区分が決まり、1,500メーター15年間事業として、事業化に向かうというそういう状況はあるわけであります。これは、まさに連続立体交差であります。それが完成するときには、その次には、今度は立川・八王子連続立体高架という問題が生まれてくる。そういうことになるだろうということは、今日推測できますが、今多摩川から日野駅間のあの部分を連続立体してほしいといっても、ちょっとまだ時期尚早だといわざるを得ません。地域には、しかしそういう期待があるということは、だんだん醸成しておくことは、将来のために適当なことだというふうには受け取るわけであります。

それより先にすべきことは、やはりいわゆる路線の東方の森町の再開発、これを早く具体化したい。こういうことをかねがね考えているわけでありまして、御指摘もそのとおりだと思っております。森町の再開発は、つまり一番駅に近い発展が当然できる土地でありながら、古くから住民の方が狭い道路に過密の状態の住宅ができておるもんですから、なかなか手がつけがたい。これこそまさに立体化いたしまして、そして都市化を図る。これが再開発といいましょうか、そういう事業に当たる仕事だというふうに言えるものだと思っております。

天野議員、地元の立場で地域にいろいろと活躍をしていただいておるわけでありますが、もう何年来、地元には再開発をいたしましょうという前提のお話は、代表の方を経て伝えてあるわけでありますから、地元が立ち上がっていただくことが、一番きっかけになるなというふうに思っております。その際に、例えば日野駅のビル化による改造ということも事業になり得るだろうとも思いますし、その際にはＪＲの投資ということも、もちろん大切でありますし、それからある程度の開発に必要な、つまり付加価値をつける建物を高度化する。そういう財政上のスポンサーも誘導しなければならないだろうと

思います。そういうことを展望しながら、日野市も積極的に都市計画事業を組んでいくということが、これからのあの方面の地域に対します状況でございますし、３・４・８号線に伴いましては、ずっと数珠つなぎのように組合施行の区画整理事業が地元でいろいろと相談を受けております。そういうことで、だんだんと日野駅の駅周辺のまちづくりが整っていく。そういう見通しは、もう当然持つべき時期だと、このように思っておりますので、ひとつ過去の調査資料もあるわけでありますから、再開発の一歩踏み出しあるいは四ツ谷前区画整理事業のスタートにあわせて、将来展望をだんだん具体化してくる。このように考えておりますし、またそのような取り組みで進めていかなければならないことになるわけでありますから、ひとつ地元の一歩踏み出した決意を、まず何らかの形で情報を与えていただく。こういうことが、今日の課題ではなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　市長の言っていることは、私も十分わかるわけです。

中央線の複複線の件も三鷹・立川間は15年計画でやる。たしか東京駅から三鷹間も、やはり20年ぐらいかかって終わったわけです。しかしながら、私は15年たてば事業が当然伸びてくるわけですから、その前に、やはり立川・高尾間の中央線の複複線の件はしかけておくことが、政治家としてやるべきことではないかなということを強く感じておるわけです。そして、森町地域の再開発も、もう現在、そんなにあわててないわけです。そして、私たちも当然、今度やる限り50年、100年先行っても、やはり残れるような町を計画したいわけであります。私が日本全国でこの再開発で現在成功しているまちはないということを申し上げました。実際調べたんです。それで、現在やっているのは倉敷、横浜、川崎、大森、品川、そして埼玉の方では川口、それから浦和、そして立川、八王子、それから仙台ですね、このあたりがやはりある面ではリードして進めている再開発事業であります。これ、やはり30年以上もかかっている地域があるわけです。

そういう中で、私は少なくとも日野駅周辺の四ツ谷前区画整理事業が始まりました。組合施行が始まりました。このあたりは将来的に考えるならば、やはり日野市でも一等地なる場所であります。こういう土地を、そして地権者に対しても、やはり有効利用できるような方法を考えてあげるということが、また日野市の発展にもつながると思いますし、これらのものを、やはり大事に育てていただくということが、行政側からの指導、そして勉強会や、そして視察へ行きながら十分利益が上がるような方法であるならば、協力してもらえる方法があると思うんです。だから、そういうことで、これらの土地の

有効利用を考えていただきたいということを強く望んでいるわけであります。

私はもうあわてる必要はないと。そして、これらのまちづくりは（「あわてなきゃ進まないよ」と呼ぶ者あり）40年、50年、100年先行ったときのまちづくり、これらの……（「そこまで生きてねえよ」と呼ぶ者あり）これらのしっかりしものをつくるということが、私たちが死んでもまちが残ればいいじゃないですか。そして、次の世代が安心して住めるまちづくりをするということが、私たちが働いているところの使命であると、私は考えておるわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そういう面で、これらの問題を今後しっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えておるわけです。ぜひ、そういう面で市長も機会があったら、この立川・高尾間の複複線をしかけるならば、西平山の駅をつくるのはそんな問題はなくなってくるのです。だから、私はあえてこういうようなことを申し上げておるわけです。日野市の全体を考えるならば、やはり総体的にものを考えながら、どういうところを進めていけば日野市が優位になるかということを、やっぱり考えていくことが必要ではないかと私は思うんです。このようなことを要望しておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって９の１、日野駅周辺のまちづくりについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時38分　休憩

午後３時15分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、改正生産緑地法についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（簇野行雄君）　これから通告質問をさせていただくわけですけれども、通告の問題に入る前に、一言申し上げておきたいんです。

それは、最近の議案書なり何なり、非常に市側のミスが目立つ。これはこの議会に限らず毎回そういうミスが指摘されるわけです。先日も空き缶の処理施設のことで９月議

会で提案したのを取り下げる。改めて提案し直すというような大きなミスと言えばミスがあります。また、予算書の内訳欄にも記載ミスが挙げられる。小川議員の指摘されたように、この問題自体は確かに市自体で処理できない問題、公団との連携プレーが必要でありますから、これは連携不十分と行政姿勢の問題だと思います。記載ミスなんていう単純ミスは、普通ならあり得ないわけです。どっかで担当者はもちろん、どっかでチェックすれば間違ったまま議案書で議会に出てくるなんてことは、普通考えられないことです。これがあるということは、一つは議員さん最近、前にも増して非常に勉強されてこういうミスも見逃さないということも一つの原因かと思いますけれども、そればかりではないんで、行政側のあくまでもミスだと言わなければならないと思います。

いま一つ、私不思議に思ったのは、せんだっての市長の行政報告に関してですが、あの項目の中に、七生用水組合に関してと、こういう記載がありました。現実には、七生用水組合というのは存在してないんです。高橋　徹議員のお父さんが東部連合用水を担当し、南平以西は私が西部連合用水ということで担当しているわけですけれども、何だろうこれはと思って担当者に聞いたところ、恐らく土地改良区の問題ではないかという返事が返ってきました。左のごとく市長は、あの行政報告ではすらっと七生村土地改良区と、こう読みかえてそのまま発言を続けられたわけです。

そんな大人げないことを取り上げてもおかしいので、私そのまま黙っておりましたけれども、どっかひとつそういう方面、担当者なりが「これは間違っています。」と言えない何かムードが市の職員の間にあるんではないか。こんな気がしてならないんです。いわば何か行政の間の風通しが悪い、すき間風が吹いているんじゃないかと、こんな気がします。下手をすると、市長、イソップ物語じゃないけど、裸の王様になりかねないと……（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）いや、実際そうです。それを私心配しているんです。これは行政にとっても、また市民にとっても大きなマイナスです。また、市長にとってもそうだと思います。ひとつ、職員なりあるいは市民の声には、これからも真剣に耳を傾けて行政に取り組んでいただきたい。このことを、余計なことかもわかりませんが、ひとつ前もって要望しておきます。

それでは、通告の質問に入らせていただきます。

改正生産緑地法についてということです。谷議員がこのすぐ後、同じ内容の問題について質問されます。本当は、協議して分担してこれまで私がやる。谷さん、後やってくれよというふうにいけばいいんですが、それも実際問題としてできないんで、ごく簡単に、余り余計なことを言わないで質問させていただきますので、答弁者側も協力をお願

いしたいと思います。きょうは、非常に皆さんの協力のおかげで、議事もスムーズに進行しております。なるべく時間をかけないで質問を終わりたいと思います。（「そんなこと言わないで、楽しみにしていたんだから」と呼ぶ者あり）

実は、この生産緑地の問題については、３月議会で私質問してあるんです。しかし、その段階ではまだ生産緑地法も固まっていなかった。あるいは、たしかその後４月に正式に公布された。あと細部については９月に、それに関する施行令あるいは通達というのが決まって、ほぼ全貌が明らかになりました。そして、この秋、各所で何回か説明会を開いて関係者に周知させて、今きょう締め切りで実は、意向調査が行われているわけです。それで、これから各種の手続を経て、来年12月正式に決定すると、こういうことになっております。これが意向調査表なんです。これで、どういう調査をするかというと、お持ちの農地について、生産緑地に指定してもらってこれからも農業を続ける意向だ。あるいは生産緑地の指定を受けないで農業を続ける。こういうケースはあり得ないと思いますけれども、あるいは一部生産緑地の指定を受け、残りは指定を受けずに農業を続ける。これがあります。また、一部生産緑地の指定を受け、あとは指定を受けないと、これは当然のことですけども、まるっきりあとは生産緑地の指定は受けませんと。このうちのどれを選ぶかと、こういう意向調査なんです。きょう締め切りということで、もちろん正確な集計あるいは分析は不可能かと思います。

実は、私もきのう提出したばかりなんです。ただ、各地で既に意向調査が終わっている地域もあります。ひとつ日野市において、大体傾向としてどなたかの質問の中で1,300人とか対象者がいるようですけれども、そのうちのおおよそ何割ぐらいが生産緑地を希望されるのであろうか。あるいは面積として何％ぐらい生産緑地として残るであろうか。これが、わかる範囲内で結構ですから、まず説明していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、ただいまの御質問でございますけれども、10月の23日から12月の10日までを期間といたしまして、農業者の周知徹底を図ると同時に、今後の市の事業の進め方の対応も考えまして、地元の所有者の直接のアンケート調査を、今実施しておるわけでございます。それで、今議員さんの御指摘のとおり、きょうが締め切りでございますので、正確な数字はまだわかりませんけれども、現在まで返送されてきておる、きのうまででございますけれども、回答者が739名、きのうまで一応回答をいただいておるわけでございます。それで回答の率として54％と、こういうことになっておるわけですけども、この具体的なまだ集計、今やっている最中でございますので、

概略でちょっと申し上げますと、全体対象者が1,361名いるわけですけれども、この1,361名で農地の面積が322万6,528平米あるわけです。このうちで、現在の時点で、今つかんでいる数字でございますけど、約30前後ということでございます。具体的にははっきりした数字は、明日以降にならないと確定な数字が出てきてないということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　確認したいんだけど、今の30というのは30％ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それは面積比ですか。それとも人数でですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　失礼しました。

面積比で大体30％前後というふうに踏んでおります。

○議長（小山良悟君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　ある新聞によると、埼玉県のある市では、これが16％だという数字もありますし、たしか八王子市では、これは20％ぐらいだそうです。だから、この30％というのは、ほかの地区と比べてそんなに低い数字ではないと思います。しかし、これもまだ確定でないと、一応こんなことで出しておいてみようかなと、２月、３月の本申請の場合には、これよりも恐らくふえることはない。減るんではないかと、こんなふうに判断しております。

当初の建設省あたりの予想が、もっと生産緑地が多いんではないか、希望が多いんではないかというような予想であったようでありまして、９月議会で、これは竹ノ上議員でしたか、生産緑地について質問されましたね。そのときの担当部長がフィフティーフィフティーぐらい行くんではないかというようなことを答弁の中で言っておられましたけども、どうもそんなふうにはいきそうもない。ということは、この生産緑地制度が非常に農家にとって厳しい制度であるということの反映だというふうに考えていいと思うわけであります。

まず、順序として今までのこの問題に対する経過をごく簡単に申し上げてみたいんですけども、新都市計画法、これが昭和46年にできました。そのときに、それ以来、市街化区域と市街化調整区域と、このように線引きができたわけです。そして、市街化区域の内部については、おおむね10年以内に市街化すべき地域だ。こういうふうにとられているわけであります。したがって、建設省サイドでは、その中において農地を税制上特

別扱いにするのはおかしいという主張をずっと続けているわけであります。それに対して、農業サイドでは、いやそうではないんだと。緑地としても、生鮮野菜の生産地としても、あるいはいざという場合のスペースとしても、農地の存在は認められなければならない、認めろと。税制上も特別扱いしろということで、長いもう20年来のこれは課題であったわけであります。

法的にいうと、昭和57年に一応、農地も宅地並み課税するということには、制度的は決まったわけですけども、それ以後も、御存じのとおり固定資産税、都市計画税については、長期営農継続農地と、日野市においては、あるいは生産緑地、それから相続税については20年間の納税猶予制度というのが適用されまして今日に至ったわけです。ここで、改正生産緑地法が、先ほど言ったように４月公布されまして、この取り扱いが変わってきたということであります。どんなふうに変わってきたかと言いますと、最初申し上げたような手続で生産緑地が申請、最終的には市長の決定で指定されるわけですけども、その条件として、まず大前提として、これは現在農地である。農業の用に供しているということ。それから、聞き慣れない言葉ですけれども、条文の中には、生活環境機能を持っているということ。それから、将来公共用地として使える土地であるという、これは一つの条件です。それから、面積的に500平米以上１団地なければならない。それから、農業としていろいろな条件が、農地としてこれからも守っていけるだけの条件を持っているかという、これが三つ目の条件。いま一つは、これはもちろん所有者の同意ということです。この条件がかなえられれば、生産緑地に該当するということのようです。最終的には、これは都市計画決定ですから、重ねて申しますけれども、市長の判断と手続的にはいろいろな手続があるんですけれども、市で原案をつくり、あと市の都市計画審議会の議決を経て都へ持っていく。都知事も都の都市計画審議会の議決を経て、同意して市に返ってくる。それに基づいて、市長がスケジュールとしては12月に正式に決定すると、こういうようなふうになっておりますけれども、国会のこの法案に対する附帯決議があります。それは、できる限り農業者の所有者の農家の意向を尊重してもらいたい、尊重すべきである。と、こういう附帯意見がついているわけです。

そこで、市としてこの申請について、どんな判断で生産緑地を指定するのか。農家サイドの意向をあくまでも尊重してやるのか。その辺、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　指定の考え方でございますけれども、今、議員さんが前段でお話し申し上げております認定をしていく上で、環境機能、それから将来公共用

地に適している土地、さらには最低限１団として500平米以上の土地であることと、それから、継続的に農地としての耕作が可能なものと、こういうのが最低の条件となってくるわけでございますけれども、市の考え方として、またこの生産緑地の考え方としては、できる限り農家の意見を尊重しながら申し出たものについては対応していきたいと、尊重していきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

特に今、市街化区域の中で日野市の場合、農地が14％という割合を占めておるわけでございますので、これが当市の緑地または生産緑地としてオープンスペースとして貴重な財産でございますので、できるだけ尊重して指定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　　ほぼ現段階で生産緑地にしたらどうなるかあるいは生産緑地を希望しないで残したらどうなるであろうか、税制上もですね、という見通しがいろいろな説明会を通じてわかってきました。非常に農業サイドにとっては厳しいということが言えると思います。戦後、農地開放がありました。これは封建的な農地所有制度を改める。民主的な農村をつくるということについては、荒療治であああいう事態で占領軍の命令によって実施したわけですけども、今日の民主的な農村の基礎を築き、また大きく言えば、今の日本の経済的繁栄の基礎を築いたと言えるかと思います。あのときに、戦後のインフレということもありますけども、ほとんどただ同然で地主さんは農地を手放したわけですけれども、これは農業サイドの問題であって、それによって農村秩序も民主的な秩序が形成されたと言えるかと思います。

今のこの改正生産緑地の制度は、第二次農地開放だとよく言われておりますけれども、この戦後の農地開放よりももっと、これは首都圏、中部圏、近畿圏のこの適用対象の区域内の農家にとっては厳しい、その存亡に影響するような制度ではないか、制度であると言ってもいいかと思います。いま少しこの生産緑地の制度がどんなものかということについて説明してみたいと思います。

この生産緑地の指定を受けますと、30年間は農業を続ける。農地以外には使ってはならないという規定があります。それから、死亡すれば、もちろん相続時点では、これはまた選択の道があるわけです。いま一つは、農業が健康上の理由、病気になって、主たる従事者が農業を続けることが不可能だと判定されれば解除できると、こういう規定もあるわけであります。ただ、非常に厳しいというのは、仮に後継者がいますね、今から15年たって相続が発生する、もちろん生産緑地ですから農地相続をするわけです。さら

に15年たって、通算30年たつ。説明会で質問したとこによると、30年たてば、その時点で確かに生産緑地は解除できる。ただし、相続税はさかのぼって払えと。これはわかるんです。仕方がないと思うんですけれども、利子税をつけて払えと、こういうことなんですよね。恐らく利子税が今六・何％とかいう数字ですから、15年というと約倍、倍払うということに現実にはなります。ということは、これはそういうことは実際問題としてあり得ないわけで、地価が高騰すればとにかく、恐らく将来そういうことはあり得ないはずですから、生産緑地を解除して土地を売って、さかのぼって相続税と利子税を払うと、それでは足りない。売った代金だけでは足りない。幾らか足し前をしなければならないということになる勘定で、事実上、終生農地を続けなければ、２代目は終生農地だと。これははっきり終生農地だというふうな表現を使っております。

近くのまだ結婚前後の後継者を持っている方、あと後継者として農業をやっている人もいますけれども、大部分の人はサラリーマンになっているわけですけども、今までそのうちでサラリーマンをやめさせて後継者にしようという人も相当数、うちの地域でもいるわけですけれども、聞いてみると、こんな厳しい生産緑地じゃあ、そんなことをする必要はない。そんなことをしたら、後継者にしたってかわいそうだと。確かにそのとおりだと思うんです。仮に３代目は、果たしてあと農家を継ぐかどうか。そんな何十年先のことわからないわけです。となると、後継者は一生農業を続けなければならない、死ぬまでですね。妙な条文がありまして、農業をするのに非常に困難になったときでも、生産緑地の指定解除できるかというと、これはできないということなんですよね。じゃあ、私、説明会に行って質問したんですけれども「死ぬまで寿命を減らしても農業を継続しろ。」と、こういうことかと言ったら、いや、実際問題としてそうなんですよね。そのような厳しい制度では、後継者にしようと思ったって、だれもしないですよね。そういうことで、後継者不足はますます進むかと思います。

じゃあ、生産緑地にしないで宅地を選んだ場合、税制面でどうなるかということです。これは、近傍宅地の評価額の、固定資産税、都市計画税については２分の１課税だそうです。これは、農地は広いですから、宅地にするにはある程度、それはまあ全部の面積がすぐ宅地にはならないわけです。おおむね、区画整理でも三十数％の減歩は、通常かかるわけです。開発行為をやると、実質的に使える宅地は半分になってしまうわけです。だから、２分の１とする数字は、そんなに非常識な数字ではない。まあまあだろうというふうに判断されます。それと、区画整理区域内はさらに３年間は10分の１課税だと、このような制度もあるようであります。

問題は、それじゃ、相続の時点ではどうなるであろうかと。これからどちらを選ぶかという選択の一つの基準として、どのぐらい生産緑地に残しあるいはどのぐらい宅地を選んだら、どのぐらい相続時点で相続税の負担が出てくるだろうというようなことも大きな一つの鍵になるわけで、説明会では、おたくの相続税はこれを見てくれればわかるけども、このぐらいの面積だと、そしてこのぐらいの人数の相続人だとどのぐらいになりますというような資料が配付されました。よく相続上の土地については、少し甘過ぎるよというようなことが、通常言われておりますけれども、そして、今度は近傍宅地のおおよそのところ、今まで７割の評価だったのが一割引き上げて８割にするというようなことが検討されているようですが、日野市に関する限り、この相続税の評価は相当厳しいわけです。どんなふうにして、これを評価するかというと、路線化区域というのがあります。

これは路線化がずばり相続税評価の基準となります。そのほかの区域は、固定資産税評価額の何倍ということで評価し、それに約７割あるいは８割を掛けて相続の評価が出てくるわけですけども、これ大体どの地域がどのぐらいの評価だということが詳しく出ておるわけですけども、私の近くで西平山三丁目の日野市滝合小学校付近というのが、この表の中に出ておりますけれども、これが平米約24万だそうです。とすると、坪約80万ですね。それで、当然最高で70％課税されますから、おおざっぱな計算で相続は基礎控除なりそのほかの控除を引くと、実行税率60％ぐらいになるそうです。そうすると１坪当たり、単純な計算ですけども33万円相続税を払うようだと。

これと、もちろん農家ですからそんなに現金があるはずはないんで、相続税を払う場合には、これは土地を売って払わなければしようがない。というのが現実ですが、今民間のこういう土地情勢で取り引きしているのはほとんどないんで、それとも今、どのぐらいに現時点で売れるかという計算が出てこないと、それが出てこないわけですけれども、あそこはたまたま市の土地開発公社で区画整理の先行取得として、用地を買収しております。相続が発生すると、大体の人が市に先行取得して買ってもらっているわけです。それは、坪60万から70万の間ということですから、評価としては相続税評価とほとんど違わない。多少、民間よりもこれは税金が安いですから、市に売った場合には譲渡所得の分離課税ですからね。多少は民間に売った場合には高くなるかも知れませんけども、今のところ、先行取得して市に売るより仕方がないんです。そうなると、ほとんど手元には残らない。さきに申し上げたように、多少相続の場合には相続の減免措置があるから、多少それも影響してきますけれども、この計算でいっても約持っている農地の

宅地を選んだ場合、生産緑地にしない場合は４分の１になってしまう。こういう計算になるわけです。さらに、これが先行取得がない土地の場合、区画整理が予定されていないというときには、来年から三十九・何％、これは住民税、合算しての数字ですが約４割、譲渡所得の場合には課税されることになっておりますから、ほとんど手元に残らない。

よく昔、財産は３代相続するとほとんどなくなってしまうということが言われておりましたけど、今は、私の個人的なことを申し上げて甚だ申しわけないんですけども、これで大体どのぐらいしたら相続税がどのぐらいかかってくるかなと、こう当たってみると、仮定として私が先に死亡する。家内が今度は半分、２分の１の非課税を選んで、次に家内の死亡のときに相続する。２回、２回だって１代ですよね。１代相続すると、農地は全部なくなってしまうというのが、今の相続税の実情なんです。こういうことは、まだ一般には余り詳しくも知られてないんですけども、おいおいわかってくるはずです。

今、日野市の農地が宅地化が大体、農業委員会の転用の手続を見ますと、年間８ヘクタールぐらい、それ内外、１けた台ですね、一番最盛時には昭和46年前後には、年間50ヘクタールぐらい転用があったわけです。今は、大体そんな数字で落ち着いているわけですけれども、近い将来、そんな遠くない将来にほとんど日野市から農地が消えていってしまうんではないかというふうに懸念されるわけです。

今、生産緑地の認定についてどういうような市の姿勢かということを聞きましたけども、あと生産緑地については、30年経過後あるいは主たる従事者の死亡したときには、これは自分では勝手に処分できない。市へ買い取り請求をする。こういう制度になっております。市では、特に事情がない限りその土地を市で買い取るという制度になっているわけです、時価でですね。これ30年というとまだ大分先のことですから、すぐにすぐの問題ではないわけですけども、相続というのは、これはいつどこで発生するかわからない。毎年、毎年確実に相続は発生するわけで、相続税納税猶予制度ができてから、もう約、あれはたしか昭和50年度分ですから15年ぐらいたつわけですけれども、その間に今、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地が約60ヘクタールあるそうです。ですから、年間、計算すればすぐ出てくることですけども、相当数の死亡による買い取り請求が出てくるはずです。

それについて、これはたまたま区画整理の予定地だとかいうんなら、これは市でも先行取得して買うことも、これはメリットがあるはずですが、その区域外の場合にも、あるいは使い道のない土地も中にはあり得るわけですから、そういう土地については、買

い取り請求にどう対応するのか。また、財源的にもこれ大変なことだと思います。その辺の国なり起債あるいは利子を面倒見てもらえるとかそういう制度はどうなっているんだろうか。これを市で買い取らない場合には、他の公共機関にあっせんするとかあるいは他の農家に買ってもらうように話を持っていくとか。これはもう恐らくあり得ないことですから、そして３カ月たてば、じゃあほかへ民間へ処分してもいいよと、こういうことになるようですけども、先ほど申し上げたとおり、民間に売る場合には、これは40％の税金がとても相続税にも足りないと、こういう事態になるかと思いますけど、その辺の買い取り請求の場合の対応について、どう考えているのか。これいまひとつ私、ちょっと調べてもよくわからないんですけども、いわゆる1,500万控除ですね、これは果たして適用されるんだろうかどうかですね。それと、税率が猶予宅地の場合の20％で済むんだろうかとか、その辺ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

もちろん、生産緑地の緑地法の改正に伴って買い取りの問題でございます。現行につきましては、土地の需要にこたえるための財政負担、地価高騰の影響を受けてかなり膨大になっていることは、現状、事実でございます。今の公有地拡大に関係する財源問題としては、一つは公共用地の先行取得等の事業債、義務教育施設整備事業債、公共住宅建設事業債、この三つが地方債の関係であるわけでございます。現行におきましては、その他、土地開発公社の設立、開発基金制度を設けて土地を購入しているわけでございます。

今御質問の内容でございます。当然30年後の問題でございますが、義務づけは市にあるわけでございます。よってこの問題は30年後とはいえ、二つの例外規定はあるわけでございますので、一つは、農業従事者の死亡の問題あるいは農業が不可能になったという二つの条件の中では、ただ単純に30年後というわけにはいかないというふうに思っております。そういう中では、これの生産緑地法の改正に伴って、先ほど申し上げました公共用地の先行取得等の事業債、起債対象要件がかなり拡大、平成３年度からされたことは事実でございます。ただ、内容的には、まだ拡大されたということであって、生産緑地の買い取りの対象になるというところまで行っておりますが、まだ具体的にこうだというような起債の関係では出ていないのが実情でございます。今後の当然国の補助制度あるいは起債許可条件等の一層の改善を、我々としても求めていく必要があろうというふうに、現行では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　いま一つ私が聞きたいのは、財政的な裏づけと同時に、生産緑地はかなり、先ほどの答弁にありましたように、所有者の希望はなるべく認めたいということですから、それらの公共用地としても、不適当な場所でも生産緑地に認められるはずです。生活環境機能を果たせればいいんだという面からいけば、緑地にしても公園でも、緑地として生活環境保全に役立っていればいいはずですからね。そういう土地も、恐らく買い取り請求として、将来出てくるんではないかと思うわけですが、そういう場合にも、なるべく市ではできれば買い取ってもらいたいというのは、農業関係者の要望だろうと思うんですけど、その辺の対応はどうなるんだろうかということを、ちょっと質問の中にあったはずですけれども。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに、今の御質問の内容でございます。

生産緑地の買い取りの申し出があった場合には、これは市長は特別な理由がなければ買い取るのが第一条件だということになっているわけでございます。当然、まだ具体的にそこまで詰めておりませんが、農家の立場を考えながらこれはどんな用地でも、果たして買えるかどうかという問題点はあるわけでございますが、今、現状の中ではまだまだ国の動向あるいは起債等の関係等を含んでの検討の煮詰まっていない部分が数多くあるわけでございます。今後の動向等を踏まえて、基本的には、やはり買い取る必要は生じてくるというふうには、現状考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　いろいろ問題があろうかと思いますけれども、できるだけそういう場合にも、ひとつ市でも対応できるだけのことはしてあげていただたい。そのことを要請しておきます。

あと、３月議会で質問したときにも、市民農園の問題について、市長から発言がありました。現在あちこちに、これは市の行政にのらない、民間の家庭菜園なり一坪農園といいますか、各地に見られます。非常に希望者も多いようであります。制度の中では、現状市民農園でもあるいは将来市民農園にしても、生産緑地として認めるというような１項目もあるようですが、これは、今民々で行われているような市民農園も該当するの

か。あるいは市の行政にのっかった、例えば市で買い受けて市の行政の中で処理している市民農園でなければ該当しないのか。その辺、調べてもちょっとわからないので、わかったらひとつ教えてもらいたい。

いま一つ、これは要望ですが、非常に私も一部そんなような形で利用しているんですけれども、非常に長年熱心に家庭菜園として利用されて、皆さんも喜んで使っているわけですけども、できればそのような形でそのまま市民農園として生産緑地として認めてもらいたいと。長い間の付き合いでもありますし、いやもうこういうことだからだめですよということもなかなか言いかねるんで、その辺、制度的にどうなのか答弁を求めたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　それでは、生活文化部長からお答え申し上げます。

今、お話のありましたように、現在市内には都市住民のリクリエーション等の用に供するための市民農園は、市が関与しております消費者農園、これは生活課が現在行っているわけですが、５カ所、5,559平米、391区画に及ぶものでございます。この消費者農園のほか、地主さんが相対で貸しておりますみなし農園が、かなり存在しております。今後も生産緑地を農地として管理して上で、この市民農園は重要な手法であると言えるものでございます。

今後の税制上でどう扱われていくかということにつきまして、ただいまの時点でわかることについて述べてみますと、まず通常言われます市民農園なら何でもそれが該当するかということのようですが、そうではございません。あくまでも先ほどから言われております生産緑地といたしましての認定条件を満たしているというものでなければ、該当をしてこないということが１点ございます。

第２点といたしまして、その税の取り扱いについて申し上げますと、当該市民農園の運営の方式によりまして、いわば市民農園整備促進法で、次のように定めております。それに該当するものは大きく二つ。特定農地貸し付け方式、もう一つは、農園利用方式というこの二つでございまして、まずその第１点目の特定農地貸し付け方式でございます。これは簡単に申し上げますれば、もっぱらその農村振興のため、市町村、農協が貸し出すというものでございまして、これに対する税措置といたしましては、固定資産税、いわば農地課税は適用されます。しかし、相続税の法上の納税猶予、これは適用されないというものでございます。

第２点の農園利用方式でございます。これは、内訳として三つの形態がございます。

最初の形態といたしましては、開設者が所有者であって、体験農作業のために入園させるものというものでございます。これは第１点目の形式ですが、これは農地課税は適用されます。また、相続税の納税猶予、これも適用されます。残る二つのもの。一つは、開設者が所有者であって、農産物が利用者に帰属する場合です。それと、もう一つは、開設者が所有者でない場合と、この二つがあるわけですが、このいずれも農地課税としては適用を受けます。しかし、相続税のその納税猶予というものは適用されないと、このようになってございます。

では、その市民農園につきまして、少しく詳しく御説明申し上げますと、次の二つがございます。それは、第１、先ほど触れました一番最初の市民農園整備促進法による市民農園、それともう一つは、市内に現存する市が仲立ちしている消費者農園との二つがございます。それで、第１番目の市民農園整備促進法によります市民農園は、先ほど税措置で説明してきたところでございますが、第１点として、特定農地貸し付け方針でございます。これは、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律による貸し付け方式でございまして、もっぱら農村における活性化と、その遊休農地の利用増進を図るため、地方公共団体または農業共同組合が農地の貸し付けに当たり、相当数の対象者に定型的な条件で10アール未満を貸し付けるものでございます。

もう一つは、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定、または移転を伴わないで当該の作業の用に供されるものに限るわけでございますが、相当するものにリクリエーション、その他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地ということでございまして、これは先ほども申しました農園利用方式でございます。

相対的なもので、冒頭に触れましたみなし農園ですか、は該当するものでございます。

以上説明申し上げましたが、今後もその指定と取り扱いにつきましては、市民農園の持つ生産緑地としての存在価値に着目いたしまして、引き続き農業者の立場で対応してまいりたいと、そのような考えでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　簗野行雄君。

○24番（簗野行雄君）　冒頭申し上げたんですが、ひとつ答弁も簡潔にしてもらいたいということと、ずばり、今民々で貸し借りしている家庭菜園は、あるいは一坪農園といいますか、それの取り扱いはどうかということですが、わかりました。

あとは、それでは続けて質問しますけれども、区画整理区域内の減免規定があるんです。４年度から６年まで10分の１に減額という規定があります。これは、今事業中の地

域、あるいは事業予定の区域、もっと広く解釈して、説明会を持って平成５年度中にある程度話がまとまれば、これの制度を適用受ける。こういうことのようであります。これの適用範囲について、法の解釈からいけば、区画整理中あるいは事業中だから、宅地として使用できないんだから、ひとつ減免してやろうよというのが、これは趣旨だと思っていいはずです。ですから、この３年間というのは、当面３年間ということで、また後の処置は考えられるわけでありますけれども、既にある程度事業が進んで、供用開始になっている土地もあるはずですが、その辺の取り扱いですが、それまで含めて３年間の納税10分の１課税が認められるのか。あるいはいま一つの問題は、３年後は、じゃあどうするのかと、これはまだ３年先のことはわからないと言えばわからないんですが、３年ぐらいで供用開始になる見通しは、そんなにないはずですから、それよりも何らかの処置をとらなければ不公平だということになるかと思います。その辺どう考えるのか。

続けて、いま一つ、小作地の問題があるわけです。これがどうもいろいろ聞いてみてもはっきりしない。農地法上の取り扱いと今回の取り扱いと矛盾が出てくるわけです。たまたま、これはもちろん生産緑地にするには、関係権利者の同意が必要ということですから、耕作者と地主が生産緑地を希望する場合には、これは問題ありません。しかし、一方が、例えば耕作者が生産緑地を希望する。地主がそうでないとしたらどうなのか。もちろん、これは制度上は権利者の同意がないから生産緑地にならないはずです。しかし、あとの小作料はどうなるのか。今、非常にただみたいに抑えられておりますけれども、生産緑地にしないと、今、反当平均が24万から25万になるそうです。それはまるっきり地主がかぶるのか。これは地主が賛成しないから生産緑地にならない場合もあるというのも、これは覚悟しなければならない。逆の場合もあるはずです。地主が生産緑地を希望する。しかし、耕作者の同意は得られなかった。こういうケースはどうなのか。理論的に言えば、農耕を続けないことですかちら、農地法の規定を外れるかと思うと、そうでもないらしい。そういう税金がかかっているから、じゃあ小作料を上げてもいいのかというと、いや小作料はそういう事情では上げられないんだという解釈もあるようでありますけど、その辺、どういうふうなことなのか。このことについて、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、前段の税の減免の点につきまして、お答え申し上げます。

今回、宅地化する農地につきましては、宅地並み課税でございます。そして、その中

で計画的な宅地の造成あるいは優良の賃貸住宅を建てた場合には、適当な期間、減免措置が講じられるということになっています。御質問の土地区画整理事業に関しまして申し上げますと、平成４年の１月１日現在、市街化区域農地であった土地、これにつきましては、平成４年の12月31日までの間に、都または市の区画整理事業組合の設立の手続を開始をし、平成５年中に、その認可を得たという土地につきましては、固定資産、都市計画税の減免が３年間、10分の９ある。したがいまして、都市計画税、固定資産税の10分の１を納税いただくというような措置があるわけです。

これが法律で付則で決まってはっきり書いてあるんですけれども、先ほどおっしゃっておられましたように、もう既に区画整理事業は施行中で、仮換地の使用収益が開始された農地、こういうものがあるわけでございます。これについては、明確な規定はございませんで、解釈上の問題になっております。

そこで、現在各市町村からこれらの問題について協議が出されております。したがって、現在都と自治省とか協議中でございますので、これが現在の段階ではいいとか悪いとかというような形ではお答えできない。

それと今後の土地区画整理事業に入る宅地化する農地、これについても、現在そのような形で協議中ということでございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　耕作権のついている土地の場合でございますけれども、基本的には、賃借権、それから永小作権、先取特権、それから抵当権、こういう権利がついている土地につきましては、すべて同意が必要でございます。土地の所有者はもちろんでございますけれども、同意が必要である。したがって、その同意の得られない土地につきましては、よく双方で話し合っていただく以外は、今のところは方法はないだろうというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　今の問題はどうもはっきりした結論が出ていないというのが現実だと思います。言わせれば、問題があるのでできれば両者で話し合って、金額で分けるかあるいは土地で分けるかして、この際小作関係を解消してもらいたいと、これならすっきりすると、こういう答弁返ってきます。これ以上、理事者側サイドでも今のところわからないんだから、質問のしようがありませんから、答弁もないようですから質問続けます。

最後に、市長に伺いたいんですけども、緑と清流、これが日野市のスローガンなわけ

ですけれども、また実際市民の意向調査を見ても、住みいいか、日野市はどうですか。では住みいいといった場合、一番どの点がいいんですかというと、緑がいっぱいあっていいよ。農地もあるしと、清流もあるしと、こういう答えが返ってくるわけですが、今申し上げたような情勢で、急激にその農地も減少してくることも、これはそう遠くない将来にほぼ特定の農家を除いて、農業は続けられなくなる。こういうふうに想定されるわけです。非常にこれは、地価対策とは言いながら、地価はこのような狂乱地価の時代がありまして、これは別に農家が売り惜しんだから土地が上がったわけじゃないんですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）あのように余裕資金が株式もそうですけれども、不動産業界へ100兆円も最盛期には貸し付けられたと、こういう背景があるわけです。あの貸し付けの規制を始めた途端に、地価は鎮静に向かったという事情があるんで、別に農家に責任があるわけじゃないんですけども、結局しわ寄せは農業者に来るというのが現実だと思います。いろいろ事情がわかってくると、非常に無理がある制度ではないかと。しかし、決まっちゃったもの仕方がないんで、ただ現実の日野市の行政としては、また市民としても非常に好ましくない事態だと思うわけですが、市長、これに対する判断なり対応について、一言答弁願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　生産緑地法ということで、農家の方が大変苦心をしておられるという状況が如実に語られたような感じがいたします。私は去る11月１日付の広報に「農地を残せるまちづくりを」ということで小さな論説を掲げて、市民の皆さんと農家に対して、市の立場をあるいは考え方を表明しております。したがって、こういう農家いじめの制度には、元来反対ではございますけど、法律としてだんだん食い込んできておることに対して、自治体としても一定の構えを持たなければならない。こういうことを申し上げた気持ちであります。

農家の方になるべく生産緑地を残してください。つまりいいまちづくりの可能性を今後にも続けていきたいと、こういう念願によるものであります。ですから、第一次のアンケートあるいは第一次の申告にも、なるべく農地が割合高く残っていくことが、行政の立場としては期待したいわけであります。

ところで、今の御質問の数々、大変将来にわたってのことでありますから、断定的なことは言えない面もありますが、日野市という自治体の能力の立場からは、財政的に行き詰まるということは、私はないと思っております。また、他国の自治体の事情等を聞いてみましても、自治体経営には公園、道路、その他公共用地が地積の30％もあると、

大変いいまちづくりができるということも、海外の事情からも聞くわけでありまして、そういう意味で、日野市が公共用地をたくさん持つということで、この農地の問題にも対応していきたい。一般的には、こういうことが市民の理解に当たる回答であろうと、こう思っております。

30年も先のことを、今断定的に言うことはもちろんできないわけでありますけど、買い取れという要求に対しては、もちろん進んで買い取る。こういう構えでなければいけないと思います。国としても、当然それに対します対応あるいは資金についても考えられるはずであります。いわゆる都市の発展ということが過密をつくることが発展であるということには、私はもう国民も相当気がつかれた。つまり、過密をつくらないことこそ発展の一番根拠であるということを肝に銘じて、市政に当たるべき時代ではなかろうかと、こう考えております。

大体そういうことでお答えにしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　笹野行雄君。

○24番（笹野行雄君）　どうも御協力ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって10の１、改正生産緑地法についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時27分　散会

12月11日　水曜日　（第５日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第31号）

12月11日　水曜日　（第５日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川　滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	総務部参事	小林　修君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合　豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘　達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成3年12月11日（水）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問11の1、土地税制についての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（谷　長一君）　おはようございます。

それでは通告に基づきまして質問をします。

今回のこの質問は、市役所に、また農協におきまして、何回となく親切に農業に従事する人に対しまして、説明会が行われたということでございます。そのような中におきまして、一応私もいろいろとわからない点がたくさんあるわけでございますので、この際質問をさせていただきたいと、こういうことで通告質問を出したわけでございます。今回のこの生産緑地法の改正に関連する説明会の開催、及び生産緑地の指定意向調査の実施については、日野市長職務代理、助役の砂川雄一から農地所有者各位ということで連絡があり、十二月十日までにその意向を出せというようなことがありまして、私はまだ出してありませんけれども、質問が終わりましたら出したいと、こういうふうに思っているわけでございます。その点はひとつお許しを願いたいと、こういうわけでございます。

そこで質問に入るわけでございますけれども、この生産緑地の適用の範囲というのを見ますると、首都圏、それから東京都27市、埼玉は36市、茨城県は5市、千葉が19市、神奈川が同じく19市ということで、この関東圏では106市ということになっております。それで中部圏を見ますると愛知県が26市で、三重県が2市、合計これが計28市。近畿圏が京都府が7市、大阪府が32市、兵庫県が8市、奈良県が9市、合計で56市で、全部で3大都市圏ということが190というのが特定都市に指定されて、市街化区域内の農地について、平成4年から取り扱いが変更して、生産緑地につきましては特別措置が講じられるということになることでございます。これは政策の――私はバブルだとか、いろいろ多くの方々に騒がれましたけれども、よってこのような近在都市圏の近年の地価の高騰ということが非常に、異常な勢いで上昇してしまったのでございます。その結果、勤労者が一生働いても、住宅やまたは土地を確保することが困難になったと、そこで政府

におきましても宅地、住宅等の供給の推進にどうしてもこれは必要なんだ、やらなければならないというような重要な課題になったということで、持ち上がってきたということでございます。これは何年か前からそのようなことは言われておりましたけれども、政府はおそまきながらこれに気づいて、総合的な住宅供給政策の実施が急務になり、計画的な宅地供給の促進を図るという観点から、積極的にこの活用がなさられなければならない。その活用というのは農地の活用ですね。市街化区域内の農地の活用ということになったと考えて、ここで私の考えを発表させていただくわけでございます。

そこで農業と調和した形の都市ということになると、農地は都市における良好な生活環境を保ちつつ、都市計画を遂行し、都市づくりを進めていくということが非常に重大なことであるわけでございます。日野市におきましても、市街化区域が2,240ヘクタールありまして、市街化調整区域が河川部分もふくめまして、471ヘクタールあるわけです。その中でこの農地の占める割合というのは一体どのくらいかというと、本当にわずかなのです。もう既に14.4%きりないわけです。そうなるとこれらの少なくなった農地をどのようにしてこれからの生活環境を良好に保ちながら都市計画を進めていき、都市づくりをどのようにしていかなければならないかということが考えられるのが当然のことであろうと、思うわけでございます。そうなりますと、区域内の農地を計画的に保全するということが行政に与えられた、また責務でもあるでしょう。

また我々が日常生活を営む上におきましても、この都市環境を良好に保つ、そのためにはやはり都市環境の改善、それからさらには特に我々が日常生活を行う上に欠くことのできない生鮮食料品の供給ということも、これまた大切なことになるのではないかと考えられますと、当然このような中に貴重な緑地のオープンスペースというのも保つ必要があるということが確実でございます。

こうした基本的な考えという中からこれからの市街化区域内の農地については、やはり来年から行われる生産緑地というのを見ますると、宅地化するものと、また保全するものとの区別というのが必要になってくるということが言えるわけでございます。

このような中におきまして、前回、前々回と何回か行われました日野市の市役所と、農協との合同の説明会等に出ましたときにも、宅地化する農地については地区計画とか、または住宅の高度利用計画、または区画整理等の実施によって整備を行い、計画的な宅地化を図るというような説明も行われ、さらに先ほど申しましたように、保全する農地についても、計画的な保全が図られなければならないというようなことや、さらにはこの市街化調整区域の編入と申しますか、どのようにしたらいいか、またはその考え方に

よれば生産緑地と一体化したものを指定するというようなことが、積極的に行われなければならないというようになるのではないかというように私はお伺いいたしまして、この生産緑地の指定についてと、さらにはこれは同じようなことになりますけれども、保全する農地の実態と、将来計画についてという通告質問の中の要旨のことをタイトルとしてお聞きするわけでございます。これは第1点と、第2点ということになるわけでございます。まず最初にそのあたり——それではまとめて、答える方もその方がよろしいでしょうから、まとめて申し上げておきます。

次には第3点の生産緑地指定の要件といいますか、条件というのに欠けた農地の取り扱いということについてまたお伺いするわけでありますけれども、この生産緑地の指定の条件とか要件とかということを見ますると、平成3年の法律第39号、この生産緑地法というのを見ますると、ここによく明記されているわけでございます。一つは、生活環境機能、及び公共施設等の敷地に適していることということでございます。次がこの面積が1団地500平米以上の肥培管理をしている農地でなければならないと。3点が農業継続が可能でなければならない。可能であること。それから農地に対抗要件と、いわゆる耕作権とか抵当権とか、その他のいわゆる甲区でなくて、これは登記法上ですけれども、乙区の権利というのはどのようになされるかということがあるような場合には、これ対抗要件ですから、その付されている方の同意が必要であるということになっているようであります。

そこでこれらの条件に、要件に欠けた農地の取り扱いはどうするのかということでございます。どうしてこのようなことをお伺いしなければならないかと言いますと、市民要望というのはますます複雑化してきているわけでございます。そのような中におきまして、個人の考え方が非常に複雑化してますからまちまちでございます。そうなるとどのようにこのような土地を自然と調和する中において、しかも我々市民が安全で、しかも快適な生活を送るためにこの土地をやはり利用しなければ、街づくりに使っていかなければならないというふうに考えれるわけです。そうなると、それらの土地を何らかの救済措置と申しますか、これは非常に難しいのですけれども、このあたりは市長に答弁をお願いしたいと思うのですけれども、一番最後でいいです、措置を講ずる必要があるというふうに私は考えているわけで、その点もをあわせてお伺いいたしておかなければならないということになるわけでございます。

それから4番としまて、この固定資産税、都市計画税、それから相続税等につきましても、どうしてもお伺いしておかなければならないところでございます。これはどうし

てかと申しますと、これらの農地と指定される土地は、平成４年度以降、生産緑地内の農地を除き、これ調整区域の農地を除き原則として３大都市圏、特定市のすべての市街化区域内の農地は、宅地並み課税ということになるわけでございます。

さらにこの相続等によりまして、長期営農継続農地制度というのも、これが施行になりますと同時に廃止されるということでありますので、平成３年度限りでこれが廃止になるということになっているわけでございます。

これらの土地を保全するということになると、生産緑地指定を申請するということになるのではないかと思います。その農地は農地課税ということになるわけでございます。この平成４年中に生産緑地に指定された農地については、当初は宅地並み課税されるが、指定後の農地は、生産緑地に指定されるところです、農地並みに評価され、これはさかのぼって４年度分が減額還付されるというふうに法律には書かれてあるわけでございます。

さらにはこの宅地化する農地については、計画的な宅地化や、優良な賃貸住宅の供給が行われた場合には、また固定資産税の大幅な減額措置が講じられるというふうになっているわけでございます。平成４年末までに、またこの事前協議、または開発許可申請等を行って、いろいろと平成５年までに開発許可をしたらどうなるかというようなこともまたあるわけでございます。それらを含めまして、細かいようでございますけれどももしわかりましたら、この減額措置等につきまして教えていただければ幸いだと思うわけでございます。

それから５番目ですけれども、土地税制改正によりまして、どのくらいの固定資産税等が増加になるかということでございます。これは本年の当初予算を見ますると、予算表の説明書に記載されている合計額ということになるわけでございますけれども、ひとつ間違っていると困りますので、どれぐらいになるかわかりませんので、ひとつ確実なところを教えていただければ一番よろしいのではないかと思うわけでございます。

これに関連して第６点目の質問ということになるわけでございますけれども、これは公有地の拡大に伴いまして、非常に多くの財源を必要とするということになるのではなかろうかという私の推測でございます。そこでいわゆる生産緑地法の第10条とか、第11条、第12条、第13条ということになりますけれども、第11条は生産緑地の買い取りの申し出とか、11条は生産緑地の買い取り等ということであり、12条は生産緑地買い取りの通知、さらに13条は生産緑地の取得のあっせんというところまで及んでいるわけでございます。さらにはこの14条におきましては、生産緑地区域内における行為の制限の解除

というようなことでございます。さらに大事なことは、生産緑地の買い取りの希望の申し出というのは、15条にあるわけでございます。さらにこの買い取った生産緑地の管理と、これは行政の立場でございますけれども、どのように買い取った生産緑地の管理をしているかということ等についても、これは財源というところで、公有地拡大に伴うということになりますとそれらも関係しますので、ひとつ御答弁をいただければ幸いだと思います。

以上申し上げましたことをよくお聞き取りいただきまして、質問をいたしましたので、ひとつお答えをお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それではまず第１点、２点、６点目の法律上の解釈、この３点について私の方からお答え申し上げます。

まず第１点、２点でございますけども、生産緑地の指定について、それから保全する農地の実態等将来計画についてということでございます。今、議員さんの方から質問の中でいろいろお話がございましたので、一部ダブるかもわかりませんけども、もう一度御説明申し上げます。

まず指定要件としては、環境機能、それから多目的な公共施設等の予定地に適しているというのがまず第１条件でございます。それから面積が１団で500平米以上であること。それから農業が継続可能なこと、こういうのが指定の条件になっておるわけでございます。それでこの生産緑地に指定をいたしますと、都市計画として指定をするわけでございますので、永続的な安心した農業の継続ができるということでございます。さらには都市環境の改善、それから生鮮野菜等の供給、ほかに既に都市計画で定めております公共施設等の公園緑地等の補完的な役割を果たすということになるわけでございます。さらに将来的にはこの公共施設の予定地として担保されることになるわけでございますので、したがいましてこれらの用地等につきましては、公園、それから緑地等の公共用地として管理を将来的には確保をしていくと、続けていくと、こういうことになるものでございます。

それから一番最後の方の６点目の中で第10条、それから買い取りの申し出、それから希望、こういう御質問でございます。まず10条でございますけれども、この10条の生産緑地の買い取りの申し出、これはあくまでも指定後30年を経過したとき、これが第１条件でございます。次には主たる従事者が死亡、もしくは農林業務に従事することが不可

能になったと、これが10条で言う買い取りの申し出ができるという内容になっておるものでございます。なおこの買い取りの13条等にございます、こういう申し出があった場合においては、原則として公共団体が買って、公園、それから緑地等として定めていくというのがこの法律の趣旨になっております。

それからなおこの買い取りが公共団体ができない場合のあっせんとかそういうのが13条等になるわけでございます。それから14条の制限の解除でございますけれども、これはその申し出をして、３カ月以内に公共団体なり、またそういうところが登記の買収をして登記の移転をしない場合、要するに買わないということの場合に、初めて解除をしていくというものでございます。したがって解除するわけですから、普通の宅地となっていくということでございます。

それから15条でございますけども、生産緑地の買い取りの希望の申し出でございます。これは10条では30年過ぎた、または死亡したとか、こういう条件でございますけども、この15条につきましては疾病等によって農業に従事することが困難になったという場合でございます。この場合は、例えば30年過ぎない時点で買い取りの希望の申し出ができると、こういうことでございます。この場合はあくまでも生産緑地法そのものは、都市計画上の法律は解除しないわけでございます。30年という期間は一応解除しないという内容になっております。ただし、市がこの場合に買う、公共団体が買って、公園または緑地とする場合においては当然これは別でございますけども、原則としては解除をしないでその仲介なり、または市が一時その土地を管理して、一般に市民農園等の形で利用していく。それで最終的にはこの農業はもう一度農業に従事してもらうというのが、この考え方の15条の考え方ということになっておるものでございます。

それから買い取った生産緑地の管理ということでございますけれども、これは当然公共団体が第１の目的としては緑地、公園等の形で買うわけでございますので、法律の定めておるとおり、適切な管理をしていくということになるわけでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは４点目、５点目の税につきまして、お答え申し上げます。

まず市税でございます固定資産税、そして都市計画税でございますが、これについては先ほどお話ございましたとおり、昭和57年から施行しておりました長期営農継続農地の制度、これはちょうど10年目をたちまして、ことしいっぱいで一応廃止になるという

ことになります。新たに地方税法改正されまして、生産緑地の指定をされたところとされないところというような分け方、いわゆる保全する農地、宅地化する農地という区分けをして、課税方法を変えていくというような形になるわけでございます。保全する農地につきましては、従前の長期営農継続農地と同じように、農地課税を行う、宅地化すべき農地につきましては、すべて宅地並み課税でございます。ただ指定は受けなかったのだけれども、農地として保全していくというような農地につきましては、本来の宅地並み課税の２分の１の課税標準でそれを行っていくということになります。大体農地課税に比べますと、一般の宅地で平均しますと、四，五十倍。したがいまして農地として保全していけばそれは２分の１ですから、大体20とか30倍程度の税額がふえてくるというような形になります。

なお税の軽減の制度でございますけれども、これにつきましては二通りございます。宅地化すべき農地の中で、計画的な宅地化を推進する場合、それと優良な賃貸住宅を建設する場合、このような二つに分かれておるわけでございますが、計画的な宅地化という点につきましては、開発行為、あるいは区画整理組合の設立等は条件になっておりまして、３年間固定資産税、都市計画税の10分の９を減額するということでございます。あと一方優良な賃貸住宅の建設というのがございますが、これにつきましては家屋の場合には、耐火構造４階以上ということが条件でございまして、これは平成４年から11年までの間、固定資産税を減額してまいります。当初の５年間が４分の３、その後の５年間が３分の２と、都合10年間の軽減措置でございます。

それと土地家屋とあわせまして、土地が減額されます。これにつきましては最初の５年間が３分の２の減額、あとは３年間３分の２の減額ということの措置がございます。それが４番の答えでございます。

失礼しました。相続税の関係でございますけども、相続税については御存じのとおり国税でございますので、私ども詳細にわたっては知り得ないところでございますけれども、今回の改正によりまして、今までの相続税免除制度、これは20年の営農でございましたけれども、これが平成４年の１月１日以降に相続が発生した場合、これにつきましては猶予期間が今までと違いまして、生涯猶予に変わってきているというように承知しております。

それと５番目の土地税制によって税収がどのくらいふえるかということでございますが、今まで長期営農継続農地の制度というのがございまして、これは10年間、長期営農をするという意思があって、市長に許可を得ますと、それが農地並みの税額でいいのだ

という考え方でした。したがいまして宅地並み課税をしておいて、そして農地課税との差を徴収猶予しておきまして、５年たつとそれを免除するという制度でございました。したがいまして宅地並み課税と農地課税の分、これが今回の増額に値する数値でございます。

平成３年度の調定で見ますと、その猶予額が固定資産税で約４億6,000万、都市計画税で約１億7,000万、あわせまして６億3,000万が現在徴収猶予の年間の額になっております。したがいまして生産緑地として指定が全部されないときには、この６億3,000万そっくり増収になるというケースになります。ただ確実なところというふうに先ほど御質問者がおっしゃられましたけれども、これは３月31日、３月いっぱいは一応申請の手続きでございますので、そこにこないとある程度の数字は出てまいっておりません。したがいまして現在の段階ではあくまでも推測、推計ということになろうかと思います。昨日、簇野議員さんの御質問に対して都市整備部長が、現在のところ大体30％で、生産緑地として指定を希望しておるというような御回答がございましたので、それに沿って計算いたしますと、約70％相当分が宅地並み課税になるのだということになりますと、先ほどの６億3,000万の70％でございますので、約４億4,000万、これが市税として増収になるものと思われる、このように推測できるところでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　３点目の要件を満たしていない農地の取り扱いでございます。これにつきましては具体的、全体的な状況が把握できておりません現段階におきまして、あれこれ言いがたい状況がございます。そんなところから農地保全という方法におきまして、時期をとらえながら可能な手立てを講じていきたいということでとどめさせていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　今、答弁をお伺いいたしますと、やはり前にこの生産緑地に関するいろいろな説明会とか、何かにおきまして配られた「農業と調和した潤いのある街づくりの推進」とか、「土地税制改正と緑地制度」と、これには固定資産税とか相続税の課税価格と相続税の計算等、いろいろとよく説明されております。このような資料が配られているわけでございます。本当にやはり行政におきましても、税制改正に際しまして非常な尽力をなさったという経過が伺えるわけでございます。そのような観点に立ってただいまの答弁等も聞いておりました。しかしまだまだ不明な点等があるのではないかと思います。そこで、やはり問いの１、２等につきまして、まずまず私も理解す

るところでございますけれども、やはりこれからこのような指定された緑地が、今度は区画整理等が行われるわけでございます。やはり公共用地に適した指定の条件というような項目を見ますとあるわけでございます。このような点を考えてみますると、非常にまだ難しい点もあるのではないかと考えております。特に農家の方々や何かの場合は、農地に対抗要件等がついていても、やはりその登記法を知らない人がまず90％からいらっしゃるのではないかと思います。甲区だの乙区だのと言ったって、所有権とか、または権利関係と言っても、案外知る人というのは少ないわけでございます。これらの点につきまして、何回となく説明がなされ、さらには一番最後につきましては個別面談等も行われたというようなことも知らされておるわけでございます。そのような中におきまして、やはりいろいろな問題点等があったのではないかと思います。もしそれらの点につきましてもおわかりになったら教えていただければというふうに考えております。

それから問いの、これは一部でございますけれども、３のこの指定条件というところで、この要件でまず、ただいま生活文化部長の答弁によると、非常にまだこの点については何とも言えないというような答弁でございます。これらの点につきましてはひとつ後で市長に、いわゆる現在の市民要望というのは、先ほど申しましたように一層複雑化し、高度化の様相というのを呈しているわけでございます。行政におきましても鋭意努力はしておりますけれども、「自然と調和する安全・快適なまち」づくりというのは、これは市の基本計画、「緑と文化の市民都市を目指して」というこの冊子を見ますると、21世紀への新たなステップ、目指す都市像というような中にもこれあるわけでございますので、我々が健康で、本当にこの日野市に住んでよかったと、「喜びを創り出す健康と福祉のまち」とか、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」さらには「自然と調和する安全・快適なまち」「活気ある産業と豊かな消費のまち」、「参加と連帯でつくる市民自治のまち」、これらの原則にのっとって、どのような経過の段階でございますので、何らかの措置を取っていただきたいというようなお考えがありましたら、お答えをお願いしたいと、こういうわけでございます。これはまだこれから先のことで、非常に難しいと思いますけれども、考え方がおありでしたら、恐縮とは存じますけれども、お話を聞かせていただければと、これは要望も含めて申し上げておきたいと思います。

それからいわゆる問いの６でございますけれども、これは５とも関連しますけれども、いわゆる30年の経過措置、それから主たる従事者が死亡したりなんかをしたときとか、農林業に携わることがもう不可能になった場合とかと、いろいろあるわけでございますけれども、これらの申し出等があるわけです、10条なのですけれども。それでやはり不

明な点があるわけなんですけれども、いわゆる公示価格によって買収をするのだというような冊子に書かれたものもあるわけなんです。さらにはまたその類似値というようなこととか、さらにはいわゆる不動産鑑定士、官公署等の公正な鑑定評価を経た近傍類値の正常な取り引き額や、公示価格、これは先ほど申しましたのは、含まれているかどうかわかりませんけれども、ここに言う公示価格を考慮をして算定した相当な価格によるものだということが、今まで冊子や何かで配られているわけでございます。これはいわゆるその冊子は説明会のときと、さらにはほかの会社等から配られたものもあるわけです。また銀行等も含まれてますけれども、それらの点について近傍類値、または公示価格というような点について、恐らくもうおわかりでしょう。それですから教えていただきたいというふうに考えております。

ほかにもこれは確かに財源ということになりますと、相当な額になるのではないかと思うわけです。この買い取る場合。そうしますと、その財源というのは果たして、確かに他にあっせんするというようなことも法律に書いてありますけれども、本当に消化できるのかどうかということがあるわけです。これは生やさしいことではなく、膨大な財源を必要とするわけですので、そのあたりのお考えをまず再質問という形で、以上申した何点かについてお伺いするわけでございます。あとの点につきましては大体わかりましたので、再質問をさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点の個別相談等行ったわけでございますけども、その主な問題点がどういうのがあったかということでございます。内容的にはこの生産緑地法の説明会等を行ったわけでございますけれども、なかなかその内容が具体的に理解しにくいという形で、その生産緑地法の内容の質問ですね、こういうものが一番多かったということでございます。その中でも特に一番内容としては、その他の権利、要するに耕作権とか、こういう権利をついている土地、こういう土地とか、例えば国の土地、こういうものに対する相談も多かった、こういうふうに聞いております。

それからその次の買い取りの価格のところでございますけれども、これは原則として時価ということでございます。ではその時価はどういうことなのかということでございますけれども、先ほど議員さんが御質問の中で言われておりました不動産鑑定士による、要するに近傍類値の正常な取り引き価格、これがもとで、その土地を宅地見込み地で評価するというのが今の国の方の考え方のようでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは私の方から財源に対する問題についてお答えしたいと思います。

確かにこの財源につきましては、かなり長期的な課題ではあると思いますが、重要な問題であるというふうに認識はしております。従来からの各事業債の関連、あるいは土地開発公社、各基金への積み立てを進めながら公共施設、あるいは財政運営に努めてきた経過があるわけでございます。現在の平成３年度からの公共用地の先行取得等の事業債については、当然起債でございます。起債対象要件がかなり緩和されたことは事実でございますが、まだまだ国の方策としても具体的でないという部分が多少残っております。当然市の財政運営する立場の中でも、十分補助制度、あるいは起債の許可条件の問題等をこれからの改善ということで、国や都に今後の制度を運用の方針を要請していきたい。その中でやはり市としても全体の財政フレームの中で、健全な運営をしていくというのが原則論だと思います。しかしおかげをもちまして、現状におきましては基金、あるいは財政見通しもある程度できるという中で、今後推移を見守りながらこの財政運営に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　そこで、今度、いわゆる来年になると、この質問とはちょっと違いますけれども、答弁の方は市長を残して大体了解したわけでございますけれども、また不動産に対する融資の相互規制というのは１月１日から外れるということなんですね。これらを考えてみると、非常に我々は土地がもっと下がればいいのだと、先ほども申しましたように、法の趣旨と政府のやっていることというのはもう別なんですよね。やはり経団連にしましても、代表者というのはみんな不動産や企業やいろんな代表がなっているわけで、確かにそれはわかるのです。しかし一生働いても土地もうちも建てられないというこんなばかな政策があろうはずがないわけです。やはり45歳や50歳まで真面目に高校を出て働けば、土地なんというのは買って、うちなんか当然建てられて当たり前なんです。にもかかわらず土地が下がってきたら、土地の下落を防止しようというような形で、これは恐らく経済等が低迷していて、非常に大変だということはわかるわけです。けさの新聞や何かを見ましても、企業の経況感のあったということで、業況の指数が14ポイントも下がったということです。

またこの新しい新ラウンドの来年の春以降、これは農業の件なんですけれども、ガットとウルグァイラウンドですよね、これについても非常に難しいというようなことも言われているわけでございます。またこのような中におきまして確かに消費者米価の値下

げということはいいことであるけれども、一方においてはまたつくる方にしてみると、ほかの人件費や何かは上がっていても、給料や何かは上がっていても、今度は出荷をするものは下がっているのだと、だから麦なんかもまた下げろということになってくるわけです。こんな社会の中で矛盾したものはないのじゃないかと思うのです。高すぎたかということになると、高すぎたかもわかりませんけれども、また下げるというのは非常に矛盾をしているわけであります。

またいわゆる景気の局面調整というのを見ると、いわゆる在庫というのは今どんどんたまっているわけですよ。そうなると来年や何かはどうなるかということになると、単に見通しだけであって、在庫の解消なんというのは春以降といったって、私はアメリカや何かは失業率が6.3%、デトロイトに行けば、アメリカ人が道路の端っこ、それから塀のわきでトランプして、かけごとして遊んでいるのですよ。本当なんですよ、行って見てきてくださいと言いたいくらいなんですね。それで、いわゆる財政赤字、この双子の赤字なんですよ。これはもう言わなくてもわかるわけですよ。今度その景気は、何とかよくしなければならないということで、いわゆる担保やら何かを下げる。さらには公定歩合も下げるということですよ。しかしどうにもならないというのは、今度は——これこそバブルだと思うのです。それをかぶるのはまた日本じゃないかと。

またドイツにおいては、いわゆるマルク、インフレで公定歩合を上げなければならないと、こういうふうな状況なんですよ。それで今度は自動車におきましても、これは日野自動車の関係の方がおりますけれども、売れ行きだってよくはないと思いますよ。いわゆるこの前の東洋経済の設備投資や何かを見ますと、これは富士電機もそうですね。全部そうだと思います。全部設備投資というのは去年よりもことし、ことしよりも来年というふうに納まっているのです。それでその設備投資をしたがために、今度はお金を借りてやれば、権利の支払いというのに四苦八苦なんです。が、しかしいわゆる維持する、管理費や何か、人件費なんかは順調に上がっているわけです。それですから景気なんというのはよくなると考えることがおかしいんですよ。

それと同時に今度はソ連だってあんなにふうに崩壊しちゃったわけでしょう。それで今度はいわゆる勝手なことを各共和国がやるようになってしまえば、一体どうなるかということですよ。そういう中において本当に日本は、景気が悪い、悪いといっても、失業率だけはよくなっているわけですよ。それで所得は順調に伸びているというけれども、また東京都においても、またさらに近いような、また債権の発行なんというのをまた隣なんか出すようになってしまうわけです。余ったときには、前の共産党のビラではない

けれども、8,000億も余ったら、その金をどうするのだなんて、まいたことがあった。本当にそういうのを考えてみると、一体何をやっているのかわからない。本当に全くあっち当たり、こっち当たりして、多摩川と浅川の水がぶつかってあそこで氾濫して、どうなるかということはだれにもわからないわけです。新井橋の上だってことし氾濫して、堤防が崩れちゃったと。その前も平山の旗野さんの方の地域か崩れちゃった。スーパー堤防だなんといったってなかなかできないんですよね。口で言ってもよく掛け声、掛け声と言いますけれども、本当に掛け声で終わってしまうというのは、今のこれは地球環境の中で考えるなんてでかいことを言ったって、何が何だかわからないですよ。片方では崩れる、崩れると言っていながら、崩れてしまったわけですよ、ソ連なんかの場合は、しかしＥＣにおいては、今度は統合だと言っているでしょう。お金までも今度はヨーロッパ同じにしようということを言っているわけです。これはもう新聞やテレビでよく皆さん見ていてわかっていると思うのです。

それですから本当に流動期というか、変動期というか、世界というのはどこに行くかわからないというのが、私は現状だと思うのです。特に日本の資本主義というのを見ると、これは世界の資本主義ではないんですよ。アメリカの資本主義でもないし、日本型資本主義というのですよ。本当にどうなるかわからない、行き先もわからない、我々もわかっているようでわからないと思うのです。日野市の財政状況だって、来年になればどうなるかということは、大体の予想は立つだろうけれども、私は立たないと思うのです。しかし近い数字というのは企業というのはしっかりしてますから、何とかなると思うのですけれども、そのあたりをよく考えていただいて、最後に先ほど申しました市長の答弁をお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　谷議員さんの質問には我々も共鳴できる部分がかなりあるわけでありますが、今の終わりの部分をひとつ政府に言っていただくとと思います。ちょっと私どもでは回答が難しいわけでありまして、長い自民党政権によって、工業による生産手段のいわゆる経済成長では、成長は成り立った。しかし矛盾をいっぱいはらんで来ておるものですから、その中の矛盾のまた最たるものが三大都市圏に人口の集中する政策が一貫して取られた。その結果が今日の土地が非常に高騰になっている状況を生み出し、政府はまたそれに何とか宅地供給という名目で農業を追っ払って、宅地化に首を向けさせよう、こういう政策がもう何年来行われてきていると思います。すなわち四十五，六年当時のまず市街化すべき区域と調整区域の線分けの時期から始まって、10年後には

長期営農ということで生産緑地法をつくり出したわけですが、今回はとうとう最後の手として農家の追い出しを図った。生産緑地法という大変聞こえのいい名前ですけど、これはまさに農業追い出し政策、都市農業の息の根をとめようという、またとまりかねない内容を持っておる政策がいよいよ打ち出されたということだと思っております。

したがいまして我々の街づくりとは相入れないわけでありますから、何とか農地ができるだけ残ってほしいという期待は、極めて日野市民も共感を持って考えられておるところだと思っております。

いろいろな制度上の説明はなかなか難解ではありますけど、だんだん農家の立場で、現在の事情と将来の見通しとを持って考えられます場合には、とても農業をやっていく気にはなれない。こういう気持ちが出てくるのも、これはまさにこの政策のねらうところだと言うわざるを得ないと思います。

そこでどういう自治体としての構え方ができるかということになるわけでありますので、何といいましてもまず農地を農家に現在の判断でなるべく多く残していただく。あとのことはいろいろ施策を考えまして、いわゆる農地の公共性を拡大をし、その中で営農の保障できる条件をつくっていく。生産農地公社というようなことも考えてもいいのではないかという意見も伺っております。

それから30年後の、つまり今の施策の終末の時期ということにつきましては、なかなか先行きのことですから、断定はしかねるわけでありますけど、きのうもその質問についてお答えをいたしましたとおり、日野市の財政力であればかなり耐えられる、こう見るべきだと思っております。したがって残りたい、また残したい農地はやはり残していただいて、そうして十分それを公共用に充てる。またその財政力も蓄える。またそれをする際には当然自治体の財政を援助する、あるいは農地を購入する資金の調達についての政策が出るに違いない、また出させなければいけない、こう思って考えたいわけであります。現在のところは弱気でなくて、自信を持って、積極的に緑と清流を守るそういう政策を進めるのが、日野市の現在の行政の立場ではなかろうか、このように感じております。この程度の答えでよろしいでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　確かに30年というのは気の長い、もう私なんかがあと何年かで死んでしまうわけですから、用はないと言えば一口に言えますけれども、やはり21世紀というのを考えてみると、いかに――先ほども申しましたようにこの基本計画にあります一つの都市像というのを考えてみると、なかなか死ぬことはできないわけですよ。生

きていかなければならないという意気に燃えるわけでございます。そのような中におきまして、非常にこれは難しい問題でございます。先ほど部長さんがお答えになりました固定資産税の減免、都市計画税の減免等の取り扱い等もございますので、そのあたりにつきましては、確かに保全する農地と宅地化する農地の区分というのは、明確になるわけでありますので、ぜひともこの優良な宅地の供給ということがスムースに行われ、しかも真面目に働けばどなたでも土地が買え、うちが建てられるような方向に持っていくような指導をしていただきたいと思うのです。特にこの減額措置というのにつきましては、まだまだ農家の方々もわからない方が多いと思います。それですからどのような指導ということになると、これらの点が非常に問題になるということもあるでしょう。またその生産緑地の場合は、先ほど部長が答弁されたように、15条と10条の取り扱い等もあります。そのようなことを考えてみると、いわゆる行政がいかによりよい指導をして、区分等をさせて、していかなければ、うまくさせるように展開をしていただきたいと、十分な指導をしていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって11の１、土地税制についての質問を終わります。

一般質問12の１、地域における環境整備等についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（高橋徳次君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

四，五点あるのですけれど、表題は地域における環境整備等についてということで５点ばかり細かく伺いたいと思います。この中の４点ばかりはもう過去において議場で、また窓口でさんざん交渉してまいりました。中にはもう６年も交渉しているものもございます。

それで１番先に伺いたいのは、山王前１号線の拡幅の現状、それがその後どうなっているか。そして将来どうなるか。それから平山・中込線ですね、これの拡幅と、この両方とも近いうちに下水道の工事が各家庭の配管が行われます。そういった意味でお聞きしたいと思います。この山王前１号線、これは毎回申し上げましたとおり、この西平山五丁目、これは平山台工業団地、それから西平山の区画整理、両方の区画整理の狭間に置かれている土地でございます。その中で昔は一面、ほとんどの畑でしたから、あるところはほとんど農道が多いというような中に、東京都の公社が豊田団地という団地をつくってから急速に発展し、また上の工業団地があちこち大きな工場ができ出してから大分そこへ勤める方の移住等で環境の整備が余りなされないまま、住宅だけがどんどん建っ

ていってしまうというような中で、また最近16号ハイパスですか、これの関係で非常にこの地域を通り抜ける車が朝晩殺到するというような場所になってまいりました。ことに豊田団地には都市計画道路の18メーター道路が真ん中に一部完成してます。外からここを通過する人はなかなか地図がわからない。最初、この豊田団地ができた時点では、私ども自身でもうちを出て、またうちへ戻る、あれどの道を入ったら、自分のうちに出られるのかなというふうに迷ったことも再々あります。そういった中でこの豊田団地の中は６メーター道路で整備されておりますけれど、皆さん豊田団地の中の都市計画道路、これは西の方が行きどまりになっています。ですからこれはもう抜けられません。それで途中から入って、豊田団地の中の５メーター道路を抜けてくるのが、この山王前１号線へ迷い込んでくるという車が非常に多いのです。ところが入ってくるのはいいのですけど、今度はこの１号線へ入る直前になると、従来通りの古い２メーター道路ですか、入ってしまって、もうそれ以上は入れないというような状態です。もちろん前にも申し上げましたとおり、救急車もまた消防車も入れません。ついこの間もぼやがありましたけれど、これはたまたまだれかのいたずらだということで無事に済みましたけれど、いずれにしても緊急の場合に入れないということ。それでこの拡幅を前からお願いしておいたのですけれど、ついこの間もこんなばかな話があったのですけど、よそからその広い通りが抜けられないので入ってきて、山王前へぶつかる前でバックしなければならない。ですからみんな空き地へ駐車してその近所へ用を足しにいく。今度はそこのうちの人が出ようとしてもなかなか出られない。この間もたまたま私、夜用があって帰ってくる途中、ある家でけんかしているのを見たのですけれど、話を聞いてみたら、この道を抜けようと思ったらもう狭くて入れない。それでここは広くなっているからここへ駐車をして置いたのだと。それがなぜ悪いというんです。ところがたまたまそのけんかの原因になったのが、そこのうちはその場所をあけておくのは、自分がうちへ入ってきて、今度は出るときにバックでなければ出られないという形ですから、その場所はもういつもバック専用の場所として囲っておけばよかったのでしょうけれども、それを囲ってしまうとそこを通過することは本当にできなくなってしまうということで、たまたまそこのうちの人が夜用があって、そこは当然もう車が入っていないということでバックしたら、入っていたということで車にぶつけてしまったと。それで弁償しろ弁償しないということで口論している。地主さんの言うのには、あなた私の土地の中に車を入れておいて、それで――しかも断りなく入れておく。それで弁償しろとは何事だといったけんかをしておりましたけれど、そんな状態でなかなかこの辺前からお願いしているのですけ

れど、この道難しい点が何点かあるということで、その経過と現在、また見通し、問題点等をお伺いしたいと思います。

それと平山・中込線ですか、これはもう水道工事が始まっておりますけれど、これの拡幅をしないと、下水道工事ができないというようなことで、前に説明会がありました。これもやはり豊田団地の中は６メーターで整備されている。そこから先が２メーター道路ですか、ですからこの２メーター道路を広げないと、水道工事ができないというようなことで、説明会をしたのですけれど、その２メーターの部分へ、お勤めの方やその他の方が30坪、40坪を買って、しかも２メーターから１メーターセットバックして、それぞれうちをつくり、車庫をつくっているというのが現状で、しかも危ないからということで一方通行になっています。これも説明会で６メーターに広げたい、５メートルでしたか、広げたいという、６メーターですね、豊田団地の道路にあわせて６メーター。ところが現況６メーターにしたらその道の両側に建っている新しいうちの方は、一体30坪、40坪の土地のうち１メーターも前を切られしまったら、これはどういうことになるかというようなことで、大分議論されたことがございます。そういった中でこの山王前１号線、それから平山・中込線の現在の状態、それからこれからどうなるか。また問題点等、この２点を先に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（橋本栄蔦君）　２点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目は山の前１号線の拡幅整備と現状と将来の見通しという御質問でございます。御指摘の場所は西平山五丁目40の41番地付近の市道H60の３の４号線でございます。延長といたしますと約310メートルでございます。幅員が1.82メートルでございます。このような道路でございます。

この拡幅計画は昭和59年から取り組んでいるわけでございますけど、この中に三つの問題点があるわけでございます。まず一つは公共用地、要するに市道でございますが、これを含めたものが公図と現況が大幅に違うというのが一つでございます。

それから二つ目には所有権者の相互の境界が確定をしていないということでございます。

それから三つ目でございますけども、先ほども質問者の方から御説明があったとおり、ここには墓地がございまして、墓地の位置が公図と違うというような問題があるわけでございます。このような問題点があるために、なかなかこの事務が進まないのが現状で

ございます。今後もこのような問題点を解決するために、地元住民の協力を得ながら、事業の推進に向けて努力していきたいと考えております。

それから２点目でございますけども、平山・中込線の拡幅のその後の状況のことでございますけども、これについてお答えを申し上げます。御指摘の場所は、西平山五丁目30付近の一方通行の道路でございまして、延長は約160メートルで、幅員が2.42メートルでございます。名前は市道H43の１号線でございます。この道路については幅員が狭い上、曲がりが多いところであって、以前より、先ほど御質問者から出ました下水道課からの道路拡幅の依頼を受けております。その必要性から過去２回地元で説明会を行ってきました。基本的には説明会の中では、拡幅については了解は得られております。今後は現況の測量が完了いたしましたら、道路の拡幅線形、これは５メートルの拡幅でございます。この線形を入れまして、一部法面の地権者の交渉も行いまして、平成３年度中に第３回の説明会ができるように、今担当課の方では準備を進めております。

よって今年度中に地権者に買収に向けての了解を得た上で、平成４年度には用地買収、平成５年度には下水道工事と整合を図りながら、道路の整備をしていきたいということでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　今の説明によりますと、山王前１号線の方の問題点は、公図と現況の違い、民々の境界の話し合い、それから墓地があると、この３点が問題になっているということですけれど、この公図に合わせるということは、絶対公図に合わせなければだめなものなのでしょうか。ちょっと伺います。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　基本的にはやはりそれは合わせなければいけないということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　基本的には合わせなければいけないということは、あるいはまた例外もあり得るということもあるのではないかと思うのですけども、いずれにしても所有者の民々の境界の査定がつかない、境界の話し合いがつかないと。これは民々だから市の方では余り口を出さない。それは道理だと思うのです。しかしこの民々の話し合いを突っ込んでいくと、結局今度はそれから出発してもう一つ隣の民地も絡んでくる。そうなると今度は前に４メーターに拡幅していただいた道路が絡んでくるということで、今度はその道路から逆に測り直してくるということになるのではないかと思うんですけ

ど、この前に中１号線をずうっと八王子まで４メーターに広げていただいたのは、今回の山王前１号線を広げたいがためにお願いしたことで、幸いそちらが広がったので、本当の目的のこの山王前１号線を広げたいということです。

これまた公図の違いの点、これは下に用水があるのですけれど、その用水を流していたときに、大きく公図と現況が違っていたということで、当事者と行政と東京都と話し合って、何年かかかって解決して、今立派な用水に改修されております。またこの墓地の件に関しても、この墓地はもうほとんど墓地として拡幅の対象になる部分は、空の石塔があるだけで、もう本体は八王子の方へ墓地を求めてそちらへ移してあるということで、広げることに関してはあながち反対ではないというふうな感触を受けています。

この問題、この席で余り突っ込んでいきますと、ちょっと話がアブハチ取らずになる恐れがあるので、とにかくこの問題は相当――もう測量も終わってますから、積極的に話し合いを進めていただきたいと思います。

次に聞きたいのは平山・中込線ですか、これは結局何メーター道路に拡幅する予定ですか。それを伺います。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　道路の拡幅の方は５メートルでございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　それは今回対象になった部分、全部ですか。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　先ほど申しました延長全部が５メートルということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　それでは山王前１号線、及び平山・中込線、この両線に対する下水道関係の状態を伺いたいと思います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず先ほど来建設部長がお答えしておりますように、この道路の位置が決まってきませんと、下水管の工事が今の状況ではできないという状況でございます。特に山王前１号線ですか、こちらにつきましては境界が全く決まってないということでございますので、それが決まり次第下水道としては早急に入れる方向で現在計画しております。

それから平山・中込線ですか、これにつきましては道路が非常に狭いということでご

ざいますので、この箇所は下水の本管が入るわけでございます。したがって深さが六,七メーターになるということで、現状の道路幅員では施行が困難だということから、拡幅をお願いをしているものでございます。したがってこの道路の買収等が話がついた時点で私の方は早急に検討して、早く対応していきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　いずれにしても私どもの方の下水は八王子と合同で、秋川処理区ですか、八王子処理場ですね、あの多摩大橋の。あそこに行くわけで、もう間もなく平成４年でしたか、完成が。それとも向こうが完成するわけですから、この平山・中込線は山王前１号線、これを何とかまた下水道、また建設部、両方で話し合って、少しでも早めていただきたい。またこの地域の人々もその道路が広がること、下水道が引かれること、これを非常に願っております。塀をかけたいのだけど、広がるのを待って塀をわざわざ立てないでおくというようなうちも何軒かございます。そういった中で、よいことは早いにこしたことはないと思います。どうかこの点、両課で力をあわせて頑張っていただきたいと思います。この問題はきょうは、このくらいにしておきます。

それから次に伺いたいのは、最近よく耳にすることは、第四中学校の校風が非常に乱れている、荒れているというううわさと、事実と、また学校側からとも伺っています。まずその点、教育委員会の方でつかんでおられるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　四中の件についてお答えいたします。

四中は従来、これまで生徒がよく学習に励みまして、学力の高い学校でございました。また教員が生徒の自主性や主体性を尊重した教育を進めてきたところでございます。例えば運動会などでは生徒の手で色別のデコレーションをつくったり、応援合戦を工夫したり、生徒の自主的な活動が特徴な学校でございました。そのほかも、光の家の人々との触れ合いマラソンだとか、積極的な参加で都立八王子東養護学校の生徒との交流だとか、ボランティア活動など、障害者との交流教育などに力を入れてきた学校でございます。

この四中において、ことし６月初旬より、３年生の一部の生徒が教員の指導を受け入れず、授業を抜け出したり、また暴言を吐いたり、校外で喫煙をするなど、落ち着きを欠いた状況が起こりました。またさらに夏休みを経過した後、９月ごろから10月にかけましては、さらに落ち着きを欠きました。指導した教員に対して暴言を吐いたり、手を振り上げたり、足げするようなことも起こりました。地域では喫煙や、商店に入りひたって買い食い、公共物や民家の塀などに落書き、ミニバイクを盗んで住宅街や校庭を乗り回すなど迷惑をかけておりました。また四中に在籍する生徒や地域の小学生、その他の保護者の方々たちに大変心配をかけ、不安な思いをさせたところでございます。

その10月の中旬にバイクの無免許運転や、ほかの生徒の教師に、他の生徒や教師に対して暴力をふるったことなどから被害届が出されまして、２人の生徒が日野警察署の補導を受け、それぞれ八王子鑑別所に３週間入りました。この間校長初め関係者の教員が学校生活や進路について、２人の生徒と話し合いをし、指導しました。その後学校に戻った２人の生徒は徐々にでございますが、生活態度を直すなど、問題行動も減少してきました。12月現在、これらの問題行動の中心となっていた生徒も進路の相談が進みまして、学校全体の落ち着きを取り戻し始めているところでございます。さらに学校を中心として、教育委員会も応援をして、少しでも早く立ち戻れるように協力体制をとっていきたいと、かように考えているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　だんだん改まってきておられるということで、それは非常に結構なことだと思うのですけれど、いずれにしてもこういうことは学校だけの問題ではなくて、まず一番影響の強いのはやはり家庭にあると思います。それと同時に社会にもあると思います。そういった中で３者がよく連絡を取り合って、少しでもよい方へ向くように善導すべきではないかと思います。

これに付随してあの地域から、これは要望にとめておきますけど、旭が丘のあの辺へ新しい交番をつくってほしいというふうな話がかなりこのごろ出ております。この問題はきょうは要望にとどめて、具体的なまたあれは後ほどまた窓口なり、一般質問なりでさせていただきたいと思います。こと交番というと、市のみではどうにもならないことだと思いますので、この問題はこれで打ち切ります。

次に、これはもう市の方にも来ていると思うのですけれども、その前にすぐ片づけていただけそうな問題を先にやってしまいます。

大和田運動公園ですね、これ前に申し上げたと思うんですけど、名称が大和田運動広場ということで、建設省の許可を得ているのです。一般的には大和田児童公園という呼び方もされているのですけども、まず正式にはどちらなんですか。その点先に伺います。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　正式な名称は、大和田運動広場でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　それで、この運動広場は前に申し上げましたとおり、建設省の用地で、行政上は八王子で、使っているのは日野だという場所で、ここには現在ゲートボール場が２面、ちょっと狭いんですけど少年野球場が２面と、それから公園と、それと児童の遊び場があります。それでこれは昔つくった経緯の関係で、この管理を大和田自治会に任されております。自治会がこれを管理しておりますけど、年に２回、これを管理するのですけど、主に除草です。それで６月と８月にわたって除草、それから両わきのU字溝の清掃や何かをやって、１年たつと相当草の量が伸びて、今うち大和田自治会444世帯あるんですけれど、この世帯の方々に出ていただいて、夏の暑い盛り、草むしりをやるのですけど、これがまたなかなか粘土土で乾いたときには抜きにくい、しかし雑草はどんどん育つということで、やっと夏の暑い盛り、２時間ぐらいか３時間、一緒に清掃するんです。それをまとめておいて、後で日野児童館に運んでいただくという形をとっております。だけどどうもここは前は浅川、後ろ、北側には民家が二，三件あるけど、あとはずっと離れている。それでそれを境界の樹木が仕切っているということで、以前は大分ここへバイクや何かが乗り入れて、何とかしてほしいということで市に両方の入口をU字型の柵ですか、コの字型の柵ですか、あれを３本ばかり入れていただいて、鍵をかけて、そして鍵を外してまた入るという形を取って以来、その乗用車、バイクの暴行はなくなったのですけれど、依然としてここへ来て――自治会でトイレをつくったのですけど、つくって１カ月もたたないうちに壊されてしまう。直せばまた壊されてしまう。それで現在は、今、市のトイレをつくってありますが、ふしぎなことに市のトイレになったらだれも壊しにこないということで、今無事に現存していますけれど、この除草の後始末、児童課の方では乾かしてから運んだ方が量が少なくなるし、軽くということで、まあそれももっともだなと思っていたのです。そしたらたまたま夜枯れて山と積んであるところへ火をつける、これは子供のいたずらか、夜だから子供じゃないと思うのですけど。幸い早く気がついたから一応消しとめましたけど、でき得ればこの除草はなるべく７月の初めと９月の半ば過ぎにやりますので、早めに受理していただきたいと、このようにこれは要望しておきます。

それでその問題の防犯灯ですけど、さっきも言ったとおりあそこは本当に人家が離れていて、ここでいろんな女の子や男の子が集まってシンナー吸ったり、たばこを吸ったり、先に申し上げたとおりトイレを壊してみたりというようなことが後を断ちません。というのはやはりここは夜になると真っ暗になってしまうから、ということでぜひここへ集まって、シンナー吸ったり、たばこを吸ったり、先に申し上げたとおりトイレを壊

してみたりというようなことが後を断ちません。というのはやはりここは夜になると真っ暗になってしまうからということで、ぜひここへ防犯灯をつけていただきたい。たしかこれは前回のときにつけますという返事をいただいたという気がするのですけど、が、現在ついてません。そういったことで幸いこのグラウンドには端に細長く民地がございます。その民地の地主さんにはトイレの件、それから防犯灯の件等は了解をとってあります。そういった意味で、この点について何かあれば伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

昨年の第４回定例市議会で、一般質問をお受けしております。その後日野警察署の防犯課ともいろいろ協議をしてまいってきております。警察の意見といたしましては、最近は照明の有無によって、管理人には関係なくやはりそういうところにどうしても集まってくる。そしてそこで非行が行われているということでございます。したがいまして警察の方の意見といたしましては、防犯灯の設置が即効果が上がるとは期待できないというような御意見でもありました。また最近付近の住民の方にいろいろ状況についてお伺いいたしましたところ、以前は街頭が切れたりしたときには、暗くなっているときにはそういう人たちは集まらないけども、実際街灯がついて明るくなったら集まってきたとか、明るくなったら逆に今度は投石をしていたずらをしているというような状況もありまして、その方の意見としてもなかなか効果があるかどうかの判断は非常に難しいと、こういうような意見もございました。そういうようなことから抜本的な効果策はどうなのかというようなことで、なかなかその方策は見出せないで、今日に至っているわけでございます。

取りあえず警察署の方に対しましては、特にあの辺についてはパトロールを強化してほしいというお願いもしてまいっております。また警察の方から、もし付近の方がそういう少年等の非行、あるいは犯罪等が目撃できた場合には、速やかに110番を連絡してくれというようなことも警察の方から要請を受けているところでもございます。私ども児童公園、あるいはこのような運動広場については、市内に31カ所あるだけでございます。この公園の利用につきましては、基本的にはやはりお子さんたちが暗くならないうちに、早く家路につくというのが目的でございますので、これら公園、運動広場等については、街灯は設置しておりません。ただ、今御指摘のように非常に非行等が頻繁にあるというようなことであれば、これは効果が上がるかどうかわかりませんけども、取りあえず１基をつけてみたら、それによってどのような効果が出るかということも必要で

はないかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましてももっと十分検討を加えて、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　この公園については過去に防犯灯なり街灯なりをつけたことはございません。ただお願いしたことは、大分前からお願いしたのです。というのは、この運動場ができてから、ある女の子が暗がりで暴行されたのです。それからつけてほしいという要望、もちろんこれは個人の名誉にかかわることですから、また家族の方にも迷惑がかかることですから、それを知っているのは私とそこのお宅の方だけです。そういうあれがございましたから、何とかぜひ考えていただきたいということでこの質問を終わります。

次に伺いたいのは、ごく最近ケイリンから今の建物が古くなったので、それはそのままに置いて、そのそばへ薬理研究棟５階建てを建てたいという申し入れが来て、何か事前協議はいらないと思ったら、事前協議の対象になるということで、御了解をいただきに来ましたということで、書類を持ってこられたのですけど、これが面積は1,100平米ですか、延べ面積が5,500平米、それで高さが５階建てで、その上に空調機が載るという建物らしいのですけど、これでその影響を受けますのは、日照権、それから電波障害、この２件だと思うのです。それで私どものこの地域は、上の旭が丘と私どもの境目にずっと８メーターの高さの緑地帯がございます、ずうっと帯のように。その上に建つので、過去においても随分電波障害関係のあれは、一番先が育英会ですね、財団法人の。その次に東京電力の西線の張りかえで電波障害が起きて、その次に最近では旭が丘のシティハイツの一番南側ですね。普段でもこの地域は電波が余りよくないということで、そのつど対応してもらいましたけれど、依然として余りよくない。元来ここへ工場が一番先に建ったのは、帝人研究所なんです。皆さん御存じのとおり帝人研究所の西南の端ですね。八王子の方に黒い、細長い鉄塔がございます。これが35メーターとか言ってましたが、これが一番電波障害の走りで、このときにこの地域で大分帝人さんとあれをしたらしいんですけど、この当時は皆さん御存じの大屋政子さんの旦那さんの大屋新造さんですか、この方が帝人の社長をやっておりました。そういった関係で幾ら交渉してもなかなか対応してくれなかったということで、そのままになってしまって、育英会さんができたときに初めて前向きに対応してくださったということで、この地域は非常に電波障害が多くて、ですから育英会さんから取っているのは有線ですね。シティハイツも有線

です。それからその対象にならないのは八王子にある、八王子局ですか、ひよどり山という山が八王子にあるのですけど、ＵＨＦというんですか、そこが電波を取って、一応解消しております。それで今回も帝人さんが事前協議でということで見えられたんですけど、見えられた方には今度は帝人さんの最初だったあの35メーターの黒い塔のときのようによべない返事でなく、お互いに同じ地域に住むのだから、そこのところはよく話し合いもし、またいろいろな関係で市の行政指導も仰がなければならないだろうし、そういった点すべてよく良心的に話し合って、解決をしていくようにということで、問題が今後おきたらそのつど両者で良心的に話し合うという一札が、つい最近交わしてあります。夕べも帝人さんから４名ばかり係の人が見えて、２時間ばかり話し合ったんですけど、そういったことで今後また日照権の問題、電波障害等その他で市の行政指導を仰ぎにも来ると思います。どうか地元のことも考えながら、といって帝人さんもここで立派に商売されるんですから、こちらの方の立場も考えられ、両方が円満に同じ地域で解決して、今後暮らしていけるようにうまく指導していただきたいと思います。いずれ具体的に細かく相談に見えると思いますので、その点を特にお願いしておきます。

それで最後にちょっと聞きますけど、この件市の方に見えてますか。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　事前の相談という形で市の方に来ております。内容は今議員さんがおっしゃられました内容というふうに聞いております。５階建ての建物を建てたい。ついては市の方の、今街づくり指導要綱がございますので、この指導要綱に基づきましてこういう手当てをしてくださいというお話をしてある。現在、地元にお話ししているのは、その指導要綱に基づく住民への周知徹底という条項がございます。これに基づいて行われていると、こういうふうに解釈しております。

なお申請等は今後なされてくると思いますので、当然その中でも今御指摘の日照等については十分指導要綱に従って指導していくことになるものでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　そういうことでございますので、今後市の方に参りましたら、とにかく地域の住民の方の立場も十分お考えになって、進めていきたいと思いますので、またその点よろしくお願いしたいと思います。とにかくこの地図で見ますと、私どもの地域は電波障害が網のようにあっちからもこっちからも障害が起きております。主にここに来ている電波は東京局と南多摩局と八王子の先ほどのひよどり山の八王子分ですか、

この三つから受けているんですけど、なかか完全な対応はできておりません。その上またこれからふえていくということになりますので、この点帝人さんにもよくお話し願って、良心的に解決するよう御指導お願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって12の１、地域における環境整備等についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時22分　休憩

午後１時48分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、住みよい街づくりをめざしての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（藤林理一郎君）　副議長からお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

すみよい街づくりをめざしてという題名でございます。昭和46年から私たちの自治会におきまして、日野駅20号線日野坂の信号北八王子工業団地に通ずるバイパス道路に、循環バスを走らせようの運動が始まりました。日野台一丁目から二丁目、新町二丁目、五丁目、八王子石川町、北八王子工業団地、各会社等の署名をいただき、東京都バス自動車、都議会並びに日野市議会、各自治会の有志の方々と陳情請願等を行い、さらに日野市当局の関係部課長等の方と新宿京王電鉄本社並びに八王子営業、または西東京本社に出向き、何回かお願いに行ったこともございます。そこで11月の18日午前８時より、ミニバスが運行開始ができました。そのことにつきまして理事者側、市長並びに部課長並びに職員の方々、または議会議員の皆様方に御協力を得まして、運行が開始されたということでございます。感謝とお礼を申し上げます。

本題に入ります。道路の危険を防止し、交通の安全上、防災上の点から支障のない状態を確保し、交通安全等を図り、道路を効率よく使うためにいろいろな面において怠りなく道路を整備を行い、安全性を欠くことのないように状態にしておくためには、道路

を拡幅し、空地があればその空地を買い上げ、道路を能率よく安全性を絶えず心がけなければいけない、これが基本でございます。

これから寒くなると道路、または歩道につきましては朝夕路面が凍結し、地域住民に迷惑をかけることになり、例えば道路の設置や管理上安全性を欠くことのないような状態にあってしかるべきであろうかと思います。そうして交通上損害が出たときには、道路管理者、公共団体が賠償する責任が免れないことになっているようでございます。ごく一般的な考えでございますけれども、日常我々がなくてはならない生活に密着している生活道路、朝夕交通渋滞が続き、さらに車優先となりがちであります私たちの地域につきましては、通学、通勤等にも迷惑をかけ、それに犠牲者もたびたび重なっている現状でございます。生活道路といえども、地域住民も生活している以上、生活環境、人間優先に考えていただき、安全を保つため、私、これからの質問とする場所については、日野台第三小学校前の歩道橋の下に、変則的な五差路に対し、信号機の新設をお願いすることであります。

この信号機の新設につきましては、バイパス通り、２カ所お願いしたところ、１カ所につきましては昭和５６年、日野台二丁目１４番地先の矢島渡様の前のところに新設していただきました。１基でございます。その後の場所につきましては、いまだ新設がなされておりませんので、再度お願いすることでございます。また何人かの議員様の歩道橋の下の信号設置につきまして、何人か取り組んでおられることと思います。

最初のころは歩道橋があるから無理だということで、取り上げていただくことがなかなできなかったことでございます。例えば歩道橋は人が歩いて横断するのに利用することとなっているが、足が悪い方、また自転車を使用する方、歩道橋が無理なことでありましょう、ということでございます。それに伴いまして、ぜひ信号機を設置お願いいたしたいということでございます。これが１点でございます。

次の質問でございますけども、日野台二丁目から日野台四丁目に通ずる通学通勤の歩道の整備でございます。歩道の幅員が広いところでは約１メーター70から１メーター80、狭いところでは１メーター50ぐらいでございます。車道は約５メーター80ないし６メーター20ぐらいの幅員でございます。通勤の方は自転車が、通勤に非常に車が激しいところでございますので、どうしても歩道を利用することになります。そのために歩道を利用する方が多く、自転車の場合は危険でありますので早急に改善策を考えていただきたいということが、２点目でございます。

３点目、日野駅都道ですね、165線の歩道の整備でございます。左側の用水路の上に

歩道が設置されておりますが、歩道の改善でありますが、通勤通学の方たちが冬になれば歩道面が凍結して、交通が危険であります。昨年12月ごろ応急措置で砂を歩道にまいて、措置がされましたが、その砂が店頭に入って困ったということも聞いております。また寒くなって凍結した場合、市民に御迷惑をかけることになりますので、また歩道の手すり同様老化しておりますので、重ねて改善策についてのお考えをお尋ねさせていただきます。以上、３点についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　まず第１点目の第三小学校陸橋付近の信号機の設置をお願いしたいという御質問でございます。お答えを申し上げます。

御指摘の場所については、過去数年来問題になっておりまして、市といたしましても交通管理者であります日野警察署に対して設置要望を提出したという経緯がございます。平成３年度に入りましてから、日野警察署の上申に基づきまして、警視庁の規制担当が現地調査を数回にわたり行っております。変則的な、先ほど御質問の中にも出てきたように、あの場所については変則的な交差点ということで、五差路でございまして、第三小学校前の通りから、これは幹線で申しますと、幹線市道１の17号線でございますけど、こちらから日野自動車の東側の市道Ｆ８号線のところの場合は、道路の幅員が非常に狭く、日野台一丁目地区にある工場等へトラック等の大型や車両が進入する際に、交差点付近での処理ができないというのが現状でございます。

また信号待ちの停車帯、これは我々の方ではたまり場というふうに言っておりますけども、この停車帯が必要であるということが、この現地を見た中で規制官の方の要望としてこのような判断が出まして、市に対して道路の拡幅の必要性があるという要請が現地でございました。これらに基づきまして市の方といたしましても交差点付近の土地所有者に対して、拡幅の協力について交渉を進めてきましたのですが、その地主さんの方で、その土地の利用計画がありまして、そこに拡幅をするということになりますと、支障があるということでこの交渉も今難航しているというようなところでございます。

またそのそばに国有農地がございまして、これらの取得についていろいろの制約がありますけども、こういう中でも道路拡幅が非常に厳しいというのが実態でございます。これだけで済むことでございませんもので、今後関係機関とも協議を継続して、実現を図るということに努力していきたいと思っております。

それから２点目の問題でございますけども、これについては日野台二丁目より四丁目

に通ずる通学路の整備をお願いしたいという御質問でございます。お答えを申し上げます。御指摘の場所については、日野台二丁目から日野台四丁目へ通ずる幹線の名前でいきますと、市道１の10号線でございます。延長については約420メートルでございまして、道路幅員については約７メートルでございます。この７メートルのうちに平均1.5メートルの歩道が設置されているというのが現状でございます。この歩道については、日野台４丁目、５丁目の児童が、市の第三小学校に行く通学路にも利用されております。現在の道路幅員では歩道を拡幅するということは非常に困難でございます。この隣接地のところには、東側には法面もございまして、こういう法面を買収または借用等の方法で拡幅すれば、基本的にはできるというふうに思っておりますけど、いずれにしてもこういう土地の交渉なり、いろいろの問題ありまして、時間がかかるというふうに思っておりますので、当面の措置といたしまして、現状の中で現在東側の方のところは側帯がしいてありますけども、そこの部分が非常にへこみが多いというようなことで、これらの段差を当面の処置として解消したり、また道路正面に雨が降りましたら、その排水等のものを技術的に検討して、その上でこの当面の処置をしていきたいというふうに考えております。

それから最後の御質問でございますけど、日野駅より新町、栄町に通ずる都道169号線の左側の用水路の上に歩道並び手すりをつけていただきたいという御質問でございます。この御指摘の場所は都道169号線でございまして、その歩道でございます。これは日野駅付近より市立日野保育園の入口よりは、既に道路管理者がいます東京都が改修済みでございます。御質問の場所はそれから西側になると思いますけども、これは栄町五丁目にかけて、管理者であります東京都南多摩建設事務所補修課に既に市の方から再三となく、この改良日時の要請をしてあります。その後東京都は地元の説明をことしの11月26日に地元説明会をしてあります。現在東京都の方の予定では、この工事については年内に発注に向けて、今設計を進めているところでございます。この区間は延長約200メートルでございます。詳細に申しますと、この区間は日野保育園の入口から、栄町四丁目の信号がございます、これは第三小学校の方に通ずる道路の入口でございますけど、そこまでう平成３年度の工事として、今現在設計を進めているというところでございます。

なおそれより西側になりますけど、上流部分になりますけども、これについては道路管理者の方では引き続き平成４年以降に工事を進めたいということで予定が立っております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　　ありがとうございます。

今、第三小学校のところの信号機の設置につきましてはいろいろと検討がされているということでございますけども、これは今答弁の中で部長から民地の方は計画があって、することができないと、譲ることができないという。そうしますと今度は反対側の、これは都の財務局ですか、それとも国の用地になっているのか。これはたしか日野のものではなくし、もともとは日野自動車さんの用地だというふうに聞いておりますけども、このところの場所ですね、何とか話し合いの方向を変えまして、ひとつ何とかならないかなという気も私はするのですけども、この辺のところをできましたら、難しいことだろうと思います。変則的な道路でございますから、そこへウエテ歩道橋もあります。ただし歩道橋のあとに、これ若い方とか、子供さんとかいうことで利用してますけども、ほかの年寄りとか自転車を利用する方は当面これは利用することができませんので、できましたらひとつ何とか早急に話し合いをしていただきまして、改善にひとつ努力してもらいたいと、こういうふうに考えます。

それから二丁目から四丁目に通ずる通学道路、また生活道路とでございますけども、このところの場所はことしの11月の18日に、ミニバスが通るのも道路が狭くて、急遽変更したというような道路でございますので、ここも大変なことだと思います。そして私特に歩道の整備ということで申し上げておりますのは、結局あそこはU字溝のふたがかかっております。自転車、そしてまた歩いてもガタガタしてとても歩くのにはまあまあということになっていても、自転車なんかでも、とても自転車に乗っては通れませんから、どうしても通学道路の歩道を……せなければしょうがないということです。私はあの点二，三たまたま自転車で転んでけがをしている方も見ております。ですからこれは私自体がこういうふうにしてお願いするのではなしに、地域住民の方から、早く改善していただきたいとの、要望もございますので、できましたらひとつ早急に取り組んでいただきたいと、考えます。

3点目でございますけども、日野駅から都道の、私169と思っていたのですが169ですね、ここのところの用水の上に鉄骨で組み立てた歩道がございます。この歩道を利用するのがとても多い方が利用しております。ここにおられる部長さん方もみんなそれう利用しておられると思います。そういうことでございますので、できましたら、1回通っていただけばよくわかると思います。そういうようなところでございますので、特にあの商店のところですか、今言われました日野保育園の入口から、新町の三丁目になりま

すか、信号のある、あの区間が日陰になりまして、朝晩は氷ついて滑るということで、昨年は砂をまいて実は一時応急手当てをしていただきましたけども、その砂がいつの間にかどこかへ行って、そして店頭の中にも砂が入りして迷惑をかけたということになっておりますので、できましたらこれもひとつできるだけ早く取り組んでいただきまして、お願いしたいということでございます。

この3点につきまして、要望して質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　　これうもって13の1、住みよい街づくりをめざしての質問を終わります。

一般質問14の1、青少年の市民要求実現のために努力をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　　一般質問をさせていただきます。

日本共産党市議団は、この夏から秋にかけまして、住民要望を個人や団体から承りました。それらを11月末148項目、数百件にまとまして、市長に提出をいたした次第です。ぜひ来年度、新年度予算で、住民要求解決の方向で、これう生かしていただきたいというふうに思っております。その中から4項目を取り出しまして、きょう一般質問をさせていただきます。

青少年の市民要求実現のために努力をという通告でございます。青少年というと幅が広いわけでして、青年が10代の後半から30代の初めまでといいます。少年は小学生から18歳まで、あるいは少年法だと19歳までと、こういうことになっておりますので、要望も多面的にございます。その中からきょうは三つだけ質問をいたします。

青少年を取り巻く現状というのは、今非常に深刻であります。日野市教育委員会が出している、「窓辺」という日野の教育の小冊子があります。その中に小学校の児童が作文を寄せております。「生活について」というものであります。「この前の家庭科で生活調べをしたとき、家族団らんでいる時間がないことを発見した。新しいことも発見した。父の帰りが前よりも少し遅くなっていることだ、ということで、家族でいろいろ相談をしたり、この子供が提案をして1カ月に1回はみんなで外に遊びに行くというのが実現しないかと。どうすれば父親と一緒にいられる時間がふえるか、今家で相談中だ」と、こういうのが発表されております。こういうような家庭の状況。

また親たちの状況も厳しいわけです。過労死の問題が大きな問題になっております。

きょうの赤旗に、イギリスの新聞などのことが紹介されております。イギリスのインディペンデントという新聞に、９日付で出たそうです。「過重労働は、日本人さえ死に至らせる」と、こういう見出しで日本の過労死の問題を取り上げ、これが欧州に及ぶことを恐れるということの記事が出たそうでございます。

また同じ新聞で取り上げられた、日本の上畑鉄之丞博士の調査結果というのがブリティッシュメディカルジャーナルというのに発表され、それをこの新聞が取り上げたそうでございます。「日本の労働者の約45％は、週50時間以上働き、その４分の１は月に30時間以上の超過勤務をしている。心臓発作や卒中などの突然死とされる過労死は、長時間労働が最大の原因だ」と、博士がイギリスの雑誌に書いておられる。これが日本の実態だというふうに思います。そのほか、国会で日本共産党の上田耕一郎参議院議員が取り上げた件は、富士銀行の不払い労働の問題です。銀行の場合では月100時間の残業はざらだということです。残業代は20時間で打ち切りが一般的だと、これは富士銀行の例を取り上げているわけです。不払いが年間100億円と、富士銀行だけで、こういう状況が取り上げられまして、その後一定の銀行では残業代をもっとたくさん支払うようになったという変化が起こったということが国会で取り上げられております。

また最近では立川グラウンドホテルで東京都の主催でシンポジウムがありました。都の労働経済局が主催したものです。「ゆとり創造シンポジウム西東京大会」と、ここでは座長役の藤井朝日新聞論説員が日本の長時間労働、サービス残業などを外国から見て理解できない七ふしぎということで、問題提起をしたそうでございます。そしてこのことに対して労働運動側ということで、鉄鋼労連の委員長が日本的労使関係を日本たたきに使う外国の経営側の外圧論だということで、時短に取り組んでいるのだということを述べられたそうですが、この方に対して、またフリージャーナリストのロンソン・由美子さんという人が過密労働を取り上げて、鉄鋼労連の委員長が1,800時間達成ということの数字を言っているけど、問題はそんな数字あわせではないと、男も女も子育てができ、人間らしく働ける労働形態をどうつくるではないかと切り返したということも、記事としてある新聞に出ております。こういう大変な今家庭の状況にございます。

そしてまた子供たちを取り巻く、青少年を取り巻く状況は本当に厳しいものがいっぱいあるわけでございます。きのうあたり新聞に報道されましたとおり、大学生の年間支出、私立下宿組みは214万円になってきたということであります。すねをかじるのもかじられるのもつらいなあというのが、方々の新聞に出ておりました。

こういう状況に加えまして、今の自民党政治の腐敗、退廃ぶりは頂点に達したかのごときところになっております。日本の総理大臣はリクルートの疑惑がいまだ晴れない。うそを何回もついている。また３点セットという資料が出まして、これがまたうそをつくことになるのではないかとマスコミは取り上げている状況です。こういう政治の世界を見る青少年の気持ちも複雑であろうというふうに思うわけです。

その上食品の問題が大変になってまいりました。そういうことでこれは12月10日新聞紙上に発表されましたが、文部省では18年ぶりに健康診断の内容を見直すのだというような記事も出たわけであります。そして次に取り上げる大気汚染、これも大変な状況になってきております。また外食詰め、塾通いで間食をするなどということで、大変な青少年の状況が出てきております。そういう背景の中で、青年たちが健康で安全に、そして夢を持って成長していけるために、日野市でできることの二，三をどうかということで市に要望兼ねまして、質問をさせてもらいたいと思います。

第１点は、アマのロックバンドなどに対する自治体としての援助の問題でございます。私たちの自治会では夏祭りというのを盛大にやります。この中でなるべく中高生とも交流をしようということで、いろいろのことを努力しているわけです。太鼓をたたくセミプロくらいの近所の方々にたたいていただいておりますが、これにブラスバンドとか、アマのロックバンドなんかに入っている中高生を集めまして、太鼓をたたく協力をしてもらいましたところ、さすがにもう数十分で上達をいたしまして、大変な協力をしてもらいました。こういう青年たちの声を聞きますと、アマのロックバンドなどに入っていきますと、なかなか練習する場所がないということでございます。友達の関係、そのバンドのメンバーの関係で池袋あたりまで行って、商業的なところで練習をしたりするそうでございます。大体２時間単位でそういう会場を借りまして、一人の生徒、高校生ぐらいで1,000円から2,000円を負担をして、そして２時間の練習をする、こういうふうにしてやっているということです。このほか音楽という点ではオーケストラに入っている人もおりますし、単独でさまざまな器楽を持って練習をして、将来芸術家を目指す人たちもおります。しかしその演奏する音が騒音ということで、いろいろの方々に近所で迷惑をかける。思い切って練習をする、しかも安いところ、あるいは無料の場所が欲しいというのが彼らの、彼女たちの要求でございます。

この点でひとつ日野市の公共的な場所を解放もしていただいているとは思いますけれども、独自のこういうジャズやロックのバンド、青少年の夢、そして将来に対する希望、またエネルギーの発散、そういうことで非常に私はいいものだというふうに思います。私も種々こういうアマのロックバンドというのをいろいろなところで聞いたことがござ

いますが、非常に真剣に真面目に伸び伸びとやっておりまして、本当にこれは青春にとってすばらしいものだというふうに思うわけです。そういう点で日野市の独自のそういう会場を、今後青少年センター的に建設をしていただく。そこに若干の楽器なども置きまして、思う存分音を出せるというような場所をつくっていただければいう思いでございます。

２点目は中学生のことについて１点、質問、要望したいと思います。それは最近中高生の学校内の事故死、その中で突然死がふえているという日本の傾向でございます。昨年度は107人の子供が全国でなくなったそうです。そのうち小学校は23人、中学、高校が書く38人ということであります。そして突然熱が上がったり、息が苦しくなって死ぬ。大抵は運動の練習の後などでございます。これらについては専門家のいろいろ意見なども出ております。その中でやはり健康診断をよくするということが、最も身近にできる解決策ということになるのではないかと思います。むろん先ほど言いました青少年を取り巻く背景を抜本的に解決しなければいけませんけれども、対症的な療法としてそれを行う。例えば心電図検査などをもっと行うということが必要ではないかというふうに思うわけです。あるいはまた学校の先生に心臓マッーサージとか人工呼吸、こういうことがかなりできるようにマスターをしてもらう。こういう先生たちも養護教諭、その他いらっしゃると思いますけども、そういうことなども努力をしていくということによって、こういう突然死というのが防げるのではないかと思います。日野市でもそれに近いことがあったかというふうに思いますが、突然死といったかどうかはわかりませんけれども、そういう日野市、東京などの実態もおわかりであればお聞かせをいただきながら、今後そういう面で対策をとっていただきたいという点でございます。

第３点目は、高校生の奨学金の問題でございます。高等学校等に対する生徒、学生の奨学金というものが今条例で交付されております。月5,000円です。この利用の現状、また利用している人たちはもちろん感謝していると思いますけれども、先ほどありました学費の値上がりの中で、大学に次ぎ、高校も大変なものでございます。そういう中で月5,000円というものがふさわしい金額かどうかということになってまいりますので、この辺について今後日野市はどう考えているのかという点を質問をいたします。私としてはこれはやはり増額してあげるべきではないか、こういうふうに思うわけでございます。以上３点お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁う求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の今後の施設の考え方ということでございますので、私の方からお答えしたいと思います。

特にロックバンドの関係でございます、今後専門的な練習施設をという御要望でございます。確かに多くの各市民からの数多くの要望のある中で、ロックバンドだけの専門的な施設は可能であるかどうかということにつきましては、これからの課題というふうに受けとめておりますが、現行の中では各公共施設、ロックバンドのみならず、ほかのやはり音楽に対する練習場、この不足はあるように感じております。しかしその中でも一部公共施設を充てるという現状もあるわけでございます。しかし今御質問の中では、ロックバンド専門の練習施設ということでございます。今後公共施設を考える場合の中で、担当部との調整も当然図らなければいけないと思っておりますが、そういう中で専門にはいかないと思いますが、すべての楽器を使った練習施設、いうなれば公共施設、公共的な設備、防音的な設備をすることによっての騒音の問題は解消できるわけでありますので、今後のやはり課題として今御質問の要旨を受けとめておきたいというフウニ考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　御質問の２点め、３点目についてお答えいたします。日野市では過去10年余りの間に発生した事故といたしまして、学校管理下の事故でございますが、２件ございます。１件は昭和56年に小学校の５年生の男子生徒が移動教室先で、死亡したものです。これはぜんそくの持病があったと、主治医の判断のもとに十分な配慮をした上で参加したわけですが、宿舎から救急車で病院に運ばれたものの、ぜんそく重咳発作で亡くなっております。

もう一件は昭和57年に奨学３年生の男子が体育の授業で、1,000メートルの持久走中に倒れまして、救急車で病院に運ばれて、手当てを受けたわけですが、亡くなったと。これは解剖の結果、胸腺肥大と副腎皮質障害による急性心臓死というふうに判断されております。そのほか、学校管理下ではございませんが、最近中学校３年生の男子生徒が未明に、朝方ですね、自宅で倒れまして、救急車で病院に運ばれました。手当てのかいもなく亡くなりましたが、死因は心筋炎という病気によるものと診断されております。学校では定期健康診断やその他の健康診断をもとに、指導の充実を図るとともに、各家庭からの情報をもとに協力して、児童・生徒の健康を安全指導に努めているところでございます。定期健康診断の一つとしては、心臓等の内科検診のほか、小学校１年生と中学校１年生全員を対象に、心電図検査を行っています。心電図検査では精密検査を必要

とする児童・生徒について、心音図検査も実施し、さらに保護者、学校医、養護教諭の立ち会いものもとで専門医の指導を受けています。他の学年の児童・生徒で過去に精密検査を受けている場合は、心電図検査や専門医の指導を受けています。

また学校では学校内研修の一環として、教員が人工呼吸や心臓マッサージなどについて研修したり、各学校で緊急時の対応を明確にするなどに努めています。風邪の症状のような健康上留意しなければならない場合の対応など、日ごろの健康管理を進めることが大切であるというふうに考えて対応しているところであります。養護教諭が各種の資料をつくり、教職員の理解を深めるための工夫をしております。

御指摘の中学生の突然死の予防対策として、このような各種の定期健康診断や、水泳指導、または宿泊的行事の前には、学校医等による診察、それから教員の研修、各家庭での協力、教職員の理解を深めるための工夫などを行っております。今後この突然死の予防対策についてはさらに研究をして、対応をしていきたいというふうに考えております。

続きまして奨学金の増額をということでございます。今、高等学校、または高等専門学校等に進学または在学して、経済的な理由で就学が困難な者に対して、就学上必要な資金を支給するということでこの月額5,000円の奨学金を支給しておるところでございますが、応募者と受給者の状況は、平成３年度ではおのおの103人と90人で、ここ５年間ほぼ似たような状態が続いております。ちなみに日野市と同じ変化を要しない程度を持つ他市、18市がございますが、都の比較を見ますと、応募者数では日野市は上位から２番目ですが、奨学金の額では平均を下回っております。

現行の奨学金の額は61年度に改定されて以来、６年間据え置かれております。この間社会、経済情勢も変わっておりますので、奨学金の額について増額のことと、またこの申請の手続きの面でも一部改善を要するところがあるではないかということで、この点について一層制度が充実するようには検討を進めているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

要望して第１問目は終わりたいと思います。このロックバンドのことは、ロックバンドだけ専用のというふうに受け取られたようですけど、そういうつもりではないので、広く音楽という意味も含めておりますので、御理解いただきたいと思います。特にロックバンドの場合はすごいパワーがありまして、そのチームによりましては思い切って演奏をする、そして自分の意思、最近は社会問題にまで歌詞や音楽でタッチしていこうと

いうアマのロックバンド、高校生のロックバンドもそういう傾向がたくさん出ております。そういう点で思う存分できる場所をやはりつくっていただくということが必要と思いまして、質問、要望したわけであります。

現在も七生公会堂、あるいはまた生活・保健センターの極めて狭い締め切った部屋ですけど、そういう場所とか、一部ありますけども、多面的な今の青少年のバンド結成の動き、また個人的な器楽の練習、こういうことからいくとまだ不十分だと思いますので、積極的な計画をしていただきたいと思います。日本全国ではそういうために自治体が前向きの姿勢を取っているところも出始めているようでございます。要望いたします。

それから中学校の身体検査の問題ですけれども、これも今小学１年と、中学１年が心電図ということでございました。私素人ですので、よくわかりませんけれども、あるいは中学２年、３年でも毎年１回は心電図の健康診断を行うということなども予防につながるのではないかと思います。９月、私も知っているある中学校の生徒が亡くなりました。これは本人も痛ましい、前途ある人がかわいそうでありますが、取り巻く生徒たちもショックを受けて、いろいろの心配もふえたりするし、また教育上もさっきおっしゃいましたようなこのいろいろな練習をするに当たって、あらぬ心配までしなければいけない状態も出るかもしれませんし、そういうためには予防ということが大事だと思いますので、ぜひ来年度から検討していただきたいと思うわけでございます。

それから奨学金の件ですが、これ渡しっ切りという点が、日野市の一つの特徴があります。ですから無限に高額にするということはできないかもしれません。しかし地方の都市ですけれども、月数万円を支給し始めたところもあります。これは家庭状況に応じてでございますけれども、さまざまな工夫が今なされておりますので、例えば貸し付けであれば相当多額なものを出して、無利子にするとか、渡しっ切りであれば、ある程度まで伸ばすとか、そういうことを柔軟に考えて、みんなが利用しやすいようにしていただきたいと思うわけです。

また手続きの点についても、今条例では生活保護基準の、需用額の基準の120％というようなことになっておりますけれども、その辺の問題とか、それから年間３回交付するときの交付のスタイルといいますか、そういったものもいろいろ工夫をしていただけば、もっともっと困っている家庭は多いので、利用者がふえるし、市民も喜んでくれるしというふうに思います。以上、３点を申し上げましたけれども、こういうことが進むことによって、私は青少年が自治体に対する関心を深めることにもつながるし、また日野市をふるさととして、大切に思って人生を将来につないでいく、そういう方向も出て

くると思いますので、ぜひ実現方強く要望いたします。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の１、青少年の市民要求実現のために努力をの質問を終わります。

一般質問14の２、道路の排気ガス悪化に対策をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それではNO_2その他の汚染が悪化してきたという状況を踏まえまして、一，二質問をさせていただきたいと思います。

環境庁が11月の29日に、90年度の大気汚染測定調査結果を発表をいたしました。それによりますと自動車の道路沿いで、一般住宅地のいずれでも二酸化窒素、NO_2の環境基準、0.06ppmを達成できなかった測定局が昨年よりも増加し、最悪の状況だということでございます。これも環境基準をそれまでの1970年代、0.02ppmから0.06ppmへ、1978年緩めたわけですから、こういう中での測定で、こういう結果が出ているわけでございます。

また発がん物質を含む浮遊粒子状の物資についても、粉塵ですけれども、この環境基準も達成率が大幅に悪化してきているということです。大気１立法メートル中0.10㎎が環境基準になっております。これを達成できなかった測定局の割合は、カイガスの測定局で前年度の62.8％から78.8％にふえたということです。

一般測定局では34.8％から56.1％へと高くなってきているわけであります。そういう中で日野市の現状、東京都の現状をお聞かせいただきたいし、また今後の市としての考えがあれば、お聞かせいただきたい。特にこの排気ガスを規制していくという点で、自治体が一定のやはり努力をすべきだと思いますので、そういう点についてもお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。日野市の実態表というのは一応いただきまして、若干東京都全体などよりは低い基準になっております。しかしこの測る場所とかいろいろどうなっているのかというような点なんかもありますので、それは再質問をするかもしれませんけれども、答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

道路の排気ガス悪化に対策をという御質問でございます。ただいま御質問にございましたように首都圏の二酸化窒素によります大気汚染は、これまでにも国や自治体におきまして、工場や自動車に対する窒素酸化物削減対策を講じてきたにもかかわりませず、

近年著しい自動車の交通量の増大によりまして、まだ改善されない傾向が見られます。大変厳しい状況にあります。その主な原因が75％の部分につきましては自動車の排出するガス、つまり自動車の排気ガスと言われております。ちなみに首都圏での自動車の保有台数はここ10年間で、1.5倍にもふえております。ただいま御質問にありましたまずNO_2の実態ということでございますけれども、私ども大気汚染の測定につきましてはまず二酸化窒素、NO_2の測定を市内21カ所で実施をいたしております。測定方法といたしましては、簡易二酸化窒素測定器、つまりフィルターバッチというものでございますが、これを用いまして24時間実施するものでございます。測定する場所といたしましては、市内21カ所、そのうち道路沿いに14カ所、その他の場所７カ所で実施しております。

測定の結果でございますが、最も最近では本年８月22、23日にかけて実施いたしましたけれども、全部の平均濃度は0.017ppmということになっております。道路沿い14カ所だけの平均濃度をとってみますと、0.017ppmということでございますので、いずれも環境基準0.06ppm、質問者の方からおっしゃられましたppm以内ということでございます。

それから粉塵でございますけれども、粉塵につきましては本市では現在のところ測定はいたしておりません。東京都が現在日野、八王子、立川、多摩、それぞれの測定局で実施をいたしております。その結果日野では新町１の13、姥久保都営の団地内でございますけれども、ここでは0.062ミリグラム立方、つまり１立方メートル中に0.062ミリグラム、年平均でございますけれども、これが平成２年度の測定値となっておりまして、基準は0.1から0.2ミリグラム立方でございますから、この範囲内に入っているというふうに考えております。ただこれからの対応ということになりますと、この大気汚染につきましては、やはり広域な行政と言いましょうか、これは首都圏、特に東京含めまして、東京、神奈川、埼玉、千葉、それから川崎市、横浜市、これの６都県市、これらが共同いたしまして、自動車の交通量対策を実施しています。その内容は対策実施地域を指定いたしまして、自動車を使用する事業所、あるいは自動車利用の抑制、あるいは最新規制適合車への買いかえなどを要請するような対策を講じております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　日野市の測定状況というのは、今部長がお答えいただいたとおりであります。測る場所など、測定する場所を見てみますと、私が一番多いなといつも通るところで感じるのは、例えば七生交差点あたりでやるといいなと思うのですけど、

これは七生公会堂の方で測定をするというようなふうに、例えばなっていましたり、それから甲州街道沿いの若干交通量が少ないところ、あるいはちょっとへっこんだところとか、引っ込んだところ、こういう場所での測定というのがいろいろ地図で見ますとありまして、やはり道路沿いに住んでいる人たち、あるいはそこを歩く人たち、こういう人たちから見ると実際の感じと、この日野市が測定した昨年の測定結果とのずれを感じるような気もいたします。もちろんいろいろ工夫して測定、あるいは測定しにくい場所もあるでしょうから、できる場所でやられていると思いますが、この辺についてももっと自動車の排気ガスが直接出る、それを最も受ける人たちの立場に立って測定をしていただくことが必要ではないかと一つは思います。

それからまた粉塵の方ですが、これは東京都が測定したもので、日野市は１カ所だけ出ております。0.062という数字が出ておりますが、これは三多摩の測定の中で一番高い測定値が出ております。そういう点でこれも警戒を要する問題ではないかというふうに思うわけです。これらの排気ガスの濃度が高まってきたということについては、部長も大変深刻な状態ということを答弁をされたわけです。今まで議会でもいろいろの一般質問が今回も行われました。この中でやはり一極集中、農地を取り上げる、緑がなくなる、こういうことも私は排気ガスや粉塵の濃度をふやしていく方向に大きく根本的には影響している政治の動きだというふうに思っております。

東京民報という新聞がございますけれども、これに私たちの古い同僚であった方が発言をしておられます。「宅地並み課税なんてとんでもない」と、これは奥住元日野市議会議員の発言なんですけど、「政府は口を開けば東京一極集中を分散すると言いながら、この東京に住宅開発をして、まだ人口をふやすという。宅地化したところで、今の地価ではサラリーマンは買えない。大企業などが買い占めるだけだ。日野市は地元の野菜を学校給食に利用し、子供たちもおいしいと喜んでくれる。」こういうことで政府に対してこんな農政は「ノー政」だというんで、談話を寄せていただいておりますが、こういう状況が根本的には大気の汚染をもたらすものに一つなっていると思います。

それからもう一つはこの臨海副都心の問題です。臨海副都心の計画が進んでおりますが、このことによってまた一層排気ガスが高まるということが、専門家によっていろいろと叫ばれている状況になっております。都議会の臨海開発の特別委員会が11月20日、参考人を呼んで意見聴取を行った。このうち４人中３人が開発計画の中止、大幅見直しを主張しているということであります。そしてその中で特に大気汚染を周りにふやす、またもちろん臨海副都心の中にもこれを閉じ込めてしまうということで、鋭い摘発があ

るわけであります。

こういう政治の方向というのもやめさせなければ、私たちの大切な空気をきれいに守っていくことはできないわけです。そういう点についても今後自治体は相当目を向け、気持ちを引き締めて行動していただきたいというふうに思っております。

いまひとつの調査なんですけれども、民間団体でも調査を行っております。私のうちでも数回やったことがあるのですけど、ことしの６月６日、新日本婦人の会など、婦人団体も参加している大気汚染測定運動東京連絡会というのが一斉測定を行いました。これは都内全域の２万1,820カ所でNO_2の平均濃度を測定をして、平均が0.04ppm、昔の基準だと基準を２倍上回る悪い結果が出ているわけであります。そして同時に排気ガスの強い地域の健康調査などもされておりますが、その結果も出ておりまして、肺機能が劣る。また動物実験でディーゼル車の廃ガス中の微粒子に強い毒性物資が含まれ、肺に入ると重い呼吸器疾患なども起こすと、これはマスコミも取り上げているわけでございます。

こういう点で今後、部長も触れられたと思いますけれども、ディーゼル車の排ガス対策や、車の総量規制などの抜本策が求められているわけです。自治体にもそういうことで運動をしろという住民運動なども、今後関係がされてくると思いますけれども、そういう点で、私は自治体がこういう問題にもっともっと取り組んでいく。ただ測定するだけではなく、地方自治体の権限を生かしていろいろと行動をしていく、こういうことが望まれるというふうに思うわけでございます。

そういう点で日野市の、自治体としてもう少し日野市内の企業に対してもＰＲをするとか、あるいは立ち入りをしていろいろの調査活動をするとか、そういうこともしてもいいのではないかというふうに思うわけです。以前、公害対策特別委員会がありまして、企業等に行きまして調査をしたこともございます。そういうことをすることが世論を高め、排ガス規制につながっていくと思いますので、そういう点で答弁があれば、もう一度お答えいただきたいと思います。一つは測定の場所なんですけど、今までのやり方が東京都平均よりも日野市が低い、これは結構なことなんですけれども、測る場所がどうなのかという点です。この市民団体による測定結果は日野市は、幹線道路の付近は0.042という平均が出ました。また日野市全体では0.036という平均が出ているんです。日によってもちろん違うわけですので、違う結果が出ますけれども、日野市の0.01というような平均値に比べますと、随分高い平均値が民間団体では出ておりますので、その辺も研究していただきたい。また日野市独自の規制に対する報道をしてもらいたい。その点

で答弁があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　まず測定の場所でございますけれども、この排ガス汚染でございますが、この原因が自動車の交通量が大幅に増加しているということ、いま一つは最近交通渋滞によりまして、平均速度が低速になっている。こんなような原因が分析されているわけでございます。そういう中で私どもが指定いたしました場所は比較的甲州街道沿いでは渋滞の多い日野の図書館の前、あの辺が常時渋滞がございますので、あそこを測定の場所といたしました。御指摘のように確かに日野で一番高い数値といいましょうか、基準内でございますけれども、0.026という数字が出ております。これらの測定の場所につきましては、確かにこれですべて網羅しているということではございませんので、さらに研究を加えていきたいというふうに思っております。

それから２点目の日野市独自の規制はどうかということでございますが、内容をよく勉強させていただいて、研究をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　２点目の方は大分トーンが下がりますので、もう少し強い姿勢で前向きに取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。勉強していると時間がたってしまいますので、ぜひ日野市独自にできることは何なのか、これをしていただきたい。また粉塵の調査についてもいろいろ予算の点や機械の点、スタッフの点、いろんなことがあるかと思いますけど、こういうことも市であと数カ所調べるとかすれば、さらに日野市の実態がわかると思いますので、そういう点でも今後の努力をお願いいたしまして、この件の質問は終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の２、道路の排気ガス悪化に対策をの質問を終わります。

一般質問14の３、中高層住宅に住むお年寄りのために手すりのとりつけをの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それではお年寄りの階段の上り下りの問題を取り上げまして、質問をいたします。

私自身は公団住宅の５階建てに住んでおります。そういう関係もありまして、自治会運動にも参加し、家主である公団にさまざまなお年寄りへの対策を要望して、この十数年来頑張っているところでございます。この中で住民の方から私にも、ぜひ市会議員としても頑張ってほしいというお手紙をいただいたりしましたので、この件を取り上げるわけでございます。

日野市の方も高齢者に対してはさまざまな努力をされております。全国一といってもいいぐらいの調査活動、施策を進めていらっしゃると思います。その中で日野市高齢者生活調査報告書というのも出ましたし、また日野市の高齢者福祉施策の体系化についてという答申も出ました。

またそのほかにも最近ではことしに入りまして、日野市地域高齢者住宅計画についてというのが出ました。それから同じく日野市地域高齢者住宅計画書というのも発表されました。高齢者在宅サービスセンター設置検討対象団地ということで、その一覧表もこの答申書の中に出ております。13の公的な団地、中層住宅等が明らかにされているわけでございます。

それから今後の方向としては、どういうふうに工夫するかということでいろいろ出てます。その一例としては、階段のない生活を確保し、地についた生活が可能で、往来の人々とのコミュニケーションも容易である。また機械的な設備も特に必要なく、安全を確保できるような配置方法、こういう住宅を今後考えなければいけない。一棟にまとまっていることから、管理、生活相談等が容易で、建物も特殊な設計を集約でき、人の動きについてエレベーターを設置すればよく、合理的である。私たちの周りの住民からも、中層住宅にもこれからエレベーターをつけてくれという要望も強いわけです。しかしきょうは最も簡単な階段に手すりをつけていただきたい、そういう運動を日野市も起こしてもらいたいということで、要望をいたすわけでございます。

もちろんそれぞれの公共住宅、民間住宅には家主さんがあります。これはそこの住民が直接家主さんと交渉して、解決するというのが第１だというふうに思います。しかし日野市もこういう高齢者住宅の計画を持つ以上、そういう家主さんの間に仲立ちとして入っていただきまして、手すりをつける運動を進めていただきたいと思うわけです。

今公団住宅等では、市営住宅もそういう努力をされておりますが、お年寄りを１階に移すということももちろん行われております。しかしいろいろお年寄りの意向を聞きますと、今住んでいる部屋から動きたくない、ここがいい、３階がいいと、こういうようなことでおっしゃる方も多いわけでございます。そしてできれば手すりなどをつけてもらって、在宅で生涯を、今住んでいる団地やマンションで、アパートで過ごしたいんだと、そういう意向の方も多いそうでございます。

そういう点で私は手すりをつけることによって、在宅で――在宅ケアも充実しなければいけませんけれども、自力で頑張っていくお年寄りがやはりふえていくのではないか

と、そういう観点から質問をいたしたわけでございます。幸い住宅公団の方は、住民運動にこたえまして、階段への手すりの設置という方向を打ち出しました。日野市の団地でもそれに適用する建築の形態があればつけていく。またそれに近いところも工夫をして、なるべく手すりをとりつけるようにするという方向が出ております。

きょうはひとつ市営住宅の４階建て、５階建ての中層住宅についての市の今後の考え方、そういうのも含めまして、他の公共住宅、民間住宅の階段の手すりということについてお考えがあれば、担当からお答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

日野市では概ね65歳以上の高齢者で、日常生活に支障のある世帯の利便を図る制度といたしまして、日用生活用具の給付、あるいはレンタル、住宅改造費の助成を行っております。お尋ねの手すりの取りつけの件でございますが、これは階段と言わず、機能低下によりますところの手すりということで、トイレ、あるいはお風呂、そういうところの室内での取りつけもかなり多いわけでございます。特に中高層住宅、都営団地並びに住宅都市整備公団、これにつきましては私ども各管理事務所と連絡を取りながら、管理事務所の許可を受けた後に、こういう室内の手すり等については設置しているところでございます。

この室内の改造につきましては、都営団地で１件、住宅都市整備公団で２件、こういうところが実態でございます。室外の共用部分についての改善につきましては、特に住宅都市整備公団に聞きますと、現在の建物のいわゆる階段のスペース、これが非常に消防法によっての規定にかなりギリギリの線で、何か手すりの設置が非常に難しいようなことも、ちょっと私どもの管理事務所の方からそんなお話も伺っております。

いずれにしてもできればこれからの市内の都営住宅、あるいは公団等の建てかえもあるわけでございます。こういうときには当然高齢者住宅を優先的に設置していきますので、できればそういうところへ優先的に転居できるように、そういうようなこともあわせて要請をしていきたいというふうに考えております。

なおこれら中高層住宅については、それぞれの管理事務所とともに、連携を密にして高齢者の快適な居住の確保に努めていきたいというふうにも考えております。

またひとり暮らし世帯、あるいはお年寄りのみの世帯などにおきましては、私どもケースワーカーを通じまして、その手続きなどの援助も努めているところでございます。仲立ちということでございますが、これについても引き続き積極的に対応していきたいと

いうふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。ぜひ積極的な努力をしていただきたいと思います。

お年寄りの転居をさせるというのも、いろいろ公団もやっているし、市もそういうこともやっております。またお年寄り専門のアパートをつくれということも我々も要求し、また実現をしてまいりました。またケアつきの住宅をつくれという要求もいたしております。しかしだんだんと高齢者がふえてくるに従いまして、今住んでいるところに、近所のつきあい、その他も含めて住みたいのだという要望も多いわけです。それで私がきょう提案したのは、そういう人たちの、いわば先取り的な要望という形で、今後の方向を打ち出していただきたいという立場から質問したわけであります。

私が手紙をいただいた方ももう既に60過ぎているのだけど、今働けるうちに、年をとっても住めるようにいろいろ私的な設備投資をしているというわけなんです。そういうことをしているので、またどっかに移ってくれと言われても、いろいろ二重投資になるし、移った場合、また家賃が上がる場合もありますので、そういうことですべてのとまではいかなくとも、お年寄りの多い住宅地域から手すりをつけるようにさせるとか、そういうことが私は必要だというふうに思うわけであります。

また消防法の問題があります。百草団地の階段が、入口付近は１メートル以上ありますが、１階の階段を上がったところからは、大体97センチぐらいなんですよ、幅が。高幡台も大体そのくらいの階段の幅であります。現在１階には一部手すりをつけてございまして、この手すりが現在の丸い筒の形、日野の市役所にも方々あります、手すりをつけてあります、市民会館の上がり口とかいろんなところありますが、あれですと幅が五，六センチから７センチぐらいの幅につけるとなってしまうわけです。そうすると残りが90センチを割ったりしてつくるという点があるわけです。しかしこれを現在は工学も進んでおりますので、この手すりの幅もぐっと短縮できるというんです。そういうことなどを工夫して公団が言うのは、百草団地や高幡台に消防法のその制限の枠を何とか乗り越えるような方向で工夫をして取りつけたいと、こういう積極姿勢を示されております。そういう点も工夫して、日野市に私はいろいろやっていただきたいというふうに思うのです。

今度市長の市政経過報告で、部長などヨーロッパあたりを視察をしてきたということで、市長も福祉の視察をされてきたというふうに聞いております。もう少し福祉の問題

に私はもっと突っ込んでお金もかけてやるべきだということを思うのです。これはやはり婦人団体が、デンマークのコペンハーゲン、ゲントフト市というところに市役所を訪ねたそうでございます。これはことしの８月18日です。そこの市役所の老人ケア部というのがあるのです。ホームヘルパー課、課長補佐との１問１答というのが新婦人情報という雑誌に出ております。私はこれを読みましてびっくりいたしました。ゲントフト市というのは人口が６万7,000人、65歳を超える老人が24％を占めるというので、老人の割合が高い市になっております。ここにはどういうぐあいに福祉がなっているかといいますと、全部はもちろん申し上げられませんが、ホームヘルパーが400人、市役所にいるホームナース、訪問看護婦が50人、ヘルパーは自転車で、看護婦は車で移動しますというんです。このくらいいるというわけです。そして必要なら24時間ケアで朝昼夕と必要に応じてケアに出向くというんです。１週間に１回の方もあるし、１日に７回から10回行くところもあるというわけであります。じゃあその他はどうかというと、１例を挙げますと小中学校、大学の教育費はすべて無料と、収入の高い人だけが幼稚園、保育園は若干の金額を払う。失業者、生活の苦しい人は保育園、幼稚園も無料ということだそうです。その上で市の予算のうちの約75％は福祉予算だというんです。その62％が老人向けだというんです。市町村ではほとんど予算を老人福祉に回している。そして老人福祉予算の内訳は60％が住宅改造だというんです。そういうふうにこのデンマークのコペンハーゲンのゲントフト市というところはなっているそうでございます。

税金に不満はということで質問したところが、高額所得者の中にあると、しかし市では既に財政が赤字なのでまたもう少し税金を上げますということを、その課長補佐は答えたということです。そしてボランティアはゼロだそうです。全部公的に保障されているということで、無料の、いわゆるボランティアはいない。こういうふうに既に先進的なところはやっています。これには長い間の住民の運動、国の歴史があるそうでございまして、すぐにこうなったわけではないそうでございますので、私たち日野市の市民ももっともっと頑張って、日野市がそういう点でさらに一層進んで、こういう福祉の先進国に、あるいは先進都市に近づくように頑張らなければいけないなと思うわけです。そういう点からいけば、階段に手すりをつけるなどということは極めてささやかな要求ということになります。

市も努力するということなんですけれども、もし市長から一言御答弁あれば、いただきたいと思いますが。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国政におきましても、あるいは自治体の行政におきましても、法律が制定され、あるいは条例がつくられる場合の目的という条項には、ほとんど住民福祉の増進に資するということでくくられてある、そういうことでありますから、どのような施策も住民福祉に役立てる、帰するところはそういうことだと言えるように、日常感じております。したがいまして福祉行政のみが特に独立をして存在をするのではなくて、すべての政治行政の目標には国民、住民の福祉が一番究極の総括目標であるということで、世の中は動いているというふうに感じておりますし、またそうなるべきだろうと思っております。したがいまして今御指摘のいろいろの項目、とりもなおさずそういう大きな目標の前提の中の比較的具体的な個々の課題ということであります場合は、きめ細かにということでよく言われる部分だと思っております。したがいましてより具体的に、よりきめ細かにそれが行き届いた状態ということになるわけでありますから、特に御指摘の手すりの問題もまさにそれに該当する、こういうことだと受けとめております。

日野市は総論的には福祉環境指導要綱というような基準は持っておりますけど、手すりのことまでまだ実は気がついたということではなかったように思います。一般的に危険を防ぐために手すりということはよくあるわけですけど、老人の日常生活を誘導する安全の手段として、建築の中にそういう概念から始まって具体的な設計を取り入れていくと、こういうことがこれからの社会には一層きめ細かに求められてくるに違いないと思います。

先進国と言われる国の状況はまさにそれでありまして、到達度というふうにもまた感じる面があるわけでありますが、我々の目指すところはやはりそういうところが大きな指針になると、このように感じておるわけでありますので、御指摘の特に住宅都市整備公団は、日本で一番大きな公共住宅の機関でもございますから、日野市の住宅でそういうことが実現をして、広くあちこちに普及するということは意味のあることだと思っております。公団にも機会を求めてこのような要請を行っていきたいと、こう感じたところであります。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

あるお年寄りなんですけど、80歳ぐらいになっていらっしゃるんですが、５階に住んでいるんです。足が大分弱ってきているんですけども、私は自立して生きていくんだということで公的なところに相談をしないで頑張っていらっしゃる方がおられます。この

方は物を持つと歩けないものですから、５階からごみをビニールに入れまして落としまして、そろそろ歩いて下りてきて、それからごみを拾ってダストボックスに入れると、このくらいになっていらっしゃるんです。そういう人たちもたくさんこれからは出てくるし、私もそうなっちゃうときも近いわけですけど、そういうことでありますので、本当にこういう手すり一つの問題も自治体と、公的家をつくる人たちが真剣に考えて解決をしていただくようにお願いをいたしまして、この件を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の３、中高層住宅に住むお年寄りのために手すりのとりつけをの質問を終わります。

一般質問14の４、多摩センター行きバス路線の新設をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　今回バス路線を取り上げる議員の方が多いわけですが、私も１点、その他としてあと１件、２件について質問をいたします。

今まで日野市がバス路線の充実については本当に真剣に取り組んできていただいております。日野方面のミニバス路線、これも解決をしてまいりましたし、近くは百草、三沢方面へも新たに１本路線の申請が出て、開設に向かっているというふうに聞いております。これも住民といろいろ市が話し合いをしていただきまして、解決の方向に進んできているものでございます。

それらの経過を踏まえまして、本日、新しくということではなく、今までも要望してまいりましたけれども、高幡不動駅から多摩センター行きのバス路線を新設方、関係当局と交渉していただきたいという要求であります。これは今申し上げました路線沿いの住民から、多摩市、八王子市民も含めまして非常に強い要望が出てきております。住民団体等も京王帝都本社に直接要望などをされておりますけれども、まだこれが実現方に向かっておりません。一つは高幡台団地、百草団地経由で多摩センターに行くコース、もう一つは多摩動物園を通って行くコース、これも住民から要望が出ているわけでございます。まず私は可能性の高いこの高幡台、百草団地、これは採算も成り立つのではないかというふうに思いますし、そういう点で京王帝都に強く要望していただきたいというふうに思います。そして普通のバスができない場合は、ミニバスという形でも最初はいいというふうに思うんです。その辺をいろいろと考えていただきまして、この折衝をしていただきたい。住民団体もバックアップしたいと思っております。

もう一点は、これは中央高速に関係のあるもので、バス路線というわけではありません。最近いろいろな理由から中央高速の急行バスを利用して大月方面に行く方も多いわ

けでございます。ところが駅が大変不便であります。そこで日野駅の中央高速の下のあたりに公的な、できれば、できれば無料やあるいは安い料金で、駐車場を何台分か設置していただけないか。こういう要求であります。もちろん付近をバスが通って、あの高速バスとつないでいただく、そういう時間帯もできればなおいいんですけれども、とりあえず駐車場をつくっていただく。私はこういうふうにしてバス路線を充実していく。公的な公共交通機関を利用するということが、車の総量規制にもつながると思いますので、そういう点でこれについても市で前向きに取り組んでいただきたい。以上２点、御答弁いただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

１点目は多摩センター行きのバス路線の新設ということでございます。質問者の方からも具体的な高幡不動発の路線の新設ということでございます。現状市内の多摩センター行きのバスの状況をちょっとお話ししますと、現在はＪＲ豊田駅北口から平山を経由して、１日の63便、もう一つは高幡不動からは出ておりませんが、多摩動物園から中央大学を経由して、32便の運行が京王がしているわけでございます。今質問者の方からもありましたとおり、多摩センターの周辺は、最近特に京王相模原線の橋本までの延長等もありまして、駅前がかなり開発されている状況があるわけでございます。過去にも百草団地の住民の方々から、百草団地から、具体的には多摩センターまでのバスの延長という要望もあった経緯もあるわけでございます。もちろん我々も京王側に対して交渉を進めた経過もございます。ただ問題なのは、現行の京王側の答えとしては、その下を通っています聖蹟桜ケ丘から多摩センター、野猿街道でしょうか、そこの街道を通っている路線が85便、１日運行されているわけでございます。そういう状況下と、もう一つは百草団地から一方は聖蹟桜ケ丘に行く路線はあるわけですが、多摩センターにはないということの新設の要請でございます。

そこで一番大きな問題としては、野猿街道に出る、例えば和田の交差点のところ、あるいは高幡、いずれかの路線になろうかと思います。百草団地からの延長はいずれかの路線になると思います。その左折側の隅切りの問題、今の大型バスでは当然京王は運行できない条件があるわけでございます。これは領域が多摩地域の領域でございます。また百草団地は日野市民だけでなくして、多摩の住民の方もいるわけでございます。行政同士でも協議は１回重ねたことはございますが、なお一層努力はしたいと思いますが、

ただ問題なのは京王の、現行としては多摩都市モノレールとの関連等も現在は問題に出しております。この辺の路線延長等を踏まえながら、なかなか新設を考えていただけないというのが実態でございますが、特に高幡から動物園を経由してというのは、前回にもお答えしているとおり京王沿線の延長であるというような新路線の開発をしない経過もあるわけでございます。御質問の中身としては、百草団地の延長ということを考えて、その隅切りの問題を含んで多摩市とも調整をしながら、両市で京王に今後要請していきたいというふうに考えております。

なおもう一点でございますが、中央高速道路に関係しての日野バス停を利用する住民の考え方の御意見だと思いますが、現在新宿を出発に起点として、５本の路線が98便、日野バス停を停車するわけでございます。当初でき上がってから、かなり最近では利用度も高いということは聞き及んでおりますが、具体的な数字についてはつかんでおりません。今御質問の中には、当然それを利用するためにそのそばに駐車場をどうかという御質問だと思います。当然車でそこを利用する場合には、どこかに駐車場があれば置いて、それでそこの停車場を利用したいということだと思いますが、そのバス停の近所に用地の問題、もちろん市有地は現在ないと思いますが、そういう中で今後の検討課題、あるいは具体的にどのくらいの利用度があるかも調査をもう少し進めていきたいというふうに思っております。今後の検討にさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　第１点目について要望をしておきます。百草団地回り多摩センター行き路線についてのお願いの件です。これは、今百草団地から桜ケ丘行きのバスはまた増発もされまして、左にはちゃんと和田を通っていっているんですよ。それからあそこの道路が野猿街道拡幅もされまして、信号機もできまして、恐らく右折もできるのではないかと私なりには思いますけども、その辺をぜひ検討もし、多摩市とも協力をしていただきたいし、早急な解決をしていただきたいと思います。

それからもう一つ望んでいるのは、八王子の大塚団地ですね、帝京大学との間、ここにいい、きれいな道路がちょっとできているんです。昔に比べますと拡幅されたわけです。ここも十分私バスが通れるというふうに最近踏んでいるんですが、右折がどうなりますか、その辺までは測っておりませんけども、そっちを通るという方法もあるし、あちらの市民の方も多摩センター行きを望んでいらっしゃるということなんです。そういうことも踏まえまして、いろいろ柔軟な路線の考え方で京王と交渉をしていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

モノレールということがありますけれども、モノレールができるのもまだちょっとあれですね、そのころにはバスもモノレールも両立できるように時代はなっていくというふうに思われますので、ひとつそういうことを恐れずになるべく早くこの路線を実現していただきたいと思うわけです。

そして私が住んでいるところの自治会の方々は、採算が取れないならば、自治会でも利用方ＰＲをしてでも実現させた方が通学とか買い物とか、多摩と日野の市民の交流とかいろんな意味でいいんだというんです。将来は高幡不動の区画整理も終わりますと、多摩市からもどんどん日野市にもまた来る人もいらっしゃるでしょうし、いろんな意味でこういう公的な機関というものは発達をさせていただきたいというふうに思いますので、強力な運動をひとつお願いをいたします。

それから中央高速バス停の駐車場の件です。これは調査をするということになりますと、今利用しにくいわけです。ですからなかなかあそこまでタクシーで行ったり、どこかのバス停から歩いていきましたり大変なんですよ。そういうわけですので、今調査しても利用者はそれほどいないかと思いますのです。しかしこれが駐車場ができれば私はあそこまで自家用車で行って、例えば１泊の旅行に行くとか、仕事の人ももちろんいます。私最近高速バスその線も、それから八王子・沼津間も乗りました。仕事の人が多いんですね。仕事、業務のためにあのバスを利用される方が非常に多いんです。ですからいろんな人たちが利用しやすくなると思いますので、そういう駐車場をつくる。そして管理は日野市の公社などがされても結構ではないかと思います。いろんな管理の仕方を工夫していただけばいかようにでもなると思いますので、これを前向きにぜひセットしていただきたいと思います。

自家用車でどんどん、どんどん高速道路に行きますと、危険でもありますし、事故も最近ふえております。バスに乗れば気分がいずれにしてもゆったりしますし、比較的安全ですし、そういうことでバスの利用をなるべく市民には薦めた方がいいのではないかと思うのです。これは近距離も長距離もそうです。八王子・沼津間などは、すばらしい景色で、富士山の真下を通りながら行く道路でして、そういう意味ではバスというのは平和的で安全で、心にもゆとりができるし、いい交通機関であると思いますので、ひとつ私が申し上げた点の実現に尽くしていただきたいと思います。

以上要望いたしまして、質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の４、多摩センター行きバス路線の新設をの

質問を終わります。

本日予定をいたしました日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時34分　散会

12月12日　木曜日　（第６日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第32号）

12月12日　木曜日　（第６日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	箕野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	総務部参事	小林修君
環境部参事	小島久君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成3年12月12日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時6分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問15の1、公共事業についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔4番議員　登壇〕

○4番（小川友一君）　何点か質問させていただきます。

我が日野市では、都市計画道路、また下水道を初めとした基盤整備、また新規事業が計画され、さまざまな形で将来に向けてのまちづくりが行われているわけであります。いわゆる公共事業の持つ意味合いは、経済の活性化に大きく影響し、また地域の商工業の発展に寄与する事業であることは、だれもが認めるところであります。

このような状況の中で、公共事業、いわゆる今現在事業が実施されている過程において、これから改革、もしくは是正をしていくべき案件があるのではないか、と私自身考え、今回、公共事業全般にわたり何点か質問をさせていただきたいと思います。総論の部分は避けて各論の部分で的確な御答弁をいただきたい。このようにお願いをし、まず1点目を質問させていただきます。

まず懸案事業が起案され、予算化され、そして、また、さまざまな主管事務を経過し事業が執行されていくわけでありますが、その事業が執行され支払いが行われるまでの一連の流れを、まず御説明していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、お答えをいたします。

市から発注いたします事業につきましては、委託料でございますとか、あるいは工事でありますとか、そういう形になるわけでございますけれども、ただいまの質問についての、一応工事ということでお答えをいたしたいと思います。

今お話がございましたように、予算案をつくりまして議会の議決をいただきまして、年度の事業が始まるということでございます。事業を執行する庁内の体制でございますが、工事で言いますと、建設部が土木、建築の工事を行う。本来的な工事と、それから他の部課に予算計上をした工事、こういったものを依頼という形で建設部に行いまして、建設部がその依頼を受けまして設計、工事を行う。そういうことになるわけでございます。

それで、その工事の例えば箱物、建物で申し上げますと、いわゆる主管課がございま

して、建設部建築課の方に、これは実際には部長あてでございますけれども、工事依頼をする。建築課が主管課の考え方を聞きまして、それで設計をいたします。設計をいたしますと、当然設計金額まで出るわけでございまして、それを主管課の建築課が施工起案という形で承認を取るということでございます。これは工事の金額によりまして、高いものは市長、それから、これは数字的にちゃんと分かれているわけでございますけれども、権限の委任を助役、部長、課長というような形で権限を下ろしまして、それぞれの規定に従いまして、いわゆる地位のある者が決裁をするということでございます。そうしますと、工事の施行の方針というものが決定をいたしまして、この主管課から今度総務部管財課の方に契約の依頼をする、というものでございます。

この契約依頼を管財課が受けますと、金額の多いものにつきましては指名業者選定委員会を開きまして業者選定を行い、それで、その指名業者の決裁をあおぐということでございます。

さっき申し上げました、その権限のある職員、大きいものは、さっき申し上げましたようにもちろん市長でございますけれども、その指名業者の決定を行う。そうしますと、その業者の指名通知を管財課が出すわけでございます。業者を指名するときに現説の期日を定めまして、現場説明を担当主管課が管財課の立ち会いのもとで行う。大きな事業につきましては質問の期間も設けまして、見積もりを、期間については、建設業法の規制に基づきまして必要な期間をとり入札を迎える、ということになるわけでございます。

入札をし、落札をいたしますと、一定の消費税をつけまして内部の契約の手続きに入る。先ほど申し上げましたように、委任をされた職員がその契約の決裁をする。そうしますと、いわゆる請負業者と市との契約事務が一定の手続きを経て、事務手続きを経て決まるということでございます。それで、施行業者が決まり担当課、建物で言いますと建築課の指導監督のもとに事業を着手、施行、完了ということになるわけでございます。

それで、工事の途中におきまして必要な、いわゆる物によりましては、材料検査等については検査官が材料検査を行う、というようなものを経まして建物が完成をするということでございます。建物が完成をしますと、竣工届というものを市の方に出しまして、その竣工届によって検査官がその建物を検査をする。検査官の合格が出ますと、いわゆるその代金の支払請求書が市長あてに出まして、その支出命令をその工事を依頼した主管課が起こしまして収入役の方に支出の依頼をする。それで業者に支払いが行われる、そういう一応手順で事業が行われる、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　大体の流れは、今御説明していただきました。今の御説明をいただいた流れに沿って一応クリアしなくてはいけない部分が、それぞれにあると思います。そのクリアするべき細目部分に対して、何点かずつ分けた形で質問をさせていただきたいと思います。

まず、今の御説明の中で事業が起案され、支払負担の決裁区分、先ほどありましたけれども、支払負担の決裁区分がございます。今回の質問が公共事業ということなので、特に委託の部分、そして工事の請負費についてお聞きをしたいと思います。

また、年間、市長決裁、要するに決裁区分の中での市長決裁を取るべく案件が何件ほどあったのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

もう1点、あわせてあれします。まず、入札ということがありましたけれども、入札の指名委員会のメンバー、及び指名業者の選択の方法、また資格検査の格付基準がどうなっているのか。

以上、その2項目にわたってお答えをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

先ほど私の答弁の中で市長の権限を、それぞれの、いわゆる職員に委任ということを申し上げました。工事で申し上げますと、これは法律的には支出負担行為の手続きということになるわけでございますけれども、この工事で申し上げますと、市長につきましては1,000万円以上、助役につきましては1,000万円未満500万円以上、部長につきましては500万円未満200万円以上、あと課長は200万円未満、そういうことになっております。

それで、ただいまの第1点目の質問は、この1,000万円以上の市長の決裁に何件あるかということなんですが、ちょっとこの件数については数字を持ちあわせませんので、後刻にお答えをいたしたいと思います。

次は、指名業者選定委員会のメンバーでございますが、これは日野市指名業者選定委員会、選定委員会規則というのがございます。この第3条の規定によりまして、委員長に助役、委員に総務部長、管財課長、検査担当参事、管財課契約係長、それから工事を出しております工事担当部長、工事担当課長、それから、先ほど工事の依頼ということをしましたけれども、いわゆるその予算を計上し執行するところのセクションでございますが、工事依頼部長、工事依頼課長、こういうことに基本的にはなっております。その他、必要に応じて臨時委員を加えることができる、ということでございます。

それから、格付基準等でございますが、これは２年に１回――ちょっと長くなりますけれども、現在生きております基準については、平成２年12月10日付で告示をしております。この書類の内容は、平成３年度及び平成４年度の日野市が発注する工事の請負契約等の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について、というタイトルでございまして、通常「指名参加願」というものを取っております。したがって一般競争入札等に参加する場合には、原則的にこの告示にのっとりまして指名参加願を出してもらうということでございます。

それで、この参加願をいただきまして業者の格付けを行っております。これは国及び東京都におきましてもこの格付けを行っているわけでございますが、日野市におきましても各業種別に一定の格付けをしております。

例えて申し上げますと、建築工事で申し上げますと等級を５ランクに分けております。一番上の等級が、いわゆるＡ、Ａクラスと言っております。Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅという５クラスでございまして、発注標準金額Ａクラスについては４億円以上の工事、Ｂクラスについては２億円から４億円未満、Ｃクラスにつきましては6,000万円以上２億円未満、Ｄクラスにつきましては1,000万円以上6,000万円未満、Ｅクラスにつきましては1,000万円未満、そういう基準がございまして、こういった格付けをまずしておるということでございます。一応そういうことで格付けを行っている、ということでお答えをいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　今の入札の指名委員会のメンバーをお聞きしたんですけれども、助役、総務部長というふうな形ですけれども、これの委員会の委員長というのは、どなたがなさっているんですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　委員長は助役でございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　大まかな説明をいただきました。

それでは、まず助役にお伺いします。今、支出負担行為の決裁区分の御説明がありました。戦後間もなくの国家予算にほぼ等しい日野市の予算でございます。それを執行するに当たり、この庁内のパート２の立場で決裁区分の金額が500万以上1,000万未満ということですね、これだけの事業が多様化している中で、助役にとっては大変不満な金額ではないかと思うんです。その辺、助役としてはどうお考えなのか、まず、その件をお

答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　お答えいたします。

決裁区分の金額に関する御質問でございますが、こういったものは、それぞれの時代の社会的な標準に基づいて各市ともそういう決裁区分の、それぞれのリミットというのを決めてきているというふうに思います。

したがいまして、常に一度決めたリミットというのが絶対ということではないと思いますので、社会的な標準に従って必要な是正を加えていくべきものだ、というふうに考えております。現在の、それでは先ほど総務部長の方からお答えしたような基準が妥当かどうかというのは、今後私の方としても十分に検討させていただきたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　この場で市長を前にして、いや、不服だ、とは言えないと思うんですけれども、その辺はよくわかるけれども、なにか答えの節々とか顔に、ちょっと不満そうな顔が伺われたわけでありますけれども、基本的にこの支出負担行為、先ほど、ちょっと私も質問させていただきましたけれども、市長の決裁をとるべき案件が何件あるか、まだ資料がないということで、これ1,000万以上ということになりますと、相当な案件が全部市長の決裁がなかったらできない、ということだと思うんですね。

それで、助役さんにもう一度お聞きしたいんですけれども、年間で、この区分の範囲で助役の判断だけで決裁をする件は何件ぐらいあったんですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　助役の権限で決裁したのは何件か、という御質問でございますけれども、ちょっと今手元に資料を持ちあわせておりませんので――（「大体で結構ですよ」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと大体といっても……。数字は、ちょっと具体的にはとても申し上げられないので、後刻に資料をもってお答えしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　結構です。

今、決裁区分の件に関して助役にちょっと質問させていただいたんですけれども、この区分が策定されたのが昭和56年だそうでございます。あれから、もう10年が経過して

おります。事業、それから経済の動向、いろいろの中で考えながらこの区分表を見ていますと、部長さんは工事が200万、委託料に関しては30万なんですね。課長については委託料に関しては20万らしいんですね。20万の権限だけしか持ってないということは、市長は部課長に対して信頼をしてないのか、要するにそれだけ任しておけないのか、その辺は定かではないんですけれども、今、1,000万以上の案件をすべて市長の決裁ということでありますと、市長さんも大変だと思うんですね。膨大な資料になると思うんです。市長の決裁がおりない限り事業が進んでいかないわけでしょう。大変、御苦労なことなんですけれども、もう少し部長とか課長に権限を委ねて、事務的な部分を円滑にいくようなことをこれからは考えていかないと、今庁内で行われている事業が速やかに進まないと私は考えているわけであります。

そこで、こういうふうな一定の基準は、ある程度のサイクルをもって基準がえをしていくべきだ、私はこういうふうに思います。その点、これはもう10年もたっておりますので、市長は、この区分を含めて、これから少し見直そうというふうな気持ちがあるのかどうか、市長に質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　一般的に権限の、中央に対しては地方に権限の委譲、一つの庁内においては、それぞれのまた組織にふさわしい権限の委任、こういうことは、一般的には行政実務の円滑な遂行のために適切な対応が常時行われるということは当然のことだと思います。権限は、これは私物ではありませんから、不満だとか過重だとかいうふうな意識は、私はないと思います。つまり能率を高める手段として、それぞれの権限に責任を持って全体の責任を果たす、そういう仕組みであるということでなければならないわけであります。

したがいまして、今の状況が適当かどうかということは、これはもちろん適当にすることが、またなければいけないわけでありますから、もう一遍、庁内のそういう仕組みを総務部あたりを中心にして検討させたい、このようには今の御質問の中で伺ったところであります。

それから、こういった仕組みは日野市だけの独自のものではなくて、自治省、あるいは東京都の行政部等の一定の横の基準もあっておのずからできておるものだ、というふうに承知をしておりますので、特別に奇異に感じたということはないわけでありまして、また手順が複雑になればなるほど能率は落としてはいけないわけでありますから、市長が何か権限を集中して１人で苦労しているなんていうことも感じておりません。私の机

の前には、恐らく数時間以上置いた書類は極めて少ないわけでありまして、一つの文書は、１日のうちに庁内を駆けめぐる、ということになっておると思っております。

以上のとおりお答えをしておきます。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○４番（小川友一君）　　今、市長からお答えいただきました。どっちにしても前向きに改革に向けて内部調整をしていただくというふうなことです。今、市長のおっしゃられたとおり、これはあくまでも、要するに事務主管、いろいろな部分が円滑にいくことが主なる私の質問でございますので、近い将来、もう10年もたっておりますので、少し見直す時期が来ているのではないか、こんなことを考えましたので、あえて質問させていただいたわけであります。

今、市長のお答えの中で、１日で書類が庁内を駆けめぐる、というふうなお話をいただきましたので、これからもいろんな問題、書類がスムースにいくように要望して、この件に関しては終わりにしたいと思います。

関連しまして、入札の指名委員会の委員長が助役ということでありますので、助役の方に再度質問させていただきたいと思います。

平成元年、２年度から比べて平成３年度は、何となくブランド志向というか大手志向の色合いがあるように、私はちょっと感じておるんでありますけれども、その辺、今年度に関して、助役はそういうふうな気持ちがあってやっているのではない、とは思うんでありますけれども、その辺、助役はどういうふうな対応をなされているのか、お考えがあるのか、短い期間で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　助役。

○助役（砂川雄一君）　　お答えをいたします。

皆様、御承知のとおり、ここのところ非常に民間の設備投資、その他が非常に活発でございまして、公共工事が不調に終わるというような例が非常にたくさん発生をしておりました。

こういったことで、私どもの日野市の場合もそういった環境の中に置かれておったわけでございますが、そういった中で事業が円滑に推進できる、しかも公正な競争に基づいて適正な価格で円滑に事業が推進できる、ということを主眼にして当たってきたつもりでございます。

したがいまして、私どもの地元企業の育成とか、そういったような全体的な観点も含めながら、やはり事業が円滑に進むということを主眼にして業者の指名その他に当たっ

てきた、というふうにお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　今、助役の中に、地元業者の育成のためにもこれからのあれを当たっていきたい、というふうなことを御答弁なされました。一般的に大手と言われる企業は、民間が活発なときは利益率は民間の方がいいんですね、公共事業より。

一昨年来、ちょっと経済に陰りが出てきて、不動産不況、それから建築不況が少しずつ陰りを見せてきた状況の中で、ここに資料がちょっとあるんですけれど、平成元年、そして平成2年、大体、平成元年が38億ぐらいですね。平成2年が36億ということで、日野市の中の公共事業の総金額の大体6割強を発注していた状況であります。

平成3年度、今年度の10月末現在で、俗に地元業者、これが23億、大手業者と言われるAランクの業者が26億、これを見る限り、市長が施策の中に挙げられている地元業者の育成のために、ということの発注がなされてないと思うんです。今現在10月末で金額からいくと、大手業者に発注している件数の方が総体金額で多いわけですけれども、この辺は、助役、どういうふうに説明なされるんですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　お答えいたします。

確かに一つの年度、年度だけで見ていきますと、そのとき、そのときの事業の内容とかそういったものが異なってきますので、一時的にそういうような、今御指摘いただいたようなことも発生しようと思いますけれども、常に観点としては、先ほど言いましたような観点を持ちながら、やはり事業が円滑に行われるということをやはり私どもとしては主眼に置いてきておりますので、単年度だけでなしに、ある時間的な経過の中で見ていただきたい、というふうに思います。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　言っていることはよくわかるんですけれども、基本的に地元の商工業の発展のために、市長が育成のために努力をします、というふうなことが施策の中にもうたわれているわけであります。一般的に景気に陰りが出てきたときこそ、地元の業者の育成のために発注してあげるのが心ある行政ではないかと思うんですね。この問題は、そういうふうなことをどこかに置いていただきながら、これからの発注に対して努力していただければ結構でございますので、心のどこかに占めた形でこれから対応していただきたい、このようにお願いして終わっておきたいと思います。

それから格付基準、この件は今説明いただきました。大体、都の基準に倣った形で発注が、基準がなされているようであります。これから各市町村ごとに、結構この格付けは市町村ごとの単位で格付けをつくっているようでありますので、こういうふうな面倒くさいことだけ東京都の基準に従わないで、市独自の格付基準を位置づけていっていただきたいと思います。

そんなことをお願いして、一、二点の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、3点ばかり関連の質問をさせていただきます。端的に質問しますので、答えも端的にお願いします。

公共事業が契約された際、前払金保証実施基準というのがございますね。その件と、今、いろいろ建設省あたりの通達に基づいて問題になっております歩切りの基準について、どのような対応をなされているのか、お答えをいただきたいということです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

工事等の入札を行うときの、いわゆる予定価格の歩切りという御質問でございます。この歩切りにつきましては、特段、基準とか、あるいは制度というものはございません。契約事務規則第8条の規定によりまして、競争入札に付する事項の契約金額——これは落札金額ということですが、決定の基準となるため予定価格を作成するということになっております。この予定価格の作成に当たりましては、工事の施行条件などを考慮いたしまして、その決定には慎重を期しているという状況でございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　もう1点、前払金の保証実施の件を簡単で結構ですから。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えします。大変、済みません。

前払金制度でございますが、これは日野市契約事務規則の中に規定をしております。簡単に申し上げますと、工事請負業者に契約金額の10分の3を超えない範囲内ということで、5,000万円を限度に前払いをすることができるようになっております。そのほか基準といたしましては要綱を設けまして、工期が90日以上、設計金額が3,000万円以上の工事ということになっております。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　まず、前払金保証実施の適用の基準でございますが、これはもう随分古いですね。38年ですね、この基準がつくられたのが。今、東京都なども大分支

払いの基準を上げている状況です。3,000万以上の都市といいますと、26市の中でも5市ほどあります。大体、もう1,000万以上という市が12市ということで大分金額を下げて、地元の業者の育成のためにそういうふうな保証制度を今見直している昨今でございます。

基本的に、大きい企業は財政力もあるし大丈夫だと思うんですけれども、小さい企業は一つの仕事を始める中で、当然人件費とか材料費とかそういうふうなものを立てかえてやっていくわけですね。それで、最終的に今建築業界はどのくらいの利幅があるのかよくわかりませんけれども、仮に1,000万の仕事を受注して10%の利益があった、それでもって大体100万円が利益だとして考えた場合、900万は立てかえてあるわけです。立てかえていくわけですよ。最終的に1,000万もらったって、それはすべて利益ではないわけで、要するに立てかえ部分とかいろんな部分を考えますと、ある程度金額が低い事業ですと、民間——私たちが俗に言う地元の業者は大変だと思うんですね。

もう少しこの基準を下げていただいて、今、市長のおっしゃっている地元業者の育成のためにも、これからこれを見直していただきたいと思うんです。この辺、昭和38年ということもありますし時間も大分経過しております。この件に関しては市長の方から、どんな意向を持っているのか後でちょっとお聞かせ願いたい。あわせた形でお伺いしたいと思います。

それから歩切りの問題ですけれども、これは部長の範囲では、今の答弁がせいぜいだろうな、とこの辺は理解するところであります。これは地方自治体に応じて市長決裁の中で、市長の範囲で行われているようでありますので、あえて市長の方にお伺いしたいと思います。

この歩切りの件は、自治法に基づいて、その予定価格の金額の基準に従い条例で定められているようでありますが、建築事業の円滑な執行、またここ数年の物価の変動、事務の省力化、いろんな状況の中で、もう見直すべきではないか、というふうな形がこれから出てくると思うんですけれども、その辺、市長はどのような対応をこれから考えていらっしゃるのか、また建設省通達の中に、もうなるべく歩切りは廃止するようにということで、行政あてに通達もなされていると思うんであります。

その辺を加味して、今の前払金保証制度の見直し、そして歩切りの問題、あわせた中で市長より御回答をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般的に申し上げますと、いわゆる公共事業、建物をつくっ

たり、道路を築造したり、物品を買ったり、いろいろ発注が年度間に大きな位置を占めるわけであります。原則からいいますと、最少の経費で最大の効果を上げるという原理が、この物の購買等にも適用されるわけでありますから、なるべく支出は少なく、それから間違いのない、いい製品を取得する、こういうことが原則にすべて機能していく必要があります。

そこで、工事を発注する場合の実例で総務部長もお話をしておりましたが、地元発注ということにつきましては、なるべく地元の産業振興という意味で地元業者に可能な仕事は発注をする、こういう行政姿勢は大切だと思っております。ただ、そのことを発注事務を担当する、日野市の場合は総務部管財課ですが、この管財課は政策を行う部局ではありませんから、今まで言いましたような、なるべくいいものを安い価格で正確に取得をする、こういう原則に基づいて機能するポストであるということが大切だと思います。

それから、もう一方、庁内組織の中に生活文化部産業経済課という組織があるわけでありまして、このいわゆる市内の産業振興ということにつきましては、特に産業経済課が役割を果たすべき部署であります。

そこで私は、いつも庁内に言っているわけでありますが、産業経済課は、いろいろな市内の産業事情の資料を網羅して、そうして日野市でできる仕事、それから日野市で、いわゆる地元産業の振興に寄与できる仕事は、いわゆる資料として担当課、つまり管財課に届けておいて、そこでできるだけ市内の業者に優先発注を考えてください、とこういう関係にある両者の担当である。

そこで、例えばまた別の、ほかの大きい工事を大手ないしAランク、Bランクの企業が受注した場合も、帰りには産業経済課に寄って日野市で間に合うものは日野市で調達してください、ということを正確に伝える、そういうルールをつくるべきだろう。労務の調達でも、あるいは一部の下請けでも、そうすれば市内に仕事が落ちるということでありますから、そういう役割機能を現実的に絶えず機能化させる、このことが庁内の意識に大切だ、というふうなことは、常時それぞれの部局に伝えておるわけでありまして、どこまでそれができておるか、ちょっと私もまだ自信がありません。しかしながら市内で調達可能なものは、労務にせよ、資材にせよ、運搬力にせよ、なるべく市内で調達をさせる、これが大企業を使う使い方の一つである、こう考えたいわけであります。

それから、前渡金保証ということについての御質問ですが、私は公共事業を発注すれば金融機関から資金は当然業者が調達する、保証はできる、こんなふうにも思っており

ましたが、実務として前渡金を支給する制度がありますから、前渡金は基準に基づいて支払う方がむしろ金利上も有利である。こういう結論を過去に持ったことがありました。ですから前渡金は、つまり業者の積算の中には受注事業の資金調達の金利まで入っていることになりますから、それを少なくするには前渡金を渡した方がいい、とこういう見解で、なるべく前渡金で渡すことの理由づけができたように思っております。

それから歩切りということですが、これは規則も何もあるはずはありませんが、競争原理と公正さを業界に行わせる手段としては、もちろん基準の公表などもあってはなりませんし、ごくぴりっとするところは、やっぱりやっておく必要がある、こんなふうに感じております。つまり経営努力といいますか、競争の原理、それから公正さの保持、このためには、ごく低い率でといいますか、そういうことで、そういう機能も大切ではなかろうか、こういう感じを持っております。

それで、公共事業に対します日野市の場合、いろいろな業界事情もあったわけでありますけれど、不調で非常に支障を来したということは今まで経験をしないで推移しております。業者の方々も日野市に対しては特別な真剣さと、それから心構えを持っておられるゆえんではなかろうかと思っております。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　前渡金の件で確認をしていただいたみたいであります。私がお願いしたのは、金額と規模の一定の基準がありますね、この基準に基づいた形で対応した場合、この金額に満たない、要するに地元の業者の方々、それは公共事業ですから当然銀行金利も含めた形で銀行では借りられるかもしれませんけれども、民間等でも前払金、中間金、残金というふうな形で業者の中にも中間金みたいな形の支出のものがあるわけでありますけれども、要するにこの金額の基準をもう少し下げた形で、少し地元の業者は大変な業者もいるようでありますので、面倒を見てあげるような温かい行政をしていっていただきたいということで、基準を少し下げていただきたい、というふうなお願いであります。

それから歩切りの件ですけれども、一つの資本主義経済の中で、競争ということは市長がおっしゃるとおりであります。しかし、何もかも一定の率の中で歩切りがあるんだというふうな形ではなくて、この件は、ある程度歩切りを考えた形で競争させよう、個々に案件に応じた形の中で歩切りを考えて対応していただきたいと思います。これだけはお願いをして、この2件に関しては終わりたいと思います。

次に、私が今回この地元業者育成という形の中で一番取り上げる要因になった件が1

点あります。支払いですね。要するに工事が完了します。完了して検査済みがおります。検査済みがおりて主管事務課の方で決裁をもらって、収入役の方にその決裁と一緒に渡す。それによって支払いが行われるようでありますけれども、まず1点目に、収入役の方にちょっとお伺いしたいんですけれども、要するにすべての書類がそろって出納課の方に回りましたね、そうすると、後で触れたいと思うんですけれども、要するに遅延防止法の中で、それぞれ期日が決められているわけですけれども、出納課の範囲では、その書類がそろって回った段階では、どのぐらいのサイドをもって支払いがなされているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（小山良悟君）　収入役。

○収入役（佐藤智春君）　支払いの関係の御質問でございますので、私から御答弁申し上げます。

出納課でどのくらいの日にちで支払いができるかということでございますけれども、私どもの方は、先ほどからお話がございますように、いわゆる支出負担行為の確認という、審査という形の義務がございます。それはそれといたしまして、私の方は日ごろから、毎月でございますけれども、各課から支払い支出予定の計画を出してもらいまして、これは毎月行っておるわけでございますけれども、支払いの予定を実は毎月立てております。

その中で、仮に多額の金額が一どきに集まった場合には、これは当然のことでございますけれども、若干の日にちの猶予はいただかなければ支払いにもっていけない、ということでございますけれども、先ほどからお話がございますように、支出負担行為の正確な処理がなされておる場合には、私の方は伝票がまいりますと審査、最終的に私の決裁で支出ができるわけでございますけれども、3日か4日ございますれば支出はできます。こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　今、収入役の答弁の中を踏まえた中で再度質問をさせていただきたいと思います。

一般的に工事が完了したら職員の方が行って、工事が適正であるかということで検査なさると思うんですね。まず、その検査官が今何名ぐらいいらっしゃるのか、また人数によっては現状で間に合っているのかどうか。

それから、検査合格を主管事務を経過してそれぞれの支払い規定がなされていると思うんでありますが、修繕契約とか委託契約とか、工事請負契約別にちょっと御説明をい

ただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　検査業務につきましては、現在、企画財政部の中に検査官がおります。格といたしましては部長クラスの検査官１名で現在行っているということでございます。一応、現時点では１名で足りるというふうに考えております。

ただ今後の問題として、さらに検査業務をきめ細かく、あるいは改善ということになりますれば今の１名では不足をする、そういう感じを持っております。

ちょっと２点目の質問ですが、ちょっと把握できなかったのですが、恐縮ですが、再度お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　支払い、要するに検査済みがおりて、教育課なら教育課の主管課の方から、終わりました、というふうな形で確認されて出納課に回ると思うんですね。その際、出納課へ回った後、契約案件によって、修繕契約なのか工事請負契約かによって支払いの規定が総則でずっと記されていると思うんですけれども、たまたま私の――何名かの方が市の仕事をしたけれども、なかなか払ってもらえないんだけれども、どうなっているのかな、こんな話をいただいたわけです。そんな話をいただいたのでこの質問を取り上げたんですけれども、要するに契約案件の種別によって、一定の支払いの期日が記されていると思うんですね。その辺のサイドの部分をちょっとお聞かせ願いたいということなんです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　若干、総務部の主管と業務からはずれるかもしれませんけれども、お答えをいたしたいと思います。

特別に工事でありますとか、あるいは修繕等について支払いの、いわゆる手続きといいますのは変わっておりません。例えば今まで出ておりますように工事でいいますと、検査官が検査をし合格をいたしますと、その建物について検査結果、いわゆる合格というものを業者に伝える。そうしますと、その建物を市に引き継ぐ、そういう一方で手続きがあるわけでございます。

それと並行しまして、検査結果を、それぞれのランクによりまして検査官が上司に報告をし決裁を得る。その検査証が主管課に回りまして支出命令書を起こし、所定の決裁を経て収入役の方に支出命令を行うということでございます。

ただいまのお話に出ましたけれども、遅延防止法というのがございまして、請負工事等については40日以内、その他については30日以内ということで、その範囲内で支払いをしなさい、という、いわゆる最低の限度を期日として規定をしているということでございます。

それから、あと一つ、事務の決裁の手続きの中で、先ほど施工起案でありますとか、あるいは請負契約でありますとか、そういう最初の支出負担行為手続きがあるわけでございますが、これは行政の仕組みといたしまして、支出負担行為の手続きは比較的上位まで回る。それから今出ております支出命令については、検査合格があればいいわけでございますから、その支出命令は支出負担行為の決裁区分よりはずっと下位でいい、極端なことを言えば、もうほとんどが課長と部長で支出命を行っている。そういうことで、いわゆる代金の支払いに事務手続きが余り要しないような、そういう制度になっているということでございます。

ちょっと御質問からピントがはずれたかと思いますけれども、もしございましたら、また後でお答えいたします。

それから、先ほど、私と助役が議員さんの質問についてお答えを留保したんですが、ちょっとその数字を申し上げます。

平成２年度でございますが、工事だけで申し上げますと375件ございました。そのうち1,000万以上が市長がみずから決裁するということでございますが、これが152件、40.5％に相当します。それから助役決裁につきましては218件、58.1％でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　市長決裁の案件が以外に少なかったので、多少安心したわけであります。

今の最後の質問は、いわゆる工事が完了し、検査官が今１名だということであります。平常な時期においては１名で足りるとは思うんですけれども、要するに決算月、３月とか４月とか、その時期には、とっても１名じゃ足らないと思うんですね。それで、また工事をなされて、早く検査官に来ていただいて検査済みをいただいて、見ていただいて、早くお金をもらいたい、これはだれでも仕事をやっている人は、皆そう思うと思うんです。時期に応じては１名では足らないと思いますので、検討してその時期ごとに多少円滑な事務が進むように、ちょっと考えていただければ幸いだと思います。それは、お願いをしておきたいと思います。

それと今の、なぜ私が修繕契約、要するに支払いの件に関してあれしたかといいますと、あくまでも30日、30日、40日、契約案件の中で、要するに遅延防止法に基づいて、それが全部主管が終わって事務も終わって手続きも終わった、請求書も出した、この段階で40日なら40日の以内に払うということですね。40日を過ぎてはいけないということだと思うんですね。であれば、もっと早く、40日だからというふうな規約があるからということで、40日により近く支払いを今していると思うんです。それは主管課の方の確認がなされないからだと思うんですね。今、収入役に聞いたらば二、三日でそれが整えば払う、と言っているんですね。

大体、土木工事、建築工事の支払いを見ていますと、最低でも１カ月以上は遅れた中で支払いがなされている状況であります。仕事の内容によっては工期等を入れますと大分後になってしまうんですね、終わってからがですね。これは本当の地元の業者の育成――これは大手業者の方は待てるのかもしれないですけれど、二、三百万の仕事をした方なんかは、もう１カ月延ばされると金利とか何かで利益が吹っ飛んじゃうんだよ、なんて、こんな話をしていたんですね。この辺、これはあくまでも40日、30日を過ぎてはいけないという法律でありますので、要するに主管課の事務の方が、１人の方がちょっとその確認判を押すのをためらうというんですか、忘れたとかなにかですぐ１週間や10日は過ぎちゃうわけですね。それで役所の方々は、しょっちゅうそんな仕事をなされているから余り考えないかれしれませんけども、要するに一つの公共事業をした人は、その支払いがいつしていただけるのかということを楽しみというか待っているの中、一人の事務の方が、要するにお役所日の丸じゃないけれども、なかなかこういうふうなあれをしないということによって、その業者の方が大変困っている、というふうな話を聞きましたので、それぞれの主管課でぜひ速やかに円滑にその事務を行っていただいて、出納課の方に早く回してあげていただきたい。こんなことをお願いをしておきます。

あと時間が大分なくなってきましたので、ちょっと大きい案件が少しあります。これは関連であれしたいと思うんですけれども、これは、ひとつお願いだけにしておきます。

議会に付すべき契約案件のアップの件であります。これは、なにか議会もの、俗に議会ものと言われる下水道工事を１本とると、その年は建築工事の指名に入れないような状況になっているようなことを聞いたんですけれども、今、契約案件も多いことだし、公共事業も今活発に行われている状況の中で、余りそういうふうな規定をしておきますと、なかなか地元の業者も成長していかないと思いますし、要するに基本的にＪＶというものは、行政が経済面で地元の業者を育成していくということだけじゃなくて、要するに大手業者の技術とかいろんなものを学ぶ機会にもなると思うんですね。これは地元業者育成のために、要するに経済面だけじゃなくて技術面でも学ばす機会を与えてあげる、これが行政指導だと思うんです。あわせてこの件は検討していただきたい、ということの要望だけにさせていただいておきます。今、日野市は9,000万以上が議会ものということでありますけれども、東京都も是正をなされた昨今でありますので、ぜひ、これも市長の方に検討課題としてお聞きを願いたいと思います。

以上で、私が雑駁な中での質問をさせていただきました。

たまたま私も、地元業者の育成、市長も10大施策の中にうたわれております。この件をたまたま見て今回質問をしようと思っていた中、今回上程されました防災センターの契約案件に関して、なぜこれが地元の業者のＪＶが組めなかったのかな、これだけ地元の業者もいろんな形で行政に協力している中、防災センターぐらいは地元の人にやらせてあげるのが温かい行政の、先ほどもお話ししましたけれども、行政としての心ある発注の仕方ではないか、こんな単純な疑問を抱いた中で、沢田議員の質問、そして私も議案が上程された際に確認をさせていただいた案件に関して、再度質問をさせていただきたいと思いますけれども、単純に、なぜこの懸案に関して地元の業者のＪＶが組めなかったのか、単純にちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

業者の選定を行う場合には、客観的な審査事項と主観的な審査事項がございます。客観的な審査事項といたしましては、完成工事高、経営規模、経営の状態等でございます。主観的な審査事項といたしましては、過去３カ年の官公庁の実績等ということをまず基本にしております。

それから、あと一つは工事の、いわゆる着工の時期でありますとか、工期、竣工日が当然ある程度定まってくるわけでございます。ＪＶを組むということにりますと、その組み合わせの、いわゆる期間がおよそ15日前後は必要になるわけでございます。したがって、そういった期間もあらかじめ見た中で手続きに入らないと、このＪＶというものは進まないということでございます。そんなもろもろの理由がございまして――それから一つは、今まで、先ほど来、答弁の中にも助役からありましたけれども、比較的、建築工事につきましては、今まで業界全般に好景気のために非常に受注量が多くて、特に建築工事につきましては、なかなか発注しがたい、そういう状況も生まれていたわけでございます。今日、最近ですけれども、特にですけれども、若干の景気後退で、いわゆる

受注量の減少といいますか、工事量の減少といいますか、そういうものがございましたけれども、今まで特に建築工事についてはそういう傾向がございましたので、円滑に事業を進めるためにいろんな要素、さっき申し上げました要素も含めまして、今回提案しておりますような、そういう業者の指名を行ったというものでございます。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○4番（小川友一君）　　確認させていただきました。

要するに実績とか工事量、それから仕様書どおりできない、工期の問題、さまざまな中で大手企業に発注をした、というふうな答弁でございます。

それでは、私もそういうふうなことを言われたので、実際そういうふうなことが守られてやっているのかということでいろいろ調べてみました。

たまたま、今回出された平成3年度日野市の下水道特別会計補正予算の中で、都市下水路費の中の神明上都市下水路整備事業がございます。これが1億7,000万円、補正がされております。なぜこれが補正されたのか、ということも多少疑問に思ったわけでありますけれども、調べてみました。これは積算の段階で、要するに市長は先ほど公費だから大事に使うべきだ、こんなお話をしておりましたけれども、積算の段階では、最初に打ち出した工法でできるということでこの予算を組んだらしいですね。

ところが、いざ初めてみたらその工法ではできない。水が出過ぎちゃった。大手の企業がやっていたって——当然工期はこれで延びるわけでしょう。そして、また補正を組まなくちゃできないということであれば、当然、前段階からしっかりした調査をして、積算をして予算計上するのが当たり前のことである。また、工期が、工期がとよく部長がお答えになりますけども、工期が問題であったらば工期が遅れたらペナルティを科せばいいじゃないですか。ペナルティを科す基準もつくっておかないで、工期が遅れたら困るから大手に出すというふうなことは、これは理由にならないと思うんですね。

民間ですら1日遅れれば金利部分、また1週間遅れ10日遅れればその建物の、要するに許容の範囲で、賃貸住宅であれば、当然得られる利益の部分はその建築主に支払うペナルティを払っているわけです。これからは、工期、工期と言われるんであれば、その辺のペナルティの件もしっかりこの中にうたってやっていただきたい。もう答弁は、今は、部長、結構であります。

それで、もう一つ、要するにランクづけの部分、それから安価でできる、要するに安い値段でやるのが当たり前だというふうなことですね。それから仕様書どおり、そういうふうなことを言われましたので、ちょっと裏の資料を取りました。

これはもう皆さん多分よくわかっている案件だと思うんですけれども、63年度——昨年オープンなされました高幡の特別養護老人ホームの入札の経過の資料を、やっと手に入れることができました。これを見ますと、当初、63年の8月に大手と地元業者のＪＶで発注している。これは金額があわないということで不調に終わっております。

2番目に9月5日、単独で入札指名がなされています。この中に、さっき総務部長がおっしゃっていたランクづけということであればＣランクの会社が入っているじゃないですか。ランクづけで位置づけしていくんであれば、ＡランクならＡランクだけで入札すればいいじゃないですか。これは、名前は私はあえて言いませんけれども、Ｃランクがここに入っているじゃないですか。

もう1点、やっと3回目で1億円ぐらいの増額で契約が成立しているわけでありますけれども、最初これを6億1,000万計上されて、最終的に6億8,000万で落札しているわけですね。要するに見積もりとか、予定価格の変更とか、仕様とか、追加工事、いろんな価格を想定した中で当初予算よりも7,000万も支出して、支出を多くして契約しているわけでしょう。これも随分いいかげんな契約をしていると思うんですね。今、なぜこのランクづけでＣランクの方が入っているのかということで、3回目にこの落札している会社が、これはもう落札しているわけですからいいと思うんですけれども、オリエントコンクリートというふうな会社が落札しているらしいんですね。ちょっと単純に聞かせていただきたいんですが、このオリエントコンクリートというのは、要するにいろいろな建築業者でも建築部門が得意とか、下水道とか土木が得意とか、いろいろあると思うんですけれども、このコンクリートの会社は何がメインの会社なのか、そして、このオリエントコンクリートという会社が日野市の受注工事の中で実績がどの程度あったのか、その3点だけ、ちょっと簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

オリエントコンクリート株式会社でございますが、この会社は、そもそもはコンクリートの製品をつくる会社でございます。一番有名なものは、いわゆるＰＣの橋げた等でございます。それから、この会社はそういう形で発展をしてきまして、近年、建築部門にも力を入れているという会社というふうに理解をしております。

それから市内の実績でございますが、これはこの特養が初めてだというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○4番（小川友一君）　　時間も大分なくなってきました。

大体、建築を出すのに橋げたの工事の会社に出すなんていうのは考えられないですね。それと、また先ほどから総務部長もお話していました、日野市での実績を重視してというふうな形で、こういうふうな案件は処理していく、と再三言っていたわけでしょう。そうすると、これ、オリエントコンクリートなんていう会社は、日野市の建築はこれが初めてだという。6億1,000万もの工事を発注するのに初めての業者をここで落札しておいて、今回4億1,000万程度の工事をなぜ地元の業者にできなかったのか、こんなことがちょっと自分なりに不思議に思ったんですね。

私は、これ別に地元の業者は何でもいいんですけれども、たまたま地元の業者の方々が、市長といろんな形で防災協力等を結んでいる、というふうなことも聞いておりますし、最後に市長にちょっとお伺いしたいと思うんですけれども――もう、このことは総務部長、結構です。そういうふうなことで、総務部長がおっしゃっていたいろんな要綱は、一つ一つ私は崩されたと思うんです。要するに、なぜかといいますと、こういうふうな基準でやっています、と言いながら、ほかでは違うことをやっているわけですから、こんなものは全然条件の中に入ってないという形で理解します。

それで、昭和60年3月5日に業者の方々から、地元の業者の方々から要望、請願が出され採択している経過を見ました。これは超党派で採択をしたみたいでございます。この中に1億5,000万以上3億円まで、また地元業者同士による企業体方式に、また3億円以上は地元業者を加えた大手業者との共同企業体方式として発注をされるように、というふうな形で要望が出され、これも採択されております。

それと、昭和55年の5月の13日に俗に日野市の業者が会をつくっている日野市の建設協和会というところと、森田市長は防災協力ということで行政協力を求めて、協定を結んでいる経過もあります。先ほど来、私も再三とお話はしてありましたのでありますけれども、市長の10大政策の基本政策の中にもはっきりとうたわれているし、市長も今、これからは、そういうふうなことで地元の業者を育成のためには努力をしていく、というふうなお答えもいただいております。これはもう十分理解できるところであります。したがって、このぐらいの金額は、なぜ地元の業者に出してあげられなかったのかな、今私がこういうふうな、いろんなことを述べた中で単純に思っただけであります。

前回、ほかの市ではどうだろうと思ってちょっと新聞を見ておりましたら、先月の11月に、武蔵野市で心身障害者総合授産センターというふうなものが計画され、総工費が17億円ぐらいの工事だそうでございます。これが地元の業者が2社、指名の中に入って

いる。このような経過の中で私は、今まで何回となく、いざとなれば防災協力をしていただいて、雪が降れば除雪を頼んだり、いざといって何か雨が降った、風が吹いた、決壊しそうだ、これは警察とか、それから役所というのは公的な機関、消防署もそうですね。要するに民間の力を借りていろんな防災をしていただくのは地元の業者だと思うんです。いざとなったら頼む。こういうふうな今の発注の仕方をしていれば、これからは地元の業者だって、だんだんいやになってしまうと思うんですね。じゃあ、これを大手に頼んだって大手なんて来てくれやしないでしょう。

そんなことを思いながら今回のこの質問を取り上げてみたわけですけども、総体的に市長が、今、部長とのやりとりの中で、この案件をどういうふうに対応していくのか、私としては、この議案は総務委員会に付託された案件であります。総務委員会のメンバーの方々が十分審査して、よりよい判断をしていただけるものと確信はしておりますけれども、今までの経過の中で市長がどのような印象を持たれたのか、これから、こういうふうな問題には、どういうふうに対応していくのか、総体的な考えを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　一つの行政施策として地元産業の振興ということは、それなりに地域の活性化のためにも大切なことだ、ということは言うまでもありません。ただ取引ということになりますと、これはまた内容が公正であること、そしてまた、いろいろな発注の原則に沿っていること、いろいろあると思っております。

それから、建設協和会という形で災害時等に出動していただくという関係も、これは一つの信頼関係でありますから、なるべく信頼の上に立って地元の産業の育成にも寄与できる、こういうことが地域社会としても大切だ、というふうに考えております。

ただ、発注をするかどうかということは、必ずしもそういう関係で原則づけることもちょっと難しいわけでありまして、災害時の出動にも当然また、かかった経費は、これは後でお払いをするという仕組みのことでありますから、余りなれ合いにしないで、やっぱり公共事業としての一定の原則、基準の中で一番市民に利益のある方法で行うのが公共事業だ、このように申し上げておきたいと思います。

そのことは、地元の育成ということを考慮しないということでは全くありませんから、それらを両立させながら一つずつやっていく、こういうふうに日ごろ考えてもいます。今後も、また行っていきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○4番（小川友一君）　先月ですか、鈴木議員がハンディキャップを持った方に温かい手を――市長も、うなづいておりました。そういうふうな施策を展開する中でも、やっぱり財政の裏づけがなかったら、できないことであります。大手業者に発注をしても大手業者は日野市内で税金を払わない。地元業者の人が潤えば、また税金として返ってくる。議員のおっしゃったような施策もとれるわけであります。当然そういうふうなことも考え、地元の商工業の発展があってこそ町が経済の一つの流れの中で回転していくわけでありますので、市長も十分理解はしているところだと考えますので、これからの対応をしていっていただきたいと思います。

最後に、助役に１点だけお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

指名委員会の委員長という立場であります。指名委員会で指名がなされたものは、上からの圧力によって変更などないように、これから気をつけて対応していただきたい。何回かそういうふうな件もある、というふうなお話も聞いておりますし、やっぱり助役という立場でイエスマンではいけないと思うんです。多少、口を言えるような助役であっていただきたい。それが行政のこれからの対応がうまくいく、こういうふうに思いますので、助役にひとつお願いをし、この総体の質問を終わらせていただきたい。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これをもって15の１、公共事業についての質問を終わります。

一般質問16の１、寝たきり老人“ゼロ”を目指しての通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○3番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1985年の敬老の日、朝日新聞１面に載った「座標」のさわりに、こういう文章が出ておりました。ちょっと読んでみますと、「高齢社会の先輩国には、寝たきり老人に対応する日常語がない。日本でなら寝たきりになっているような人々が、ここでは車いすに乗り歩行器を使って歩いていた」という文章であります。これは実際、西欧、北欧の福祉先進国を視察して歩いた朝日新聞の現役の論説委員の言葉であります。

当時は、日本の医療や福祉の大御所とも言われている人々からも、寝たきり老人がいないなんて信じられないという意味で、随分反響が大きかったようであります。その後、デンマークやスウェーデンの実情がテレビ等を通してマスコミに広く紹介されるに及んで、実際そのような福祉先進国には、「寝たきり老人」という言葉自体が存在しないように寝たきりの老人は存在しないということが、我々にも徐々にわかってまいったわけでございます。

遅ればせながら厚生省もやっと重い腰を起こし、昨年、高齢者保健福祉推進10カ年戦略を策定し、福祉先進国へ追いつけ追い越せのスタートを切ったわけであります。しかしながら、マンパワーの問題を含めてその実現性を危ぶむ声も多いのも事実であります。今後の高齢化社会を考えますと、決して国任せであってはならない。ますます自治体の主体性と創意工夫が求められる、と強く思うのであります。

さて、話をもとへ戻しまして、なぜ福祉先進国には寝たきり老人がいないのか、それを朝日新聞の論説委員は、御自分の体験を踏まえて次のように分析をしております。

一つには、何といってもホームヘルパーの数の違いであります。スウェーデン南端の町、マルメという町の例を紹介して、例を挙げております。

例えば、75歳で１人暮らしの女性の場合の例を挙げております。彼女は脳卒中後遺症で15年前から半身不随です。糖尿病の持病があり、狭心症の発作をたびたび起こすのですが、住みなれた家での暮らしが気に入っています。このような家庭に、朝、ホームヘルパーは彼女の家に着くと預かっているかぎでドアをあけ、続いて窓をあけます。彼女をベッドから助け起こします。トイレの世話をし歯磨きを助けます。きょうはどの服が着たいかを尋ね着がえるのを手伝います。車いすに乗せます。オープンサンドの軽い朝食の準備をし食べるのを助け、お昼にまたね、と帰っていきます。昼には同じヘルパーが再び訪ねます。車いすを押し、デイセンターのレストランへ連れ出します。外出したくないという日には温かい昼食がセンターから配達さますので、これをテーブルにセットして話相手になります。彼女は猫をかわいがっているのでその世話も、観葉植物を大切にしているのでその水やりも、曜日を決めて洗濯や掃除や買い物、彼女が望めば車いすを押して一緒に買い物に出ます。夕方、朝、昼とは別のホームヘルパーが夕食の世話をするために訪ねます。夜は再び夕方のホームヘルパーがあらわれます。歯磨きと着がえの手伝いをしてベッドに……。

このサービスセンターは、周辺１キロ以内に住む１万世帯、１万5000人の人口を受け持っていました。センターを中心にホームヘルパーの詰め所が20カ所配置され、そこを拠点に400人、33班のホームヘルパーがいて、身の回りのことができない高齢者や体の不自由な人たちの日常生活を支えていました。１万人の地区に400人のホームヘルパーがいる。朝、起こしに来てくれるホームヘルパーがいる。その数の多さと仕事の内容に私は茫然としてしまいました。北欧の国々に寝たきりのお年寄りがいない、その最大の秘密は日常生活の節目、節目にあらわれるホームヘルパーの存在だったのです。その人々

が毎朝起こしてくれるから寝たきり状態にならない。私たちの国では寝かせたきりにしておくから寝たきり状態になってしまう。日本にいたときには予想もしていなかった発見でした、と書いております。

ホームヘルパーの数を西欧、北欧の国々と比較しますと、人口10万人あたりの数で見ますと、日本が19.4人に対し、ノルウェーで998.0人、スウェーデンで847.7人、デンマークで471.0人、オランダで212.1人、イングランドで189.1人となっており、ノルウェーで51.5倍、スウェーデンで43.7倍、デンマークで24.3倍、オランダで10.9倍、イングランドで9.7倍という数字が「検証、日本医療の論点」1989年の１月号に出ているわけであります。日本がいかに高齢者福祉を支えるホームヘルパーの数において低く遅れているかが一目瞭然であります。

第２点目の理由として、ホームヘルパーそのものがヘルパーとしての教育と訓練を受けたプロ集団であるということであります。例えばリフトテクニック、これはベッドから１人では起きられない人を補助器具を使って車いすに移したり、再びベッドに戻したりする技術ですが、これを取得しているとか、またお世話をし過ぎて残っている能力を損なわないように潜在能力を引き出して生かすようにする。そのようなお年寄りを上手に励まして、先を急がずゆっくり待つようなやり方等々の技術的にも心理的にも熟練工のような人たち、それが北欧のホームヘルパーだというのです。

第３点目は、気軽に支えるＳＯＳだそうです。いくらホームヘルパーがいっぱいいるからといっても、日本のお嫁さんみたいにつきっきりではなく、そばにいるのは生活の節目のときだけ、重度の人で週に20時間程度、軽い人では２時間程度ぐらいであるようであります。その間にトイレに行きたくなったり、転んで起き上がれなくなったり、発作が起きたりしたときには、簡単にヘルパー詰め所に連絡ができるようになっているようです。

その内容においても、日本のように命にかかわるときだけ押すのですよ、と厳しく念を押されるようなものではなく、100回のうち98回までは、トイレに行きたい、今夜はテレビがおもしろいから寝かせに来るのはその番組が終わってからにしてくださいとか、何だか寂しくて等々と、およそ日本の緊急とは、ひどくかけ離れたもののようです。

しかし、よく考えてみれば、どれも切実な申し出です。それをヘルパーたちはよく理解していて、こんなつまらないことでＳＯＳを出して、などという不満そうな様子は、これっぽっちも見せないとのことです。安心や幸せは、こうした小さな望みが温かく受け入れられ積み重なっていったときに得られるものなのかもしれません。

第４点目として、訪問看護婦の存在が大きいと指摘しております。

北欧では町のだれかが入院したとすると、訪問看護婦は、入院した時点でも病院のスタッフと退院後の生活について計画を練るとか、自宅で暮らせるように環境を整えるため作業療法士、理学療法士、医師と絶えず連絡をとるということも重要な仕事となっておる。ホームヘルパーをどのくらいの間隔で派遣するのか、の判断も主に訪問看護婦に任されているようです。まさに訪問看護婦が保健と福祉と医療のかけはしになっているということがよくわかります。北欧では生活の場合、医師や作業療法士が、また理学療法士が出向いて行くのです。医療の出前が行われているのです。その要が訪問看護婦だというのです。

第５点目として、実力ある訪問家庭医の存在、第６点目として補助器具センターの存在を挙げています。

デンマークでは、人口25万人、大体東京都目黒区ぐらいの規模で、大体このような人口25万ぐらいに１カ所ずつ補助器具センターがあり、そこには3000種類の器具がそろっているようであります。車いすだけでも100種類、そのうち電動車いすが30種類、つえが100種類近くあり、それぞれの不自由な状態にあわせて器具を選ぶことができ、さらに改良が必要なものも改良し、使い方も徹底的に指導するというものであります。

最後に挙げられていた理由としては、ちょうど日本の小学校区に１カ所ずつぐらい、つまり歩いて通える距離のところに在宅サービスセンターがあるということであります。デイセンター、食事サービス、送迎サービスの３点セットがそのような至近な距離にあるということで、自宅で暮らす高齢者を力強く支援しているのであります。デンマークでは、1988年１月１日をもってプライエム、日本で言う特別養護老人ホームの増設をやめたようであります。施設中心主義から在宅ケア重視への大転換です。それを支えているのが介護の出前をするホームヘルパーと医療の出前をする訪問看護婦、家庭医、作業療法士、理学療法士ということになるわけであります。

以上、西欧、北欧の福祉事情、とりわけ寝たきり老人ゼロへの取り組みを中心に見てきたわけですが、非常に示唆に富むものであり、今後の高齢化社会に臨む我々の大きな指標となることは間違いありません。もちろん、その中には国を上げて取り組まなければならないもの、都の範疇に属するもの等々あるのでしょうが、少なくとも我々が今できることをこの中から模索していく必要が大いにあると確信いたします。

そこで日野市として、寝たきり老人ゼロを目指すにはどうしたらいいかを考えていきたいと思います。

そこで、まずお聞きしたいのは、日野市の最新の高齢者の人口と人口比率、または寝たきり老人の数をお教えいただきたいと思います。

第２点目にお聞きしたいのは、現在のホームヘルパーの数であります。この数の中には市の職員、福祉事業団、民間の家政婦紹介所と３ブロックに分かれていると思いますので、それぞれについてお教えください。

３点目に、さきの第121臨時国会において老人保健法が改正されました。マスコミ等では患者の一部負担問題だけがクローズアップされ、新規の福祉事業が余り日の目を見なかったわけですが、改正案には老人訪問看護制度の創設、初老期痴呆症患者の老人保健施設への入所など、高齢化社会の重点施策が盛られており、改正案の成立は寝たきり老人や痴呆症患者を抱える家庭、家族には朗報となったものであります。

老人訪問看護制度は、市町村、地域の医師会、看護協会、社会福祉法人などが訪問看護ステーションを設置し、来年４月からは在宅の寝たきり老人65歳以上をケア、介護するシステムと位置づけられており、訪問看護ステーションの創設は、在宅医療の推進にとって不可欠であり、地域の関係機関が話し合って早急に軌道に乗るよう努力すべきであります。

その意味で、日野市としてこの老人訪問看護制度創設に当たり、どのように取り組もうとされているのか、また現行の訪問看護指導事業との整合性はどうなるのかを教えていただきたいと思います。

第４点目に、本年よりスタートした機能回復訓練事業の現状と問題点をお教えいただきたい。

まず、この４点の御質問をいたします。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、第１点目の高齢者人口ですか、これらについてお答えいたします。

平成３年１月１日現在でございます。総人口16万2,020人でございます。65歳以上の人口１万3,287人、老人人口比率で8.2％、70歳以上の人口8,393人、比率といたしましては5.2％でございます。

それから寝たきり老人の数でございます。これは平成３年４月１日現在で申し上げます。６カ月以上寝たきりの者が395人、この内訳といたしましては入院が218人、在宅177人、それから３カ月以上の在宅の寝たきりの者、199人、同じく３カ月以上の入院在宅寝たきりの者、417人、こういうふうになっております。

それから、ホームヘルパーの活動状況でございます。これは平成２年度の実績で申し上げたいと思います。市のヘルパーは現在６人おります。派遣世帯といたしましては36世帯、派遣回数、年間で1234回でございます。それから福祉事業団でございます。これは、いわゆるＡ会員、Ｂ会員で制度でやっているものでございますが、これについては実際の活動されたＡ会員の方が60人ということでございます。派遣世帯としましては56世帯、3,669回でございます。

それから、市内の家政婦紹介所によりますところの家事援助ですね、これについては86人の方が活動されておりまして、派遣世帯数が108世帯、派遣回数にして7,317回ということでございます。合計いたしまして、年間１万2,220回ということでございます。平成元年度とちょっと比較いたしますと、平成元年度が9,914回ということで伸び率も23.3％ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　４点目、５点目についてお答えしたいと思います。

４点目の老健法改正に伴います訪問看護制度に対する取り組み、また従来、市独自に行っております訪問看護制度との整合ということでございます。新たな制度については質問者から御紹介があったとおりでございますが、実際上、私どもは、この制度につきましての関係書類を手にいたしましたのは数日前というのが実情でございます。御紹介にありましたように来年４月１日にはスタートということでございますが、今お話したような実情の中で、現在、都を初め各自治体、急ぎ取り組みの体制を整えているということが実情でございます。

そこで、私どもが従来行っております訪問看護制度につきましては、現在210名と記憶がございます。――の方々に対しまして、月に一、二回、またケースによりましては３月に１回というような中で行ってきておるわけでございますが、当然この新しい制度の今後の実現の形態によって、どのようになるか、ちょっとその辺につきましては、今の段階では申し上げにくいところでございますが、この老健法の改正と訪問看護制度を十分理解した中で、また各市町村の状況、あるいは情報交換によりまして方針を定めていきたい、そういうふうに考えております。

また、当然これには医師会等の関係も保たなければなりませんので、逐次それらにつきましての連携をとってまいりたい、そういうふうに考えておるところでございます。ただ、いずれにも言われておるところでございますが、やはり看護婦等についての確保

という問題が一番大きな課題として現在のしかかってきておるということをつけ加えさせていただきます。

また、５点目の機能回復訓練事業でございます。これにつきましては、ことし９月から生活・保健センター内におきましてスタートさせたところでございますが、社会的機能訓練を中心ということでやっておるところでございます。現在13名の方が週１回の割合でお見えになって、通いでリハビリを受けているということでございます。計画の上では週２回ぐらいということで計画は立てたものの、実際のスタートにおきましては、やはりここでも先ほど触れましたマンパワーの問題、特に理学療法士さんの不足が災いいたしまして、現在、週１回という形態のやむなきに至っておるところでございます。今後におきまして、回数のみならず内容的にも目的に即した中で充実を図っていきたいという考え方で現在進めておるところでございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　それでは、それぞれ項目ずつ再質問させていただきます。

まず、ホームヘルパーの問題につきまして再質問をさせていただきます。このホームヘルパーの問題につきまして４点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

１点目は、先ほど紹介した北欧の例に比べても、やはりヘルパーの絶対数がどうしても少ないということだと思うんです。そこで、ホームヘルパーのマンパワーの確保をどのように考えておられるか。聞く話によりますと、長野市では社会福祉協議会として現在103名のホームヘルパーを正職員として採用している、という話も聞いております。また、課長さんで実際に視察に行かれた方もいらっしゃると聞いておりますので、その辺の長野市の例も踏まえながらお聞かせをいただければと思います。

２点目とては、このホームヘルパーの現状としては昼間が中心になっているわけであります。北欧の例を先ほど紹介した中でもありますとおり、やはり朝、昼、晩、また夜と24時間体制とまでいかなくても、５時以降の問題というのがなされていないのが現状であります。

そういった意味で、今後、夜の訪問者じゃありませんけれども、夕方から夜にかけての寝るときの世話など含めて、そういったものの夜の訪問ということについてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

３点目としては、現在、先ほど、それぞれ市職員と事業団と家政婦紹介所、それぞれの人数でのホームヘルパーの数について教えていただいたわけでありますけれども、そ

れぞれ役割は違っているわけですね。例えば市の職員であれば、かなり重度で低所得者が対象であるというふうに聞いておるわけであります。特にボディタッチが必要な方、あるいは食事、または髪の毛まで切ってあげるとか、かなりの、いわゆる接近した形でのサービスというんでしょうか、そういった意味で重度の方なんだと思いますが、そういった方々。また事業団の場合には有償ボランティアですか、または家政婦紹介所は普通のヘルパーになるんでしょうけれども、それぞれが今ばらばらでやっているような気がしてならないわけであります。特にお１人の方が、それぞれ市の職員からも来るとか、事業団からも来るとか、家政婦紹介所からも来るという、こういうお１人の方が三者三様からそれぞれ来ているという状況もあるわけであります。

そうすると、御本人もなにか、お年寄りだからわけがわからないというか、違った方が来てそれぞれサービスが違うという形で行われているとか、ということも踏まえて、この辺の調整というものがないと、せっかく来ていても効果が出ないような気がすごくするわけです。

そういった意味で、まず問題は、現状としてはその三者三様がどういう連絡を取り合っているのかということと、あと今後は、御本人もわけがわからないということもありますし、はたから見てもわかりにくいという部分があるわけですね。そういった意味で、これからホームヘルパー制度を充実していくという意味では、行く行くは一本化していくこともこれは必要ではないか、ということも強く感じるわけであります。そこのところのお考えをお聞かせをいただきたい。

４点目には、先ほどの民間の家政婦紹介所の数が86人ということでお教えいただいたわけでありますけれども、この家政婦紹介所の場合においては、現行では１日３時間券で3,240円ということで行っておるわけでありますけれども、これは基本的には市内どこへでも行くということが原則ではあるんですが、やはりどうしても、近くであれば自転車で行くということもありますし、歩いて行ける範囲内であれば問題ないわけですが、例えば、市内でも電車を利用して行くとかバスを利用して行くということも当然あるわけであります。そうしますと、そういった交通費は出ていないわけですね、現行では。そうするとヘルパーが欲しくても近くにヘルパーがいないと、どうしてもお願いしても来てくれないという事情も、私は現実にはあるというふうに思います。

先ほど、３カ月以上の入院在宅寝たきり老人が417人というふうにお話がありました。それでもって、市、福祉事業団、家政婦紹介所、あわせて200世帯へこれを派遣している、というふうに合計するとなるわけですね。そうすると、現在寝たきり老人の半分以

下の方々に対してだけしか今派遣されてない、というような現状が数字で見ると出てくるわけであります。中には、もちろんお嫁さんが世話しているとか必要ないという方も当然いるんでしょうけれども、中にはこういった形で、欲しい、欲しいというか来てほしいという要望があっても、なかなか派遣したくてもできない。家政婦紹介所でも、遠くていやがって行かない、損だ、それよりも近くで行けるところがあればそっちへ行く、というのは当然のことでありますけれども、そういう事態になってきているのが現実であります。

そういった意味で、市民全域にこのヘルパー制度が行き渡るには、やはり現行制度ではそういった問題もあるわけです。そういったものについてはどのようにお考えか、この４点についてお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

第１点目のマンパワーの確保でございます。これについては、これからの高齢者対策の上でも重大な課題だ、というふうに受けとめております。

現在、日野市の状況を先ほど各ヘルパーの活動状況をお話いたしました。今、議員さんの方から北欧等の紹介もございました。北欧の方の状況については、必ずしもそれが日本で通用するかというと、なかなかそれは無理な点もあろうかと思います。大体、北欧の方は、ほとんどヘルパーは職員ということで確保されているわけですので、じゃあ日野市においてもこのマンパワーをすべて職員で体制が組めるかというと、なかなか難しい点があろうかと思っております。

そんなことで、現在の市のヘルパー６人ということですが、この数が現在において適正かどうかは別といたしまして、将来的には、やはり家政婦協会、あるいは福祉事業団のケア事業、これらを３者を一体化して強化を図っていかなければならないのではないか、というふうに考えております。

それから、また御質問のございました長野市の例ですが、先般、老人福祉課長、担当者が現地に赴きまして実態を調査してまいりましたが、長野県をちょっと御紹介いたしますと、長野県におきましては、やはりマンパワーの必要ということから、社会福祉協議会で職員として採用したということでございます。採用員には同一の給料表というような適用でございます。実際の職員との給与の格差は二、三号の下で格づけされているということでございまが、一応の身分保証なり生活保証がされているということで、ことしに入りまして103名のホームヘルパーが確保できたということでございます。

これらの事業の実施状況を見てみますと、市内20カ所の支所、連絡所に駐在させまして、地域に密着したサービスを行っている。また、これは社協への委託料としては３年度では３億5,000万円、そのうち市の負担が１億8,000万、そのほかは国や県からの補助でやっているということでございます。

また入浴サービスにつきましては、ホームヘルパー103名のうちの24名で６台の巡回入浴車を使用し、１日24名の在宅入浴サービス等行っているということでございます。これらを参考にいたしまして、これから市といたしましてもマンパワーの確保、これらに努めていきたいというように考えております。

それから、いわゆる現在行っておりますのは昼間ということでございます。例外として夜間も一部やっているところもございますが、ほとんどの部分が昼間だけの援助でございます。これらについては24時間、あるいは休祭日もできるような方法を今後講じていきたい、というふうに考えております。

それから３点目のホームヘルプ事業の、いわゆる市の職員、あるいは福祉事業団、家政婦協会というようなこと、あるいはもう一つ婦人協会ですか、女性協会ですか、これらについても一部やっておりますが、この辺の調整でございますけれども、現在、ケースワーカーが中心となって何とか調整を図りつつやっております。

現状においては、やはりすべての方が通常のホームヘルプを受けられるという状況ではございませんので、足りないところは福祉事業団、あるいは家政婦協会ですか、こういうところの連携の中でやっていかざるを得ないのが現状でございます。

それから４点目の、いわゆる家政婦紹介所の処遇の関係でございます。必ずしも日野市全体にこれら家政婦紹介所の方が分布しているわけじゃございません。そういうふうなことで、介助券そのものについては交通費を含めた中で一律に支給されておりますので、近くであれば別段交通費がかからないで行けるんですが、遠隔地の場合には、さらに交通費を負担していかなくちゃならないというふうなことで、場所によってはなかなかこの確保が難しいわけでございます。できれば、来年度にはこういうような遠隔地、特にこういう方が、援助者が行きにくいところ、こういうところに行く場合には若干の処遇改善、あるいは、これからは24時間の介護を必要とする方も出てくるわけですので、休日、夜間、祭日、24時間体制をきちんとこれらに対応した場合には、それなりの処遇を図っていきたい、というふうに考えております。

それから、ちょっと３点目でつけ加えさせていただきますが、現在、市の職員の役割は質問者のおっしゃるとおり重度の方、いわゆる家政婦協会からの派遣等行きにくいと

ころ、あるいは低所得者、これは市の職員が対応しております。家政婦協会にしても福祉事業団にしても、これから、やはり家事援助だけじゃなくある程度のボディタッチのできる介護、こういうふうなことで講習会にも出ていただいて、それなりの資格を取ってもらい、そういう方たちにはそれなりの処遇を考えて充実を図っていきたい、というふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　大変、前向きのお答えをいただいたような気がいたします。とにかく、この問題はヘルパーがいなければもう元も子もありませんので、そういった意味でマンパワーの問題、これは非常に難しい問題でもあると思いますけれども、やはり市としての、そこでこそ、まさに創意工夫というものが各自治体としての考えが生かされてくるのではないかというふうに強く思いますので、ともかくこの3者、女性協会もありますけれども、基本的には市、事業団、家政婦協会等々という3者がさらに一体となって、現状はさらに一体となってやっていくしかないと思いますので、この辺は綿密に連絡を取り合う中で将来的には、先ほど部長さんも御説明の中でおっしゃったように一本化していくということが将来の方向ではないかな、というふうに思っております。

特にボディタッチというか、家事援助だけじゃなくて、そういう介護、そういったものまで踏み込めるようなホームヘルパーの将来構想をじっくりと練っていっていただきたいということを強く要望し、また24時間体制までいかなくても、本当に先ほどの紹介であったような、夜にもきちっと訪問して、むしろ夜の方が大変かもわかりません。そういうことは、現状では夜の訪問がないためにどうしても病院に行かざるを得ない、という人も中にはいるわけでありまので、その夜の体制ができてくればかなり、病院にあえて入らなくても自宅でがんばれる人も出てくるのではないかな、というふうに強く思いますので、その辺の体制を今後じっくりと練っていっていただきたい、と強く要望してこの質問は終わりといたします。

次に、訪問看護制度についてであります。

先ほど部長さんの方から、この老健法に伴う訪問看護制度については、書類が来たばかりでなかなか把握しにくいというものがある、というお話もあったわけでありますけれども、実際には、10月の上旬にはもう可決をされていると思うんですね。そういった意味で、処理的には遅く移るのかもわかりませんけれども、新聞等を見てもかなり報道がなされておりますし、注意深く見ていけば結構報道されておりますので、やはり市と

しての取り組みがちょっと遅いのではないかな、ということを強く思います。

特に11月の26日には、この訪問看護制度についても老人保健審議会で答申が出ておりまして、具体的には、もう来年4月からスタートするということを前提に、これはどうしてもやっていきたいという前提に立って1回の訪問を2時間程度とか、訪問回数を月4回と想定するとか、自己負担分を月額、老人施設の外来患者並み――1,000円程度と言われておりますけれども――にするとか、ですから1回につき250円程度の負担額を決めていこうというような、そういったような答申もなされているわけでありますので、ひとつ、書類が来るのを待つのではなくして、こちらから積極的に関係機関に調整を図り、また、どんどん質問をしていきながら万全な体制をつくっていただきたい、ということを要望しながら、ちょっと1点だけ再質問させていただきます。

この訪問看護制度の創設は、寝たきり老人にとっては画期的な制度ともなるわけであります。日野市としても先取りをして、なおかつ従来の訪問看護指導事業とタイアップをさせれば、日野市独自の、より充実した内容の訪問看護制度ができると確信いたします。そういった意味で、この訪問看護制度について、今後の保健、福祉、医療の一本化ということを考えてまいりますと、この訪問看護婦が保健、福祉、医療のかけはしになっていくことが一番好ましいと思うわけであります。そういった意味で訪問看護婦が、患者の対応を見てヘルパーの必要性とか訪問回数までも決められるような、そういうシステムが私は理想的ではないか、ということを北欧の例を見たりなんかして強く思うわけであります。このような保健、福祉、医療を一本化していくことをその要に据えていくという意味で訪問看護婦がその要になる。そういったことについては、現時点でどういうふうにお考えになっているか、この辺だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

一本化というようなお話が出ました。もちろんそのような形は大変望ましいところでございます。現在、新たに設けられましたこの制度におきましても、また私どもが主として実施しております訪問看護制度にいたしましても、医師の指示に基づいた中でしておるという実態がございます。もちろん、私どもの立場では医療ではございませんもんですから、そういう形になるわけでございますが、私ども、よりよい形の中で今後取り組みを進めてまいりたい、そんなふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　この問題は、今後のことに当然なるわけでございますので、どうか、先ほど部長さんも大変素晴らしい制度だというふうにおっしゃってもいただいておりますので、どうかこの訪問看護制度を機にそういった保健、福祉、医療、これが一体となった、この高齢化社会に向けての大きな礎をつくっていただきたい。特にこれが本当に完璧になれば日野市においての寝たきり老人ゼロも夢ではない、というふうに強く思います。

どうか、この老人訪問看護制度をしっかりと来年４月からスタートできるように肉づけをお願いしたいと思います。

次に、機能回復訓練事業ですけれども、先ほどお話がありましたけれども、やはり13名で週１回とスタートしたばかりで、いろいろ、こう軌道に乗せるということもあるんでしょうけれども、余りにもリハビリという観点でいきますと、週１回で本当にリハビリになるのかな、という感じもするわけでありますので、これからもこの事業の拡大を強く望むものでありますけれども、特にこの寝たきり老人ゼロを目指して、という観点でこの機能回復訓練事業、リハビリをとらえますと、先ほど北欧の例にもありましたけれども、やはり今後はこの機能回復訓練事業を拡大して、寝たきり老人の家まで理学療法士、作業療法士が出向くような形で、寝たきり老人を起き上がらせるための機能回復訓練ができないかということであるわけであります。そうすれば、ヘルパー、訪問看護、リハビリと三拍子がそろうことになり、寝たきり老人ゼロに限りなく近づくと思うのであります。この点は、いかがでありましょうか。

あと２点目としては、このリハビリという観点でいいますと、この中間施設というものも非常に今後重要な、また、かつ必須な施設と考えるわけであります。この中間施設の設置構想についてのお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

この２点、お伺いします。

○議長（小山良悟君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　　現在、機能訓練事業といたしましては、ことし、先ほどもお話いたしました、ことし、生活・保健センターでスタートいたしました事業、それに加えまして訪問看護制度の中におきまして取り行っている部分がございます。それは大分前からあったようでございますが、本格的な実施は平成２年８月からということでございます。そういう中で私どもも、お宅に在宅でおられる方が床から離れるために、というのが素朴には目的でございまして、現在、社会生活が営めるために実施し始め、あるいはしてきておるところでございます。

何はともあれ、先ほども触れましたとおり、この理学療法士の不足が大きな問題でございまして、現在、国でもその養成機関をつくろうという計画が出されてはおります。私ども現在お願いしておりますのは、八王子にございます横山記念病院の方からの派遣で来ておりまして、３名の方が見えておるところでございます。それは理学療法士、それに作業療法士、言語療法士という３種目につきまして実施してまいってきております。いろいろ、このマンパワーの確保ということでは先ほども福祉部長が触れられておりますとおり、私どもといたしましても、現在、職員、そしてＯＢ、看護婦といった事業で10人ほどが携わっておりますが、もちろん今後に向けてこれらの確保をなお一層努力してまいりたい、そんなふうに考えております。

また中間機関と申しましたでしょうか、（「これは福祉部長の方でお答えを」と呼ぶ者あり）私の方としては今申し上げたような状況でございまして、なお一層充実を図ってまいりたい、そのように考えます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　御質問のリハビリの関係でございます。ただいまの生活文化部長の方からお答えがございましたけれども、いわゆる老人保健法の一部改正によりまして、来年度の４月１日から老人訪問看護制度というような非常に画期的な制度が加わってくるわけでございます。この中においても、訪問看護の中に寝たきりにさせないためのリハビリ、当然こういうものを入ってくるわけでございますが、一応私どもの方の福祉部の方の関係といたしましては、現在、在宅の方のリハビリについては浅川苑高齢者在宅サービスセンター、あるいは至誠老人ホーム、こういうところでのリハビリはやっておりますが、将来的には現在計画を進めております仮称多摩川苑福祉ゾーン、この中に老健施設を設置いたしまして、介護支援センターの建設とあわせまして、ここで本格的なリハビリのできるセンターを整備いたしまして、ここで実際には総合的なリハビリをやっていきたい、というふうに考えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　機能回復訓練事業の中での現行の中の問題として、マンパワーということがどうしても出てくる、というお話であります。また、現行では社会生活が営めるまでの訓練という位置づけがなされているという、こういう説明でありました。それはそれとしてわかっているわけでありまして、取り組みとしては、やはりこの寝たきり老人をゼロにするということ、これの中間施設という計画もあるというお話も出て

いるわけでありますけれども、やはり一体となって当面の問題としても、やはりこれは中間施設も当然将来的に考えていく。その前段として、やはりこのリハビリの関係でこの機能回復訓練事業を、マンパワーの問題を乗り越えながら何とか寝たきり老人の方々への派遣をしていただくという、こういう方向をぜひとも今後考えていただきたい、ということを強く要望をさせていただきたいと思います。

それでは、全般的にこの寝たきり老人ゼロ作戦ということでありましたけれども、最後に、全体として今後の寝たきり老人ゼロ作戦への取り組みとして、私はまだお聞きしてないこともあると思いますので、この取り組みのお考えがあれば、こういったものがあるということがあれば、ぜひ、お聞かせをいただきたいと思います。

福祉部長、生活文化部長、それぞれ、お聞かせをいただければと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

寝たきり老人のゼロを目指すということでございますが、今までどちらかというと、寝たきりを前提とした施策ではなかったか、というふうに考えております。これからは寝たきりにしないための施策ということで発想の転換をしていかなければならない、というふうに考えております。

御承知のとおり日本は世界一の長寿国になりましたが、寝たきりが多い長寿国では何の意味もございませんので、健康で長寿国ということを目指さなければならないと思っております。特に寝たきりの原因となりますと、やはり脳卒中、あるいは骨粗しょう症、骨折、こういうふうなことから寝たきりになる原因の主なものでございます。

したがいまして、発生後は寝たきりにしないためにも早期のリハビリ、あるいは住環境の整備、在宅の保健医療福祉サービスの充実が一番望まれるところでございます。福祉部の取り組みといたしましては、現在、お年寄りが寝たきりにならないために健康増進と意識の高揚を図る目的で「生き生き体操教室」というのをやっております。この体操は、お年寄りが身近な地域でだれでもが参加できるように、今年度も場所もふやしまして市内14カ所の公共施設を利用いたしまして、年間で、延べ168回、59歳から89歳までの約4000人がこの体操に参加しているところでございます。

事業の内容につきましては、ただ単に体操だけではなく健康づくりの、いわゆるお医者さん、保健婦、栄養士等による講話も加えまして、体力測定、ボケ等の予防、寝たきりにならないための10カ条、これがございますが、これらの啓発も一緒に行っているところでございます。

将来的には、先ほども申し上げましたとおり寝たきりにならないために、いわゆる病院と家庭との中間、いわゆる中間施設といっております保健施設ですか、こういうものを将来、仮称の多摩川苑福祉ゾーンですか、こういう中に設置してやっていきたい、というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　寝たきり老人ゼロということにつきまして、今、福祉部長の方から、これはそれをつくらないようにするんだ、ということでありまして、もちろんそれが私どもの分野ということになろうかと思います。そのための成人病の健診等行ってまいっておりますが、今後こういったゼロ作戦ということで考えるならば、より多くの方、またその健診の機会を多くつくるということが第１に考えられることであろう、というふうに思います。

第２としましては、それらの健診の細密化といいましょうか、検査項目の増加等を図るというのが第２点というふうに思われます。こういう中で病気の早期発見、早期治療というふうな動きがとれれば、というふうに考えます。

次に、あと啓発の関係でございます。これら健診活動に加えまして、啓発といたしまして御自分でできる健康法のＰＲといいましょうか、そういったものに努めていく。先般行いました健康法の集いなども、いろいろ、そういった自己診断の器具を備えた中で医師会との協力の中で実施してきたところでございますが、そういったようなＰＲの機会、文書によるＰＲの機会等を持っていきたいというふうに思います。

また、こんなこともつらつら思うところでございますが、今まで本人のという、どっちかというと本人のという個体に対するＰＲなりということを考えてきたわけでございますが、それを広げまして家族ぐるみ、ひとつその家族という単位におきます健康づくり、健康計画をつくるというような動きがつくれたらな、というふうなところも考えられるところでございます。これからも考え得る、そして楽しみつつ健康を家族の皆さん御一緒につくれるような機会を検討、実施していきたい、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　１点だけ福祉部長さんにお聞きしたいんですけれども、先ほどの中でちょっと出てまいったんですけれども、いわゆるサービスセンターの構想がある、

というふうにも聞いているんですけれども、直径２キロでしたか、サービスセンターを中学校区に一つぐらい将来つくっていくという、こういう構想があるわけなんですけれども、それの概略をちょっとお聞かせをいただけませんか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　在宅サービスセンターの将来設計図でございますが、これら正式には平成５年度から日野市地域福祉推進計画、この中で実際には計画されるわけでございますが、大体、東京都の計画等にも整合させるためには、やはり市内に中学校区に１カ所ということでございますが、今、私どもの方で事務局で考えているのは浅川苑にあります在宅サービスセンター、これはショートステイを含んだ――いわゆるそのショートステイを含んだ施設をＡ型のサービスセンターと言っております。ショートステイを含まないものがＢ型のサービスセンターということですが、この規模の大きいＡ型を市内に４カ所、現在の浅川苑と、来年度から建設される栄町の都営住宅の中にこのＡ型も設置していただく。それから仮称多摩川苑の福祉ゾーンの中にも考えていきたい。できるだけ、余り大きいものは必要ないと思うんですけれども、そのほかに小さくて一番通える場所ですね、そういうところに小さいものを四、五カ所、そういうものを設置していきたい、というふうに考えているところであります。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　非常に素晴らしい事業だなと思っております。北欧に比べれば、北欧なんか小学校区に１カ所ずつありますが、とりあえず中学校区でも当然素晴らしい１歩を踏み出すんだなと思うんですが、素晴らしいと思う裏腹に本当に今の日野市内の中で中学校区に、現実見てみると、幾つか今は都営の建て方を含めて構想があるんですけれども、果たして全８校区内にできるのかなと、ちょっとそういう危惧もあるんですけれども、その辺の計画倒れにはならないように、非常に心配をしているというか大丈夫かなという感じがしますので、よく具体性をさらに捻出するために、これ以上はあえてお聞きしませんけれども、本当に具体性を持ったものを８校分用意していただきたいな、ということを強く要望をいたしたいと思います。

それでは、最後に市長に総括的にお聞きするわけでありますけれども、その中で特に市長にお聞きしたいのは――全般的なものも、もちろんお聞きするんですけれども、その中で特に今、保健、福祉、医療というものが一体として今後はやっぱり考えていかなければならない、というふうに強く思っているわけであります。そうすると、現行の福祉部と生活文化部という、寝たきり老人をゼロということでお２方の部長が答弁してい

るという、こういう事態が現実にあるわけであります。やはり今後の保健、福祉、医療というものを一本化していくということを機能的に発揮していくためには、組織的にもこれは一本化していく必要があるのではないか、要するに事業内容を一つにまとめていく必要があるのではないか、ということを強く思うわけでありますので、その辺のところを踏まえて総括的に市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会の時代に直面をいたしまして、いろいろとその対応が国政においても、また都政においても我々の自治体にしても進められつつあるわけでありまして、一番の原動力は国政から始まらなければいけないわけでありますが、厚生省でも御承知のとおりの高齢者福祉推進10カ年戦略、こういう意気込みが既に発表され各都道府県、それから市町村、自治体レベルでもそれぞれの福祉計画をつくる、こういう作業が進んでおります。

御指摘のとおり健康が一番、そのまた一人ひとりの健康が支障のないという状態が一番いいわけでありますから、医療、福祉、保健、こういう３系列の施策がなるべく統一的に実施できる、こういうことは望ましいことであります。マンパワーの問題をまず解決する必要があると思っておりますし、それから行政組織におきましても新しい部を設けるか、あるいは健康課を福祉部に移管するか今まで検討してまいっておりますが、なかなか部をふやすということも難しい現実がありまして、なるべく有機的に機能できる、そういう状況をつくることによってカバーしていこう、こういうことでありまして、東京都の施設として保健所が日野市を一管区として、人員も50名近いマンパワーがあるわけでありますし、制度上の医師、保健婦、看護婦、あるいはホームヘルパー、こういう系列の協力も重要だと思っておりますので、一番いい方法をなるべく早く見極めて、一番機能できる方法によって行政の展開をより積極的に図っていこう、こういうことを課題にして検討しておるという状況でございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　いずれにしても、マンパワーの問題を何とか日野市の創意と工夫で乗り越えながら、全国に先駆けてこの寝たきり老人ゼロを達成していただきたいことを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって16の１、寝たきり老人“ゼロ”を目指しての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時33分　休憩

午後１時34分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の２、健康安心システム――健康カードの導入を図れ――の通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは引き続きまして、通告に従いまして２番目の一般質問をさせていただきます。

次に、カードによる健康管理システムについてお伺いいたします。

自分の過去の医療記録や健康に関するデータを１枚のカードで常に携帯し、これを有効に使用できるシステムが導入されれば、効率的な、より充実した診療が受けられ、さらに生涯にわたる自分自身の健康管理も可能となり、自分の健康に不安を抱えている市民の方々にも大きな安心感を与えることができるのであります。

カードには前もって各人の氏名や住所のほか血液型やアレルギー歴、副作用歴、輸血拒否の有無など救急医療に必要な項目がすべてインプットされている。このため、いざ病院へという場合でも救急車の中から最寄りの緊急病院へと連絡が取れ、受け入れに万全の体制が整う、というのがこのカードの持つ特徴の一つであります。

こうした緊急避難用に加えて、さらにこのカードは、健康管理、診療支援、行政窓口、生きがいの各サービスにも多大な効力を発揮し得ると言われております。

例えば健康管理サービスでは、一般の健診や成人病検診などのデータをもとに、医師と保健婦とが相互に補完しながら住民の健康維持に当たることができるわけであります。診療支援サービスでについては、医療機関が既に入力済みの既往歴や健診情報などをフル活用して効率的な処置を講じるといったぐあいでございます。

さらに行政窓口サービスの点では、各種の証明書の発行窓口を一本化して、たらい回しから来る市民の不安を一掃することもできるわけであります。１枚のカードが幾つもの役割を果たし、オンラインさえ整えば市内はおろか国内外のどこであっても通用、適用するシステムが、このカードによる健康管理システムであると言われております。

私ども公明党は、21世紀トータルプランでＩＣカード、健康手帳制度による生涯健康

管理システムの確立を提唱しております。一昨年12月には、より具体的な内容を持つ、生涯、健康管理体制の確立に関する政策提言を発表し、ＩＣカードや光カードを駆使した健康管理システムの確立を目指しております。

現在このカードは、テレホンカード大の光カードと集積カイロのＩＣカードの２種類の研究開発が進められております。そして今日においては、１人の生涯の診察情報がカード１枚に納めることができ、例え病院がかわったとしてもカードを提示すればそれまでの病歴、投薬の種類や量が明確になるほか、レントゲン写真、血液検査の数値、心電図のグラフなどわかりやすい形で瞬時に知ることができ、また緊急時にも写真で本人と確認の上すぐに適切な処置が講じられるまでに開発が進んでいると言われております。

したがって、これまで岩手県沢内村、兵庫県五色町、また本年より出雲市で実用化され健康チェックに威力を発揮し多くの成果を上げているのであります。また、14の医療機関で研究が進められ、東京医科歯科大学では昨年から実用実験を行い、厚生省としても公明党の働きかけで、システム化を全面的にバックアップしていく姿勢も示しております。

また、現在、東京都においても健康づくりに活用できる自己管理システムの試行を行うべく、カードの導入を前提として有識者を交えた委員会で検討しているということであります。

我が日野市としても市民の命と暮らしを守るという観点、また高齢化社会への対応の一環としてもぜひ導入を図るべきであると思います。

ちなみに、昨年の10月に実施した高齢者生活調査においても、要望事項のだんとつのトップとして老人保健医療の充実を、という、このような要望が73.9％と大変な高い率で、お年寄りの要望事項として数字が出ております。これは「一般高齢者及び１人暮らし高齢者の施策への要望」という項目の中で、一般高齢者が73.9％、これらの方々が老人保健医療の充実を望んでいるわけであります。１人暮らしの高齢者については61.3％もの方々が老人保健医療の充実を望んでおります。また緊急連絡体制の充実が２番目で25.8％、このような数値も出ておるわけであります。いかにお年寄りの方々が健康、医療、このような問題に関心があるか、裏返せばいかに自分の健康問題、またはそのような今後の医療問題に不安を抱いているかということが如実にわかるわけであります。

そういう意味で早急なる導入を御提案いたしますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　　今御提案のありました健康管理システムでございます。このシステムという考え方については、早晩、全国的に普及していくものというふうにとらえております。

しかし、ここで、大変これが実施されますと、お話のように特にその中へ投入される情報いかんによっては、少なくも医療、福祉、保健といった、この３種だけでも入ることによって相当有意義な存在になろうかというふうに思います。それは、ある方が何か起きたとき、そのＩＣカードによって直ちに御本人の病歴、あるいは健康状況、その他を即座に取り出し速やかに医療に供する、こういうことで大変理想的なものでございまして、実は私どもこの事務サイドといたしましても、先ほど申したとおり、この先というものを考え、そして理想像を追う中でそろそろ準備にとりかかるようかな、という話は出ておるところでございます。

といいますのは、まず今申し上げましたとおり、少なくもこの３業務のものを一つに集めるということ、大変、これにはプライバシーがかかっておるということで大変難しい問題がございます。先ほど行われました住民基本台帳の電算化におきましても、一番大きく問題、審議されましたのがプライバシーでございました。御存じのとおり住民基本台帳の事項、あれだけのものに対してさえもそれほどの論議を呼んだもの、まして、この医療、健康に関する情報となりますと、そのプライバシーということについては相当な問題が出ます。今の時代ですからシステムとして、それらを御心配の向きをクリアできないということはないと思います。

しかし、これは、できる、できないというよりも、やはり市民なり国民の、いわばそういうシステムに対する信頼感というものを取り戻さなければならないはずでございますんで、その信頼感を得るということがいかに大事なことであり、また大変なことかということを思いますと、一朝一夕にしてはできないものと覚悟しているところでございます。それだけに、この先どれほどの準備期間を要するかわかりませんが、長い期間要するであろう中で、そろそろ意識的にもその準備に入るべきか、というふうに考えておるところでございます。

それから蛇足ではございますが、データの、より多い投入、そしてこれが１市でなしにやっぱり全国一様に実施されて初めて理想を越えるものだ、というふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　やはり、この問題というのは、ネックはやっぱりプライバシーの問題ということが一番の問題点ということだろうというふうに思います。部長さんの御答弁でもそういったことを危惧をされているわけであります。

例えば出雲市においては、そういったプライバシーの問題については、入力情報について市側がすべて記号や暗号を使って万全を期した、こういうふうな御説明もいただいております。

そういった意味では、このプライバシーの問題も決してクリアできないという問題ではない。まして、出雲市でもやっておりますし、ほかでもやっているということを考えますと、早急に市としてもこの健康カード導入に向けてスタートを切るべきである、ということを強く要望をしておきたいと思います。

さらに、また高齢化社会へ向かうにつけてもやはりこういったものが、高齢化人口がふえていく中での健康と医療というものとともに、例えば町中で倒れてしまったとかいう、このようなときにこういったものがあると本当に緊急に入院したとしても、その治療方法が事前に的確にわかるというか、また適切な治療ができるという意味では非常にこの高齢化社会に向かっての時代状況と密接不可分の関係にある、このようなカードではないかな、ということを強く思っております。

最後に市長の御見解をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　健康カードのことを余り深い知識を持ち合わせてないわけでありますが、今の効果ということでは非常に情報が早くて総合的に把握できる。したがって対応が正確にまた措置できる、こういう効果は大きいと思います。

ただ、伴うプライバシーの問題、それから市民個人からの自分をそのシステムに積極的に参加したいという、そういう扱いの課題ではないかとも思うわけであります。法制度がやっぱり先行して、きちんと医療界との完全合意を成り立った、そういうシステムの上に国民対象として成り立つのが一番適切ではなかろうか、というふうには思いますが、他市でも行っておるという市もあるようでありますから、ただ暗号で、しかし情報をあずかるということも、これもまた、じゃあだれがその暗号をいろいろな器械に解読して提供するかというような問題にもぶつかるんじゃないかと思いますが、もう少し状況を全体的に把握しながら取り組む課題ではないかと思うわけでありまして、政党から政策として提言をされ国政の場で十分論議をされて基本法ができる、ということが一番順序ではなかろうか、このような感じがいたします。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　国の方の状況も、かなり前向きにいっているという状況もあります。東京都もかなり有識者の委員会を設けてスタートをしつつあるということもあります。そういった意味で、そういったものの体制ができてから日野市が乗っかるというのでは、かなりまた遅れるということですね。今から、そういった意味で日野市としても対応というものを練っていく必要が当然ある。これはかなり時間をかけないと、医師会との関連とかプライバシーの関係で市民にこの状況を理解していただくということもないと、いざスタートしたとしても市民の方が乗ってこないということもあります。

そういった意味では市民に啓蒙するということとも踏まえて、医師会との連携とか、そういったものの打ち合わせ等含めて今スタートをしておかないと、国や都がさあっというときに日野市がてんてこ舞して何をやっていいかわからない、という状況にもなりかねないというふうに思いますので、どうかそういった意味で、これを契機にこの健康カードシステムについては市長みずから勉強していただき、実際にやっている市もありますのでその辺の状況も見ていただきながら、この早期導入を強く要望するものであります。

以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　　これをもって16の２、健康安心システム――健康カードの導入を図れ――の質問を終わります。

一般質問17の１、総合体育館（武道館を含む）の早期建設のため、平成４年度予算に調査費等の計上をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　　先月11月30日、土曜日でありますが、日野市体育協会理事長を務めております植田政雄氏が体育功労者として文部大臣表彰を受けられましたので、その祝賀会が高幡不動尊信徒会館において開かれました。市長も来賓として御出席になっていたわけでありますが、このお祝いの会の席上、受賞者である植田氏から謝辞の中で、市長に対してぜひ総合体育館の建設を急いでもらいたい、という話が盛り込まれて述べられました。あの方の人柄からしてその場の雰囲気にも特段違和感もなく、多くの皆さんも共感を持ってその挨拶を聞いたのではないかと思います。この総合体育館を早く建設をするということで、いろいろな取り組みや議会での質問等も繰り返されているわけでありますが、この件について本日は質問をさせていただきます。

総合体育館が具体的に議会に対して示されましたのは、昭和61年第１回定例会の市長

の行政報告においてであります。仲田の第１桑園跡地の保留地３万4000平方メートルに総合体育館を、住宅都市整備公団の住宅との複合施設として考える構想が示されたことを嚆矢にして、その後、多くの議員も、また関係団体等も機会をとらえて促進方を市に求めてまいりました。

私も以前、昭和63年第２回定例会の一般質問において、総合体育館の建設とあわせて武道館建設の検討を、と題して質問をさせていただいたことがあります。当時は、今の砂川助役が教育次長でありました。このとき答弁に立ち、総合体育館をぜひ早期に建設したいが、まだ用地の問題が目鼻が立っておらず具体的計画はこれから検討を進める旨の内容での話がありました。

その後、平成元年の第３回定例会に日野市体育協会会長ほか5518名の署名を添えた、日野市体育施設の拡充及び総合体育館の建設に関する請願が提出をされ、この請願は次の第４回定例会において採択となりました。さらに進んで、ことしの第３回定例会、直前の議会になるわけでありますが、奥住議員と沢田議員の２人が総合体育館建設についての一般質問がございました。そして、このとき予定の場所については東町区画整理事業区域内の国有地３万4600平方メートルのうち、体育館建設用地として１万3500平方メートルが、国有地を管理する大蔵当局の了解が得られたこと、さらに年次計画の作成はまだ行われていない、という内容のお話があったわけであります。

東町地域については、区画整理の手法を持って都市基盤整備が行われてまいりますので、総合体育館は、区画整理の換地処分の後に国が処分を行ってから着工ということになるわけであります。今までこの用地問題について、まず見通しを立てることが先決であるとの立場から、いろいろな努力がなされてきたわけでありますが、このように都市計画事業にあわせて総合体育館の建設が、ある程度、見通せる段階に達してまいりました。

そこで平成４年度、つまり来年度の予算の編成期でもあります今、当初予算にまず調査費などの予算を計上して、この具体的な建設に向けての取り組みを図っていただきたい、このように考えているわけであります。いかがお考えか、お尋ねをいたします。

もう１点、平成元年に、御承知のとおりよく話題になります文化・スポーツ行政推進本部が設置をされております。ここでの検討課題ということも議会で表明されているわけでありますが、今日までの文化・スポーツ行政推進本部におけるこの総合体育館建設についての取り組みの状況を触れていただければと思います。

また年次計画は、いつ策定されるのか、その時期等も表明していただければとも思い

ます。最終的に市民が一番知りたいのは、いつ、ここに、どのような内容の総合体育館を建設するのか、この点があいまいとなってきていたために、いろいろ行政と関係団体との齟齬もありました。この時期、この点について具体的に表明できることがあれば、ぜひこの場で、いつ、ここに、どのような内容の総合体育館を建設をしようとしているのか、市の考え方を示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま御質問いただきました３点のうち、第１点、２点につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、平成４年度の当初予算に調査費等の計上がなされるかどうかということでございますが、まだ具体的な年次計画等も決まっておりません。したがいまして、第三次基本計画の中にのせたいということが今の段階での計画でございますので、具体的な建設構想が立っていない現在でございますので、平成４年度に調査費を計上するということは、そこまでに至らない、というふうに考えております。

しかしながら、将来、体育館がどのようなものが必要か、あるいはどういう構造のものにしていくか、というふうなことの検討委員会の設置等は考えていきたい、というふうに考えておりますので、そういう点の若干の予算は要求してまいりたいということをただいま考えているところでございます。

それから、文化・スポーツ行政推進本部の関係でございますが、前回のときにもお答えを申し上げましたとおり、昨年度までは、仮称浅川公会堂の関係につきまして、いろいろと懇談会にかけますところの庁内委員会等の役割を果たしてきたわけでございますが、ことしに入りまして７月26日に本部会議を開きまして、いろいろと可能であろうというふうなことの、できることのものを進めていこうということで10項目ばかり、いろいろと検討をしてまいりました。そして10月の９日に監事会を開きまして、その中からどういうものを検討していくか、というようなことを監事会で会議をいたしまして、さらには11月の22日、今後監事会を開きまして、一応文化等の複合施設の建設構想や市民総合体育館、もちろん今御質問されております総合体育館につきましても、どのようなものが理想であるかというふうなことを検討してまいりたい、というふうなことで、監事会におきましても具体的に総合体育館に対します構想の持ち方を検討しておるところでございます。

２月ごろの間までに、監事会の方といたしましては体育館構想をどういうふうに進めていくかの考えをまとめたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方から３点目につきましてお答えしたいと思います。

今、質問者の方からもお話がありましたとおり、この体育館建設の問題につきましては、過去、議員さんから意見、提言があるわけでございます。大蔵省の管理下にある用地については、用地交渉を企画財政部が窓口になって現在担当しております。しかし、国の現在の方針としては、区画整理事業の換地後についての考え方があるわけでございます。当然、事業認可を来年、平成４年に区画整理事業ということで目的を持っているわけでございますが、現在、大蔵との交渉の中では、この事業認可の状況を踏まえて現在協議中でございます。

その内容につきましては当然協議をした中で、国有財産関東地方審議会に提案をする国の一定の手続きが正式にここで出されるわけでございます。よって、それに提案すべき協議をこれからするということでございます。よって年次計画等につきましては、まだ区画整理事業の一定の方向が出ませんので市としての計画は立てられない、というような問題がございます。

いずれにしても早期に協議を進めて区画整理との問題を見込みながら対応していきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　用地の問題が、まず、はっきり解決されるといいますか、見通しを立てなければ、具体的に面積や規模等については検討がしずらいのかもわかりません。しかし、ある程度用地についての、ここではっきりとした場所が限定される段階に至っているわけでありますので、国との折衝に力を入れていただき区画整理事業と整合する中で、この用地の完全な確保を図っていただきたい、というふうに思います。

私は武道館のことも必ず――武道場でもいいんですが、あわせてつくっていただくということをかねてからお願いをしておりますので、その点も留意をしていただきたいと思います。

先般、武蔵野市の総合体育館を見学してまいりました。昭和62年の９月に着工して平成元年９月に完成をしております。近くには体育館のほかに陸上競技場、これは２種公

認の競技場です。また、武蔵野軟式野球場、センター方向103メートル、ライト、レフト87メートルという立派な球場も隣接しております。庭球場も７面あります。屋外にもプールがあり、なおかつ室内にも第一プール、第二プールというふうに総合的な運動ゾーンとして整備をされています。非常に素晴らしい施設であります。こういう施設もぜひ参考にしていただきたい、つけ加えて申し上げておきます。

市長に最後にお尋ねをいたしますが、先般の市長選挙後に開催をされた平成元年第２回定例会に、先ほど小川議員も触れておられましたが、日野市政五つの基本方針と日野市政10大基本政策を私どもに議場で配布をいたしました。この中に市長は、これは公約と言っていいわけでありますが、温水プールのある総合体育館の建設をうたっております。温水プールのある総合体育館、先ほど申しましたとおり、まさに武蔵野市もプールを持った総合体育館をつくっておりますが、市長のこの公約実現に向けての現在のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の冒頭に触れられました61年の、ある議会の行政報告で私から総合体育館構想というものを申し上げた。新しい議員もおいでですから経過も整理ということでちょっと触れておきたいと思います。

たまたま、日野駅を中心とする多摩川沿い地域、都市計画事業をこれから始めなければいけない、こういうことで住宅都市整備公団に調査を依頼した経過があります。その当時、住宅都市整備公団も住宅を日野市内に建設をする、そういう背景を持ってその調査に当たったと思っております。

その中で、いわゆる桑園跡の国有地、今できております市民の森スポーツ公園分を除いて北方に3.4ヘクタールの国有地が残っておるわけでありまして、その部分を用いて住宅都市整備公団の住宅建設、この住宅建設は、また一方には日野市の甲州街道筋の将来の活性化ということを含めて、やっぱり住宅を建てる、そしてまた住民を、ある程度学校の建設等が進んで受け入れてもいい、とこういう考え方で、政策的にあの方面に公営住宅をつくったらどうかという考え方を持ちました。その際の手法として国有地を公団が取得をして、そして公団と日野市の合作の形で体育館を建てられないか、ということを思い立ったことがあります。つまり土地か、あるいは建物かは公団持ちだということで経費も軽くて済む、こういう発想でありましたが、当時のあの方面に近い議員を初め地域の意向として、住宅がふえるということは望ましくない、好まない、こういうふうな状況がありまして、その考え方はなくなった、こういう経過があります。

そして3.4ヘクタールの、いわゆる国有地、国の管理地には、正確な面積は今申し上げられませんが、２分の１程度の面積、つまり日野市の緑地指定があるということでありまして、その緑地指定が、また今できております立日橋通りに面しておる部分であります。したがって、今後の都市計画手法として独自の位置の置きかえをする、つまり道路に面した表の緑地と、それから西方の緑地指定でない部分とをこれを入れかえるということでありまして、そういう手順を経ないと、取得にいたしましても他の事業にしましても事業としておろすことはできない、こういう事情があります。

まず、そのうちにモノレール事業の、ある程度の具体化もありましたのと、それからまた、あの地域に区画整理事業を施行して、それによって都市基盤の整備を行う方がやはり将来的に必要である、こういう見解に立ちまして区画整理事業が東町区画整理ということで、だんだんと具体化してまいりました。

またその際に国有地は一時、区画整理事業の地積の中に入れるか入れないか、また国の住宅政策として日野市にそういう形で与えるよりも、東京都がかかわる形で東京都の戸数を保つために、かなり都からの要請が動いたようでありました。それらを整理いたしまして区画整理の範囲に入れる、また住宅政策は直ちには適用しない、こういうことで今の区画整理事業が進行しておる、こういうことでありまして、位置は明確に立日橋通りの国有地の東方に属する部分、こういう位置は、日野市側としては決めておるということでありまして、その取得の手立てというのがこれから伴うわけでありまして、財政も大変大きな資金を要することでもありますし、そういうことから、区画整理事業の進展にあわせてということになってまいりましたので、今それぞれの答弁で申しておりますとおり、なかなか具体的に年次や、それから展望を明らかにすることが難しい、こういうことになっておりますが、過去につくった約8000平米程度の体育館の絵なども今日も残っておると思いますが、その中にできるだけ温水プールも入れていきたい、こういう考えのあることは事実であります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　経過を追って市長からお話があったんですが、私の今回の質問は表題のとおり、用地の取得にはまだ至っていないけれども、建設をする場所についてはもう確定して、今日その場所が動くということはほとんどあり得ないわけでありますので、何らかの費用を計上して進められる事務作業はどんどんやっていただきたい、そういう立場から今お聞きをしたわけです。

先ほど、ちょっと申し上げるのを忘れましたが、いろいろな案が早く出されないと、関係者の意見を吸収していくというのは時間がかかるんですね。この武蔵野市の総合体育館の場合でも案内をしていただいた担当課長の方がおっしゃるには、例えば、当初、トレーニングルーム、いろいろスポーツジム等もたくさんありますが、この部屋の面積が当初、現在の大きさの半分だったそうですね。今は420平方メートルのトレーニング室があります。かなり広いスペースです。これも議会に提案された時点で議会の方の意見で、これではとても狭いのではないか、今後市民が余暇時間等を活用して健康維持、体力向上のために、こういったトレーニング室というのはたくさん使う人がいるだろうということで、思い切って設計を倍に広げたんです。そうしますと現在は今でも狭いぐらいなんですね。私が行きましたときも午前中でありましたが、平日ですが、いっぱい利用者であふれておりました。

こういうふうに、あらゆる検討内容を早く議会なり市民に公表して、いろいろの意見を求めていくという作業に結構時間がかかるわけでありますので、今回、平成４年度に検討委員会にかかわる予算は計上していきたい、という今答弁がありましたので、ぜひ中断することなく予算措置を積み上げていって、用地が確実に取得できた段階ではすぐに事業スタートの体制が整っているように、そういう取り組みをこれからお願いをしていただきたいと思います。

今、市長は、総合体育館に温水プールをつくりたいということも表明されました。温水プールのある総合体育館ということになれば、また利用率もうんと向上していくと思います。市長のこれは議会での表明でもありますので、実現に向けてのさまざまな準備を今後進めていっていただきたい、こういうふうに考えます。間違いなく平成４年度に何らかの予算を持っての、この事業の小さな１歩かもわかりませんが、スタートを切っていただくということを期待をして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって17の１、総合体育館（武道館を含む）の早期建設のため、平成４年度予算に調査費等の計上をの質問を終わります。

一般質問17の２、新設バス路線「日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統」に朝７時台の運行便をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　昭和61年の１月21日付で森田市長に対し、市内バス交通対策検討委員会から答申が出されました。その中に「公共交通からの不便区域」ということで日野市内の、いわゆる交通不便地域がずらっと町名で挙げられております。その中に日野台二丁目全域、日野台四丁目の一部ということで、今回の新設路線によって、この不

便が解消したというその該当地域があるわけであります。長年望まれておりましたこのバス路線が、市民の要望に応えて11月の18日から運行開始をいたしました。日野駅、それから日野台二丁目を通って豊田駅北口に至る4.3キロの距離を一日13往復、大体、片道16分で小型バス日野レインボーが走っているわけであります。

先般、奥住議員の方から一般質問の中で、いわゆる勤労者としての立場からバス路線の増便をお願いしておられました。私も同趣旨になるわけであります。企画財政部長の答弁では、十分理解できる、今後の課題としたい、という答弁がありましたので、これでよしとしたいと思いますが、改めてこの場で利用者、それから路線、沿線の住民から大変好評であるわけですが、通勤・通学の時間帯に、せめて朝７時台にバスの運行があれば通勤、通学の足として利用できるのだが、という声を多く聞きました。日野駅始発が朝の８時、豊田駅始発が朝の８時20分ということでありますので、通勤・通学の足の確保が最も求められている時間帯からは少しずれているわけであります。

こういった要望や声に対する市の見解を改めてお聞きをいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それではお答えしたいと思います。

今議会におきまして、日野台の新設バス路線につきましては何点か時間延長の問題の要望を受けたわけでございます。もちろん今の現状の中では８時から５時ということで、５時40分が最終でございますが、そういう状態の中では、やはりなお一層、前後１時間ぐらいという御要望も十分理解しているわけでございます。

我々も、不便地域の解消も交通網の問題が、なかなか道路網の問題の整備の問題等を含んで、なかなか順調に進まないのが実情でございますが、市内全体的にバスの新設路線の要望も数多くあるわけでございます。十分その辺も踏まえながら１時間ずつの前後の時間延長を京王の方にも要請していきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　こういった路線については採算性の問題が一つあるわけであります。現に市からの補助金で赤字の補てんを行い、京王帝都電鉄に運行してもらっているということになるわけでありますので、時間帯によっては平均の乗車人数も非常に多い７時台、また夕方も同様のことが言えるわけでありますが、そういった時間にバスを走らせることによって採算性の面でもプラスになるのではないかという気がいたします。要請なり、今後市の方でも取り組みたいというお話でありますので、ぜひ早期の実現を

お願いしておきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　これをもって17の２、新設バス路線「日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統」に朝７時台の運行便をの質問を終わります。

一般質問17の３、「防災情報センター」の不明瞭部分についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　災害に対して万全の対策というのはあり得ないのかもわかりませんが、万全に近い対策は常に求めて、責任ある立場の機関、またそういった人たちは、日々、この課題を追求していただきたいわけであります。

我が国の場合には気象変動などが非常に激しい。全世界の約１割の地震が日本で発生をしているということであります。また、太平洋の沿岸では10年に１回の割合で大規模な地震が発生をしているというデータがあります。また、活火山は全世界の約１割の83が我が国に集中をしている。こういうこともありまして、今、雲仙の普賢岳の噴火もおさまっていないわけでありますが、こういった重大な自然災害を見るにつけ我が日野市の防災対策、万全を期していただきたいという立場から、この質問を取り上げました。

現在は「国際防災の年10年」という、そういった年に当たっております。昭和62年の1987年、第42回国連総会において、日本を初めとする93カ国から、1990年代を自然災害の被害から予防、また災害を軽減するためにそれぞれの国が協力をして「国際防災10年」としようということで、これが全会一致採択をされております。

これにちなんで、去る10月８日から11日までの４日間、東京都庁舎、新しい庁舎でありますが、ここを会場として国際地震サミット、これが開かれました。39カ国、我が国を含めて40カ国600名の専門家が結集したわけであります。全体会議、分科会等が持たれまして、専門家の報告や討論が行われた。まもなく担当課にもこの取りまとめた資料が送られてくるということで、日野市さんにももうすぐお送りします、というお話を東京都の担当の方はおっしゃっておりました。ここでは、10月の10日は都庁舎の中の都民広場で炊き出しの訓練、それから煙トンネルの体験コーナー、防災グッズの展示など行われていたわけであります。

こういったことで、かねがね防災思想の普及、啓蒙ということに東京都も取り組んでいるわけでありますが、この東京都の防災体制システムと密接に連動しているのが、市町村の防災システムということになるわけであります。このことについては私も何回か議会で取り上げてまいりました。

そこで本日お尋ねをしていきたいのは、通告してあります内容のとおりでありますが、ちょっと経過を触れてこの問題点、不明瞭部分ということを申し上げているゆえんをちょっと説明をしたい、というふうに存じます。

森田市長は、昭和61年６月１日号の広報「ひの」におきまして、声の緊急広報についての提言を行いました。この記事の終わりに「よりよいシステムをつくるために電気、通信関係の専門家に御意見をいただければ幸いです。」と結んでおります。その後、平成元年度６月議会に補正予算を組んで緊急通信システム基本計画調査、さらに平成２年度には当初予算におきまして、緊急通信システム第二次基本設計をそれぞれ同一の業者に随意契約で発注を行い、既にこの契約は完了しているところであります。この契約に関し理解しがたい不明瞭な点があるのではないかと判断をいたします。

その内容は、平成２年度の予算特別委員会等の予算審査の場で市長に質問を行ったところであります。市長はその折り、昭和61年６月１日号の広報「ひの」での投げかけにこたえて申し出があったのは１社のみであった、そのためにこの１社に対してお願いをして発注をした、と答弁を行っていたわけであります。

今ここで問題を指摘しなければならないのは、私がその後、各方面にいろいろ調査をいたしました。いろんな方にお会いして聞きました。少なくともこの１社以外に他に２社が、森田市長の広報「ひの」での呼びかけにこたえていることがわかりました。しかも、そのうちの１社については、市の担当課の要請を受けて同報無線、個別受信機の防災無線システム及び見積書も提出している、ということをはっきり私に対して述べた方があるわけであります。にもかかわらず、この２社、大きな企業になるわけでありますが、この２社は市長の求めに広報を読んでこたえたにもかかわらず、その後、何らの市からの問い合わせや連絡がなかったということであります。つまり、連絡がないまま、この事業を受注した会社へ随意契約で発注が行われているわけであります。

この件について森田市長は一切知らなかったのかどうか、担当者から報告を聞いていないのかどうか非常に不可解であります。

日野市に限らず自治体が公共事業を発注するに当たっては、あらかじめ指名参加申請している業者から選定することになっております。この緊急通信システムにかかわる平成元年度、２年度の委託契約の内容は、調査、設計でありました。普通であれば当然、調査、設計を業種とした指名参加申請をしている業者から選定されるはずでありますが、この受注した会社は電気工事の業種で指名参加をしているのであります。なぜ、この会社に随意契約で発注されたのか理解に苦しむわけであります。防災無線、行政無線に関

する調査、設計を行う専門業者は、ほかにもちゃんとあるわけであります。

日野市が発注する事業については、契約の内容、指名参加に必要な資格等について、日野市は東京都に準じてこれを行っております。私は念のため、日野市と東京都の資料を図書室で照合してみました。全く同じ内容であります。設計業種と電気工事業種は、同時に指名参加申請ができないことになっているわけであります。なぜ、設計業種にない業者と契約できたのか、非常に疑問を感じるところであります。

この点について、もし答弁があればはっきりしたお答えをしていただきたい、このように存じます。

既に平成元年度、２年度に行った調査、設計は完了しております。私は議会から資料請求を行い、その完成しました設計図とか、いろいろな資料、図書、こういうものを閲覧をさせていただきました。即座には理解しがたい専門用語がたくさんあるわけでありますが、なかなか立派な装丁のものであります。

次の段階として緊急通信システムの工事になるわけであります。先ほど触れました資料にあるとおり、東京都も日野市とも指名参加の資格で設計と工事は同一業者、つまり同じ会社に発注ができないことになっております。今後、疑惑や疑念、こういうものが持たれないような工事発注を行うために、どのような方法を考えているのか、この点についてお答えをいただきたいと存じます。

次に、防災情報センターの名称についてであります。これは議案が提案されたときにも、この本会議場でいろいろ議論になりました。今議会の議案書が配られたときに、これを見て驚きました。市長がかねがね防災情報センターと言ってきたのは、もう皆さん御承知のとおりであります。議会に提出した予算書でも括弧つきの仮称ではなく、この防災情報センターという名称が使用されておりますし、しかも、ことしの総合防災訓練、８月25日に東光寺小学校で行われましたが、この折りにも市長は一般市民を前に、防災情報センターをつくる、とこの名称をはっきり使用していたわけであります。防災情報をコントロールする中心的な施設として、従来から用いられてきたセンターの方がよいのではないでしょうか。情報室といたしますと、本庁舎の中、あるいは別の建物があって、その一部の部屋と解釈できるような気がいたします。全く別棟であるこの防災情報センターという建物をつくるということになりますと、非常に紛らわしいのではないかというふうに思うわけです。

あえて、この防災情報室にするにはどのような意味があるのか、この点についてお尋ねをいたします。

本会議でも申し上げましたが、東京都は防災センターというふうにちゃんと呼んでおります。広く市民に、こういう防災の任に当たる重要な施設ができたということをＰＲをして、いわゆる防災の拠点とするその中心的な役割を果たす場所として市民に理解をしてもらうには、防災情報センターとするのが、従来どおりの呼称が私はふさわしい、というふうに考えるのであります。

この点について、市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

次に、いろいろ問題になってまいりました、もとのプレハブ住宅、アピア神明について伺います。

防災情報センターの建物の設計が完了し、建物などの議案が今出されております。せんだって、土方尚功議員から平面図を見せていただきました。印象としては非常に手狭という気がいたします。そういう印象をまず持ちました。まず事務室が非常に狭いわけであります。現在の――今度は環境防災課という課にったわけでありますが、この環境防災課の部屋と大体同一程度の面積ということになるわけであります。そのほか防災本部室という部屋があります。しかし、会議室が全く存在しておりません。報道関係者が集まる、いわゆる記者室もありません。また、さらには簡単な物資等を保管をする倉庫、あと必要だと思われるのは職員の休憩所、なにかのときには不眠不休で仕事に取り組まなければならないとわけでありますので、休憩所のようなところも必要だというふうに思いますが、そういったスペースも取られていない状況であります。

そこで、プレハブ住宅を市長は改造するというふうにこの本会議場でも述べているわけでありますが、私は、この改造費を今後かけるよりも、これを取り壊して今までなぜ防災センターとして一体のものができなかったか、そういうことを今からでも軌道修正することは遅くないのではないか、というふうに考えるわけであります。せっかくこうした重要な施設をつくるのでありますから、そのための工夫が市長及び市長部局、担当者になかったことが残念であります。計画がずさんであったということを指摘するのは酷かもわかりませんが、今後プレハブ住宅の改造を市長は行うと言っておりますが、これを一体のものとして今後防災情報センター、一つの建物として、きちんとしたものをつくる、そういった考えはないのかどうか、またプレハブを改造するということで市長の考え方が今まで述べられておりますが、その内容はどのようなものなのか、改めて費用等もかかると思いますが、この点についてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私が答える必要があると思う部分をお答えをしておきたいと思います。

最初に、昭和61年の時点で声の緊急広報のシステムを市民に問うた、こういうことで何か不審がある、こういう御指摘でありますが、私は全く不審とされる内容はないと思っております。

たまたま、日野市の行政の進み方と申しましょうか、都市化が進むにつれ、また基盤整備、また人口急増に緊急を要した教育、あるいは幼児施設、市民施設等が一応整ってきたこの時点でもありますし、それから東海道直下型地震等も近い懸念がある、こういう社会的な課題のこともありまして、市民に天災時、あるいは特に地震の際の行政からの正確な情報をお伝えできる、そういう施設が、あるいは装置が重要だということは、かねがね議会の指摘もいただき我々もまた考えてまいっておりました。

特にそのことを痛切に感じましたのは、何年か前の春の重い雪がこの地域に降ったときがありまして、日野市の４分の１に相当する地積に停電があった。その際に、東電とどのような連絡をとろうとしても全く電話に相手が出てこない。そのことにつきましては東電に厳しい要請をして、ホットラインともいえる電話を一つ日野市につけさせた、こういうこともありますし、要するに緊急時にどのように情報を市民にお知らせをするか、そのことが極めて重要である、こういう認識に立った経過もございます。

そして、そのような近代的なシステムについての、何か、いいシステムはないかということを広報に掲げて、特にその電気通信関係の方にそういった提言をお願いしたいものだ、ということを問うたわけでありまして、これも随分時間がかかってから、日野市内にある東芝電機の工場ですが、そこから、うちはかなりそれに対して経験もあるし、それから新しいシステムについてのノウハウがある、というふうな情報をいただきました。それに沿って、つまり、何か他に２社あったというふうに今言われましたが、そのことにつきましては、私には全く情報として届きませんし、担当の方からそういうことを聞いたこともありません。

発注のシステムというのは、まさに競争入札の原則がありますから、競争入札の方式に従うのが望ましいわけでありますが、市内の、特にそういうことに専門的な実績とノウハウがあるということでありますので東芝さんに、そういうことの一番市内にある業者でもありますから、そのことを契約にまで進んだという経過があったかと思っております。コンサルの段階におきましては、そういう経過があったということだけであります。

それから、もう一つの市庁舎の隣接地、大変関係のいい場所に、たまたま土地の確保できる状況が情報として聞きました。一番近いということと、それから、また十分必要とする面積に当たるということで積極的にお願いをいたしまして、付属する建物まで利用上のことも考えて取得をした、こういう経過がございます。その間に多少入居者がおられて明け渡しに手間取ったということもありますけれども、事業全体には大きな支障はなく今日の解決を見ております。

次に質問の名称のことでありまして、名称につきましては、今回議案として提案をする件名に対し「センター」という呼称を「室」という呼称にかえた、こういうことでまた御意見を伺っておるわけであります。組織、それから事業の位置づけ上、一つには我々が考えまして、市民施設ではない、つまり市民に開放して市民の使用に充てる施設ではないということが一つあります。それから東京都から、かねて庁舎ができ、その庁舎から、また防災情報が発信をされる、こういう関係のこともかねがね伺っておりますので、東京都からの発信を受信をする、そして適正な判断をして市民に情報を伝える。これが情報の意味であります。

そして、防災条例の中に「災害時には防災本部を設置をする」という取り決めになっております。災害対策本部は、これは市長を長とする全組織のまた構造でありますし、消防署、あるいは警察署、これらと助言をいただきながら、すべての危機管理の行政をやっていくことになります。避難命令、あるいは避難の勧告、これらもそこから発せられることになります。

そして一般的に、防災情報ですから誤解はないと思いますけれども、何か防災資材までそこに集積をする、備蓄なども合わせ持つということではありません。つまり本当の行政の――場所があれば庁舎の一部でもいいわけでありますが、これまでも説明しておりますとおり、この庁舎が手狭になりまして、また増築の余地もないということでありますから、将来の行政需要に対しましては周辺に用地を確保しながら必要な施設を整えていく、こういうことになるはずでありまして、庁舎の、つまり庁舎組織の庁舎管理上の一室である、単独の独立施設ではない、こういうことがあるものですから、一番ふさわしいのは、本庁の分室という位置づけで「室」という部屋の名前にすることが、「センター」よりもはるかに正確で市民にも御理解がいただける、このような判断によるものであります。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、総務部の関係につきましてお答えをいたします。

まず、第１点目の今までの発注方法でございます。ただいまお話もございましたけれども、平成元年度でございますが、緊急通信システム基本計画調査委託というものを行っております。本来は、工事にいたしましても物品の購入、あるいはその他委託につきましても競争入札ということを原則にしているわけでございます。ただ例外的に必要があれば随契も行う、ということで事務を行っておるということでございます。その事務的な手法といたしましては主管課の方から、これこれの理由で随契をしてほしい、とそういう手続きをとるわけでございます。

本件につきましては、平成元年10月でございますけれども、当時の公害防災課長から当時の管財課長の方に随契依頼の依頼が来ております。この随意契約の理由でございますけれども、二つございまして、通信システムのすべてが市内事業者で対応できまして、緊急時における専門的技術者の助言体制が得られやすい、またサービス、メンテナンスの面で非常に有利である。二つ目として、既に防災行政無線、これは移動系でございますが――を設置しており、市の望ましいシステム化が容易にできる、そういう理由でございます。

この依頼をもとにいたしまして指名委員会で検討の結果、随意契約の方針といいますか、そういうものを出したわけでございます。それをもとにいたしまして、契約の相手方は株式会社東芝、契約期間は平成元年11月１日から平成２年３月20日までということで調査を依頼したということでございます。

二つ目の委託でございますが、これは平成２年度でございます。これは緊急通信システム第二次基本設計業務委託でございます。この業務委託につきましては平成２年９月25日でございますけれども、公害防災課長から管財課長あてに随意契約の依頼がなされております。

この理由は３つございまして、平成元年度において緊急通信システム基本調査委託を行い、既にその報告を受けており、設計を行うに当たりすべてのデータを分析、把握しているため、基本調査報告に基づき設計できる。二つ目は、既に防災行政無線移動系、これは83局でございますが、既に設置しておりシステムの一体化ができる。３点目は、通信システムのすべて、これは製造、調整、検査、修理などでございますが、市内の事業所で行っており、修理、及び緊急時において適切な対応、アドバイスが敏速に受けられる、そういう理由でございます。この要望をもとに随意契約を決定をしたということでございます。これは、もちろん相手方は株式会社東芝でございまして、契約期間が平成２年10月20日から平成３年３月１日までででございます。

次に、２点目の今後の発注でございます。今後の発注については、日野市が発注する工事の請負契約等の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について、とこういう長い名称がございますが、告示がなされております。この内容に従いまして契約事務を進めていくということになるわけでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　申しわけありません。実は先ほどちょっと議場の様子を見ておりましたところ、当初出席した参事が急に議長にも断らず席を離れました。その後、様子を見ておりましたところ新たに新しい参事が出席をしております。この件につきましては議長も承知をされているのかと思いますけれども、もし、そういったことで途中に変化があるんでしたら、それなりの立場を、議長の立場か、あるいは発言者をかえた市長の立場か知りませんけれども、一定の報告をしてもらってからそれなりの対応をしてもらいたい、こういうふうに思います。

○議長（小山良悟君）　ただいまの土方尚功議員の指摘でありますが、議長の立場としても、もっともな指摘だというふうに判断いたします。

したがいまして、理事者側の方でもひとつその取り組みについてはそれなりの対応をしていただきたい、ということをお願いしておきます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この事業に当初から取り組む特命参事、小島参事が担当して参っておりますので、一番議会にお答えをするのに詳しい事情を熟知しているということで、私から説明席に呼ぶようにということを伝えました。この点、議長に今お願いをして、そういう御了解を取るべきだったかもしれません。

よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　答弁者が途中でかわる場合には、一言その旨告げていただきたいと思います。

それでは、答弁お願いしたいと思います。環境部参事。

○環境部参事（小島　久君）　お答え申し上げます。

プレハブ住宅の件につきましては、現在のものを改造しないで新たに防災センターとしてつくったらどうだ、こういうような御指摘でございます。

御承知のように現在ある建物はアピア神明ということで、今議会にも議案の提案が出ております。この建物につきましては、構造が軽量鉄骨造２階建、築後数年でございます。かなりまだしっかりした建物でございまして、七千数百万円の建物を購入したわけでございますので、ぜひ、まだ数年間の間は利用できる、とこのように判断いたしまし

て、従来から再三申し上げておりますように、災害時の、いわゆる緊急時の職員の待機所、あるいは防災情報室ができ上がりますと、先ほどの指摘もございましたが、職員の休憩室、そういうものに必要最小限の改造でもって、それで使用していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私もここで、公の場ではっきり断言して物を言う以上、いいかげんな情報とか、うわさで言っているんじゃないんです。ただ、しかし、もう事業はここまで進んできておりますし、今後、防災情報センターとして他市に負けない立派なものができて、市民の生活とか財産とか身体を守るという通信施設になればいい、というふうに思っておりますので、ことさら問題を公にして、何かそのことで市長や担当の今までの取り組みを指弾したいという気持ちは全然持っておりません。ただ、事実は事実で明らかにしておく必要がありますので、私がここで、あえて取り上げたわけです。

市長がおっしゃった大雪というのは、昭和61年の３月23日、日野市内に30センチ近い積雪がありました。停電をして市民生活、いかに都市生活がもろいかということを我々は思い知ったわけでありますが、こういうことがあったから声の緊急広報が必要だ、だれかいい知恵のある人はいませんか、というのを市長が広報で呼びかける。でき過ぎているといえば、これほどストーリーができ過ぎていることはないわけです。しかし、これはいんんです。ここまではいいんです。しかし、この呼びかけに応じたのは１社ではなかった、というのは事実ですね。そのことだけは、はっきり申し上げておきます。

私は当時の広報が出ましてから、広報の担当課の職員の方や、それから公害防災課の当時いらっしゃった方に全部、問い合わせがあったのは１社だけか、ということで聞きました。皆さん、やっぱり口が重くて、はっきりしたことは一切おっしゃいませんでした。しかし、やっぱり知らせた方の側にすればいろいろ不満が残っているんですね。市の方にうちもちゃんと連絡しております、というところがあったんですよ。資料まで、中には届けたところもある。

これは、ひとつ事実ですから、あえてどこだとか、何月何日だれに会ったということは申し上げませんが、そのことだけは――市長が平成２年の予算特別委員会で、私がなぜこういう随意契約を結ぶかということを予算委員会の場でお聞きしたときに、今と同じようなことをおっしゃったんです。そうかなと思っていたんですが、事実はそうでなかったということを今はっきりこの場で、これが真実だということで指摘をしておきま

す。

それから、この発注方法、これも今終わったことですから、いろいろ随意契約の理由を挙げていたんですが、これは発注のルール、市、東京都が決めているルールに照らしたら、完全にやっぱりはずれているんですよね。今回設計調査をした会社は、調査設計会社としては指名参加申請をしてないんですよ。ほかに調査や設計をする指名参加願いをしている業者はあるわけですね。にもかかわらず、電気工事とか空調工事で指名参加している業者に――業種が全く別なんですから。随意契約であるとすればその中から競争入札はしないで、この会社はいろいろ、やっぱり競争入札をしないけれども、やってもらうことが市のためになる、市民のためになるというときに随意契約が初めて行われるんですね、特殊な技術を持っているとか、いろんな利点があるということで。業種が分かれているのから持ってくるということは、絶対できないわけですよ。そういうことが行われたということは、やはり指摘をしておかなければならないので私が申し上げたんです。今、いろいろおっしゃいましたけれども、それは決して正当化されることではありません。

ですから、私は今後のことが大事だと思います。やはりルールがあるわけですから、今総務部長がおっしゃった競争入札、日野市が発注する工事の請負契約等に関する必要な資格ということが、決められたものをちゃんと告示しているわけですから、それにのっとった事業の発注の方法をこれからとらなければ後で強い指摘を受けることになるわけですよ。その前段として私は申し上げたんです。変に無理をして正当化なさらない方がいいと思います。

つまり、このルールは、問題を出す人と答案を書く人は別々にしなければこの公正な発注はできないということから、このルールがつくられているわけですよ。問題をつくる人と答案を書く人が同じじゃ発注できないですよ。公正なルールは確立できないですよ。それをみずから決めてあるわけです。当たり前といえば、これほど当たり前なことはないわけです。それは守ってください、ということを私は申し上げているんです。

今後については、今総務部長がおっしゃいました、日野市が発注する工事の請負契約等の一般競争入札等に参加する者の必要な資格等について、このルールにのっとった事業を進めていくということでありますので、疑問や、それから問題にしなければならないことは過去たくさんあった、というふうに私は思いますが、今後、公正な実施を求めておきます。

それから名称のことでありますが、市長は先ほどみずから答弁に立って、前回、前回

といいますか、議案提案のときにおっしゃっていたことをまた再度述べておられるんですが、市民が自由に利用しない施設だからセンターと呼ばない、行政施設の一部だ、という言い方だと思うんですね。これは今までの経緯を考えても、ちょっと、やっぱり一般の方もわからないんじゃないかと思うんです。

ちなみに平成２年の第２回定例会、市長の行政報告を受けて私が市長に質問したときに市長は、この場所は防災情報センターでなければならない、――23ページ、会議録に書いてあるんですね。私もいろんなことをお聞きした経過を承知しておりましたが、これを探すのに苦労しました。この中で、市長はこういうふうに言っております。「防災情報センターというべき機能に充てる計画であります。つまり防災センターといいますと、これはいろいろな資材の備蓄等が伴うことになりましょうが、ここは地震発生等の危機管理の際に危機状態を行政として通信を受け、あるいは通信を発信する、こういう受信・発信の情報センターにしよう、そして一方に災害対策本部を設ける際の場所に充てたい、こういう考え方であります。」――こういうことで、いわゆる防災情報センターという形の拠点を置く。私が防災センターでもいいんじゃないか、というようなことを聞きましたら、「いや防災情報センターでなければならい」と、こういうふうにおっしゃっているんですね。

それから、いろいろ私も調べてみました。市長の言う一般市民が出入りすること云々が要件になって「センター」とついたりつかなかったりするのかな、というふうに思いまして、根拠があるかどうか調べてみました。地方自治法244条に「公の施設」という定義がしてあります。この中に、つまり住民が利用するための地方公共団体が設ける施設は公の施設だ、ということが書いてあるんですね。住民が利用する施設が公の施設だ、確かにそういう表現はあるんですが、だから、この場所はセンターという名称で呼ばなければならない、つまり呼称をセンターとするということは、どこにも書いてないんですよ。もし市長の言うことが正しいとすれば、根拠を持つとすれば日野山荘、これは市民が利用する施設です。日野山荘もセンターとしなければならないということになる。ここのところを市長は整合性を持って、ちゃんと説明がおできになるのかどうか、ちょっと理解できないんですね。

本庁舎があって、別の棟に「室」という、部屋という字を当てた施設を置くというのは非常にわかりにくい。無理やりに、こういうふうに事業が進行している最中になぜかえなければならないか、非常に理解に苦しむわけです。混乱もなく一番わかりやすいのが従来使ってきた防災情報センター、市長みずから過去の会議、この本会議場で、この

場所は防災情報センターであければならない、というふうにはっきり言っているんですね。

名称のことは、きちんとしたものができればいいではないか、ということを言われるかもわかりませんが、万一のとき市内は大混乱をする。そうすると市民はここに来て、例えばスコップを貸してくれとか、この停電はいつになったら回復するのか、いろんなことを聞きにくると思うんです。そういうときに防災情報室があるからという、ちょっとそういう発想では――今から急にかえたのでは定着しずらい、わかりにくいと思うんですよ。防災情報センターに行けば何かわかるかもわからないし対応ができるだろう、という市民のそういう中心施設でなくちゃいけないと思うんですね。

幾ら言っても市長は、頑として聞かないだろうと思いますので、今後、時間もありますから、この防災情報センターという名称に、普通だれしも市民が考えて妥当だと思える名称に、従来市長が使ってきて、そう自分で決めてきたわけですから、やっていただきたいというように思うんです。東京都もちゃんと防災センターということでわかりやすいですよ。東京都庁舎は、新庁舎、第一本庁舎の８階、９階をぶち抜きで使っているんですね。こういうでかい建物の中にありますけれども、やはり防災情報センター、この方がわかりやすいんですよ。

ひとつ、完成までにはまだ時間がありますので、過去の市長の答弁等よく御自分で思い起こしていただいて、防災情報センターという名前を今後とも使っていただくようにお願いをしておきたいと思います。

それから、アピア神明については、まだ建設をされて年数も余りたっていない新しい建物なので、これを職員の待機場所として使っていきたいということで、アピア神明を撤去をして防災情報センター、あの敷地にちゃんとした一つの建物をつくるという考えには賛同していただけないわけです。しかし市民は、これをもし取り壊しても、むだだと私は言わない気がするんですね、私も言わないんですから。やはり7,000万以上のお金を費やして建物を買って、これを壊すとなれば、これは一見むだです。しかし、やはり防災に万全を期す。少しでもその体制を強化をしていくということで、もしここで、この程度の予算を一時的には一見むだなような使途に充てても、やはり本格的な防災情報センターがつくられれば市民からクレームがつくようなことはないと思うんですよ。せっかくの機会、残念だなという気がするんですね。

もう一度、市長からこの点、やはり従来どおり、これは――もうプレハブ住宅は震度５でひっくり返る。防災情報センターは震度７に耐えられる。アンバランスな建物が隣

同士で建っている。これでも構わないというふうにお考えなのかどうか。議会も私は理解すると思うんですよ。

先ほど田原議員が出雲市の例をちょっと引いておられましたが、出雲市の市長も小学校建設が、前の市長のときに鉄筋コンクリートで建設することが決まって、全部予算措置もとられていたんですね。しかし自分が当選をして、これからの小学生、子供たちには木のぬくもりのある校舎で勉強させてやりたいということから、今まで全部決定していた予算を、議会に理解を求めて木造校舎に建てかえる予算に組みかえたんですね。しかし、議会もだれも文句を言わないし、市長に対して市民も何も言わない。むしろ拍手喝采。ですから、事と内容によりけりであって、こういう場合には、アピア神明を壊すのは一見むだなように見えますけれど、防災情報センターとして一体にあの土地を活用するということを考えるのが私はいいのではないかと思うんですが、この点についてだけ市長の答弁をお願いします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　防災に対しましての、一つの市民の安全を守る、そういう事業に取り組む時期になったわけでありますので、大変市政としては必要な事業に取り組む、こういう意識でこの事業を進めたいと思っております。

そこで私どもの考え方は、地震等が発生をして、そして防災情報室が、いわゆる無電によって受信、送信をし、その情報を一定の専門会議によって対応を進める、こういう司令部の中枢に当たる機能を持たせる、こういう考え方でありまして、その際には、この本庁全体の行政組織は、それぞれのまた組織上の責任系統として災害対策本部の指揮を受ける、こういうことになるわけでありますから、スコップを取りに市民がおいでになる、そういうことは土木の所管でありますとか、そういう形で受けるわけでありまして、砂袋を渡すにも砂袋を管理をする部局があって持ち場がある、そういう、この本庁舎の日常行政そのものが司令部に属して、そうして行政全体として最も適切な判断と活動をしていく、こういう関係でありますから、別段「センター」が間違っているということじゃないかもしれませんけれど、平素は市民施設として独自の条例設置の場所ではない、つまり庁舎の一環である、こういう見解でいることであります。

それから、今回議案としてもお願いをいたしております、もとのアピア神明という集合住宅10戸の施設は、いわゆる待機寮、災害時の職員が待機をする、あるいは休息をする、そういう場所に使用できるから一番それが近い、また有効な使い方だろう、こういう判断によっております。普段、空き家ですから、いっとき物を置いたり、あるいは庁

内の手続きで借りてなにかの会議を開くというようなことは、一つの活用の手段として機能をさせても差し支えないだろう、こんなふうに思っておりますけれども、余り拡大をした使い方のことは考えておりません。

この施設がまた建て上がって機能するまでには、１年ぐらいのまた期間もありますから、十分庁内でも意見をまとめて、一番非常時に役立つ、緊急時に役立つ、そういう役目を持たせたい、こういうことでいいんではないかと思っております。

したがって、今すぐ建物を壊したり、あるいは模様がえをして、その次のことはまだ考えてはいないということでありますので、現状を保持しながら活用をする、こういうことでよしいんではないかと思っております。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　自説を通すというのも市長らしくて、それでいいのかもわかりませんが、私は考え方を異にいたします。

あの建物には電算課も入る予定になっております。電算課の方に行って、今度は広い場所にかわりますから楽になりますね、というようなお話をちょっとしましたら、いや全然広くならないんです、と言うんですね。ほとんど今と変わりない。公害防災課であった今までの場所と、今度の防災情報センターに移って使用する事務室との広さも、これも同じなんですよね。会議室もない。

今度あの建物をなにかに使うといっても結構またお金もかかると思うんですよ。床の工事をやったり、震災時に72時間ですか、３日間は自家発電で電気等の供給がなくても仕事ができるようになっているわけでしょう。であれば、それに対応するような内容にアピア神明もかえていかなくちゃいけない。これから、もっともっとあの建物にはお金がかかってくるんですよね。であれば、電算課も広い場所が確保できる、公害防災課も今度は名前が変わって環境防災課、ここも従来よりも広くなる。会議室も今ないんですから会議室もつくれる。休憩室とか、その他の部屋も、――当然24時間体制で勤務をしなきゃならない場所ですから、いろんな部屋が普通の事務室とは違って必要にってくるわけですね。であれば、あの場所を一体として使うというふうに――せっかくつくるんですからね、やらなければ禍根を残すという気が私はいたします。中途半端にただつくればいいというふうには、私には思えないんですね。だから、市長はそうじゃないということを今力説しておられますが、私の考えるところはこうだということを今市長に申し上げたところです。

もう設計ができ上がりまして、これから発注されるんですから、よほど市長のなにか

大英断がない限りは、この流れをかえることはできないわけです。少しだけその決断の余裕が市長に残されているということは救いだと思いますので、よくお考えになっていただきたい、というふうに思います。

今回の防災無線システムをつくるということは、先ほど申しましたように先年の大雪が一つのきっかけになっているわけですが、27市の状況を見てみますと、この間、11月の26日のこれは朝日新聞ですが、町田市が防災行政無線、同報無線の設置を始める。来年から一部使用を開始するということが出ておりました。三多摩27市、日野だけ防災無線がない自治体になってしまったわけです。町田の方は、自分のところが一番最後だ、というふうに担当者は答えているんですが、日野と町田が残っていた。町田はことしから事業をスタートして、同報無線については来年から使用を始めていくということで、4年がかりでやるそうですが、こういうことで、ある面では非常に急がなくてはならないけれども、しかし、いいものをこれから長年にわたって市民生活を守るために使用していくためには十分なやはり配慮をして、市長に防災行政についての鋭利な感覚を持って進めていただきたい。ただつくって、スピーカーから何かのときに音を流せばいいというだけの発想では、いいものはできない。

私は、名称の件もそうでありますし、このプレハブ住宅についてもこれを撤去をしてきちんとした一つの2階建ての建物を防災情報センターとして建設をし、そこに十分なスペースを持って電算課ももちろん入る。環境防災課もそこで仕事をする。そして高い鉄塔が立った、市民が一つの防災のシンボルのような気持ちでこの建物に接することができるような、そういった長期的に十分耐えられる防災情報センターをつくっていただきたい、ということを強く市長にお願いをして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって17の3、「防災情報センター」の不明瞭部分についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時25分　休憩

午後3時55分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、公共下水道の供用開始とゴミ・し尿処理施設計画について問うの通

告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔6番議員　登壇〕

○6番（土方尚功君）　議長のお許しを得ましたので、通告に基づいて質問をしたいと思います。

今回、公共下水道の供用開始とゴミ・し尿処理施設計画について問うということでありますけれども、公共下水道そのものの供用というのはわかっておりますので、そういったときに後どうなのかなということの内容で質問をいたします。

極力簡単にしていきたいと思いますけれども、その前に、関連といいますか、確認をしておいて本題に入りたいと思いますけれども、実は私は、この案件については議会の始まる前から今度はこの問題を、ということで若干の取り組みをしておりました。ところが、行政報告で特にリサイクルの行政推進、あるいはクリーンセンターの用地確保、それから環境行政推進ということで、特にごみでありますとか、そういったことを中心に今回プロジェクトチームというようなことで出てまいりました。そこら辺の内容を伺ってから組み立てをしようということでおりまして、きょうに臨んだわけですけれども、そういった意味で、最初にそこら辺のことを確認の意味で、行政報告であったんですけれども、またあるいはごくきのうあたり、市長もこの取り組みは1カ月から2カ月をめどにそういう体制をつくっていくんだということがありました。ところによるともう昨日ですか、環境行政推進の会議がもう持たれたというようなことも聞いております。そこら辺も含めて、私はもう一度復習の意味でちょっとその点に触れて、簡単で結構ですからお願いをしたいということが1点。

それから、先ほどの古賀議員のやりとりの中でありました。要するに施設の名称のことでありますけれども、私の方は防災情報センターに絡む問題ではなく、クリーンセンターということですね。これについても行政報告の中に、その他の中にありまして位置づけがされております。しかし、そこら辺で先ほどの古賀議員とのやりとり等も聞いたり前の段階での話もありまして、ある程度は市長の意図するところは承知をする部分ですが、それがそのように承知をするということではなくて、ちょっと伺いたいと思います。

特に、それぞれの市民の施設でないというようなことの扱いで一番最初に市長の方もありました。市民、要するに行政側の事務所とか、そういったものについては特段に市役所も本来であればそのセンター的な要素になるわけですけれども、これは事務所の位置の条例で決まっております。ですから多摩平、七生支所、こういったものも条例で設

置をされておりますから、それ以外に当然、水道部でありますとか下水道処理場でありますとか、あるいはここで言うクリーンセンター、こういったものは、そういうことで市民の利用に供しない、要するに事務的な、情報センターと同じような位置づけで特段に条例の上には載っていません。これは承知をしているところですから結構なんですけれども、特にクリーンセンターということについては、初めて今回組織の一部改正に伴って位置づけを明らかにしました。実際には、ごみ処理場が建設されたときにクリーンセンターということで名称もそういう形で統一をして使われておりますから何ら問題ないと思いますし、それから、一応条例の上では規則のところに日野市クリーンセンターの、要するに発電設備に係ることがあって、これについては規定を設けています。そのところにはクリーンセンターという名称が載っております。それ以外には、初めて今回、我々が持っている今の条例の中には、まだクリーンセンターという位置づけはされておりませんけれども、10月の時点ですからまだ例規の差しかえが終わってないということで、クリーンセンターそのものは出てまいりません。

そんなことから、先ほどのやりとりを聞いていて、じゃあ、あそこは市民が利用する施設じゃないのかなというふうに逆にとれるわけですね。そこら辺の見解をひとつ、先ほどの244条の関係を云々ということじゃなくて、こうだからクリーンセンターとしたというようなことを明確に一つ市長の方からお答えをいただいて、そして本題の質問に入っていきたいと思います。

とりあえず前段の二つについてよろしくお願いします、と思います。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　行政施設に、市民施設もすべて行政施設ということでありますし、また行政施設もまた市民がいろんな形でおいでになる、使用される。ですから余り厳密な仕分けはない方がいいかもしれません。

御質問のクリーンセンター、清掃部の現場というのが具体的な機能になるわけでありますが、清掃部の行政、つまり以前は清掃部がこの施設の中におさまっておりました。清掃部を今度、環境部の範囲に組織改正したものですから清掃部という呼称はなくなったわけでありますが、クリーンセンターが残った、こういうことでありまして、当時、数年前ですが、内部から、なるべくイメージのいい名称が欲しいということがありまして、クリーンセンターという名称は組織の内部から提案をされた、こういう経過もございます。実質的にクリーンセンターは、毎日、毎日、市民から排出されるごみを収集をして、そして処理、収集それから処理、処分という経過を経て、処分というのはつまり

終末埋立地に搬出する、これが最終的な処分であります。最終処分地管理組合、こういう名前で最終処理場の名称が規定されております。

ですから、センターという意味も特に清掃処理場というふうに、清掃処理場がとりもなおさずセンターだということなんですけれど、有料ごみもたくさん入ってまいりますし、それから、今日のごみ意識からすれば、なるべくたくさんの方に見ていただき積極的にごみに対する意識や認識を勉強していただく、こういう意味合いもございますから、その場合のセンターという用語にはほとんど抵抗感も意識の合致しないところもないんではなかろうか、こう思っておりますので、クリーンセンターという行政組織の名称を位置づけたい、こういう考え方はあるわけであります。それでよろしいですか。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　私は質問したのは2点に及んでまして、市長は今、後段の部分の回答をしていただきました。ほかの人が答えるのかなと思っておりましたんですが、いずれにしても結構です。復習でリサイクル行政の推進については既にいろいろやりとり――宮沢議員も大変内容について触れないんじゃないかというようなこともありました。その後の質問で幾つか出てまいりましたから、いずれにしてもリサイクル事業を進めていくんだということで大きくとらえます。それからクリーンセンターの用地については、今のクリーンセンターの東側の建設省の土地を日野市が買収なりをする、少なくとも市長は半分程度、少なくてもその程度は全土を買収したいけれども、というようなことがありました。そういった意識の中で対応していただく。

それから、環境行政組織について当然全体の環境ということでしょうけれども、そういった認識に立った中で進んでいきます。ただ、今のイメージ、こちらのセンターの関係ですけれども、クリーンセンターそのものは行政の組織の一部だということで、今度の防災情報センター、私はもうセンターと言いますけれども、その関係もほとんど同じような状況で、先ほど、古賀議員のセンターという呼び名の方が市民にとっても親しみやすい。そして特段に今市長も発言がありました意識といいますか、ああ、あそこに防災のそういった拠点となるセンターがあるんだなという意識、そしてまた、ああいう建物ですから市役所の分室なんていうよりは、抵抗感そのものも当然市民にとっても防災情報センターという名称の方がいいというふうに思います。これは古賀議員も先ほどの結論づけで、これからまだ時間もあるということでありますけれども、そういう中で検討を加えていただけるというふうに思うところとあわせて、これは私も総務委員会でその物件7,070万のものが七千二百何万になったというようなこととあわせて、名称その

ものがそれでいいか、悪いか、ということも当然総務委員会の審査の対象にはなってくるという判断をしております。そこでじっくりとまたやっていきたいと思いますから、それはそれで結構ですけれども、極力その総務委員会が始まるまでに、私としては市長がセンターにミスプリントの訂正、ミスプリント大分多いようですから、あれはミスプリントだった、センターに訂正をするというような申し出をいただくように期待をして、その関係についてはこれで結構です。

ただ、一部出てきたクリーンセンターの用地の確保の対策ということでありますが、これあたりも市長はこういうことでつくっていますが、これから私が質問に入っていく中で、こんな実情だという話の理解をいただければ、こんなものは私はチームを持ってなんてことよりは、もう市長と助役あたり、あるいは企画財政部長あたりをして建設省なりに足を運ぶ、こういったことによって即解決をしてしまう問題だ、というふうに私はとらえております。現実、こちらの場合には、建設省の要するに京浜工事事務所で管轄する財産、底地はそういうことですね。面積として１万1,400平米の面積でありますけれども、このうちの9,300平米については同じ建設省ではありますけれども、東京国道工事事務所、こちらの方が管理を実際には使用しております。つまり例の柳の木を植えてあったり何かというのは東京の国道工事事務所、それで残りの2,100平米については川崎の国道工事事務所が使用している、こういう現状であります。つまり、これをこれから建設省に当たっていろいろ調整をしていく中も、当然今向こうは向こうとして財産としてそこの利用を図っているわけですから、予測されることは、今あるその土地にかわるべき土地を日野市が提供すればそこをあけましょう、ここら辺がせいぜい最初の話になると思うんですね。こんな実情が当然あるわけですから、必ずしもこれも単純に場所があけられるという問題ではないな、それだけに取り組みは市長がこれの陣頭指揮に立って、庁内チーム云々なんていうことじゃなくてしっかり当たっていくべき問題だろう、こういうふうに思います。これはあくまでそういう個人的な考え方の中で、あえてちょっとこの点に触れましたので、まずもって申し上げておきたいと思います。

本題の方に入らせていただきますけれども、大変この状況では、ごみの問題あるいはし尿の関係、このものは直接は市民の段階では問題というのは意識としてはないかと思いますけれども、公共下水道ということで普及が図られてきて、既に三十数％になってきたということもあります。こんなことを絡めて施設の問題のこと、最終結論的には馬場議員が一番最初にやりました基本計画ですかね、こういったものがこれが策定される。それよりも先行して対応を図っていただきたいなというふうに思うところであります。

特段に最近のごみの方をとってみてもリサイクルの問題ということで、大いに資源の活用、これは結構です。ただ鉄くずの価格も下がってしまったということで、これからもう平成４年度は早急にその引き取りの価格、こういったものを算定をして予算化もしなければいけない現実に直面をしているわけです。こういった点もありますので、これもよく調べて見ると日野の鉄くずは純度が非常に低い。つまり価格として、ほかの市町村で分別をして取った鉄なりのものと、日野市のその鉄が出たものとは、この度合いが全然違って価値観が違うんだ、こんなこともあるようでありますけれども、そんなことを含めながら早速始めていきたいと思います。

余り長くならない程度でいきたいと思うんですけれども、まずじゃあ、し尿の、当然下水道に100％なるというのは平成13年ということで目標がありますけれども、これも前倒しをしていく、というふうな部分もあるわけですけれども、現実には、し尿そのもののくみ取りがなくなるということは、もう相当先でないとなくならない。こういう現実はもうわかると思います。市側で面積がそうであっても、その人が管をつながなければあくまでくみ取りを作業は進めなきゃいけない、そういう現実があるわけですけれども、今後、一定のところでどの程度市側の方は収集の関係の見込みを持っているのか。

そして、また今の処理施設、大分年数もたっているようでありますけれども、そういった老朽化の問題と今後の維持管理費、そういったものを見て、どのような考え方でいるのかなということ。

それから、ごみの関係になりますと、焼却施設の関連になりますが、焼却そのものはいいとしても、あとリサイクル、ごみの減量化対策、あるいはストックヤード、このストックヤードはクリーンセンターの用地の確保につながっているんだと思いますけれども、そういった増設の急務といいますか、そこら辺に対する対応の考え方、ここら辺と、それから、あとはもとに戻りますけれども、し尿の関係の今後の処理施設の処分といいますか、そこら辺。またあわせて、もし広域の処分場の問題も、これも早目に何か計画よりも早目にいっぱいになってしまう、こういう対策ですね。ここら辺の考え方等もありましたらつけ加えて、とりあえず１点目、質問としたいと思います。

○議長（小山良悟君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

公共下水道の整備計画が進んでおります中で、当施設でのし尿処理量は経年的に減少していく、さらに私どもの予測では、平成８年には現在の３分の１、つまり50から55キロリットル――日ですね、の収集量というふうになると見込んでおります。しかしなが

ら、現在持っております施設の190キロリットル――日ですね、の処理施設でございますが、一部の施設を除きまして建設後20年が経過しております。老朽化が進む中で定常的な水質の安定化を図るためには、やはり不効率な稼働を余儀なくされ、またさらに施設の維持管理も極めて難しくなってくるなどの問題もあるわけでございます。

また現在、し尿関係の施設で約、施設の中の１万4,000平方メートル、約８施設の半分でございますけれども、用地を使用しております。クリーンセンター内の用地の高率利用、先ほどごみの問題もございました。これからリサイクル行政を進める中で、やはりリサイクルセンター、あるいはストックヤードの場所の確保、これらも大変急務であるという質問の中でもおっしゃられましたけれど、そのとおりでございます。それにつきまして私どもとしては、ここでクリーンセンターの用地確保プロジェクトチームを、これを発足させまして、この推進も図りながら、さらに内部施設の有効利用、これを図っていく。それには、どのような形で今後のし尿の施設の改善をしていくのか、このようなことが考えられるわけでございます。

そこで現在、職員を中心にいたしましてクリーンセンターの総合的な将来計画を私ども主管課レベルで検討しております。まずその中で、し尿処理についての施設の効率性から、まず規模を小さくしたものにつくりかえる必要があるのかどうなのか。それから、あるいは浅川処理場が近所にできますので、それらの利用はできないのか。それから、さらには一定の期間を経過いたしますと必然的にこの施設の廃止ということも将来的には考えられるわけでございますから、他市の処理施設を利用することはできないのか、可能であるならば利用期間を含めてどのような要件が必要なのか、などの検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても大変大きな課題でございまして、これらは第３次の基本計画の中で進めていくことになるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　大体のお話の方はわかりました。今、具体的には、平成８年に１日52キロリットルということであります。トイレ別の人口構成の推移とし尿の収集の推計というようなことで前に資料をもらっていますので、これを見ますと今のお答えのとおり、平成８年には今現在の３分の１に落ちるという予測がされてます。

実は今、第３次の構想ということでありますけれども、ぜひ、それを極力早い時点でやってもらった方がいいんじゃないかということで、こちらの方の関係をいろいろ調べてみた結果、市長も御存じだと思うんですけれども、かつて東京都市町村清掃協議会の

会長名をもって、東京都の下水道局の流域下水道本部長あてに、し尿の公共下水道への放流についての照会ということで、要するに当時26市ですか、５町１村、その協議の中で問い合わせがされて、この内容の中には、一定の要件を満たせばその放流はどうなのかということで御教示を下さい、ということで出た文書、これに対して62年の３月の時点で、回答が本部長より当時の協議会の会長である当時の福生市長あてに回答が出されています。

つまり、これとあわせて、あと下水道局の流域下水道本部の技術部の維持課長から各市の常任幹事へ、今のし尿処理場排水の流域関連公共下水道への放流について補足説明ということで、こちらのが詳しく出てますから、こんなことがあるので、これちょっと御紹介を幾つかしますと、この内容は５点にわたって回答がされております。

１点目は、下水道計画との整合ということで、つまり処理場からの排水は、原則として当該流域下水道の計画処理区域内から収集したし尿の放流水とするということで、一つ。それから２番目として、下水道の普及状況、これが70％に及んだときということ。それから水質の基準については、下水の排除基準、つまりし尿、汚泥その他の基準を設けますよ、ということです。それから４番目としては、関係市町村との間で事前に十分に協議するもの。これは水質あるいは水量、そういった測定の結果でありますとか、周辺の環境対策その他で６項目になっていますけれども、それから、なおあわせて５番目として、水洗化の促進、どんどん積極的につないでもらって浄化槽、要するに水洗化の促進と浄化槽の利用者に対する下水道の使用促進についての指導を徹底してほしい。こういうことの五つであります。

つまり、これを見ますと、今の回答のとおり、８年にはおおむね、これをパーセントで置きかえますと、普及率推計としては７年度末、要するに８年のときには69％という整備済み人口であります。つまり時期がこの時期に一致をして、もうちょっと人口の動きを見直しをしたり何かすれば、当然都の言う70％には合致をしてくる。つまりこの、先ほど言った度合いですね、ＣＯＤの関係等もこれを見る限りですと１次処理、つまり投入をして沈澱をしたその水そのもので、特段に手を加えなくても放流が可能だということですね。２次処理なり３次処理をしなくても、生ではいけないけれども、一度そういう処理施設を経過をして流し込むことは可能だ、こういうことなんですね。ですから、やっぱり、ちょうどこちらの事業の進行と合わせて、当然今の施設が老朽化をしているし、それから敷地もごみの問題からすれば場所が確保したいんだ。私が見る限りでは建設省の、いずれにしても市長が精力的にやればいいとしても、なかなかおいそれとはい

かないんじゃないか。

そうなると、今手持ちの資産を活用する、こういうことになりますから、今ある190の処理を50から60程度にして、そして３次まではしない、要するに１次だけの処理をして流域下水道へ流し込む、こういうことをすれば費用も相当安く施設として建て替えが可能であるし、それからストックヤードですとかリサイクル、その事務所の関係に向けた、今の極端なことを言えば、頭に描いていただきたいのは、ごみ処理施設はそのまま大きなあれですけれども、その西南といいますか、駐車場に今なっている場所あたりに新しい施設をつくって下水道の方へ流す。それで、今残った、先ほど１万4,000ですね、面積のうちが大体2,000平米程度でプラスアルファで大体その処理施設ができるんだろう。残りの１万幾つかの数字が、１万2,000か１万4,000ぐらい、これが今ある現存の施設を壊すことによって確保ができる。ここいら辺をぜひ早急に取り組んでもらって、基本計画はたしか６年からなるわけですから、ぜひ早目な取り組みを一歩、市の総合の計画もこれはもう当然出るんですけれども、それに先んじて少し庁内の部、先ほども他の中でのプロジェクトチームを主管課でやっている、こういうことであります。そこら辺を進めてもらえば、今市長の方から行政報告で出てきたリサイクルの行政推進あるいはクリーンセンターの用地の確保、それから総体的に環境行政、こういったことで一体の行政が進められるんじゃないか、こういうふうに思うわけなんですが、ぜひ、これは取り組みますよ、ということになれば、もうこれで質問は終わるわけですから、市長にそこら辺、ぜひ今の話で、とにかく東京都も生放流じゃなく、直接そこへは、どうも、投入は別の口を設けて入れちゃうというわけにはいかないそうですね。さっき言っていた地区内処理というのは浅川処理区はあくまで浅川処理区で集めたもの、それから南多摩処理区で集めたもの、それから秋川処理区で集めたもの、これは本来は別々なんだということなんですが、日野市という行政の中ですから原則としてという中で、これはもう当然交渉の余地が十分ある。

そんなことの視点から、ぜひその用地の有効利用ということと施設の老朽化も今現在あるということ、そこら辺を踏まえて、市長が取り組みをします、というふうに言っていただければよろしいかなと思うんですけれど、どんなものでしょうか。

市長にお伺いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　取り組みを進めなきゃなりませんので、こういうプロセスを経て、より事業に具体性をつけていきたい、こういうことになるわけであります。

日野市のごみ処理施設の所在地並びにし尿処理施設の所在地は、住民からは比較的遠く、また地形的にも一番いい場所にあって、他市からうらやまれるぐらいな条件ではありますが、遺憾ながら地積が狭いということがこれからの解決課題になってまいります。し尿処理施設は、公共下水道の普及に伴ってその機能を必要としなくなるわけではありますけれど、これも相当な年次を要する。御指摘のとおりであります。そうしてクリーン課、行政組織の中のクリーン課の立場では、将来のことも考えながら、どういう手順で展開が可能であるか、ということをいろいろと検討を進めておる状況の報告も聞いております。

焼却炉につきましては、これは時期が来ればまた改造をしなければなりません。その際には、より機能の高い面積も必要とするということも伴いますので、し尿処理施設の壊廃だけでは確保できない、こういう事情が伴っております。

それから、し尿処理施設は、かなり老朽化をしたといいましょうか、使用耐用年限も迫ってきております。その際にどう対応すべきかということになってくるわけでありまして、二つの方法が考えられる。

その一つは、他市の施設を近隣市が共用するという考え方であります。このことは東京都の当局も援助してといいましょうか、指導する立場でいろいろ助言をいただいておるようであります。日野市としては、つまり他市の施設に共用をさせていただきたい、こういうことも提言をしております。（「日野市のを使えば」と呼ぶ者あり）いやいや日野のは古いものですから、そういうわけにはちょっといかないわけでございます。それから、他市の施設を使うということは、これは本来的な解決にはならないわけでありますけれど、莫大な投資をしてある施設を東京都の管理という考え方で指導がされる、こういうことであります。

それからもう一つは、お話にもございました、いわゆる公共下水道の装置を使って流し込むということであります。これも特に日野市の場合、分流式ですから、そう大して支障はないように思いますけれど、恐らく法規の上で抵触する部分もあると思いますし、それから使用料はだれが負担するか、こういうことにも伴ってまいります。そういうことを既にこれはあちこちで経験済みでありますから、一定の解決の方向は遠からず見通せるというふうには思っておりますので、大きな支障なしに進めなければならない大切な課題であります。

それから、ごみ処理施設につきましては地積のことを先ほど申し上げました。し尿処理施設を撤去したからその跡に、というわけにはなかなかいかない部分もありますし、

やっぱり隣接地の確保がぜひ必要となってくる、こういう事情があります。隣接地の土地をまた確保するには今の機能を他に受け入れる。日野市にそういう適当な用地があって、街路樹の保養のできるような場所と地積が得られれば割合話は容易でありますけれど、これをどういう形でこれから考えて確保していくか。

たまたま管理当局の京浜工事事務所は、管理される河川が多摩川、浅川ということで、特に浅川の管理、つまり河床を下げたり堤防をつくったりということですが、スーパー堤防という発想がそこから生まれておりまして、日野市が積極的にスーパー堤防の受け入れる条件があれば、つまり京浜工事事務所の事業の大きな手助けにもなるわけでありますから、そういう関係を市内に、あるいは市外も含めて可能性を探していかなきゃならない、こういうことが先行することになってまいります。そういうことに伴って今回のプロジェクトチームのこともあわせ考えておる、こういう状況であります。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　ありがとうございました。いずれにしても取り組みをするという方向は出していただいた、というふうに理解をします。

ただ、今幾つかありましたけれども、今まで大体市長はもう地区内処理といいますか、いろんな処理の関係についてもほかの市に頼むというようなことじゃなくて、自分のところで処理していくというような姿勢がずっとあったと思うんですね。他市にっていった場合に、事例としては単純に、ほかの市が一時的に施設を直すから入れてください、というようなことでは幾らでも交渉はつくと思いますけれども、結局、半永久的といいますか、それまでは言い過ぎかもしれませんけれども、一定の完全なる100％にならない限りはし尿のくみ取りなり、そういったものは続くわけです。そんなものをなかなか今まで共同体でやっていた市ならともかくとして、受け入れというのは不可能だろうと思いますし、今いる職員だって結局要らなくなるということですから、そこら辺のこともよく考えて、ひとつ方向を見出していただきたいと思います。

スーパー堤防ができる云々というような問題だとすれば、今の三角の土地はどっちかといえば、もうほとんど堤防で終わっちゃうというような土地ですよね、考えてみれば。ですから、全然、こちらでクリーンセンターにしようというような発想もそのことを考えれば消えてしまう、こういうことだと思うんです。

いずれにしましても、まだ今の現状からすればいろんな問題が、先ほども鉄の組成といいますか、成分の関係なんかにしてもいろいろあるようですが、これも前処理の関係をどういうふうにしようかなというようなことも重要なポイントでしょうし、それから

今、万願寺の区画整理区内といいますか、あの流域下水道の場所に場所を借りてボックスなんかも置いてます。こんなものもそういった施設が動き出せばもう必ずどっかほかへ移さなきゃいけない、ボックスの置き場ですね。あるいはボックスそのもので収集をするか、しないかという問題も及ぶわけですけれども、そんなこともあります。

一つひとつ挙げればいろんなことがあると思いますけれども、今回、市長が挙げてきた行政のプロジェクトなんていうものより、もっと大がかり総体的なプロジェクトをぜひくみ上げていって、なおかつ平成８年あたりには新しい施設ができるような方向で検討を加えていただくということをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって18の１、公共下水道の供用開始とゴミ・し尿処理施設計画について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問19の１、「高齢者憲章」の制定をの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　「高齢者憲章」の制定をと題しまして一般質問をさせていただきます。

日野市老人憲章というのがあることは知っています。「老人」より「高齢者」の方がいい。中身も一歩進めた高齢者憲章を、それも条例の制定の形でつくるよう提起したい、とこの質問を取り上げました。

私ども社会党は、今、全国すべての市町村に高齢者憲章条例制定の運動を進めています。社会党三多摩議員団というのがありまして、その各市議会から代表が集まっての会議がありました。そこで、運動として高齢者憲章を各市で制定するようにしよう、と呼びかけました。私の日野市は、老人憲章としてつくられている、まだ憲章が制定されていない市は、日野市のようにつくるために頑張ってください、と私は呼びかけました。議員団政策審議会長の国分寺市議は、私の呼びかせを補足して言いました。これまで制定された高齢者憲章や老人憲章には、老人を大切にしましょうとか愛される老人になり

ましょう式の憲章が目につくが、これじゃあだめだ。迫り来る高齢化社会に向けて、高齢者憲章は社会全体を福祉社会にかえていくという観点が盛り込まれていなければならないという社会党の主張が述べられました。私はその発言を聞いてから黙ってしまいました。日野市老人憲章が社会党の主張に沿ったものかどうか全く自信がなかったからです。

ちょっと「日野市老人憲章」を見てみました。老人を大切にしましょう、愛される老人になりましょう、という高齢者やその周辺の人たちの心情を対象にするようなものよりは一歩出てはいましたが、この高齢化社会に対応できる社会党の主張にはほど遠いものでした。日野市高齢者憲章でなく日野市老人憲章であり「高齢者」にかえるべきだと考えたこと、日野市の老人憲章が制定されてからちょうど10年がたったこと、家を新築しても10年たてば増改築を考えもいいのではないかと思い、そして高齢化社会に一層ふさわしいものにするため、この憲章を見直すべきではないかと考え、この質問を通告したところでございます。

そもそも日野市老人憲章は、いかにスタートしたかを調べようと思いました。日野市例規集を見ますと、第2章、憲章等の中で、日野市民憲章に次いで日野市老人憲章が載っていました。昭和57年1月1日制定とありました。次に載っていた日野市核兵器廃絶・平和都市宣言や日野市基本構想は何年何月何日議決と書かれていました。老人憲章が制定と書かれていて、他に議決と書かれている。他の方には議決と書かれている。老人憲章は議決されていないのかなと思い、庶務課で調べていただき、議決されている事実がわかりました。例規集の表現の仕方にミスがあると思いましたが、これは後でただします。

会議録をひもときますと、日野市老人憲章が市議会に提案されたのは1981年——昭和56年7月17日でありました。すかさず古賀議員から質疑がありました。「こういう憲章をおつくりになることは大変すばらしいことだと思います。せっかくこういうものをおつくりになるんであれば、文章も平易で意を尽くし、かつ格調のある文章であらねばならないと思うのでありますが——中略して——日本語の文章としては悪文ではないかと思います。」と発言され、具体的に悪い点を指摘しておりました。私は改めてこの老人憲章をつぶさに読んでみました。古賀議員の指摘を10年たった今、理解するところです。（笑声）

この議案は'81年第3回定例会では継続になりました。今はそうしていませんが、このときは議案の継続は委員長報告がありました。佐々木昭雄厚生委員長の報告でした。

ここで私が今疑問に思っている憲章の法的根拠はどうか、行政機関のみの公示、行政としての制定、条例としての制定などが報告、議論されています。1回の継続を経てちょうど10年前の'81年12月18日、可決されています。佐々木厚生委員長の報告は、26市中3番目で、三鷹市は議員提案、小平市は議決なしの制定となっていて、三鷹、小平のものを参考にしてつくったものだ、手直しをするのも大変だから、これでよろしいんではなかろうかということでした。古賀議員の指摘にもかかわらず全会一致で可決されたものでした。このときの議員が3分の1、10人この議場に健在でおられますが、ちょうど10年たったということで高齢化が急速に進んだということで御容赦願い、この日野市老人憲章を批判させていただきます。

日野市老人憲章は、10年前、古賀議員が指摘されたように非常にわかりにくい文章であると思います。五つに分かれてはいるが、区別がつかず、全体としてただ老人は愛され、守られるんだということを言っているように見られる。これが意図どおり理解できる人は国語の力が相当あって、かつ老人施策に見識の高い人であるのみのように思います。次に（発言する者多し）静かにしていただきたいと思います。（笑声）発言しにくいですから——次に5項目すべてが老人が主体で、老人が受け身な形に書かれています。適当ではないかと思いますが、ほかに言葉を知りませんので権利と義務という言葉を使わせていただければ、老人の権利のみが表明されているようです。一般市民の義務が2行の前文でしか書かれていない。もちろん福祉の世話になるのは恥といった感情が地域社会にはいまだに根強く存在していることから、老人への施策を老人の権利と感じさせることも必要だとは思います。しかし、私たちの考える高齢者憲章は、個人に対しての窮貧的な福祉の供給ではなく、社会全体を福祉社会にかえていく、いわば福祉のまちづくりを推進していくという観点が盛り込まれています。これによって社会や個人、多くの市民の感情を変えていくことが大切だということです。そのためには多くの市民の立場に立つ、すなわち市民の義務を強調した憲章が望ましいのだと思います。

ここに私ども社会党と一体となって高齢者憲章の条例制定の運動に取り組んでいる自治労のつくりました自治体高齢者憲章のモデルがあります。これから日野市高齢者憲章を考えるに参考にしていただきたいと思います。読ませていただきます。——自治体高齢者憲章、自治労モデル、前文、日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の理念に基づき、高齢者が家庭や社会の大切な構成員として尊重されることが願いです。高齢者が生きがいに満ちた生活を送るためには、さまざまな施設が必要ですが、あわせてすべての人々が価値観の違いを超えて互恵互助の心を養い、社会的努力を行う

ことが長寿社会を創造することであることを確認し、この憲章を制定します。１、私たちは、高齢者がみずからの手で心身ともに健康保持に努めることをあらゆる場面で支えます。１．私たちは、高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた知識、経験を大切にし、その活動の場を拡大します。１．私たちは、高齢者が明るく生きる源となる家庭を潤いのある場所にします。１．私たちは、高齢者に対し温かく思いやりの心を持って、ともに生きるための地域社会をつくります。１．私たちは、高齢者が心豊かに暮らせる施策を国や自治体が万全を尽くすようにします。

以上が自治体高齢者憲章の自治労モデルであります。

次に、老人憲章か高齢者憲章かの問題に触れさせていただきます。私たちの主張する憲章は、高齢者憲章であります。かつて我が党の下村　功議員が、老人ではなく高齢者に統一すべきだ、と主張したことがあります。「老人」とは、岩波書店の広辞苑によりますと、年取った人。年寄り。老いる。「老いる」の言葉を広辞苑で見ますと、齢が重なる。年寄る。年取る。衰える。弱る。枯れかかる。ぼける。老いぼれる。とあります。「老人」はできるだけ使わない方がいいと思います。

老人福祉課、これも高齢福祉課とかえた方がいいと思いますが、老人福祉課からいただいた資料を見ますと、日野市が制定した1981年以降、老人憲章は一つもできていません。すべて高齢者憲章であります。最近、社会党の憲章制定運動が実ってあちこちの地方自治体に憲章が制定されていますが、そのすべてはもちろん高齢者憲章であります。

高齢者憲章の私どもの主張をさらに一言述べて、お答えいただきたいと思います。高齢者憲章は、高齢化社会における自治体の憲法です。基本的人権に基づいて、すべての人が社会的な努力を行い、それを行政はサポートする施策を講ずるという高齢者社会を支える土台の理念を示すものだと考えます。老人憲章を一歩進め、高齢化社会に即応した高齢者憲章の制定について、どうお考えでしょうか。通告したものすべてには至っていませんが、まずこのお答えをいただきたいと考えます。

○議長（小山良悟君）　　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　お答えいたします。

日野市老人憲章につきましては、ただいま御説明があったとおり昭和57年の１月１日に制定されております。市民憲章よりか１年早く制定され、現在その啓発に努めているところでもございます。

ちなみに老人憲章あるいは高齢者憲章の制定の状況でございますが、東京都におきましては、昭和47年に三鷹市が老人憲章を制定しております。それから昭和51年には小平

市の老人憲章、それから昭和57年、当市でございます。それから平成２年には東大和市の高齢者憲章でございます。東京都では４市でございます。全国では道府県で２件、それから市の段階では19件、町で28件、村で６件。これは憲章あるいは宣言、信条のあるものを合計したものでございます。いずれにしても地方公共団体で全国で55の団体がこれら憲章、宣言、信条を制定しているところでございます。そのうち老人憲章の名称を使っているところは13件、高齢者憲章をつかっているところは24件ということで、最近においては、高齢者という名称を使っておるところが多いんではないかと思っております。私は、老人も高齢者の同意語というふうに解釈しているところでございます。

それで、その憲章の意味合いでございますけれども、憲章は原則的な約束ということでございます。日野市の老人憲章については、老人福祉法の基本理念、これを根源といたしました理念をとらえているところでもございます。現在においても、その理念はかわるものではないというふうに考えております。今まで立派な憲章であるというふうにも自負していたところでもあります。要は施策の充実が一番肝要ではないか、というふうに思っているところでもございます。

それから、日野市の老人憲章も10年経過いたします。一般市民の方にも定着しているところではないかというふうに考えております。現時点におきましては、高齢者憲章の制定は考えておりません。批判は批判ということで受けとめさせていただきたいと思います。

また、この老人と高齢者の名称でございますけれども、普通、人生、生まれてから亡くなるまで100年と仮定いたしますと、老人で分類される部分が大体65歳から100歳とすれば35年間あるわけでございます。それを押しなべて老人、あるいは高齢者と名称を呼んでよろしいのかどうか、その辺、自分なりにも考えているところでございます。最近は、前期の高齢者とか後期の高齢者というような呼び方をされている場合もございますけれども、それらについても若干抵抗があるわけでございます。いずれにいたしましても、ただいまの御批判については、批判として受けとめさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　極めて否定的な（笑声）答弁をいただきました。私、18年目になりますけれども、一般質問をその都度やってまいりましたけれども、その中で最も否定的な答弁であったように感じました。それにひるまず続けたいと思います。

一度決めたことは、そう簡単には変えられないというような感じを今福祉部長のお答

えから感じたところでありますけれども、先ほども言いましたように10年たちました。10年たてば家だって増改築を考える人も多いわけです。今、市立病院の改築が叫ばれておりますけれども、増築したところなんかまだ全く新しい、それでも全体を考えれば改築した方がいいということであります。重ねて申し上げることはいたしませんけれども、とにかく今の憲章はわかりにくいんです。古賀議員がまさに言うようだと思います。改めて皆さんにも読んでいただきたいと思います。わかりにくいものをわかりいいように変えることにはばかることなかれだと思っております。

それから老人と高齢者の問題でありますけれども、東京都ではすべて「高齢者」を使っています。国の関係、法律の関係でどうしても「老人」を使わなければならないことを除いては、東京都自身のものはすべて「高齢者」を使うという方針になっています。そういうことから見ても、老人ではない、高齢者を使う時代だと重ねて強調しておきたいと思います。

通告したものすべてを初回に質問をするのが本旨ですが、息が続かず分けさせてもらいました。昨年の６月、老人福祉法などの福祉８法が改正され、高齢者の医療福祉サービスの供給は市町村が行うことになりました。そのために各市町村では、1993年４月を実施初年度とする地域老人福祉計画を策定しなければならなくなりました。これに関しては12月９日、鈴木議員が質問していますので重複の質問は避けたいと思いますが、地域老人福祉計画策定に当たって厚生省はガイドラインを示すと言っていることから、黙っていればこの計画は住民の声に基づくものではなく、国の考えに従って進められることになりそうです。当然、画一的なガイドラインによる計画では、その自治体に沿ったものにならないばかりか、住民のニーズにこたえることもできません。

したがって、この計画――地域老人福祉計画は自治体が住民のために住民参加で、日野市が市民のために市民参加で策定し推進するものでなければならないのであります。老人福祉法の改正によって市町村に義務づけられた地域老人福祉計画の策定には、策定の条件の中に住民の意見を反映するための機構がないのです。我が社会党の強い主張にもかかわらず、これを盛り込むことができませんでした。住民の意見を聞くための審議会や委員会など設置が法律的に明記されていないのであります。

そこで、日野市で市民代表を入れた地域福祉計画策定委員会、あるいは策定審議会のような諮問機関などの機構を設置させることがどうしても必要であると考えます。この市民の意見を聞くための委員会や審議会は、市民の代表として次の３種の代表を落としてはいけないと私たちは考えています。一つは高齢者の代表、二つ目は障害者の代表、

そして三つ目は女性の代表。この３種の代表を必ず含めた市民代表を諮問機関で、市民代表を入れた諮問機関であるべきだと考えています。

また、この地域福祉計画策定委員会のほかに市民の意見を聞くための受け皿として、福祉のまちづくりアイデア公募検討委員会といったものもつくっていくのがいいと考えています。地域福祉計画の策定が市に義務づけられましたが、国の鋳型にはめ込まれるのか、住民参加による自治体独自のものになるのか、分権自治にとっての大きな分岐点に立っていると言えます。そのために、ここで申し上げました地域福祉計画策定委員会などの施策を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市民の意見を取り入れるためのこれらの機関は極めて重要であると考えていますので、設置条例としてこれを設けるべきだと考えます。

主題の高齢者憲章に戻しまして続けさせていただきます。

私ども社会党の全国各自治体で高齢者憲章の条例制定の取り組みを行っているところです。日野市老人憲章は議決はされていますが、条例になっていません。先ほど申し上げましたように、高齢者憲章は高齢化社会における自治体の憲法だと言っていいと思います。条例として制定することが望ましいのだと言えます。高齢者憲章、条例として制定することはできないのでしょうか。条例は地方自治法第14条によって守られ、14条第５項には罰則も設けられていて、市の制定するものの中の最も権威あるものであり力のあるものだと思います。市長だけでつくることのできないものであると同時に、勝手に改廃できないものです。法令で定めのないものは条例にしないというような悪弊は打破すべきだと私は思います。

10年前の日野市老人憲章の審議で、先ほど申し上げました'81年10月７日の議案継続の委員長報告のときの論議で、森田市長はこれに関して発言しています。――この憲章というふうな精神的約束事は、行政機関として公示することによっても可能になっておりますけれど、でき得べくは、やはり議会の御審議を経て立派に条例として制定されるということが、その精神の建前から言っても望ましいと考えています。市長の言うように条例にはなっていませんでしたが、ここでの森田市長の発言は私ども社会党と同じ意見であります。単に高齢者憲章をそのまま条例にすることがなじみにくいとしたら、幾つかの施策を付加することも考えられると思います。

例えば日野市高齢者憲章として、第１条、目的として、この条例は高齢者憲章を定めることによって、日野市民が進んで高齢者を理解し、高齢者の生きがいのある日常生活を保障することを目的とする。第２条、高齢者憲章として憲章を本文を入れ、第３条、

憲章の推進として日野市高齢者推進本部を設置し憲章の推進に当たる、といったもの。全く素人の私がちょっと考えたことであります。条例に組ませることとは別として、私たちは、高齢者憲章を実行推進する機構として、例えば日野市高齢者憲章推進本部といったものを設置して、そのもとに先ほど申し上げました住民代表を入れた地域福祉計画策定委員会などを設置することが極めて重要だと考えています。

高齢化社会における自治体の憲法だという高齢者憲章を、条例で定めるべきだと主張してきましたが、ここで日野市の条例、条例にはなっていない憲章などが網羅された日野市例規集について触れておきたいと思います。

この一般質問の準備で判明した私のわからない点であり、これをただしておきたいのであります。まず最初の方で申し上げました例規集のミスではないかといったことです。老人憲章が制定に対し、平和都市宣言などが議決という記載ですが、後者は議決だけで行政送付も告示行為もなされなかったのか、どうなのか。告示行為がなされていれば制定でいいと思うが、どうなのでしょうか。

次に、美化都市宣言と日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の議決されたものが、この例規集には続けて載せられていました。ほかに丸々都市宣言というものはなかったか。幾つかあったはずだが、載せないのはなぜなのか。私の記憶では小山良悟議員――現議長ですが、小山議員提案の健康都市宣言、川嶋　博議員提案の交通安全都市宣言があります。市長提案だけではなく、市長提案でなくても市民を代表する日野市議会の議決であります。例規集に載せないことはいけないことだと思いますが、いかがでしょうか。質問の主題からそれて申しわけありませんが、お聞きしておきます。

以上の発言を五つの質問にまとめました。

質問１、地域老人福祉計画の策定に当たって、市民の意見を聞くための審議会や委員会の設置についてどう考えるのか。

質問２、これらの設置条例をつくることについてどう考えるか。

質問３、高齢者憲章、現在は老人憲章で、これを直さないと福祉部長は言っていますが、その老人憲章の条例化についてどう考えるか。

質問４、例規集の中での老人憲章などの制定と、平和都市宣言などの議決の違いは何なのか。

質問５、幾つかの都市宣言で例規集に載せられてあるものと、ないものがあるのはなぜなのか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

問題の御質問の１点目でございます。

先般、鈴木議員さんの方からも同一の内容で御質問があったところでございます。それについて答弁したところでございますが、今後のスケジュールとしては、平成４年度に庁内の検討委員会を設けまして、東京都の地域推進計画あるいは市の基本計画、この関連の中で庁内で検討していきたい。また平成４年度には国が発表されますこの計画策定のマニュアル、内容的にはまだはっきりしておりませんが、そういうものも示されてくるようになっております。したがいまして、平成５年に計画策定の委員会、あるいは協議会等を設置して、そこで御審議いただくというようなことでございます。

それから、まだ不確定な部分があるんですが、この委員会あるいは協議会の設置につきまして、その条例化ということでございますけれども、一般的にはこの協議会、委員会については、市長が諮問するというような形が通常とられるわけでございます。それについて調査、協議をして答申をいただくというようなことになりますので、必ずしも条例事項には該当しないんではないか、要綱制定で十分その効果が上げられるんではないか、というふうにも考えているところでございます。いずれにしても、まだ不確定な部分がありますので、答えとしてはその辺にとどめさせていただきたいと思います。

それから３点目の高齢者の憲章、現在は日野市老人憲章でございますが、この条例化でございます。

この条例化については、これは条例の制定につきましては、地方自治法によりまして規定されているところでございます。あえて条例に、条例化するとするならば、老人に対する政策、あるいは施策の中の立案過程において、その全文なりに内容を盛り込んで規定化するということは可能ではないかと思いますが、ほかの例えば児童憲章等においても、独立した憲章ということで制定されております、宣言されております。そういうようなことで私は、どの条例に入れるかわかりませんけれども、単独で憲章として掲げた方がよろしいんではないかというふうに感じておりますが、その辺についても今後検討はしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは総務部の所管につきましてお答えをいたします。

少し余計なことでございますけれども、私どもの市の職員、行政職で総務部ではございませんけれども、法律を志し勉強してまいりまして市に就職し、仕事の傍ら、これは

もちろん仕事中ではございませんけれども、勉強いたしまして、本年の11月の司法試験に合格した職員がおります。（「何試験」と呼ぶ者あり）司法試験でございます。それで、うちの部の庶務課にも一時はそういった夢を見た、夢を見たといいますか、志望を志した職員も当然おりまして、いろいろ法制上の問題を担当しております。

ただいま御質問のございました４、５について検討をさせ、また至急調査をさせたわけでございますけれども、これは、ただ法令あるいは行政実例等を開きまして結論の出るどうも問題ではないようでございます。少し時間をいただきまして調査、研究をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　福祉部長のお答えいただいた三つについては、先ほどよりは少しは検討するという言葉が入ってましかもしれませんけれども、余り歓迎すべき答弁ではなかったというふうに把握しました。しかし、私のせっかくこうやって一生懸命発言しているわけですから、その意をくんで参考にして検討していただきたいと思います。それは先ほどのことでも同じであります。

総務部長のお答えいただきましたものについては、ぜひ検討していただきたい。ここでは問題提起になったということで私としては満足をしたいと思います。

最後に、高齢者憲章制定にちなんで、障害者憲章について質問しておきたいと思います。

去る12月９日は「障害者の日」だということで、その日に障害者問題を取り上げた鈴木議員、沢田議員の質問は時宜を得て光彩を放っていました。

私は、高齢化社会といえども障害者対策の重視なくして高齢者対策はないと考えます。国際障害者年などの成果か、今、障害者に対する一般市民の、そして国民の理解は大分前進したと思います。私は先月の23、24日の連休に日野市視力障害者協会の旅行にお供しました。底抜けに明るい日視協の皆さんとのバス旅行は、ガイドヘルパーといえども楽しみです。美空ひばりゆかりの塩谷岬の灯台に登りました。ぐるぐる回る103段の階段を登りました。視覚障害者は内側を登り、中央の太い柱に手を触れながら上がるのが楽でした。上からおりてくる一般観光客も内側をおりてきてぶつかりそうになる。「視覚障害者が上がってきます、外側によけてください」と言うと、行き交うだれもが、すべての人が喜んで、はち切れんばかりの温かい顔で外側に行ってくれました。あの人間味あふれた顔、顔が今でも忘れられません。灯台も博物館も入場料は取らないだけでなく、障害者に非常に親切でした。一方、自家用車にベンツ３台も持っているお宅の奥さ

んが、調子が悪いんでマッサージをやってもらったの、嫌でしょう、だから目の見える人にやってもらったの、という話をその後聞き、がっかりしました。障害者に対する理解はまだまだとも感じたところです。

高齢者憲章があって、老人憲章があって障害者憲章がないのが不思議です。日野市障害者憲章を制定、または私どもの主張する一歩進めた日野市障害者憲章条例制定を提起したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

その前に、前問のことについて、ちょっと加えさせていただきたいと思っております。非常に否定的な答弁というおしかりをいただいたわけでございますが、私、本当に今まで立派な老人憲章だという認識でおりました。そういうようなことで答弁の中でも、現時点では変える考えはない、というふうにお答えしておきました。また御批判につきましては批判として今後の課題とさせていただきたい。突然のことでしたので、私、老人と高齢者というような対比の問題ということで認識しておりましたので、今まで老人憲章は本当に日野市の立派な憲章だ、また10年そこいらで見直すような憲章ではないというふうにも考えておりましたので、そういう意味でお答えしたわけでございます。

それから、先ほどの例の地域福祉計画の審議会あるいは協議会の委員の内容でございますが、もちろんどういう方が委員になるかまだ確定しておりませんけれども、十分高齢者の御意見、あるいは地域のニーズにこたえられるような、そういうようなもちろん委員を選定して推進計画の策定に当たりたいというふうには考えております。済みませんでした。

それでは、ただいまの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

障害者憲章が今のところ日野市でも、また他市でも、まだ十分調査してないんですが、制定はされていないんではないかというふうにも考えております。私ども、仕事の中では、障害は個人の身体的または精神的属性の一つにすぎないんだ、障害がいかに重くとも人間の尊厳がいささかも損なわれるものでもない。また生まれながら、その人格と生命は最大限に尊重しなければならない、いわゆるノーマライゼーション、これを常に頭の中に入れながら仕事をしているわけでございます。

そういうようなことで、いろいろ調べてみましたけれども、例えば老人憲章等については、別に国連でもっての宣言なりそういうものもなされておりません。ただ、この身体障害者、それから精神薄弱者、これらについては国連総会において、その権利が宣言

されております。そういうようなことで、これら障害者に対しては、国際的にこの権利を保障していくんだというようなことで、いわゆるその観念が確立されているんではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、この点につきましても十分今後課題として研究していきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　十分検討していくということですから、決して否定的ではないと思います。

ただ、一言発言させていただきますならば、国連で障害者憲章に当たるようなものがあるので、特に市では必要ない、高齢者憲章とはその点では違うんだ、というお話でしたけれども、私は、そういったものとほとんど同じでもいいから日野市障害者憲章をつくってほしいと思います。この「緑のしおり」など日野市民のよく目のとまるものに高齢者憲章だけで、より重要な障害者憲章がないのは片手落ちだと思うのです。どうしてもできないんだったら、この老人憲章に並んで国連の障害者憲章に対するものを載せるべきだと思います。そうすることによって日野市民の目に触れる機会が対等になるわけですから、そんなこともぜひ考えていただきたいと思うところであります。

市長からのお話を伺って終わりたいと思います。老人憲章より内容も一歩進めた高齢者憲章がいいと思うが、福祉部長のお答え以上のものは恐らくないでしょうけれども、市長のお話を聞きたい。この辺についての条例化はどうか。かつて市長は「条例」とはっきり言ったこともありますので、条例化はどうなのか。

それから、地域福祉計画策定に市民の声を、と申し上げましたが、それについてどう考えるか。

障害者憲章についてはどう考えるかなどを含めて、私の発言全体について市長のコメントをお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれ利用を持たれての提言でもありますし、余計なことを言わない方がかえって（笑声）趣旨の尊重になるのではなかろうかと思っております。

制定と、それから条例とは私はほとんど同義語である、そういう見解でございます。制定というのは何月何日に制定したという、そういう意味の唱え方はあるわけでありますが、議決を経て、一定の文章条件を経てできておる形なものですから、宣言そのものも条例の内容である、このような常識的な考えでよろしいんではないかと思っております。

それから、地域福祉計画はこれからの仕事でございますので、いろいろな御提言を制定までの手続についても御提言をいただきながら考えていきたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

障害者憲章につきましても、果たしてノーマライゼーションという見解からいいますと、特に取り分けて定めることがいいか、悪いか、これらのこともやっぱり勉強していきたいものだと思っております。なるべく広い視野に立ちまして社会動向といろんな意見を伺う中で判断をしていきたい、というふうにお答えをしておきたいと思います。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　これをもって19の１、「高齢者憲章」の制定をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時21分　散会

12月13日　金曜日　（第７日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第33号）

12月13日　金曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	総務部参事	小林修君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年12月13日（金）
午前10時開議

日程第 1			一般質問
（議案上程）			
日程第 2	議案	第109号	日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案	第110号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4	議案	第111号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案	第112号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（請願上程）			
日程第 6	請願	第3－28号	法務局の大幅増員に関する請願
日程第 7	請願	第3－29号	東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情
日程第 8	請願	第3－30号	安心して飲める水道水の水質基準に関する請願
日程第 9	請願	第3－31号	都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願
日程第 10	請願	第3－32号	日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願
日程第 11	請願	第3－33号	山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願
日程第 12	請願	第3－34号	団地からの雨水流出防止と近隣山林の樹木についての請願
日程第 13	請願	第3－35号	市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情

本日の会議に付した事件
日程第1から第13まで

午前10時10分　開議

○議長（小山良悟君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問20の１、市営住宅の増戸計画および建替計画について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　　議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をやらせていただきます。

この一般質問は、社会党と市民連合が1992年度の日野市に対します予算要求の一つの柱でございます。十分に趣旨を御理解をしていただきまして、今後の実施計画、あるいは検討の中で、この計画を生かしていただきたい、このことを冒頭お願い申し上げまして、早速、一般質問に入ります。

東京の住宅事情につきまして、総務庁が最近、調査を実施いたしました。この調査結果によりますと、東京都の住宅総戸数は、持ち家、公営、公団、公社、また借家、設備専用、設備共用などの民営の賃貸、そして給与住宅などなどを合わせますと、約481万8,000戸である、という数字が出ました。一方、世帯総数は、約436万世帯で、数字の上で見る限り、住宅数が世帯数を約46万戸も上回ることになりまして、１世帯当たりの住宅数は1.11戸となります。つまり、数字の上では住宅が余る現象でありまして、東京においては、住宅難という表現は、ある意味では適切な文言ではないわけであります。この住宅数が世帯数を上回る傾向は、1973年、昭和に直しますと48年、昭和48年の0.99戸を境に、年々微増ではありますが、ふえ続けています。

しかし、住宅数が世帯数を上回ったと言っても、東京の住宅事情は皆様も御承知のとおり、住宅そのものの規模、設備、あるいは周囲の環境の面で、低質な住宅が圧倒的に多く存在しておりまして、その解決のためには、適切な居住水準の確保、良好な居住環境の整備、さらには、住宅を核としたまちづくりを推進していくことが必要となってくるのではないのでしょうか。

東京における低質な住宅事情の特徴的なもの、まず、住宅の所有関係別で見ますと、自分で実際に家を持っていらっしゃる持ち家の方、この方が41.4％、そして公営、公団、公社、賃貸アパートなど何らかの形で家、部屋を借りておられる方が54％と、借家の割合が高く、全国平均の持ち家61.4％、借家37.2％の数値とは逆になっておりまして、東京の持ち家世帯は、全国より20％も低い数値になるわけであります。東京の住宅事情が

いかに低質であるかが、まずこの数字データで御理解がいただけるのではないでしょうか。

先ほども述べましたが、東京における住宅総数は、約482万戸ありますが、その家屋等に現実に住んでおられる居住世帯は430万5,000戸で、そのうちの41％、178万3,000戸が持ち家の方ということになるわけでありますが、マイホームが持てなくなってきている東京の現実からしまして、ちょっと信じがたい数字であると思います。

次に、木造賃貸アパートで見ますと、東京都全体での木造賃貸アパートは81万3,000戸、居住世帯のある住宅総数の約19％を占めており、そのほとんどが区部に集中しております。木造賃貸アパートは、昭和30年来からの高度成長に伴う東京への人口集中と時を同じくしまして、急増してできたものでして、規模の面では１室住宅、今風表現で言えばワンルームが半数以上を占めており、設備の面では台所及びトイレの一方または両方が共用の住宅がかなり多く、アパートによっては風呂までも共用という、全体として低水準の状況にあります。

また、住宅とその周りの住環境に対しましても、何らかの理由で不満を持っている世帯も多くおられます。まず、住宅に関しては、部屋数を中心とした収納スペースに対する不満、隣室との遮音性や、外気との断熱に対する不満、台所の設備、広さなどが挙げられます。周りの住環境に関しましては、騒音などの公害の状況、立て込み状況、火災時の安全性、緑、まちの景観、日照、通風などなどであります。

安全で快適なまちづくりを進めていく上で、これらの住宅群を更新していくことが、大きな課題となっています。

ところで、２年前の1989年に新築された住宅は、22万戸と言われております。前年に比べて、減少となっています。持ち家と借家の割合は、既存住宅で41.4％対54.8％と触れましたが、新築住宅では、持ち家が26.9％と、さらに借家を大きく下回ることになっています。この傾向は、1984年以降継続されており、地価高騰、あるいは物価高騰に伴って、庶民が家を持たなくなっていく姿を如実にあらわしております。

次に、東京都が毎年行っております都民要望に関する世論調査によりますと、都民の都政に対する要望事項、もちろん、高齢者問題が一番多いわけでありますけれども、物価、消費者問題、医療、衛生、福祉問題、公園、緑化問題などなどが挙げられる中で、住宅対策に関する要望事項が常に上位に入りまして、低水準の住宅問題に関します都民の要望が大きいことを、うかがわされます。その要望内容を見ますと、都営などの公営住宅建設にかかるものが一番多く、続いて宅地確保、地価抑制、そして安い家賃の住宅

となっています。

このような住宅に対する都民の強い要望に対しまして、東京都はどのような住宅施策を策定しているかでありますけれども、住宅建設計画法の規定によって、1986年から1991年までを計画期間とする東京都第５期住宅建設５カ年計画を策定しました。この計画では、都民が家族構成、ライフステージなどに応じて、良好な住環境のもとに、適切な水準の住宅を確保できるようにすることを基本目標としまして、1986年度以降、５カ年間に公的資金による住宅、32万2,000戸、民間住戸建設による住宅、45万8,000戸の計78万戸の住宅建設を見込んでいました。

さて、日野市におきます住宅施策については、日野市基本計画にその考え方が述べられており、それによりますと、快適な居住環境を確保するための施策の体系としまして、居住環境の整備、市営住宅の整備、そしてその他の公共住宅の整備という３本の柱が打ち出されており、施策の方向、事業計画の中で、具体的なものが示されております。特に、市営住宅につきましては、「老朽化の著しいものから土地の有効利用を図りながら建てかえを進め、同時に周辺地域も含めた公共施設の整備を行い、地域全体の居住環境の向上を図っていく」と述べられています。

本年３月に刊行されました「統計ひの」で見る日野市の住宅事情は、東京全体の持ち家比率より５ポイントほど高くなっているものの、約10年ほど前、「統計ひの」の資料がちょっと古いのでありますけれども、1980年、昭和55年から比較をしますと、1985年、昭和60年には持ち家率0.4ポイント下がっております。また、公営、公団、公社の借家も２ポイント下がっており、逆に民営借家が持ち家、公団、公営の下がった分を抱える形となり、ポイントが高くなっています。また、１世帯当たりの部屋数、畳数は、持ち家や公営の割合から見ますと、部屋数で２倍弱、畳数においては、実に３倍の開きが出てきています。また、設備状況別で見ますと、台所、トイレの共用使用が依然として残っておったり、浴室なしの世帯も全世帯の５％も存在をしております。日野市の持ち家率が東京都の平均より５ポイント高くなっていますが、借家率が持ち家率を上回っていることを考えますと、借家の持つ比重は、非常に大きなものとなっており、特に低中所得者を対象とする公共賃貸住宅は、住宅行政に大きな役割を果たすことになります。そのためにも、日野市基本計画で言う市営住宅を柱とします公共住宅の整備に全力を挙げて行政が取り組んでいくことを、お願いするところであります。

さて、ことしもたくさんのカップルが幸せに満ち、誕生をされたことと思います。日野市で婚姻届けを受け付けました件数は、昨年1,036件、ことしは1,027件あったそうで

あります。結婚シーズンもピークを過ぎたことを考えますと、ことしも昨年並みの件数前後で落つきそうな気もします。人が結婚をするに当たり、さまざまなことを考え、準備をします。その準備をするものの一つに住宅があります。今まで両親とともに生活をされてきた人、あるいは給与住宅の独身寮に住まわれていた方、また独身用の民営アパートに住まわれていた方などなど、結婚をすることにより、今まで居住していた住居、アパートより出なければならない、こんな人たちがたくさんいるわけであります。日野市で婚姻届けの受け付けをされた昨年の1,036組の、ことしの1,027組のカップルの人たちが、そのまま日野市に居住しているとは限りませんが、その数に近い人たちが家を求めているのは、間違いないことだと思います。

先ほど述べました都民要望に関する世論調査でも明らかなように、まじめに働く多くの勤労者、都民は、公営住宅の建設を中心とした住宅問題を政治に望み、欲しているわけであります。

今、日野市市営住宅は、市内８カ所に573戸建てられております。中には、老朽化や、経年のために入居できないということで、空き家になっているものが10戸ほどありますので、若干、居住できる戸数が減ることになりますが、多分、この戸数は三多摩27市の中でも多い方から数えまして１、２を競い合う戸数だろうと思います。

一般質問の初日、奥住議員の質問に総務部長が答える中で、日野市の市営住宅は、三多摩27市の中で３番目、そして27市全体の市営住宅を100とした場合、日野市の抱えている市営住宅は、11.4％というお話をされました。「統計ひの」の資料では、1985年、昭和60年の日野市の民間借家世帯数は、１万6,356世帯です。三多摩27市で市営住宅が多い方と言っても、極端な表現でありますけれども、１万6,356分の573です。絶対数が低いため、なかなか思うように入居できなのが実態のようであります。

昨年８月に向川原団地の新規増戸に伴う市営住宅入居募集抽選会が開かれました。その記録を見ますと、第１種一般世帯向き住宅、抽選戸数は24戸でありましたけれども、実に255名の方が申し込まれました。比率、倍率は10.62という大変高いものでありました。次に、第２種一般世帯向き住宅ですが、抽選戸数は32戸と16戸、両方あったのでありますけれども、32戸に対し124名の申込者で、比率が3.87倍。16戸分の抽選戸数に対しましては、70名の方が申し込みました。比率は4.37倍になります。また、第２種母子家庭世帯向き住宅には、８戸の抽選戸数でしたが、29名申し込めるということで、3.62倍の比率。第２種老人世帯向き住宅ということで、４抽選戸数がありまして、申し込み者10名で比率がちょうど2.5倍というものでありました。さらに、ことし７月には、空

き家募集抽選会がありまして、この空き家募集抽選には、22の抽選戸数があったのですが、140名の方が申し込まれました。比率は6.36倍という高いものであります。

以上のように、限られた戸数にたくさんの入居希望者が申し込みますので、抽選に当たった方は幸いですが、抽選に外れた方は、次の機会を待たなければなりません。運の悪い人はそんなことの、次の機会、次の機会の連続ではないのでしょうか。日野革新市政が低中所得者を中心とします住宅困窮者に対し、入居のための御努力をされてきましたことは、今日までの公営住宅建設の足跡を見れば理解ができるところであります。そこで、その御努力をさらに深めていただきまして、抽選会で抽選に外れる方が１人でも減っていく施策を強力に推し進めていただきたいと思います。

そこで、質問に入ります。ピンからキリという表現がありますが、一般的に言いまして、勤労者が借家する場合、その住宅費は、賃金の10％以内が適切の範囲と言われております。しかし、結婚適齢期の27歳前後での賃金の10％は、全収入に対するウエートとしましては、重いものがあります。また、10％以内という数字は、まさに理想の数字でありまして、実際にはアパート代10万円台がざらでして、日野市での２ＤＫ平均家賃は、８万円前後ではないのでしょうか。そうしますと、仮に手取りが20万としましても、賃金の40％にも達してしまうことになります。共稼ぎができるうちはよいとしても、共稼ぎはそう長く続くものではありません。高家賃で苦しい生活をする中で、当然のことですが、子供さんが生まれます。共稼ぎができなくなるわけであります。子供のためにも低質な住宅事情から、少しでもましな住宅へと思っても、高家賃、公営住宅の比率の高さのため、そのことの実現がなかなかできないわけであります。そんなことからも、公営、特に市営住宅の新設増戸が必要になってきますが、新設計画についてお示しをください。

質問２です。市営住宅の建てかえは、市の住宅施策の重要な柱の一つに位置づけられると思います。老朽化した、あるいは経年した木造住宅を、耐火構造の中高層住宅に建てかえることは、単に住宅の更新だけでなく、都市の防災化、不燃化、土地の有効利用、住環境の整備改善、居住水準の向上の面からも必要なことであり、まちづくりの一環として事業を進めていく必要があると思います。そこで、今後の市営住宅の建てかえ計画についてお示しいただきたいと思います。

質問３です。向川原団地に第２種老人世帯向きの住宅が昨年度４戸、新設増戸されました。高齢化社会、核家族化の進行していく社会状況の中で、ひとり暮らしや夫婦世帯等のうち、住宅に困っている方が多くいらっしゃいます。理由は、安全、かつ、快適な

日常生活が送れるよう、高齢者住宅の建設に力を注いでいただきたいと思います。また、このような住宅には、段差をなくしたり、手すりや、緊急通報システム装置等の高齢者に配慮した設計も欲しいものですが、お考えをお示しください。

質問の４です。障害者福祉に対します日野市の市政は、障害者福祉に対します運動を大きく発展させる力にもなり、その影響は三多摩はもとより、全国的にも広がっています。福祉手当の拡大、視力障害者向けテープ広報と点字広報、福祉タクシー券、身障老人機能回復事業などなど多くの施策がありますが、その中で1975年、昭和50年、高幡に建設しました市営住宅の１階に、障害者用市営住宅を併設しました。今後も、このような市営住宅を建設する予定があると伺っておりますが、具体案をお示しください。

質問の最後でありますが、不幸にしまして、父・母子家庭になられる家族がいらっしゃいます。それぞれの事情はおありと思いますが、不幸なことだと思います。特に、母子家庭の場合、その後の生活を考えますと、胸を痛めるものがあります。刊行されてます「日野の福祉」の中には、そんなときの母子家庭への愛の手を差し伸べるたくさんの施策が説明されています。住居を例にとっても、緊急一時保護を行うことを含めての母子寮、都営住宅優遇制度、母子アパート、あるいは市営住宅優先入居などであります。それはそれで意義があり、今後も続けていただきたいと思いますが、例えば、市営住宅優先入居といっても、それは空き家が生じた場合であり、空き家がないとこの制度が適用できないわけであります。居住者によっては、今住んでいる所を至急に空けなければならない場合もあり、その対応が急がれるわけであります。そのためにも、母子世帯向き住宅の新設増戸と、限られた戸数の中で、贅沢でむだができると思いますが、緊急を要する母子家庭用に、空き家を何戸か設けていただきたいと思っております。

以上、５点ほど質問をいたしましたが、御回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、市営住宅の新設計画でございます。これは、一つは新たに用地買収をいたしまして、新規団地をつくるということが一つ考えられる。あと一つの方法は、既存団地の建てかえを推進をして増戸するということでございます。最初申し上げました新規団地につきましては、御承知のように、大変地価が高騰しておりまして、この用地買収費に対するところの国の助成といいますのは、起債だけでございます。補助等はございませんので、新たに用地買収をして、市営住宅をふやすということは、非常に難しい段階だというふうに考えております。

そこで、日野市は、他の市よりいち早く、既存市営住宅の建てかえに着手をしたということでございます。川原付市営住宅を初めといたしまして、向川原市営住宅の建てかえが既に完了をしております。

２点目でございますが、今後の建てかえ計画でございますけれども、今予定をしておりますのは、高幡団地、それから下田団地、東光寺団地、あと最後に残りますのが城址ケ丘の団地ということになるわけでございます。

そこで、高幡団地につきましては、現在、18戸あるわけでございますが、この居住者を川原付の新築した住宅に仮移転をしていただきまして、高幡の住宅の建てかえを進めたいというふうに考えております。この計画を進める上では、懸案の道路の整備も必要でございまして、この道路整備等も積極的に、計画的に進めてまいる、そういう計画でございます。

次が下田団地でございますけれども、下田団地は御承知のように、万願寺土地区画整理区域内にございます。現在、市営住宅の用地の街区に、民地あるいは保留地があるわけでございます。有効にその街区を使うということでありますれば、今申し上げました土地の処理をしなきゃいけない。その辺、どう処理をするかというところを今検討しているということでございます。

次は東光寺団地でございますけれども、東光寺団地につきましては、土地の有効利用を図るために、一部用地買収をし、地形を整形化いたしまして、できるだけ戸数が入るような今、そういう努力をしているというところでございます。

それから城址ケ丘でございますが、これは今進めております西平山土地区画整理事業の区域内でございます。これは、区画整理の換地等が終わり、建物ができる状態にならないと、建てかえは不可能であるというふうに見ておりまして、区画整理の進捗まちということでございます。

３点目は、高齢者対応の住宅でございます。これは、既に向川原市営住宅の中に、４戸あるわけでございます。今後、新しい団地の、いわゆる住宅の建てかえの中で積極的な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから障害者の住宅でございますが、これは現在、高幡団地市営住宅のシルバーハウジング策定委員会というものを組織いたしまして、この建てかえの新しい建物の中に障害者の方が入れるような住宅をつくる。当然、それに対応するところの諸施設を整備するということで、現在検討中でございます。

それから、５点目の母子家庭でございますが、現在、向川原団地に８戸ございます。

ただいま佐藤議員さんの御質問は、幾つか戸数をストックしておくようにということでございますが、数少ない貴重な市営住宅でございますので、そういう対応のためにストックというのは、非常に難しいんではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　部長の方から、私の質問に対します考え方、あるいは回答をいただきました。ありがとうございました。

で、再質問をする分は後ほど申し上げますが、とりあえず３点につきまして、一つは高齢者住宅の関係でありますけれども、これにつきましては、現在、向川原団地に４戸ありまして、今後も、高齢化社会に向けて十分対応できるように市としても努力をしてまいります、こういう前向きなお答え、考え方をいただきました。これはこれで結構でございます。ぜひ、この対応できることが一日も早く実現できるよう、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

それから障害者住宅につきましても、同じようなことでございまして、現在、高幡団地に５戸、それから向川原団地に４戸ありまして、今後、各団地建てかえ計画の中にその趣旨を生かしていきたい、こういうふうな御答弁もいただきました。ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

最後の母子家庭の関係でありますけれども、これも現在、向川原に８戸あります。ストックの関係について、少し私の考え方と違うわけでありますけれども、特に、この給与住宅に住まわれている方が、御主人あるいは奥様の死去によって、すぐにその住宅を出ていかなきゃならない、こういう状況が出てくる場合があります。あるいは、夫婦の離婚によって、御主人が出ていかれて、そのうちに奥さんだけが住む。そうなってきますと、高家賃でとても子供抱えながら、その生活を支えていくことができない、こういうふうな場合もあるわけであります。そういった方々を救うためにも、ぜひ、ストックという本当に限られた戸数の中での、むだなことかもしれませんけれども、そういう考え方も、できればこれからの中で生かしていただきたい、こういうふうに思います。

そこで、新築計画と増戸計画を中心に再質問をさせていただきます。ただいまの総務部長のお答えは、新規増築につきましては、用地買収をすることによって新規の戸数をふやしていく、あるいは建てかえをすることによって戸数をふやしていく、こういうお考えがございました。特に、用地買収につきましては、地価の高騰ということで、とても買えるような状態でないとこういったことで、当面は、新規を見合わせて、増戸の中

で解消していきたい、こんなふうなお話だと思います。

そこで、例えば日野市内にあります旧国鉄の用地、いわゆる精算事業団が現在管理している土地があるわけでありますが、こういうものを購入するとか、あるいは日野市が現在所持している遊休地、こういったものを利用することによって、新規の市営住宅の建設ができないかどうか、この問題について再質問をいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、再質問の中で国鉄用地ということでございます。現在、市内には４カ所あるわけでございますが、一定のＪＲに、精算事業団に対しては、市の考え方を出しているわけでございます。おのおの目的を持って払い下げをお願いしているところでございますので、その中では市営住宅の建てるという計画は持っておりません。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　もう１度お尋ねいたしますけれども、例えば、東平山の一丁目の角にあります国鉄の木造の平家宿舎、あれは精算事業団との話し合いの中で、日野市が買収する、こういうふうに伺っています。目的は、学校をつくるというふうに伺っているわけでありますけれども、その辺は定かなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

現在の構想の状況の中では、将来的に学校建設の用地として買いたいということで、意思表示をしております。現在、区画整理をこれから進める中で、学校用地は将来的な計画でございますが、何らか別の多目的というような形の中でも、ＪＲと今、折衝している現状でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　八王子市には、1,276戸の市営住宅があります。青梅市には、736戸の市営住宅があります。日野市は573戸、立川が318戸なんですね。このうち、比較としまして、人口で見ますと、たしか八王子は1,276戸で、ダントツに多いわけでありますけれども、人口が45万4,000、こういうことの中で、0.0028％、いわゆる２％なんですね。人口比から見ますと。日野の場合は、先ほど申しました579戸ですか、ある中で、人口16万ですから、約3.5％になります。確かに、八王子から見れば、日野市の場合は恵まれているかもしれません。しかし、青梅市を見ますと、青梅市は人口が12万な

んですね。したがって、人口比でいきますと６％、非常に高いわけでね。

そういったことを見ますと、今の状況の中では、どうしても市営住宅に入居したいという方が多いわけでありますから、建てかえの中の増戸計画では、なかなか処理ができないというふうに思います。やはり、新規の住宅をつくることによって、その要求を満たしていかなければいけないんじゃないか、こういうふうに思います。その中で、市の遊休地があるわけでありますが、それを使用しての新規建設ということは考えてはおりませんか。お願いします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ただいまの佐藤議員さんの方から、八王子市及び青梅市の例が出たわけでございますけれども、26市の中で市営住宅を持っておりまして、いつごろ建設したかということを見ますと、どこの市もかなり古い時代の建設の戸数でございます。近年、用地を確保して市営住宅を建設するというのは、私、余り聞いたことがない。それほどなかなか難しい問題であるというふうに考えております。市有地につくるにいたしましても、現在の市が持っている土地といいますのは、当然、取得する際に、それぞれの目的を持ちまして取得をした土地でございます。現在、遊休的になっているというのは、その本来の事業計画が事業計画の実施に幾分間があると。その間の遊休地というふうに、私ども理解をしております。

それから、これは国も、都道府県、各市町村が今苦慮しておりますのは、先ほど申し上げましたように、新たに用地買収をして、いわゆる１種、２種の住宅をつくって、低所得者に住宅供給をするというのは非常に難しくなっている。そこで、先般私申し上げましたけれども、地域特別賃貸住宅というような制度をつくりまして、収入分位の市営住宅の上位にあるところから、60前後までこれを施策として行いまして、いわゆる住宅の供給をする、そういう制度が出てきているわけでございます。

私は、今の時点では、やはりそういう制度を積極的に導入しまして、現在の市営住宅にお住みの方で、収入超過でありますとか、あるいは高額所得者になっているというものについては、公営住宅の趣旨を十分理解をしていただいて、地域特別賃貸住宅のような所に移行してまいる。それが現在考えられる手ではないか、そのように考えている次第でございます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　現状、困難であるということであれば仕方ありませんけれども、ぜひ、趣旨を御理解していただきまして、一日も早く新規の建設ができるように、市の御

努力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、建てかえの関係についての質問をさせていただきたいと思いますが、今、総務部長の方から、既にこの日野市の基本計画に基づく実施計画によって、向川原、それから川原付に新たなといいましょうか、建てかえを完了したと、こういうお話。そして、今後の予定としましては、高幡団地の昭和36年度に建設しました18戸分、それから下田団地の同年建設の15戸分を、老朽化が著しい、こういう観点の中で、早急に建てかえを促進していきたい。さらには、東光寺の団地、それから城址ケ丘団地も、順次計画している、こういうお話でございました。

そこで、４点ほどになると思いますが、再質問をいたします。

まず、城址ケ丘団地の関係であります。これは、西平山の一丁目、佐藤収入役のお住まいのすぐ近くに建てられておりまして、御存じのように、今区画整理が進められている土地の一角にあります。これは、木造平家住宅でありますけれども、建築年次が昭和31年でありまして、築35年を経過しておるわけであります。先ほどもちょっと述べましたけれども、高幡団地の昭和36年、それから下田の同じ36年から見ますと、５年も経年をしているわけであります。そういった中で、公営住宅としての償還年数との関係で、問題が出てこないのかどうか。これについてお尋ねしたいと思います。

それから、高幡、下田団地は、築後の老朽化が著しいということで、建てかえを計画しましたけれども、城址ケ丘団地の老朽化の限度は、どうなのかお尋ねしたいと思います。

それから、事業実施団地の居住者の生活の保障の関係であります。例えば、この事業を実施することによって、その住んでおられる住宅からよそに、いわゆる仮住まいをしなきゃなりません。この仮住まいについてどうなるのか。あるいはそのための移転の費用はどうなるのか。あるいは子供さんの通学についても、どうなるのか。向川原、あるいは川原付の建てかえの例を含めて御説明をいただきたいと思います。

３点目には、建てかえ後の家賃の関係であります。木造の平家ですから、かなり低廉な家賃だと思いますけれども、新しいアパートをつくることによって、諸設備を備えたり、あるいは諸般の事情で今の家賃よりも値上がりすると想定します。建てかえ後の家賃については、何年間か傾斜的に減額をしていただくわけにはいかないものかどうか、お考えをお示しいただきたいと思います。

それから、建てかえ後の住宅には、事業実施団地の居住者を優先的に入居させるべきと考えますが、さきの建てかえの際の例を含めて御説明をしていただきたいと思います。

以上、再質問いたします。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　再質問にお答えをいたします。

まず第１点目の、城址ケ丘の市営住宅の建てかえに際して、起債等の償還がもし残っていれば、そういう問題はないかと、そういう御質問かと思います。この建物につきましては、昭和31年に当時七生村が建設したものでございます。戸数が木造20戸でございます。建てかえの基準といたしましては、木造住宅は耐用年数20年。それで建てかえをする場合には、この20年の４分の１以上経過していれば建てかえができるという基準でございます。現在、この住宅に起債もまだ償還で残っているかどうか、ちょっとわかりませんが、これは建てかえをすることによって、もしあれば、繰り上げ償還をすれば済むわけで、その辺の起債の問題、それからそのほかの基準等には抵触しないということでございます。

ただ、これは先ほど申し上げましたけれども、２点目に、この城址ケ丘住宅の老朽化の度合いはどうかということをお話がございましたけれども、これは何しろ、31年につくって現在まで、補修等はしてまいっているわけでございますけれども、老朽化はかなりここは進んでいるというふうに見ております。

ただ、区画整理を予定をしておりまして、その周辺の街区なり道路なり、地形なり、場合によっては地形、いわゆる高さ等も変わってくるわけでございますので、その区画整理の進捗を見ながら、建てかえをするということになるのではないかというふうに考えております。

それから、建てかえをしたときに、建てかえ前に住んでいた人を他の所に仮住居を市があっせんをし、住んでいてもらうわけでございますが、当然のことながら、かなり老朽化が進んだ住宅から近代的な住宅に生まれ変わるわけでございますから、家賃もそれなりに上がってまいります。その辺の処置といたしまして、制度的には、５年以内に、５年間の傾斜をつけまして一部減額をして、正規な家賃にするという、そういう制度でございます。簡単に申し上げますと、いわゆる家賃の減額措置をするということでございます。１年以内が、減額率が65％、１年から２年以内が50％、２年から３年以内が35％、３年から４年以内が50％、４年から５年以内が10％。それを超えますと、もちろん正規な家賃になるということで、こういう措置がとられている。当然のことでございますが、現在、日野市で建てかえ計画を進めておりますところの家賃につきましては、この制度を取り入れて対応しているということでございます。

それから、４点目は、新しく建てかえが済んだときに、その新しい住宅にそこに住んでいた、入居していた居住者を優先入居させるべきだということでございますが、これは当然のことでございまして、本人がほかに転居という意思がない限りは、建てかえをした新しい市営住宅に戻る、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　御回答をいただきましてありがとうございました。

１点、回答漏れがあるような気がするんですが、事業実施団地のいわゆる居住者の生活保障、これが漏れていたような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　総務部長

○総務部長（前田雅夫君）　　失礼しました。

当然、今住んでいた方が、仮住居ということで日野市の場合には、いわゆる代替のある市営住宅、新たに代替の市営住宅をつくりまして、そこに仮入居をしてもらうということでございますが、その場合には、やはり制度がございまして、いろいろ移転費等にかかる経費がかかるわけでございます。例えば、高幡団地が今年度川原付の方に移転をするということで今進めておりますけれども、この移転費、その他助成費が36万円というような金額でございまして、その辺のいわゆる移転にかかる費用等については、市の方で補償しているということでございます。

それから、家賃につきましては、現行家賃ということでございます。

それから、あとは何か学校の問題が出ましたけれども、この学校等につきましては、その仮移転をした所の仮移転の期間でありますとか、それからあと、いわゆる旧と新でどの程度変わったかということで、この辺は教育委員会の方でケース・バイ・ケースで考えていただいているということでございます。

○議長（小山良悟君）　　佐藤洋二君

○９番（佐藤洋二君）　　もう１点だけ再質問させていただきますけれども、今、総務部長最後の方に、家賃は現行、というような言い方されました。前段の質問の中で、傾斜的に減額してほしい中で、それぞれ年次ごとの減額率が示されたんですが、それとはどういうかかわりがあるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

例えば、現在、高幡団地の木造及び簡易耐火平家建て、通称簡平と称しております。

この建物につきましては、現行家賃3,700円でございます。で、仮住居に移りましても、仮住居に入っている期間は3,700円で入居ができる、そういう意味でございます。それから、仮に今度は、高幡団地の新しい建物ができ上がったということで、この仮住居に入ってきた人が戻った場合の家賃が、当然、高くなるわけでございます。その高くなる家賃については、最高65％の減額から徐々に減額率を減らしている、そういう意味のものでございます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　わかりました。ありがとうございました。

最後に市長の方から、市営住宅に関します考え方を出していただきまして、私の質問を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近年、人口急増期が鎮静いたしました。学校等の公共施設にも余裕ができてまいりました。そこで、日野市の一般的な考え方といたしましては、公営住宅をふやすことによって、人口がふえても大丈夫だという判断に立ちました。そこで、今住宅政策を行っている、というふうに申し上げております。その住宅政策というのは、市営住宅は到底、住宅政策を担保し得ない。むしろ積極的に都営住宅、あるいは都市整備公団住宅、これらを積極的にある意味では用地も提供して、増戸を図ろう、あるいは建てかえによって、ある程度の増戸を維持しよう、こういう政策であります。今、都営住宅にも建てかえに、協議に応じながらそういう誘導をやっておるわけであります。5,000平米以上の譲渡物件があれば、都営住宅は積極的にそれをまた買い取って、そして東京都の住宅政策として、非常に大きな抽選当時等の約束があるわけでありまして、そういうことも日野市では、今２件ほど進んでおる例があります。

本来、公営住宅が建てかえによって環境整備を行う場合、２割ないし３割程度の増戸というのが一応の原則でありますけれど、場所によってはそれ以上に維持するものもあるわけでありまして、日野市としては、今後の住宅政策は、今言いましたように、都営住宅の誘致、あるいは建てかえ増戸、それから公団住宅のまた同様な建てかえ増戸によって、住宅の確保を図っていきたい。また、その住宅政策の中には、これは民間のものはその限りでないわけでありますけれど、公営住宅に関しては、分譲住宅ではなくて、賃貸住宅をつくってもらうということを原則としております。

市営住宅の微々たる戸数でありますから、住宅政策に大きく寄与できないこういう事情に対しましては、これから生産緑地法等によりますところの農地の宅地化、その際に

は、代営市営住宅という考え方を取り入れて、そして農家がお建てになる集合住宅等に一定の事前の協議による指導も行わさせていただき、資金のあっせんでありますとか、そういう建て上がったものを借り上げるということによって、いわゆる代用市営住宅、市が直接公営住宅を通して建てるもののかわりになる、そういう政策を進んで取り入れていこう、こういうことを考えております。また、その一歩を既に発足をさせておるということであります。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

冒頭も申し上げましたが、この一般質問の趣旨は、92年度の日野市に対します社会党と市民連合の予算要求の一つでありますこの考え方が、一日も早く実現できるように市側の御努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって20の１、市営住宅の増戸計画および建替計画について問うの質問を終わります。

一般質問21の１、子ども達がのびやかに水と親しむためにプール授業の充実を！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○2番（執印真智子君）　それでは議長のお許しを得ましたので、子ども達がのびやかに水と親しむためにプール授業の充実を！質問させていただきます。

時は冬でございますので、プールについての質問というのは、いささか季節外れの感がするかもしれませんけれども、予算を立てる時期ですし、また、来年度、それぞれの学校で検討していただくためには、早目の提案がよろしいかと考えましたので、あえてこの時期に質問させていただくことにしました。

現在、小中学校では、体育の時間にさまざまなスポーツが指導されています。駆けっこから始まり、縄飛び、ドッジボール、ソフトボールなどその種類は多岐にわたると思います。それらのすべてが、健康な心と体をつくることが目的だと思いますし、そういった時間を通しまして敏捷性が養われたり、集団性が培われたりしていくでしょうから、どれも重要な時間だと考えます。

しかし、どの時間にも増してプールの授業が重要なのは、水泳がいざというとき、自分自身の命を守る手段になる、という点だと思います。

この日野市では、昭和28年に一番最初のプールが第一小学校につくられたと伺ってい

ます。今では、市内のどの小学校、中学校にもプールがあり、小学校で25メートル、中学校で50メートルは泳げるようにとの指導がされております。水が好きな子もいれば、嫌いな子もいるでしょうから、先生方の御苦労も大変なものだと思います。恐らく、他の体育の授業よりも、緊張感が強いのではないでしょうか。

ことしの３月には、教職員組合から、２学級以下の学年のプール指導時に、体育講師の配置を求める請願が出されています。近年の小規模校化により、１学年１クラス、または２クラスの学年がふえ、授業の指導に目が行き届かず、不安ということのようです。また９月には、平山台小学校の父母より、同じものの陳情が出されています。

私は文教委員会に所属しておりますが、文教委員会でもさまざま審議を重ねておりますが、仲田小学校の見学もさせていただきました。仲田小学校は、５年生という分別の出てくる年齢でもありましたし、２クラス合わせても45名ほどでしたので、見学している限りでは、２クラス２人の先生でプールの授業が危険という印象ではありませんでしたけれども、これが小学校１年生、２年生の低学年だったり、同じ２クラスといっても、70名近い児童がいる所では、やはり教える先生にも不安があるだろうと感じました。また、２人の先生では児童一人ひとりに丁寧にプールの指導をするということは望めないのではないかと思います。

そんな状況の中で、親の中には、プール授業についていけない我が子のために、スイミングスクールに通わせるということにもなってまいります。このような東京のプール指導の現状を話してみましたところ、大阪で教員をしている方は、小人数の教員でプール指導するのは、大変恐ろしい、というふうにおっしゃっていました。いざというときに命を守る手段になる水泳の授業で、万が一の場合があってはいけません。プール講師の配置について、現在のところどのようにお考えか、現在のプール授業の実情全般についても含めて、まず１点目としてお伺いしたいと思います。

２点目といたしましては、着衣泳、洋服を着たままで泳いでみるプール授業についてお尋ねいたします。

これまでのプール授業といいますのは、だれでもが泳げるようになるという点で、評価できると思います。今の子供たちの親の世代、つまり、私の世代では、育った地域によりまして、近くに川がなかったり、また、各学校にプールがあるという状況でなかったために、残念ながら泳げないという人が割にいます。プールがある学校で育った子供たちは、本当に恵まれていると感じますが、さらに親として望むことは、いざというときに命を守れるための教育を、プール授業にも取り入れていただきたいということです。

運河が多いオランダでは、万が一落ちた場合でも、慌てず対処できるようにということで、洋服を着たまま飛び込んでみるという授業があると聞きました。川や海の多い日本でも、そんな時間が必要ではないかと感じておりましたが、今の日本の教育の仕組みには、なじまないのかもしれないと思っておりました。

ところが、「暮らしの手帖」という本がありますけれども、91年の６月、７月号に、洋服を着たまま泳ぐ着衣泳が、日本の小学校でも授業に取り入れられているということが紹介されていました。千葉県の船橋市、薬円台小学校と静岡県静岡市のある小学校で、昨年あたりから始めているそうです。

両方の小学校に聞き合わせをしてみましたところ、船橋市の薬円台小学校は、昨年から行っているんだそうですが、他府県で実施しているのを聞いて、始めてみたということでした。始めましたきっかけは、事故に対する子供の反応が鈍いのを先生方が危惧して、ということのようです。昨年行った対象の学年は５年生で、５クラス一緒に行ったそうです。そして、なぜ５年生を選んだかといいますと、４年生ではちょっと時期が早過ぎる、また、たまたま６年生は、指導する側が準備不足だったということです。実施された先生方の感想としては、３年生くらいから段階を踏んで着るものを少しずつふやしていくというようなやり方をとりながら、進めていくのが理想的ではないかということでした。この薬円台小学校の児童の皆さんの感想は、想像していたより着ているものが重くなった、ということで、保護者の方たちにも大変好評で、来年も実施する予定だというふうにおっしゃっておりました。

それから、静岡県の小学校は、ことしで２年目だそうです。こちらの小学校がこの着衣泳を始めたきっかけといいますのは、夏に若い人たちが着衣のまま水死することをよく聞くので、というお返事でした。昨年は６年生、そしてことしは５年生で実施したそうです。こちらの小学校は、着衣泳よりも泳力をつけさせてほしいという保護者の方が一部にいらっしゃったようですけれども、この学校の先生のお話ですと、着衣泳を実施したクラスの方が、泳力がついたようだ、とおっしゃっていました。そしてまた、この着衣泳をやったから、災害時に安心と思われては困る。ふだんから災害には遭わないように十分注意することを教えた上での訓練でなくてはならない、というふうにおっしゃっていました。

また、両方の学校で実施に当たりまして、問題になるところが、プールの水が汚れるということのようですけれども、両校とも換水前ですとか、プール納めの前に実行してみたということでした。

水でおぼれる人の事故というのは、夏になるとよく聞きますけれども、平成２年の警察白書によりますと、平成元年の１年間、水の事故で亡くなった人、これは行方不明者も含むようですけれども、全国で1,555人いらっしゃるそうです。どういうところで水死したかということにつきましては、海が44％、河川が28％、用水掘が14％、湖、沼、池などが合わせて８％、プールは２％、そしてその他が４％となっています。やはり海でおぼれる方が多いわけですけれども、日野市に大変多くあります川、それから用水堀など合わせますと、実に42％がこういったところで水死をされているということがわかりました。何をしていたときにそういう事故に遭ったかといいますと、魚捕り、釣りというのが22％、通行中21％、それから水泳中が16％、水遊びのときが７％、陸上競技中が６％、作業中が６％、その他水難救助中、ボート遊び、などとなっています。水の事故に遭われる方というのは、水泳中だとか、水遊びのときが多い、というふうに私たちはイメージをして見ておりますけれども、実際には、そんなつもりじゃなくて水に落ちて、不幸なことに亡くなられるという方が多いということかと思います。

埼玉大学では、教育学部の学生さんの実習として、この着衣泳を行っているそうです。朝日新聞の記者の方がこれに参加してみたところ、とにかく洋服が重くなる。1.4キログラムあったものが2.8キログラムになっていたそうです。冬にオーバーなど着たまま落ちてしまった場合を想定すると、12キログラムにもなるのだそうです。こちらの埼玉大学の教育学部の野沢助教授によりますと、学校やスイミングスクールで教えている水泳は、すべて競泳の形になっている。しかし、長く浮いているためには、顔を上げたままちょこちょこと泳ぐ平泳ぎや、腕を上げない背泳など、学校では悪いと教えられている泳ぎ方の方がむしろよく、こういう泳法も正しいのだということも教えるべきだ、とおっしゃっているそうです。

この着衣泳を提案するに当たりましては、私もその着衣泳の授業の中で、万が一にも事故があっては大変だと思いまして、静岡市の小学校の先生のお話をヒントに、日野の消防署の高幡出張所へ伺ってみました。消防署には水難救助隊というのがあるそうで、学校から要請があれば、そこがお手伝いに行きますとのことでした。そしてまた、日野市としての特性、川や用水路が多い面から見ても、それは必要なことですね、ともおっしゃっていました。夏になると、川に行かないように、と注意が学校から来ますけれども、禁止をするのではなくて、どういうことが危険なのか、万が一のときにはどうしたらいいかを教えることが、大切な教育だとも考えます。学校では、交通安全のための時間というのもありますし、着衣泳も、川や用水路が多い日野市特有の安全教育の一環として取り入れていく必要があると考えます。

さて、いろいろ気にしてアンテナを張っておりましたところ、この日野市内でもことし、この着衣泳を実施した学校があるという情報を得ました。拍手を送りたい気持ちでいろいろお尋ねをいたしました。第三中学校の２年生の男子の授業だったそうですけれども、生徒も先生も、大変よかったという感想を抱いていらっしゃるようです。これを３年生にも広げていきたいという話も出ているそうです。ぜひ、この試みを日野市内の小中学校に広げていただきたいと思います。日野市には、全国に例がありませんでしたが、図書館に司書の補助の指導員というのでしょうか、つけたという実績もございます。着衣泳についても、各学校で前向きに取り入れていただけるように教育委員会として働きかけをお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　ただいまの質問の件についてお答えをしたいと思います。

小学校におきましては、水遊びを中心として、水になれ親しむということの段階を経まして、クロール、さらに平泳ぎの技能を身につけて泳ぐことができるようにすることがねらいで、水泳を体育の授業としてやっております。その学習は、各人が自己の能力に応じた課題を持ち、水泳、プールの決まりや、水泳の心得を守って、安全に泳ぐことができることを目当てに行われております。また、だれとでも仲良く協力し合い、楽しく学習できるように指導しているところでもあります。水泳指導は主として体育の教科で行われているわけでございますが、その学習内容は、基準として学習指導要領に定められてございます。

また、着衣の件でございますが、服を着たまま泳いでみる指導についてですが、この点については、学習指導要領には水泳の内容として特に定められてはございません。しかし、学校の実態に基づいて、学校が必要であると判断すれば、指導することが可能であるというふうに考えられております。

本来、教育計画の概要は、教育関係の届け出として年度初めに教育委員会に届けられています。さらに、詳細な指導計画の作成並びに指導は、学校長の権限にゆだねられております。したがって、御指摘の点について、学校長の判断でできるわけでございます。今御紹介がありました三中のほかにも、小学校でも着衣の水泳を行っている所がございます。仲田小の６年生でございますけれども、これは平成の２年９月17日に行いました。

ふだんの服装で、靴も履いたままで水に入り、潜ったり、クロール、平泳ぎで10メートルぐらい泳ぐとか、また、水中で靴を脱ぐとか、平泳ぎで10メートルぐらい泳ぐ、または泳力に応じては、二、三分浮きながら立ち泳ぎと申しますか、それをしながら声を出す。助けてくれという声を出すとか、それからまた、足から飛び込んで、潜らないように、要するに顔を出して泳ぐといいますか、また、水中で、プールの中でシャツやズボンを脱いでいく、こういうような訓練もやった経緯がございます。このようなことから、この成果について、各学校の体育の主任会で検討していき、対応を考えたいというふうに考えておるところでございます。

それから、２学級以下の学校での請願やなにかを受けての対応としてどういうふうな考えを持っているかということでございますが、小学校が特になんですが、小規模化に伴います教員の減少、多様な教育活動の必要性等の学校経営上の課題が起きております。この課題に対しては、校長会からの提言をもとに、当面、単学級を中心にして対策をしたいという考えで、今回の予算の上でも予算措置をお願いしているところでございます。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　ありがとうございました。

着衣泳の件につきましては、体育の主任会で検討して、来年度すべての学校と行かなくても、できる学校から広げていきたいというふうに理解してよろしいでしょうか。――ありがとうございました。

大変前向きな回答をいただきましたので、ほかに申し上げることはないんですけれども、水に落ちたときにまず第１に大切なことというのは、慌てないこと。そのためには、洋服のままだと、水の中でどんなふうになるか知っておくことだそうです。「知っているのと知らないのとでは、いざというとき、体の動かし方、気の持ち方も大変大きく違ってくる」というふうに「暮らしの手帖」の中にも書かれていたんですけれども、ぜひ、これが御回答だけではなくて、来年度、多くの小学校、中学校で実施されるように、ぜひ働きかけの方をよろしくお願いしたいと思います。

それから、単学級の講師配置の件ですけれども、今のところ、予算措置を考えていただいているということですので、ぜひ、私たちも、子供たちの命を守るという視点で審議をさせていただきたいというふうに考えておりますが、しかし、このプール講師の配置というのは、暫定的な措置といいますか、本来であれば、夏の時期ですとか、そのときだけというのではなくて、やはり小規模校化の問題も出てきておりますので、専科講師の先生をふやすということも、東京都ですとか、文部省に対して働きかけをしていかなければいけないのではないかと思いますが、そのあたりのところはどのように今のところ進んでおりますか、お答えをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　　専科教員の増員という件でございます。小学校には現在、13学級以下の学校には２名、14学級以上の学校には３名の専科教員が配置されております。東京都教育委員会にも、その増加を目指して予算要求をしているというふうに伺っております。また、教育長会からも同様の要望が出されております。この問題につきましては、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　どうもありがとうございました。

それでは、ぜひ、今、子供たちが減ってきておりますので、子供が減ってきたので、教育の予算も減らすということではなくて、減ってきたからこそ、今までできなかったゆとりのある教育を進めていくようにということを強くお願いをいたします。

それでは最後に市長の方に、今、教育委員会の方からも、学校教育部長さんの方からも、着衣泳の件でも、前向きに進めていくという御回答をいただいたところなんですけれども、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

現在、経済効率優先の社会の中から、ごみですとかリサイクルの問題も含めて環境について大変関心が高まってまいりまして、物の命ですとか、人の命を大切にするということが取りざたされております。これから先、この日野市の教育といいいますのも、文部省が決めたものですとか、指導要領に沿ったものということではなくて、そういった視点をどんどん取り入れて、地域に教育委員会があることの意義が、大勢の父親、そして母親にわかるように進められていくことが大事だと思います。

それからまた、先日、テレビで、ＰＫＯ法案の強行採決というのを見させていただきましたが、ああいったものの決め方をしようとする国で、私たちは、プール指導の中で、子供たちがのびやかに水になれ親しんで、そしてのびやかに育っていってほしいと思うわけですけれども、本当にそうやってのびやかに育った子供たちが、幸せに生きていけるんだろうかということを、私は母親としてテレビを見ながら、とても強く感じたものですから、ぜひ、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　学校指導要領に生活課という新しい教科が導入されるということを、我々も承知しておるわけでありまして、生活課という教科はとりもなおさず、

いろいろな体験学習を、いわゆる体験させることにあるだろうというふうに思っております。したがって、画一的な教科の羅列という一応の原則はあるかもしれませんが、それにまた地域性、あるいは発想性を豊かにして、いろいろな施策が試みられる。そして子供たちにいろいろな体験をその学齢に応じて経験をさせながら、豊かな人間性を育てていくということが、教育目標でなければならないということを、日ごろ感じております。

したがいまして、御指摘の何泳と言いましたか……（「着衣泳」と呼ぶ者あり）着衣泳。確かに、自分の身を守るというためにも、経験をしておくべき一つの手段だというふうにも考えられますし、水泳の目的は、単なる水になれるとか浮くとかいうこともあるだろうと思いますけれど、そういう要素も加えられてよろしいんではないか、こう思いますので、教育委員会の取り組みにそういう発想を取り入れられるよう期待をしておきたい、こう思っております。

それから、子供の教育、学習経験、いろいろなことがあるわけでありますが、日ごろ私どもが、今日の教育の、まことに残念な言葉でありますが、荒廃という言葉が使われてまいりました。ある機会には、先生自身が教育の荒廃ということを言葉にされる状況を聞きましたので、それは一体、どういう意味ですか。そういうことがないということを断定するのが先生のお立場であって、荒廃の状況を認めるということは、先生の立場にあってはならないことではないですか、というふうなことを、少しきつく言ったことがあります。

憲法のいろいろな日本の定めがあるわけでありますから、その憲法を大事にする。憲法に国民が積極的に守っていこうという姿勢こそ、いつのことにも大切なだろうと思っておりますし、そのことに対する若干政治のあれですね、憲法に対するいろいろな揺れがあるわけでありまして、とりわけ11条にありますような、国民こぞって不戦の誓いをした。軍隊を持たない決意をした。そういうことは、海外でもよく広く承知されているはずでありますから、また、かつて侵略という手段によって、多くの国に大変な迷惑をかけたということもあるわけでありますから、慎重なことが国民の合意のために努力されるという姿こそ大切だと思っております。ＰＫＯ法案、国連安全維持協力法案、これらにつきましても、国連がなるべく理解される形で政治が動いていくように我々も期待したい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

私たち母親は、父親もそうだと思いますけれども、子供たちがにこにこと笑って、のびやかに生きていってくれることを望んでいます。それは日本に住む私たちだけではなくて、どこの国の親も同じだと思います。

今、市長のお話の中にもありましたけれども、憲法を大切にしていくということで、私は憲法第９条というのは、第２次世界大戦の後、世界中の国々が、自分たちの引き起こした戦争を深く反省して、それをつくり上げていった条文だというふうに考えています。日本人はそれを守り抜いていく義務があるのではないかと思います。世界中の子供たちがのびやかに生きられるように、日本が担わなければならない平和の貢献の道というのは、自衛隊を海外に送ることではなくて、別にあるというふうに思います。それは、第２次世界大戦で侵略をし、多大な犠牲を強いたアジア諸国に対し、きちんと謝罪をし、補償を行い、さらに、今緊急の課題である地球環境の保全や、南北格差解決のための非軍事協力を積極的に進めていくことだと考えます。

のびやかなプール指導を子供たちに進めてほしい、このことを考えていきましたときに、平和の問題をなくして語れないことだ、というふうに考えました。世界中の子供たちののびやかな成長を願って、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の１、子ども達がのびやかに水と親しむためにプール授業の充実を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午後１時16分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、小・中学生の補助教材費等の父・母負担の無償化をめざしての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　小・中学生の補助教材費等の父・母負担の無償化をめざしてと題しまして一般質問をさせていただきます。

母親の立場として保護者の声を聞き、市民の皆さんに直結した施策として、生活者の視点から義務教育期間中の学校教育費の補助教材についてお伺いいたします。

質問の第１点目といたしまして、補助教材の教育上の必要性についてでありますが、教育基本法第21条２項には、「有益、適切なものは、これを使用することができる」とあります。また、教材の使用根拠については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条２項では、「教育委員は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ教育委員会に届け出をさせ、または承認を受けさせることとする定めを設けるものとする」とあります。この二つの法律に基づいて、日野市公立学校の管理運営に関する規則第15条、教材の使用については「学校は、有益、適切と認められる教科書以外の図書、その他の教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする」とあります。また、第16条では、教材の選定について「学校は、教材を使用する場合、第11条により編成する教育課程に遵守し、かつ、次の各号の要件を備えるものとする。①内容が正確で、中正であること。②学習の進路に即応していること。③表現が正確、適切であること。２．現行の規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない」とあります。続いて第17条では、承認または届け出を要する教材について、「使用開始30日前までに委員会の承認を求めること。継続使用する場合も、14日前までに委員会に届け出なければならない」ともあります。

以上の法律及び規則で規定する補助教材の必要性と教育上の有益性についてお伺いいたします。

さらに、補助教材購入までの流れについて教えていただきたいと思います。

現在、日野市立小学校20校、中学校８校で補助教材として使用されている実態は、私の試算ですが、平成２年度で小学校が5,007万6,000円、中学校が5,901万5,000円と、合計１億909万1,000円余りとなっております。教科の主たる教材としての教科書の補充に使用される補助教材が、高額となっております。ちなみに無償の教科書と比較してみますと、正規の教科書を100とした場合、小学校が21％上がっております。中学校では、正規の教科書よりも高く、118％にもなっております。つまり、小学校の正規の教科書代が、平成３年３月時点ではありますけれども、2,378万4,000円に対して、5,007万6,000円であります。中学校では、正規の教科書が2,787万7,000円に対して、補助教材が5,901万5,000円と、教科書よりもはるかに多く父母から拠出されております。教科書の無償配布より、補助教材費の負担の方が多くなっておりますが、教育委員会としてこの実態について、どのような御見解をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

また、父母負担の軽減の是正を図っていただきたいと思いますが、そのお考えについてもお尋ねをしたいと思います。

質問の第３点目といたしまして、補助教材以外の父母負担についてお尋ねをいたします。

補助教材以外にも、学用品、通学用品、学校給食費、林間学校、移動教室、遠足代、卒業アルバム代、クラブ活動費、ＰＴＡ会費等の多数になっております。この中で、個人に還元されるものも幾つかございますが、父母負担は過重となっております。

例として、日野第三中学校の１年生から３年生までの父母負担について学校からのプリントを保護者よりいただきましたものをもとにして、参考までに紹介してみたいと思います。教材費、１年生１万3,000円。２年生女子8,555円、男子１万2,440円。３年生の女子３万1,010円、男子３万8,810円です。１年生は、蓼科と白樺湖方面への移動教室として３万1,000円、２年生は遠足代として、都内見学をされておりますが、１万円前後です。３年生の京都、奈良への修学旅行４万4,625円。このうち、市の補助が１万1,000円負担されております。父母負担３万4,000円です。部活動費が、本部費500円、月々500円で、計年間6,500円。給食費が１年間で４万700円。卒業アルバムと記念品が8,932円。その他ＰＴＡ会費等々ともろもろの費用がございます。新１年生は１年間で９万1,200円。２年生で、女子が６万5,755円、男子が６万9,640円。３年生の女子では、11万1,835円、男子は12万10円となっております。

教育費の父母負担解消問題については、教育委員会といたしましても、真剣に取り組んでくださり、増額に努めてくださっておることも理解をいたすところでございますが、平成４年度の予算編成に当たりまして、特段の御配慮をお願いしたく、質問をいたしております。

第４点目の質問といたしまして、移動教室と修学旅行への補助金の増額についてお伺いいたします。

中学３年生の修学旅行は、京都、奈良方面を中心にして、各学校で実施をされておりますが、修学旅行のねらいとして１．古都の見学を通して歴史への関心を深める。２．班行動を通して、規律と礼儀を体得する。３．学年、学級づくりの場とするとともに、中学校生活のよき思い出をつくる、と、生徒たちにとっては、大きな楽しみにしている修学旅行でありますが、父母の負担は、年々増加してきております。今年度の最高が七生中学校では６万7,161円、二中では６万3,771円、三沢中が５万4,000円、平山中が５万1,490円、大坂上中が５万1,319円、一中が４万5,956円、三中が４万4,625円、四中が４万4,175円です。各学校のかかる負担に対しての御紹介をさせていただきましたが、このほかに、お小遣い等も自己負担となっております。これは当然でございます。この

うち、市の補助が１万1,000円ありますが、諸物価の高騰を初め、交通費の運賃値上げ等もなされている状況ですので、ぜひ、補助金の増額をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

また、移動教室につきましても、補助金の復活をさせていただきたくお伺いたします。

当初、日野市の林間施設として市立小中学校児童生徒を対象に、夏季休業中、林間学校を開設しておりました。旧日野第一中学校が鉄筋化された際、この特別教室が山梨県北巨摩郡白根町の清里へ移築され、市内の小中学校の林間施設として活用されました。現在、老朽化に伴い、改築もされようとしております。私も一度訪ねたことがありますが、四方を山々に囲まれ、八ヶ岳、駒ヶ岳、遠くには富士山などが一望に見渡せる所です。四季折々の草花や、高山植物が咲き、虫や鳥の声も聞こえました。こうした景勝地にありましたが、施設の部屋数が少なく、収容数は70名という状況ですから、林間施設として活用するのには、手狭なようでございました。学校単位の中で班別に区切って参加をさせており、同じ学校の中で、学校行事として何日もかけて実施をされ、不都合が生じてまいりました。建物の老朽化等も重なり、いろいろな背景の中で中止になったと聞き及んでおります。そして、林間施設が発展的に解消して、移動教室へと移行され、現在に及んでいるようです。移動教室へと移行された中で、補助金も計上されなくなりました。現在の社会状況を考慮していただき、ぜひ補助金を復活させていただきたい旨の要望が多数ございます。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、日野第三中学校の校庭改修についてお伺いいたします。

第三中学校は、平成２年11月17日、創立20周年行事が催されました。私も御案内をいただきましたので、出席をさせていただきました。高幡台、百草の大規模団地を主な学区として、周辺地域の児童生徒が通学をしております。緑の樹木に囲まれた校舎と校庭は、自然との調和がとれて見事です。これほど四季のすばらしさを感じ取れるのも、誇りの一つだと思います。校歌の一節に「風薫る緑の子に、そそり立つ学舎の園」とありますが、児童生徒を初め、教職員も父母も、誇りとする学校です。

20周年記念の際に、記念誌と下敷きをいただきました。三中の全景を航空写真で撮影したものが描かれております。この下敷きに写っている校庭は、数カ所に大きなひび割れが入っているように感じ取れる箇所がありました。素朴な疑問を持ちつつ、帰宅の途中に校庭を見てみました。土地自体と、構造上の造成の問題と、校舎への影響と安全性を再チェックして、校庭の改修の必要があるのではないかと懸念いたしました。校庭にいた何人かの方々も、異口同音に申していました。西校舎側の校庭差もあり、地形的に

急勾配のため、雨が降りますと雨水が勢いよく流れて、その流れで表面がだんだんと削られているように感じられます。周囲から見て、森林の斜面ですり鉢状の形になって見えます。正門から入って職員の方々の玄関の前を通り階段を上がっていった所に、排水口が１カ所見当たりました。この排水口はとても貧弱なもののように見え、しかも、雨水が浸透する上部にあります。だから浸透すれば、排水口の下を抜けて校庭に出てしまうのではないのかなあ、というふうに感じました。また、９月の台風のときのように、豪雨や梅雨時の長雨が続くときなど、雨水や伏流水が一挙に校庭に流れてしまうのではないでしょうか。この排水口は１カ所しか設置されておりません。近くにいた生徒にも状況を聞いてみましたが、雨のときは通路に溢れ出て、通行できなくなるときもあるんだよ、と、このような現状をおっしゃってくださいましたが、このことに関しまして、教育委員会でも把握をしていらっしゃると思いますが、対策について何かお考えになっていらっしゃいますでしょうか、お伺いをいたします。

さらには、三中の台風によるがけ崩れ対策についてお伺いいたします。

ことしの秋は、台風が多く、特に９月19日の台風19号は、日野市内でも大雨の被害があちらこちらで発生しました。当日は、対策本部も設置されました。私も、百草と三沢の現場に駆けつけて、被害状況を見て、市当局への対応もお願いをいたしたところでございます。水路清流課、土木課、管理課の方々を初め、関係者の皆さんが、我が身もいとわず、ずぶぬれになって現場の復旧作業に大変な御苦労をしてくださいました。私も、できる限りのお手伝いをさせていただきました。一段落して帰宅をしてみますと、地域の方々の知らせで、三中のがけ崩れのことも聞き、びっくりしました。早速、現場へ直行いたしました。森林からの土砂崩れでありましたが、10月20日から24日までの間に補修工事が実施され、現在、外観上、がけ崩れで落ちる箇所だけに、板と杭で土どめをして、青色のビニールシートを被せた状態ですが、部分的に押さえて、周囲は何もしてないような状況ですが、応急的な手だてだと思いますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

最後に、校舎の雨漏りの補修についての対応もお伺いいたします。

校舎北側の壁面のひび割れが著しく、更衣室や教材室等に雨水が浸透して、校舎の接合部分の雨漏りによる破損ではないかと聞いておりますが、よりよい学習環境を整えていただきたい要請を受けましたので、質問をさせていただきました。

以上の点について、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　御質問にお答えしていきます。

まず最初に、小中学校の補助教材の件でございますが、教科書以外の図書や、その他の教材であって、例えば副読本とか、フィルムレコード、新聞雑誌等がございます。この補助教材の選定は、教材を使用する学校の校長、教員が行います。今申されてましたように、有益、適切なものを選定しているわけでございます。各学校ではその選定に際しまして、児童生徒の発達段階、使用目的、内容、価格などについて検討いたしまして、教育委員会に届け出て、教育委員会からは指導主事を中心とした助言をしたりしているところでございます。

今、おっしゃられてましたように、公立学校の管理運営に関する規則の15条から17条にあるわけでございます。学校におきましては一般的に、個人が使用し、個人に還元できる教材教具につきましては個人負担としていますが、供用する教材、備品等については、学校に配当しました予算で充てているところでございます。こうした補助教材以外にも、遠足だとか社会科見学、または修学旅行、移動教室等の経費は、保護者が負担をしているところでございます。小学校では５年の移動教室、それから６年の日光の移動教室があります。また中学校では、１年または２年の移動教室、３年の修学旅行があるわけでございます。小学校６年と中学３年については、教室を移動する経費を負担するという趣旨で、おっしゃられましたように、5,000円と１万1,000円の補助をしているところでございます。また、その他の準・要保護家庭等につきましては、必要な経費は市で負担しているわけですけれども、今現在、5,000円と１万1,000円ということでございます。この件につきましては、この移動する、要するにその目的地に行って勉強する移動費、旅費という意味で補助をしているわけですが、近年交通費も上がっているということで、今回は教育委員会でも見直しをして、若干ですけれども、何とか手当をしたいというように今進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、この補助教材の選定に当たりましては、厳しく当たり、それから旅行的行事の検討につきましても、学校によって、先ほども御説明がありましたように、学校差が、６万円台、５万台、いろいろございます。この問題につきましても、校長会、教育委員会等でいろいろ話し合いをしてきているところでございます。最大限の目的を達成できる範囲で、ある程度近い画一的な旅費にできないかとか、そのようなことの協議もしているところでございます。また、行き先もだんだん西の方へどんどん進んでいくような傾向も見られたりする。こんなことについても、いろいろ協議がされているところでございます。教育委員会では、補助教材のこのことにつきまして検

討し、適正な予算編成と執行、補助金の交付と保護者の負担経費の軽減には、これからもなかなか一気にいきません。他市の状況いろいろございますが、軽減にはさらに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、三中の件でございます。まず、校庭でございますが、昭和61年に3,200万円強を出しまして、改修したばかりなんではございますが、今御指摘のように、下敷きにもはっきりと川のように流れた跡が残っているという御指摘ですが、私ども全くそのとおりということで、運動場への入り口の部分については、運動会にも避けて使っているということが実態でございます。三中の校庭は、三方が丘陵で囲まれ、斜面に降った雨は校庭の外周にある排水口に流れ込みますが、実際にはU字溝が小さくて、はけない分が校庭に流れ込んでいるということでございます。校庭が校舎側に向かって片勾配、片斜面になっているので、流入いたしました雨水は、グラウンドの表土と一緒に流れて、校舎際の排水口に寄ってきます。このため、校庭内に幾つかの水道ができまして、グラウンドの表面にへこんだ部分ができているわけでございます。このようなことから、三中の校庭の傷みは早いということで、授業への影響、いろいろなことを考えまして、実施計画に取り組みまして、平成４年度に整備をしたいということで今、準備をしているところでございます。

関連がするわけですけれども、９月19日の台風で、この東側の斜面からおよそ40から50立米の土砂と立木が校庭に流れ込みました。公団の所有地ということで、住宅都市整備公団の方に連絡をとりまして、この処理をいたしておりますが、その後の対策として、今仮復旧という形で、先ほど御指摘がありましたように木の杭でとめて、そして上にシートを被せてあるところですが、今、公団の方でも、測量と設計をしている段階でございます。公団の方とも協議しまして、石積みのしたものをするというようなことで伺っております。私どもも、協議をしながら、この件についても進めていきたいと思います。

それから、現在あるこのU字溝のものを、今の相当数倍の大きさにものしなければ水は飲み切れないということを、私どももわかってきました。そういうものに改修するよう今、設計依頼とか、そういうような形で４年度だけでできるかどうか、ちょっと今調査中ですけれども、４年度から手がけて、この件については対応していきたいという考えでいるところでございます。

それから、雨漏りの件でございます。以前にもお話ししたことがあろうかと思いますが、大変残念ですけれども、第五小学校を除いてどこの学校も必ずこの大雨のときには、雨が漏るというのが実態でございます。このことを何とか解消しなきゃいけないという

ことを今考えて、やはりこのことに対しても、三中に限らず何とかしなきゃいけないということでございます。ことしは、もしいろいろの関係の中でお許しが得られれば、雨漏り対策という今度は工事をひとつ計画していこうというふうに今、教育庶務課の施設の方で取り組みを開始しておるところでございます。学校が増築増築を重ねたために、この増築部分のつなぎ目が中心で漏れるんじゃないかというふうに、調査の中では言われているわけですけれども、つなぎ目だけのどこを直したら、ということで、いろいろ建築家、技術家と相談しても、雨が漏るそのもとのところがなかなかつかめないのが実態でございます。全体的な防水という大変費用がかかりますが、そういうようなことでやっていかなきゃ無理じゃないかというようなことで、大幅な予算の対応をということで、検討しているところでございます。

三中の件につきましては、50年と54年度にできた校舎、そのつなぎ目が特に、廊下の部分ですけれども漏るということを、私ども承知しておるところでございます。そのほか、三中につきましても、体育館を初め大規模改造が数年後にまた予定されたりしております。そういう中でもさらに、そういう面を整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小山良悟君）　　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　　どうもありがとうございました

今、いろいろと前向きの御答弁をいただいたわけでございますけれども、中でも補助教材に対する負担の軽減に関しましては、どの程度に対応していただけるか、お伺いしてみたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　　補助教材につきまして、一応の基準もあるわけでございます。例えば、個人が直接口に触れるような部分のものだとか、例えば縦笛といいますか、または最近は、ハーモニカは使わなくなりましたが、ハーモニカにかわりまして息を吹き込んで、小さいオルガンみたいな、ちょっと名前忘れましたが……（「ピアニカ」と呼ぶ者あり）ピアニカとかいうものだとかにつきましては、学校によって、ピアニカ自体は学校で買う場合、また個人で買う場合、もし、学校で買ったとしても、その口の取りつけ部分だけは負担をするとか、そういうようなことで対応しています。それから、この教材も、その学校学校によって決め方、また音楽の先生の力の入れ方、取り組み方だとかによって、教材がふえたりするような状況にございます。これはまた、御父兄の方にも理解を得た中で、先生の熱意でやるもの、その他いろいろございますが、

教育委員会としては極力、同じ教材のもとに、費用もできるだけまとめて買えて安くできるようにとか、いろいろな形の面で指導、援助をしていきたいといふうに考えております。具体的にこのものを市の方で買うとか、この方をどうとかということは、ここでちょっと申し上げられませんけれど、総合的な中で相談を受けながら指導していくというような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　　では順次お伺いしていきたいと思いますけれども、１点教えていただきたいんですけれども、先ほど申し上げました日野市公立学校の管理運営に関する規則の第16条の２ということを申し上げて、御質問をさせていただいているわけなんですけれども、この中で定められている教材の選定に当たっては、「児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない」とあります。ここで、経済的負担の状況の基準は、明確に示されておらないわけなんですね。これは、先ほどおっしゃっていただいたように、各学校間においての使用教材の購入基準とか、いろいろとお使いになる生徒の状況、また担任の教師の、また校長の査定というか、推しはかる部分ではないかと思うんですけれども、そういった中で多分、理解を示しながら、この辺が妥当ではないかという線で、一つは了解をしていらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、この適切な判断の基準というのが、どの程度なのかなあというのが示されていないわけなんですけれども、例えば主要３科目、国語、数学、社会ですか、もしくは英語、それに対するものとか、それから広げて５教科ですね、国・数・社・英・理というふうに広げていくとか、そういったものに対しては、その判断の基準となるんではないかな、と私は考えますし、お母さんというか、保護者の皆さんも、そういうようなことも考えてるわけなんですね。その辺で、基準というものがある部分では定められない部分もあろうかと思いますけれども、やはり時代の要請に沿って、暫時改善をしていって、より効率的なものにしていくということが大事ではないかと思われますので、この辺の適切な判断の基準というのに対して、やはり配慮をしていただいて、主要３科目に対しては補助金をつけていきましょうとか、次には５科目につけていきましょうとか、それぞれ財政的な部分もありますし、これはもちろん、国庫補助の中で負担しなければならないものだと思いますけれども、自治体の中でこういった援助というか、補助を出していくということも必要ではなかろうかというふうに、私もいろいろと市民相談というか、皆さんとお話しする中で、補助金が新学期になるといろいろな形でプリントが配布されてくるということで、私も全部、１年生から３年生までのお母様に、学校からいただいて

くるかかるものに対する一つひとつのプリントを集めさせていただきまして、ここで本当に私も、いい勉強をさせていただいたなあというふうに感じたわけなんですけれども、そういった中で、やはりこの規則に関する、管理運営に関する規則でございますので、その辺の規則の基準というものをある程度は今後見通していく必要があるんではないかと思いますが、その点については、どのようにお考えになっていらっしゃるかとお伺いしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　今、議員さんのおっしゃる部分の細かい部分につきまして、個々に細かくなかなかわからない部分も私もございますが、例えば、個人の負担の範囲ということにつきまして、義務教育学校運営費標準というようなものの中から参考までに申し上げますと、国語につきましては、習字用具一式、すずり、墨、筆等でございます。小学校につきましては、これは中学まで使いますので、そういうものだとか、または算数につきましては、算数セットだとか、そろばんだとか、それから音楽につきましては、縦笛とか、カスタネットだとか木琴だとか、ある部分については、今のピアニカと申しますか、そういうようなものとか、また図工については、水彩用具の一式だとか、クレパス、クレヨン、彫刻用具一式、工作用具一式とか、こういうふうに、中学生についてはこういうふうにというような標準が決められています。

その中で、学校ではこういうことを基準にしてやっているわけですけれども、しかし、学校差もございますし、いろいろの問題が起こり得ると私も思います。これらにつきましてもまた、そのうちの今、即どれとどれを補助するとかというようなことまでは、細かく決めてはいませんが、極力、その学校で全体で使えるようなものである場合には、教材費として市で買うというような工夫はしていけるんじゃないかというふうに思っております。即それができるということじゃないんですけれども、例えば、笛やなにかの場合には、非常にいろいろの問題がございます。衛生上の問題とかありますが、例えばそろばんのようなものとか、その他ほかに求めなきゃならないものの中で、後に残してもほかの人たちが使えるようなものとか、そういうようなものを選定したりすることによって、これは学務課の方でこの教材のもののうちのどの部分が入るかというようなことを今後検討いたしまして、ここではどれをどうするということは、ちょっと申し上げられませんが、前向きには検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私がお願いしたいのは、そういった音楽とか家庭科とか、そう

いう部分で個人が使用するものは個人に還元されるものでございますので、個人負担でいいと思うんですね。今、部長さんもおっしゃっていただきましたように、全体的に把握をして使用される例えば学習ドリルですよね。または何ていうんでしょうか、資料集というんですか、そういったものとか、予習復習に使えるようなものとか、向学のためにさらに向上していけるようなもの、個人の範囲を超えた、全体が使いながら個々が使うものですね——でありますけれども、その辺を見直しというか、見ていただければありがたいなと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、主要３教科、５教科というふうにお願いをしたわけでございます。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

もう１点お願いというか、お伺いしたいんですけれども、日野市立内に在校している生徒は、いろいろな形で還元を受けておるわけでございますけれども、市外へ通学している児童生徒が、ちなみに私立の学校というんでしょうか、そういったところに通学をされている生徒への助成というのは、行われていらっしゃるんでしょうか。多分、いないんではないかなというふうに理解をしているんですけれど、ちょっとその辺をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方からそれじゃあお答えさせていただきます。

市立の中学校関係の助成というのは、今のところ行われておりませんで、高校以上につきましては、この前も若干、今の額で適正なのかどうか、もう少し助成の幅を広げたらどうだ、という御意見等もございましたけれど、高校等につきましては、そういう方法を特に、経済的な問題等とも絡みますけれど、助成措置をとっている。中学校の問題につきましては、一応、私立の中学校に進学されているという経済的な負担の関係とか、あるいは私立の中学校自身の教育の、私立中学校としてのあり方、そういう中で、行った先の学校がそれぞれ個々ばらばらであるというようなこともありますし、今のところ、そういう形で私立中学に進学している子供さんの助成措置というのは、とられていないというのが現状なんです。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　わかりました。

そこで私はお願いをしたいわけなんです。今御答弁いただいたとおりで、理解をするわけです。それから、国や都からも、私学助成というものは補助が出ているわけですけれども、やはり市民として、税の公平性というんでしょうか、それから、同じ義務教育を受けていく範疇の中での補助ということでお願いできればと思います。ですから、ど

ういう名目になるかわかりませんけれども、入学のお祝いになりますか、支度金になりますか、そこは名称はともかくといたしましても、何らかの形で１年に一度くらい助成をしていただければ、またそのお子さん方も、一つのまたお母さんというか、御両親も励みになって、日野の教育というものに対する理解もさらに示していただけるんではないかな、ということを感じております。また、そういった点もぜひ御検討していただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきます。

移動教室への補助金の復活の件ですけれども、今、いろいろと御答弁いただきまして理解をいたしますけれども、もともと夏休みの林間学校が母体であったわけですよね。大成荘を使って利用しておりまして、それは要綱だったかな、条例でしたかしら、まあどちらかなんですけれど、ちょっと――要綱ですね。それから、当時は、昭和50年から53年のときですけれども、当時、１人1,500円の補助が出ていたんですね。で、その後昭和54年から計上されなくなりました。それから６年生には、昭和49年から53年の間には、１人2,500円補助が出ておりまして、54年から補助が出なくなったわけなんですね。それで、修学旅行との兼ね合いもあるのかなあというふうに判断はしてはいるんですけれども、やはり目的地も、また行く趣旨も、それぞれの学年に応じてのことでございますので、行事でありますので、やはりこういった補助は、ぜひ復活をさせていただけないかなと思うんですね。で、修学旅行は修学旅行として、ぜひ、先ほど御答弁がありましたように、年々増額をしていただきたいというふうに、まあ、していただけるという前向きの御答弁いただきまして、大変ありがたく感じるわけなんですけれども、この林間学校というか、移動教室へのそういった経緯からいって、なぜここで補助金がカットされたのかなと。その辺、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　小学校５年生、中学２年生の林間学校あるいは移動教室の補助金がカットされたと。ちょうど一時、これは補助金等検討委員会というものが設けられまして、その中で、現在対応しておりますもろもろの補助金関係の問題につきまして、内容をずっと専門的に精査していただいた。そういう状況の中で、特に、もし補助をするとしても、生活的な問題等もその中に十分配慮して対応したらどうなんだ。全員に同じような形で補助をするという形のことにつきまして、答申の中では、「検討をし直せ」というような内容の答申を受けまして、特に小学校６年生と中学の３年生につきましては、修学旅行的な要素を含めての大きな学年あるいは学校としての行事であるので、これだけはぜひ、そういうことでなく、今までのいわゆる補助を継続させていただきたい

ということの中で、逆に６年生と中学３年生の方をある程度大幅に引き上げていただくというような方法をとりまして、それと差し引く勘定の中で、５年生とそれから中学２年生の林間学校等の形で出ておりました補助を削除したというような経過がございます。特に、この最近の林間施設という形の大成荘の建てかえ等も行われておりますので、ぜひ、公共施設、父母負担を軽減するためには、公の施設を利用することが、別の面で家庭の負担を軽減するということにつながってまいりますので、そういう方向で来年、再来年からは、できるだけ大成荘等につきましても、小学校で利用できるような形での働きかけ、こういうものを現在行っているという状況で、今、５年生と中学２年生の補助金の復活というよりも、どちらかといいますと教育委員会自体としては、６年生、それから中学の３年生、これについての交通費というものを何とか、現在かかっております内容等も検討して、改善していきたい。そちらの方に力点を置いているというのが現状なんですけれど。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ちょっとお伺いいたします。今お話の中で、来年、再来年ですか、大成荘が完成しますね。そのときの部屋数というと、それからちょっと私、手元にあれなんですけれども、収容人員というか、どの程度の計画なんでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　大成荘の件でございます。今、20室を予定しております。収容人員でございますが、大人の場合には100人、中学生以下の場合には150人が収容できるという体制のものでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私、先ほど申し上げましたように、大成荘が中心になって移動教室に移行された経緯というものを申し上げたんですけれども、学校行事の一環として１週間、学級ごとに行ってたということがあったわけなんですね。それもやっぱりその、大成荘は見直さなければいけないという中に入っている。それは、学年で行きますけれども、学校行事として行くんですけれども、学年で行かれないわけなんですね。それは、やはり現況のあれは、70名ぐらいが定数でしたから、それだけの受け入れる受容の幅というものが、なかったわけなんですね。今、お話がありましたように、もし、今後大成荘が改築されたときには、それを復活というか、させていきたいというようなお話がありましたけれども、学校行事として実施していくのには、収容人員というか、受容数か

らいって、困難ではないかなということを考えるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　150名ということでございまして、大きい学校の１学年は無理ということになります。今、教育長の方から話がありましたように、校長会等に話をしているわけですが、そのうち、対応ができる学校から始めてほしい。だんだん学校も生徒数も少なくなっている状況ですので、そういう意味でお話をしているところでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　そこもわかりますけれども、今、５年生で三浦海岸、海に行ってますね。６年生で日光移動教室、山に行ってます。それから中学１年生かもしくは２年生で移動教室、それに遠足という形をとっておりますけれども、遠足の場合は都内見学で、いろいろと工夫をされて、それぞれ本当にこう、班単位のまとまった、みんなで力を合わせ、みんなで考えて、みんですばらしいものをつくり上げていこうというか、そして社会見学をしていこうということで、いろんな班単位の行動をとりながら、修学旅行に行っても、遠足に行っても、生徒の発想というか、その視点を大事にしてくださって、そこを教職員の先生が本当に御苦労していらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、本当にまとめてくださって、事故のないように、その心労たるや、多々あるんではないかというふうに、日常、お察しするわけなんですけれども、そういった中で、今日光へ行き、それから蓼科と白樺方面へ行ってる学校と、それから今もう本当に、冬のスポーツとして欠かせないスキー教室というのを開設して、２泊３日で行っている学校もありますね。そういった中で、そのスキー教室に移行していきたいという学校の方が、かえって多いんではないかと思うんですね。ですから、大成荘は大成荘として、本当に市民の一人ひとりの憩いの場というか、本当に安住していけるというか、そういった施設であってほしいなあと思いますし、また、青少年たちは、やっぱり冒険というか、山を登り、駆けめぐりながら、いろいろな体験学習をしていくということが、とても大事じゃないかなというふうに感じます。

そういった中で、スキー教室を開いた場合には、大体費用が四、五万かかるようなんですね。それにはスキーウエアとか、スキー用具一式が大体9,000円前後ぐらいかかりまして、インストラクターの指導というんですか、していただく費用とか、それからリフト代だとか、そのほか往復の交通費、宿泊費を含めますと、大体今申し上げましたよ

うな四、五万かかるようでございます。そういった中で、今現在、40人学級に移行をしてまいりまして、そして児童数の減少ということが一つございます。そういった中で、クラス単位、班単位の行動していくとなると、クラス単位で例えば40人学級ですから、50人乗れるバスを借り上げたとしても、40人で行きたいわけなんですね。その方がまとまりますし、きちっとした監督というか、そういう部分も安心してできるんではないかな。行き届いた、目が行き届くと申しましょうか、そういうあれができるんではないかなと思うんですね。ですから、現場の先生方というか、またお母様方は、やっぱり学級単位の行動を希望するんではないかと思うんですね。そうしますと、学級数はふえてまいりますけれども、クラスの編成の児童数は減少しているわけですね。そういった中でのバスの借上料というのは、逆に負担がふえてくるわけなんですね。ですから、そういったものに関する補助金の復活はできないものでしょうかという御質問でございます。ぜひ、前向きな御検討をお願いしたいと思います。

日野市の基本計画の中にも、きちっと保護者負担の軽減ということが掲げられてございまして、「保護者の経済的負担を軽減するために、移動教室、修学旅行の費用及び給食費の一部の補助の充実を図ります」というふうにおっしゃっております。ですから、給食費も、また修学旅行も、移動教室も、いろんな形で諸物価高騰もありますし、社会的事情の中では年々引き上げていくということも推移していくんではないかと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

さらに、日野市の基本計画の第２章、第３章の中にも、健やかな発達を目指す小中学校教育として、施策の方向の中で「校外教育の推進」ということをうたっております。「児童生徒が教室を離れて自然や文化に親しみ、人間的な触れ合いを通じて豊かな心身を育むため、地域の特色を生かした勤労、生産、学習、自然教室等を取り入れた校外教育を推進します」と、このように基本計画の中でもしっかりうたってくださっておりますので、こういったものに沿いましても、ぜひお願いしたいと思います。

それから、今、校庭の開設にあれさせていただきますけれども、これはぜひ、お願いしたいと思います。三中のお母さんというか、保護者の方というか、ＰＴＡの方々に伺った範囲と申しましょうか、またいろんな関係者から伺った中で、現実にグラウンドをならして、トラックに３台の砂を運んで、それを敷き詰めて、体育祭の前日は準備に取りかかっているというふうな現状も伺っております。それから、あそこが何というですか、粘土土なんですよね。ですから、一つは雨水が浸透しないという土壌的な欠点もございます。ですから、そういったことで雨水がしみ込まないで、またさらには、今おっしゃっ

ておりましたように、側溝が不備ではないんでしょうけれども、それだけの許容、受け入れられるだけの側溝ではございませんので、どうしても校庭に入ってしまう。それで、先ほど申し上げましたように下敷きに、こんなにひび割れがしている状況でございます。本当に20周年の記念の下敷きとして、とてもすばらしいものをいただきましたし、感謝しておるんですけれども、こういったものが写るのは残念だなあと思いますし、また、この人文字はすばらしいですよね。生徒が「20周年　日野三中　1990」とこう人文字を書かれて、そして航空写真を写されたと思うんですけれども、とてもこの下が私も気になったんです。そして、残念だなあと思いましたし、私はこういった一つひとつの記念のものを、自分の一つの歩みとして大切にしていきたいな、保存していきたいなと感じておりますし、また、そのことを多くの方が感じられていらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。それから、体育祭の当日は、残念ながら雨天でありました。そのために、グラウンドがどうしても土を入れてありますから、なかなか思うような体育祭ができなかったようです。その中で２件、けが人があったようでございますけれども、その辺はどのように把握されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　ただいま御指摘のように、グラウンドが三中につきましては、残念ながら再三、砂を入れたり、補修をして、ほかの学校の何倍というふうに実際にはやっているのでございます。しかしまあ、そういう結果になっております。当日、私も、教育長初め体育祭に同席をさせていただきました。その中で、やはりけがをされた生徒もありました。その対応につきまして学校で対応しているところでございますけれども、大きいけがというようなことでは伺ってないので、あとの細かい処理ということについては、ちょっと今、わかりませんけれども、通常の学校での誠意を尽くした処理をされているというふうに思っているところでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　御努力してくださっていることは大変理解いたします。ただ、大腿骨骨折という状況なんですね、お一人の方は。ですから、その生徒さんにとってみると、大きなけがではなかったなと思います。細かいことは私は、ここでは、また個人的ないろんなことも入ってきてはいけませんので割愛いたしますけれども、この９月から10月の運動会の季節に、大体、日曜日を保護者がぜひ、児童生徒なりを見たいという要望というか、要請、希望がございまして、実施されている経緯もございます。そうなりますと、医療体制の確立ということを考えていかなければならないんではないかなというふうに、このお話を聞いて感じたわけなんですけれども、ぜひ、９月から10月の運動会の季節には、日曜日に、また運動会の行われている日には、日野の市立病院の整形外科は対応できるように、当直医を置いていただければというふうに思います。年間行事としてきちっと登録もされておりますでしょうから、その辺の体制の整え方ができるかどうかは、御判断にゆだねてまいりたいと思いますけれども、ぜひ、その辺の対応、先日も福島議員がおっしゃっておりますように、いつ何時でも救急体制のできる病院ということが大事だというふうなことをおっしゃっておりますので、この点もぜひ懸案事項として要望させていただきますので、御検討のほどをお願いいたします。

それから、校舎の雨漏りとか、また三中のがけ崩れについては、いろいろと御答弁いただきましたので、この線に沿いながら、御努力をよろしくお願いいたします。

最後に市長さんに、いろいろと私今、教育長、学校教育部長と御質問させていただいておりましたけれども、その質疑を通しながら、市長さんはどのような御所見というか、御見解をお持ちになっていただけたかどうか、お伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　「義務教育はこれを無償とする」という大原則が憲法にも示されております。先ほど教育長からお答えしておりましたとおり、51年、52年当時、石油ショックという異常な状況が発生をして、国も財政難、地方も財政難に陥り、財政建て直しということではありませんが、この状態をしのぐために、　検討委員会を開いて、その項目の中に「移動教室の負担は、父母負担に依存をする」という政策決定をしたことがございます。状況も随分変わっておるわけでありますし、なるべく「義務教育は無償とする」という原則を、国にも実行してもらい、地方自治体もまた、その考えで努めていくということが、本来的な義務教育のあり方だ、こう思っております。したがいまして、今後の大成荘の建てかえ等に伴う、また林間施設の復活と林間教室の復活というようなことも合わせ、可能になってまいるわけであります。その際に、公費負担部分、私費負担部分というのはおのずから一定の判断がなければなりませんので、そういう見解で、これからの御指摘のことも含めて、努めて負担を少なくする努力をしていきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

市長さんの理念は、憲法を遵守するということでございますので、ぜひ、日野の教材

教具が充実することによって、日野の教育が画期的に躍進を示していったというふうに、また理解をしていただけるように、一つひとつ対応をお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の１、小・中学生の補助教材費等の父・母負担の無償化をめざしての質問を終わります。

一般質問22の２、小児成人病予防検診についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　続きまして、小児成人病について質問させていただきます。

現在、我が国は、飽食の時代と言われ、成人病の予防は、子供の時期から各地の医師会が小中学校や家族に、子供の食生活とライフスタイルの改善を働きかけております。インスタント食品、スナック菓子、清涼飲料などの普及による偏食に加え、運動不足の生活習慣も手伝って、肥満児の発生率は、この10年間で倍増してきているようです。肥満は、高血圧や高脂血症などの誘因となり、実際に動脈硬化を起こして診察を受けるケースもふえてきているとのことです。昨年９月の総務庁調査によりますと、小中学生の肥満児の63％が、高脂血症など成人病の原因となる何らかの異常値を示しております。また、国分寺医師会が、ことし９月に発表しております小児成人病の予防検診結果では、小中学生の約半数が、将来成人病になる可能性があるとのショッキングな現状が明らかになりました。この問題の調査研究を続けておられる東京女子医大の村田教授は、身体計測による肥満症の計算、血液検査や血圧測定、糖尿検査を通じて危険因子を早期に発見することが、治療上のポイントである、と指摘されています。

早期発見の重要なポイントは、学校保健法の見直しであります。学校保健法施行規則ができてから33年たちますが、今、子供の健康状態が、食生活、生活環境等によって大きく変化しておる中で、12項目の健康診断項目は、全然変わっていないのが実情です。国では、急増する小児成人病に危機感を持ち、文部省の新規事業として児童生徒の健康状態、サーベイランス事業を開始しています。来年度には、サンプル校を選定して、児童生徒の健康状態についての実態と追跡調査を続けていかれるそうです。また、厚生省では、年内にも幼児から中学生までを対象に、肥満や血圧、運動量などの健康データを長期追跡する初の全国調査をスタートさせるとのことであります。既に自治体レベルでも、先駆的に予防検査を実施いたしておる所もあります。近隣市でも、昭和62年度より予防検診を開始し、学校保健に先進的な施策を実施いたしております。現在、小学校５年生と中学１年生の全員を対象に、１次検診で血圧測定、血液検査、肥満度の算出などの検診を実施し、立派な成果が上がっておるようです。ちなみにその費用は、１次検査が2,100円、２次検査は1,575円とのことです。日野市におかれましても、未来を担う子供たちの健康づくりの一環として、学校保健に小児成人病検診を導入していただきたく要望し、市の御所見についてお伺いいたします。

第１点目といたしまして、当市で肥満傾向と診断された児童生徒数について教えていただけないでしょうか。

第２点目として、小児成人病予防対策は、日野市としてなされているのでしょうか。

第３点目として、市独自の検査項目を導入し、予防検診の充実を図っていただきたく、そのお考えについてお伺いいたします。

第４点目として、小中学校のエックス線検診についてお伺いいたします。父母らの関心も高く、この影響について心配をされております。学校保健法の施行規則では、小中学校の各１年生らに、エックス線、間接撮影による結核検査を実施し、特に小学校１年生では、心臓の疾病、異常の有無を調べるのにも役立っているとのことです。エックス線検診を義務づけているようですが、昔に比べて結核の発見率が低くなった現在、むしろエックス線撮影による被曝への影響を心配されております。自治体の間でも、被曝問題等を考えて、撮影方法を見直し、エックス線検診方法を、これまでの間接撮影から直接撮影に切りかえておる所もあります。日野市としてもぜひ検討していただきたく、御見解をお伺いいたします。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　小児成人病予防の関係についてお答えをいたします。

児童生徒の心と体の健康づくりは、命をとうとび、健康で明るい活力ある生活を送るばかりでなく、高齢社会を迎える中で、生涯にわたって心身の健康を保持する人づくりとして極めて大切だと言われております。最近、子供の中に、肥満や高血圧、高脂血症、糖尿病など成人病の危険因子を幾つも持ったり、あるいは成人病を発症したりする子供が多くなっていることが、専門家により指摘されております。これが社会的にも大きな問題となっているところでございます。

当市内の小中学校の平成３年度の定期健康診断結果のうち、成人病危険因子の合併率が高い肥満について見ますと、肥満傾向にある者が、小学校で325人、全体の3.2％、中学校におきましては92人、1.7％となっております。この小児の肥満は、文部省や学校保健統計調査報告書でも、近年の都市型生活様式の福裕や、食事の欧米化、運動不足な

どによって、年々ふえているとされています。成人病の予防は、子供の時期から始めなければならないことが、多くの専門家によって指摘されておりますが、この小児成人病の実態解明と、総合的な予防対策の充実を目指して、昨年度、厚生省は、小児期からの成人病予防に関する研究班を発足いたしました。当市といたしましても、今後、この研究結果などを参考にしながら、児童生徒がみずから進んで心身の健康づくりに努める能力と態度を育てる健康づくりに、教育の推進や、家庭への啓発、検診事業の充実などに取り組み、できるだけ成人にまで引き継がせないような対策を講じていきたいと考えております。

日野市では現在、糖尿病の検査ということで尿検査、それから心臓の方につきましては、レントゲンのほかには、心電図という検査をやっておるところでございます。なお、エックス線の件につきましても、国の方のこの決めたことに対しまして、市も対応を、養護教諭、その他協議の中で、よりよい方法に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

今、肥満傾向と診断された児童生徒数は、平成３年の状況で325人、3.2%、小学生ですね。中学生で92人、1.7%。現状はこのような現状でございますけれども、先ほどるお話を申し上げましたような、食生活の偏向性とか、運動不足とか、また家庭教育というのも、一つは一因しているんではないかなというふうに、私自身は理解しますし、そこにも力を入れなければなりませんし、それに対する情報の提供ということも、大切ではないかなというふうに感じております。

今、糖尿病の検査として尿検診と、心臓病の検診として心電図をやっているということでお伺いいたしましたけれども、私、この質問を通告した後に、ここ１週間でずうっと、各市が小児成人病の特集みたいな形で取り組まれている記事を、サンケイ新聞初めいろんな各紙で取り上げたことを目にいたしまして、時宜を得た質問なのかななんて、ちょっとこう感じたんですけれども、時間との関係もございますので、中身に触れることは割愛させていただきますけれども、むしろお読みになっていただいて、御理解をかえって示してくださっているんではないかと思いますので、くどくど申し上るよりは、その方がいいかなと感じております。

近隣市でやっている状況を見ますと、大変検査の仕方によっていろいろとあると思いますけれども、小学校５年生と中学１年生で、大体、１次が2,100円、２次が1,575円と

いう状況ですので、そんなに過重な負担ではないかなと。でもまた、予算を計上する中では、相当の額に膨れ上がるかなと思うわけですけれども、ぜひ年次計画の中に入れていただきながら、前向きな対応をお願いしたいと思います。

脊柱側湾症のことも、私、何回か質問させていただく中で、導入していただきまして、今年度、本当に私の知っている方を通してのお友達なんですけれども、その検査を受けて本当によかった、という感謝の声というか、教育委員会にもしっかりお礼をお願いします、というようなお声までもいただいたような、そういった、もう本当にひとつひとつ、検査を充実していただいてありがたい、というふうに申しておりましたし、また、これに含めながら、貧血の検査も入れていただければなあと思いますので、この点もお含み願って、検討に入れていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどのエックス線のことなんですけれども、新聞によりますと、今後は父母の任意の同意によって対応していく、というふうな記事が載っておりますので、これはまた、それなりの機関で御検討していただけると思いますけれども、市側としてはこれに対して、今後どういうふうにお考えになっていらっしゃるんでしょうか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　レントゲン検査の件でございます。今、文部省の方からこういう内容のものが出ているわけでございますが、この心臓検査にかかるこれはレントゲン検査というようなことで今までも来ております。私どもの方では、心電図もはかっております。こういうような中で、この問題につきましては、今、結論をこうします、と言い切れませんが、多分、この内容に沿ってできるようになろうかと思いますが、全体のまず学校長関係のところを集めて話をしたりした後、決めていきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　では最後に、市長さん、いかがでしょうか。小児成人病の検診の導入と、それから貧血と、いろいろとあれしてお願いしてきているわけなんですけれども、お考えというか、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かに近ごろの、ごく最近の新聞に「生徒児童の成人病」という、ちょっと異様な表現で窺知のあることを承知しております。原因はおのずからわかるわけですが、新しいやっぱり社会性の健康を損なう現象か、そういう形であらわれ

ており、それに対して、検診を行って、的確にまたそれに治療が伴えば、効果となるわけだと思いますが、検診を行い、発病の要素といいましょうか、そういうものが医学として対応できる、そういう状況になっているかどうかは、ちょっと私もまだ、正確に存じておりません。家庭に対して、自覚を持っていただく、そういう手段にはなるだろうと思いますから、進んでそういう必要な検診を行うことは、適切なことだ、このように感じております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　大変ありがとうございました。

ぜひ、学校保健法、学校給食法の趣旨にのっとりまして、時代を担う児童生徒の体位向上を図るため、なお一層の御努力を傾注していただきたいことをお願いいたしまして、この一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございした。

○議長（小山良悟君）　これをもって、22の２、小児成人病予防検診についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時36分　休憩

午後３時18分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問23の１、近隣各市の街づくりと関連して日野市の事業を進めよ――多摩100周年事業と連動して――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　それでは第１問目について質問してまいりたいと思います。

私たちの市民生活は、行政区境に関係なく動いているわけですけれども、実際には、さまざまな生活上の処理の問題が行政区単位で処理をされるというシステムになっておりますので、その辺の不便さといいますか、不都合性、不合理性というものが、近年見受けられる状態も指摘をされておりますので、また、近隣市との関係で、処理をすべき問題がこれから多くなってくるというふうに予測をされますので、その辺の基本的な考え方をお聞きしてまいりいたというふうに思います。

具体的には、事実上の各近隣市との協力関係が、実際に行政を進める上では、緊密に

行われているわけですが、例えば、さまざまな情報交換を各市の担当の課同士が連絡を取り合って、それをもとにして、各市の状況を処理するということも、承知をいたしております。さらにまた、事業ごとといいますか、各事例ごとの協力も、具体的にはあります。特に、行政区境の八王子との関係で見ましても、排水路の整備の問題ですとか、市道の道路舗装の問題ですとか、浅川の関連で言う橋梁の建てかえの問題ですとか、近くは、日野駅、日野台、豊田駅のいわゆる連絡バスの問題につきましても、八王子の行政区の中に入る形でのコースをとらせていただいたということで、個々に処理をされているというのも、具体的にあるかと思います。また、立川との境でも、多摩川の河川敷の行政区境の問題でも、いろいろ協議をされる事例もお聞きをしたところであります。これは事例ごとに協力をされている実態だろうと思います。さらに、東京都、国とのいわゆる広域行政の視点からの協力も具体的には出ているわけで、モノレールの建設ですとか、いわゆる流域下水道事業の協力体制、さらには、いわゆる三多摩の診療圏、病院の経営の問題ですが、１次、２次、３次の救急医療体制についての診療圏の緊密な連絡体制も、この中に入るかと思います。伝染病関係につきましても、都の指導でということもあるかと思いますが、多摩、稲城、日野でやっている形式もあるわけであります。組合方式としては、御承知のとおり南多摩斎場の方式がそれに当たりますし、清掃事業、いわゆるきょうのテレビでも放映されておりましたけれども、日の出町の最終処分場の平成８年後の状況をどうするかという問題も取り上げられていましたが、これも組合形式で、協力関係でやってきているという実情があります。

このようなものを踏まえまして、将来の協力関係を、どのような分野で、どういうふうな必要が生じてくるのか、その辺の予測と見通しについてもお聞きしたいというふうに思います。特に、浅川苑の特養ホームにつきましては、これは日野市の特別養護老人ホームとしてではなくて、各市の方からも受け入れ体制としてはやっていく事業であるということも、聞いているわけであります。近くは福祉部長の方から、日野橋のいわゆる土方英世氏から土地を提供していただいた地域の福祉ゾーンの地域計画におきましても、かなり国、特に東京都の福祉政策との緊密な連絡も出てくるわけで、これは日野市１本で事業というふうな形ではないだろうというふうにも予測されるところですが、この辺の展開も個々の事例としては出てくるかと思います。

さらに、これは昨日の土方議員の質問に対する答弁として環境部長の方から、いわゆるし尿処理の他市へのお願いと。恐らく八王子さんのことを指しているんではないかと思いますが、実はこういうふうなことも出てくるわけであります。で、先ほど申し上げ

ました、市内連絡バスの第２新路線であります日野駅、日野台、豊田駅ですが、これも考え方によれば、当初から行政区境にこだわらず、いわゆる八王子の不便地域まで連絡バスを八王子と協議をいたしまして、連絡をしてもよろしいんではないかというふうに思った次第であります。八王子からも出資をしていただくというような形のものもあってもよかったんではないかというふうに思います。その辺、特に緩やかな傾斜ですが、事実上という意味ではなくて、組合方式で今後とも可能なものはどういうことが考えられてくるのか、その辺のお話を承りたいと思います。特に、この積み上げが、いわゆる神奈川から東京へ多摩地域、三多摩が移管をされて100周年になるわけですが、この事業との具体的な展開とも密接に結びついてまいりますので、特にこの点をお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それではお答えしたいと思います。

今、質問者のお話の中にもありますとおり、当然、これからの広域事業を展開するに当たっては、現行の中でも三多摩の廃棄物処分組合の問題、あるいは南多摩東部共立病院組合、あるいは南多摩斎場、農業共済組合、多摩ニュータウン協議会が今五つの組合、あるいは協議会の構成で広域行政をやっているのが実情でございます。その中で、多摩移管100年というような、平成５年度の事業の中でもいろいろ考えられているわけでございますが、この記念事業を、平成５年を迎えるに当たって、現在、東京都の職員を中心とした各市町村の派遣職員も含んで12月１日には、20名の体制で自治会館の中で準備室が設置されているのが実情でございます。もちろん、既に御案内があるとおり、今月の25日には、自治会館の中から立川の防災センターの所に移転する。よって、ここに新しい名称で、「多摩ふれあい21」というような協会が設立される状況でございます。よって、これに対する記念事業等を含んで、現在、市長会の中におきましても、推進協議会が発足しているわけでございます。平成５年の事業に関係してのスケジュールの問題、あるいは多摩地域全域を展開する関連のイベント、このイベントの中には、いろいろ広域行政の中でのかかわりの問題が協議されております。

一つは、幾つか例を申し上げますが、自治と暮らしの中では、広域行政と自治体の連合の可能性のシンポジウムの問題、あるいは広域事業の推進サミット、土地移転後としての市町村の共同で協力体制の強化できる問題等が、取り上げられております。これは、市長会の中での協議会だけでなくして、我々事務レベルの中でも、当然、協議している

問題でございます。まだ公表に至っておりませんが、ある程度資料としての素案ができて、進みつつあります。その中には、当然、都下360万人のいろんな現状のリサイクルの都市形成の問題、あるいは都市型均衡農業の新しい展開の問題、文化、スポーツ、文化ゾーンの多摩の創造等も入っているわけでございます。これは、シンポジウムあるいは協議会の中で、広域行政をとらえて、具体的な問題でございます。今、質問者の方から、何点か具体的な問題を、どうなのかという問題もあるわけでございますが、当然、バスの例にしても、八王子の地域を回るような形も、最終的にはとらせていただきました。特に、日野市としても、この100年事業の関連として、やはり隣接の各自治体と一緒になって協力をしながら、やる問題も数多くあるわけでございます。平成５年のこのシンポジウム、あるいは協議会の中に積極的に参加しながら、今後の広域行政の対応に努めていきたいというふうに、現状では考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、概要を伺ったわけですが、今回の議会に、100周年に関する概要の資料が提出をされたところですが、今のお話ですと、その答弁の域を出てない。で、平成５年の事業ということなんですけれども、要するに100周年の事業を、単にイベントを組んで、100周年のお祝いをして、それで終わりということではないわけですね。要するに、各市町村の連合体論とか、三多摩独立論とか、いわゆる三多摩全体の地域を見てどうなのかということを、意識啓蒙して、広域行政へのできるところからの出発をしていく時期だ、というふうに提言をされているわけですが、先ほどのお話ですと、その提言の所在ということで、財団法人の東京市町村自治調査会、これが10名から20名ということで組織がえをして、というお話があったわけですが、ここから何点か資料も出ているわけですけれども、それに対して基本的に日野市は賛成なのか反対なのか、要するに消極的に皆さんがおやりになるんで、これを進めていこうというふうに考えているのか、いわゆる広域行政として真剣にぶつかっている問題としては、日野市はそれほど多くないという認識なのかどうかですね。

今の例ですと、リサイクル社会の問題、それから近郊農業、農家、農業をどういうふうにしていくのか。

それから文化ゾーンの話もありましたけれども、日野市の特色もあるわけですから、どういう点で貢献がしていけるのか、この辺、私は、この三多摩の100周年のことにつきましては、かなり前から情報も得ているわけですから、日野市としてはこういうふう

な取り組みでいきたいんだ、こういうふうに行かなければいけないんだ、というものは、私はおありだろうと思うんです。その話を、ぜひ聞かせていただきたい。素案の段階なので、というお話がありましたが、まさにこれは素案の段階で、情報提供していただきたい。どういう点で、日野市は100周年から次の将来の100周年に向けて展開をしていくのか。その辺の基本的な考え方を、ぜひ具体的にお尋ねをしたいと思います。そういうふうな展開があって、初めて先ほど申し上げました、具体的なさまざまな、市が当面している問題を、指針が出るわけですから、それに沿って、展開ができるというふうに考えております。それで、先ほどの細々とした問題を始めに述べさせていただいたわけです。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平成５年が、多摩移管100周年に当たる。イベントを行い、またそれを起爆剤として、いわゆる多摩地域の発展といいましょうか、住民意識、あるいは多摩の位置の高揚を図っていこう。「多摩ライフ21」であります。東京都の鹿谷副知事が、多摩担当の副知事ということに、特に責任を持つ立場がかなり明確になってまいりました。

多摩市長会といたしましては、都から数百億という財源を引き出して、ハードな整備とあわせてソフトな発展と、それから将来の展望を拡大していこう、こういう試みが進みつつあるということであります。

日野市は、日野市という位置で極力積極的に参加をし、役目を果たしていきたい、こういう立場にあると思っております。日野市の何が特徴かといいますと、やっぱり日野市の中の自然と文化だろうと思っております。あるいは多摩川、浅川の清流、あるいは多摩動物園の存在、これに加えて、美術館の見通しができれば、なお日野市としての位置づけが拡大をされ、また、備わってくるんではなかろうか、このような考え方でございます。

日野市は、鉄道では中央線、それから京王線、また、道路では甲州街道、それから八王子バイパスの通過する都市でありますから、これに加えて、今度はモノレールが南北交通を開く、こういうことになりますので、新しい多摩の時代の発展の要件に多くの寄与できる性質を持っておる、このように受けとめております。まあ、そのことは一部事務組合の数をふやすというようなことではなくて、東京都の今までどちらかといいますと、区部に対するいわゆる多摩都政そのものが、一般的な県行政になり得ていない。東京市政という形が現在でも、なお色濃いわけでありますから、県行政としての都庁の役

目をきちんと発展、責任持って指導と、それから、ある場合には指導を、またある場合には、多摩に相当額の投資を求める、こういうことが、全体のこれからの都政に求める空気になっていくものと思っております。そういう感覚の中で、日野市の果たすべき役割というものを、だんだんとネックにしていく、そういうことではなかろうか、こう思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話も、率直に申し上げて、いわゆる調査会から出ている資料の域を超えていないわけです。特に、三多摩の市長会で森田市長も、さまざまな発言をされて、いわゆる「東京市の色濃い行政が現在も引きずって」というお話もされたわけですが、それをどういうふうに具体的に変えていくのか。変える時期に来ているというふうに情報もあるわけですけれども、そういうふうな雰囲気になったならば、始めようかというふうな形に、私は受け取れるわけです。本来であれば、今、数百億の金というふうにおっしゃっていますが、長期的に見ると、何兆円規模というふうな形の事業計画でもある、というふうにも聞いているわけです。で、東京都議会でもこの問題は、三多摩選出の都会議員が、さまざまな角度から、既に質疑をいたしているところだと思います。

もう少し具体的にお話を聞きますが、今、府中にありますこの調査会に、日野市の職員が出向しているかどうかということ、それから、20名の体制で立川防災センターの中に事務所を移して、発展的に展開をしていくという中に、日野市の職員が入るのかどうか、その点をまずお尋ねしたいということが１点であります。

それから、庁内においていわゆる100周年という名前はありますが、それを出発点にして日野市はどういうふうに展開をするかということで、担当の人を置く時期に来ているんではないかと思いますが、そういうふうな部署がもう設けられているのかどうか、その辺もお尋ねをしたいと思います。

それから、今、日野市の特色として市長が述べられた点は、私もそう思うわけですが、それを三多摩全体の中で、三多摩県民とは申しませんが、三多摩全体の中でどのように相互に利用していただけるか。具体的には、今市長の方で、多摩動物公園が一つの特色として挙げられておりますが、これは市長は前から頭を痛めているところですけれども、いわゆる土、日、祭日のあの周辺の交通渋滞、何とかしなければいけないということが、特に春、秋の季節になりますと、生じております。これは、日野市だけがこのツケを悪

戦苦闘して解決を図らなければいけないというものでは、私は、広域的に見れば、ないと思うんです。むしろ三多摩全体の中で知恵を絞ってもらうということも、私はあり得るでしょうし、従来の施行ですと、東京都に何とか解決をしてほしい、場合によっては国に解決をしてほしいというふうな、そういうランクの話ではあるわけですが、そこら辺のことも、私は出てくるんではないか。

特に、日野市は、先ほど市長のお話しのとおり、多摩川、特に浅川が、市内の中央を貫流をしております。特に、浅川の治水事業もこれからという状況ですが、それにしましても、自然がかなり残された浅川河川敷の景観ですし、全体から見れば、一つの財産ということで、一番橋から高幡橋の浅川左岸の地域の、いわゆる親水公園としての事業も今進んでいるわけですけれども、そういう観点から見て、日野市の特色を強めて、100周年の事業の参画に積極的に当たっていく必要があるんじゃないか。積極的に当たらなければ、金が取れないよという発想は、私はしてませんけれども、各市によっては、これを機会に交通渋滞の抜本的な解決を、この平成５年を元年として具体的に事業として展開をしたい、というふうな市もあるように伺っております。

ですから、平成５年にイベントがあって、三多摩の市民の方に周知をしていただいて、そこから展開をするというその場面では、現在の段階で、日野市もやはりこの辺については、こういうふうにしてもらいたい。特に、これは天野議員からお話があったかと思いますが、例えば、日野駅から豊田駅方面については、ＪＲの立体化ということも、構想的には出てくるんではないか。特に、京王沿線の立体化ということは有名な話ですが、その辺の話も出てくるんではないか。複々線化の問題につきましても、将来的には、八王子、高尾まで行くんではないかということも言われているわけですけれども、そういうことを踏まえますと、現在の都市計画道路の現状の問題の展開もあるわけですけれども、それすらできてないのに、どうだというふうに言われては、身もふたもないんですけれども、そこら辺を、どの辺についての事業は、どういうふうに新たに発想を展開をしてやっていきたいんだというようなものが、私は内部にはあると思うんです。その辺の話を率直に企画財政部長の方からお話を受けたいわけであります。

そういうふうな話がありませんと、私は今、組合方式という形を申しましたけれども、私も何も、組合をいっぱいつくってやれば、それでよしということはしていませんで、要するにできるところから、いわゆる近隣市との共同関係で行えるものが出てくるんじゃないか。

これは前に、馬場弘融議員からあった話ですが、多摩川の河川敷、意外にはかってみると、調べてみると、立川さんの方の行政区の方が多くて、目の前でグラウンドが空いているのも使えないというふうなものがあって、日野市も何か協力をさせていただきながら、日野の市民の方も使っていただけるようなものがあってもいいんではないか、というお話もあったと思うんです。市の方もそれを受けて、話をされたところが、なかなか立川の市民の方だけの利用でいっぱいだ。日野市さんの方に利用していただけるものは、どうしても難しいです、という形で終わっているわけですね。

ですから、その辺を、やはり各行政区境の考え方の発想の上に立っているから、そういうふうな展開に私はなるんだろうというふうに思うんです。この意識がある限りは、市長がおっしゃったように、23区が主で、三多摩が従、要するにベッドタウン化の要するに補佐的な、補充的な都市構造であり、都民意識であり、それから脱却ができないというふうなものが、私は出てくるんだろうというふうに思うんです。

で、やはり一番問題なのは、100周年のイベントの眼目は、いわゆる23区が主であるといういうふうな、都市の発展性から考えれば、そういうような発展経過で来たわけですけれども、どうしてもそれが三多摩に住んでいる各市町村の市民の方には根強くある、というふうな指摘もされているわけですけれども、その辺の意識変革がありませんと、どうしても狭い面積の中の32市町村がひしめき合っている中でのマイナス的なものが逆に拡大をしてくるんではないか。

ごみに見られるとおり、各市町村が全体的に協力し合わなければ、解決ができない問題が、年ごとに多くなってきてるということを踏まえますと、100周年のその発想を、日野市が借りて、具体的なところから積み上げていく作業が必要なのではないかということで今、質問をさせてもらっているわけです。

それを考えると、一番身近な問題として、八王子さん、立川さん、昭島さんがあるわけですが、あと多摩市さんがあるわけですけれども、そういう近隣市と具体的な協力関係のもとで、できてくるんじゃないか。もっと申し上げれば、例えば美術館の問題にしても、日野市のどこかということではなくて、八王子、多摩市、日野市で、ある場所を３市で選定をし合って、何もそれが行政区の中で日野市になくても構わない。日野の市民の方も使わせてもらうということでね。私は、おやりになる発想が、もう出てきてもいいんではないかということで、質問させてもらっているわけです。

そういう意味で、企画の方で、それに値するようなものはこういうものがあります、こういうことが将来的には考えられます、というようなものを、実現するかどうか別にしましても、開陳をしていただければありがたい、というふうに思って、質問しており

ます。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大きい部分のみを、私からお答えいたします。

「多摩ライフ21」の事務局に当たる市町村協議会、別の法人格ができておりますが、そこには日野市から係長相当の職員を２名、出向させてほしいという、こういう要請が来ております。来年の年初にそれに応じたい、こう考えております。（「応じたい」と呼ぶ者あり）応ずるんです。

それから、日野市内で、この際ということで市内を顧みる場合に、何といっても、今の日野市の基盤整備事業そのものが、順調に進むということが大切でありまして、その中のまた東京八王子バイパス、これの完成のために、多摩川には橋梁をかける、あるいは市内には区画整理事業を遂行して、迅速なハード事業の実現を進める、こういうことが一番大きな課題になってくると思います。その際、多摩川、浅川、貴重な自然の財産でもありますから、これをできるだけ市民生活に役立つ、そういう仕組みが大切であるというのは言うまでもありません。

それで、多摩川の河川敷の、つまり立川側、川幅の約７割は日野市行政区域に入っておるわけであります。それから、川向こうを河川がつまり、河川の流れが日野市に近い方を流れておりますが、川向こうを立川に貸与しました場合、日野市民はいつでも求めれば使えると、こういう条件で協定が整っております。既に立川当局にも、体育課から八王子に交渉を持つように、そして、川の中のまた流れの部分に、部分的な仮橋でもかける。こういうことができれば、極めて至近距離になってまいります。立日橋ができましたために、随分近くはなっておりますが、そういう河川敷利用の発想も大いに日野市としての大きな条件でありますから、具体的なこれからの発展を行っていきたい。こういうことはその要素になることも御指摘のとおりであります。何もしないではなくて、既にやっているということを申し上げておきたいと思っておりますし、日野市がまた大いに市域として活用できる。これも立川もよく承知している関係であります。

その他のことにつきまして、部長の方から補足をいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、その他の庁内プロジェクトの問題、あるいは今、そういう組織の検討の機関があるのか、というような御質問でございます。現在は、庁内には、これに関係するプロジェクトは持っておりません。企画財政部の中で企画課の職員で協議を進め、いろいろやっているわけでございます。しかし、これから

平成５年の事業実施、あるいは関連しての部長会、課長会の組織があるわけでございますが、その中では、当然、今御質問者からるるありますとおり、現在まではイベントを中心的に、事業の組み立てを協議してまいりました。今後におきましては、大きな問題もあります。当然、市として庁内のプロジェクト等もつくるような各地、そういう計画をしなければならないような予定になろうかと思います。市としても、当然その中でプロジェクトをつくり、各関係部長との協議も進める中で、具体的に対応していきたいというふうに思っております。

なお、今幾つか具体的な問題を御指摘があったわけでございますが、今までは課長会、部長会、全体会の組織の中で協議を進めてまいりました。よって、これが先ほども申し上げましたが、イベントを中心として市としても当面、現在、素案として67事業が案として出ているわけでございます。これはあくまでも５年のイベント中心でございます。

幾つか市としても先ほど市長からお話がありましたとおり、何点かは手を挙げているわけでございます。しかし、その中身につきましては、あくまでもイベントでございます。一つは、高齢化社会と多摩の創造ということで、この中の生きがい対策を見出すための考え方、あるいは記念事業に関係しての文化意識の高揚の問題、もう１点は、子供たちの国際ワールドジュニアサッカー大会というような、交流試合をするというようなことを、手を挙げております。これはあくまでも、まだ市として手を挙げたばっかりでございます。当然、町村を含んでの問題でございますが、かなり重複している部分が各地、あるようでございます。今後、協議の中、あるいは全体の調整の中で、どうなるのかというような問題があるわけでございます。これはイベントの問題でございます。今、御質問者からの御指摘の部分につきましても、今後プロジェクトを組みながら、当然、全体の中に提案をし、解決に努力しなければいけない問題が幾つかあるわけでございます。先ほども、土、日の動物園の交通渋滞の問題、これは、確かに今、協議会、京王、あるいは多摩動物園、市と３者で協議もしておりますが、なかなか春、秋のＰＲには努めておりますが、実情、解決しないのが状況でございます。そういう中でも、今後のやはり全体の中で、ぜひ提案をし、この辺も協議の課題に挙げていきたいというふうに思っております。

なお、何点か考え方は、多少、美術館の問題につきましては、我々は従来、名指しで手を挙げている中で、一定の要請をしておりますので、今のところは、市の基本的な考え方を含んで促進していく所存でございます。

以上、まだ幾つかあろうかと思いますが、今後、もう少しそういうものをプロジェク

トの中で具体的に煮詰めて、市としてその会議の中に協議の題材にしていきたいというふうに思っております。

以上です

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっと乱暴な議論かもしれませんが、例えば、これはマイナスの面も相当あると思いますので、一つの考え方として例えば、三多摩の各市で保養所を持っているわけです。23区も含めてもいいわけですが、各市で保養所をせっせせっせと、自分の自前の保養所を各他県に交渉して、つくっている実情があります。市によっては、海、山、湖、かなり持っている所もありますし、全然ないところもある。こういう所を、日野市に住んでいる人は使えませんよ。立川、八王子さんに住んでいる人は使えませんよ、というふうな発想がいつまでも続いているのは、余りよろしくない。住むんならあっちの方の市がよかったな、というのもおかしい。要するに、実際に住んでいる生活実感の中で、不便を感ずることがあれば、その視点から変えるべきことは、私はどんどん変えていっていいんではないか。行政区境というのも、やはり結局これは、便宜的に決められただけであって、何もその中に拘束されて生きていなければならないということはないわけですから、そういう点で考えれば、多摩川の、これは立川さんが目をむいてびっくりするかもしれませんが、市営球場が立派なのがある。そういうのも、日野市の方から、組合の出資金と言いませんけれども、何らか使わせていただくようなことがあっても、私はいいんじゃないか。また、立川の方からすれば、日野の市民会館が1,000前後の会場で非常に使いやすいということであれば、それを使っていただいてもいいんではないかというふうに思うわけです

日野市でも、教育懇談会、市Ｐ協の懇談会の中でプラネタリウムを自前で欲しいという声もあるわけですけれども、これは教育長の話ですと、八王子の方にもプラネタリウムがある。府中には大分前からあって、また立派なのできた。そういうのを御利用いただいた方がいいんではないかというふうな形も、おっしゃっていましたけれども、私は、基本的にはそれは賛成で、そういうものが日野の市民の方を通じて他市のいろんな状況というのは、有名なものは耳に入ってくるし、行こうともするわけですが、まだまだそういうふうな所の交流までないわけで、その辺は日野市の広報を窓口にして、さまざまな企画があって私はいいと思うんです。ぜひ、そういう角度からこの問題を、100周年の事業を東京都の音頭で来たという発想ではなくて、いわゆる生活をしている人の目線から、もう少し考え直して組み立てていただけると、三多摩の将来性が出てくるんではないか、積極的な意味の将来性が出てくるんではないかということで、質問をさせていただきました。

最後に、この100周年事業の中には、私の目の届いた範囲では、欠落しているんではないかな、というふうなものがあるんですが、それは三多摩では、これは恐らく、展示かなにかの形で出てくるんだと思いますが、自由民権運動が非常に盛んな地域として有名になっているわけですけれども、いわゆる薩摩、長州の藩閥政治を倒して、国会開会までこぎつける運動が、自由民権運動としてありまして、これが将来の、現在の自由民主党の源流になっているわけですが、この辺の自由民権運動の思想的な展開も、私は考え方の視点の中には、イベントの中には入っていい問題だろうというふうに思うわけです。多摩白書ですね、ここに調査会で発行している多摩白書には、まさに自由民権運動の紙面が割かれているわけですけれども、この間いただいた中には、取り上げ方が難しいということもあるのかもしれませんが、それが私には、欠落しているように思います。

最後に、市長の基本的な取り組み方ですね、一言で結構ですが、この事業に向けての決意を簡潔に述べていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　21世紀という時代を展望して、いろいろな価値観が今日、複雑に絡み合っている面もあるわけであります。私は、開発志向ということに対しては、少し批判的であります。つまり、多摩というせっかくの自然豊かな地域を、区部並みの過密をつくり出す政策をとって、そして、つまりリトル東京といいますか、多摩東京をつくるということであってはいけないということであります。むしろアメニティーという快適性ということは、追求しなければならない大切な課題だと思いますけれど、あわせて人間性ということに、新しい時代の発想を取り入れて、そうして、多摩独自の都市環境の整備と、自然環境の整備、そしてまた、人間社会のうるおいのある、そういう地域社会を形成する、そういう目的でなければいけないだろうというふうに感じております。一面にまた、地域社会の活性化ということも大切でありますから、ふさわしい産業の振興、特に現在あるハイテク企業等の大いなる成長は、これは当然、この地域としての特色である、というふうに考えていいと思っております。そのような中で、御推測をお願いすれば、ある程度のイメージが私どもにもできるんではなかろうかと思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、これからさまざまな角度から問題提起がなされ、提案もなされるかと思いますが、ぜひ、私、時流に乗れという話ではなくて、今おっしゃっている住民自治の観点の展開を強めながら、日野市の独自性を発揮していただきたいということを要望しまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の１、近隣都市の街づくりと関連して日野市の事業を進めよ――多摩100周年事業と連動して――――の質問を終わります。

一般質問23の２、多摩川・浅川公園化構想――建設省の休憩所づくりと連動して――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、過去に２回ほど質問をさせていただいております。特に、浅川、多摩川のサイクリングロード構想、それから遊歩道構想、河川敷の利用構想につきましては、各議員の方から、かなり具体的な提案をなされているところであります。私もこの問題、前に取り上げさせていただいたときに、八王子から浅川の土手をてくてく歩いてきて気がついたことがあるという指摘を受けて、提案をさせてもらったことがありますが、一つは休憩所がない。土手を歩いていて休憩所がない。場所によってはその土手の上が、いわゆる車が入ってくる道路になってしまっていて、遊歩道としての完結性がない。場所によっては危険である、というふうな話もありますし、トイレ、ベンチ等の話もありました。特に浅川では、四季を通じてさまざまな景観が変化をする所ですが、そういうすばらしい景観を、周辺の方がより楽しく利用できるには、休憩所なりトイレなり、ベンチなりが必要である、というふうな声も聞きましたので、前にそういうふうな提案をさせていただきました。

ところが、建設省がかなりやかましくて、土手の上にベンチすら置いてはいけない、河川敷の中に構造物１個置いてもいけないというふうなやかましい原則を持っていて、建設部の方でも、その四苦八苦する中で知恵を絞って対策をとられているわけですが、過日の台風の浅川左岸の決壊するような危険性があったときに、大丸にあります建設省の事務所に行きましたときに、その所長の方から、東屋構想がある、というふうな話を受けたわけであります。これは事例的にも、それほど多くないというふうにも聞いているわけですけれども、もしも、このような構想があるならば、日野市におきましても、この構想をできるところから取り入れて、実現をしていただきたいというふうに思うわけであります。

そういう点で、一つ候補地を挙げさせていただければ、平山橋から一番橋の浅川左岸ですけれども、この土手のある一部に、東屋の設置ということもよろしい、市の適当な

場所、適地だというふうに思いますが、その辺の構想も含めまして市のお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄蔦君）　ただいまの御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、御質問者の方から、建設省にそういう計画があるというふうなお話が今出ましたもので、私の方で把握している面だけを先にお答えをさせていただいて、日野市の対応について、またその後、お答えをさせていただきたいと思います。

今、建設省の方では、多摩川の下流部分でございますけれど、そこに親しみのある川づくり、「安らぎとふれあいのある水と緑のオープンスペース」という一つの課題で、川の一里塚構想というものを設けまして、現在、建設省は検討しているところでございます。この一里塚整備の目的でございますけれども、多摩川を訪れる住民に、周辺の環境情報をつかみながら散策をしていただき、またそこで休息をとれるような施設をつくろうということが、一つの目的でございます。整備の内容は、堤防の一部を断面を大きくいたしまして、そこに東屋とか植樹帯等の整備を行うということでございます。今考えている計画の区域でございますけれども、これは下流部分の大田区、世田谷区、それから川崎市というこの三つの区域を設けまして、今、河川管理者が検討しているというところでございます。

さて、じゃあ日野市では、そういう先ほど申したようなところのあれがあるのかどうかということでございますけれども、日野市の場合は、先ほど御質問者から出ましたように、浅川の遊歩道の整備ということで過去、ずっとやってまいりました。ことしは、程久保川の浅川との合流点の手前ぐらいでことしの部分は終わっておりますけれども、平成４年度で引き続き、その下流を整備するということでございます。この中で、この場所が、合流点の場所が、落川の1529番地先になりますけれども、現在公園というような形の中、広場になっておりますけれど、この地域の方々、百草、落川地域の御老人の方々がゲートボールをやっているというような場所の所でございます。ここまでを一応、遊歩道の整備をするという中で、一応、まだ予定でございますけれども、平成４年度の事業の中で、やはりこういう場所で、先ほど建設省の考え方じゃございませんけれど、安らぎとふれあいの場所という形と、それから、またここを基点としてその遊歩道のスタートという形をとる中で、適地がございましたもので、そこに東屋と休息所をつくる

というような今、計画の予定がございます。これで平成４年度にその予定が実現できれば一番うれしいんですけれども、そういう形でスタートして、今御質問を受けている場所、これについても、浅川の利用計画の中の一環で休息所というものも位置づけられておりますから、こういう先にそれらの場所についても、検討の課題として今後実施に踏み切っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　思ったよりもかなり具体的な構想が歩み出しているようで、非常に期待をしたいところであります。

最後に、一言市長にお尋ねしますが、万願寺歩道橋がいわゆる、これは自転車までは通すけれども、オートバイ、自動車は通さないという、非常にある意味では画期的な交通網の発想の転換をするような事業が進んだわけであります。当初、私は、これは反対運動で、恐らく自動車も通すような形のものがつくられるのかなあというふうに思いましたけれども、最終的には、当初の計画どおり、歩道としての機能を持つだけで終わったわけであります。それに対して、個々には、自動車もオートバイも、という声もあるんでしょうけれども、いわゆる世論となってそれが出てこないというのは、やはり道路に対する、歩行者等に対する発想の転換が既に市的に行われているかなあ、というふうに感想をっております。

そういう意味では、私の見方ですが、歩行者優先のまちづくりということのシンボル的なものになってきているか、というふうに理解をしております。そういう意味から申し上げれば、この歩道の路側帯の問題ですとか、信号機の設置の問題ですとか、ガードレールの問題ですとか、まだまだ自動車の方が強いわけですので、どうしても歩行者優先の具体化が現実にはおくれている状況も、私はあるというふうに見ております。

そういう意味で、特に、日野の中央を貫流しています浅川の公園化構想というものは、非常に楽しい計画だというふうに思いますけれども、この事業への取り組みの決意のほどを、最後に市長からお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大分以前になるわけでありますが、日野市は、河川管理当局の京浜工事事務所に職員が日参をするようにお願いに上がりまして、駒形の船渡しをつくらせていただきました。つまり、当時の河川管理当局の発想は、河川とは、洪水時に

水を排除する装置である、という大原則があったようでありまして、都市河川として地域に開放的に共有、市民の共有の場というふうな発想は、かなり厳しかった、こういう感想を持っております。その後、河川学者、河川工学の専門家の高橋裕先生、東大の教授でありますが、この方を中心として、日野市で浅川利用計画、つまり都市公園的な扱いにしていこうという委員会を設け、京浜工事事務所の当時、岩井さんという所長でございましたが、その方も、高橋教授の教え子として出席をしていただき、そういう機会を設けることによって、いわゆる管理当局の都市河川に対する発想の転換が大きく変わってきたという実感を感じております。

その委員会で、浅川の、日野市内の浅川域に対します河川の利用計画、つまり公園的な位置づけをしようという、いろんな提言を、もう既に絵にかいたような形でいただくことができました。今日はそれに基づいて、京浜工事事務所の当局に、これもしばしば連絡をとりまして、日野市内の河川の公共オープンスペースであるゆえんを、いろいろとお願いをして、むしろ日野市は、河川について非常に先進的な発想をつくり出した拠点になった。多摩川サミットのときも、そういう扱いをしていただきました。そういうことで、これから、本来のいわゆるオープンスペースとしての河川というものの、市民生活との関連をより高い機能に、ぜひ実現を図っていく、こういうことを日野市の政策の大きい課題として進めるのが、日野市ではなかろうか、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　以上で、この問題については終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の２、多摩川・浅川公園化構想――建設省の休憩所づくりと連動して――の質問を終わります。

一般質問23の３、なぜ小学校・中学校のＰＴＡに先生は参加しないのかの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましてはこのような問いかけで、実は日野の市内の父兄の方からの声が、こういふうな表現で出ております。最近ですけれども、実に驚くべきことに、校長先生がこういうことをおっしゃっております。で、各市を、各区を校長先生も学校をかえてこう、勤務をかえて来ますので、いろんな各市の特色、各区の特色を見ながら、日野市の特色も見るわけですけれども、その中で、日野市のＰＴＡには、先生が参加されないというのが非常に珍しいというか、伝統というか、そういうふうに見受けられます、ということを、まさに聞きました。これは１人の校長先生だけからではないわけであります。要するに、ＰＴＡに対して日野市の教育委員会は、どう

なのかですね。どういうふうにしたいのか。まあ、指導性を発揮しろということがあるんですけれども、そういう意味ではなくて、要するに温かく見詰めていっているのか、冷やかに見ているのか、本音的には無用論で言っているのか、その辺がよくわからない。むしろＰＴＡに参加されているお母さん方が、非常に大変な中を参加をしていて、申しわけないという気持ちであります。

この質問のねらいでありますが、ふだんから親と先生との意見の疎通、会話、交流というものがなされていませんと、特に中学はそうですが、荒れた学校というふうな現況が出てきた場合に、なかなかそれに対応し切れないというものも出てまいります。ですから、そういう意味では、ふだんからの交流の場が、私は必要だろうというふうに思っております。まさにそれが、ＰＴＡにおける会合ではないかというふうに、一つの場面だろうというふうに思っております。また、学校を取り巻く現在の環境というのは、週休２日制の導入がこれから検討されてくるという状況にも入っております。また、これは前からも言われておりますが、開かれた学校ということは、何も空き教室を利用して使うだけが開かれた学校という意味では、私はないと思いますが、その辺の発想の仕方も、私は変えていただきたいというふうに思うわけであります。

さらに、本質的に申し上げれば、その子供の養育、教育ですけれども、これは親が教育の権利を私は持ち、義務を持っていると思います。国がその機会を提供して、具体的な教師がその父母の教育権、義務を含む教育権をもとに、依頼を受けてその任に当たっているというふうに思うわけであります。そうだとすれば、まさに学校の主役は、子供であり、親が中心であるというふうに思います。だとすれば、いわゆる父母の学校に対する意見の反映ということが、非常に私は大切になってくるだろうというふうに思うわけです。そういう観点から見ますと、現在のＰＴＡのあり方というのが、非常に疑問に見えてくるわけであります。

そこで、まず現況ですが、質問の要綱にも載せさせていただきましたので、詳しく御報告をいただきたいんですが、他市のＰＴＡにおける参加状況はどうなのか。まさにＰＴＡの中身ですが、この学級のＰＴＡ、それから学年のＰＴＡの会合、それから全学校の運営委員会といいますか、要するにＰＴＡの主催の会合の中にも、さまざまな段階の会合があるわけですけれども、それを含めて他市の参加状況、できれば23区の参加状況を御報告願いたい。

その次に、日野市では参加状況はどうなのか。実態はどうなのか、その辺を御報告をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

まず１点目の、他市または他区のＰＴＡの会合に教師の参加状況はどうか、という件でございますが、この調査はなかなか困難でございまして、それぞれの学校の会合があったＰＴＡ側かまたは校長先生側とかに調べないと、わからないというのが実態でございます。担当のそれぞれの教育委員会等の、これは社会教育関係でＰＴＡの関係のことを掌握は一応しているわけですけれども、そういう細かいものはどうしてもわからないということで、近隣の市への電話等の対応でございますが、これも、どういうふうに全員が参加していくかということはわからないが、大体は参加していて、問題がないようだ、というふうな回答でございます。いずれにしましても、この細かい状況については、今現在、つかめないという状況でございます。

それから日野市内でございますが、小学校と中学校が、合わせて28校あるわけですが、そのうち、ＰＴＡという名称の組織がある学校が21校でございます。残り７校のうち、６校につきましては、ＰＴＡという名称ではなく、保護者と教職員の会、または父母の会、または小学校学級委員会というような名称で活動をしていますが、内容はＰＴＡ活動に準じたもので、ほぼ同様だということでございます。また、残りのさらに１校でございますが、これは父母代表者会という形で、各クラス２名で25クラス分、合計50名の委員と教員の代表者で組織した委員会を持ち、保護者との学校との連携を図っているところです。

おっしゃいますように、本来教育が効果を上げるためには、学校と家庭とがそれぞれ持つ教育的機能を生かして、しかも、両者が協力していくことが極めて大切であります。この意味から、学校は家庭に対して、児童生徒の学習や、生活の諸側面についてさまざまな方法を通じて連絡をしています。また、保護者の意見の収集もしているところでございます。ＰＴＡ活動のその一環として利用され、教員もＰＴＡ組織の幾つかの委員会に属して活動しています。学校差はそれぞれあるところでございますが、御質問で、表題で先生は参加しないかということでございますが、私どもが聞いている範囲の中では、ＰＴＡ活動には参加をし、ＰＴＡの会費も、先生方も納めて参加をしていると。また、社会教育課長の方から伺っている中でも、ＰＴＡ活動の企画等への教師の参加協力については、特に支障があるというふうな情報は入ってない、というふうに伺っております。

さらに、任意の団体ではあるということが一つありますが、学校管理運営上、極めて

大切な組織であるということで、私どもとしても、もし、参加の少なかった学校が何かしたとしたならば、これは校長会、教頭会等を通して、協力要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、私は、ここに、質問の要旨の中に、教師の参加状況というふうに書いたわけですよね。今、教育部長のお話ですね、実態の把握が難しいというのはわかります、それは。日野市の中の今、ただ分類しただけですよ。28校中21校がＰＴＡがあって、７校があってというね。こんなことはわかっているんです。要するにＡという学校は、ＰＴＡとしてこういうふうに会合してます。運営委員会の主催でこうなってます。そういう所が何校あって、大体、そこではお母さん方が平均何名出ていらっしゃる。そこでの学校側の出席者というのは、校長先生と教頭先生だけです、ある学校は。ある学校は、要するに先生が当番制で回ってくるところはこれだけあります。ある学校では、先生が３人、教頭先生、校長先生以外に３人常時、絶えず出席をされていますとか、そういう実態の話を聞きたいんです。

現にお母さん方から、何で私たちがこれだけ忙しい思いをして、自分の子供のことだから、それは当たり前と言えば当たり前すけれども、主役の子供、それを預けている親、その主役の人が出席を学校でしていて、ほかの先生方は出て来られない。まあ、任意の団体ということは当たり前のことですけれども、そういう実態があるんですよ。なぜ、先生はそれに参加してくれないんだろうか。いろんなことも話をしたいということはあるんですよ。ですから、そんなのは、ちょっと学校を歩けば、正確にお話はできると思うんですよね。その情報は得ていると思うんです。その辺の生の実態というのは、ここまで教育委員会としてはつかんでます。問題はこういう点があります。そういう声は、それほど多くありませんけれども、そういう声もあります、というふうな話だったら、私もわかりますけれども、今のお話は全然だめですよ。

それから、各市の状況は、よくわかりません。それはわからないと思います。ただ、各学校に、要するに教育部長の方で熱意を持って調べようと思えば、近隣市の中で、ＰＴＡの実態はどうなのかということを調べれば、そんなのはすぐわかるじゃないですか。標準的な学校をとらえて。それはできるでしょう。私だってできますよ、そんなのは。それは、ＰＴＡの存在というのは非常に大事なものである、というふうに言葉でおっしゃっているけれども、実際、そうなのか、ということを、私は疑問に思いますね。ですから、もう１回答弁してください。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今、夏井議員さんの方からお話のある問題で、確かにＰＴＡの学校とのかかわり、これは学校教育を進めていく上で、非常に大切な組織であると。そういうことについては、教育委員会としてはＰＴＡとも連絡を極力とりながら、対応していきたい、こう考えております。

確かに戦前、学校後援会というような方向から、戦後のこの民主主義教育という形の中で、ＰＴＡと、本当に文字どおり、父母と教師の会という形ででき上がった組織でございますので、いろいろその中で、例えば、今お話の出ているような役員会とか運営委員会、あるいは学年会とか、学級担任との話し合いとか、学校自体、いろいろな形での対応をとっていきながら、家庭と学校との連絡をなるべくスムーズに引き上げていきたいという形で取り組んでいると思うんですが、一般的に役員会の方になりますと、これは各学校、ほとんど私が知っている限りそうなんですけれど、教頭さんが副会長の１人に入られて、あと学校側を代表する庶務あるいは会計の担当の先生、それからＰＴＡの方から同じくお母さん、あるいはお父さんの代表の方が組み合わさるような形で役員を構成している。各学校のＰＴＡには、厚生係だとか、あるいは広報係、それから研修係、いろんなそういうふうな担当部門を設けて、それなりにいろいろＰＴＡとしても、親睦あるいは研修、あるいはＰＴＡの機関誌の発行、こんなものをやっているわけで、そういう部の活動と申しますか、係の活動の中には、先生方も参加しながらやっておりますけれど、役員会とか運営委員会とかというような形になってきますと、これは一般の先生方、その代表の役員の方にお任せしている。

ですから、単位ＰＴＡと、ＰＴＡの協議会――連合体のですね、これとのかかわりは、ＰＴＡ協議会という形になりますと、ほとんど役員の方々が代表して集まって、その協議会をつくっておりますので、各学校では、私は相当、先生と父母の方、特に担任とか学年会とか、そういうものを通しながら、いわゆるＰＴＡの集まりというのは、大抵、父親参観日だとか、あるいは授業参観だとか、いろんなものを計画しながら学校がやっている。そういう際には、担任の先生や、あるいは学年の先生も、皆さん参加しながら、子供さんの学校での状況とか、そういうものについて担任として父兄の方と話し合い等に参加している。こんな状態が、これは日野市だけでなくて、他市もほぼ同じような形で展開されているんではないか。

だから、確かに中学校ぐらいになりますと、子供が、なるべく親と先生の余り密接なあれを、できれば避けたいというか、何か学校でのいたずらやなにかを、先生から親に

話されるんじゃないか。それから、親が家庭での子供の実態を生のまま先生に言われるんじゃないか、というような気持ちで、どちらかというと、子供自身が親と先生とのあんまり密接なかかわりを避けてほしいような形での、例えばＰＴＡのいろんな会合の通知やなにかあっても、持って帰らなかったり、そのような現象なども相当出ているというような話は、聞くことがあります。

それから、婦人の方の社会進出というような形を通しまして、ＰＴＡが役員の方を選出するのに、非常に骨を折っているということも、よく聞かされます。ただ、私も、ＰＴＡは大切な組織だと思いますので、ＰＴＡの研修会とか、あるいは海外への視察とか、そんなものには極力、事情の許す限り参加させていただいて、役員の方々との交流を持つように努力はしています。そんな状況なんです。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　大分私とのずれがあるわけですが、そのずれというのは、要するに学校の先生は、ＰＴＡのいろんな会合について積極的に参加をしてくれていない、という声が実際にあります。これは要するにＰＴＡじゃなくて、要するに親だけの会ではないか、というふうに言う人すらおります。これは１人、２人ではないわけであります。今の教育長のお話ですと、他市も日野市と似たり寄ったりでございます。社会教育部長のお話ですと、それほどそんな不満は聞いたことがありません、というお話ですね。

私も今、このねらいとしているのは、ＰＴＡの中でも全学年の役員会ですか、協議会というか、運営委員会とか、私が言うのは、学級のＰＴＡが一番根本になるわけですけれども、そこら辺のことと、全体の学校の運営のこと自体が物すごくずれがある。一方では、先生の方からいろんな種がぼんぼん来る。ＰＴＡとは全く連動しないで来る。ＰＴＡはＰＴＡで来る。で、校長からも来るという。場合によっては、教育委員会からストレートに来るということで、非常に父兄の側からすれば、非常にばらばらに見えるという実態があります。場合によっては、労働組合から来る。どさくさに紛れて来る。こういうふうな状況もあります。

ＰＴＡの協力の実態を見ますと、涙ぐましいぐらい私は協力していると思います。痴漢が出ると言えば、看板を掲げてこういうふうにしたり、要するに事故があれば、看板をつくってお母さん方やったり、マラソンの大会があると言えば、校内のその１周する所に立ってみたり、まさに学校の管理のＰＴＡというのは下請じゃないわけですよね。下請るのもありましたけれども、無用論もありますけれども、下請じゃないわけですよ。むしろいろんな先生の立場からすれば、父兄が集まられる機会があったならば、むしろ

積極的に、自分が役割であろうが役割でなかろうが、お母さん方、お父さん方がどういうことを実際に思っているのか、悩んでいるのか、自分の仕事とのずれはないのか、ということを真剣に考えれば、そういうふうな集まりがあれば、私は積極的に参加する姿勢があっていい。むしろ率直に申し上げて、できればそういう会合には参加をしたくないという雰囲気が、私はあると思うんです。私が話しているのは、ちょっとずれがあるかもしれませんけれども、私も実際に、その辺の聞き取り調査じゃありませんけれども、アンケート等をやって、実際どうなのかということを調査したいぐらいです。

一つお願いがあるのは、こういう声があるのは事実なんです。これは学校に対する不信にもなります。ですから、ある学校が荒れたときに、ＰＴＡの会長さんが、本当に何回も何回も通知出して、とにかく学校へ来てくれ、学校へ来てくれというふうになる。一たん事が起こって、要するに混乱状態が起きてきたときに、ＰＴＡのお母さん、お父さん方、何とかしてくれ、ということになる。ふだんのときは、なるべく参加したくないというね。これは私は非常に一方的な見方で、偏見を持って言ってる側面もあるかもしれませんけれども、そのときには率直に私もおわびをしますが、実際に自分の経験からも、実際の周辺からの事情も、そういうふうな事情が見えます。ですから、ＰＴＡの市Ｐ協を通じても結構ですから、率直なお母さん方のその辺の聞くことは、作業としてやっていただければありがたいということをお願いをして、終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の３、なぜ小学校・中学校のＰＴＡに先生は参加しないのかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時45分　休憩

午後８時14分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第109号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第110号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第111号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第112号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました３議案につきまして、それぞれ提案の理由を申し上げます。

議案第109号、本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

去る11月29日、日野市特別職報酬審議会から「日野市特別職の給与並びに報酬の額について改定することが適当である」との答申がありましたので、答申どおり報酬の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、議長が現行月額「50万円」を「55万円」に、副議長が現行月額「45万円」を「49万5,000円」に、常任委員長が現行月額「44万円」を「48万5,00円」に、議員が現行月額「43万5,000円」を「48万円」に、それぞれ改定するものであります。

議案第110号、本議案は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第109号同様、日野市特別職報酬審議会の答申どおり給料の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、市長が現行月額「82万円」を「90万円」に、助役が現行月額「69万円」を「76万円」に、収入役が現行月額「64万円」を「70万5,000円」に、それぞれ改定するものであります。

議案第111号、本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改定内容は、教育長が現行月額「64万円」を「70万5,000円」に改定するものであります。

議案第112号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について。

本議案は、日野市一般職の職員の給料表の改定、看護職に対する調整額の新設及び昇給の基準に関する特例を定めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

以上４議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、詳細につきまして御説明申し上げます。

ただいま市長から、109号、110号、111号について、まず説明がございました。内容につきましては、もう説明のとおりでございますので、省略をいたします。

ただ、付則でございますが、この３条例とも、公布の日から施行し、平成３年11月１日から適用するということでございます。理由等につきましては、机上に配付されました資料のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

次は、議案112号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書の２ページ、３ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第６条の２でございますが、給料の調整額を導入するため本文を追加するものでございます。先ほど提案理由にもございましたように、この調整額を導入する理由は、看護職の人材確保を図るという観点から、給与面で待遇改善を行うため導入するものでございます。また、この給料の調整額は、100分の25を超えない範囲内において支給するものであります。

なお、参考資料としてお手元に配付してございます給料の調整額の規則案に規定してありますように、支給対象者は、市立病院に勤務する看護職――これは助産婦、看護婦及び准看護婦でございます――に限っております。

次は、給料表の別表第１、別表第２を改めるものでございます。なお、改定率につきましては、国と同率の3.71％で改定を行うものでございます。

次に、４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。別表の第３を改定するものでございます。これにつきましては、先ほど御説明いたしました給料の調整額の導入に伴い、市立病院に勤務する看護婦、准看護婦に支給してあります技術手当6,500円を廃止するものでございます。

次に、付則でございますが、１、２は、施行期日、適用日を定めたものでございます。

まず、施行期日でございますが、この改正条例につきましては、国の給与法の改正等の措置を待って施行するため、施行期日を規則委任するものでございます。また、適用日につきましては、給与改定は平成３年４月１日、後ほど説明させていただきます昇給期間の短縮は平成３年10月１日、調整額・特殊勤務手当は平成４年４月１日とするものでございます。

６ページ、７ページをお開き願います。付則の３の最高号給等の切りかえにつきましては、参考資料にありますとおりでございます。

次に、付則の４、昇給の基準に関する特例でございます。これにつきましては、26市との比較から制度値の上で低い現況にあるポイント、これは27歳、35歳、43歳でございますが、これを引き上げるための措置として、昇給期間を短縮するものでございます。内容といたしましては、６月、６月２回を行うというものでございます。中堅職員の給与改善を図るものでございます。この対象は、平成３年10月１日現在在職している職員で、平成４年４月１日における年齢が27歳以上で、かつ在職期間が３年以上のものであります。

付則の５は、給与の内払という規定になっております。

以上雑駁な説明ではございますが、終了させていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第109号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第110号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第111号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第112号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第３－28号、法務局の大幅増員に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－28号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第３号－29号、東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情、請願第３－30号、安心して飲める水道水の水質基準に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－29号、請願第３－30号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第３－31号、都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－31号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願３－32号、日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－32号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願３－33号、山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願、請願第３－34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－33号、請願第３－34号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－35号、市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第３－35号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

12月16日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は12月20日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時36分　散会

12月20日　金曜日　（第８日）

平成３年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第34号）

12月20日　金曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
収入役	佐藤智春君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	前田雅夫君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	糸川滋君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	橋本栄萬君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男君	監査委員事務局長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	斉藤令吉君
書記	鈴木俊之君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成3年12月20日（金）
午前10時開議

（訂正）

日程第1　議案第100号　不動産の取得の訂正について
日程第2　議案第103号　日野市防災情報室建築工事請負契約の締結の訂正について
日程第3　議案第104号　日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結の訂正について

日程第4　議案第105号　日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の訂正について

（議案審査報告）

（総務委員会）

日程第5　議案第86号　日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6　議案第92号　日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7　議案第100号　不動産の取得について
日程第8　議案第103号　日野市防災情報センター建築工事請負契約の締結について
日程第9　議案第104号　日野市防災情報センター建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結について
日程第10　議案第105号　日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について
日程第11　議案第106号　（仮称）日野駅西第5自転車等駐車場新設工事請負契約の締結について
日程第12　議案第109号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議案第110号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議案第111号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議案第112号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第16　議案第93号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第3号）

（厚生委員会）

日程第17　議案第87号　日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18　議案第90号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部

を改正する条例の制定について

日程第　19　議案　第　91　号　日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　20　議案　第　94　号　平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　21　議案　第　97　号　平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）
（建設委員会）

日程第　22　議案　第　88　号　日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について

日程第　23　議案　第　89　号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　24　議案　第　95　号　平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　25　議案　第　96　号　平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第　26　議案　第　98　号　市道路線の廃止について

日程第　27　議案　第　99　号　市道路線の認定について
（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第　28　請願　第　２－32　号　無認可幼稚園あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願

日程第　29　請願　第　３－13　号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情

日程第　30　請願　第　３－28　号　法務局の大幅増員に関する請願
（文教委員会）

日程第　31　請願　第　３－２　号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願

日程第　32　請願　第　３－15　号　単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情

日程第　33　請願　第　３－32　号　日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願
（厚生委員会）

日程第　34　請願　第　３－９　号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願

日程第　35　請願　第　３－24　号　たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願

日程第　36　請願　第　３－35　号　市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情
（建設委員会）

日程第　37　請願　第　２－５　号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願

日程第　38　請願　第　２－30　号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願
（取り下げ）　（文教委員会）

日程第　39　請願　第　３－16　号　日野市立幼児教育センター存続に関する請願
（継続審査）　（総務委員会）

日程第　40　請願　第　３－11　号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第　41　請願　第　３－12　号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情
（文教委員会）

日程第　42　請願　第　３－10　号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情

日程第　43　請願　第　３－23　号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情
（厚生委員会）

日程第　44　請願　第　２－20　号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願

日程第　45　請願　第　２－24　号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願

日程第　46　請願　第　２－25　号　中ホール建設に関する請願

日程第　47　請願　第　３－８　号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願

日程第　48　請願 第 3－17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第　49　請願 第 3－26 号　看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情
日程第　50　請願 第 3－29 号　東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情
日程第　51　請願 第 3－30 号　安心して飲める水道水の水質基準に関する請願（建設委員会）
日程第　52　請願 第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
日程第　53　請願 第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願
日程第　54　請願 第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願
日程第　55　請願 第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願
日程第　56　請願 第 3－19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願
日程第　57　請願 第 3－21 号　岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願
日程第　58　請願 第 3－22 号　公園設置に関する請願
日程第　59　請願 第 3－31 号　都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願
日程第　60　請願 第 3－33 号　山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願
日程第　61　請願 第 3－34 号　団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願

（中間報告）

日程第　62　特別委員会中間報告の件

（継続審査議決）

日程第　63　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　64　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　65　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　66　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　67　請願 第 3－36 号　日野市民葬斎場建設促進に関する請願

（議案上程）

日程第　68　議 案 第 113 号　平成３年度日野市一般会計補正予算（第４号）
日程第　69　議 案 第 114 号　平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　70　議 案 第 115 号　平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
日程第　71　議 案 第 116 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第　72　議員提出議案 第25号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　73　議員提出議案 第26号　日野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第　74　議員提出議案 第28号　暴力団排除宣言に関する決議
日程第　75　議員提出議案 第29号　法務局の大幅増員に関する意見書
日程第　76　議員提出議案 第30号　市街化区域内における市民農園の整備に関する意見書
日程第　77　議員提出議案 第27号　国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法案反対の意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第77まで

午後２時４分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第１、議案第100号、不動産の取得の訂正、日程第２、議案第103号、日野市防災情報室建築工事請負契約の締結の訂正、日程第３、議案第104号、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結の訂正、日程第４、議案第105号、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の訂正の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第100号、103号、104号、105号は、それぞれ関連する議案であります。その件名の日野市防災情報室を、日野市防災情報センターの用語に改定いたします。よろしく御了承の上、御理解をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本４件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日程第１、議案第100号、不動産の取得の訂正、日程第２、議案第103号、日野市防災情報室建築工事請負契約の締結の訂正、日程第３、議案第104号、日野市防災情報室建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結の訂正、日程第４、議案第105号、日野市防災情報室建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の訂正の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、総務委員会の経過と結果につきまして、その

主なるものを御報告申し上げます。

議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、法の改正によりまして条例を訂正するものでございます。１万円を２万円にということでございます。詳細につきましては、新旧対照表どおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これは、やはり自治法の改正によりまして、監査委員に対する条例の一部を改正するものでございまして、新旧対照表によりますと、監査が従来は定期監査ということでございましたけれども、事務監査及び定期監査ということになりまして、説明によりますと、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の監査ということでございます。

第３条におきましては、第199条の３項が、今度は199条の２項及び４項に分かれるということでございます。これは事務量の増大等に伴う結果、このようになったということでございまして、監査を行う場合には、その都度、期日を指定して監査の対象となる機関に通知しなければならない。さらに、今度は、第三セクター等公共団体の長が要求する場合、すなわち補助金とか交付金、負担金、貸付金、それに損失補償、利子補給、その他財政援助を与えている出納事務の地方公共団体による施設の委任委託を受けているもの、日野市にもあるわけでございます。これらのものも監査の対象になり、これも監査の請求を受理し、これを要求を受けて監査を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査の対象となる機関に通知しなければならない、というようなことでございます。

以上２議案とも、質問等はございましたけれども、省略をさせていただきまして、全会一致これを原案どおり決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第86号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第92号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、不動産の取得の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　議案100号、不動産の取得についてでございます。

これは、日野市防災情報センター付属施設でございます。所在地は、日野市神明一丁目11番地の20でございます。建物の構造は、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建でございます。棟数は一つで、床面積、取得価格、相手等は、議案書にあるとおりでございます。

質問等はありました。先ほど訂正された件につきましても、総務部長から、情報室を情報センターに改めたいというような発言もございました。

さらには、予算の審議の過程において、その件は、情報室をセンターというようなことはどうしてか、というようなことです。さらには、内部協議をとってセンターにしたのかどうかというようなこともありました。

そこで、やはり一部の委員から、市長が本会議におきましてもそのような発言をしたので、やはりその訂正はした方がいいんじゃないか、というふうな質問も出ました。

また、一体、情報センターというのはどのような施設か、というようなことも出たわけでございます。

それに対して答弁は、地方自治法244条、公の施設、市民に事務窓口等として開放するものは行政施設であり条例がある、公開はしないが拒否はできない、または、庁舎の分室的な扱いになるんだ、というようなこともございました。

意見等もございましたけれども、全会一致これを原案どおり認めるということで可決をいたしましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第100号、不動産の取得の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第103号、日野市防災情報センター建築工事請負契約の締結、議案第104号、日野市防災情報センター建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結、議案第105号、日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、これも同じく総務委員会でございまして、その経過と結果につきまして、簡単に報告をさせていただきます。

まず、議案103号でございます。日野市防災情報センター建築工事請負契約締結の件でございます。これは、日野市防災情報センター建築工事に関する請負契約を締結したということを議会に議決を求めるものでございます。

工事名は、日野市防災情報センター建築工事でございます。契約金額は、４億2,127万円。これには消費税も含まれております。契約の方法は、指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成４年12月15日まで。契約の相手方は、長野県長野市大字南長野県町524番地、北野建設株式会社、代表取締役、北野次登でございます。

入札に関しましては、日野市防災情報センター建築工事、お手元に配付してあるとおりでございまして、北野建設株式会社が落札をしたということでございます。

工事の内容につきましては、件名は、日野市防災情報センター建築工事でございまして、場所は、先ほど申したところと同じでございます。

工事の内容については、鉄筋コンクリート造でございます。面積は、敷地面積が1,388.94平米。建築面積が450.11平米でございます。床面積が、984.72。地下が１階、上が１、２階でございます。

次は、議案第104号、日野市防災情報センター建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結についてでございます。これは、日野市防災情報センター建築工事に伴う電気設備工事に関し、次のように工事請負契約を締結するもので、議会の議決を求めるというものでございまして、契約金額は１億3,905万円、これは消費税を含むものでございます。

契約方法は、指名競争入札。工期は、平成４年12月15日までで、契約の相手方は、東京都日野市旭が丘三丁目２番地の５、濱坂電気株式会社、代表取締役、門下萬壽雄でございます。競争入札の結果、この濱坂電気が１億3,500万円で落札をいたしました。工事概要につきましては、工事場所は、日野市神明一丁目の11番地の16ということでございます。工事内容につきましては、受変電設備、幹線、動力設備等でございます。内容については、工事概要はお手元に配付してある議案書のとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

次が、議案第105号、日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結についてでございます。

これは、日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事に関する工事請負契約の締結でございます。

工事名は、日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事でございます。契約金額は、１億4,008万円。これも消費税を含むわけでございます。契約の方法は、指名競争入札。工期は、契約の翌日から平成４年12月15日まででございます。契約の相手方は、東京都中央区日本橋三丁目12番２号、富士電機総設株式会社、代表取締役、紺野　昇でございます。落札金額は、１億3,600万でございます。工事の概要につきましては、件名は、日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事でございます。工事の場所は、先ほど申しました場所でございます。

工事の内容につきましては、給排水衛生設備、それから空気調和設備でございます。これにつきましては、説明がございました後、格づけの問題、それから地元業者のＪＶの問題、タワーの部分はどの部分か、というような質問がなされました。

おのおの答弁がなされたわけでございます。その答弁を一部拾ってみますと、指名参加願いを提出されると格づけがわかる。客観的と主観的両方において行う具体的内容については公表していない。

さらには、答弁、答えとして、本来、事業費、これは工事費が大きくなる。１社のみでは大きくなり過ぎるので、ＪＶの中に地元業者を措置している。手続上、立場として、地元業者育成にいつも心がけている、等級、内示等は公表する範囲内ではない、公表はまことに困難である、というような答弁がなされました。

３点目のタワーの部分ですけれども、本議案には含まれていない。将来的にも公表どのぐらいかということでございますけれども、３カ年計画である。今のところは明確に

は申せないということでございます。

以上、３議案でございますけれども、慎重に審議をいたしました。全会一致これを原案のとおり決することに決めましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第103号、日野市防災情報センター建築工事請負契約の締結、議案第104号、日野市防災情報センター建築工事に伴う電気設備工事請負契約の締結、議案第105号、日野市防災情報センター建築工事に伴う給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、御報告申し上げます。

議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結についてでございます。

（仮称）、日野駅西第５自転車等駐車場新設工事に関し、次のように工事請負契約を締結するというものでございます。

工事名は、仮称、日野駅西第５自転車等駐車場新設工事でございます。契約金額は、１億197万円でございます。消費税を含みます。契約の方法は、指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成４年７月31日まで。契約の相手方は、東京都日野市栄町一丁目21番地の14、株式会社、加藤鉄建、代表取締役、加藤善己でございます。

競争入札の結果、落札価格は、これは２回目で落札がなされております。9,900万円でございます。

工事の概要につきまして申し上げます。件名、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場

新設工事でございます。工事場所は、日野市大坂上一丁目９番地。工事内容は、屋内駐車場。これは鉄骨造。地上２階建。755台を収容するものでございます。１階が管理室、自転車置場、スロープ階段。２階が、自転車置き場、スロープ階段。屋上が、やはり自転車置き場、スロープ階段ということになっております。屋外駐車場はコンクリート舗装でございまして、115台でございます。付帯設備は、電気設備一式等、給排水設備一式でございます。敷地面積は、543.54平米でございます。屋内駐車場、これは建築面積が321.50平米でございます。延床面積が683.13平米でございます。１階、２階、屋上階と、それから屋外駐車場ということになっております。

質問につきましては、自転車等駐車場となっているが、「等」は何を意味するか、というようなことと、それからバイク、自転車等で混雑する。危険であるが、歩道をつける考えはないか。また、検討したか、というような質問が出されたわけでございます。

第１問につきましては、原動機つき自転車も含まれることがあるが、条例と一致させるため、ということでございました。

２問目につきましては、平成４年度事業でオープン前に必ず整備をする。西側に1.5メートルの歩道が今あるわけでございます。ＪＲ側を高くするということです。

あと一つ質問があったんですけれど、これは南口改札口を設けることができないか、ということでありますけれども、ＪＲに要望はなされている。しているけれども、なかなからちが明かない、というような答弁等があったわけでございます。意見もございました。

しかし、全会一致原案どおりこれを決することにいたしましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第106号、（仮称）日野駅西第５自転車等駐車場新設工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第109号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第110号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定、議案第111号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、議案第109号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、条例と新旧対照表につきまして説明がなされました。

次に、議案第110号でございます。市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

日野市長等の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、これも条例につきましては、新旧対照表どおりということでございました。

次に、議案第111号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

日野市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、やはりこの条例も説明が行われ、新旧対照表どおりということで、説明がなされました。

慎重に審議をいたしましたが、質問は何点かございましたけれども、省略をさせていただきます。

全会一致、この３議案とも原案どおりこれを決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第109号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第110号、日

野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第111号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第112号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　議案第112号でございます。日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、部長より非常によく説明がなされたわけでございます。これはお手元に配付してある日野市給与改定の概要等を見ていただければよくわかりますけれども、給与の改定について、そのうち給料表の１、給料表の２、適用者とも国並み、並びに改定率は3.71、これは人事院勧告によるということでございます。

給料では、20歳代を中心に若年及び中年へ重点配分を行ったということでございます。

それから３の、給料の調整額の導入、これらにつきましても、市立病院に勤務する看護職、助産婦、看護婦、准看の人材確保を図るという観点から、給与面での改善を行ったということでございます。調整額、給料月額の100分の25の範囲内。

さらには４が、これは特勤手当の改正でございます。これは技術手当、月6,500円を廃止するというものであり、５は昇給期間の短縮でございます。昇給期間の短縮、これは６カ月短縮を２回行うということで、中堅職員の給与の改善を図るというものでございます。

給与改定は、平成３年４月１日。昇給期間の短縮は、平成４年10月１日。調整額、それから特勤手当、これは平成４年４月１日というような説明がなされたわけでございます。

非常に多くの質問等がございました。その質問等の中におきまして、質問を終わりましたときに、いろいろとこれに対しまして「何とかしなければならない」というような声があったわけでございますので、初日は質問までで、意見じみたものでございましたので、後日、恐らく修正案が出されるというような雰囲気もありました。

それでまた、今朝、総務委員会を開きましていたしましたところ、修正案が提出されたわけでございます。修正案は、お手元に配付してある修正案のとおりでございますの

で、よろしくお願いしたい、こういうわけでございます。

そこで、内容につきまして、提案理由の説明がございました、提案者から。これを見ますと、規則で定めようとした適用者の範囲も条例の中に入れたということと、あと一つは、調整率についても条例、これは別表に組み入れた。その他、条例、別表は、皆様のお手元に配付してあるとおりでございますので、よろしくお願いします。

また、付則の中で、平成5年3月31日限りの時限としてあります。その間、市と組合で十分協議をして新しい給料表をつくっていただきたい、ということを要望するというような提案理由もございました。

そこで、修正案に対しまして採決をいたしました結果、これ、修正案に対して挙手採決を行ったわけでございます。挙手採決の結果、賛成多数で修正案どおりこれを決した次第でございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　修正について、特に異議あるものではないんですが、手続上のことでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

前回、全協の中で、総務部長の方の説明の中に、技術手当を廃止するという提案と同時に、答弁の中で、その金額6,500円を本給の方に組み入れて、さらにそれに計数を掛けていく、こういう説明があったものですから、それはおかしいんではないかというふうに僕は言ったつもりなんですが、その件についての質疑は、委員会の中でどんなふうにされたのでしょう。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　その件につきましては、なされました。しかし、詳細については担当部長がよく御存じだと思いますので、担当部長に説明をしていただきたい。これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ひとつ、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

給与改定でございますが、人勧の3.71で、いわゆる給与改正をするということでございまして、この新給与に調整額、要するに調整額の調整率を掛けるということでございます。

この調整額といいますのは、先般もお話し申し上げましたとおり、第2本俸に類するものだということでございます。その上で、今まで出しておりました看護婦等の技術手当を廃止をするというものでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そうしますと、全協で説明した内容と全く違うと思うんですが、その辺は、もしそういうことがあれば訂正をしていただきたいと思うんです。全協で、たしかそれを基本に入れて率を掛けるという説明だったと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　私は、今申し上げましたように、全協等でも説明をしたというふうに記憶しております。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それならそれでいいんですけれども、それに対して私があれだけ意見を言っているわけですよ。それをどういうふうに聞いていたんですか。

私は、廃止するといっていながら、たしか技術手当という名目がなくなって、その金額6,500円もなくなると思ったんです。それで、今回の計数を掛けるんだろうと。これは当然だなと思っていましたら、その6,500円を本給に入れるというから、おかしいと、あれだけ言ったわけです。こんなばかな手続ないだろうということで言ったわけですから、当然そのときに反論していいはずでしょう。ですから、あのときはその6,500円を含むということで説明しているはずなんですよ。もし、その辺が食い違うんでしたら、市長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　確かに全協で、今、御指摘いただいたような御質問があったのは承知しておりますが、これは私どもの方の説明にちょっと不十分な点があったかもしれませんが、当初から、本俸に対して一定の率で調整額を計算するということで、その本俸の中に、現在ございます技術手当の6,500円を加えて、ということではございません。

ただ、廃止をしますので、それが調整額によって置きかえられるという意味で、その分は取り込んであるというような説明が、あるいは我々の方で、事務当局の方でやったかもしれませんが、実態としては技術手当は廃止をして、それで調整手当にするということでございますので、あるいは私どもの説明が不十分な点があったんではないかというふうに思いますが、これは先ほど総務部長が答えたように、当初からそういう形で私どもの方では御説明を申し上げたつもりでございますけれども、確かに今、内田議員から御指摘がございましたように、若干、御理解をいただけなかったという意味で、我々

の説明が若干、不十分であったんではないか、ということを反省しております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　説明は、不十分ではないです。十分説明されているんです。理解をしたんですよ、説明の内容は。だから、おかしいと言ったんです。私は聞き違えたんでも何でもないんですよ。入れると言ったから入れているんですよ。でなきゃ、あんなとこで言わないです。そんな6,500円を含むのはおかしいと僕は言っているわけですから、そのときに「いや、これは含みません」と言ってくれれば、その場で納得できたんですよ。

それ、覚えていませんか。私はたしかそういうふうに言ったはずなんですよ。だからそこで訂正してもらえばいいんですよ。そう言った覚えない、私の聞き違いだとか、あるいは説明が不十分だったんでこちらに正しく伝わらなかったと、あくまで言い張るんでしたら、僕はいつまででも聞きますよ。私だってそのように聞いて意見を言っているわけですから。今のような説明がされればですよ、全協の中で。そうすれば僕も納得できたんです。全然問題ないんですから。当然そういう説明がされると思ったら「含む」と言うから、僕は言ったわけですからね。そのときにそういう答弁をしないで、今になってそう言うというのは、ごまかしじゃないですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　誤解を招いたのは大変申しわけないと思っていますが、先ほど総務部長が説明したように、技術手当の方は廃止をして、調整額に置きかえるということで、その調整額の中に……。いや、調整額計算の基礎となります本俸の中に管理職、技術手当の6,500円を加えた上で調整額を計算するということではございません。いや、あくまで現在の本俸3.71％の増額で行います給与に調整額を乗せるということでございまして、調整額を乗せたので、看護婦の手当は廃止をする、こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　実は、僕は6,500円を入れるとか、入れないとかという問題を直接言っているんじゃないんです。例えば、今回のように修正する場合に、技術手当を一方で廃止する。その廃止したままで計数を掛けたときに、現行の6,500円より下回っちゃう人がいるといけないということで、6,500円を入れたんだなというふうに理解したんです。その場合には、入れるんなら入れるという文面が必要だろうという疑問を持っていたんです。そうすれば、でき上がりがあるべき姿に行きますから、それはそれでいいと思ったんです。

それで、きょう、この本会議場で質問しようと思って、その前に総務委員会で尋ねましたところ、その議論がはっきりしていないということで、直接、総務部長の方に聞きましたところ、今度その6,500円を入れないんだという話だったもんですから、全協と違うぞ、ということを言っているんです。ですから、今どうなっているとかという話ではなくて、全協では入れると言ったことについては、言ったものについては訂正してもらわないと困るんです。恐らくほかの議員の方も6,500円を含めたものに計数を掛けるというふうに理解した議員の方が多いと思いますよ。今さら、言わないといったら話がおかしくなるでしょう。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　それじゃ、内容としましては、6,500円を廃止をしましたのは、確かに調整額を新たに設けました。（「廃止したんじゃないんだよ。含んだから廃止したんじゃないか」と呼ぶ者あり）ですから、その調整額に置きかえられたということでございます。（「含んでいるんじゃないか」と呼ぶ者あり）そういう形に訂正をさせていただきます。（「もう一回言ってくださいよ。前の方とやりとりしているんじゃ、わからない」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　看護婦等の看護職員に対して、今度新たに調整額という制度を設けたいということで、調整額については18％を最高に、逓減の方式によりまして１％までということで、それぞれ充当するという御提案をしたわけでございますが、それは現在の給与表１のそれぞれの号級に対して、それぞれの率を掛けたものを調整額とするということでございます。

調整額を新たに設けましたので、看護婦の今まで支給をしておりました特勤手当6,500円については、これをその中に含んだということで廃止をさせていただく、ということでございます。

以上に訂正させていただきます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　まだ、すっきりしないんですが、僕も、でき上がりはそういうことだと思うんです。

まず、例えばもっとわかりやすいように話しすれば、例えば10万円もらっている人が、10万円の本給をいただいていて、さらに技術手当6,500円もらっていた人が、どうなる

かというときに、今回は技術手当を廃止しますといって6,500円を切りますね。全協の説明では、この10万に6,500円を加えて、それに今回の率を掛けるという説明だったんです。だから僕は、それはおかしいんじゃないか、と言ったんです。

今の話ですと、10万円に技術手当6,500円の方が、6,500円を切ります。それで10万円に計数を掛ける。すると、でき上がりの中に今までの技術手当6,500円分も含まれた形に置きかわるんでしょう、という話でしょう。今しようとしていることは、十分理解しているんです。ただ、この間の説明と、きょうの説明と違うから、そこは訂正してくださいというんです。でき上がりを幾ら説明したって、解決できませんよ、これは。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいま内田議員さんの方から御指摘いただきましたとおり、技術手当の6,500円を含んで、それに調整率を掛けるというふうに、全協の場で述べられてございますが、それは訂正させていただきます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今の6,500円とも関連をするんですが、具体的にこの１％から18％までの計数を掛けるんですが、中には１％、２％の人が、6,500円に満たないようなケースも出てくると思うんですが、その辺はどんな論議をされたのか、もしよかったら総務部長に答えていただいても結構です。

もう１点。多分これも論議あったのかなと思いますが、看護婦と准看護婦の処遇の差の問題なんですが、特段触れられておりませんけれども、期待としては、こういう制度を新しく導入するときこそ、それを加えていくべきではないのかなというあれもあったんですが、今回はそういう時間もないということで、修正案について何ら問題はないんですが、そのことについてはどんな論議をされたのか。あるいは、総務部局としてどういうふうにとらえておられるのか。

それから、それに関連をしまして、今回、この18％までの計数をもって見直しをしたときに、東京都のレベルのどの辺にいくのか。そして、かつ東京都の方では看護婦と准看護婦はどの程度の処遇差があるのか。もしわかれば、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

いずれも総務部長に答えていただいても結構です。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　１％から18％、このパーセントの関係につきましては、

具体的には審議をしませんでした。

それから、正看と准看との差につきましては、先ほども申し上げましたように、市と組合で十分協議をし、新しい給与表の作成ということで、この修正案がつくられたということでございますので、そのあたりは総務委員会におきましては話し合いが行われた、こういうことでございます。

ただし、今申しましたように、１％から18％という件につきましては、ありませんでした。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず１点目の、いわゆる中年以上、制度値で申し上げますと、先般お配りいたしました平成３年度給与改定概要の11ページでございます。ここに、制度値で記してございます。特に太い実線で記したところが制度値と呼んでいるところでございます。

失礼しました。ちょっと勘違いしました。まず１番目の問題は、要するに上位の職員が調整額、率にいたしまして１％ということになりますと、現在、支給されております技術手当6,500円を下回るのではないか、それについてでございますが、これは確かに6,500円より、この新給与でいきますと、例えば制度値、50歳でいきますと、新給料が40万7,600円でございます。従前でございますと、これに技術手当の6,500円が加わるわけでございますが、この改正によりますと１％になりますので、41万1,700円ということで、実質、本俸的には減になるということでございます。

これは、いろいろ内部等を検討した結果、この表上では下がりますけれども、この調整額といいますのが、期末勤勉手当等にはね返りをするわけでございますので、年間の所得に換算をいたしますと減にならない、ということが１点でございます。

それから、２点目は、労使の合意の結果である、ということでございます。

それから東京都の看護婦の水準にどの程度、現在の提案の調整額で到達しているか、ということでございますが、まず22歳で言いますと78％、27歳の制度値で68％、35歳で51％、43歳で30.7％、そんな数字になるわけでございます。今後、残るものにつきましては、若干この数字は、東京都の数字が動くわけでございますから、残る数字の割合、金額も若干は変わってきますけれども、この残る、上に到達部分については今後の課題だ、ということになるわけでございます。

それら最後のいわゆる病院の助産婦、看護婦、准看護婦の職務と給与の関係でございます。これは、兼ねてから御指摘を受けておりますように、病院の給与表が現在、一般

行政職を一部適用し、さらに医師の医療職があるだけでございます。今、２表でやっている。これを、助産婦、看護婦、准看護婦、その他技術関係の職員を含めて、ひとつ表をつくりたいというふうに考えておりまして、今後、この表の中で、これらの職務に見合った格づけ等をしていきたい。今後、そういう考え方を持っているということでございます。

現在の、今回提案いたしました内容につきましては、当面の措置ということで、そこまでの配慮はまだされてはおりません。ただ、一部、助産婦でございますけれども、助産婦の手当がございますので、これは助産婦には現在残してある、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　まず、１点目の方なんですが、通常、処遇制度を改定をしていく場合に、もし計数を掛けて部分的に下回るようなところがあったときは、その追い着くまでといいましょうか、それまで補てんをするというのは常識的な補正の仕方だろうというふうに思うんです。私の過去の経験からいくと、必ずそういう場面が出てきたときには、そこで、例えば１％を掛けて4,500円までしかいかなかった、2,000円足りないという場合には、その人が6,500円以上になるまでは、その分をカバーしていくというのが本来の補正の仕方であるべきと思うんですが、これは労使といいましょうか、そういう関係の中で決めていることだから、そのルールに沿ってということであれば、やむを得ない部分があるかもしれませんが、本来、やっぱりそういう形が論議されなかったのか。確かに勤勉手当でカバーできるといえば、そのとおりなんでしょうけれども、基本はやっぱり通常の給与は給与、そのほかにまた勤勉手当がはね返るということで、別に考えるべきではないかと思うんですが、その辺、どんな経緯だったのか。

あと、東京都においての看護婦と准看護婦の現状の処遇差というんですか、先ほどの説明は、そこ、ありましたかね。そこを聞きたかったんです。今回の率あるいは見直しの問題はよしとしまして、東京都における看護婦と准看護婦の処遇差が、割合でもいいです、金額でもいいんですが、もしわかれば、その部分をお聞きしたいということです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　ちょっと、そこまでの資料は持ち合わせておりませんけれども、東京都の給与表が助産婦でありますとか、あるいは看護婦、准看護婦については、まず格づけの段階で違う。それから、あとその同じ表でありましても、等級を違えて、例えば助産婦と看護婦であれば、助産婦の方を上位の等級に格づけする。そういうような措置をとっているというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは、若干、意見的なものになっちゃうかもしれませんが、先ほどの6,500円のような扱いにしろ、それから今の差について、もし何らかの資料的なものがあれば、後ほどでも結構ですが、いただければというふうに思います。

以上で、この件については質問を終わります。

関連しまして、この議案とは直接関係ないんですが、総務部所管事項ということで、議事進行で続けて質問させていただいてよろしいですか。

○議長（小山良悟君）　関連ですか。（「はい。総務部所管事項ということで、よろしいですか」と呼ぶ者あり）沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　実は、この議会が、今週なんですが、今週の17日にバス路線の廃止の問題が、突如出てまいりました。日野台の新しい路線が築かれて、大分喜ばれている矢先で、急遽、12月17日だったと思いますが、路線は日野駅から豊田駅の路線で、生活・保健センター、それから日野の市役所を経由して豊田に行くという、こういう路線でございます。

これは17日に京王帝都から乗っている方に通知があって、21日で廃止になりますよ、こういうことだったらしいんですが、この件について、市の方ではどんなふうな情報を受けていたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　その件につきましては、総務委員会の一番後のときに話が出ました。それで、その詳細につきましては、関係部長からその内容については答弁をしていただければ一番よろしいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それではお答えいたします。

今、日野駅から市役所経由の豊田の路線の問題でございます。これは59年４月から市が３カ年間という約束の中で、補助金を年間1,900万ということで開設した運行経路でございます。３年間、やや終わり近くになって、61年の３月でございます。京王との一定の協議をしているわけでございます。その時点では、市内連絡バス、現行走らせている８便でございます。当初は４便ということでオープンしたわけでございますが、この路線がある程度重複してくる部分がある、というようなことの経過があるわけでござい

ます。よって、京王からも話を受け、連絡バスの一層の充実ということを含んで交渉をやってきまして、８便になった経過がございます。

ただ、私の方としても、先般の総務委員会の一番最後に議員さんから質問がありました。この廃止につきましては、京王側から今月の16日の夕方、電話で通告を受けました。よって、確かに過去の経過はございますが、16日に電話連絡をもらって21日の廃止だということについては、大変、不満を感じたわけでございます。よって、即刻、私が担当部長の方に電話をして、市民にも徹底していない状況の中では困る、という申し入れはいたしました。

あわせまして、きのう、京王側に部長に面会を求めたわけでございますが、部長不在のため、課長に抗議を申し入れました。口頭ではございますが、大変市民に利用者が少ないとはいえ、利用している人がいるんだということで、やはり市の広報で一定の期間を置いてＰＲすべきだ、というような申し入れをしたところでございます。

あわせまして、新しい、今議会にもバス路線のいろいろ問題は提言をいただいております。特に市内連絡バスにつきまして、早急になお一層の充実を図ってくれというようなことをあわせまして、路線の開発、また充実について、きのう申し入れたところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　そうしますと、廃止ということで、もう21日ということは、あしたなわけです。この路線については、いろいろ今後、いろんな面で努力をすると言いながら、これはこれで廃止ということでございますか。その辺をもう一回確認させてください。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　きのうの課長との連絡の中では、既に市の方に16日、電話で連絡があった時点で、運輸省の廃止の許可を既にとってあるということは、きのう聞きました。よって、21日には廃止はどうしてもさせてもらいたいというのが、京王の態度でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　余りにも問答無用的な対応で、あきれるわけなんですけれども、先ほどの企画財政部長の報告にもありましたように、かなり前からいろいろいわくつきの路線であったことは認めるところなんですけれども、そういう話し合いの中で、もし

どうしても廃止をする場合には、広報なり何なりでお知らせをする必要もあるので、最低でも何カ月前だとか、何かそういうような話し合いの経過とか、なかったんでしょうかね。

例えば、路線も確かに見ますと、ミニバスとかなりの部分が重複するとか、そういうことも十分わかるんですけれども、ただ、それはそれなりにやっぱりステップがあると思うんですが、具体的に、今回、最終通告は16日であったということは理解しましたけれども、その時点で、この路線が危ないというようなときに、何か手は打たれていたんですか。もう一回、確認したいんです。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変、新路線の開発している中で、少ないバス路線の廃止でございます。この廃止の話が今年２月に市の方にありました。その時点では、やはり現行では新しい新路線も開発されていないということで、困るということで、ことしの３月13日付、市長名をもって京王の社長に、ぜひ廃止の延期をという文書を要請した経緯がございます。よって、本日まで来たわけでございますが、その後、８月の時点で、一部、日曜、祭日部分の廃止の経過があるわけでございます。今、平日だけの５便運行というような実態の中で、その時点で、全面廃止は困るということはもちろんですが、廃止に当たっては、当分、当然、先ほど申し上げましたとおりＰＲあるいは市民に徹底する周知期間、この約束は私どもは京王としていたわけでございます。よって16日と、余りにも急でございますので、きのう、私の方も京王に今までの約束を踏まえて、十分対応してもらわなきゃ困るという要請をしたという経過でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　過去にもいろいろ話し合いをされてきたとは言いながらも、現実には非常に残念な結果になりつつあるんですけれども、やはり京王帝都も、これはボランティアでやっているわけじゃないですから、明らかに採算のとれない路線だというふうになれば、いろいろ対策をしてくるのも、ある意味ではやむを得ないことですし、また、そういうことになれば、市としても真剣にそれを受けとめて、ではそれにかわる路線の準備だとか、いろいろ対応の仕方があるというふうに思うんです。それが結果的には何もなされず、わずか５日前で宣告されて、そのまま廃止になるというのは、やはり公共的立場にいるバス会社、それから市民のいろんな意味での便宜を図る行政側としては、極めて片手落ちといいますか、問題を残しているんではないかと思うんですが、市長いかがでしょうか、その辺は。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　公的サービスを担当いたします行政、あるいは私企業として行っている、我々としては公的サービスとみなしておるわけですけれど、そのあたりに意識の差があるような感じがいたします。

今後、こういうことが起こらないように、つまり市民に対する誠意ということで、物事はそれなりのまた取り組みをなされるべきであろう、このこともこれからの交渉の中で、はっきりと申していきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　ただいまの修正案に賛成の立場で、一言意見を申し上げておきたいと思います。

時代の流れとは言いましても、通し号俸制に賛成をした一員として、大変今、複雑な気持ちでいるわけであります。私ども会派を含め、今回、この修正案に賛成をする方たちは、今までも職員のこの給与に対しては特段の配慮をしてきた。このように私も希望し、また確信をいたしておるところでありますが、今回の議案に対しましては、どうしても疑問の残るところであります。御案内のように、国や都は、自分たちできちんとした給料表を持ち、そしてなおかつ調整額を導入をしている。算入をしておる。

例えば、病院を持っている自治体の町田市では、三つの表に分かれております。一つは、医師及び歯科医師に適用する。二つ目は、薬剤師や栄養士、臨床検査技師に適用する。もう一つは、助産婦、看護婦、准看護婦に適用、このようなきちんとした医療職給料表というものを持っていたからの、いわゆる導入。

また、病院を持たない自治体でも、三鷹市の例は、条例できちんと定めてございます。ちょっと御紹介をいたしますと、職務の性質により、正規の勤務時間が他の職員と比べて特別に長く定められている職員に対しては、そのものについて定められている給料月額の100分の10に相当する額以内の額を給料の調整額として支給することができる。そして、これを受けて、給与の調整額の支給を受けるものの範囲及び支給額は、別表第１に定める。別表できちんと定められている。そのところには、市長部局として、環境部衛生課処理場管理係の職員、あるいは建設部下水道課処理場係の職員に対しては100分の10、清掃係の土木職員あるいは建設部土木課工事係の職員に対しては100分の５、また、教育委員会の一般用務及び自動車運転に従事する職員に対しては100分の５、このようにきちんと条例で定めているところであります。

今回の修正案、給与に時限を加えるというやり方は、まさに当を得た方法ではないかもしれませんけれども、しかし、今回のこの処置は、将来の職務給導入に当たってのワンステップだと確信をしていますし、このことは日野市民も十分に納得をしていただけるものと思っているところであります。

私ども日野市の病院の准看護婦、あるいは看護婦、助産婦、常に論議のあるところでありますが、准看護婦というのは、中学校を卒業後２年間養成所に入り、そして都道府県の免許でどなたでもなれる。あるいは看護婦は、高校卒業後３年間、看護学校で勉強されて、そして国家試験に合格をした後に21歳で就職をされる。一方、助産婦は、この看護学校で勉強後、さらにまたもう１年間、助産婦養成所に学んで、そして試験を受けられる。このように、歴然とした差があるわけであります。これを一つにまとめて、同じ給料にすることが、そもそも土台無理な話で、全く理屈に合わないところであります。仕事の内容、実務的にも同じだということは全くありませんし、責任の度合いも当然違ってくるのが、これは当たり前なことであります。これを市側の説明では、看護婦と准看護婦はいわゆる同じような仕事をしている、というような説明をしておりますけれども、これは、正看が、では准看に近い仕事をしているのか、あるいは准看が正看に近い仕事をしているのか、全く混同していることと言わざるを得ないわけであります。

私どもは、この看護婦のことにつきましては、特別定数外条例を設けて、何とか看護婦さんもたくさん入れてほしいということで、常々議会でも苦慮しているところでありますが、ちょっと蛇足になると思いますけれども、この給料面だけではなくて、私は受け入れの環境面でも、この際、ひとつ病院側にも多く望んでおきたいと思います。６畳１間の、バス・トイもない、大変何か屋根裏を継ぎ足したような、こういう部屋の中で、若い看護婦が、ここでもって果たして日野市に来るかどうか、その点をよく考えていただきたい。こういう環境面も整備しなければ、看護婦の確保というのは非常に難しいんではなかろうかということを、この際、一言申しておきたいと思います。

さらには、市側の平成３年度の制度値の調べでは、27歳の給与が、三多摩、これは26市のときでございますが、26市の中で26番目である。あるいは、35歳では24番目という、こういう給与体系になった、いわゆる理由が、私はこれまでいろいろあると思います。こういったことも早急に改善をしていかなければならないことだろうと思います。

というようなことで、この修正案に賛成をいたします。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御意見はありませんか。下村　功君。

○8番（下村　功君）　私も総務委員で、この議案について、いろいろ検討に携わったわけですが、この修正案が本日出されまして、趣旨的には非常に理解できる面は私自身は持っているわけですけれども、労使合意をやはり尊重するという建前から、なかなか修正案に乗りづらいという意見を、まず表明をしておきたいと思います。

もう１点、今、黒川議員の方からも出されましたけれども、問題は病院の、特に市立病院の看護婦と准看の問題だと思われるわけですけれども、まず、准看と看護婦の差がある。明らかに資格的な差はあるわけですが、そうした差があるというのであれば、日野市立病院として、今、准看で仕事をされている方が、これは私の聞いたところですけれども、ほとんど看護婦と同じ職務内容を持ってやっているという実態があるようです。

そういう中で、もし将来的に職務給なり、また給与表を別に定めるという必然があるのであれば、市側としては、現在、日野市立病院の中で働いている准看護婦が、正看護婦の資格を取れるような処遇といったものをやはり考えていかなければならないんではないか、と思っております。現実問題として、今の准看が看護婦の資格を取るたるには、仕事を辞めて３年間、看護学校に通わなければならないという現実があるわけです。

しかし、市立病院で働いている准看の方々の中には、自分の収入で家計を支えている方がおられるわけですから、そういった人が、将来、給与制度上、そういう差ができてくる、そういう方向に向かっているんだとするんであれば、やはり正看の道をたどれる看護学校に通えるような、仕事をしながら看護学校に通えるような制度を、日野市としても、ぜひ模索していただきたい。そういうことを強く要望しておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は、全協でかなり意見を申し上げましたので、ここでは遠慮をしておりましたが、今、大体、意を尽くした修正案に賛成の公明党の黒川議員の方から意見がありましたので、多くを申し上げることはありません。

ただ、思い返してみますと、昭和48年、森田市長が革新市長として初めてこの日野市政の責任者に就任をしたその年に、この悪名高き通し号俸制がつくられたわけであります。当時、議会では、当時の会議録を見てみますと、全会一致でこれを可決いたしております。住民の代表として行政をチェックをする、監視をしなければならない議会として、十分にその責任を果たしていたのかという、今日からの反省もあろうかと思います。

ただ、今回は、総務委員のメンバーの皆さんの御苦労で、議会がきちんと一定の歯どめをかける。つまり、市民の代表である我々議会が給料の支払いの方法や額については、我々の目が行き届く方法で、この調整額の問題に一定の結論を出した。このことは高く

評価をしたいと思います。初めて給料表から外れて、条例から外れて、市長のさじ加減で調整額や、この調整額の対象支給者が決まるというような今回の提案には、強い憤りを感ずるわけであります。私どもは今回、議会の良識で、このことには軌道の修正を図ることができるというふうに今、確信をいたしておりますので、この修正案に賛成をするわけであります。

ただ、今後の問題として、市立病院で、今議論のありましたように、看護婦と准看護婦を同列に扱う。しかも助産婦については、特殊勤務手当を残すわけでありますが、これはボーナスには算定されてこない。つまり加算されないということでありますので、当然、ボーナスの支給時には、准看護婦と、そして助産婦を同じ扱いにするという矛盾が、引き続き残るわけであります。先ほどの御意見のように、明らかに持っている資格、また仕事の内容、責任も違う人に対して、同率のボーナスの支給率をもって対応せざるを得ない。つまり、調整額から言えば全く同じ扱いをするわけでありますので、こういった面のまだ不十分さも引き続き残るわけであります。

さらに、市立病院では、ほかに働く薬剤師、レントゲン技師、検査技師、こういった人たちもいます。また、市立病院を離れても、この市の本庁舎でも数々の国家試験をクリアーして、それらの資格を持って市の仕事を行っている人たちもおられる。こういうことを考えると、抜本的に職務給を導入していくという市長の基本的な考え方がない限り、幾ら担当部長や職員課が組合と折衝して、こういう小手先だけの看護婦確保という美名をもって、この条例を提案したと思いますが、そういうことだけでは根本的な解決にはならないと思うわけです。市長の、今後、この修正案を受けて、時限もついておりますので、他のさまざまな資格、また職務の内容、責任に応じたそれぞれの仕事をやっている人たちに十分納得できる給料表を完成させていただきたい。

以上、意見として申し上げます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第112号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は修正可決されました。

これより議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題とい

たします。

本件に対し谷　長一君ほか３名より修正案が提出されました。よって、これを本件とあわせて議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託しておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、議案93号、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号でございます。総務委員会に付託されました歳入と歳出の部、総務に関係するところを御報告申し上げます。

歳入が、７億9,193万7,000円を補正いたしまして、434億9,270万4,000円とするものでございます。

まず最初に、歳入の部分でございます。９の国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、法の改正による増額ということでございます。平成４年１月１日から実施ということでございますので、これは節の児童手当負担金でございます。これが656万6,000円でございます。

次が、これは土木費国庫補助金でございます。これは住宅費補助金でございまして、地域特別賃貸住宅共同施設整備費、今年度は３カ月分で、その３分の１の補助ということでございまして、これは新しい項目でございます。

次に、都支出金でございます。都負担金、民生費負担金、これは節の児童手当負担金でございます。これは法改正によりまして、992万3,000円が補正されるものでございます。

次に、都の補助金で、民生費都補助金、これは節が５の児童福祉補助金でございます。これは対象増ということでございまして、333万2,000円を補正するものでございます。

次に、３の衛生費都補助金でございます。これは、衛生費補助金400万でございまして、全地域が今度、下水道の認可になったわけでございます。そこで、18基不足しておりますので、その３分の２の補助ということでございます。

それから、今度、繰入金になるわけでございますけれども、これは環境緑化基金繰入金でございます。この５億4,000万円は、環境緑化基金繰入金でございまして、その使途は、南平二丁目の緑地取得でございます。これは緑化基金の方から取り崩し分でございます。

次が、繰越金でございます。繰越金につきましては、前年度の繰り越し分から繰り越

すものでございます。２億1,036万4,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入、これは節の雑入でございますけれども、第二小学童クラブ移転補償料でございます。これは区画整理によって支払われる補償料ということでございます。

次に、全国市長会学校災害賠償補償保険金という、この770万2,000円につきましては、第二小学校の児童が事故を起こしました示談金でございます。これにつきましては、もう報告がなされておりますので、よくおわかりと思いますので、省略いたします。

次に、歳出でございます。歳出につきましては、総務費、これは総務管理費、これは一般管理費、賃金でございます。人事管理費、これは職員課でございますけれども、⑦の欠員補充臨時職員雇上、これの538万円につきましては、産休とか病欠とか解職、異動等によって不足するわけでございます。

それから、償還金につきましては、これは2,500万円でございますけれども、当初に計上しましたけれども、額が不足したということで計上するものでございます。

それで、説明が終わりまして質問等がございました。その主なものを拾って申し上げますと、これは先ほど申し上げました総務費の総務管理費、一般管理費の賃金の欠員補充職員の雇上等につきまして、どうしてこのような額が出たのか、というような質問がございました。

それに対しましての答弁は、防災学校、旭が丘幼稚園、老人福祉等、17カ所等々、病欠とか産休とか解職とか異動等によって労働力が不足したということで、臨時職員が雇い上げられたということでございます。それに要する費用ということです。

それから、償還金、これは市税の還付金でございます。これにつきまして、どうしてこのようなことをせねばならぬか、ということなんですけれども、これは前年度実績で当初4,000万円計上したが、不足をしたということでございます。その中で、今度は住都公団に対する還付等も行われた。これは汚水処理施設、これは各市ともそのようにして返還がなされた、というような説明もなされました。それから、法人の減免申請が出されたというようなこともございます。

さらには、部課の統合についての質問もございましたけれども、その意味については、省略をさせていただきます。

以上、慎重に審議をいたしました結果、原案どおりこれを決することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは、文教委員会に付託されました議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算、歳出のうち、教育費でございます。

委員会での審議の結果、原案にて全員賛成にて採決をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の、議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号について、厚生委員会に付託されましたので、そのうち民生費、衛生費についての審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

民生費の補正額は、6,382万8,000円で、民生費総額は96億3,324万4,000円でございます。

この補正の主なものといたしましては、精神薄弱者の生活寮の建設経費、用地の購入費でございます。

さらに、心身障害者の通所施設のかざぐるまの家の増築、さらに多摩川苑の福祉ゾーンの事業に関しての整備構想調査及び報告書の作成、自治会館の改築・修繕補助、乳幼児の医療費助成費などでございます。

質疑の主なものといたしましては、多摩川の福祉ゾーンについて答申が出されておりますが、今後どのような形で進めていくのか、ということでございました。

答弁といたしましては、９月に老人福祉協議会より出されたものを庁内で検討し、スケジュールとしては、整備構想を庁内でつくり、全体基本計画をさらにつくって、建設計画は老人ホームを５年度中にとりかかり、その他のものについてはまだ具体化していないけれども、将来、悔いのない構想をつくっていきたい、という答弁でございました。

次に、衛生費について申し上げます。補正額は、7,930万4,000円の減額で、衛生費総額は35億8,328万6,000円となります。合併処理浄化槽の設置の補助金、粗大ごみの破砕

機を修理するために収集してきたごみを置く場所についての運搬手数料など。また、市立病院の事業の中で、外来収益が増加したために、これを一般会計へ返すというものでございます。

これにつきましても慎重審議を行った上で、全会一致可決と決した次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案93号、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号につきまして、建設委員会に付託されました歳出のうち、商工費、土木費につきまして、委員会の審査報告をいたします。

商工費につきましては、39万円を増額して、総額を２億2,407万4,000円とするものであります。９月の定例会で増額を補正しましたリサイクル容器置場設置工事費、リサイクル容器、空き缶つぶし機１基購入を減額しまして、空き缶回収機１基の購入の増額補正をするものであります。

土木費につきましては、７億2,607万9,000円を増額して、総額を96億3,286万5,000円とするものであります。

土木費につきましては、７億2,607万9,000円を増額して、総額を96億3,286万

主なものは道路橋りょう費の９月19日の台風によります残土処分の委託料、都市計画費の土地区画整理事業特別会計繰出金、緑地用地購入費、住宅費の地域特別賃貸住宅供給事業費によるものであります。

主な質疑としましては、９月の委員会での備品購入費94万円を削除して、新たに空き缶回収機200万円を補正したことにつきましての説明について、資源ごみ回収奨励交付要綱に沿った助成を、前回の５月での委員会で補正を認めてほしいと市長が要綱の整合性と清掃部に一本化することを見たことについて、公団も了解されていないのに予算をのせるのはおかしいのではないか、等々の数多くの質疑がされました。

質疑に入りまして、予算の組み方について検討して組みかえるべきであり、修正である。９月の建設委員会で市長も見直しというものがありましたので見直しせず、また、補正ができていることは、要綱と合わせた整合性がよいので補正修正である、修正では

なく、意見を付して原案賛成するものである、等々の意見が出されまして、休憩に入り、休憩後、４名の方から、商工費39万円につきましての修正案が提出されました。修正内容につきましては、お手元に配付されたとおりであります。

初め、修正案について挙手採決を行いまして、挙手多数によりまして修正案が可決されました。

続きまして、修正議決した分を除く原案につきましては、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　馬場建設委員長にお尋ねをいたします。

これも提案時に、いろいろやりとりがありまして、建設委員会の中でも、修正案の提出をもって一定の議会としての結論を示していただいたということで、その点は私も内容について異論はもちろんございません。

ただ、これは委員会の中で出されたかどうか、お尋ねするわけですが、それは９月議会の提案時には、ごみが増量することに伴ってリサイクル運動を進めていく。そのために空き缶、スチール缶やアルミ缶を資源としてリサイクルさせるということで、これはまことに結構なことであるわけであります。

ところが、その９月議会の折には、ガラス瓶というのが説明の中に入っていたわけです。空き瓶についても同様に回収をする、という説明があったわけでありますが、今回の補正予算を見ますと、どこをひっくり返してみても空き瓶が出てこないわけです。これは事業の後退を意味するものだというふうに判断せざるを得ないわけでありますが、この点は、委員会の中で何か御議論があったかどうか、お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　建設委員長。

○建設委員長（馬場繁夫君）　委員会の中で、そのような御質問がありました。特に、９月の補正予算につきましては、リサイクルの容器を設置しまして、そこに空き缶、ガラス瓶、カレット等をそこでリサイクルする、そういうような内容でありましたが、今議会では、そのようなリサイクル容器、空き缶つぶし機、リサイクル容器の設置場所の工事費等を減額いたしまして、空き缶回収機１台を、200万円のを購入していくという内容であります。その内容から見まして、空き缶回収機１基を設けるということでございますが、当初、９月議会で予定されていましたガラス瓶等の回収というのは、本委員会の中では行いません、という答弁もいただいているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ありがとうございました。

これは、それでは市の担当ないしは市長の方からお答えいただかなくては、私は理解できないわけです。

当初、スチール缶、アルミ缶とガラス瓶の３種類を当面再利用する、つまりリサイクルを図っていくということで、９月議会では予算が組まれ、そして議会に提案をされて、この議案は可決をされていたわけです。

ところが、９月議会の結論が、今回では後退をしているということは否めないと思うわけです。一たん市議会に提案した内容が、三つの柱、３本の矢のうちの１本が欠けるというような後退は、許されないと思うんです。一体どういう検討結果の末に、こういった事業のバック、後ずさりという結果になってしまったのか。ガラス瓶なども大変無駄に、砕いて捨てたり放置されたりしているわけでありますから、その再利用も可能だということで、予算措置がとられたと思うんです。なぜ、こういう結果になったのか。委員長の報告いただいたことで、大体市の方にもその考え方がないということはわかりましたが、なぜそのような結果が、間わずか２カ月置いて、変わって変化をしてしまったのか、御説明いただきたい。

○議長（小山良悟君）　生活文化部長。

○生活文化部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

ボトルにつきましてでございますが、現況、調査いたす中で、なかなか収集業者の方の体制によりまして、現在、即それをお願いするという状況が、非常に難しい状況に立っております。したがいまして、これらボトルにつきましては、今後、その収集方法などをさらに検討を加えた中で、リサイクルルートの開拓の見通しをつけて、今後といたしましてその展開を図っていきたい。そのような考え方のもとに、今回、とりあえずスタートにおきましては、ひとまず置いた形、除外した形で臨んでいきたい、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　９月議会の時点では、業者も当てにできる状態であったけれども、12月議会の補正予算を組むに当たっては、そのことに大きな変化を来して除外をした、という説明です。

長期的な視野と、それから展望を持って十分な庁内検討を踏まえて、予算は組まれ、

そして執行され、そして後に点検されていかなければならないわけでありますので、今回、市の準備不足、検討不十分な面が露出したというふうに思うんです。そういったことから、この修正案が出されたというふうに、その背景も理解できるわけであります。ひとつ、仕切り直しをして、市側に３点セット、空き瓶も含めて「やります」ということで三つ挙げたわけですから、ちゃんとそういうものができるような、初心を貫くだけの十分な体制を組んでいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に、修正案の趣旨説明を提案者から求めます。谷　長一君。

〔27番議員　登壇〕

○27番（谷　長一君）　議案第93号の修正案の提案理由でございます。

去る12月16日に開催されました建設委員会におきまして、平成３年度日野市一般会計補正予算第３号のうち、歳出、商工費を修正されました。

修正内容につきましては、お手元に配付された修正案のとおりでございます。

しかし、この補正予算第３号は、各常任委員会に分割付託されており、御案内のように、建設委員会では歳出のみの修正案となっております。これに見合った歳入部分の繰越金39万円を減額し、歳入歳出を調整した修正案でございます。

なお、この修正案提出に当たっては、建設委員会の結論を十分尊重して提出することを申し添えておきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

各委員長報告及び修正案説明について御意見があれば承ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　議案第93号、一般会計補正予算（第３号）の歳出のうち、商工費に関しまして修正案に賛成の立場で、意見を申し述べます。

商工振興費の商工業助成経費（産業経済課）の予算39万円を減額修正するものでありますが、理由といたしましては、平成３年９月、第３回定例議会でリサイクル容器設置等に関しての補正予算が上程されました。建設委員会で審議いたしました結果、本来のリサイクルは日野市全体としての展望を持って考えていかれるものであれば、清掃部、現在の環境部で実施してリサイクル都市として進むべきではないかと思います。９月議会の建設委員会の中で、市長さんに２回の御出席をしていただき、考え方をお伺いいたしましたところ、１．現在、実施している要綱と、新たな商業振興としての要綱を整合

させます。２．新要綱ができたときには、執行する前に建設委員会に諮っていきます。３．一体化させて機能性が発揮できるよう、清掃部、現環境部が行っていきます。

以上３点を確認の上、９月定例議会の予算については認めていただきたい、と申しておりました。建設委員会といたしましては、この３点を踏まえまして予算を採択したところであります。

ところが、12月の定例議会には、９月定例会での審議に基づいての経過を踏まえることなく、先ほど申し上げましたとおりの３点について何ら善処されておらず、再び補正予算が上程されたところであります。このことは、委員会軽視としか思えません。

また、予算執行上の事務手続のミスも、議会から指摘を受けて予算書の差しかえをしておるところです。私たち会派といたしましては、商店街活性化に対しては賛成です。現地視察をした際にも、心情的にももっともっと実情に即した商店街の振興策を図るべきではないか、と痛感したところであります。ぜひこれらの点を踏まえていただき、問題点等を整理していただいた中で、新年度予算の中で議案の上程をお願いするものです。

以上、意見といたします。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　原案賛成、修正案反対の立場から、一言意見を述べておきます。

今回、商工費については、39万の補正予算であります。この内容については、言うまでもなく多摩平中央商店会への助成という側面と、あわせてリサイクル運動、空き缶の資源の回収、資源の活用ということが、主な施策になっているわけでありますけれども、今、修正の立場からの発言がありましたけれども、建設委員会では、現地商店街を視察をいたしました。くしの歯が欠けるような商店の開店の状況、シャッターが閉まった商店の間に、商店が細々と営業している、こういう状況であります。まさに行政としての積極的なてこ入れといいますか、助成策が待たれるところであります。

今度の39万の補正で、どれだけの商工振興、そしてまたリサイクル運動、資源回収、並びに資源の活用が図れるか。これは今後のまさに課題であるわけでありますけれども、その一歩を、第一歩を進める、そういう立場からの積極的な意味合いの予算の計上だというふうに、私は理解をいたしております。

今、要綱の整合性についても若干触れられましたけれども、確かにそういう指摘される面もありますけれども、今申し上げたように、あの商店街が大変さびれているといいますか、くしの歯が欠けているような状況の中で、行政側としてなし得る施策が強く求められているという点で、その問題点も許容の範囲に入るのではないか。こう私は考え

ております。そういう意味で、今後一層、商店に対する振興、並びに資源回収、そして活用に、さらに積極的な施策の前進が図れることを期待して、一言意見を述べておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより議案第93号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を採決いたします。

建設委員会の修正と谷　長一君ほか３名から提出された２件の修正案を含む原案について賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって建設委員会の修正と谷　長一君ほか３名から提出された２件の修正案を含む原案については、修正可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時56分　休憩

午後４時24分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査歩を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成３年９月27日の法律の改正に伴いまして、日野市においてもこの条例を改正する

ものであります。そして今回は、災害が起きたときの弔慰金の増額でございます。

質疑の中で、日野坂の災害は適用されたのか、ということでございましたが、これにつきましては、日野市災害見舞金が適用されて、この災害弔慰金は一定の規模の大きな災害に適用するものである、ということでございました。

当委員会といたしましては慎重審査を行い、全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

東京都の改正に伴いまして、日野市においても新たに進行性核上性麻痺、特発性大腿骨頭壊死症を加えるものでございます。

質疑の主なものといたしましては、条例の施行の日が平成３年の10月１日と、平成４年１月１日と、違うのはがなぜか。日野市独自で一緒にできないか、こういう声もございましたが、答弁の中では、都の条例改正に伴って日野市も合わせていて、難病の認定をすることについては、日野市独自でやることは難しく、都がやらないと認定は難しいということでございました。

慎重審議を行い、全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、２条第５号の中に、義務教育在籍中の児童にとなっておりますが、３歳以上の義務教育就学前の児童及び義務教育在籍中の児童に手当が支給されるというもので、この改正でございます。

質疑の主なものといたしましては、どれくらいの世帯が受けているのかということで、今まで29名が該当しておりましたが、この改正に伴って58名になるということでございました。

当委員会といたしましては慎重審議を行い、全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この支給対象を拡大した理由は、どのように説明があったんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　担当の方から報告させていただきます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　支給対象を拡大した理由でございますが、児童手当法の改正がございまして、児童手当は今まで第２子以降の就学前までの児童を対象としておりました。しかし、今回の改正では、第１子から３歳未満というふうに年齢が引き下げられましたので、３歳以上、義務教育在籍中までのブランクができますので、そのブランクのものについては、多子世帯では救済していこうということで、多子世帯の方を年齢を逆に引き下げて、そのブランク、空白期間を解消したということでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第87号、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第90号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市多子世帯児童養育手当条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について、審査報告を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ241万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億1,259万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、国保運営協議会の２回分の経費、保険税の還付金の不足を来しておりますので、その予算でございます。

慎重審議を行いまして、全会一致原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号でございます。

本議案は、収益的収入の予算額を補正するものでございます。医業収益の補正額は8,732万円とし、医業外収益8,732万円を減額するもので、予算第７条に定められました支出負担区分及び収益的収支並びに資本的収支に対する補てんのために、一般会計からこの会計への補助の金額を８億2,638万3,000円を、７億3,906万3,000円とするものでございます。

質疑の主なものといたしましては、病院の待ち時間の長さとか、あるいは占床率の問題などがいろいろ出されまして、今、162のベッドのあるうち、占床率が平成２年では72.9％ということで、これも４年にはなるべくこれに近づきたいということと、それから待ち時間の長さについては、薬などについては、電光掲示板を今度備えつけまして、整理券などを発行して待ち時間も少し短くなった、ということでございました。

当委員会といたしましては慎重審議を行い、原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第94号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第97号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案88号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定につきまして、建設委員会の報告をいたします。

西平山土地区画整理事業の事業計画決定に当たりまして、都知事に申請するため条例の制定を行うものであります。

内容は、施行区域の決定、審議会の設置、保留地処分等に関するものであります。９章40条からなる条例の制定であります。

主な質疑としましては、西平山駅の設置の可能性と見通しについて、ＪＲからの用地の提供を求めているかについて、生産緑地について、等の質疑がされました。全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第88号、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての委員会の報告をいたします。

南平多摩処理区は、昭和60年12月より供用開始しておりまして、平成４年末には新たに浅川処理区の供用開始を予定しておるところであります。維持管理費の未回収、消費の増大、周辺市と比較しまして低料金であるため、使用料金の改定を行うものであります。月がけ使用料につきましては、一般家庭の目安の25立米では現行料金では1,550円が、改定料金になりますと1,690円で、９％の改定率となるものであります。

主な質疑としましては、前回の下水道料金の改正はいつ行ったのか、企業努力につきまして、の質疑がされております。また、平成４年度、供用開始の時期についてはいつなのか、等々の質問がされまして、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第89号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案代95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第96号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　それでは、議案95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号について、委員会の報告をいたします。

歳入歳出それぞれ１億2,306万円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億404万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、万願寺土地区画整理、高幡区画整理事業とも、審議会を３回ほど追加する委員の報酬費の増額であります。万願寺第二区画整理事業におきまして、開発公社より土地購入費の補正によるものであります。

特に質疑、意見もなく、全会一致可決すべきものと決しました。

続きまして、議案96号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号についての報告を行います。

歳入歳出とも1,026万2,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ80億8,638万4,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金を充てるものであります。歳出のうち公共下水道費につきましては、浅川処理区管渠埋設工事追加工事分の増額の経費と水道管等移設の補修料の不用額の減額によるものであります。

都市下水路費につきましては、神明上都市下水路につきましては、今年度をもって全

線完了するもので、今回、工法の変更によりまして経費の不足を生ずるため増額するものであります。

特に意見、質疑もなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第95号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第96号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第98号、市道路線の廃止、議案第99号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案98号、市道路線の廃止につきましての御報告でございます。

路線名、Ａ19－４号線、Ａ19－５号線、Ｌ11－７号線の３路線は、現状が廃滅し使われていないため、道路用地のつけかえにより財産処理のため市道路線を廃止するものであります。

特に意見、質疑もなく、全会一致可決すべきものと決しました。

続きまして、議案99号、市道路線の認定につきましての報告をいたします。

路線名Ｏ25－13号線は、三沢1217番８地先から1217番２地先まで10.43メートルであります。道路用地の交換手続が完了したための路線の認定であります。12月16日、現地調査を行ってまいりまして、特に質疑、意見もなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第98号、市道路線の廃止、議案第99号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願、請願第３－13号、平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情、請願第３－28号、法務局の大幅増員に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　請願第２－32号でございます。件名は、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願でございます。

請願者は、日野市平山１－８－３、芳賀留美ほか414名でございます。請願の理由は、お手元に配付してあります請願の要旨でございます。

次に、請願第３－13号、件名、平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情でございます。

請願者は、日野市平山五丁目20番地の16、馬場三郎ほか169名でございます。これは、この地域に懇談会がございまして、懇談会の中で話し合いがついたということでございます。

それから、請願第３－28号、件名、法務局の大幅増員に関する請願でございます。請願者は、東京都多摩市落合１－15－１でございます。東京法務局多摩出張所内、全法務労働組合東京地方本部東京支部多摩分会長、西本正雄でございます。これは、法務局の職員が非常に足りないということで、大幅増員を求めるということでございます。

以上、３請願につきましては、全員異議なく採択と決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願、請願第３－13号、平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情、請願第３－28号、法務局の大幅増員に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願、請願第３－15号、単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情、請願第３－32号、日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは、文教委員会に付託されました請願並びに陳情の御報告を申し上げます。

請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願、並びに３－15号、単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情につきましては、全会一致で採択をさせていただきました。

引き続き請願３－32号、日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願、同じく全会一致で採択でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願、請願第３－15号、単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情、請願第３－32号、日野市立幼児教育センター廃止後の事業継続に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－９号、（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願、請願第３－24号、たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願、請願第３－35号、市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　請願第３－９号、（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願でございます。請願代表者は、日野市大字宮289番地、清水定一さんほか1,826名でございます。

請願の中身といたしましては、浅川公会堂に関することでございますが、将来に向けての市内全体の文化施設設置計画の明確化と、当予定地への建設計画の見直し、用地取得の経緯を踏まえて、地域住民及び市民の意見を取り入れた施設の建設。３番目に、上記施設の建設に当たっては、将来的見通しに立った十分にゆとりある駐車場の確保をということで請願が出されまして、この中で地元や、また利用者の代表も入って懇談会を持った中で、中間的なまとめもあるわけでございますけれども、600席のホールなどで

まだ一致しない部分もあるけれども、市も住民との間で一致点を見出すべく努力はされているということで、この請願を全会一致採択と決した次第でございます。

次に、請願第３－24号、たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願でございます。請願代表者は、日野市南平二丁目40番地の９、たんぽぽ学童クラブ父母会有志、田中輝美さんほか377名でございます。

請願の要旨といたしましては、たんぽぽ学童クラブを南平の小学校の近くに移転してほしいということ、七生中学校の地区に児童館を建設していただきたいということ、さらに、南平地区に図書館を建設していただきたいということ、最後に、設計段階で住民の意見を聞いていただきたい、ということでございました。

この請願に入りましても、市長にも出席をしていただきましてお話を伺う中で、南平小学校の市有地の中に学童クラブを移転してほしいという、こういう請願の中身でございますが、この用地については、庁舎も手狭になってきているので、分室という形で利用していきたい。学童クラブについては、南平小学校の空き教室を利用させたい、ということでございました。

意見といたしましては、請願者の要望は市有地の場所ということになっているけれども、多少、地域が違っても請願の趣旨を生かして、そして市当局の努力もしていただきたいということで、採決の結果、全員異議なくこれを採択と決した次第でございます。

最後に、請願第３－35号、市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情でございます。

陳情代表者は、日野市程久保650番地、高幡台団地73－911、渡辺建美さんでございます。趣旨といたしましては、生産緑地法の改正がされまして、この中で、農家の協力を得て市民農園の普及を図ってきたけれども、相続税の納税猶予制度ができなくなるということから、ぜひこれを進めていただきたいということで、二つございまして、市が借地方式により開設した市民農園整備促進法に規定する市民農園については、相続税の納税猶予制度を認めること、二つ目には、市民農園整備促進法に規定する市民農園については、整備に当たっては国の補助制度を創設すること、ということで、国に対して意見書をぜひ上げていただきたい、ということでございました。

理事者の方から生産緑地法の説明が、るるございまして、消費者農園は今、日野市の中に５園あって、285区画利用されておりまして、個人の借用が三つ、開発公社が二つ持っているということで、意見といたしましては、緑地を保全するためにも、ぜひこれは採択すべきだということで、そして時期も早くやらないと、遅くなるとこのことにつ

いてもいろいろと障害が起きてくるので、早い方がいいんではないか、ということでございました。

そして慎重審議を行い、採決の結果、全員異議なく採択と決した次第でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－９号、（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願、請願第３－24号、たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願、請願第３－35号、市街化区域内における市民農園の整備に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願につきまして、委員会の審査報告を行います。

高橋　宏さんほか704名より提出された請願でありまして、請願の要旨としては、多摩平五丁目20番地に帝人の独身寮が計画され、日照、ごみ処理、共同意識の分断、風害の諸問題、高層建築による被害等、居住環境は著しく破壊されるため独身寮建設に反対するもので、独身寮が建設されないよう指導してください、との請願の要旨であります。

平成２年第２回定例議会で建設委員会に付託されまして、現地調査を行いまして審査を行ってまいりました。

主な質疑としましては、日照問題、駐車場のスペース、独身寮２棟を１棟にする件につきまして、また独身寮の戸数の問題等々、数多くの質疑がされました。12月16日の委員会で、帝人と請願者が合意に至り、工事協定書に調印いたしまして、10月28日より工事が着工されている説明を受けまして、委員会として取り下げを全会一致で確認したも

のであります。

ところが、取り下げがされなかったため、急遽、議会最終日の本日20日に建設委員会を開会いたしまして、請願の取り扱いについて審議をしてまいりました。

審査の結果、賛成多数で不採択されるべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　この請願は採択すべきである、という意見を申し述べます。

この請願を初め、住宅地への中高層建築に関する数多くの請願の審査に当たってきた馬場委員長以下、建設委員の皆さんの努力に心から敬意を表したいと思います。

この請願で言う帝人独身寮は、私のすぐ近くであります。この帝人独身寮は、10月７日に地鎮祭を行い、今、比較的規模の大きな建設工事が行われています。私もこの地鎮祭には、近隣代表で、玉ぐしの奉典を行ったところです。４階建て79名の当初計画に反対した請願でしたが、建設委員の皆さんの住民の立場に立っての主張が大きな力となって、おかげさまで住民要望が大幅に入れられ、協定の運びとなったものであります。この請願、建設委員の皆さんの努力が実って、事態解決に大きな力となって、請願内容の要望が大幅に取り入れられたこの請願が不採択になることは、何としても理解できません。建設委員会の努力を、日野市議会の功績を永久に記録するためにも、この請願は採択すべきだと考えます。

反対という言葉があるから採択はできないというお話ですが、もともとこの請願は、何が何でも反対だ、建ててはいけない、というものではありません。４階建てを中心とした当初の建物が反対の対象でありましたので、この請願を採択しても、悪例を残すことはなく、採択しても困る人はだれもいないと思います。この請願が最初の段階で、もし不採択になっていたとしたら、このように住民の要望は入れられなかったと思います。４階建ての方がよかったという人でない限り、最初に不採択でなくてよかったと思うと考えます。最初に不採択でなく、１年８カ月たって不採択はないと思います。この請願は、採択以外にないと強調して、意見といたします。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　この段階での委員会の審査に当たって、継続審査を主張した立場から、一言、発言をしておきます。

この請願は、先ほど委員長も紹介しておりましたけれども、排気ガスや騒音、あるいは違法駐車、電波障害や風害、そして日照問題、プライバシーの侵害等、周辺住民の住環境を守る立場から提出されていた請願であり、関係住民としては当然の要求であり、委員会としても、この立場を支持する立場から、これまで１年８カ月にわたって審査を行ってまいりました。この間、帝人と関係住民との精力的な折衝が続けられてきたわけでありますけれども、建設委員会での請願審査を行う中で、帝人側の工事を強行するということを許さない、阻止するという点で、大きなやはり役割を果たしてきたと私は確信をいたしております。先ほど、委員長が、取り下げを決めたかの表現をされましたけれども、あくまでも取り下げるかどうかは当事者が決めることであって、委員会としては、取り下げを働きかけるということを経過の中で決めたことがあります。

しかし、今日、紹介議員を通じて請願者の意向を打診したところ、代表者の４人が、この段階で集まって協議する機会が持てないということ、そしてなお、細かい点で、帝人側との最終的な詰めが残っているんだ。こういうことから、したがって、これは、この際、委員会がちょうどここで締めくくりとして積み残しをしないという点がありますけれども、そういう事情から判断して継続審査にすべきできないか、こういうふうに私は主張したわけであります。

しかし、多数をもって不採択としたわけでありますけれども、これは、これまで１年８カ月にわたって、市として住民側の立場に立って審査を続けてきた、その委員会への関係住民の期待と信頼を裏切る結果になるのではないか、こう私は判断をいたします。したがって、今回、委員会として不採択を決めたことには極めて遺憾である、ということを一言、意見として述べておきます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　本請願に関して、不採択に賛成の立場で、一言、意見を述べさせていただきたいと思います。

我が国は法治国家であり、法に基づいて一定の要綱の中で、法の中で建築確認が申請され、近隣の住民との話し合いの中で、この請願が上げられてきた経過があります。建築主にも当然の権利もあると同時に、地域住民の方にも、自分たちの環境を侵されるという立場からいって、行政に対する要望を出してくるということは当然のことである、と考えます。

本件に関しては、当然、建築確認が出され、建築が始まったということは、本請願の趣旨に基づいた中で、住民との合意ができた中で、建築が始まったという判断の中で、

私どもは審議をしてきた経過があるわけであります。当然、建築確認が受理され、建築が始まり、住民の要望が十分に取り入れられたという判断の中で、請願者に対しての取り下げを、今まで委員会としては要請をしてきた経過でございます。多くの委員からのいろいろな発言はありましたけれども、基本的に議会は司法の場ではない、と考えます。今、不採択は遺憾であるという発言の中に、もう少し帝人側との交渉経過もある、というふうな御意見もありました。であれば、議会ではなく、司法の場で、民事で争うべきだと考えます。私たち議会人には司法の場は与えられておりません。一定の条項をこれから策定して、このような問題に関しては積極的に取り組んでいかないと、建設委員会としての主たる日野市の建設的な話ではなく、今、継続で残されているさまざまなマンション建設反対等にかかわる請願等で、委員会の趣旨が十分に生かされてないのではないかと考えます。よって、ある程度の目鼻がついたものに関しては、一定の要件の中で判断をし、一つ一つ解決していくのが、委員会、議会に与えられた役目だと考えます。

以上、雑駁でございますが、賛成の立場で意見とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとってくださいについての請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　請願２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとってくださいについての請願について、委員会報告をいたします。

日野台一丁目自治会長、西村喜正さんほか759名より提出されました請願であります。

請願要旨は、日野台１－２、元モリタ興産工場跡地に５階建ての分譲マンションが計画されており、狭隘道路で奥まった場所でもあり、日常生活に多大な困難をもたらすものであります。協議中でもあり、周辺住民が同意するまで事前協議申請書を受理しない措置をとってください、というものであります。

平成２年、第４回定例会で建設委員会に付託されまして、平成２年12月17日に現地調査を行って、委員会といたしまして７回にわたり審査を重ねてまいりました。主な質疑としまして、法的手続の経過、道路の状況について、確認申請が提出された場合どうなるのか、市が買い上げ、公園にできないのか、事前協議受理に対して、市の考え方は、等々多数の質疑がされてまいりました。

委員会としまして、事前協議書も提出されていないこと、建築しないことを文書で提出されたことを確認いたしまして、全会一致採択するべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－16号、日野市立幼児教育センター存続に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは、請願第３－16号、文教委員会に付託をされておりました、日野市立幼児教育センター存続に関する請願は、請願者から取り下げの趣旨申し出がございました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　ただいまの委員長報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－16号、日野市立幼児教育センター存続に関する請願の取り下げの件は承認することに決しました。

これより請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第３－10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情、請願第３－23号、「義務教育国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－20号、日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願、請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－８号、黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第３－26号、看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情、請願第３－29号、東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情、請願第３－30号、安心して飲める水道水の水質基準に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第２－21号、岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願、請願第３－22号、公園設置に関する請願、請願第３－31号、都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願、請願第３－33号、山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願、

請願第３－34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本10件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第62、特別委員会中間報告の件を議題といたします。下水道対策特別委員長より下水道に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔下水道対策特別委員長　登壇〕

○下水道対策特別委員長（沢田研二君）　下水道対策特別委員会の中間報告を行います。

日野市公共下水道の事業計画につきましては、東京都の流域下水道整備総合計画との整合を図る中で、計画、実行されているところでございます。しかし、日野市の下水道普及率は、いろんな場面、またところで、指摘及び問題視されておりますとおり極めて低く、平成元年度末では29％という状況でございました。ちなみに、この数値の位置づけを同じ平成元年度時点で他と比較してみますと、全国の平均普及率が42％、東京都全体で86％、多摩地区平均でも75％であり、既に100％の市も26市中３分の１を数えようとしています。このような実情の中での日野市の29％は、26市中のワースト３というまことに残念な位置に甘んじているのが実態でございます。

過去のもろもろの背景、事情があってのこととはいいながらも、下水道の整備状況が、その年の文化的生活水準のバロメーター的印象を受けるとも言われることとあわせまして、市民の皆さんが本当の意味での環境整備された中で、文化的かつ快適な生活を望み、下水道の完備には高い関心を持ち、注目しているというのが実態かと思われます。

このような実態、実情を見極める中で、委員会は、まず調査研究すべき基本的事項の確認を行いました。

内容は、今後の日野市の下水道普及を図るための調査研究を行う、としました。そして、その具体的な内容は、一つに、南多摩処理区、浅川処理区、秋川処理区の稼働工事の推進の現状と問題点の究明、二つに、市民生活のための下水道による水洗化の問題点の究明、以上の２点を中心として、市民要望に沿った一刻も早い普及率アップに向けての究明を行うことといたしました。

日野市の下水道整備計画面積は2,240ヘクタールですが、御承知のとおり、これを三つの処理場で最終処理いたします。それぞれ区分面積が違い、浅川処理区が全体の約70％に当たる1,611ヘクタール、秋川処理区が約20％の397ヘクタール、南多摩処理区は約10％の232ヘクタールですが、整備人口では、最大区域の浅川が９％、秋川が87％、南多摩が99％と、整備状況に大きなばらつきがあります。このような整備区域の一刻も早い整備化のために、委員会としては精力的な取り組みを行ってきたところでございます。

主な究明事項としては、１番目に、整備状況及び普及状況に関する件。

二つ目に、事業認可及び幹線扱いの計画変更に関する件。

三つ目に、し尿処理、くみ取り等に関する件。

四つ目に、下水道事業の財源及び建設負担金に関する件。

五つ目に、事業計画と推移状況に関する件等々、多岐にわたって研究及び調査を行ってまいりました。

また、加えまして、実際に稼働している施設や、現在、建設中の現場を直接視察することも委員会としての認識の向上と、あわせて建設を進めている東京都の担当部局の皆さんに、日野市16万市民がいかに注目をし、期待を注いでいるかということのあかし及びアピールにもなりますので、４回にわたって現地調査を行ってまいりました。

特に、今回12月の委員会では、浅川処理場の視察を、これは昨年の６月以来、約１年半ぶりでございましたが、行ってまいりましたが、前回からは大幅に工事も進み、平成４年度供用開始に向けて、急ピッチで、そして活気に満ちた作業風景が見受けられました。つち音も心地よい響きに聞こえ、完成が一歩ずつ近づいていることを感じさせてくれたところでございます。

さらに、下水道事業促進に向けての取り組みは、三多摩上下水及び道路建設促進協議会第２委員会を通じて、東京都及び国に対しての要請も行ってまいりました。内容については、省かさせていただきます。

以上のようなさまざまな取り組みの結果も相まって、平成３年度末に予想される整備済人口比は37％となります。そして供用開始される平成４年度には、51％まで整備が進む見通しとなってまいりました。

また、整備完了目標年次は平成13年となっていますが、東京多摩川中央幹線が流域日野幹線に変更となり、あわせて都市整備部及び下水道課等、担当部局の極めて前向きかつ積極的な取り組み姿勢が見受けられますので、計画、前倒しができるものと期待をするところでございます。このことは、ぜひ次期委員会の中でも踏まえていただき、さらなる促進を期待したいと思います。

最後に、今下水道対策特別委員会は、極めて未熟、微力な委員長のもとでありましたけれども、討議中の熱心な、そして鋭く、かつ厳しい究明とは別に、委員会運営に対しましては各メンバーとも大変、人情味溢れる真摯な対応、さらに御助言等をいただく中で、無事にその役割を果たし、終了できましたことのお礼を一言申し添えまして、中間報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって下水道対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔スポーツ・文化施設対策特別委員長　登壇〕

○スポーツ・文化施設対策特別委員長（内田　勲君）　スポーツ・文化施設対策特別委員会中間報告。当委員会は、平成２年３月定例会におきまして設置された委員会でございます。

第１回委員会において八つの所管事務を確認し、計８回の委員会を開催し、理事者側より進捗状況や今後の見通し等について報告を受け、審議を重ねてまいりました。

八つの所管事務とは、

１．東光寺グラウンドの拡張について
２．多摩川市民グラウンドの整備拡張について
３．多目的グラウンドの計画推進について
４．総合体育館の建設促進について
５．市民プール改築促進について
６．北川原公園の計画推進について
７．（仮称）浅川公会堂建設促進について
８．その他スポーツ・文化施設対策に関すること、以上でございます。

それぞれの所管事務について、特に進捗のあった点、また、委員会で特に論議を交わされた点、問題点について報告し、中間報告とさせていただきます。

まず、東光寺グラウンドの拡張について。当初からの少年野球場、それに廃河川敷、旧堤防用地、民地を利用する予定であるが、建設省の小浄化施設の建設が予定され、また、八王子市との境界問題もあり、ただちには利用できない状況である。敷地面積は１万8,000平米について６月27日、建設省と折衝を行ったが、大変厳しい考え方である。

意見としましては、建設省や八王子市に対しもっと積極的に進め、具体的な結果を示してほしい、等の意見がございました。

次に、多摩川市民グラウンドの整備拡張について。現在ある多摩川の河川敷グラウンドに隣接する生態系保持空間に6,000平米の使用について建設省と話し合い、自然保護区まで2,500平米の使用が２月下旬に認められた。また、11月中旬には3,386平米まで占用の了解を得るに至りました。

次に多目的グラウンドの計画推進について。淡水区跡地は、将来、中学校の建設予定地として考えているが、それまでの利用方法として、多目的グラウンドの建設を計画している。２万平米のうち１万平米を８月22日、大蔵省と契約を提携。８月８日、日本スポーツ工業株式会社が3,811万円で落札。工事につきましては、天候不順により当初予定を変更しましたが、11月20日に完了。平成４年１月20日、日曜日より使用開始の予定でございます。

次に、総合体育館の建設促進について。東町土地区画整理区域内にある大蔵省敷地3.4ヘクタールのうち、2.1ヘクタールを緑地、1.3ヘクタールを総合体育館用地に予定し、大蔵省と折衝中。他の体育施設の調査や関係者の意見等を聞く中で、図面を検討中でございます。

意見としましては、体育施設の建設には優先順位をはっきりさせて進めてほしい、等の意見がございました。

次に、市民プールの改築促進について。市民プールの改築にかわって駒形清流公園についての図面に沿って説明を受けました。当初から敷地面積が確保できず、縮小せざるを得なくなったり、堤防の構造の問題等々がありましたが、建設省とも合意に達したので、本年度中に実施計画を完成したい。

意見としましては、夏場だけの利用は大変もったいないので、遊歩道との兼ね合いも含め検討を進めてほしい、等々の意見がございました。

次に、北川原公園の計画推進について。1.4ヘクタールの72％を買収済み。不足分は

代替地について検討していく。

次に、（仮称）浅川公会堂建設促進について。公会堂の建設促進については、推進本部小委員会や建設懇談会を通して検討を進めてきた内容について報告を受け、当委員会としても検討を重ねた。

意見としましては、ホールの座席数については市民の意見を十分に取り入れた検討をしてほしい、駐車場は500台程度は必要である、等々の意見が出されました。

懇談会からの答申は、結論づけるまで至らずにいるが、行政サイドで十分検討し、市民の要望を取り入れた内容を早く提示してほしい。

このテーマについては、当委員会としても多くの時間を費やしての検討がなされたことをつけ加えておきます。

以上でスポーツ・文化施設対策特別委員会の中間報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもってスポーツ・文化施設対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、交通対策特別委員長より交通に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔交通対策特別委員長　登壇〕

○交通対策特別委員長（佐藤洋二君）　交通対策特別委員会の所管事務についての調査研究の中間報告をいたします。

まず、高幡踏切の立体化の件でありますが、工事概要は、平成３年度中に詳細設計を終わらせ、平成４年度から工事着工、工事年数３年半から４年を目安に、平成７年完成を想定して工事を進めてまいります。現在、用地買収も順調に進行しており、完成しますと地下が人道、そして車道、上を京王線が、さらにその上をモノレールが走るというものであります。工事完成により、踏切による交通渋滞がなくなることになりますので、一日も早い工事着工、完成が待たれます。

モノレールは、上北台からＪＲ立川を経て多摩センターに至る全長約16キロの路線であります。このモノレール開通によりまして、多摩地域の交通事情は一変し、格段に便利になりまして、通勤・通学等の交通事情を大きく満たし、また、文化、商業の核としまして、沿線各地域の発展が期待されます。

第１期工事部分、これは上北台とＪＲ立川とを結びます5.5キロの路線でありますが、既に工事も始められております。用地買収42％の進捗であります。

次に、第２期工事分、これは立川北と多摩センターを結びます10.7キロの路線でありますが、用地買収も34％で、ここも順調に進んでおりまして、工事の完成年度は平成９年度と見込んでおります。

さて、モノレール線は18駅でつながりますが、日野市では、甲州街道、万願寺、高幡不動、程久保、多摩動物公園の５駅が予定されており、支柱も平成３年度で８基、４年度で11基の構築が予定されております。

続きまして、バス路線の充実に向けましての調査研究であります。市内東西の移動は、ＪＲ中央線と京王線が運転されており、移動は大変便利であります。しかし、この二つを結びます公共交通の手段は貧弱であり、不便であります。市民の足として気軽に利用できるバス路線の充実は、市民みんなの共通した願いの一つであります。

その中にありまして、11月18日、１日13往復、片道約16分で運行します、日野駅、日野台二丁目、豊田駅北口系統のバス運行が実現をできました。今日まで実現に向けまして御努力されました関係者の皆様に、心よりお礼を申し上げます。増便、始発時分の繰り上げ、終時分の繰り下げ、また、運転間隔の短縮、経由表示の改良などなど、今後、改善をしていかねばならない事柄も多く、これらを改善させていくことが今後の課題であります。

もう一つの路線、実現されておりません高幡不動、三沢台、聖蹟桜ヶ丘路線につきましては、バス停あるいはガードレールなど、検討、改善を要する事柄もありますが、来年の２月、京王帝都の自主路線としまして、１日10便ということで運行が予定されています。このように、バス路線の充実がされていく中で、日野駅、市役所、豊田駅系統路線が会社側の一方的な通告で、12月21日をもって路線廃止されることは、まことに残念なことでございます。

今議会で、何人かの議員により、バス路線新設の御発言がありました。今後ともバス路線の運行と充実に向けまして、努力をしていく必要があります。

最後に、仮称、ＪＲ西豊田駅建設促進に向けてであります。新駅建設に向けまして、市当局が旧国鉄時代より御努力されてきていることは、理解ができるところであります。また、民営移行後も、ＪＲの最高責任者であります本部長と市長審議の協議もされており、この間、新駅建設に必要な日野市の一定な資料と、ＪＲ側の要望にこたえる形の追加資料も含めて提出してあります。本年、南多摩議長会でも、この問題を取り上げていただきました。また、行政部分で、昨年、６回ほどＪＲの企画部を中心に調整をしております。それらを踏まえ、ＪＲから、駅前の用地について、ある程度の面積を提示して

ほしいという要望がありますが、ただ、提示という程度のものであって、具体的にどの程度の面積が必要なのか、今、ＪＲと詰めている。これが新駅建設の現状だそうであります。

交通対策特別委員会は、現状を鑑み、ことし２月、ＪＲ東京地域本社に、新駅設置を求める陳情を行ってきたところであります。新駅建設に向け、市当局の御努力をお願いいたしまして、交通対策特別委員会の報告にかえます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔市立病院等対策特別委員長　登壇〕

○市立病院等対策特別委員長（天野輝男君）　市立病院等対策特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、公共病院のあるべき姿を調査研究いたしました。また、市立病院総合病院の建てかえ問題を主に考えて、これまで10回、委員会を開きました。現地視察を昨年度１回、ことし１回させていただきました。昨年度は青梅市立病院の視察をしたところです。これは青梅市立病院のあり方を、また日野市の市立病院の建てかえ時に生かすことができたら大変よいと私は思っています。

建設委員会に提出された請願に基づき、数カ所の病院建設用候補地を視察して審議してまいりました。委員会の会議では、数々の資料を集めて、公立病院の現状把握と老朽化した市立病院をどうするかが、一番の議題でありました。新しい市立病院をつくる場合についての建設費や医療器具の経費について、また南部の病院をつくるに当たっての問題点、例えば、高幡区画整理事業内の用地の確保等の市長の病院構想についての質疑が、主な議題でありました。

市長の病院構想は、平成３年第４回定例会委員会において、多摩平４－３ブロックに現状の病院を建てるための構想が出てまいりました。南部への医療施設誘致については、高幡の全農グラウンドを候補地とする考えがあると発言がありました。

委員会としては、市立病院の建物の老朽化、狭隘さ等から派生する問題点が余りにも多く、患者に対して不満感、不快感を与えている現状を踏まえますと、市立病院の建てかえは急務であると判断いたします。市立病院のあり方は、市民が安心して治療が受けられる施設、急激に押し寄せる高齢者社会に対応できる医療設備が備えておる、病院関係者が誇りを持って働ける施設の整備が必要であると考えます。二次医療体制以上の医

療が確保をでき、効率的な運営のできる規模の施設であり、市民の生命を守り、安心して住むことができるための施設、医療施設の確立が大切と考えます。

また、市立病院院長を初め職員のために、ぜひ市立病院の建てかえを実行に移していただきたいと、重ねて強く要望いたしまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって市立病院等対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、日程第63、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第64、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第65、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第66、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第３－36号、日野市民葬斎場建設促進に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－36号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第３－36号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第113号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第113号、平成３年度日野市一般会計補正予算第４号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市一般会計補正予算第４号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ４億2,577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を439億1,808万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま提案いたしました一般会計補正予算第４号について、御説明申し上げます。

きょう開会時に、第４号の補正予算の資料をお手元に配付いたしました。しかし、先ほど、修正可決が出されましたので、改めて修正部分を整合性を持たせるために、別紙でお配りしたわけでございます。それに基づきまして御説明を申し上げます。

ただいま提案したとおり、歳入歳出の補正額は４億2,577万4,000円でございます。この内容につきましては、議案第109号、110号、111号の関連とあわせ、111号の日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正に伴う、すべて補正は人件費の補正でございます。

今年度、職員の給与改定につきましては、人事院勧告3.71ということでお認めをいただきました。これに関連して、当初予算の人件費は１％計上を行っていたものでございます。よって、その改定不足分2.71の補正。

もう一つは、期末勤勉手当の当初予算の率を5.35カ月ということで、計上させてもらいました。最終的には5.45ということで、0.1カ月分の不足。なお、それに関連して、職員手当の改定部分の不足があるわけでございます。手当の内容につきましては略させてもらいますが、交通費あるいは４月１日からの手当改定による人件費に関連する部分でございます。

それでは、２ページ、３ページ、簡単に御説明いたしますが、歳入部分の市税でございます。財源は繰越金の市税で充てたいと思っております。よって市税の補正額を４億1,094万の補正をお願いするわけでございます。現年度の所得割りの伸びが６億1,000万強、法人税割りの減が２億弱あるわけでございますが、差し引きしまして４億1,000強という補正をお願いするわけでございます。

なお、繰越金につきましては、ここに記載のとおりでございます。特に歳出部分の細かい部分は省略をさせていただきますが、すべて款、項、目、節に関連する職員の人件費に関連するものでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第113号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第114号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第３号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ237万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億1,496万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第114号、日野市国民健康保険特別会計補正予算第３号を御説明申し上げます。

補正額は237万円でございます。内容につきましては、一般会計と全く同じでございまして、今回の給与改定に伴う人件費の不足でございます。

歳入につきましては、前年度の繰越金の一部を歳出に充当するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第114号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第115号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第115号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,616万5,000円を追加し、歳入出予算の総額を52億2,020万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号について、御説明申し上げます。

今回の補正でございますけれども、総額1,616万5,000円を追加補正するものでございます。

内容につきましては、先ほど財政部長が説明したとおり、給与改正等に伴います給与、それから手当の不足分の補正でございます。

なお、歳入につきましては、繰入金、それから繰越金をもって充てております。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第115号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第116号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第116号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ575万円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億9,213万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号について、御説明申し上げます。

今、市長の方から提案がありましたとおり、歳入歳出それぞれ575万円を追加補正するものでございます。なお、この補正でございますが、前段で区画整理特別会計と同じ給与改定に伴う給料、それから手当の不足が生じますので、補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金をもって充てておるものでございます。よろしく御審議

のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第116号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第25号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　議員提出議案第25号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを提案いたします。

案文につきましては、お手元に配付されました案文のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第25号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第26号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　議員提出議案第26号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

規則の案文につきましては、お手元に配付されているとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第26号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第28号、暴力団排除宣言に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　議員提出議案第28号、暴力団排除宣言に関する決議でございます。案文につきましては、お手元に配付されておるとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第28号、暴力団排除宣言に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第29号、法務局の大幅増員に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　議員提出議案29号でございます。法務局の大幅増員に関する意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付してある案文のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案29号、法務局の大幅増員に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第30号、市街化区域内における市民農園の整備に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　議員提出議案第30号、市街化区域内における市民農園の整備に関する意見書でございますが、案文につきましては、皆様のお手元にあるとおりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第30号、市街化区域内における市民農園の整備に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時０分　休憩

午後８時20分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第27号、国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法案反対の意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第27号、国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法案反対の意見書案を提案いたします。案文を読み上げまして、提案にかえたいと思います。

「政府・自民党が国会に提出している国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法案は、武装した自衛隊を海外に出動させて国際間の武力紛争の解決のために、武力行使を含む軍事活動をおこなわせる「自衛隊の海外派兵法」ともいえます。それだけに憲法の平和原則を根底から蹂躙するものであり、絶対に容認できないとする世論はますます高まるばかりです。

しかも中国や韓国政府が日本政府に対し「憂慮」と「慎重」を求めた発言は、アジア諸国民の懸念と批判の高まりを背景としたものと率直にうけとめることが大切です。

日本の国際貢献のあり方は自衛隊を海外に出す軍事貢献でなく、日本の経済力を貧困問題、環境問題などの解決に役立てる非軍事面にかぎるべきです。

よって日野市議会は国連平和維持活動協力法案に反対し、すみやかに法案を撤回することを強く求めます。

上記、地方自治法第99条第２項の規定により意見書を提出します」

以上であります。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　前文の方で「国連平和活動協力法案は、武装した自衛隊を海外に出動させ」、こういう形の文章で始まっておるわけでありますが、まず、このＰＫＯの加盟国は幾つかある。そして、今日まで国際平和維持活動で、そして国連平和活動に出動して、停戦、いろいろの活動をしてきた国々の、この活動の中には停戦の監視という大きな規定があるんですが、これは幾つぐらい今まであったか。このあたりから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　国連が発行しております「国連平和維持活動」という小さな冊子がございますが、その中に紹介されたものによりますと、これまで平和維持軍といたしましては、第１に国連緊急軍、これは1956年11月から1967年６月までとなっております。

次に、今後における国連平和維持活動、これは1960年７月から1964年の６月までとなっております。国連西ニューギニア保安隊、さらに国連キプロス平和維持軍、年代は省略いたしますけれど、次に、第二次国連緊急軍、国連兵力引き離し監視軍、国連レバノン暫定軍、国連ナンビア独立移行支援グループ、こういうのが平和維持軍として、これまで活動を行ってまいりました。

監視団といたしましては、国連休戦監視団、これは1948年６月から現在まで続いている、ということでございます。

以下、年代は略しますけれど、国連のインド・パキスタン軍事監視団、国連レバノン監視団、国連イエメン監視団、ドミニカ国連事務総長代表使節団、国連インド・パキスタン監視団、国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション、国連イラン軍事監視団、国連アンゴラ監視団、国連中米監視団、こういうのが、これまでの監視団として活動を行ってまいりました。

なお、最近の例ですと、たしかイラク・イラン戦争の後、この国境に監視団が入って現在、活動を行っている、こういう状況になっているかと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　多少、足りませんけれども、要するに国連平和維持活動といいますのは、今板垣さんの方から回答がありました平和維持活動と停戦監視団、また、もう一つ仕事があるんですね。選挙監視団の行政的支援の活動というのがあるわけです。この中で、特に今、平和維持隊というのは、この戦争中に入っていくのかどうか、そのあたりを、どうですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　これは、停戦後、当事者国の同意を得て国連に平和維持軍が創設される、こういう手続になっています。ですから、戦争が起きている最中に入るということしゃなくて、一応停戦が生じたときに、当事者国の要請に基づいて国連に設置される、こういうことになる。

しかし、実際は、停戦とは言っても、ではぴたりと戦争状態が全くなくなるかというと、これまでの例ではそういうことはなくて、現に死傷者も出ているというような事態があるんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ちょっと、それは間違っておると思うんです。要するに戦争が終わった時点においては、当事者同士のやはりお互いの安全、そして権利を守るために、そういう仲介に入るわけですから、この特に前文の文章はおかしいんじゃないか。これは改めるべきであると私は思いますが、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　国連の説明書によりますと、こういうふうに書いてあるんです。国連平和活動がどういうふうにして生まれるかということを言っているわけですが、まず第１に、国連平和維持活動は、紛争当時国の同意のもとにのみ展開される。第２に、国際社会から広く支持されなければならない。殊に安全保障理事会で承認されることが必要である。そして第３に、加盟国から必要な要員が提供されることである。これによって初めて平和維持軍が創設されて現地に派遣される、こういうふうになっているわけです。

ところが実際は、当事者間の紛争というのはあるわけですから、いつ、その現地でどういう事態が生じるかわからないということに、現になっているわけであります。そこで、この平和維持軍が現地に入りますと、命にかかわるような、そういう危険な事態というのも、これはもう度々生じているわけです。ですから現にこれまで派遣された中で、700人を超える兵士の死傷が出ているということなども実際としてあるわけですから、

これは大変危険なところに、この監視団なり、あるいは平和維持軍の派遣が行われる、こういうふうになっているわけです。

ですから日本の今回の協力法案の中に述べられております自衛隊の派遣というのも、これは武器を持っていい、こういうことになっているわけです。身を守るということに限定されるというようなことを政府は説明しておりますけれど、身を守るということは、すなわち危険があるということにもなるわけです。ですから、一切、戦争状態をなくして平和な状態になっているところに行くということではなくて、やはりそういう紛争が継続されている現実であるというふうに、これまでの平和維持軍の派遣された各国あるいは地域というのは、そういうところであるということは、わかるわけです。

ですからこそ、やはり戦争当時国からの要請が国連に行われる、ということになっているわけです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　今、板垣さんの説明の中に、停戦監視団、そして平和維持活動隊として入って700名の者が亡くなったという形の話の中で、私が聞きたいのは、既にもう戦争は終わっているんです。その中に行って、何かほかの障害物で多分亡くなった。地雷とか、そういうものに引っかかって死んでしまった人はいると思うけれども、お互いの戦争、武力行使によって亡くなったというのは、そんなに私はないと思うけれども、もしその700名が死んでいるというなら、示してくださいよ。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　これは朝日新聞の８月19日付新聞ですけれど、これは国連のＰＫＯがイラン・イラク国境に派遣されたときの模様を、現地から特派員が伝えているものなんです。この国境に展開されておりますＰＫＯの活動が行われている現場で、なおこういうことが起きているわけです。「クウェート警官によるイラク人への威嚇射撃。イラク警察のクウェート側への発砲。非武装地帯では、このＰＫＯ活動の監視下であっても発砲事件が単発的に続いている」というふうに、この特派員は伝えているわけです。ですから、こういう、いつ、一触即発といいますか、また、どのような事態が起きるかわからない、そういう場面があるということなんです。

それから、700名以上の死傷者を出したというのは、これは国会の質問でも、外務省の担当者が、これまでＰＫＯ活動でどのぐらいの死傷者を出したかという質問で、七百二十何名かの死傷者を出しているという説明をちゃんと国会でも行っているということはある。（「それは交通事故で死んだんだ。戦争で死んだんじゃない。よく調べてみろ」

「停戦をした後じゃ、そんな例はないんだよ。ＰＫＯというのは停戦の始末に行くんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　700名にこだわるわけじゃありませんけれども、今、板垣議員の発言の中に、イランとクウェートとの、まだ戦争状態の中にある経過を今、説明したと思うんです。そして、特にイランの攻撃というものは常識では考えられない、そういう攻撃でありました。そういうために、まだ国連平和維持活動が開始されて行ったかもわからない。しかしながら、それは初期の段階であって、まだ両国、特にイラン側の方にしっかりとした話し合い、停戦の話し合いがなされていないときのことじゃないかと私は思います。いかがですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　722名というのは、国会で説明のあったのは、これまで国連が派遣した平和維持軍、監視団、合わせてこれだけの死傷者が出ておりますよ、ということなんです。これはイランとイラクの国境に派遣したものだけじゃない。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　まあ、いいでしょう。

そういう面で、今日までは国連平和維持活動というのは、23回出動させている。あなたは18ぐらいしか言っていないんです。そういう中で、この国連平和維持活動と申しますのは、停戦状態になったときに初めて出ていくわけであります。そういう中の自衛隊、それは一部イランの方へ飛んで、日本の医師団が行きました。そういう経過もあるわけでありますが、そういう停戦状態になったときに初めてＰＫＯというのは出ていくわけです。

そのときに、この前文の方はだからおかしいんじゃないですかと私は言っているわけ。事実ね。「武装した自衛隊を海外へ出動させて国際間の武力紛争の解決のために、武力行使を含む軍事活動をおこなわせる」これはないんじゃないですかと言っている。ＰＫＯの活動には、そういうものは含まれていないんですよ、ということを私は言っているわけです。だから、これを削除するべきじゃないですかとお話ししている。どうですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　もともと紛争当時国というのは、戦争状態なりの紛争があったわけです。ですから、そこへ行くわけですから、これは身の危険があるということになったわけです。それで政府も自衛隊を派遣するためにわざわざ法律案を国会に提出したと

いう経過があるわけです。

もし、そういう必要がなければ、これは文民、いわゆる一般人の派遣ということだって、これは構わないわけですけれど、しかし政府はそういうことをしないわけです。わざわざ法律をつくって自衛隊を派遣できるようにしようとしているのが、今度の法案だと思うんです。ですから、そのことを自衛隊が行くにしても、丸腰で行くわけにはいかないんだ、最小限の武器を持っていくんだ、こういうことを言っているわけでしょう。

しかも法案の中には「国連の事務総長が必要と認める限度で定めるものとする」というふうに、武器のことについては、装備のことについては、そういうふうに規定されておりまして、これまでの例ですと、この平和維持軍が持っていきました武器は、重機関銃とか、バズーカ砲とか、対戦車無反動砲、装甲車、120ミリ迫撃砲、こういうものすごい火器を国連の事務総長の許可のもとで持っていったという、そういう経過もあるわけですよ。ですから、国連事務総長の定める範囲内で持っていけるということであればですよ、これらの武器も将来は、いつどういう場面で持っていくようになるかわからない、ということになるわけですから、これはまさに武装した自衛隊だというふうに、これはだれが見ても言えるんじゃないかと思うんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　少しこれも共産党の皆さんは神経がびりびりし過ぎているんじゃないかなと私は思うんです。

例えばですよ、民間で、そんな危険な箇所に参加して協力できるような仕事はありませんよ。何ゆえ自衛隊を出動させなきゃならないかということになりますと、やはり自衛隊は日ごろ訓練しておる。そして訓練しておるから、たとえ砂漠の方へ放り投げられても一人で生き残って帰ってくることができるんです。そういう訓練をしておるから、やはりどうしても民間の方は訓練して鍛えるということになったら、どれほどのお金がかかるかわからないんです。そういう面で私は、自衛隊のＰＫＯの活動においては、無防備で行ったって、そんなに危険な箇所は、私は今までの経験やいろいろの体験を通したならば、そんなに被害が――あるかわからない。しかし被害があっても、最小限度の被害で守ることができるというところに、自衛隊の派遣があると私は思うんです。そういう面で、民間とか、無責任な言い方をしますけれど、では、あんたたちやれますか、肩がわりして。できるなら言ってくださいよ。できないことを言うべきでないと私は思いますよ。

いかがですか。この自衛隊の武装した、この部分については削除していただけません

か。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　民間人をこういう紛争当時国に送るというのは、私はできないだろうと思うんです。ですから政府はわざわざ自衛隊を武器を持たせて派遣するために今度の法案をつくったわけでしょう。自衛隊が行けるようにしよう、こういうふうにしたわけです。

しかも、武器を持っていくということを政府自身が言っているわけですから、これはもうだれが見ても武器を持って現地に行く自衛隊だ、武装した自衛隊だ、こういうふうに私たちは解釈しているわけですよね。そのことについても、政府は否定はしていないわけです。あれこれの武器は、こういう武器だ、ああだ、と、いろいろ説明はしますけれど、武器を持つ自衛隊が派遣されるということについては、政府は一回も否定はしていないと思うんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　それは、やはり憲法で人権の保障はあります。そういう面で、緊急避難とか正当防衛のためにのみは許されるわけであります。そういう形のことが今論議されているわけじゃないですか。これ、一方的にこういうことを書くということは、ちょっと私はおかしいと思うんです。

要するにＰＫＯの本来の目的というのは、戦争が終わった時点で国連の要請によって派遣するわけですから。まして日本のような、憲法第９条のここから判断しますと、なかなか人道的に難しい部分があるわけです。そういう面で、今、政府では盛んにこれらの問題を解決するための策をしているわけであります。そしてまず、ＰＫＯの人道的な救済活動の協力に当たっては、基本方針としての内容を、活動地域の機関、国際平和協力隊の規模などを定めた実施計画を閣僚によって決定するわけです。これは当然、実施計画というものは国会で審議されるでしょう。そこから出発するわけですから、そんな一人ひとりの自衛隊だって、無防備では行かせられるわけありませんよ。そういう中で、やはり自分から戦争を仕掛けない。そして何ですか、この「しかも中国や韓国の政府が日本政府に対し……」ここの部分の文書だって、これは一部の左翼系の連中が言っているのであって、中国や韓国へ私も行きます。それ、全部の人が言っているわけありませんよ。10人に聞いて、こんな考え方を持っているのは、よほど煽動された連中は言うかもわからない。そういう特殊なところへ行って話を聞いてきて載せるということは、おかしいと私は思うんです。それは、日本がかつて戦争で植民地としてやった行為という

ものは、私たちも反省しなきゃならない。しかしながら、こんな事態がどうして起こるんですか。今の日本の状態で。どうですか、あなた。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今、天野議員から、国際平和協力本部という意味なんでしょうけれど、つくられたときには国会で当然、審議があるでしょうというふうにおっしゃいましたけれど、国会では審議されないんです。これの法律ができますと（「法律ができて、つくるんだ、審議するんだ。それから出てくるんだよ」と呼ぶ者あり）いや、国際協力平和本部というのが設けられて、これは総理府にこの本部を置くということになっているんです。そこでいろいろと、どの程度の人員を派遣するか等々、細かいことをそこで実施しているわけですよ。国会の承認を必要とするということや、前もって国会で審議するなんていうことはないんです。それで、この間の臨時国会も、民社党の要望がなかなか政府に聞き入れられなかった、というようなことなどがあって、意見一致が見られなかったというようなことになったわけですけれど、これはもう既に法律に基づいて本部が総理府内に設置される、ということになっております。

それから、アジア諸国の憂慮だとか慎重だとかいうようなことは、これは新聞にも何回か伝えられておりますので、当然、天野議員も見ておられると思うんですが、あえて私もここに書いたのは、やはり一部の人たちの言葉ではないということなんです。

例えば、９月23日だったと思うんですけれど、ちょうどＰＫＯ法案が提案される直前に、中山外務大臣が国連に行きました。そのときに、韓国の外務大臣や中国の外務大臣と会談を行いましたよね。この協力法案、ＰＫＯ法案の内容などを説明して理解を求めた、という会談が行われたんですが、その際に、この両国の外務大臣が、いずれも日本の平和への貢献の願いは理解しつつも「隣国が過去の歴史を思い出すような自衛隊派遣は慎重に対応してほしい」というようなことを述べたとか、韓国の外務大臣は「日本が人的貢献を含めて国際社会にふさわしい役割を果たそうという願いは理解できるが、日本との間で不幸な歴史を持つ韓国など近隣国は自衛隊の海外派遣に憂慮の念を持っている。そして慎重に対応してほしい」とこういうふうに言っているわけです。これは当時テレビても伝えられましたし、新聞でもこうしたことが伝えられておりますし、さらに、これは９月25日でありますけれど、北京を訪れました自民党の伊東正義日中議連会長、もとの外務大臣です。この人は約１時間にわたって、江総書記と会談したというニュースが伝わっておりますけれど、その際に、江総書記が「日本の指導者の責任は、次の世代を教育することだ。歴史は事実である。歴史は正しく教えなければならない」というようなことを述べて、自衛隊の海外派遣に慎重に対応するよう改めて求めた、という会談の内容が伝えられているんです。

ですから、伊東さんも中国に行って、こうした責任者と会って、海外派兵を、自衛隊の派遣を慎重にしてほしいということを言われているわけです。一部の過激な学生云々ということじゃなく、やはり一国を代表するような外務大臣が、日本の外務大臣にもこのように要請するというようなことなども、ちゃんと伝えられているわけです。これは天野議員も恐らく当時、耳にされたり、あるいは目にされたというようなことなどがあったんじゃないかと、私は思うんです。

それから、最近の外国の、特にアジアの新聞の論調や、あるいは政府の要人などが、いろいろと憂慮する発言なども伝えられております。これをすべて紹介するということもできませんけれど、例えば、市職ニュース、これは12月18日付のものですけれど、韓国の東亜日報の内容を、これはコピーで印刷したものなんでしょうけれど、ニュースでわざわざ紹介いたしまして、自衛隊の派遣は隣国に不安を招く、こういう論評を東亜日報が伝えているんです。ですから、韓国や、あるいは中国だけではなくて、こういった発言や、あるいは論評が見られるというのは、アジア全体が大戦の惨禍など思いをいたすならば、やはり日本の自衛隊が海外に出るということについて、やっぱり不安を持っているということが言えるんではないかと思うんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　板垣議員の言っていることもわかりますけれども、やはり政治というのは取り引きでありますから、やはり伊東外相が行って、そういう話の中で、この日本の、特に経済力を持った場合には、経済力プラス軍事力を考えたら、確かにアジアの脅威になるのは当然であります。しかしながら、日本には憲法の歯どめがあるんです。そういう中で、日本は再び憲法を改正しない限り、正規の軍隊というものは持てないわけです。そういう中から、日本の国内のことをよく説明したら、それは当然わかっていただけると思うわけです。

特に私は、今回、武装して武力行使ということを文書としておるものですから、これを取っていただけませんかと。特に、ＰＫＯの最も重要な特色として、23回出動しておりますが、ＰＫＯの活動として、そしてこの中で、武器を一回も使用したことがないんです。そういう面で、1988年にノーベル平和賞をとっているわけです。そういうところに私は、このＰＫＯの活動の大きな目的があると思いますが、どうですか、この部分、削除していただけませんか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　私の提案は、今、るる理由を申し上げましたように、やはり自衛隊が武器を持って海外に出るということは、これは明確なんです。政府自身がそういうふうに表明しているわけですから。

しかも、武力行使をするというのは、国連の規定にそういうふうになっているわけです。政府は、武器の使用だというふうにおっしゃっているようですけれど、これはもう紛れもない武力の行使になるということは、だれが見ても明らかなことではないかというふうに思うんです。ですから、特にここの文を削除をするという考えは、ないんです。むしろ、この意見書案に、ひとつ御理解していただきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　いや、そのあたりがやはり解決しないことには、私もやめるわけにいかないんです。

特に、この間、後藤田さんと、「週刊毎日」に会談が出ております。そして、この後藤田元官房長官との見解は、私は大体同じなんです。後藤田元官房長官が言っていることは、自衛隊の派遣は無防備で行かせてはならぬ、このあたりを解決しなければならないんだと。それは、私がもしそういう場所へ行くとして、無防備で、殺されるのがはっきりわかっているようなところには、私だって行きませんよ。そういう中から、やはり自衛隊には必要最小限度の武器を持って出動させるような方法をとらなきゃならんじゃないか、ということが書かれておりました。それは私も同感なんです。だからそれはあくまでも武力行使は、自分の身の安全と、また周囲にいる者の安全を守るための緊急避難的な、そういう以外に行使してはならんのです、ＰＫＯの。そこに大きな目的があるわけです。

そのあたりはどうですか。これを削除していただけませんか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　天野議員もおっしゃっておりますように、武器を持たずに現地に行くというのは危険だというわけでしょう。ですから武器を持っていくんだと。それは、最小限、自分の身を守るためだというふうにおっしゃいますけれど、現地に行って自分の身を守るといっても、どういうふうに日本にいて判断するのか。これはもうわからないわけです。はるか向こうから、何か砲弾が飛んでくるのを、これは身が危険だといって同じように対抗して撃ち返すということだって、これは自分の身を守るんだ、というふうに言えるわけですよ。

あるいは、迫撃砲のようなものを使う場合だって出るかもしれないし、そういう武器を持って行くからには、やはりそれを使うということになっているわけです。ですから、それはやはりこうした紛争当時国における武器の使用は武力行使だというふうに、国連の事務総長の見解も、これもはっきり出ているわけですし、平和維持軍そのものの活動が武力行使だということに、これはなっているわけですから、自衛隊が武器を持って出かける、海外に出るということは、まさにやはり武装した自衛隊の海外派兵という、こういう解釈にしかならない、というふうに考えているんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　繰り返し言っておりますけれども、要するに、ＰＫＯの国連平和維持軍というのは、停戦されて、争いを中止――状態の中に入っていくわけですから、それは多少、鉄砲玉が飛んでくるかもわからないけれども、そこに撃ち返すことができないじゃないですか。そういう面で、停戦になって、そしてお互いに平和解決をするために行くわけですから、その過剰な、意見というのはちょっと異常じゃないかと私は思うんです。

だから、実際問題として、ＰＫＯの協力というものは、要するに平和を維持するための活動なわけですから、それは戦争が終わった時点で入っていくわけですから、そのあたりを十分理解して、この部分を削除していただけないか、このように思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　天野議員は、過剰反応じゃないかというふうにおっしゃいますけれど、これは私や共産党だけがそう言っているわけじゃないんです。これは朝日新聞の11月10日付の１面で、朝日新聞社の世論調査の結果が出ているのをごらんになっているかと思うんです。平和維持軍への自衛隊参加は、この調査によりますと、58％は反対しているんです。（「平和維持軍じゃない。維持隊だよ。もう変わっているんだから」と呼ぶ者あり）59％は、憲法上問題がある、こういうふうに答えているわけです。これは、国民の過半数以上、大部分に近い世論が反対している、ということを言えると思うんです。

さらに私が、なぜこの自衛隊の海外派兵とも言えるというふうに書いて、憲法の平和原則云々というふうに書いたかというと、これは天野議員みずからもおっしゃっておりますように、今の憲法のもとでは自衛隊を派遣することができないわけです。憲法の前文には、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意しておるということで、この憲法はつくられているわけです。そして第９条に、国際紛

争は武力をもって当たらない、こういうふうに日本の憲法は規定しているわけです。その憲法からいくならば、自衛隊の海外出動というのは、これは明らかに憲法違反だ、こういうふうに私は判断をして、この意見書案を提案をしているわけなんです。

むしろこういうことを天野議員において十分御理解をしていただきたい、というふうに思うんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　今、板垣議員の言っていることは、戦争の当事者同士の出動、こういうような面に私は聞こえるわけです。こういうところは、やはりぼかさないでもらいたい。これはあくまでもＰＫＯの活動のための討議しておるわけですから。ぜひ、このあたりを改めていただきたいということを、強く要求します。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　板垣議員は、お水でも飲みながらゆっくりとしていただきたい。あと13人残っている。私を除いて。こんなに14人の方から質疑をされるなんていうのは、身に余る光栄だと思っていただきたいと思います。

私どものところに、まず質疑に入ります前に一言言っておきたいんですが、たくさんのはがきが参りました。これはみんな公明党の取ったＰＫＯの反対ということで、学校の先生方がみんな手分けをして出されたものですが、教育長を初め、よく聞いておいていただきたいと思います。

中には名前が全然書いてなくて出されたのもありますし、あるいは、第一小分会とか、そういったことで書かれたのもあります。あるいは、ちゃんと、きちんと住所も書かれているのも中にはありますが、約七、八十枚来たものです。これは、私ども公明党の５人に分けられてきているわけですが、恐らく自由民主クラブの皆さんにも多数はがきが来ているんじゃないかと思いますが、その中で、普通のと言いましょうか、文章で書かれているのは、多くの国民がいろいろ疑問を持っているこの法案を、国民が納得するような慎重審議をするように強く意見を上げていただきたいというような、こういった柔らかな文章のところもありますし、非常に厳しい言い回しわしているのもあります。

中に、こういうのが一つあるんです。弾劾――弾劾の「弾」に、劾、いわゆる「劾」という字です――赤いボールペンで弾劾と書きまして、弾劾という意味を調べてみました。いわゆる罪状を調べ明るみに出す。いわゆる、責任を追及する。こういう意味だそうです。弾劾裁判所なんていう言葉が昔あったわけでありますが、いわゆる罷免の訴追を受けた裁判官を弾劾する、国会に設けられた裁判所、こういうまあ……。

この文章は「人は、もはや人間主義、平和主義を伝える資格はない。ＰＫＯ法案は自衛隊を戦争の道へ送り込む法案だ。それを強行採決するとは何たることか。池田大作もろともに国会から去り、奈落の底へ沈め」こういう文章を書いている。これは、宮沢清子議員に宛てられたものですが、三浦　仁という高幡台小学校の先生です。こういうことは、こんなにたくさんある。全部の抗議じゃないんですが、こういうふうに書かれてきている。まず、教育長初め教育委員会の人たちは、こういったことをきちんとよく頭に入れていただきたいことを、まず確認、申し添えておきたいと思います。

まず、ＰＫＯの論議をもらう前提として、私どもが認識しておかなければならない点は、御案内のように、昨年８月に勃発したイラク・クウェートの戦争であります。この湾岸戦争の持つ意味というものを、よく私たちは認識をしなければならないと思います。世論調査などを見ますと、国民の見方、意識の変化が、ありありと変わったことをあらわされていることが出ています。すなわち、湾岸戦争が起きた後に、最初のうちは自衛隊が海外に行くことは断固反対というのが、80％強ございました。ところが、戦争が終了して以降、自衛隊を派遣しての難民救済については、賛成と答えた人がかなり多くなりました。あるいは、掃海艇の派遣にしても、最初のうちは反対の立場の人が多かったわけですが、これも逆転して賛成の人たちが多くなった。

もっと端的な例は、90億ドルの支援の問題であります。当初は「反対」が圧倒的に多数を占めたわけでありますが、反対が60％程度だったと思います。しかし、これもわずか数日のうちに90億ドル支援というものが賛成の立場に変わってきた。この変化を、ぜひ私どもは知る必要がある。そしてこの変化は、私ども日本だけではなくて、国際的にもこういう変化があったということを、まず最初に述べておきたい、このように思うわけです。

ＰＫＯと言われております。ピース・キーピング・オペレーションというんだそうでありまして、私はオーストラリアへ行ってきてから横文字が非常にふえたわけでございます。元来、横文字や縦文字は私はかなり造形の深い方でありますから、このＰＫＯということについて、板垣さんの会派の、いわゆる大阪二区の衆議院の先生が国会で、衆議院特別委員会の質疑の中で言っておりますが、この日の海部首相は、先ほど天野議員も言われておりました、ＰＫＯの平和維持活動というのは国際的に認められているノーベル平和賞をもらっている、こういうことについて答弁をしているわけでございますが、提案者は、このＰＫＯということについての見解を、まずお尋ねをしておきたいと思います。

何点かありますので、ひとつ書いて答弁漏れのないようにしていただきたい。

２点目は、国際連合ということでございますが、このことについて、提案者の見解を伺いたいと思います。

３点目には、この国連憲章の中に、第６章、第７章と、いろいろＰＫＯに関するようなことがあるわけでございますが、私どもと見解がかなり違うんじゃないかと思いますので、この辺もひとつ、第６章、第７章の説明をお願いをしたいと思います。

４点目は、この意見書案にも出ておりました、武装した自衛隊とありますけれども、この武装したということも、一体どういう意味を差すのか。「武装した自衛隊」について、意味を教えていただきたいと思います。

５点目は、「自衛隊の海外派兵法」ということで、ここに書いてありますが、この海外派兵法という法はどんなものなのか。いろいろ調べてみましたが、なかなかないんです。これをひとつ、どういう法案なのか、お願い申し上げます。

６点目には、憲法の平和原則というようなことが、ここに「根底から蹂躙するものである」ということで書いてあるわけですが、憲法第９条について、板垣さんの知っているところで結構ですが、御説明を願いたいと思います。

７点目は、「絶対に容認できないとする世論がますます高まる」ということで書いてございますけれども、つい１週間前のＮＨＫの世論調査等もございますが、朝日新聞だけじゃなくて、ＮＨＫとか読売新聞とか、そういった世論調査もぜひ発表していただきたいわけですが、その点、御存じかどうか、お伺いします。

８点目は、武力の行使を含むということでございますけれども、武力と武器の使用との違い、その辺をちょっと明確にしていただきたいと思います。

以上、とりあえずこの８点を、よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　１点目のＰＫＯですけれど、これは、例えば国連の説明書によりますと「国際連合による平和維持は、国際の平和と安全を維持するために国連がとる幾つかの手段の中の一つである」というふうに述べているわけです。ですから、国連の幾つかとる手段の中の平和的な維持についての一つの手段だ、とこういうふうに言っているわけです。私もそうだと思うんです。ただ、日本がこれに参加するかどうかということについては、また別な問題でありますから、私は、日本の自衛隊がこの平和維持軍に参加するということは必要ない、というふうに考えております。

それから、国連憲章との関係云々という質問がございましたが、特に今、国連憲章を

ここで持ち合わせておりませんので、国連憲章との関係で、このＰＫＯ法案問題をここで説明するということは、今はできない、ということを申し上げておきたいと思います。

武装した自衛隊ということについてどうだ、どういうことか、というふうに質問がありましたけれど、武装は、やはり武器を持っている自衛隊ということであれば、これはまさに武装した自衛隊、こういうふうに私たちは解釈をしております。

５点目の、派兵法というふうに書いてあるけれど、派兵法などというのはどこにもないじゃないか、というふうにおっしゃいますけれど、確かに派兵法という名称の法律案というのは、国会に出ているわけではありません。ただ、この国連平和維持活動協力法案の内容の実態が、自衛隊の海外派兵法とも言えるような内容になっているというふうに、私は、わざわざここにかぎ括弧をつけて強調をしたわけであります。

平和原則、憲法の第９条をどのような考えているか、というふうに質問がありましたけれど、先ほど、天野議員の質問にもちょっと私、引用いたしましたが、憲法の前文に、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意したという、日本の国民の意思があらわされているわけで、その具体的な内容が憲法の第９条に書かれてある、というふうに思うんです。この中に、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する、こういうふうにはっきり述べているわけです。まさにこのとおりであって、日本は武力による平和的な解決を放棄するんだ、こういう立場を貫くことが大切だというふうに考えておりますし、この第９条との関係におきましても、このＰＫＯ協力法案の内容は、私はとても賛成できるものではない、このように考えております。

それから、とても容認できないということなんですが、これはまさに私は容認できない、協力法案に容認できないということです。まさにこれは、これまで説明申し上げましたような幾つかの理由もあるわけですけれど、とても容認できない。先ほど引用いたしました朝日新聞の世論は、まさにそういうことを私はあらわした世論調査の結果ではないか、というふうに思っております。

なお、最近のＮＨＫでも世論調査を行っていることが報道されておりますけれど、今、手元にＮＨＫの世論調査の結果についてのデータはありませんので、詳しくは印象を言うことはできません。

それから、武力行使と武器の使用の違いというふうにおっしゃって、御質問があったわけですけれど、私は、政府にこのことを聞きたいぐらいなんです。政府は武器の使用だ、武力行使ではない、こういうふうに説明しているわけですから、そのことが焦点の

一つになって、国会でもいろいろ質問があったと思うんですが、これはどうも明確ではないというふうな印象を、私自身持っているわけです。武器の使用がすなわち武力行使だというふうに、私は考えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　２点目の答弁がなかったわけでございますが、国連憲章の中身も知らないで、このＰＫＯのことを論ずるとは、全く私も「よくこういうことが言えますね」ということを言いたくなるわけです。今、わからないなら私が教えますので、よく聞いておいてください。

国連憲章の第６章には、板垣さん、よろしいですか。国家間の紛争は平和的解決に努めるべきだ、こういうふうに憲章の第６章に書いてある。これが一番大切なんです。そしてこの第７章には、右の平和原則が破られる場合を想定して、問題の侵略国に対して米、ソ、英、仏、中の５カ国を中核に世界の国々が一致団結して非軍事的に、次に軍事的に共同制裁をする、こういう、いわゆる国連軍の創設も定めたのが、第７章なんです。

ところがこの中で、第７章が――６章、７章はこれの最大の特徴なんですけれども、これがずっと休眠状態が続いて、もう46年ずっと来ているわけです。この中で生み出されたのがＰＫＯなんですから。この辺をはっきり言っていただかないと、なぜＰＫＯかということがわからなくなる。わかりましたか、板垣さん。

それで、４点目のことですが、武器という、例えば警察官には武器の使用が許されている。このことは一体どういうふうに思いますか。これが大切なんでする

それから、自衛隊の海外派兵法、こういうことを実際に「派兵法」というふうに書いてあるわけですから、これは派兵方があるとみなすのが当然のことである。この辺は、もう一度きちんと訂正をするなり、何とかきちんとしていただきたい。

それから、憲法の平和原則。憲法、憲法が、というふうに言うならば、第９条をきちんと示して、第９条のどこがどうなのかということぐらい、きちんと説明をしていただきたい、こういうふうに思うわけです。ちなみに、憲法第９条は、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は云々になっている。

この辺をちょっとお聞きしたいと思いますが、正義と秩序を基調とする、これは一体どういうことか、お伺いします。国際平和を誠実に希求していくんだ。ここで武力による威嚇、または武力の行使というふうに、武力という言葉が出ている。この辺、どのように感じますか。お伺いいたします。

７点目に出てまいりました、絶対に容認できないというようなことでございますが、ＮＨＫの世論調査が出ております。一番新しい調査だろうと思いますけれども、12月の７、８、暮らしと政治に関する世論調査。国連平和維持活動（ＰＫＯ）に対する協力問題について、62.7％の人が「日本もＰＫＯに参加すべきだ」と回答。また、現在、臨時国会で審議中のＰＫＯ法案に対しても33.7％は「賛成」と回答し、「反対」の25.4％を上回るという結果が判明した。このようにはっきりとＮＨＫが一人ひとり呼んで調査をした。それから、日本がＰＫＯに参加すべきかどうかの問いにおいては、「参加すべき」が62.7％、圧倒的多数に達した。「参加すべきでない」は、わずか16.4％。「わからない」、無回答が、20.9％。このように、ＮＨＫの世論調査は出ているわけです。

一方、ＰＫＯ法案に賛成か反対かでは、「賛成」が33.7％、「反対」が25.4％。8.3％上回った。男女別にしても、男性では43.7％がＰＫＯ法案に賛成。反対が28.5％。大きく上回っているわけですが、女性も、賛成が25.4％で、反対の22.9％を上回っている。こういう結果がきちんと出ている。この辺も、ひとつ提案者は、ＮＨＫの世論調査ですから、きちんとこの辺も、朝日新聞だけじゃなくて、この辺もきちんと皆さんに報告、わかってもらわなければいけないんじゃないのかと思います。

もう一度、それから８点目の、武器と武力の違いです。どこまでが武器なのか。その武器という定義を、ひとつお示しいただきたい。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　警察管の武器を持っているのをどう考えるか、という御質問がございましたけれど、警察管の場合と、私は今度のＰＫＯ法案とは全然違うものだというふうに考えている。

それで、自衛隊が武器を携えて海外に出るということについて、私は反対だというふうに（「警察官ならいいんですか」と呼ぶ者あり）警察官ならいいということを言っているわけじゃなくて、この法案に基づく自衛隊の武器の携行による海外への出動は、私は憲法違反だ、とこういうふうに申し上げているわけですよ。ですから、この意見書案の中に盛られているのは、そういう趣旨のことを私は述べているということなんです。

それから、派兵法はないじゃないか、ということなんですが、確かに派兵法そのものはないんです。ないですけれど、このＰＫＯ協力法案の内容が、自衛隊は武装して海外に出るということは、すなわち派兵法と言ってもいいくらいだとも言える、というふうに私は（「勝手につくっちゃっちゃ、しようがないよ。そんないい加減なやつは議会で審議できないよ」と呼ぶ者あり）ですから、かぎ括弧をつけて私は、そういう内容を含

んでいるものだ、というふうに申し上げているわけであります。

それから、憲法の第９条「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」これはまさにそのとおりであって、日本国民は世界の正義と秩序を基調とする、そして国際平和を誠実に希求する、ということです。ですから、戦争などについては「武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」こういうふうにわざわざ強調をしている。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。こういうふうに、はっきりここに述べて強調しているものだというふうに解釈をしているわけであります。

それから、容認できない、まさに私は容認できないのであって、これは多少なりとも容認できる余地はあるか、というふうに言われても、これは容認できないというふうに言わざるを得ないと思うんです。

それから世論調査のことなんですが、私は今持っているのは、朝日新聞の世論調査を皆さんにお示ししているわけですけれど、今、黒川議員から詳しくＮＨＫの調査を行った結果についての説明がございました。それも一つのもちろん世論調査でありましょう。ですけれど、私は、一つの反対する根拠として、先ほど引用した朝日新聞の世論調査をお示しした、ということであります。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　板垣議員は、今、海外派兵法ということで、かぎ括弧をつけたからとおっしゃいました。随分強調されておりますが、その下に、では憂慮も慎重も、かぎ括弧がついていますので、これも、では全くないけれども、こういうのがあった、こういう理解でよろしいんでしょうか。かぎ括弧をつけると、みんなそういうふうになるんでございましょうかね。ないものは、幾らかぎ括弧をつけたって、ないんですよ。

したがって、これを自分が勝手にかぎ括弧をつけたからといって「こういうものがあるだろう、こういうものだと思う」という、そういう想定のもとに、こういう意見書などを書かれたんでは、これが国へ行くわけですから、もし可決された場合はですね。これはもう大変なことになるんです。日野市議会は一体、何をしているのか、そういうことになってしまう。いかがですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　かぎ括弧をつけて強調したというわけなんです、私は。言っているのは。（「何を強調したんですか」と呼ぶ者あり）派兵法とも言える、というふうに言っているわけですよ、その内容が。まさに自衛隊を武装させて海外に出すわけですから、これは派兵そのものだ、というふうに私は解釈をしているわけです。

それから、憂慮、慎重という言葉も今おっしゃいましたけれど、これは外国の方の発言を、特にやはりそういう点で日本のＰＫＯ法案に対する反対の意思を示しているんだ、というふうに私は受けとめておりますので、この点も、諸外国の反応として強調する意味でかぎ括弧をつけた、というふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　先ほど、ＰＫＯという見解をお尋ねをいたしました。まさにピース（平和）・キーピング（維持）・オペーレーション（活動）というＰＫＯ、これは戦争あるいは紛争が終わり、停戦が成立した後に、国連から派遣された人たちが、その回復された平和を維持するためにパトロールする活動のことなんです。

ですから、やっと停戦に合意をして、その停戦が破られ、再び戦争が起きないように、再び人々が傷つかないように、国連の手で平和を守る、これがすなわちＰＫＯの活動なんです。そのＰＫＯの活動の中に、先ほども質疑がありましたけれども、三つある。いわゆるＰＫＦ。ここでＰＫＦの５原則というものが政府から出されました。このことについて、その５原則について御説明をいただきたいと思います。

それから、いま一度、憲法第９条の原文にありました国際平和ということについて、一体、この国際平和というものをどう提案者は考えられているのか。平和ということについて。日本が第９条でうたっている国際平和はいかなるものなのか。これをもう一度お伺いします。

それから、ＰＫＯの活動の中で、過去、停戦が合意をされて、いわゆる合意が破られた。ＰＫＦの部隊が紛争当事者の軍隊と対峙をした例があるかどうかです。それをまず示していただきたいと思います。

海外派兵という言葉と、派遣をする、この派兵と派遣の違いを教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　平和５原則云々は、今、黒川議員から質問がありましたけれど、いわゆる公明党が自民党との折衝の中で、平和５原則を法案の中に入れることによって、公明党も賛成できるということで合意した内容を指しているのではないか、と思うんですが、そういうことがなければ、この法案の中に含まれたものだろうと思うんです。特に、平和５原則というふうに別個に条文化している項はないんですけれど、大体、私が考えているのは、例えば、この法律の第１条が、国際連合平和維持活動及び人道的な国

際救援活動に対して適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び云々というふうに書いてありますけれど、この中に、すべてこの法案の中に含まれたものであるというふうに思うんです。

この平和５原則のうちの一つは何で、二つ目は何で、三つ目が何でというふうに、私は今申し上げませんけれど、特に平和５原則云々ということを、私は申し上げているわけではないわけですからね。この中に含まれている、というふうに思うんです。（「ちゃんと申し上げなきゃ、だめだよ」と呼ぶ者あり）

２点目の、国際平和ということについてどういうふうに考えているか、というふうに質問がありましたけれど、これは国際平和は、例えば戦争がない状態ということは、一つは端的に言えることだと思うんです。例えば、戦争のある状態を、これは国際平和だ、というふうにだれも言わないと思うんです。そういう点で、やっぱり戦争かない、紛争のない状態、こういうことが一つあると思います。

３点目の質問は、ちょっと私、聞き漏らしましたので、再度おっしゃっていただければ幸いかと思うんです。

４点目の、海外派遣と海外派兵はどう違うか、ということでありますけれど、海外派遣ということを政府は言っているわけです。ところが、自衛隊をそのまま海外に出すわけですから、これは兵力を出すということでありますから、これはむしろ海外の派兵というふうに言った方が、私は適切な表現ではないかと思うんです。派遣と派兵の違いということは、例えば、人を遣わすというふうな派遣の意味がありますけれど、私はそういう言葉上の解釈を申し上げるつもりはないんですけれど、いわゆる武器を持って海外に出る自衛隊であれば、これはもう明確に海外の派兵というふうに解釈しても、私は何ら差し支えない、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私が、なぜＰＫＦの参加５原則をということを言ったかと申しますと、ここにやっぱし一番の問題点があるわけです。ＰＫＦ参加５原則のその中に、きちんと盛られているからこそ、きちんとしたＰＫＯの活動ができる、ＰＫＦの活動ができるわけです。法案に云々といっていましたけれども、どこの法案にあるか、もう一度、よく示していただきたいと思います。

３点目の質問は、過去のＰＫＯの活動の中で、停戦後の合意が破られた、ＰＫＦの部隊が紛争当事者の軍隊といわゆる戦ってしまったという、こういう例があるかどうかを示していただきたい、こういう質問をしたわけです。

４点目の、海外派兵と派遣ということでございますけれども、派兵というのは、占領統治の手段ということが書かれている。派遣と派兵は、えらい違いなんですよ。大変な違いなんです。私たちは、だからそもそも派兵なんていうことは一つも言わないんです。派遣なんです。派遣をする。ですから、この辺が、そもそも変わってくる。そして、統治を目的とするから、ゆえに武力行使が伴ってくる。この辺の違いが、大きな違いがあるんです。この辺をもう一度、提案者にはっきりと明確にしていただきたい。派遣なんですよ、今回のＰＫＯ法案。派兵じゃないんです。その辺をよくわからないと、さっきの派兵法じゃないけれども、自分の変な解釈になってしまう。

もともと海外派兵というのは、その意思と能力がなければできないんです。派兵については。その辺については、日本の国というものが、派兵をする能力があるかどうか、意思があるかどうか、それは一体どこに保障されているのか、この点をまず。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　先ほど質問で、答弁するところを落とした点なんですけれど、平和維持軍が派遣された後、再び戦争が起きた例があるか、ということだったと思うんですが、これは、例えば、いろいろ戦闘といいますか、例えばパトロール中の待ち伏せ攻撃、あるいは地雷の爆発、こういうようなことなどが幾つも例としてある、ということがあるんです。例えば、監視場の襲撃とか、テロリストによる暗殺、こういうようなことが行われているわけです。

国連が独立への重要な役割を果たしたといわれております、1989年のナンビア独立移行支援グループの活動は、三つの歩兵部隊、300人の軍事監視団で構成された、というふうに言っておりますが、その活動の中で19人の死者が出た、というふうに記録されております。

それから、第１次アラブ・イスラエル戦争のときにも、やはり同じように現地に平和維持軍が派遣、派兵されて、それなりの活動を行っておりますけれど、これもかなりの危険な事態でもあったというようなことだとか、それからゴラン高原の国連兵力引き離し軍というものも、実際にはあったんだそうですね。それからレバノンの、国連レバノン暫定軍というのが加わって、これは現在まで活動を行っているというように、長期にわたるものもあるわけです。ただ単に一時的な維持活動だけではなくて、長期にわたるものもあるということが、紹介されておるわけであります。そういうことを考えるならば、この紛争当事国におけるＰＫＯ活動というのは、非常にやはり危険なものを伴うということが言えるわけです。

それで、先ほど申し上げましたように、これまで国連で設立されました平和維持活動が始まって以来、700人を超える犠牲者を出したということは、そういうことをやっぱり裏づけるものだというふうに思うんです。

それから、派兵と派遣のことを言われますけれど、これは政府が派遣というふうに言っているわけですよね。（「おれたちも言っているんだよ」と呼ぶ者あり）公明党もそういうふうにおっしゃっているのか知りませんけれど、（「言っていないのは共産党だけだよ」と呼ぶ者あり）派遣とは言っておりますけれど、その内容が、まさに派兵そのものではないかということを我々は言っているわけです。（「戦争をしに行くわけじゃないんだから」と呼ぶ者あり）武器を持って海外に出ているわけですよ。自衛隊員が持って、出ていくわけです。それを派兵と言わずに、派遣だというふうには言うけれど、これは派遣だというふうには私たちはとても理解できないわけです。

例えば、辞書だけを引いて、派遣というふうに、どういうふうに辞書に出ているかというと「いろんなところへ分けて送り遣わす」というふうに出ているわけです。しかし「命じて出張させる」という言葉もあるんですよ。ところが派兵は「軍隊として派遣する」こういうふうにも出ているわけです。まさに部隊を派遣するわけですから。2,000人を限度として自衛隊を派遣できると言っているわけでしょう。（「何言ってるの。自衛隊は軍隊じゃないんだよ」と呼ぶ者あり）2,000人からの自衛隊員を出すのに、これは軍隊だと、だれも思うと思うんです。しかも武器を持っているわけでしょう。それだけの武器を持って派遣する自衛隊を派兵といわないということも、むしろ私は不自然ではないか、こういうふうに思うんです。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　先ほどから何回も、武器を持っていくからいけないんだと言っていますけれども、そうしますと、さっきも警察官と兵隊は違うと思う。しかし、日本国憲法を守ると言っても、板垣さん、日本国憲法で警察管の武器を認められているんです。海上保安庁も含めて。それは一体どういうことなんですか。警察官がピストルを持っていいといっているのは、何のために持っていいと言っているんですか。平和なら持たなくてもいいだろう。しかし武器使用を認められている。そこは何だということを考えていただきたい。武器、武器といいますけれども、自衛隊は一体何の武器を持っていくんですか。それをまず一つ。

それから、３点目に言いました、過去の、いわゆる停戦後の合意が出されたという、破られたというのは、どうも板垣さんの資料と私の持っている資料とは全く違うんです。

どこからのこれは資料かわかりませんけれども、私は昨年８月22日の衆院予算委員会での審議の中から、過去にコンゴ国連軍というのがあったそうですが、これは武器を使用したところだそうです。これを除いた過去の例で、いわゆる停戦後の合意が破られて、平和維持軍の部隊が紛争当事者の部隊と対峙するような場合が、本当にあったのかどうか。あるいは、その際、各国の部隊はいかなる対応をしたのか、実際に武力行使をすることによって攻撃を阻止したような例があるのか、ないのか。こういう質問をしているんです。

その質問に対して答えられたものは、今の提案者の答弁と全く違うんです。もう一度、この答弁の方をちょっと御紹介しておきますと、このとき内閣法制局長官が答弁している。失礼しました。その後に、丹波外務省国連局長が答弁している。この場合に、いわゆる停戦後の合意が破られたということは、二つ考えられる。一つは、1974年７月のサンプライで起こった事件。それから二つ目が、1982年にレバノンにイスラエルが侵攻してきた事件。この二つしかない、こう言っているんです。今の例と全然違うんですよ。

それで、各国に電報を打って調べてみた。この丹波外務省国連局長が。そうしたら、トルコ軍がサンプライに侵攻してきたわけですが、そのときイギリスが参加しおったけれども、部隊は撤退せずに持ち場にとどまっていたけれども、侵入者であるトルコ軍に対して何らの行動もとらなかった。

オーストラリアの場合には、トルコ軍に対し口頭で移動の停止を申し入れたけれども、武器の使用は行わなかった。

デンマークについては、自分たちが何らの措置をとることなく、本部に引き返してしまった。――こういう報告をされている。

ですから、ＰＫＦのこういう活動は、まさに軍事的なものは全く何もない。

いま一つ、イスラエルのレバノンに入ったときは、フィージー軍あるいはアイルランド部隊は基地内に戻って、自分たちとしては何の抵抗運動もしなかった。――こうやって書いてある。丹波外務省国連局長がこういうふうに言っているんです。

ですから、ここにもあるとおりＰＫＦというのは、そもそもが戦争に行くわけじゃない、ＰＫＦの活動というのは。板垣さんも、いろいろもう知っていると思いますけれども、あくまでも非強制、中立の立場で臨むＰＫＦ。さっきもありました。1988年にはノーベル平和賞が授与された。これは、国際的にもみんな知っていることです。ＰＫＦというのは、停戦協定が守られているかどうか監視する、いわゆる審判員、アンパイヤなんです。ですから、そこに行くんです。アンパイヤをするために、しかし軍事的には不可

欠なものだから、さっきもお話がありました。全くの素人の人が行ったんでは何もわからないということなんです。そこで、自衛隊の人にと、こういう議論になってくる。

したがって、ＰＫＦは軍事行動をとるのでは全くない。軍事組織を平和的に利用する、言わば逆転の発想である。これがＰＫＦなんです。御案内のように、ＰＫＯの生みの親のテイクハードという元国連事務総長が「ＰＫＯ法とは非暴力を軍事的な立場に持ち込むことである」このように言っている。いわゆる敵のない兵士、戦わない軍隊と言われているのが、ＰＫＦなんです。ここまできちんとＰＫＦのことが、はっきりと示されている。そしてこの、さっき私が言いましたＰＫＦの参加５原則というものがある。ここに５原則がきちんと守られているからこそ、みんな国民も納得をして、そして参加ができる、こういうことになる。

京都大学の国際法の香西　茂という教授が、このように言っている。「ＰＫＯの活動は敵を持たない兵士、市民的兵士などと呼ばれることからもわかるとおり、武力行使のための軍隊と、およそ性格を異にする。言わば審判官、アンパイヤの役割を担うものである。そこで、日本がＰＫＯ法を含む国連の平和維持活動に積極的役割を果たしていこうとすることは、平和憲法を持つ国として当然のことと言ってよい。奉仕の精神の一環として行うものである。ＰＫＯは国際社会に対する貢献のために行うものである」このように京都大学の先生がおっしゃる。

ですから、自衛隊の海外派兵につながるという議論があるけれど、これはＰＫＯの法律をよく理解していないんだ。理解しないゆえの議論である。ＰＫＯが平和憲法の精神に合致することは、スイスのような永世中立国が目下ＰＫＯに全面的に参加するための法案を準備中であることは明らかである。このように、はっきりと申せます。すなわち、永世中立であるスイスの国がＰＫＯにも参加しよう、こう言っている。ですから、あらゆる過去からみたって、いわゆる派兵のこの論議は、ＰＫＯのまさに本質を知らない論議である。本質を知らないがゆえに、こういうことが出てくるんだと言わざるを得ない。

先ほど、板垣さんから、朝日新聞だけが紹介ありました。12月12日に、読売新聞の社説が載っておりました。ここに「ＰＫＯと自公民３党の責任」ということで出ていました。「国連平和維持活動協力法案の今国会で成立が絶望視される状況になっている。日本の国際信用にかかわる遺憾な事態である。こうした状況を招いたのは、宮沢首相以下、政府・自民党の指導力の乏しさによるところが大きいが――申しわけございませんね――国会の会期は11日間延長され、同法案の審議時間はまだ残っている。さらに論議を深め、自民、公明、民社３党の歩み寄りにより成立の道を最後まで探るべきだ。ＰＫＯへ

の日本の参加は、国際公約ともなっている。会期を再延長しても実現させるくらいの気構えを求めたい。この重要なＰＫＯ法案が、宮沢首相のリクルート３点セット提出に絡む証人喚問問題をめぐり、自社両党間の取引の形で、継続審議あるいは廃案に追い込まれようとしているのは、全く理解できない。――これはもう読売の社説どおりです――大体、政府・自民党は、口で『成立』を求めながら、その姿勢には、ぜひとも通すという熱意や気迫が感じられない。国会審議の場でも、野党の追及をどうかわすかということばかりに気をとられて、その重要性を国民の前に訴えるという点では、最初から腰が引けていた。野党との折衝面でも意思の疎通を欠き、同法案作成の段階で成立していた公明、民社両党の連携も、自民党執行部の不手際で次第に崩れてしまった。こうした状況下では、導入法案をめぐる国民の誤解は解消するどころか、『ＰＫＯは危険』という社会党などの見当違いの一方的なＰＲによって、逆に国民の間に不安感を増すような結果さえ生んでいる。政府・自民党は、自公民３党合意の原点に立ち、公民両党との関係を修復して、ＰＫＯ参加を実現させる責務がある。――もうちょっとですので――３党合意の基本内容は何であったか。自衛のための最小限の武器を携帯する平和維持隊（ＰＫＦ）への自衛隊の参加について①紛争当事者間で停戦合意が成立している②紛争当事者がわが国の参加に同意している③維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく中立的立場を厳守する、などを条件としたことだ。――この三つのことを示されているわけです――これらは、ＰＫＦ本来の特質だが、法案の中にも厳格に盛り込まれている。そもそもＰＫＦを含めて、ＰＫＯは国連の総意に基づく活動であり、戦闘状態が終結したあとの平和を確保するためのものである。だからその性格は、敵を持たず、戦う軍隊ではない、ということだ。これに参加することがなぜ憲法違反なのか。『危険だからダメ』という議論もあるが、これも国際的には通用しない。ＰＫＯには約50か国が参加しているが、他国の兵士たちは危険でもよいというのか。そうした任務だからこそ、実効をあげるうえで、自衛隊が適任ということになったのだ。自民、公明両党と民社党の考え方の差は国会承認を２年後とするか半年後とするかというところまで接近している。このわずかの差を克服できずに、国際信用を失うことになるとすれば、その代償はあまりにも大きいと言わざるを得ない。」――このように読売の社説に出ている。読売の社説に出るということは、やはり全くそのとおりじゃないか、という気がいたします。

それから、そもそも自衛隊ということを提案者は、かなり自衛隊が武器を持っていくということで言っておりますが、憲法における自衛隊の位置づけ、これは後ほど、うちの方の馬場議員から詳しく質疑があると思いますので、憲法における自衛隊ということ

について、いわゆる提案者の意見をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　最初の、紛争当事国の紛争が、国連の平和維持軍が派遣された後も再び起きた例があるか、というふうに御質問がありました。

これも質問者の中からいろいろと詳しくお話もありましたけれど、例えば、この国連の出しております「国連平和維持活動」の中で紹介されておりますのを引用いたしますと、例えば、国連兵力引き離し軍は、これはアラブ・イスラエル戦争に続いて1975年５月、イスラエルとシリアの間で結ばれた兵力引き離し協定に従って、ゴラン高原のイスラエル及びシリア軍の分離地帯を監視するため、安全保障理事国は、理事会は、国連兵力引き離し軍をこの地域に派遣した、というふうになっているものなんです。これには、兵員及び監視員が1,337人、犠牲者が何と24人も出ているんです。これは戦闘行為か、あるいはそれに似たようなことがあるために、こういう犠牲者がやっぱり兵力離し軍内に生じているわけです。

それから、兵力の、例えば国連休戦監視団、今度はエルサレムに設置されております。監視員が298人で、犠牲が28人、やっぱり出ているんです。

それから、国連キプロス平和維持軍。これは本部はニコシアというキプロスに設置されておりますが、兵力が、兵員が2,161人、市民警察が38人いるそうですけれど、やはり犠牲が148人も発生している。こういうひどい現地であるということがわかるわけです。

それから、国連のレバノン暫定軍。これが兵員が5,864人。犠牲が何と170人も出ているんです。これほどの危険な地域だというところに、こうした平和維持軍が派遣される、ということになるわけです。この犠牲を見ただけでも、相当のやっぱり事態が続いているということが言えると思うんです。

私は、こういうものを見るだけでも、これは本当に危険なところに行くものだということになるわけでありますし、この国連自身が言っておりますように、まさに兵員が現地に派遣されるということになっているわけです。しかも、100人を超える、多いところは170人くらいの犠牲者が出ているわけですけれど、やはりこの戦争の紛争が依然として継続されている、ということをあらわしているものだと思います。

それから、自衛隊が持っていく武器は何か、というふうに御質問がありました。これは政府の説明ですと、ピストルとか機関銃だというふうに説明しておりますね。しかし、ではピストルと機関銃だけかというと、決してそうじゃないということなんです。これ

は天野議員の質問にもありましたので、御紹介いたしましたけれど、国連事務総長が認めている、この兵器の限度というものがあるそうなんで、それによりますと、今後の国連軍では航空機による爆撃まで容認した、というふうになっております。そして、通常は拳銃は軽機関銃というふうには言っているものの、しかしそういうものに限らないで、重機関銃とか、バズーカ砲とか、対戦車無反動砲、そういったものを持っていったという、そういう過去の例もあるし、国連事務総長はそこまで認めているということが、明らかになっているわけであります。ですから、将来、そういう武器を持って海外に出かけるということにもなっていくことは、容易に想定できるというふうに思うんです。

それから、読売新聞の社説などを引用いたしまして、ＰＫＯ法案の合法性を紹介されたんだと思いますけれど、そういう論評もありますけれど、また違った論評もあるわけです。

例えば、朝日新聞の28日付の社説によりますと、武力行使の問題など、依然として疑問は消えていない。野党の大部分が反対し、自公両党だけで強行可決した法案が仮に成立したとしても、そうしたＰＫＯ協力法が国内外の支持を得られるかどうか疑問である、こういうふうに述べているわけであります。

そして東京新聞は「武器の使用や隊員の撤収を命令する権利の所在においては、国連の内文書と法案の内容との間に考え方の違いがあり、そうした混乱から武器、武力行使に発展する不安は一掃されていない」――こういうふうに、国会の論議など経た結果を論評しているわけです。ですから私たちも決してこのＰＫＯ法案が単なる平和維持活動で、一切の武力行使はないんだというようなことなどではなくて、むしろ武力行使へと拡大する、そういう内容をはらんでいるというふうに考えているわけです。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　今、板垣議員から、強行という言葉が出てまいりました。強行可決をしたと私どもは決して思っていないわけでございますが、ここに朝日新聞の記事を読まれたと思いますけれども、板垣提案者も、公明党、自民党も含めて、強行可決した、とこのようにお思いでしょうか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　あれを強行採決でないというふうに思わない、というふうにおっしゃっておりますけれど、私はむしろそういうふうにおっしゃる方の考えは、ちょっと理解できない。明白に強行採決だ、こういうふうに考えているわけです。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　全く、上っ面だけを見て本当の姿を知らない人がそういうことを言うことでありまして、私は朝日新聞をとっていませんので、よくわかりませんけれども、読売新聞の社説、あるいは週刊読売にも出ていました。「ＰＫＯ法案大もめ採決。一皮めくればつくられたシナリオ」これは週刊読売12月15日号です。一見、大もめ採決のようでありながら、一皮めくればシナリオどおりが真相だったらしい。反対する社会党には、かっこよく討ち死にしたいという思惑があり、事前に審議打ち切りが通告されたら、委員長に詰め寄るという段取りも示されていたそうだ。とんだ茶番劇と言われても仕方のない一面だろう。――これは、週刊読売。

読売新聞には、これは強行採決ではない。社会党などが物理的な力によって採決阻止を強行したために起こした現象である。ろくに審議もせずに採決を強行したのなら批判は当然だが、実態はそうではない。ＰＫＯ法案の審議は前国会から継続してきたもので、公聴会も置いている。一定の審議時間が経過すれば採決に移るのはやむを得ない。にもかかわらず法案の採決を阻止しようとするのは、力づくの強行採決という形に持ち込み、同法案が危険なものであるかのようなイメージをつくり出すことによって、国民の反発や不安をあおろうとする意図的な戦術としか思えない。――このように、実際にもまだつけ加えるところがあるんです。――社会党の有力労組である全電通は、採決に先立ち、社会党に対し廃案一本やりの姿勢を改め、現実的対応へ転換するよう要請したが、無視されてしまった。――これが読売新聞にある。

実際になにかテレビを見ていますと、そのように見えるかもしれませんが、実際はそれは全くの、改めて仕組まれた、そして、しかも「社会党の不信任案、なれあい裏づけ」という文章があるんですが、「これは全くのなれあいであって、強行採決をうかがわせる材料の一つが、社会党の不信任案の不可解な出し方だ」――この辺をよく板垣さんも聞いていただきたい。社会党は、提出した不信任案は渡辺外相と宮下防衛庁長官に対する２本なんです。強行採決の舞台となった衆院国際平和協力特別委員会の林委員長に対する不信任案は提出されていない。なぜ、これが提出されていないのか。すなわち、委員会運営の手続を言うならば、第一に責任が問われるべきは、常識的に考えて、林特別委員長のはずだ。社会党が委員長に対する不信任案を出せなかったのは、社会党も委員長も、直接かどうかは別にして、話が通じておるのは強行採決だから、委員長の責任を問うわけにはいかなかったということなのか――こういうふうに書いてある。

しかも、この２内閣の不信任案は、３日の衆院本会議でＰＫＯ法案が可決、衆院を通過した直後、撤回、取り下げられてしまった。それから、今後、こういう社会党の行動

は、政府提案の法案に反対するたびに所管大臣の不信任案を出すべきだ。今までそんなことはやっていなかったではないか。――こういう、ですから一部つくられた全くのものにマスコミも乗ってしまって、板垣さんも乗っているんですよ。よく事情を知らなきゃだめだよ、板垣さん。よく見ていただきたい。テレビでも新聞でも。朝日新聞だけじゃくて、ＮＨＫの世論調査も必要だし、それから読売新聞も見るし、いろいろ、ひとつ見ていただきたいんです。

それから、今の強行のことですけれども、こんなこともあるんですよ。どこかへ行って、わからなくなってしまいました。結構です。

それで、まず、この自衛隊云々のことにつきましては、いわゆる憲法の問題が一番大切になってくると思うんです。すなわち、現憲法が、単に戦争に反対するだけの反戦の平和主義にとどまるだけのものなのか。あるいは、全くそうではないのか。平和が破壊されたときに平和を回復する、そのための貢献もする。そうした積極的な平和感が生まれているんではないか。ここが一番、私はポイントになってくるんじゃないか。憲法の前文は、先ほど板垣さんも言っておられました。「我々は平和を維持し専従と隷従、圧迫と辺境を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」このようにうたってあるんです。

そして、この第９条では、日本国民は正義と秩序を基本とする国際平和を誠実に希求する。――さっきもちょっと言いましたけれども。これは決して反戦だけの平和主義じゃないということ。いわゆる一国平和主義ではない、ということです。世界が平和であって、そして日本も平和であるということを理想としてうたい上げているのが、私どものこの日本国憲法なんです。ですから、反戦の平和主義というものは大事だけれども、同時に、平和が破壊されたときに、その回復に向けても貢献をしていくということが、もっと大事なことになってくる。これは平和をつくり出していくという意味で、言わば創造的平和主義ということかも知れませんけれども、これがそもそも憲法の大前提にならなきゃならない。私は今、そのように考えています。板垣さんはどう思いますか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　黒川議員さんは、先ほど読売新聞の報道などを引用いたしまして、衆議院の特別委員会における強行採決はないんだ、というふうにおっしゃいましたけれど、私は、テレビ、新聞、その他の報道を通じまして、強行採決はあった、というふうに考えているわけです。先ほどの朝日新聞や東京新聞の社説の一部を引用するまでもなく、あの事実は、テレビを通じて全国に放映されたという事実は、もう消し難いも

のだと思うんです。

それから、赤旗の28日付の新聞は、こういう見出しで、まさに衆議院の特別委員会の採決が、採決強行だということを大きく報道をしたわけです。そして、採決そのものが存在していないんだと。議事録さえないんだそうです。議事録は全くなくて、どのようにして採決が行われて可決されたのかというのが、記録として残っていないわけですから、これはまさに強行採決ということ以外はないんじゃないか、こういうふうに思うんです。

それから、憲法の平和をうたった点は、これはまさに私もそのとおりだと思うんです。平和をうたったという点ではね。ただ、その後の一国平和主義ではいけないんだ、ということを黒川議員はおっしゃいましたけれど、私は、世界の平和と、そして日本がどのようにその平和に貢献するかという点では、現在の平和憲法を持っているということ自体が、大きな世界に対する平和の貢献だ。武力を持たない、こういう日本の憲法の立場というのは、まさに世界の紛争を平和的に解決するという、そのことを基調とした憲法の立場だ、このように考えております。

そして、日本の世界平和に貢献する方法としては、非軍事的な方法で貢献すべきだ、このように考えております。そのことが憲法の立場であり、憲法を忠実に守るという点でも、私は非軍事的な方法による国際的な貢献を果たしていくというのが、今日、最も重要な日本の立場だ、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　もう一度、板垣議員にお尋ねをいたしますが、強行採決とは一体いかなるものなのか、お伺いをいたします。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　言葉の解釈は、私は議論しようとは思いませんけれど（「いや、しているんですから答えてください」と呼ぶ者あり）、あの場で、テレビなどで映し出された国会の特別委員会の採決の状況ですね、うわっと人が、国会議員が委員長席にですよ、駆け寄って、何が何だかわからないという、こういう状態があって、なおかつそれが委員会で可決されたというふうに言われても、これは国民が納得しないんじゃないか、逆に私は、そういうふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　板垣議員は、テレビを見ていたのかどうかわかりませんけれども、あそこの、いわゆるみんなが駆け寄ったから強行採決だ、こういうふうに判断して

いる。（「うわっと飛んだんだ」と呼ぶ者あり）これはだから社会党の人たちが、わずか13名ぐらいしかいないのが、なにか50名ぐらい動員されたんだそうですよ。委員会にみんながあちこちから動員をされて、そしてみんな、ああいうふうにばっと流れ込んできたんだそうです。だから、あそこに公明党の議員はいましたか。あの中に。板垣さん、見ていましたか、それ。公明党の議員がそこにいて、あそこでわっと言って、行ったかどうか。教えてください。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　私は国会議員一人ひとり、特に公明党の議員の存在をテレビによって確認することはできません。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　強行採決というのは、板垣さんも議員を何期もやっていらっしゃるんですから、どのようなものが強行採決なのか、わかりそうなものですよ。強行採決の定義というのは、きちんとした審議経過を経てやるものは強行採決にならないんですよ。その辺がはっきりとしていないから、ただ、ああいうものだけ、見ただけで自民党、公明党が悪いんだ、ということになっちゃう。全くのおかしな議論になってしまう。もう一度、よく強行採決という定義づけをきちんと覚えていただきたい。

しかも、今回のこの議論については、ＰＫＯ法案については、前国会と今国会で60数時間以上の審査をしておる。しかも社会党で１日２時間の質問時間の確保をずっとしているんです。そして採決の前提となる中央公聴会、地方公聴会も全部済ませている。これ以上の、いつも板垣さんが、市民参加、市民参加と言います。委員会付託審議をしろと。これ、全部済ませているんです。それ以上のものを済ませて、あとはもう何もないというところで決をとった。ところが、ああいう、さっき言いました読売新聞、いろんなものから見ても、ああいう筋書きをつくった、いわゆる張本人がいるんですよ。それを、先を見ないで、あれだけ見て「強行採決だ」と言っていることが全くのおかしい議論である。このように思いますが、もう一度いかがですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　あの事態を私は見て、国民は「ああそれは非常に正常だ。採決の仕方としてもっともだ」というふうに思った人は、私はいないんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、私もあの事態を、正常な採決の仕方だというふうには思っていないわけですよ。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　採決の仕方は、あのような仕方をしたかもしれない。強行という採決の仕方は、とっていないんですよ。それ、いかがですか。強行採決じゃないんですよ。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　強行って、あの場面はですよ、採決したというふうに衆議院に持っていったわけでしょう。議事録はないんだそうですね。（「ありますよ、議事録は」と呼ぶ者あり）何対何で可決されたのか、されてないのか、そういうのが全くないわけです。怒号などがあって「聴取不能だ」というふうなことしか書いてないようなんです。ですから、それを指して、十分審議をした、あるいは可決した、採決した、こういうふうには私はとても思えない。これはもう何回言っても同じじゃないでしょうかね。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　ですから、板垣さんは、あの場だけを見ているんですよ。あの場だけを見て「みんながわっと行ったから強行採決だ。何も審議をしていないじゃないか」こうなるわけです。さっき私が言いました、何十時間もやっているんです。これはどうですか、認めますか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　それは審議をしているというのは、わかっていますよ、私もね。（「十分しているじゃない」と呼ぶ者あり）十分やったかどうかは別にしても、審議は行われている、というふうには思うんです。しかも審議をしている最中に、何か動議が出て、その後、わっとなって、何が何だかわからんような議事の混乱が起きた、というふうに私は見ておりますから、そのことをもって、あれは委員会で可決されたんだ、というふうな解釈をとって、衆議院本会議にかけようなんていうことは、やはり強行採決ということ以外に、ほかに言葉はないんじゃないでしょうか。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私どもも公明党としては、強行採決をしろなんていうことは一言も言ってないんです。だれも、ああいう結末を迎えようとは思ってもなかった。普通はです。ところが、ああいう事態になってしまった。私どもの書記長とも含めて、強行採決をしろなんていうことは一言も言っていいない。

ですから私が言いたいのは、板垣さんが、公明党を強行採決をしたということについて、私は、それは違うんだということを言っている。それは違う。すなわち強行採決というのは、十分な審議もしないで勝手にどんどんやってしまう、それが強行採決なんですよ。強行にやってしまうのが。ところが、さっきも説明したとおり、十分過ぎるほどの審議を重ねに重ねてきた。しかし、あの結果になってしまったけれども、私どもは強行採決したということを決して思っていない。それを公明党がしたということに対しては、私は反論したくなる。いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　新聞の論調などもそのように伝えているということを、私は先ほど、朝日新聞、それから東京新聞で社説の一部を引用して、御紹介したわけです。

私もテレビなどを見て、あの場面は明らかに強行採決だというふうに思わざるを得ないわけですよ。あれは正常な採決の仕方だなんていうことは、私はちっとも考えていない。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　強行採決と思わざるを得ない考えを、ぜひこの場で、きょうお捨ていただいて、今私がるる説明いたしましたので、あれは実際に仕組まれた、いわゆる茶番劇だった。本当に何時間も十分な審議をして、いわゆる国会で審議をされた経過としてああいうふうになってしまったけれども、そういう経過があったということを、ひとつ認識をしていただきたいと思います。

そろそろ一時間になってしまいますので、また、後ほど意見の場で十分いいたいと思います。まだ後、うちの方にいろいろ控えておりますので、それにバトンタッチをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　天野議員と黒川議員が、かなりの核心に触れましていろいろ質疑されましたので、出尽くした感はありますけれども、今、ＰＫＯ法案、国会で、参議院でもって審議を継続されておりますし、板垣議員が、同じようにこの意見書を何とか採択してほしいということで、るる見解を述べられておりますので、同じような立場、また考え方にのっとって、さらに中身について御質問をしたいと思います。私も、できればこの案に賛成をしたいということで、いろいろとこれから聞いていきたい、とこんなふうに思います。あくまでも、できれば賛成したい、とこんなふうに思っていますから。

まず、国連がＰＫＯを設立した理由、これについて知っている範囲でもってお答えをいただきたい。

それから、国連について、今どのような御認識でいらっしゃるかどうか。

それと、国際貢献ということで、どのようにお考えになっているかどうか。

それと、ＰＫＯ法案の大筋、いわゆる目的から最後までずっとるるあるわけですけれども、これについて、この法案はどんなものなのか、わかりやすいように説明をしていただきたい。

それと、国際社会で日本が生き抜いていくために何をなすべきなのか。これも、考え方をお聞かせいただきたい。

それと、今、国際的に世界の平和秩序の構築が叫ばれておりまして、諸外国でいろいろと声明をされておるわけですけれども、平和の安定と維持について、どのようにお考えになっておるか。

これはダブりますけれども、先ほど黒川議員の質問の中で、国際平和についてどう考えているか、国際平和とは何なのだ、という質問に対して「戦争のない状態を言う」こういう板垣議員の見解が示されました。では、そのために日本は何をなすべきなのか、それをお聞かせいただきたい。

それから、板垣議員本人が、争いごとがあった場合に、仲裁に入ったことが、今までおありかどうか。その場合に、積極的に入っていったのか、あるいは見て見ぬ振りをして通り過ぎたのか、その辺のこと。

それから、派兵ということが言われましたけれども、派兵の能力、これについて、今の我が国の自衛隊が持っている武器、あの武器でどのような戦いができるのかどうか。戦争ができるような状態の武器を保持しているのかどうか。板垣議員の知っている範囲で、お答えいただきたい。

それから、ＰＫＯについては、武器を使って平和を維持しようとするものではない、というふうに私は書物を読んで認識をしているつもりですけれども、そのことと武力の行使、これとの関連、どのようにお考えなのか。

とりあえず以上の点について、考え方をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　一つ、国連についてどう考えているか、ということの御質問でございます。

国際連合が国際の平和と安全を維持しようという、その方法の一つが平和維持活動だ、とこういうふうに言っているわけであります。「その主要な責任は、安全保障理事会にある。国連憲章は安全保障理事会が平和に対する威嚇や平和の破壊、あるいは侵略行為

の存在を決定するとき、国際の平和と安全を維持し回復するために、国連が何をなすべきかを理事会が決定することを定めている」こういうふうに述べているわけです。ですから、安全保障理事会などが中心となって世界のあるところで紛争や、あるいは平和の破壊などがあったときに、それらの必要な対処をする。国際の平和と安全を維持すめたに、あるいは回復するために、具体的な国連としての役割をどのように果たすかということをいろいろと論議をして、その一つとして、国連平和維持活動がある、というふうに言っているわけです。

私は、国連の平和維持活動というのは、そういうことの活動の一つだというふうに、これはこれとして率直に受けとめているわけでありますが、ただ日本が、憲法との関係で、この平和維持活動に自衛隊を派遣する、派兵する、こういうことは、私は容認できない、こういうふうに先ほど来申し上げているわけであります。

そして、国際貢献をどのように考えているかということでありますけれど、あくまでも非軍事的な手段による国際貢献を日本が果たすべきだ、このように考えております。

例えば、今朝の新聞に、ユニセフが92年版の子供白書を発表したというのが伝えられておりますが、毎週毎週25万人もの子供が死亡しているという内容のものが紹介されているわけです。幾つかはあるんですけれど、代表的なものとして、そういうことが現に地球上に起きているということであれば、こうした問題に日本も加わって、世界の子供の命を守るということで、日本がどのように貢献できるかということを真剣にやはり探究すべきじゃないか、ということなども、一つの平和に対する貢献の仕方である。こういうふうに考えております。

ＰＫＯ法案は一口に言ってどういうことなんだ、というふうに御質問がございましたが、これは私に言わせれば、まさに自衛隊を武装させて紛争当事国に派兵を行って武力行使が行えるようにする、こういう内容の法案だというふうに解釈をしております。

それから、平和の安定、維持のために日本は何をなすべきか、ということでありますけれど、これは国連を中心にして世界の紛争を解決するということについては、既に日本も国連に加盟しておりますから、それは国連を中心にして平和を探究するべきだ、とそういうふうに考えております。その際、先ほど申し上げましたように、日本が武力行使を伴うような参加の仕方ではなくて、非軍事的な方法で国連にそれなりの役割を日本も果たしていく、ということが大切だと考えております。

それから、私自身がけんか等の仲裁に入ったことがあるかどうかということですが、過去を振り返ってみますといろんなケースがありますけれど、これは、けんかといいま

すか、そういう人と人との争いの中に入って、まあ仲裁に入ったという経験はあります。

派兵の効力といいますか、一体、自衛隊が持つ武器で平和の維持といいますか、武力行使ができるのか、というふうに御質問だと思うんですが、これも先ほど来申し上げておりますように、政府の説明はピストルとか機関銃というふうには言っておりますけれど、これは国連平和維持軍の持つ武器の範囲というのは、国連事務総長が許容する範囲ということになっておりますから、過去の例で申し上げますならば、かなりの銃火器まで持っていくことができるということで、現地に実際使われたことなどもあるわけですから、そういうものに将来、拡大されていくということにもなっていくんではないか、と思います。現に、死亡者が何人も出るような、そういう紛争が起きているところに武器を使う。それはまさに武力行使以外の何物でもない、というふうに言わざるを得ないと思います。

武器の使用、武力の行使についての考え方、というふうに言われておりますけれど、国連は、武力行使ということをはっきり言っているんです。（「国連の解釈、違うよ」と呼ぶ者あり）ですから政府は、その国連の平和維持軍に参加するのにもかかわらず、それとは全く違う解釈を成り立たせ、いや武器の使用なんだ、というふうに言われても、では武器の使用と武力の行使はどう違うんだというふうに、私たちは逆に、国民は疑問に思っているわけですから、そういうことはないんじゃないか。まさに武力の行使である、というふうに私は解釈しておりますから、その違いというのは、言葉上の違いはあるかもしれませんけれど、実際は武力の行使になる。こういうふうに考えております。

大体、質問に答えてきたかと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　先ほどのお二人の質問に対するお答えの域を脱出しないわけでございますけれども、何点か、私の質問した中で答えられてない部分もありますので、もう一度お聞きしますけれども、国連がＰＫＯを設立した理由、今、板垣議員は、武力行使だということだから反対だ、というようなニュアンスの御答弁がございました。

日本は、今、国連の中で、安全保障理事会の中の非常任理事国ということで、選出をされておるわけでございますけれども、立場上、それなりの国際協力、貢献、そういうことは当然やらなければならない。このことは十分理解をされていると思うんです。派兵という言葉を、さっきから再三使っておるわけでございますけれども、派兵というのは、戦争をするための軍隊を派遣する、こんな形でとるわけです。戦争に行くというようなことをとる。こういうことは一切言ってないんです。そういうことはないんです。

戦争に行くとは、どこにも書いてないんです、このＰＫＯ法案には。あくまでもＰＫＯというのは、武器を使って平和を維持しようとするものではないんだ、とこういうことを言っているわけです。

したがって、戦闘行為ではない。あくまでも先ほどから天野議員さんなり、あるいは黒川議員さんがおっしゃられたような、戦後処理ということが大きな目的であるわけです。それをなぜ、自衛隊が武器をとって戦いに行くようなことに持っていってしまうのか。大変危険な、私は考え方だと思うんです。ＰＫＯ法案に反対ということですから、世界平和は維持しなくてもいいと、極論すればそういうことになるんですよ。この今回出されている意見書案は、あくまでも日野市議会として全会一致で何とか出したいという。でも我々は、こういう協力、言ってみれば国際協力ということは積極的にやるべきである、そういう考え方なんです。それを、これでは法案に反対だということですから、もう根本的に入り口から違うんです。分かれちゃっていますから、あくまでも空振りの形になると思うんです。言いっ放し、聞きっ放しのような形になるんですけれども、少なくとも今、板垣議員が御回答されました派兵という言葉、武器の使用、行使、こういうことは、ちょっとホップ、ステップ――ステップはなくて、いきなりジャンプしているような、そんなように聞き取れるわけです。

ですから我々はだれだって戦争なんかしたくないわけでしょう。ただ、今の日本が置かれている立場、経済大国としての日本が、国際貢献、何ができるのか。現憲法の中で。こういうことを今、国会の中で一生懸命論議をされている。もちろんいろんな考え方がありますから、それはもう十分に論議をしてもらわないと困るわけですけれども、ここで言われているように、自衛隊の海外派兵法というふうに言われちゃいますと、ちょっと待ってくれよ、こういうことになるんです。ですから、ＰＫＯを設立した理由、なぜＰＫＯが設立されたのか。それに対して日本は協力するのか、しないのか。どんな協力ができるのか。こういうことでやっているわけです。先ほど、ノーベル平和賞をもらった、というようなお話もございました。全世界からＰＫＯの評価というのは、かなりの高い評価をいただいているわけです。日本も何とか平和を維持したい。二度と戦争は嫌だということで、いろんな面で協力をしたいということで、こういう法案が私は出されたということで、理解をしておるわけですけれども、先ほど質問しました、国際平和とは戦争のない状態を言うんだという、こういうことです。私もそう思うんです。板垣議員の意見、見解と私も同じです。国際平和というのは、戦争のない状態だと。では、そのために日本は何をなすべきなのか。その辺をもう少し突っ込んで、本音の部分を聞か

せてください。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　戦後、現在の憲法がつくられて40数年たつわけでありますけれど、これは日本の自衛隊の海外派兵に大きな歯どめをかけてきた、こういうふうにも言われているわけです。国際紛争には武力を持って対応しない、対処しない、こういう日本の憲法から見るならば当然なことでもあったわけでありますけれど、平和的な手段による方法、現在ある憲法をやはり前面に出して、国際紛争を非軍事的な手段によって解決する。このことを日本はこれを舞台に大いに発言もし、またそういう提起を行っていくことが、私は平和への貢献の一つの重要なやっぱり柱になる。このように考えております。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ただいまも派兵という言葉が使われたんですけれども、自衛隊は兵隊さんじゃないんですよ。兵隊じゃないんです、自衛隊というのは。日本には、兵隊なんてないんですから。そういう名前のつくものは。軍隊もないし。なぜ、派兵という言葉を使うのか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今日の自衛隊の規模などから見て、兵と言わないというふうな解釈は、私は成り立たないんじゃないかというふうに思うんです。現に、先ほど最初に申し上げましたように、韓国であるとか、その他アジアの諸国の政府の要人が、日本の自衛隊の海外派兵について、非常に危惧をするという発言などがあることを紹介しましたけれど、私はそういうことは、やはり自衛隊を兵というふうに見た上での発言ではないか、というふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　全く理解をできないわけですけれども、今、日本がかなりの輸入を各国からして、生計を立てているわけでございますけれども、掃海派遣部隊がこと出されまして、国際的に国内よりも高い評価をいただいて、すばらしい国際貢献をされたものだということで、関係者は、御家族の方ですけれども、大変喜んでいるというニュースが流れました。あれも、私は掃海派遣部隊、このように見るわけですけれども、板垣議員は、どのようにあの行動を受けとめているか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　自衛隊の掃海艇の派遣は、私はすべきものではなかった、このように考えております。これも憲法の第９条から見て当然なことではないかというふうに思っておりますし、今後も掃海艇をいろんなところに派遣するなどというようなことは、しない方がいい。やめるべきだ、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　世の中には流れというのがあるんです、流れというのが。一人だけが視野を狭くして、だれが何と言おうとおれはこう思うんだ、ということで生きていける場合と、そうでない場合があるんですよ。その辺はもう十二分に板垣議員の考え方、あるいは人格をもってすれば、当然だというふうに返ってくると思いますけれども、あれは出すべきではなかったという、これはもう見解の相違です。私は、ああいうことをやることによって、諸外国から、日本という小さな島国が見直され、それなりに国際協力なり貢献をしているという評価をいただく、というふうにつながっていくものと確信をしているわけでございます。

戦争のない状態で、ある国際平和、この協力についてどう考えているのか。なかなか、ずばりこうだ、というのが返ってこないんですけれども、板垣議員の場合には、あくまでも自衛隊を軍隊という位置づけでとらえて、自衛隊が出るということは派兵なんだ、兵隊が出ていくんだ、というふうに端から思っていますから、その域を脱しないということになるわけですけれども、くどいようですけれども、日本の自衛隊には派兵というふうに言えるような、武器なり弾薬なり、そういったものがきちっと備わっているのかどうかです。保持しているかどうか。その辺までよく御認識の上で、派兵という言葉をお使いになるんだと思うんですが、どのくらいの量を持っておれば、外国と戦えるのか。当然そういう裏づけ的な資料もお持ちだと思うんです。日本の自衛隊が持っている武器、どういう武器がどのくらいあるのか、だから兵隊なんだ、戦いに行くんだ、というふうに言えるのか。その辺、具体的にお聞かせいただきたいんです。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　自衛隊の装備は、どんな武器を持っているかということを、一々武器の種類、その性能、量等を、ここで私は答弁するなんていうようなことは必要ないと思うんです。言われておりますように、日本の自衛隊関係予算、軍事関係の予算といわれておりますけれど、これは今、世界で有数の指折り数えるくらいの軍事費に膨れ上がっているわけです。世界各国は日本の自衛隊の強化に非常に恐怖の念を持っているというようなことなども、過去にはそういう発言などもあるくらい、だからこそアジアの諸国は日本の自衛隊の海外派兵というものについて、一番危惧する念を表明して、遺憾

であるとか、あるいは慎重にというような表現を使って、自衛隊の海外派兵をやめさせるようにという、やっぱり考えに基づいて発言をされているんだろうと思うんです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　板垣議員、この意見書、今の御見解だと大変なことですよ、こういうものを出したら。そういう見識で。そうでしょう。私はどのくらいの量があるかわからない、そういうことを言っていて「軍事活動を行わせる自衛隊の海外派兵法」とは何ですか。それなりの裏づけがあるんでしょう。きちっと答えてくださいよ、きちっと。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　自衛隊を海外に出すというのは、政府が提案してていることなんですよ。私が提案しているんじゃないんです。政府が提案しているから、私はそれには反対だ、というふうに言っているんです。その自衛隊を私は派兵だというのを、私は最初から申し上げているわけで、それを現地に行って武力紛争に割って入るというようなことは、日本は憲法の建前上やるべきではない、こういうことをはっきり申し上げているわけです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ＰＫＯ法案は、確かに国がやっているんですよ。内閣が提案したものですから、板垣議員が出したものじゃないのは、私もわかります。

ただ、この文案を、日野市議会として内閣総理大臣に出すわけです、この意見書を。その中に「軍事活動を行わせる自衛隊の海外派兵法」とは何ですか、ということなんですよ。ここのところをよく説明してください。こういうことだから海外派兵法なんですと。それを、我々もよくわからないと出せないでしょう、これ。日野市議会として。「何だ、日野市議会は。何もわかっていないでこういうものを出すのか」ということになるわけですよ。（「興奮しない」と呼ぶ者あり）興奮なんかしていないですよ。きちっと答えてくださいよ、そこのところを。私は知りませんじゃ、困るんですよ。国が、宮沢総理大臣がこれを出しているんだから、おれが出しているんじゃないと、そういう開き直りなことを言っちゃだめですよ。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　この国連平和維持活動、いわゆるＰＫＯ法案といわれる内容が、自衛隊を武装させて海外に出すというわけでしょう。そのことが私は自衛隊の海外派兵法とも言える、ということを言っているわけです。外国の人たちもそのことを、自衛隊

が海外に出るということを危惧しているわけでしょう。単に紛争当事国に行って、身を守るために武器を使用するんだとか、国連の指揮に従わないで、日本政府が独自に反対して撤退させるんだ、なんていうことを言っても、これはとても納得できるものじゃないんです。これは、まさにこの法案の内容が、ここにも書いてありますように、武力行使を含む軍事活動を行うわけですから、自衛隊の海外派兵法とも言える。そういう内容を持ったものだ、ということを申し上げているわけです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　わかるんですよ。板垣議員のおっしゃるのは、わかるんです。ただ、ここで言っているのは、派兵ということは兵隊を送ることなんですよ。兵隊はどこにいるんですか、日本のどこに。兵隊が。それを言ってくださいといってるの。だれが兵隊なのか。ねえ、言ってくださいよ。それで兵の位はどうなのか。どこにいるんだか、それを言ってください。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　私の考えでは、自衛隊は、これは軍隊だというふうに私は考えているんです。これを軍事力といわずに、何というふうに言っているのかわかりませんけれど、まさに日本は強力な軍隊を持っているというふうに、世界の人たちは見ているんじゃないか、というふうに私は判断しているんです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　それだったら、この際、意見書を書き直しなさいよ。自衛隊なんて書かないで、軍隊と書きなさい。「武装した軍隊を海外に出動させて」と、こう書きなさいよ。そう思っているんなら。思っていないから、自衛隊と書いているんでしょう。そうじゃないんですか。兵隊はどこにいるんですか。今、自衛隊は軍隊と言いましたね。自衛隊は軍隊なんですか。あれが兵隊さんなんですか。怒りますよ、この家族は。自衛隊、私も知っている人がいますけれども。御家族の方に聞いたら「とんでもない。我々は国内でいろんな災害があって、そういうところにどんどん協力して国民のために一生懸命頑張っている」と。軍隊じゃないんですよ。戦争をしているんじゃないんですから。これ、どうなんですか。自衛隊と軍隊のあれは。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　奥住議員のおっしゃるように「軍隊の海外派兵法」と書き直したらどうか、というふうにおっしゃっておるようですけれど、私は、そういうふうな文言を変えるという考えはありません。自衛隊の海外派兵法とも言える、言えます、とい

うふうに言っていることは適切な表現だ、こう考えています。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　私、冒頭言いましたように、できることなら、この意見書に賛成をして、出したいんですよ。出したいんです、これ、賛成して。だけれども、どうしてもこの「海外派兵」というのが引っかかってしようがないんです。兵隊さんを送ることになっちゃうから。兵隊さんはいないわけだから。これがどうしても引っかかるんですよ。だからなかなか賛成できないんです。

まして、このＰＫＯ法案に（「こじつけだね」と呼ぶ者あり）こじつけじゃないですよ。向こうが言っているんだから。こじつけって。

ですから、いわゆるＰＫＯ法案に反対をすることはできないんです。平和を維持するんですから。平和を維持しましょうと。戦後処理でね。そういうことを言っているわけでしょう。軍隊を送って戦争をまた、冗談じゃない。戦争はやめるな、もうちょっとやれ、こういうふうにけしかけるあれじゃないでしょう、これは。派兵じゃないんだから。だからこの辺の文面がどうしても気になるから、よく板垣さんの考え方を聞いて「ああ、そうなのか。だったら賛成して出したいな」こういうふうに持っていきたいんです。ですから一生懸命聞いているんです。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ぜひ、私の説明で御理解いただいて、この意見書案に賛成していただきたいと思うんです。

それで、この、武装した自衛隊を海外に出動させて国際間の武力紛争の解決のために云々というふうに続いている文は、私の解釈では、このＰＫＯ法案の核心をなすといいますか、その性格をよくあらわしているんではないか、こういうふうに私はとらえているわけです。ですから、この点を変えろといわれても、ちょっとポイントをなくしてしまうんじゃないか、というふうに思いますので、文章を奥住議員の気に入るようなことに変えるということは、これはできないので、この原案でぜひとも理解をしていただきたい、と申し上げておきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　板垣議員が、ぜひ何とかこれで賛成していただきたいということで、一生懸命、今、御答弁されている、というふうに言われました。国会でも、ＰＫＯ法案を何とか認めていただきたいということで、今、一生懸命論議しているんです。同じことなんです。小さなここが国会と思えばいいわけだから。ですから私は、より理

解を深めたいし、日本が外国から取り残されたら困るわけです、国民の一人として。そのために何とかしなきゃいかんということで、今、一生懸命理解を求めているんですけれども。

軍隊がないのに、戦争に行くわけじゃないのに、海外派兵となると問題があるでしょう。それを板垣議員は、私はそう思っているからと。でも板垣さんは「何とか認めてください、何とかこれに賛同してくださいよ」ということを訴えているわけでしょう。ですから、できることなら私も賛同したいんです。ですから、どこに軍隊がいるんですか、ということを聞いているんですよ。そうしたら、あの自衛隊が軍隊だと。だったら、これは自衛隊じゃなくて軍隊と書けばいいじゃないですか、と言っているんです。どうなんですか、その辺は。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ＰＫＯ法案が、まさに海外に出動させる、こういう内容を持ったものなんです。ですから、自衛隊を海外に派兵する、こういう内容を持った法案だと私は申し上げているわけです。

そこのところを、軍隊と変えろといっても、自衛隊の海外派兵というのが最も適切な表現だ、こういうふうに私は考えて、このように提案申し上げているわけです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　さっき、ＰＫＯ法案てどういうものですかということで聞きましたら、私はこう思います、というふうに板垣議員から御答弁がございました。私がＰＫＯ法案をずっと読んで認識したのは、武力行使というのは国際的な武力紛争の一環として戦闘行為を意味しているものだ、こういうことです。ところがＰＫＯは武器を使って平和を維持しようとするものではないんだということ、こういう政府見解があるわけです。それを何とかひとつ、そういうことなんだから認めてくださいよということを、今、一生懸命やっているわけでしょう、国会で。ですから板垣さんも、これを何とかひとつ意見書としてみんな出しましょうよ、ということを言っているわけです。ですから私も、くどいようですけれども、何とかできることなら板垣さんに協力したいなということで言っているんだけれども、一向に派兵ということをちっとも変えないもんだから。兵隊に行くんじゃないんですよ、これ、兵隊に。そうでしょう。

さっき、天野議員なり黒川議員の方から、この辺についてはもうるる説明がございました。私はもう言いません。戦争に行くんじゃないんです。戦後処理に行くんですよ。しかも頼まれて。先ほど板垣議員は、けんかの仲裁をやったことあるよと。頼まれたん

でしょうね。ですから、まあまあそれじゃおれが行ってあれしようか、こういうことでしょう。それに行くんですよ。頼まれて行くんですよ。みずから進んで行くんじゃないんです。そういうものですよ、ＰＫＯ法案というのは。どうなんですか、その辺は。それでも派兵なんですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　同じことを私は何回も申し上げているわけなんですが、派兵――今の自衛隊は武器を持って出かけるわけでしょう。ですから派兵といっても何も不思議なことはないんじゃないかと思うんです。むしろ、その方が適切な表現だ、というふうなことを私は先ほど来、るる申し上げているわけです。（「何回言ったらわかるんだ。いい加減にしろ」と呼ぶ者あり）

国連に、この平和維持軍に参加している他の国々は（殺すんじゃないよ」と呼ぶ者あり）現に派兵、兵員、兵力だ、こういうふうに表現しているわけです。国連の文書なんか見てもそうなっているんですが、これ、まさに派兵だというふうに解釈せざるを得ないような法案の内容だ、というふうに私は申し上げているわけです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　板垣議員が何回言ったらわかるんだと、不規則発言でいい加減にしろというようなことがありましたけれども、今、これ、何をやっているんですか、この場は。共産党さんから出された意見書案を何とか理解を深めて、できるものなら全会一致で出したいな、とこういうことを一生懸命やっているわけでしょう。いい加減にしろとは何ですか、いい加減にしろとは。とんでもないですよ、そんなことは。こんな夜遅くまで、好き好んでやっているんじゃないですよ。日野市議会として、何とかもう全員でやりたいなということでやっているわけでしょう。もっとまじめにやってください、まじめに。（「まじめに答弁しているよ」と呼ぶ者あり）まじめに答弁じゃないですよ。自衛隊を軍隊だ、戦争に行くんだ、と言っているでしょう。そうなんですか。今のＰＫＯ法案は、戦争に行くんですか。どうなんですか、ＰＫＯ法案。戦争に行くと書いてあるんですか。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ここに述べてありますように、今の政府が提案しております国連平和維持活動協力法案は、その内容全体を見て、自衛隊を武器を持たせ海外に出す、こういうものでしょう。ですから私は、それは武力行使を含む軍事活動になる。したがって、言いかえれば自衛隊の海外派兵法とも言えるんですよ、ということをここで述べて

いるわけですよ。これほどはっきりしていることはない、と私は考えているんです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　まだまだ、あと十何人いますから、同じようなことが出ると思うんで、最後にしたいと思うんですけれども、では具体的に、今、板垣議員が、これは軍隊を海外に派兵するんだ、戦争に行くんだ、という見解であるから、かぎ括弧までつけて出したという、こういう見解です。

であるならば、この国際連合平和維持活動協力に対する法律案の、第何章の第何条のどこに書いてあるのか、ずばり言ってください。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　第何章何条にこういう文書があるとかということを、私は申し上げているわけじゃないんです。この法案を、全体を見て、自衛隊を海外に出すということ自体が、私は自衛隊の海外派兵法とも言えるようなものだ、こういうふうに申し上げているわけです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　「第何章の第何条にあるから、よく読め」と言ってください。法律を、私は持っていますから、読みますから。それじゃないと、これ、そんな状態で出せませんよ、意見書を。内閣総理大臣宛てに。個人で出すんじゃないんですよ。日野市議会として出すんですから。30名総意のもと。16万市民として選ばれた方たちが。いいですか、どこに書いてあるかわからないなんて、それじゃだめですよ。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　何条に書いてあるかわからんとは言ってないんです。何条に書いてあるから自衛隊の海外派兵法だというふうに私は言っているということは、言ってないんです、最初から。そういうことは言ってないんです。自衛隊を武装させて海外に出させるというのは、このＰＫＯ法案の協力法案ですから、それはまさに自衛隊の海外派兵法とも言えるものじゃないか、ということを私は言っているんです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　法案に反対する意見書案なんです、これ。ですから法案を言わなきゃ。どこが武力行使なのか、それを言ってください。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　武器を持たせて海外に出すということが、法案……（「だから、どこに書いてあるのよ」と呼ぶ者あり）それは海外……法案を持っておられないのかど

うかわかりませんけれど、何条云々は、この意見書の中に述べてありますように、法案全体が自衛隊を武器を持たせて出す、海外に出すというところを、私は自衛隊の海外派兵法とも言えるんだ、ということを申し上げているんです。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ですから、何条に書いてあるのか言ってください。武器を持って出るということがどこに書いてあるのか、言ってください。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　政府の国会答弁でも、そのことはさんざんしゃべっていますよ。説明してありますよ。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ですから、法案に反対なんですから、どこにそれが当たるのか、武力行使が。それを言ってくださいっていうの。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　法案の全体を指して私は申し上げているということなんです。先ほどから、そういうふうに申し上げているわけです。（「それは無茶だよ。これはもうだめだ」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　今、法案全体を見て言う、というようなことを言われました。そんな状態で出されたこの法案、意見書案ですから、また後ほどの意見の中で述べさせてもらいますけれども、そういう状態で出されたということだけ、よくわかりました。ほかの人に譲ります。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後10時56分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　小　山　良　悟

署名議員　簏　野　行　雄

署名議員　古　賀　俊　昭